明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十七年三月十三日

○第百八十九回国会 衆議院会議録 第十号（一）

平成二十七年三月十三日（金曜日）

平成二十七年三月十三日
午後五時　本会議

○本日の会議に付した案件

平成二十七年度一般会計予算
平成二十七年度特別会計予算
平成二十七年度政府関係機関予算
地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案（古川元久君外三名提出）
所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後五時二分開議

○議長（町村信孝君）　これより会議を開きます。

○橘慶一郎君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

平成二十七年度一般会計予算、平成二十七年度特別会計予算、平成二十七年度政府関係機関予算、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（町村信孝君）　橘慶一郎君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町村信孝君）　御異議なしと認めます。

平成二十七年度一般会計予算
平成二十七年度特別会計予算
平成二十七年度政府関係機関予算

○議長（町村信孝君）　平成二十七年度一般会計予算、平成二十七年度特別会計予算、平成二十七年度政府関係機関予算、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長大島理森君。

平成二十七年度一般会計予算及び同報告書
平成二十七年度特別会計予算及び同報告書
平成二十七年度政府関係機関予算及び同報告書
〔本号（二）に掲載〕

〔大島理森君登壇〕

○大島理森君　ただいま議題となりました平成二十七年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、予算三案の概要について申し上げます。

平成二十七年度一般会計予算の規模は九十六兆三千四百二十億円であり、前年度当初予算に対して〇・五％の増加となっております。

歳出のうち、国債費を除いた基礎的財政収支対象経費の規模は七十二兆八千九百十二億円であり、前年度当初予算に対して〇・四％の増加となっております。

歳入のうち、公債金は三十六兆八千六百三十億円で、公債依存度は三八・三％となっております。

特別会計予算については、十四の特別会計があり、会計間の取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は百九十五兆八百十五億円となっております。

政府関係機関予算については、株式会社日本政策金融公庫など四機関の予算を計上しております。

なお、財政投融資計画でありますが、その規模は十四兆六千二百十五億円で、前年度当初計画に対して九・六％の減少となっております。

この予算三案は、去る二月十二日本委員会に付託され、同月十八日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取し、翌十九日から質疑に入り、基本的質疑、一般的質疑、集中審議、石川県と島根県における現地視察及び地方公聴会、中央公聴会、分科会を行うなど、慎重に審査を重ね、本日締めくくり質疑を行いました。

審査においては、経済・財政・金融政策、アベノミクスと地方創生、社会保障・雇用政策、格差問題、外交・安全保障政策、歴史認識問題、東日本大震災からの復旧復興対策、農協改革問題、エネルギー政策及び原発再稼働問題、政治資金をめぐる諸問題など、国政の各般にわたって熱心に質疑が行われました。その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくして、本日、質疑を終局いたしましたところ、維新の党及び日本共産党から、それぞれ、平成二十七年度予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、趣旨の説明がありました。

次いで、予算三案及び両動議について討論、採決を行いました結果、両動議はいずれも否決され、平成二十七年度予算三案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（町村信孝君）　三案につき討論の通告があります。順次これを許します。小川淳也君。

〔小川淳也君登壇〕

○小川淳也君　民主党の小川淳也でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました政府提出、平成二十七年度

予算三案について、反対の立場から討論いたします。（拍手）

まず初めに、三月も半ばに差しかかった今、既に予算の年度内成立は困難な情勢であり、いまだ本院において予算案を議論していること自体が政治の停滞であります。これはそもそも、昨年の解散・総選挙が強引、無理筋のものであり、いわばこうした党利党略が国民生活を人質にとったものにほかならず、改めて苦言を呈し、反省を求めたいと思います。

加えて、予算案の審議に際しては、閣僚席からのやじが円滑な審議を妨げ、質問には直接関係のない答弁が延々と続けられ、議論の深化も妨げられました。さらに、あろうことか、総理みずからが閣僚席から事実誤認の不規則発言を繰り出し、後日訂正、謝罪するという前代未聞の事態に至りました。国会の歴史に大きな汚点を残すものであり、まことに遺憾、大いに反省を求めるものであります。

さて、予算審議開始早々に、西川前農林水産大臣が政治資金問題に関連をして辞任、下村文部科学大臣にも不透明な政治活動の疑惑が連日報じられています。また、西川前大臣の辞任当日には、同じ農水省の中川政務官が軽率な行動で政権への信任を傷つけるなど、予算の中身以前の問題として、内閣の資質について大いに議論せざるを得なかったことは、まさに国民にとって不幸であり、巨大与党の緩み、おごりのあらわれではないか。猛省を促したいと思います。

政治と金の問題をめぐっては、昨日も、補助金を受けた四十五の企業から自民党の政治資金団体国民政治協会に資金が流れている実態が明らかとなりました。

結局、自民党は変わっていない、変わったように見えてもなかなかその本質は変わらない、改めてそのことを実感します。

そして、政権与党、ましてや補助金交付に影響を及ぼす閣僚が補助金交付先から資金を得たのでは、政策決定や予算執行に疑念を持たれるのは当然です。総理は事の重大性を深く認識し、西川前大臣や下村大臣、また、過去問題となった事案の当事者に対しても、真相究明、説明責任を果たすことを求め、関係者の出処進退を含め、断固たる決意でみずからの任命責任を果たしていただくことを求めます。

同時に、政治と金の問題をめぐっては、新たなルールづくりも必要です。

我が党も党内論議を加速しており、野党からの建設的な意見、提案に対しても、謙虚に耳を傾け、改革の実現に御協力をいただくことを強く要請いたします。

さて、予算案についてです。

政府は、これを経済再生と財政再建の両立を図るものとしています。しかし、実際には、消費増税が先送られる一方で、膨らんだ公共事業費はそのまま温存され、財政規律には既に緩みが見られます。二十六年度補正予算には粉飾まがいのつけかえが多数盛り込まれ、それでも本予算の歳出規模は九十六兆三千億円と、史上最大に膨れ上がりました。

そして、この膨大な予算を陰で支えるのは、日銀による国債の大量購入です。

もはや、これは財政ファイナンスというほかなく、こうした異常な事態は財政規律を麻痺させ、やがては国債価格の暴落、長期金利の上昇、財政破綻や金融システムの毀損、そして悪性インフレと、国民生活を根底から脅かす要因となりかねません。

同時に、株価操作かと疑われるような、年金資金による大量の株式購入も大問題です。

目先の株価や経済指標にとらわれる余り、国民の暮らしと財産を質入れするかのようなアベノミクスには限界があり、もはや、経済政策というより、国を挙げてのかけごと政治、まさにアベノリスクともいうべき事態が進行しています。政府がこうしたリスクについて国民に真摯に説明しようとしないこともまた、大きなリスクです。

実体経済に目を転じても、国民が感じる景気回復への実感は極めて乏しいものと言わざるを得ません。

昨年の経済成長率はマイナスであり、実質賃金も十九カ月連続で低下、相対的貧困率は先進国最悪の水準、不安定な非正規雇用もふえ続け、今や全勤労者の四割に達しました。

しかも、こうした問題への政権の感度は極めて鈍く、暮らしの不安、都市と地方の格差、大企業と中小企業の格差に立ち向かうという熱意は、全くもって感じられません。

個別論点についても指摘をします。

まず、国民生活に直結する社会保障関連予算です。

本予算では、消費増税の先送りと同時に、社会保障の機能強化までも先送られました。特に、低年金生活者に対する月額五千円の追加給付、年金受給資格の十年への短縮といった、かつて三党で合意したはずの重要施策があっさりと見送られています。介護報酬の大幅な引き下げ等と相まって、高齢弱者の暮らしを直撃することになります。

一方、富裕層には贈与税の非課税枠がさらに拡大されます。住宅、結婚、子育て、教育、合計五千五百万円が無税でその子や孫に贈られます。

近年、親の経済力が子供の学力に大きな影響を及ぼすという調査結果も見られ、また、一人親家庭の子供の貧困問題も深刻です。日本では経済的に恵まれない家庭の子供は平等にスタートラインに立つことすらできないのか、そんな社会に夢や希望があると言えるか、社会の健全な発展は果たして可能か、党派を超えて真剣に考えなければならない問題です。

さらに、地方創生関連予算。都市部の大企業に恩恵をもたらす法人減税が決まる一方、地域経済の柱、雇用のよりどころとなる中小企業への外形標準課税が強化されます。地方創生の看板とは裏腹に、中小企業の負担増はさらなる地方の疲弊につながることは明らかです。

肝心の地方創生予算、政府は次元の異なる大胆な政策と豪語しますが、内実は、関連七千二百二十五億円の九割近くが従来予算の焼き直しにすぎません。自治体にまたぞろ総合戦略を策定させ、国が認定して補助金を交付する。異次元でも何でもないではありませんか。旧態依然、霞が関主導のもと、地域の自主性、自立性を脅かす仕組みがまた一つふえただけではありませんか。

加えて、基地建設をめぐって緊迫する沖縄に対して、知事との面会に応じないばかりか、交付金の削減という仕打ちをもって迎えるなど、民意を無視した強権的な手法が目に余ります。こうした

政権の姿勢が、真に地方創生を促すはずがありません。

十年で農家の所得を倍増する、農業についても威勢のよい言葉が躍ります。しかし、実際には戸別所得補償の支払いは半減し、昨年来の米価の下落は農家の経営に暗い影を落としています。所得倍増どころか、廃業すら考えざるを得ないのが実情ではありませんか。農業を魅力あるものにするためには、戸別所得補償制度の復活を含め、セーフティーネットの再構築が必要不可欠です。

政府の掲げる地方創生は、まさに統一地方選挙目当ての、看板倒れ、見かけ倒しと言われても仕方ないのではありませんか。人口減少や超高齢化の最前線で闘う地方を真に応援するものとはとても言えません。一括交付金を初めとした本格的な地域主権改革こそが真の地方創生策であり、その早期復活を含め、抜本的な改革を求めます。

以上、わずかにその一端を述べたにすぎませんが、本予算案は、経済再生、財政再建、地方創生に資するものとはほど遠く、むしろ、国民生活を大きなリスクのもとに置き、景気回復の実感は乏しく、さらなる格差拡大、地方の疲弊を助長するものであり、到底賛成することはできません。

景気回復や地方創生には一向に本気度が感じられない一方で、集団的自衛権や憲法改正など、安倍カラーと言われる政策は着々と進んでいます。ここに安倍政権の隠し切れない本質がかいま見え、これに不安を感じる国民も多数存在します。

改めて、民主党は、こうした国民の声にしっかりと応え、むしろ、人口減や高齢化といった社会の構造変化に真っすぐなまなざしを向けたいと思います。まやかしの金融緩和に依存せず、困難な現実を含めて国民と真摯に語り合い、厳しい現実を乗り越えて、未来を切り開いてまいります。

公平公正な社会、経済の成長と社会保障の安定、高齢者の安心と若い世代の希望の両立を図るべく、これからも真摯に取り組んでまいる決意を申し上げ、私の本予算案に対する反対討論とさせていただきます。

御清聴まことにありがとうございました。

（拍手）

○議長（町村信孝君）　平口洋君。

〔平口洋君登壇〕

○平口洋君　自由民主党の平口洋です。

私は、自由民主党を代表し、ただいま議題となっております平成二十七年度一般会計予算、平成二十七年度特別会計予算、平成二十七年度政府関係機関予算、以上三案に対しまして、賛成の討論を行います。（拍手）

政権発足以来、安倍内閣は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略から成る三本の矢を全力で打ち込んでまいりました。アベノミクスは着実にその成果を上げています。

具体的に申し上げます。

経済指標を見てみれば、中小・小規模事業者の倒産件数は、昨年、二十四年ぶりの低い水準となりました。就職内定を得て新年を迎えた新卒予定者は八割を超えました。大卒で六年ぶり、高卒で二十一年ぶりに高い内定率です。有効求人倍率は一年以上にわたって一倍を超え、仕事を探す人の数よりも人を求める仕事の数の方が多くなっています。正社員の有効求人倍率は、十年前の調査開始以来、最高水準であります。

また、昨年は、過去十五年間で最高の賃上げが実現しました。個人消費等には一部弱さが見られるものの、足元では、十月から十二月期の実質GDP成長率が三四半期ぶりに前期比プラスとなるなど、景気回復の兆しがしっかりと見え始めています。

平成二十七年度予算は、先月成立した補正予算とともに、景気回復の兆しをより確かなものとし、アベノミクスの温かい風を地方に広く早く行き渡らせることを目的としています。

以下、平成二十七年度予算三案に賛成する主な理由を申し述べます。

賛成する第一の理由は、地方の創生や子育て支援など、我が国が抱える諸課題への対応を強力に推進する予算となっている点であります。

安倍内閣は、昨年夏以降、豊かで明るく元気な地方の創生を内閣の最重要課題の一つとして位置づけ、急ピッチで取り組みを進めてきています。この地方創生に関して、来年度予算においては、魅力あふれるまちづくり、人づくり、仕事づくりを推進するべく、まち・ひと・しごと総合戦略等を踏まえた個別施策に七千二百二十五億円が措置されるとともに、地方創生の取り組みに要する経費について、地方財政計画の歳出に一兆円を計上しています。

また、女性が輝く社会の実現に向け、消費税増収分等を活用し、子ども・子育て支援新制度をスタートさせ、待機児童解消加速化プランや放課後児童クラブの充実等を推進しております。

介護制度については、持続可能な社会保障制度の確立の観点から、事業者の安定的経費の確保に配慮しつつ、介護保険料の上昇抑制や利用者負担の軽減などの国民負担の軽減を図っています。また、一万二千円の介護職員の処遇改善を行い、事業者、国民、介護職員それぞれについて考慮した改定を行っています。

公共事業関係費については、自然災害に対応するための事前防災・減災対策の充実や老朽化対策など、国土強靱化を推進することにしているほか、東日本大震災からの復興や福島の再生につきましても、財源を確保しつつ、さらに加速化することにしています。

さらに、外交、安全保障の立て直しの観点から、海外での日本研究支援等を通じて戦略的対外発信を強化するとともに、在外公館新設等を通じて外交実施体制を拡充しております。防衛関係費についても、中期防衛力整備計画に基づき必要な手当てを行い、警戒監視能力を強化するとともに、沿岸監視体制を整備し、島嶼部攻撃への対応も強化しています。また、沖縄の基地負担軽減等のための在日米軍再編事業についても着実に推進しております。

これらは、いずれも我が国が抱える最重要課題であり、こうした課題への対応に思い切って歳出を重点化している点は大いに評価されるべき点であります。

賛成する第二の理由は、二〇一五年度の国、地方の基礎的財政収支の赤字の対GDP比率半減目標を達成する予算となっている点であります。

安倍内閣は、これまで二カ年の予算編成において、経済再生に向けた取り組みや消費税率の八％への引き上げにより税収を増加させる一方で、生活保護の見直しや診療報酬改定を通じ、社会保障の自然増を徹底的に見直すなど、歳出の重点化、効率化を進めてきています。

消費税率引き上げは十八カ月延期することになりましたが、平成二十七年度予算では、歳出の徹底的な重点化、効率化を行うことにより、二〇一五年度の財政健全化目標の達成が見込めることとなりました。この結果、二〇二〇年度の国、地方の基礎的財政収支の黒字化目標に向けて、二十七年度予算は大きな第一歩を踏み出すものとなっております。

以上、本予算案に賛成する理由を申し述べました。

経済再生と財政健全化の両立、この道しかありません。そして、来年度予算は、まさにこの道しかない予算であります。議員各位の圧倒的な御賛同を賜りますことを強くお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（町村信孝君）　井坂信彦君。

〔井坂信彦君登壇〕

○井坂信彦君　神戸から参りました井坂信彦です。

維新の党を代表して、平成二十七年度一般会計予算、平成二十七年度特別会計予算及び平成二十七年度政府関係機関予算につき、反対の立場から討論いたします。（拍手）

ことしの予算委員会は、最初から最後まで大臣の政治と金問題で大荒れに荒れました。

補助金を受け取った企業が、その補助金を出した役所の大臣や総理大臣に違法献金を行う。違法献金を受け取りながら、知らなかったので違法ではないと反省すらしない。

ここははっきりさせなければいけませんが、補助金を受け取った企業がその一年以内に献金を出すことは、これは、出した側は明らかに違法であります。

そして、総理みずからが大臣規範を破って、大規模な資金パーティーを繰り返す。さらに、文書通信交通滞在費、領収書なしで毎月百万円使われている議員活動経費の公開から逃げ続けているわけでありますから、こちらも何に使われているのか、わかったものではありません。

維新の党は、政治と金の疑惑を根本から断ち切り、政党助成金と企業・団体献金の二重取りを解消するために、企業・団体献金の受け取り禁止を既に決定いたしました。また、このままでは、あの号泣県議以下になってしまう。国会議員の文書通信交通滞在費についても、維新の党は、領収書のインターネット公開を独自に始めております。

既に七人もの大臣が政治と金の問題で辞任をしている安倍政権だからこそ、この問題を真摯に反省して、小手先ではない抜本的な改革をする必要があるのではないでしょうか。

さて、政府提出予算の中身について、以下、五点の反対理由を述べます。

まず第一に、歳出削減が不十分であります。

安易な増税に頼り、歳出削減を後回しにした国は、その多くが財政再建に失敗しております。

経済成長が実質二％、名目三％、税収が今後五年で十四兆円もふえるという政府の楽観的な見通しでも、二〇二〇年の単年度赤字は九・四兆円となり、今後、厳しい歳出削減が避けられない状況です。しかし、政府提出予算案では、歳出が昨年度当初予算からまた四千五百億円ふえており、三年連続の増加となっております。ふえ続ける予算に歯どめがかかっておらず、中期的な財政再建の見通しが見えません。補正予算も含めたいわゆる十五カ月予算ベースでいえば、三年連続百兆円規模の予算となっています。

国の借金は、子供や孫の世代が返済することになります。世代間格差是正のため、歳出の増加を食いとめる必要があります。

反対理由の二つ目は、国会議員と公務員の身を切る改革がないことであります。

歳出削減で国民に痛みを求めるならば、その前に国会議員と公務員の身を切る改革を行うべきであります。しかしながら、震災復興のために減額していた国会議員歳費と公務員給与を昨年度予算でもとに戻し、さらに、来年度予算で国家公務員給与はまた五百億円ふえています。これでは、歳出削減にも増税にも国民の理解は到底得られません。

維新の党は、国会議員の定数三割削減、国会議員の給与三割カットの法案を既に国会に提出済みで、皆様の御賛同をお待ちしているところであります。

反対理由の三つ目は、無駄の削減が足りないということであります。

安倍政権が国土強靱化の名目で、平成二十五年度は一五％、平成二十六年度は一二・九％もの増額、二十七年度予算でもふえている公共事業費。しかし、平成二十五年度決算でも三兆八千四百億円が繰り越され、三千百億円が不用となっています。

特別会計も、例えば平成二十七年度の労働保険特会の積立金見込みは、労災勘定が七兆七千九百億円、雇用勘定が五兆八千四百億円、合計で十三兆六千三百億円にも上る。一般会計からの繰り入れは当面不要で、保険料減免さえ可能な状況であります。

独立行政法人も、平成二十五年度には、ＧＰＩＦを除く全ての独法の流動資産の合計は百七兆九千六百億円、純資産の合計は三十二兆八千億円となっている。にもかかわらず、来年度予算案では、運営費交付金として一兆四千百億円を投入することになっています。

補正予算で各党が指摘した基金も、来年度は二千九百七十億円が返納予定ですが、事業費が基金の規模に比べて著しく小さいのに、返納対象になっていない基金が数多く残っております。

予算の目玉のはずの地方創生七千二百二十五億円も、予算措置を伴うものだけで百七十以上の事業が詰め込まれておりますが、めり張りが全くなく、既存事業の継続にすぎないものや事業の重複も見受けられます。何より、国が総合戦略や政策パッケージを決めて、それに沿う地方版戦略をつくらせるやり方は、地方分権に逆行しているわけであります。

反対理由の四つ目は、身を切る改革なしに国民に痛みを強いているところであります。

年金額の少ない高齢者向けの給付金、低所得者の介護保険料軽減、年金受給資格期間の短縮、いずれも、消費税一〇％増税のときに実施するという理由で、来年度予算には計上されませんでした。この程度の財源は、さらなる消費税増税によらずとも、身を切る改革で捻出すべき規模であります。

反対理由の五つ目は、消費拡大の経済政策が不十分であることであります。

アベノミクスの副作用として、国民の実質賃金

は十九カ月連続で下落をしています。また、安倍政権は、教育資金、マイホーム資金、出産・子育て資金と、裕福な祖父母から子や孫への贈与を次々と非課税にして、子育て世代の格差を拡大させています。

低所得者と一般の子育て世帯のために、家計を温める施策が必要です。家計が確実に消費に回してくれるような、保育、子供向け医療、そして教育、福祉、いずれかで使用可能なクーポン制度を導入すべきです。商品券と違い、バウチャーを直接利用者に交付して、そのバウチャーで利用者が施設を選べるようにするというやり方で、事業者間の競争でサービスの質の向上も見込めます。

以上、身を切る改革も無駄削減も不十分な中で国民に痛みを押しつけ、家計の消費をふやす政策は不十分、またその他にも、地方政策、エネルギー政策、復興政策が不適当な政府予算案には賛成することができません。

反対だけではいけませんので、維新の党は、対案として予算編成替え動議を提出いたしました。

維新の党が提案する歳出削減の一つ目は、議員と公務員が身を切る改革。

国会議員の給与三割カット、また、昨年とことしに公務員給与がアップした分の削減、国の出先機関事務を地方に移管することによる人員削減で一兆六千三百億円を削減いたします。

二つ目は、公共事業です。

来年度予算五兆九千七百億円の二割、一兆二千億円を削減します。

三つ目は、特別会計。

既に十三兆六千三百億円の積立金がある労働保険特別会計で、来年度予算で予定されている一般会計から一千四百五十億円の繰り入れを中止します。

四つ目は、独立行政法人であります。

ＧＰＩＦを除いても百八兆円の流動資産を持つ独立行政法人に対して、運営費交付金一兆四千億円の半分、七千億円を削減します。

五つ目は、基金です。

事業費が少ないのに多額が積まれている基金を中心に、補助金三千三百九十六億円の二割弱、六百億円を削減し、さらに六百億円を返納させます。

以上の歳出削減三兆八千億円に、効果が見込めない地方創生七千億円を加えて、四兆五千億円が捻出をされます。この財源で、以下、五つの実のある改革を提案いたします。

まず、子供に回すツケを減らす。

財源のうち一兆円は、使わずにそのまま歳出削減として、ふえ続ける予算や借金に歯どめをかけたいと思います。

二つ目に、国民負担の軽減です。

今回の予算で先送りされた年金額の少ない高齢者向け給付金、低所得者の介護保険料軽減、年金受給資格期間の短縮など、八千四百億円かけて予定どおり実施いたします。

三つ目に、家計を温めるクーポン制度です。

残る財源のうち二兆円で、クーポン制度に限定した地方向け交付金を導入します。

保育、子供向け医療、教育、福祉のいずれかについて利用可能として、どの制度を利用するかは地方の選択に任せるものとします。

先ほどの低所得者対策とクーポン制度で、今問題となっている格差の解消と、景気回復のための消費拡大を同時に進めたいと考えます。

四つ目に、復興予算です。

執行率の低さが指摘され、来年度予算でも自衛隊ヘリなど関係ないことに流用されている復興予算のうち、今年度増額分二千四百億円を福島再生加速化交付金または東日本大震災復興交付金に組み替え、不足している災害公営住宅事業に重点化させます。

五つ目に、エネルギー改革です。

原子力発電のフェードアウトと自然エネルギー立国を実現するべく、電源立地対策費や余っているエネルギー需給勘定の予算を削減し、自然エネルギー固定価格買い取り制度の地域間調整や、発送電完全分離に向けたインフラ補助に充てます。

以上、政府の予算案に反対する理由と、維新の党の対案を具体的に御説明申し上げました。

維新の党は、問題の先送りや目先のつじつま合わせではなく、将来を見据えた現実的な政策を議員立法で提案し続けます。

企業・団体献金の禁止や文書通信交通滞在費のネット公開など、法律が通る前でもできることは他党に先駆けて即実行いたします。

国でも、そして地方でも、維新の身を切る改革、そして実のある改革を徹底的に行うことをお約束申し上げまして、私の討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（町村信孝君）　上田勇君。

〔上田勇君登壇〕

○上田勇君　私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました平成二十七年度予算三案に対して賛成の立場から討論いたします。（拍手）

安倍内閣再発足から二年三カ月間、日本経済は、長引くデフレからの脱却に向けて大きく前進し、経済の見通しも明るさが戻ってきています。

三年目を迎える本年が正念場です。当面の景気回復、雇用改善の流れをさらに進めるとともに、中長期にわたる日本の潜在力を引き出す成長戦略を着実に遂行していくことが重要です。

また、我が国の少子高齢化はさらに進行しており、安心できる社会を実現するためには、社会保障制度を安定した信頼できるものにしていかなければなりません。

経済の本格的な再生、持続可能な社会保障制度の確立、財政の健全化という三つの大きな課題に的確に対応していかなければなりません。

本予算は、こうした課題に適切に対処する内容となっています。

本予算に先行して、緊急経済対策の実施に必要な補正予算が成立しました。切れ目のない経済政策を実行していくためにも、本予算の一日も早い成立と迅速な執行が求められています。

以下、公明党の主張が随所に盛り込まれている平成二十七年度予算について、主な賛成理由を申し上げます。

第一に、社会保障と税の一体改革が遅滞なく実行される予算となっている点です。

足元の経済情勢を考慮し、本年十月に予定されていた消費税率の引き上げを一年半延期したのは、適切な判断であったと考えています。

一方、公明党の主張どおり、子ども・子育て支援新制度について、平成二十七年四月から予定どおり開始されることになります。保育の受け皿となる施設、人材確保に向けて早期執行が望まれます。

また、地域包括ケアシステムの基盤づくりに向けて、介護のかなめである人材確保は喫緊の課題です。介護職員の報酬について一万二千円引き上げることが盛り込まれており、平成二十一年から合わせて四万二千円の処遇改善を実現したことは、一歩前進と評価しています。

さらに、消費税増収分を活用し、医療、介護専門職による認知症初期集中支援チームを平成三十年度までに全市町村に配置することとしており、国家課題の一つである認知症対策が着実に進むことを期待するものであります。

第二に、東日本大震災からの復興を加速化するために必要な予算であるという点です。

東日本大震災の発災から四年が経過をしました。五年間の復興集中期間が平成二十七年度で終了しますが、本予算において、復興特別会計の歳出規模が前年度並みの水準が確保されています。復興の形が整い始め、被災者の生活の安定が少しずつ戻りつつありますが、いまだ道半ばです。本予算によって、おくれている住宅再建や就労、健康、生活、心の復興等々全ての面で、よりきめ細かな支援が行われることが期待されます。次の新たな復興五年に向けて、復興財源の確保と適切な執行を含め、国として万全の対応を講ずることが重要です。

公明党は、これまで以上に被災地と被災者に寄り添い、復興に取り組んでまいります。

第三に、地域経済の活性化と地方創生を後押しする予算であるという点です。

特に、公明党の「活気ある温かな地域づくりをめざして」と題した提言の多くが盛り込まれました。地域で仕事をつくり、生活ができるようにする観点から、本予算には、新規就農・就業者への支援などが盛り込まれております。また、地域の活力向上に向けて、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえられるよう約一千億円の個別施策が計上されることも、公明党の主張が反映されたと評価しています。

地方創生では、地方独自の取り組みが求められていることから、地域の実情に応じたきめ細かな政策が講じられるよう、自治体の予算編成の指針、地方財政計画に、地方創生に向けた経費として一兆円を計上しており、地域の創意工夫に応える予算となっています。

また、本予算は、財政健全化を着実に進める内容ともなっています。

プライマリーバランスについて、平成二十六年度及び二十七年度の各年度四兆円程度改善とされた中期財政計画の目標を上回る改善が図られています。また、新規国債発行額は、二十六年度と比較して四・四兆円の減額となっており、同時に、公債依存度は、昨年度の四三％から三八・三％へと低下しており、平成二十一年度当初予算以来の三〇％台という水準であります。

引き続き、財政の健全化を着実に達成していくため、経済の安定した成長、適切な歳入の確保、思い切った歳出の合理化に努めていく必要があります。

以上、賛成する主な理由を申し述べました。

多くの経済指標が景気が回復過程にあることを示しておりますが、まだまだ実感に乏しいのが実情です。経済成長の成果を家計へ、地域へ、中小事業者へと拡大する好循環をつくり出すことが重要です。

特に、本年、賃金引き上げがどの程度実現するかが大きなポイントとなります。政府においては、引き続き、政労使会議の場などさまざまな機会を通じて、積極的に、賃金の上昇、中小事業者等への支払い価格の引き上げに向けた取り組みを促すことを改めて強く要請いたします。

公明党は、当面する最優先課題である東日本大震災からの復興の加速化と、国民の皆さんが経済成長を実感できる政策の推進に全力で取り組んでいくことをお約束し、私の賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（町村信孝君）　畑野君枝君。

〔畑野君枝君登壇〕

○畑野君枝君　私は、日本共産党を代表して、二〇一五年度予算三案に反対する討論を行います。（拍手）

第一に、二〇一五年度政府予算案は、昨年の消費税増税による景気の悪化で国民生活が深刻な影響を受けているにもかかわらず、社会保障を一層削減し、その一方で、大企業を優遇する減税と軍事費の拡大を推し進め、国民生活を犠牲にする予算となっているからです。

円安で史上最高の利益を上げている大企業に対して、法人実効税率を二年間で三・二九％引き下げ、一・六兆円もの減税と研究開発減税等の優遇減税を進めようとしています。これでは、大企業の巨大な内部留保をさらにふやすだけではありませんか。

しかも、総理は、国民の家計や景気がどういう状態であれ、二〇一七年に消費税率を一〇％へ引き上げるとしています。国民の生活を無視した暴挙と言わなければなりません。消費税率一〇％の引き上げをきっぱり中止し、国民本位の経済政策に転換すべきです。

今必要なことは、雇用の七割を支える中小企業に対して、社会保険料の事業主負担分への財政支援を行い、最低賃金を抜本的に引き上げるなど、国民の懐を直接暖める政策です。

第二に、社会保障について、国民負担増と給付額の削減という全面改悪を推し進めるものだからです。

消費税増税は社会保障の充実のためといいながら、昨年の骨太方針で、社会保障予算の自然増をばっさり削減する方針を打ち出しました。

このもとで、来年度予算案は、マクロ経済スライドの発動による年金削減、高齢者医療の窓口負担増、介護報酬の大幅削減、生活保護の連続削減まで行おうとしています。社会保障の大改悪の中止を強く求めます。

雇用はどうでしょうか。全雇用者に占める非正規雇用者の割合は、二〇一三年の三六・七％から、二〇一四年には三七・四％にふえ、直近の昨年十二月の数字では三八％にまでふえています。非正規労働者を拡大し、低賃金と長時間労働の蔓延を招き、格差を拡大してきた安倍内閣の責任は重大です。

にもかかわらず、正社員ゼロに道を開く労働者派遣法改悪、過労死と長時間労働を加速させる残業代ゼロ法案など、労働法制の大改悪を行うことなど、断じて認めることはできません。

残業を月四十五時間に制限する大臣告示を法制化するなど、長時間労働の是正こそ行うべきです。

第三に、教育予算、子育て対策も不十分です。

少人数学級は、保護者、教育関係者、国民の長

年にわたる願いです。ところが、予算案は、公立小中学校の教職員定数を二年連続で純減し、三十五人学級は、法律では小学校一年生でとまったままです。

安倍総理は、予算委員会で、三十五人学級の実現に向けて鋭意努力していきたいと答弁しました。子供たち一人一人に行き届いた教育をするため、今こそ全学年にわたる三十五人学級を早期に実現すべきです。

子育て対策、子供の貧困対策は急務です。子供の医療費無料化を国の制度とし、認可保育所を増設し、保育料や幼稚園授業料の減免、児童手当の十八歳までの拡大など、子育てに係る経済的負担の軽減を、国の責任で図ることを強く求めます。

第四に、東日本大震災から四年たちましたが、いまだに二十三万人にも及ぶ人々が避難生活を強いられ、震災を原因とする関連死は三千人を超えました。

こうした中で、復興事業に対する被災地の負担を求めようとする安倍内閣の動きは、許されるものではありません。急ぐべきは、被災者生活再建支援金を五百万円へ引き上げること、そして、住宅となりわい、地域社会の復興に国が最後まで責任を負うことです。

原発事故は、収束どころか、原因究明もされていません。汚染水の漏出事故や労働者の死傷事故が相次ぐなど、事態はむしろ深刻化しています。今なお、多くの方々が苦しんでいるもとで、原発再稼働などあり得ません。

国は、東電の賠償打ち切りをやめさせ、事故原因の究明と事故収束、汚染水対策に全力を挙げるべきです。

第五に、過去最高額の軍事費は、安倍政権が進める戦争する国づくりを具体化するものです。

集団的自衛権行使容認の閣議決定と一体で、自衛隊を海外派兵型軍隊につくりかえようとしていることは極めて重大です。垂直離着陸機オスプレイ、水陸両用車両などの導入は、日本版海兵隊の創設を進めるものにほかなりません。F35ステルス戦闘機、無人偵察機、イージス艦などの軍備拡大とあわせ、周辺諸国との緊張を高め、東アジアの平和環境づくりに逆行するものです。県営佐賀空港をオスプレイの拠点基地化する計画の白紙撤回を求めます。

沖縄・辺野古への米軍新基地建設反対の民意は、昨年の県知事選挙と総選挙を通じて明確に示されました。沖縄県民の意思を一顧だにせず、問答無用で基地建設を強行することは、断じて許されません。昨日再開した海底ボーリング調査は、直ちに中止すべきです。

辺野古新基地建設の撤回と普天間基地の閉鎖、撤去を強く求めるものです。

最後に、政治と金の問題が起きるたびに、政治家は国民に疑惑を持たれてはならない、大もとである企業・団体献金を禁止しようという議論が行われてきました。

ところが、二十年前の政治改革で、企業・団体献金は、政治家個人に対しては禁止されましたが、政治家が支部長を務める政党支部への献金と政治資金パーティーの形で温存されました。この二つの抜け道のもとで、二〇一三年の企業・団体献金の総額は二百五十億円に上ります。

また、政党助成金は、企業・団体献金を禁止するとして導入され、毎年三百二十億円もの税金が政党に配分され、政党運営資金の六割、七割を税金に依存する実態を生み出しています。

今こそ、政治腐敗の根源である企業・団体献金を全面禁止し、政党助成制度の廃止に踏み出すべきことを強く主張いたします。

以上をもって、日本共産党を代表しての私の反対討論を終わります。（拍手）

○議長（町村信孝君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（町村信孝君）　平成二十七年度一般会計予算外二案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（町村信孝君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――議場開鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（町村信孝君）　投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数　四百七十一

可とする者（白票）　三百三十一

否とする者（青票）　百四十

○議長（町村信孝君）　右の結果、平成二十七年度一般会計予算外二案は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

平成二十七年度一般会計予算外二案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

あかま二郎君　あべ　俊子君
安倍　晋三君　逢沢　一郎君
青山　周平君　赤枝　恒雄君
赤澤　亮正君　秋葉　賢也君
秋元　司君　秋本　真利君
麻生　太郎君　穴見　陽一君
甘利　明君　安藤　裕君
井野　俊郎君　井上　信治君
井上　貴博君　井林　辰憲君
伊東　良孝君　伊藤信太郎君
伊藤　忠彦君　伊藤　達也君
伊吹　文明君　池田　道孝君
池田　佳隆君　石川　昭政君
石崎　徹君　石田　真敏君
石破　茂君　石原　伸晃君
石原　宏高君　稲田　朋美君
今枝宗一郎君　今津　寛君
今村　雅弘君　岩田　和親君
岩屋　毅君　うえの賢一郎君
江崎　鐵磨君　江渡　聡徳君
江藤　拓君　衛藤征士郎君
遠藤　利明君　小倉　將信君
小此木八郎君　小里　泰弘君
小田原　潔君　小野寺五典君
小渕　優子君　尾身　朝子君
越智　隆雄君　大岡　敏孝君
大串　正樹君　大隈　和英君
大島　理森君　大塚　高司君
大塚　拓君　大西　英男君
大西　宏幸君　大野敬太郎君
大見　正君　岡下　昌平君

奥野　信亮君　　鬼木　誠君
加藤　鮎子君　　加藤　勝信君
加藤　寛治君　　梶山　弘志君
勝沼　栄明君　　勝俣　孝明君
門　博文君　　門山　宏哲君
金子　一義君　　金子万寿夫君
金子めぐみ君　　金子　恭之君
金田　勝年君　　上川　陽子君
神谷　昇君　　神山　佐市君
亀岡　偉民君　　鴨下　一郎君
川崎　二郎君　　河井　克行君
河村　建夫君　　神田　憲次君
菅家　一郎君　　木内　均君
木原　誠二君　　木原　稔君
木村　太郎君　　木村　弥生君
城内　実君　　黄川田仁志君
岸　信夫君　　岸田　文雄君
北川　知克君　　北村　茂男君
北村　誠吾君　　工藤　彰三君
熊田　裕通君　　小池百合子君
小泉進次郎君　　小島　敏文君
小林　鷹之君　　小林　史明君
小松　裕君　　古賀　篤君
後藤　茂之君　　後藤田正純君
河野　太郎君　　高村　正彦君
國場幸之助君　　今野　智博君
左藤　章君　　佐々木　紀君
佐田玄一郎君　　佐藤　勉君
佐藤ゆかり君　　齋藤　健君
斎藤　洋明君　　坂井　学君
坂本　哲志君　　櫻田　義孝君
笹川　博義君　　塩崎　恭久君

塩谷　立君　　柴山　昌彦君
島田　佳和君　　下村　博文君
白石　徹君　　白須賀貴樹君
新谷　正義君　　新藤　義孝君
菅　義偉君　　菅原　一秀君
助田　重義君　　鈴木　馨祐君
鈴木　俊一君　　鈴木　淳司君
鈴木　憲和君　　鈴木　隼人君
瀬戸　隆一君　　関　芳弘君
薗浦健太郎君　　田所　嘉徳君
田中　和徳君　　田中　英之君
田中　良生君　　田野瀬太道君
田畑　裕明君　　田村　憲久君
平　将明君　　高市　早苗君
髙木　毅君　　高木　宏壽君
髙鳥　修一君　　高橋ひなこ君
竹下　亘君　　竹本　直一君
武井　俊輔君　　武田　良太君
武部　新君　　武村　展英君
橘　慶一郎君　　棚橋　泰文君
谷　公一君　　谷垣　禎一君
谷川　とむ君　　谷川　弥一君
津島　淳君　　辻　清人君
土屋　品子君　　土屋　正忠君
寺田　稔君　　とかしきなおみ君
土井　亨君　　冨樫　博之君
渡海紀三朗君　　冨岡　勉君
豊田真由子君　　中川　俊直君
中川　郁子君　　中谷　元君
中谷　真一君　　中根　一幸君
中村　裕之君　　中山　展宏君
中山　泰秀君　　永岡　桂子君

長尾　敬君　　長坂　康正君
長島　忠美君　　二階　俊博君
丹羽　秀樹君　　丹羽　雄哉君
西川　公也君　　西村　明宏君
西村　康稔君　　西銘恒三郎君
額賀福志郎君　　根本　匠君
根本　幸典君　　野田　聖子君
野田　毅君　　野中　厚君
葉梨　康弘君　　萩生田光一君
橋本　岳君　　橋本　英教君
馳　浩君　　鳩山　邦夫君
浜田　靖一君　　林　幹雄君
原田　憲治君　　原田　義昭君
比嘉奈津美君　　平井たくや君
平口　洋君　　平沢　勝栄君
ふくだ峰之君　　福井　照君
福田　達夫君　　福山　守君
藤井比早之君　　藤丸　敏君
藤原　崇君　　船田　元君
古川　康君　　古川　禎久君
古田　圭一君　　古屋　圭司君
星野　剛士君　　細田　健一君
細田　博之君　　堀井　学君
堀内　詔子君　　前川　恵君
前田　一男君　　牧島かれん君
牧原　秀樹君　　松島みどり君
松野　博一君　　松本　純君
松本　文明君　　松本　洋平君
三ッ林裕巳君　　三ッ矢憲生君
三原　朝彦君　　御法川信英君
宮内　秀樹君　　宮川　典子君
宮腰　光寛君　　宮崎　謙介君

宮崎　政久君　　宮澤　博行君
宮路　拓馬君　　宮下　一郎君
武藤　貴也君　　武藤　容治君
務台　俊介君　　宗清　皇一君
村井　英樹君　　村上誠一郎君
望月　義夫君　　茂木　敏充君
盛山　正仁君　　森　英介君
森山　裕君　　八木　哲也君
保岡　興治君　　簗　和生君
山際大志郎君　　山口　俊一君
山口　泰明君　　山口　壯君
山下　貴司君　　山田　賢司君
山田　美樹君　　山本　公一君
山本　幸三君　　山本　拓君
山本ともひろ君　　山本　有二君
吉川　貴盛君　　吉野　正芳君
義家　弘介君　　若狭　勝君
若宮　健嗣君　　渡辺　孝一君
渡辺　博道君　　赤羽　一嘉君
井上　義久君　　伊佐　進一君
伊藤　渉君　　石井　啓一君
石田　祝稔君　　稲津　久君
上田　勇君　　浮島　智子君
漆原　良夫君　　江田　康幸君
大口　善徳君　　太田　昭宏君
岡本　三成君　　北側　一雄君
國重　徹君　　輿水　恵一君
佐藤　茂樹君　　佐藤　英道君
斉藤　鉄夫君　　高木美智代君
高木　陽介君　　竹内　譲君
角田　秀穂君　　遠山　清彦君
富田　茂之君　　中川　康洋君

中野　洋昌君　濵地　雅一君
濱村　進君　樋口　尚也君
古屋　範子君　真山　祐一君
桝屋　敬悟君　吉田　宣弘君
園田　博之君　平沼　赳夫君
小泉　龍司君　長崎幸太郎君
野間　健君

否とする議員の氏名

安住　淳君　阿部　知子君
赤松　広隆君　荒井　聰君
泉　健太君　枝野　幸男君
小川　淳也君　緒方林太郎君
大串　博志君　大島　敦君
大西　健介君　大畠　章宏君
逢坂　誠二君　岡田　克也君
岡本　充功君　奥野総一郎君
金子　恵美君　神山　洋介君
菅　直人君　吉良　州司君
黄川田　徹君　菊田真紀子君
岸本　周平君　黒岩　宇洋君
玄葉光一郎君　小宮山泰子君
小山　展弘君　後藤　祐一君
郡　和子君　近藤　昭一君
近藤　洋介君　佐々木隆博君
階　猛君　篠原　孝君
鈴木　克昌君　鈴木　貴子君
田島　一成君　田嶋　要君
髙木　義明君　武正　公一君
玉木雄一郎君　津村　啓介君
辻元　清美君　寺田　学君
中川　正春君　中島　克仁君
中根　康浩君　長島　昭久君
長妻　昭君　西村智奈美君
野田　佳彦君　原口　一博君
伴野　豊君　平野　博文君
福島　伸享君　福田　昭夫君
古川　元久君　古本伸一郎君
細野　豪志君　馬淵　澄夫君
前原　誠司君　松原　仁君
松本　剛明君　宮崎　岳志君
本村賢太郎君　山尾志桜里君
山井　和則君　柚木　道義君
横路　孝弘君　笠　浩史君
鷲尾英一郎君　渡辺　周君
足立　康史君　青柳陽一郎君
井坂　信彦君　井出　庸生君
井上　英孝君　伊東　信久君
石関　貴史君　今井　雅人君
浦野　靖人君　江田　憲司君
遠藤　敬君　小熊　慎司君
小沢　鋭仁君　太田　和美君
落合　貴之君　柿沢　未途君
河野　正美君　木内　孝胤君
木下　智彦君　坂本祐之輔君
重徳　和彦君　篠原　豪君
下地　幹郎君　鈴木　義弘君
高井　崇志君　谷畑　孝君
馬場　伸幸君　初鹿　明博君
牧　義夫君　升田世喜男君
松木けんこう君　松田　直久君
松浪　健太君　松野　頼久君
丸山　穂高君　水戸　将史君
村岡　敏英君　横山　博幸君
吉田　豊史君　吉村　洋文君
赤嶺　政賢君　池内さおり君
梅村さえこ君　大平　喜信君
穀田　恵二君　斉藤　和子君
志位　和夫君　清水　忠史君
塩川　鉄也君　島津　幸広君
田村　貴昭君　高橋千鶴子君
畑野　君枝君　畠山　和也君
藤野　保史君　堀内　照文君
真島　省三君　宮本　岳志君
宮本　徹君　本村　伸子君
小沢　一郎君　玉城デニー君
照屋　寛徳君　吉川　元君
浅尾慶一郎君　亀井　静香君
川端　達夫君　仲里　利信君

○橘慶一郎君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（町村信孝君）　橘慶一郎君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町村信孝君）　御異議なしと認めます。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（町村信孝君）　地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長桝屋敬悟君。

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔桝屋敬悟君登壇〕

○桝屋敬悟君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、地方税法等の一部を改正する法律案は、法人税改革の一環として法人事業税所得割の税率の引き下げと外形標準課税の拡大等を行うとともに、地方創生に取り組むための地方団体に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除の拡充、経済再生と財政健全化を両立するための地方消費税率引き上げの施行日の変更及び個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等を行うほか、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税及び軽自動車税の特例措置の見直し等、また、平成二十七年度の評価がえに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、猶予制度の見直し等の納税環境の整備、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状

況にあること等に鑑み、地方交付税の総額の確保に資するため、所得税等に係る地方交付税の率の変更等を行うとともに、平成二十七年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正、東日本大震災の復旧復興のための財源となる震災復興特別交付税の確保、公営競技納付金制度の延長等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る二月二十六日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、三月五日高市総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、九日から質疑に入り、本日これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、両案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会において、地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災への対応に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（町村信孝君）　これより採決に入ります。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町村信孝君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町村信孝君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○橘慶一郎君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

古川元久君外三名提出、格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案、内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案、関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（町村信孝君）　橘慶一郎君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町村信孝君）　御異議なしと認めます。

格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案（古川元久君外三名提出）

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（町村信孝君）　古川元久君外三名提出、格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案、内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案、関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長古川禎久君。

格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案及び同報告書
所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号(二)に掲載〕

〔古川禎久君登壇〕

○古川禎久君　ただいま議題となりました各法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の所得税法等の一部を改正する法律案は、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取り組み、経済再生と財政健全化の両立、税制の国際的調和、震災からの復興支援などの観点から、国税に関し、所要の施策を講ずるものであります。

次に、古川元久君外三名提出の格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案は、格差の是正とその固定化を防止するとともに、雇用の拡大等により経済成長を促す観点から、消費課税等に関し講ずべき措置を定めるものであります。

内閣提出の法律案は去る二月二十六日、古川元久君外三名提出の法律案は三月三日、それぞれ当委員会に付託され、四日、麻生財務大臣及び提出者古川元久君から提案理由の説明を聴取した後、両案の質疑に入り、本日、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、古川元久君外三名提出の法律案について内閣の意見を聴取した後、両案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、古川元久君外三名提出の法律案は賛成少数をもって否決すべきものと決し、内閣提出の法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、内閣提出の法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

次に、関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、指定薬物を関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加するとともに、関税率等について所要の改正を行うものであります。

本案は、去る三月十日当委員会に付託され、十一日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取し、本日、質疑に入り、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（町村信孝君）　三案中、格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案につき討論の通告があります。順次これを許します。

鷲尾英一郎君。

〔鷲尾英一郎君登壇〕

○鷲尾英一郎君　民主党の鷲尾英一郎です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました政府提出、所得税法等の一部を改正する法律案に反対、民主党提出、格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案に賛成の立場から討論を行います。（拍手）

我が国は、少子高齢化、巨額の財政赤字という超難問を抱えています。この難問を解決するには、与野党の垣根を越え、国家国民のために知恵を結集しなければならない、何としても持続可能な社会保障制度の確立とそれを支える財源を確保する社会保障と税の一体改革をなし遂げなければならないという共通の認識があり、その共通の認識こそが、過去行われた三党協議を支えてきたのだと理解しています。

しかし、このような共通の認識、思いは、安倍総理により踏みにじられました。消費増税に先立ち議員定数の削減を行うという公党間の約束をほごにし、消費税率引き上げの延期について三党協議の場に報告することもなく、衆議院を解散、総選挙を実施いたしました。

そもそも、消費税率引き上げの延期は、国民にとってみたら甘い言葉に映るでありましょう。それ以上に、政治の側には、選挙を前にして、増税先送りが強い誘惑となるのは当然であります。だからこそ、国家の重大な利害も顧みずに、ただ人気取りと選挙の上首尾だけを願う行動は、歴史の前に深く非難すべきものと見なければならないのであります。

国民は、かつてないほど、国民負担の増大に理解を示しております。少子高齢化と国家財政の問題は人口に膾炙し、常識的に考えれば、国民の理解を全く得られないような状況ではありません。

しかし、先行きの期待感ばかりで景気の実感が伴わず、悪い物価上昇により実質賃金は低下し、名前を変えた旧来型の財政政策が繰り返される一方、海外の情勢頼みの為替安、株高だけが突出する状況は、国民にとって困惑と期待のないまぜでしかありません。

事実、アベノミクスがもたらした昨年のＧＤＰは実質年率でマイナスとなったことを考えれば、増税先送りもやむなしという空気になります。加えて、財政の必要以上の膨張は、増税分が社会保障目的で使われているかどうかという根本的な問題に国民の疑念が及んでいます。

国民の抱く先行きの不安は、株高という一時的な現象のみで決して打ち消すことはできません。総選挙で圧勝した多数の与党の上にあぐらをかき、みずからの失政に見て見ぬふりをする、あるいは不都合な真実に目をつぶろうとする安倍総理の態度は、至極残念であります。

以下、本法律案に反対する理由を具体的に述べます。

第一に、消費税引き上げの際の景気判断条項を削除することです。

安倍総理は、消費税率引き上げを確実に実施するための経済状況をつくり出す決意だと答弁されましたが、政権発足後、既に二年がたっております。日銀の事実上の財政ファイナンスと大規模な財政出動によってでも経済状況の好転が弱々しいことを踏まえれば、景気判断条項は必須であります。

あるいは、みずからがそうであったように、景気判断条項のみでは選挙を考える政治の側が増税を先送りする誘惑に負けてしまうがゆえに、あえて法律に規定する意味なのかもしれません。しかし、それと経済は生き物であるという現実とは全く関係ありません。

第二に、成長戦略に反する法人実効税率引き下げであります。

国際競争力、財政健全化などの観点から、適切な代替財源を確保できるのであれば、法人実効税率は引き下げるべきと考えます。

しかし、今回の改正には、不適切な代替財源が含まれています。研究開発税制の圧縮や受取配当の益金不算入割合の縮小は、国内産業の成長に悪影響を与えます。

最もマイナスなのは、外形標準課税の付加価値割に対する税率引き上げであります。付加価値割の大半は賃金であり、付加価値割の税率を重くするということは、すなわち、雇用を抱えた企業への増税を意味します。企業の収益増を賃金上昇につなげる経済の好循環という、政権の掲げる目標と矛盾いたします。

第三に、逆進性対策の問題です。

所得の少ない家計ほど消費税負担率が高くなるという逆進性について、今回の法案でも方向性すら示されておりません。

複数税率では、高額所得者の負担軽減額が大きくなるばかりか、食料品を対象とするだけでも、三兆円もの財源が必要となります。対象品目の選定は利権化し、事業者の事務負担が大幅にふえるといった問題もあります。

必要な世帯にだけ消費税の負担を払い戻す給付つき税額控除の方が逆進性対策としてすぐれているということは、多くの専門家が指摘するところであります。

我が党は、抜本改革法七条の規定に基づき、給付つき税額控除について政府の検討資料を請求いたしました。出てきた資料は、昨年六月の政府税制調査会の議事録だけであります。そこにおいて、給付つき税額控除は逆進性対策として有効との指摘があります。法律にのっとり、給付つき税額控除についてもより深く検討を行うことが政府の責任です。

第四に、自動車関係諸税の問題です。

自動車は、特に地方において生活の足です。しかし、自動車取得税は、消費税導入時には整理されず、二重課税が放置されてきました。同様に、自動車重量税の当分の間税率も、道路特定財源の廃止に伴い、本来整理されるべきものでした。

我が党は、自動車取得税の廃止、自動車重量税の当分の間の特例税率の廃止など、車体課税の抜本見直しを求めてきましたが、今回の改正案は、抜本見直しを先送りし、軽自動車については、二十六年度税制改正の際に講じた措置のまま増税するというものになっております。

第五に、格差是正に対する視点が欠けていることであります。

機会の平等を損ねるほど大きな格差は、不利な状況に置かれている個人の教育機会を奪い、技能開発を妨げるため、労働生産性の足を引っ張り、中長期的な成長に悪影響を及ぼすとＯＥＣＤも指摘しています。格差是正と経済成長は、二律背反ではありません。そうした観点からの検討が欠けています。

第六に、医療、介護等の控除対象外消費税の問題についても、国民に良質な医療を提供する観点などから、早急に解決策の提示を求めてきましたが、いまだ案が示されていません。

以上のように、今回の法案は、大いなる矛盾と検討不足、問題先送りに満ちているため、賛同しかねます。

そこで、我が党は、消費税の社会保障目的税化をより明確化し、景気判断条項を維持、議員定数削減・行政改革条項を追加する、成長戦略に反する形での法人実効税率引き下げを中止する、格差是正等のために逆進性対策を導入する、軽自動車税増税を中止し、自動車取得税、自動車重量税の特例税率を廃止するといった内容の対案を提出いたしました。

賢明な皆様におかれましては、ぜひ民主党案に賛同いただくようお願い申し上げて、私の討論を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（町村信孝君）　丸山穂高君。

〔丸山穂高君登壇〕

○丸山穂高君　維新の党の丸山穂高です。

維新の党を代表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論を行います。（拍手）

以下、その理由を申し述べます。

今回の法改正で一番に注目すべき大きなものは、消費税増税延期の問題ですが、一七年四月の一〇％増税時にいわゆる景気条項なしで必ず実施するとされていることについて、本会議や委員会での質疑を通じて何度総理や大臣の答弁を伺っても、残念ながら、到底国民の皆さんの理解を得られる内容であるとは思えません。

安倍総理も麻生大臣も、景気は生き物だとおっしゃっている。そして、リーマン・ショックや東日本大震災のような大きな経済的事情の変更があれば別だという答弁がありました。だとすれば、景気条項を外して一七年四月に必ず上げると言い切るのはおかしな話です。

経済次第で上げない可能性も想定しているが、法文から景気条項を外すというのは非常に矛盾しているし、逆に、総理が信認を得たいとおっしゃる市場や国際社会、何よりも、国民への説明として不誠実なものです。

そして、本法律案では、税も含めて、地域のことは地域で決めるべきだという観点が根本的に欠落しています。地方の独自性を発揮するために、地方分権とそのための財源移譲の改革が急務であるにもかかわらず、全くその視点が含まれていません。

例えば、今回の税制改正における本社機能の地方移転促進のための税制は、その最たるものではないでしょうか。

東京二十三区、大阪市などの都市圏から本社機能を地方に移した場合の法人税の軽減措置が盛り込まれていますが、東京一極集中の是正は、これまで何十年も言われてきて、できていないものであり、何よりまずは、多極化に向けて二極目、三極目の世界と競争できる都市を成長のエンジンとしてつくっていくことこそ、国家的な優先課題なはずです。

いきなり企業に対し、税制を少しだけ優遇するので東京からインフラの整っていない地方に行けというのは限界がありますし、残念ながら、今回の税制措置も、長期的な視野に立った、実質的に効果のある政策とはなり得ません。

さらに、特に、我が国における財政赤字が大きく膨らむ中で、歳出削減は待ったなしの状況です。しかしながら、今回の法案審議を通じても、政府の考える具体的な財政再建の考え方が見えてきません。

また、残念なことに、前国会に続き、今国会でも政治と金の問題で騒がれています。

西川農水大臣が献金問題で辞任し、下村文科大臣が政治資金問題で国会での追及を受ける中で、国民の皆さんへは、既に消費税の八％への増税をお願いし、次は一七年四月にさらに一〇％に上げるという。同じく国民にお約束したはずの国会議員の定数削減は行われず、逆に、議員歳費が上がる中で、政治と金の疑惑も晴らさず、先に国民負担を求めるというのは、どう考えてもおかしな話です。

維新の党が主張するように、まずは、議員、公務員自身の身を切る改革、そして歳出削減、その先に、それでも足らないのであれば、増税をお願いする、そういう形が筋で、本法律案のような、歳出削減の視点、そしてまずみずからの身を律していくという姿勢の欠けた法案は、国民の皆さんの納得を得られるものではありません。

また、今回の税制改正では、格差の固定に対する配慮も欠けています。

非常にもうかっている大企業や資産のある富裕層には恩恵が大きい一方で、そうではない大多数の企業、そして大多数の国民の皆さんにとっては、非常に不公平感の残る内容が多いということです。

例えば、住宅贈与非課税枠の拡大や子育て資金の非課税制度の拡充などによって、資産の多い富裕層からその資産が子孫へそのまま継がれる。この格差の固定に対して、政府の見解では問題だとしながらも、実際の今回の税制も含めた具体的な政策は逆の内容となっており、また、審議を通じても、政策達成を図る数値目標等についての政府の見解はありませんでした。

低所得者層に配慮する給付つき税額控除や軽減税率についても、不透明なままです。

一七年度からの導入を目指すとしているにもかかわらず、オープンな議論も現状は先送り。特に、給付つき税額控除についても検討をすることが法に盛り込まれているにもかかわらず、進捗が見られません。

どちらも、国民にオープンな国会での議論を早く始めなければならないのに、いつも与党の検討を見守ると答弁を先送り、その割に、二年後の導入を目指すと言われても、国民の皆さんへの説明が間に合いません。

残念ながら、法人税改革についても踏み込み不足です。

法人実効税率を二〇％台後半にまで下げたとしても、まだまだ、法人税率の下げ幅について、諸外国は日本の先を走っているのです。英国は二三％、中国や韓国は二〇％台半ばで、日本が二〇％台後半へこの先に下げたとしても、諸外国のレベルに満たない税率の引き下げでは効果は限定的となってしまいます。

なお、民主党提出の格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案については、法の施行日までに国会議員の定数削減並

びに国家公務員の総人件費の改革、各府省が所掌する事務及び事業の見直しや国の不要な資産の売却等の行政改革を図るための必要な措置を講ずるものとするなど、政府案に欠ける改革の観点が含まれていることなどから、一部我が党の政策と思いを共有するところでありますが、法人税改革などその他の点において我が党の観点と異なり、残念ながら審議も深まりませんでしたので、反対とさせていただきます。

いずれにしましても、政治と金の問題が表面化し、大臣の辞任にまで発展する中で、国民の皆さんに御負担をお願いする税制のあり方についても、より厳しい視線が注がれているのは間違いありません。

何度も申し上げるように、まず、みずからを律し、議員、公務員自身が先に身を切る改革と歳出削減を行うこと。具体例には、今問題となっている企業・団体献金の禁止、国民とお約束したはずの国会議員の定数削減をまず行うこと。

そして、独立行政法人や政府機関、基金、官民ファンド、特別会計等の徹底的な見直しと天下り根絶、幹部公務員の特別職化、能力・実績主義等による公務員制度改革の断行です。

国、地方合わせて、公務員総人件費の削減も含めて予算の削減計画を立てて、財政規律のメカニズムの導入によって財政赤字の解消する道筋をつけて、生まれる財源を成長戦略や次世代のための政策に投入する。

税制も、他国に負けない法人税の減税や自由償却等の税制抜本改革で、日本を選ぶ内外企業の立地促進をより進める一方で、社会保障財源として、マイナンバー制度の活用による広く薄い相続課税と、給付つき税額控除制度の導入を通じた最低生活保障を実現する。

そして、国が、東京が全てを決めるのではなく、地方の財政的自立を確立し、道州制を前提に計画を立てて、道州間の財政力格差について水平的財政調整を行う中で、最終的に消費税を道州の基幹財源として移譲していく。

我々維新の党が目指すのは、そうした国の形、税のあり方です。

先ほど来述べてきたように、今回の法案は、みずからの身を律せず、大事な問題は先送りし、国民の皆さんへ御負担ばかりお願いする残念な内容であり、到底納税者の納得を得られるものではないということを申し述べまして、党を代表しての反対討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（町村信孝君）　宮本岳志君。

〔宮本岳志君登壇〕

○宮本岳志君　私は、日本共産党を代表して、所得税法等の一部改正案に対し、反対の討論を行います。（拍手）

本法案に反対する理由の第一は、消費税一〇％への増税を延期した上で、二〇一七年四月には完全実施するものだからであります。

消費税は、応能負担、生計費非課税という税の原則に反する大衆課税であり、低所得者ほど重い負担となる逆進性を持ちます。消費税が逆進性を持ち、貧困と格差をさらに広げることは、予算委員会での私の質問に、総理も認めざるを得ませんでした。

三月二日に経済産業省が公表した消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査でも、二割前後の業者が、転嫁できていないと答えています。申告の時期を迎え、価格転嫁ができなかった全国の中小零細業者は、今、廃業の危機に直面しています。

このような過酷な税金をさらに引き上げることは、断じて許されません。

昨年四月の消費税八％への増税は、低所得層ほど収入も消費も落ち込ませ、個人消費下落と不況の原因となっていることを、ミニ経済白書で政府自身が認めました。この上、一〇％への増税を行うならば、家計を圧迫して消費を弱め、さらなる生活破壊と景気悪化をもたらすことは、火を見るより明らかであります。

景気判断条項まで削除して、経済状況や国民生活を一切配慮せず問答無用に増税を進めることには、断固反対するものであります。

反対する理由の第二は、財界の要求に基づいて、主に大企業が納める法人税の実効税率を二・五一％も引き下げるものだからであります。

政府は、本年度だけでなく来年度も法人税率を引き下げ、実に二年間で一兆六千億円もの法人税減税を行うばかりか、さらに数年にわたる改正で二〇％まで引き下げるなどとしています。

政府はあたかも、大企業減税をすれば、賃金引き上げや下請企業にも恩恵が及ぶかのように喧伝しますが、この間のたび重なる大企業減税の結果が示したことは、どんなに大企業が高水準の利益を上げても、巨額の内部留保が積み上がるだけだということであります。

大企業がもうかればやがて下にも滴り落ちてくるというトリクルダウン政策の誤りは、もはや明らかではありませんか。

一方、政府は、実効税率引き下げの財源は課税ベースの拡大等で確保するといいながら、その実態は、差し引き二千六十億円の大幅減税。研究開発減税については、縮減どころか、批判の強い総額型を事実上拡充しています。

日本の大企業の実質的な税負担率は、実効税率などよりはるかに低いものです。にもかかわらず、財界の要求に応えて、国際競争の口実で法人税引き下げ競争にのめり込むならば、そのツケを際限のない消費税の増税に押しつける結果になるばかりか、我が国財政を破壊し、国際的にも歯どめのない減税競争をもたらすことになりかねません。

第三に、家計の零細な資産をリスクにさらすＮＩＳＡの拡充に反対だからであります。

ＮＩＳＡは、貯蓄から投資へという政府方針のもと、二〇一三年度税制改正で導入されました。庶民の微々たる預金の利子にさえ二〇％もの課税をする一方で、株式投資の利益は非課税として優遇することは、課税の公平性に反するものでしかありません。ましてや、ジュニアＮＩＳＡなどといって子供まで貯蓄から投資への政策誘導の口実に使うなどというのは、到底まともな政策とは言えません。

本法案に盛り込まれている、富裕層の国外転出による税逃れに課税を強化するなどの措置は当然です。

なお、民主党提案の対案も消費税の増税を前提としており、賛成できないことを申し添えて、反対討論といたします。（拍手）

○議長（町村信孝君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（町村信孝君）　これより採決に入ります。

まず、古川元久君外三名提出、格差是正及び経

済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町村信孝君）　起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町村信孝君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町村信孝君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（町村信孝君）　本日は、これにて散会いたします。

午後七時散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	安倍　晋三君	
財務大臣	麻生　太郎君	
総務大臣	高市　早苗君	
法務大臣	上川　陽子君	
外務大臣	岸田　文雄君	
文部科学大臣	下村　博文君	
厚生労働大臣	塩崎　恭久君	
農林水産大臣	林　芳正君	
経済産業大臣	宮沢　洋一君	
国土交通大臣	太田　昭宏君	
環境大臣	望月　義夫君	
防衛大臣	中谷　元君	
国務大臣	甘利　明君	
国務大臣	有村　治子君	
国務大臣	石破　茂君	
国務大臣	菅　義偉君	
国務大臣	竹下　亘君	
国務大臣	山口　俊一君	
国務大臣	山谷えり子君	

○議長の報告

（報告書受領）

一、去る三日、内閣から次の報告書を受領した。

平成二十六年度第三・四半期における予算使用の状況

平成二十六年度第三・四半期における国庫の状況

（理事補欠選任）

一、去る三日、財務金融委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　土屋　正忠君（理事後藤茂之君去る一月二十三日委員辞任につきその補欠）

理事　藤井比早之君（理事寺田稔君去る一月二十三日委員辞任につきその補欠）

理事　山田　美樹君（理事平口洋君去る一月二十三日委員辞任につきその補欠）

理事　鈴木　克昌君（理事古本伸一郎君去る一月二十三日委員辞任につきその補欠）

理事　神田　憲次君（理事竹本直一君去る三日理事辞任につきその補欠）

理事　丸山　穂高君（理事伊東信久君去る三日理事辞任につきその補欠）

一、去る六日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　山井　和則君（理事前原誠司君去る六日理事辞任につきその補欠）

一、去る十日、農林水産委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　加藤　寛治君（理事谷川弥一君去る一月二十三日委員辞任につきその補欠）

理事　玉木雄一郎君（理事篠原孝君去る一月二十三日委員辞任につきその補欠）

理事　渡辺　孝一君（理事伊東良孝君去る十日理事辞任につきその補欠）

理事　松木けんこう君（理事村岡敏英君去る十日理事辞任につきその補欠）

一、去る十一日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

経済産業委員会

理事　佐藤ゆかり君（理事牧原秀樹君去る一月二十三日委員辞任につきその補欠）

理事　八木　哲也君（理事若宮健嗣君去る十一日理事辞任につきその補欠）

理事　中根　康浩君（理事田嶋要君去る十一日理事辞任につきその補欠）

国土交通委員会

理事　中村　裕之君（理事ふくだ峰之君去る一月二十三日委員辞任につきその補欠）

理事　小島　敏文君（理事土井亨君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠）

理事　伴野　豊君（理事荒井聰君去る十一日理事辞任につきその補欠）

一、昨十二日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　前原　誠司君（理事山井和則君昨十二日理事辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員			
辞任		補欠	
秋元　司君		勝沼　栄明君	
岩屋　毅君		務台　俊介君	
金子　一義君		門山　宏哲君	
小林　鷹之君		木内　均君	

根本　匠君　小島　敏文君
古屋　圭司君　加藤　寛治君
保岡　興治君　金子万寿夫君
山本　幸三君　加藤　鮎子君
山本　有二君　大見　正君
小川　淳也君　柚木　道義君
岸本　周平君　福島　伸享君
後藤　祐一君　黒岩　宇洋君
階　猛君　黄川田　徹君
山井　和則君　逢坂　誠二君
松浪　健太君　小熊　慎司君
赤嶺　政賢君　堀内　照文君
勝沼　栄明君　門　博文君
門　博文君　鈴木　隼人君
大見　正君　山本　有二君
加藤　鮎子君　山本　幸三君
加藤　寛治君　古屋　圭司君
門山　宏哲君　金子　一義君
金子万寿夫君　保岡　興治君
木内　均君　小林　鷹之君
小島　敏文君　根本　匠君
鈴木　隼人君　秋元　司君
務台　俊介君　岩屋　毅君
逢坂　誠二君　山井　和則君
黄川田　徹君　階　猛君
黒岩　宇洋君　後藤　祐一君
福島　伸享君　岸本　周平君
柚木　道義君　小川　淳也君
小熊　慎司君　松浪　健太君
辻元　清美君　津村　啓介君
松木けんこう君　吉田　豊史君
高橋千鶴子君　藤野　保史君

堀内　照文君　大平　喜信君
津村　啓介君　辻元　清美君
吉田　豊史君　松木けんこう君
大平　喜信君　赤嶺　政賢君
藤野　保史君　高橋千鶴子君

議院運営委員

辞任　補欠

小山　展弘君　後藤　祐一君
後藤　祐一君　小山　展弘君

一、去る二月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任　補欠

岩屋　毅君　宮川　典子君
金子めぐみ君　豊田真由子君
熊田　裕通君　宮内　秀樹君
小林　鷹之君　新谷　正義君
田所　嘉徳君　中山　展宏君
宮崎　謙介君　中谷　真一君
保岡　興治君　金子万寿夫君
山下　貴司君　古賀　篤君
山本　有二君　八木　哲也君
小川　淳也君　菊田真紀子君
岸本　周平君　松本　剛明君
後藤　祐一君　古川　元久君
階　猛君　柚木　道義君
辻元　清美君　本村賢太郎君
馬淵　澄夫君　大串　博志君
山井　和則君　玉木雄一郎君
松木けんこう君　江田　憲司君
松浪　健太君　落合　貴之君

赤嶺　政賢君　斉藤　和子君
高橋千鶴子君　畑野　君枝君
金子万寿夫君　鬼木　誠君
中山　展宏君　藤原　崇君
古賀　篤君　山下　貴司君
新谷　正義君　小林　鷹之君
豊田真由子君　金子めぐみ君
中谷　真一君　宮崎　謙介君
藤原　崇君　田所　嘉徳君
宮内　秀樹君　熊田　裕通君
宮川　典子君　岩屋　毅君
八木　哲也君　山本　有二君
菊田真紀子君　奥野総一郎君
玉木雄一郎君　若狭　勝君
津村　啓介君　馬淵　澄夫君
古川　元久君　小川　淳也君
本村賢太郎君　山井　和則君
江田　憲司君　松木けんこう君
高井　崇志君　松浪　健太君
畑野　君枝君　高橋千鶴子君
堀内　照文君　赤嶺　政賢君

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任　補欠

秋元　司君　三ツ林裕巳君
岩屋　毅君　山田　賢司君
衛藤征士郎君　宮澤　博行君
金子　一義君　堀内　詔子君
熊田　裕通君　大串　正樹君
小林　鷹之君　務台　俊介君
土井　亨君　井上　貴博君
長坂　康正君　前川　恵君
根本　匠君　大隈　和英君
星野　剛士君　池田　道孝君
保岡　興治君　尾身　朝子君
山本　有二君　石崎　徹君
小川　淳也君　金子　恵美君
後藤　祐一君　西村智奈美君
階　猛君　山尾志桜里君
辻元　清美君　阿部　知子君
山井　和則君　鈴木　貴子君
松木けんこう君　木内　孝胤君
松浪　健太君　初鹿　明博君
岡本　三成君　角田　秀穂君
赤嶺　政賢君　宮本　徹君
高橋千鶴子君　本村　伸子君
池田　道孝君　鬼木　誠君
石崎　徹君　佐々木　紀君
尾身　朝子君　池田　佳隆君
前川　恵君　根本　幸典君
三ツ林裕巳君　若狭　勝君
務台　俊介君　長尾　敬君

阿部　知子君　　本村賢太郎君
木内　孝胤君　　伊東　信久君
宮本　徹君　　真島　省三君
長尾　敬君　　岩田　和親君
根本　幸典君　　中村　裕之君
若狭　勝君　　赤枝　恒雄君
赤枝　恒雄君　　岡下　昌平君
井上　貴博君　　土井　亨君
池田　佳隆君　　保岡　興治君
岩田　和親君　　小林　鷹之君
大串　正樹君　　熊田　裕通君
大隈　和英君　　根本　匠君
岡下　昌平君　　秋元　司君
鬼木　誠君　　星野　剛士君
佐々木　紀君　　山本　有二君
中村　裕之君　　長坂　康正君
堀内　詔子君　　金子　一義君
宮澤　博行君　　衛藤征士郎君
山田　賢司君　　岩屋　毅君
金子　恵美君　　小川　淳也君
鈴木　貴子君　　山井　和則君
西村智奈美君　　後藤　祐一君
本村賢太郎君　　辻元　清美君
山尾志桜里君　　階　猛君
伊東　信久君　　松木けんこう君
初鹿　明博君　　松浪　健太君
角田　秀穂君　　岡本　三成君
真島　省三君　　赤嶺　政賢君
本村　伸子君　　高橋千鶴子君

一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　補欠

新藤　義孝君　　中谷　真一君
土屋　正忠君　　若狭　勝君
中谷　真一君　　新藤　義孝君
若狭　勝君　　土屋　正忠君

財務金融委員

辞任　補欠

宗清　皇一君　　谷川　とむ君
前原　誠司君　　泉　健太君
谷川　とむ君　　宗清　皇一君
泉　健太君　　前原　誠司君

予算委員

辞任　補欠

小倉　將信君　　古賀　篤君
小田原　潔君　　大西　英男君
金子めぐみ君　　宮川　典子君
熊田　裕通君　　青山　周平君
根本　匠君　　武井　俊輔君
宮崎　謙介君　　神谷　昇君
山本　有二君　　若狭　勝君
小川　淳也君　　長島　昭久君
岸本　周平君　　枝野　幸男君
後藤　祐一君　　山尾志桜里君
辻元　清美君　　大串　博志君
馬淵　澄夫君　　柚木　道義君
山井　和則君　　奥野総一郎君
井坂　信彦君　　松野　頼久君
重徳　和彦君　　落合　貴之君
松木けんこう君　　下地　幹郎君
松浪　健太君　　高井　崇志君
中野　洋昌君　　濵地　雅一君
赤嶺　政賢君　　島津　幸広君
高橋千鶴子君　　毅田　恵二君
神谷　昇君　　木内　均君
古賀　篤君　　鈴木　憲和君
奥野総一郎君　　玉木雄一郎君
落合　貴之君　　吉田　豊史君
木内　均君　　小松　裕君
小松　裕君　　田畑　裕明君
青山　周平君　　熊田　裕通君
大西　英男君　　小田原　潔君
鈴木　憲和君　　小倉　將信君
田畑　裕明君　　宮崎　謙介君
武井　俊輔君　　根本　匠君
金子めぐみ君　　山本　有二君
宮川　典子君　　辻元　清美君
若狭　勝君　　岸本　周平君
枝野　幸男君　　大串　博志君
玉木雄一郎君　　山井　和則君
長島　昭久君　　小川　淳也君
山尾志桜里君　　後藤　祐一君
柚木　道義君　　馬淵　澄夫君
下地　幹郎君　　松木けんこう君
濵地　雅一君　　松浪　健太君
島津　幸広君　　井坂　信彦君
毅田　恵二君　　中野　洋昌君
高井　崇志君　　高橋千鶴子君
赤嶺　政賢君　　赤嶺　政賢君

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任　補欠

牧島かれん君　　田畑　裕明君
山田　賢司君　　白石　徹君
前原　誠司君　　鈴木　貴子君
吉田　豊史君　　篠原　豪君
岡本　三成君　　輿水　恵一君
鈴木　貴子君　　泉　健太君
輿水　恵一君　　國重　徹君
國重　徹君　　吉田　宣弘君
吉田　宣弘君　　角田　秀穂君
角田　秀穂君　　真山　祐一君
白石　徹君　　山田　賢司君
田畑　裕明君　　牧島かれん君
篠原　豪君　　前原　誠司君
泉　健太君　　吉田　豊史君
真山　祐一君　　岡本　三成君

予算委員

辞任　補欠

後藤　祐一君　　黒岩　宇洋君
馬淵　澄夫君　　逢坂　誠二君
山井　和則君　　津村　啓介君
松木けんこう君　　吉田　豊史君
赤嶺　政賢君　　大平　喜信君
高橋千鶴子君　　藤野　保史君
逢坂　誠二君　　馬淵　澄夫君
黒岩　宇洋君　　後藤　祐一君
津村　啓介君　　山井　和則君
吉田　豊史君　　松木けんこう君
大平　喜信君　　赤嶺　政賢君
藤野　保史君　　高橋千鶴子君

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　補欠

大西　英男君　八木　哲也君
金子めぐみ君　木村　弥生君
新藤　義孝君　小松　裕君
長坂　康正君　勝沼　栄明君
黄川田　徹君　階　猛君
木村　弥生君　神谷　昇君
小松　裕君　津島　淳君
八木　哲也君　加藤　寛治君
加藤　寛治君　神山　佐市君
神谷　昇君　青山　周平君
津島　淳君　井野　俊郎君
青山　周平君　谷川　とむ君
井野　俊郎君　新藤　義孝君
勝沼　栄明君　長坂　康正君
神山　佐市君　大西　英男君
谷川　とむ君　金子めぐみ君
階　猛君　黄川田　徹君

予算委員

辞任　補欠

秋元　司君　前川　恵君
岩屋　毅君　今枝宗一郎君
金子　一義君　豊田真由子君
金子めぐみ君　山田　美樹君
熊田　裕通君　神谷　昇君
小池百合子君　津島　淳君
小林　鷹之君　村井　英樹君
鈴木　俊一君　藤原　崇君
長坂　康正君　大隈　和英君
根本　匠君　橋本　英教君
古屋　圭司君　武村　展英君
小川　淳也君　神山　洋介君
岸本　周平君　津村　啓介君
後藤　祐一君　福島　伸享君
階　猛君　松原　仁君
神谷　昇君　山尾志桜里君
加藤　寛治君　緒方林太郎君
神山　佐市君　大西　健介君
青山　周平君　奥野総一郎君
井野　俊郎君　初鹿　明博君
谷川　とむ君　松木けんこう君
新藤　義孝君　赤嶺　政賢君
長坂　康正君　今枝宗一郎君
大西　英男君　大隈　和英君
金子めぐみ君　豊田真由子君
黄川田　徹君　前川　恵君
津島　淳君　橋本　英教君
前川　恵君　藤原　崇君
今枝宗一郎君　根本　匠君
大隈　和英君　古屋　圭司君
豊田真由子君　武村　展英君
緒方林太郎君　津島　淳君
山尾志桜里君　小池百合子君
大西　健介君　細田　健一君
奥野総一郎君　堀内　詔子君
初鹿　明博君　金子　一義君
松木けんこう君　岩屋　毅君
赤嶺　政賢君　小林　鷹之君
今枝宗一郎君　秋元　司君
大隈　和英君　古屋　圭司君
橋本　英教君　山田　賢司君
藤原　崇君　村井　英樹君
細田　健一君　宮路　拓馬君
堀内　詔子君　神谷　昇君
金子　一義君　橋本　英教君
岩屋　毅君　藤原　崇君
小林　鷹之君　鈴木　俊一君
秋元　司君　金子　一義君
古屋　圭司君　小池百合子君
山田　賢司君　根本　匠君
村井　英樹君　古屋　圭司君
宮路　拓馬君　武村　展英君
神谷　昇君　津島　淳君
熊田　裕通君　細田　健一君
山田　賢司君　堀内　詔子君
金子めぐみ君　宮川　典子君
馬淵　澄夫君　山田　賢司君
山井　和則君　熊田　裕通君
小川　淳也君　秋元　司君
岸本　周平君　金子めぐみ君
後藤　祐一君　馬淵　澄夫君
階　猛君　山井　和則君
松原　仁君　神山　洋介君
福島　伸享君　津村　啓介君
津村　啓介君　岸本　周平君
神山　洋介君　後藤　祐一君
小川　淳也君　階　猛君

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任　補欠

岩屋　毅君　大見　正君
衛藤征士郎君　青山　周平君
小田原　潔君　池田　佳隆君
金子　一義君　堀内　詔子君
熊田　裕通君　藤原　崇君
小池百合子君　小林　史明君
土井　亨君　安藤　裕君
根本　匠君　岩田　和親君
星野　剛士君　小松　裕君
山下　貴司君　石崎　徹君
山本　有二君　神山　佐市君
小川　淳也君　柚木　道義君
岸本　周平君　山尾志桜里君
階　猛君　逢坂　誠二君
辻元　清美君　本村賢太郎君
馬淵　澄夫君　宮崎　岳志君
山井　和則君　渡辺　周君
井坂　信彦君　柿沢　未途君
重徳　和彦君　篠原　豪君
松木けんこう君　足立　康史君
松浪　健太君　吉田　豊史君
神山　洋介君　岸本　周平君
津村　啓介君　後藤　祐一君
福島　伸享君　階　猛君
松原　仁君　青山　周平君
山尾志桜里君　辻元　清美君
初鹿　明博君　松木けんこう君
池内さおり君　赤嶺　政賢君
大平　喜信君　高橋千鶴子君
小川　淳也君　中野　洋昌君
岸本　周平君　樋口　尚也君
後藤　祐一君　濱村　進君
階　猛君　石崎　徹君
赤嶺　政賢君　岩田　和親君
青山　周平君　根本　匠君
辻元　清美君　岩屋　毅君
松木けんこう君　山本　有二君
高橋千鶴子君　小林　史明君
大見　正君　小松　裕君
池田　佳隆君　橋本　英教君
青山　周平君　熊田　裕通君
衛藤征士郎君　金子　一義君
小田原　潔君　階　猛君
岩屋　毅君　馬淵　澄夫君
中野　洋昌君　稲津　久君
樋口　尚也君　濱村　進君
濱村　進君　大平　喜信君
塩川　鉄也君　菅家　一郎君
赤嶺　政賢君　青山　周平君
菅家　一郎君　塩川　鉄也君
前田　一男君　大平　喜信君
大西　英男君　前田　一男君
今野　智博君　大西　英男君
橋本　英教君　今野　智博君
土井　亨君　安藤　裕君
小田原　潔君　池田　佳隆君
山下　貴司君　石崎　徹君
根本　匠君　岩田　和親君
岩屋　毅君　大見　正君
山本　有二君　神山　佐市君
小池百合子君　小林　史明君
星野　剛士君　小松　裕君
岩田　和親君　橋本　英教君
衛藤征士郎君　熊田　裕通君
金子　一義君　藤原　崇君
階　猛君　堀内　詔子君
馬淵　澄夫君　逢坂　誠二君
足立　康史君　宮崎　岳志君
柿沢　未途君　本村賢太郎君
篠原　豪君　山尾志桜里君
吉田　豊史君　柚木　道義君
稲津　久君　渡辺　周君
濱村　進君　辻元　清美君
塩川　鉄也君　岸本　周平君
樋口　尚也君　小川　淳也君
赤嶺　政賢君　山井　和則君
中野　洋昌君　松木けんこう君
松浪　健太君　井坂　信彦君
重徳　和彦君　重徳　和彦君
松木けんこう君　松浪　健太君
井坂　信彦君　中野　洋昌君
足立　康史君　樋口　尚也君
宮崎　岳志君　赤嶺　政賢君
本村賢太郎君
渡辺　周君
柿沢　未途君
篠原　豪君
吉田　豊史君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

鬼木　誠君　藤井比早之君
金子めぐみ君　大西　宏幸君
小林　史明君　新谷　正義君
新谷　正義君　神山　佐市君
藤井比早之君　牧島かれん君
神山　佐市君　辻　清人君
牧島かれん君　星野　剛士君
大西　宏幸君　金子めぐみ君
辻　清人君　小林　史明君
星野　剛士君　鬼木　誠君

予算委員

辞任

金子めぐみ君
小池百合子君
土井　亨君
辻元　清美君
前原　誠司君
赤嶺　政賢君
高橋千鶴子君
今野　智博君
笹川　博義君
郡　和子君
田嶋　要君
池内さおり君
玉木雄一郎君
大平　喜信君
山尾志桜里君
金子めぐみ君
小池百合子君
若狭　勝君
古屋　圭司君
岩屋　毅君

補欠

大岡　敏孝君
笹川　博義君
今野　智博君
郡　和子君
田嶋　要君
池内さおり君
玉木雄一郎君
大平　喜信君
山尾志桜里君
金子　恵美君
若狭　勝君
武部　新君
金子　恵美君
辻元　清美君
前原　誠司君
赤嶺　政賢君
高橋千鶴子君
島津　幸広君
今野　智博君
笹川　博義君
武部　新君
島津　幸広君
青山　周平君
石川　昭政君
大岡　敏孝君
大隈　和英君
助田　重義君
小宮山泰子君
井野　俊郎君
瀬戸　隆一君
青山　周平君
助田　重義君
瀬戸　隆一君

予算委員

辞任

秋元　司君
金子　一義君
金子めぐみ君
小池百合子君
野田　毅君
古屋　圭司君
岩屋　毅君

補欠

石川　昭政君
津島　淳君
大西　英男君
岩田　和親君
山田　賢司君
八木　哲也君
宮﨑　政久君
鈴木　俊一君
根本　匠君
八木　哲也君
山本　有二君
小川　淳也君
中野　洋昌君
岩田　和親君
津島　淳君
斎藤　洋明君
星野　剛士君
神山　洋介君
岸本　周平君
後藤　祐一君
辻元　清美君
前原　誠司君
宮崎　政久君
渡辺　孝一君
阿部　知子君
馬淵　澄夫君
松浪　健太君
樋口　尚也君
高橋千鶴子君
藤井比早之君
古田　圭一君
緒方林太郎君
武正　公一君
井坂　信彦君
重徳　和彦君
松木けんこう君
前田　一男君
寺田　学君
小山　展弘君
落合　貴之君
木内　孝胤君
足立　康史君
吉田　豊史君
濱村　進君
赤嶺　政賢君
宮本　岳志君
井上　貴博君
玄葉光一郎君
小宮山泰子君
青山　周平君
大岡　敏孝君
大隈　和英君
助田　重義君
井野　俊郎君
瀬戸　隆一君
渡辺　孝一君
務台　俊介君
古田　圭一君
加藤　鮎子君
神山　洋介君
輿水　恵一君
藤井比早之君
阿部　知子君
寺田　学君
武正　公一君
濱村　進君
宮本　岳志君
井上　貴博君
玄葉光一郎君
小宮山泰子君
青山　周平君
大岡　敏孝君
大隈　和英君
助田　重義君
井野　俊郎君
瀬戸　隆一君
後藤　祐一君
辻元　清美君
前原　誠司君
宮崎　政久

水戸　将史君　　足立　康史君
吉村　洋文君　　井出　庸生君
大口　善徳君　　中野　洋昌君
梅村さえこ君　　赤嶺　政賢君
緒方林太郎君　　奥野総一郎君
小山　展弘君　　長島　昭久君
足立　康史君　　河野　正美君
井出　庸生君　　太田　和美君
中川　康洋君　　國重　　徹君
吉田　宣弘君　　伊佐　進一君
赤嶺　政賢君　　畑野　君枝君
武藤　貴也君　　宮川　典子君
務台　俊介君　　堀内　詔子君
簗　　和生君　　大西　宏幸君
長島　昭久君　　寺田　　学君
柚木　道義君　　笠　　浩史君
河野　正美君　　伊東　信久君
堀内　照文君　　島津　幸広君
田畑　裕明君　　黄川田仁志君
寺田　　学君　　阿部　知子君
中根　康浩君　　菊田真紀子君
伊東　信久君　　上西小百合君
篠原　　豪君　　落合　貴之君
下地　幹郎君　　初鹿　明博君
畑野　君枝君　　斉藤　和子君
阿部　知子君　　金子　恵美君
泉　　健太君　　中川　正春君
大西　健介君　　菅　　直人君
中島　克仁君　　大島　　敦君
笠　　浩史君　　後藤　祐一君

伊佐　進一君　　赤羽　一嘉君
島津　幸広君　　清水　忠史君
大串　正樹君　　武井　俊輔君
山本　幸三君　　中谷　真一君
大島　　敦君　　福島　伸享君
菅　　直人君　　鷲尾英一郎君
赤羽　一嘉君　　真山　祐一君
國重　　徹君　　濱村　　進君
斉藤　和子君　　本村　伸子君
加藤　鮎子君　　島田　佳和君
笹川　博義君　　佐々木　紀君
宮川　典子君　　若狭　　勝君
太田　和美君　　鈴木　義弘君
落合　貴之君　　高井　崇志君
真山　祐一君　　赤羽　一嘉君
大野敬太郎君　　比嘉奈津美君
中谷　真一君　　武村　展英君
堀内　詔子君　　赤枝　恒雄君
金子　恵美君　　本村賢太郎君
中川　正春君　　鈴木　貴子君
鈴木　義弘君　　井出　庸生君
濱村　　進君　　高木美智代君
本村　伸子君　　塩川　鉄也君
佐々木　紀君　　秋本　真利君
武井　俊輔君　　安藤　　裕君
保岡　興治君　　神田　憲次君
山田　美樹君　　白須賀貴樹君
鷲尾英一郎君　　大西　健介君
赤羽　一嘉君　　真山　祐一君
中野　洋昌君　　斉藤　鉄夫君
清水　忠史君　　田村　貴昭君
安藤　　裕君　　尾身　朝子君

大西　宏幸君　　鈴木　憲和君
神田　憲次君　　藤丸　　敏君
黄川田仁志君　　宮澤　博行君
斎藤　洋明君　　石崎　　徹君
島田　佳和君　　今枝宗一郎君
菊田真紀子君　　村井　英樹君
若狭　　勝君　　中根　康浩君
後藤　祐一君　　宮崎　岳志君
井出　庸生君　　横山　博幸君
斉藤　鉄夫君　　稲津　　久君
高木美智代君　　角田　秀穂君
真山　祐一君　　濵地　雅一君
塩川　鉄也君　　宮本　　徹君
赤枝　恒雄君　　谷川　とむ君
石崎　　徹君　　鬼木　　誠君
尾身　朝子君　　神山　佐市君
初鹿　明博君　　青柳陽一郎君
田村　貴昭君　　藤野　保史君
青柳陽一郎君　　吉田　豊史君
秋本　真利君　　秋元　　司君
今枝宗一郎君　　山本　有二君
鬼木　　誠君　　金子　一義君
加藤　寛治君　　鈴木　俊一君
神山　佐市君　　古屋　圭司君
白須賀貴樹君　　星野　剛士君
鈴木　憲和君　　金子めぐみ君
武村　展英君　　山本　幸三君
谷川　とむ君　　根本　　匠君
比嘉奈津美君　　岩屋　　毅君
藤丸　　敏君　　保岡　興治君
牧島かれん君　　小池百合子君
宮澤　博行君　　衛藤征士郎君

村井　英樹君　　野田　　毅君
大西　健介君　　岸本　周平君
奥野総一郎君　　小川　淳也君
鈴木　貴子君　　前原　誠司君
中根　康浩君　　階　　猛君
福島　伸享君　　馬淵　澄夫君
宮崎　岳志君　　後藤　祐一君
本村賢太郎君　　辻元　清美君
上西小百合君　　松木けんこう君
高井　崇志君　　松浪　健太君
横山　博幸君　　重徳　和彦君
吉田　豊史君　　井坂　信彦君
中野　洋昌君　　樋口　尚也君
稲津　　久君　　角田　秀穂君
角田　秀穂君　　岡本　三成君
濵地　雅一君　　高橋千鶴子君
藤野　保史君　　赤嶺　政賢君
宮本　　徹君

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

國場幸之助君　　青山　周平君
玄葉光一郎君　　古本伸一郎君
青山　周平君　　國場幸之助君
古本伸一郎君　　玄葉光一郎君

経済産業委員

辞任

石川　昭政君　　前川　　恵君
細田　健一君　　堀内　詔子君
宮崎　政久君　　池田　道孝君
池田　道孝君　　宮崎　政久君
堀内　詔子君　　細田　健一君
前川　　恵君　　石川　昭政君

国土交通委員

辞任　補欠

斎藤　洋明君　大隈　和英君
下地　幹郎君　重徳　和彦君
樋口　尚也君　濱村　進君
穀田　恵二君　真島　省三君
大隈　和英君　斎藤　洋明君
重徳　和彦君　下地　幹郎君
濱村　進君　樋口　尚也君
真島　省三君　穀田　恵二君

一、昨十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　補欠

大西　英男君　木内　均君
金子めぐみ君　今枝宗一郎君
田所　嘉徳君　小松　裕君
中村　裕之君　大隈　和英君
長坂　康正君　宮内　秀樹君
今枝宗一郎君　宮崎　政久君
宮内　秀樹君　中谷　真一君
大隈　和英君　中村　裕之君
木内　均君　大西　英男君
小松　裕君　田所　嘉徳君
中谷　真一君　長坂　康正君
宮崎　政久君　金子めぐみ君

予算委員

辞任　補欠

秋元　司君　前川　恵君
岩屋　毅君　白石　徹君
金子めぐみ君　青山　周平君
熊田　裕通君　田村　憲久君
小林　鷹之君　福田　達夫君
根本　匠君　渡辺　孝一君
小川　淳也君　大串　博志君
岸本　周平君　細野　豪志君
後藤　祐一君　中島　克仁君
辻元　清美君　長妻　昭君
本村賢太郎君　泉　健太君
江田　憲司君　古屋　範子君
太田　和美君　木内　孝胤君
井坂　信彦君　赤嶺　政賢君
重徳　和彦君　岡本　三成君
松木けんこう君　篠原　豪君
馬淵　澄夫君　高橋千鶴子君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任　補欠

小倉　將信君　宮崎　政久君

一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任　補欠

山口　泰明君　村井　英樹君
村井　英樹君　山口　泰明君

東日本大震災復興特別委員

辞任　補欠

門　博文君　神谷　昇君
小林　鷹之君　武部　新君
瀬戸　隆一君　宮崎　政久君
藤原　崇君　白須賀貴樹君
神谷　昇君　門　博文君
白須賀貴樹君　藤原　崇君
武部　新君　小林　鷹之君
宮崎　政久君　瀬戸　隆一君

一、昨十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任　補欠

泉　健太君　本村賢太郎君
本村賢太郎君　泉　健太君

（公聴会開会承認）

一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る二日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

平成二十七年度一般会計予算
平成二十七年度特別会計予算
平成二十七年度政府関係機関予算

一、意見を聞こうとする問題

平成二十七年度総予算について

右によって公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

平成二十七年三月二日

予算委員長　大島　理森

衆議院議長　町村　信孝殿

（議案提出）

一、去る二月二十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（江田憲司君外四名提出）

一、去る二月二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案
旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る三日、議員から提出した議案は次のとおりである。
格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案（古川元久君外三名提出）
一、去る三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案
持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案
電気事業法等の一部を改正する等の法律案
一、去る五日、議員から提出した議案は次のとおりである。
公職選挙法等の一部を改正する法律案（船田元君外七名提出）
一、去る六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
防衛省設置法等の一部を改正する法律案
一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件
世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定の締結について承認を求めるの件
水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件
特許法条約の締結について承認を求めるの件
商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件
二千七年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件
個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案
国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案
水銀による環境の汚染の防止に関する法律案
大気汚染防止法の一部を改正する法律案

（議案受領）

一、去る六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
臨床研究の実施の適正化等に関する施策の推進に関する法律案
一、去る十日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
道路交通法の一部を改正する法律案
独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、去る二月二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第五号）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第六号）
以上二件　総務委員会　付託
所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第三号）　財務金融委員会　付託
一、去る三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案（古川元久君外三名提出、衆法第四号）　財務金融委員会　付託
一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第四号）　財務金融委員会　付託

（議案送付）

一、去る二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
政治資金規正法の一部を改正する法律案（江田憲司君外四名提出）
一、去る三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案（古川元久君外三名提出）
一、去る六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
公職選挙法等の一部を改正する法律案（船田元君外七名提出）

（調査要求承認）

一、財務金融委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る三日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、財政に関する事項
二、税制に関する事項
三、関税に関する事項
四、外国為替に関する事項
五、国有財産に関する事項
六、たばこ事業及び塩事業に関する事項
七、印刷事業に関する事項
八、造幣事業に関する事項
九、金融に関する事項
十、証券取引に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成二十七年三月三日
財務金融委員長　古川　禎久
衆議院議長　町村　信孝殿

一、農林水産委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
　一、農林水産関係の基本施策に関する事項
　二、食料の安定供給に関する事項
　三、農林水産業の発展に関する事項
　四、農林漁業者の福祉に関する事項
　五、農山漁村の振興に関する事項
二、調査の目的
　右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
　小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
　本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十七年三月十日

農林水産委員長　江藤　拓

衆議院議長　町村　信孝殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十一日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
　一、経済産業の基本施策に関する事項
　二、資源エネルギーに関する事項
　三、特許に関する事項
　四、中小企業に関する事項
　五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項
　六、鉱業等に係る土地利用の調整に関する事項
二、調査の目的
　経済産業の実情を調査し、その発展に関する対策を樹立するため
三、調査の方法
　小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
　本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十七年三月十一日

経済産業委員長　江田　康幸

衆議院議長　町村　信孝殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
　一、国土交通行政の基本施策に関する事項
　二、国土計画、土地及び水資源に関する事項
　三、都市計画、建築及び地域整備に関する事項
　四、河川、道路、港湾及び住宅に関する事項
　五、陸運、海運、航空及び観光に関する事項
　六、北海道開発に関する事項
　七、気象及び海上保安に関する事項
二、調査の目的
　国土交通行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため
三、調査の方法
　小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
　本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十七年三月十一日

国土交通委員長　今村　雅弘

衆議院議長　町村　信孝殿

（質問書提出）

一、去る二月二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

従業者の賠償責任及び固定残業代制に関する質問主意書（山井和則君提出）

一、去る二月二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

集団的自衛権をめぐる歴史的変遷に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）

障害基礎年金の障害認定の地域差に関する質問主意書（奥野総一郎君提出）

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

介護報酬・障害福祉報酬の改定による介護・障害福祉職員の賃金引上げの担保に関する再質問主意書（山井和則君提出）

高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）における成果と報酬の関係に関する質問主意書（山井和則君提出）

派遣労働者の待遇に関する質問主意書（山井和則君提出）

一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

防衛大学校卒業生の任官拒否等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）

岸田文雄外務大臣の北方領土発言等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）

イスラム国により邦人が拘束された件に対する外務省の対応等に関する第三回質問主意書（鈴木貴子君提出）

一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＴＰＰ加盟と沖縄の農業におけるサトウキビの重要性に関する質問主意書（仲里利信君提出）

自動車登録手続きのワンストップサービスの拡充に係る行政書士法施行規則第二十条改正に関する質問主意書（中根康浩君提出）

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

原発再稼働による交付金増に関する質問主意書（井坂信彦君提出）

クールジャパン政策におけるコンテンツ産業に関する質問主意書（井坂信彦君提出）

産経新聞ソウル支局長に対する韓国政府の対応に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）

産経新聞前ソウル支局長に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

有床診療所における消火設備の設置推進に関する質問主意書（中島克仁君提出）

介護施設における消火設備の設置推進に関する質問主意書（中島克仁君提出）
障害者施設における消火設備の設置推進に関する質問主意書（中島克仁君提出）
一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
福島県内の除染事業及び中間貯蔵施設の整備・稼働等に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
福島近隣県における甲状腺検査の実施等に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
再生可能エネルギーの導入拡大に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
竹島問題に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
国会議員の定数削減に係る安倍晋三内閣総理大臣の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
東日本大震災の復興予算に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
「竹島の日」記念式典に関する第三回質問主意書（鈴木貴子君提出）
在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する第三回質問主意書（鈴木貴子君提出）
一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に関する質問主意書（田島一成君提出）
政府広報予算に関する質問主意書（階猛君提出）
一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
琉球王国の歴史的事実と認識に関する再質問主意書（照屋寛徳君提出）
一、昨十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
日独首脳会談後の記者会見に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
鳩山由紀夫元首相のウクライナクリミア入りに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
北方領土択捉島に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
富山強姦冤罪事件に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）

（答弁書受領）

一、去る二月二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員鈴木貴子君提出辺野古移設がもたらす自然破壊問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員緒方林太郎君提出放送法に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子君提出二〇一五年度沖縄振興予算に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員中根康浩君提出「重要なベースロード電源」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中根康浩君提出税理士法第五十条により農協等に許可される臨時の税務書類の作成等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出安倍内閣の経済・歴史認識に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木克昌君提出産業廃棄物堆肥化中間処理の適正化に関する質問に対する答弁書
衆議院議員緒方林太郎君提出内閣府特命担当大臣に関する質問に対する答弁書

平成二十七年二月十七日提出
質問第八〇号

辺野古移設がもたらす自然破壊問題に関する質問主意書

提出者　鈴木　貴子

辺野古移設がもたらす自然破壊問題に関する質問主意書

政府が進める、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設に向けて沖縄防衛局が設置しているコンクリート製の「トンブロック」（十～四十五トン）がサンゴ等を傷つけているとの報道がなされている。右を踏まえ、質問する。

一　報道は事実か、政府の確認を求める。

二　普天間飛行場の名護市移設に向けての工事は、自然破壊にもつながると考えるが、工事を進めることにより自然破壊がおこる想定はされているか。政府の見解如何。

三　沖縄（名護市）にとって、サンゴ礁等の生態系は、海産資源、観光等といった経済的、文化的面で重要であり、住民の生活を支えていると考えるが、こういった面に配慮する必要はないと考えるか。政府の見解如何。

四　サンゴ礁の破壊が懸念されている以上、沖縄の要望を聞いて、一度工事を中止し、サンゴの破壊を引き起こす可能性等、調査を行うべきではないか。政府の見解如何。

五　今後、普天間飛行場の名護市移設を進めることによって様々な面で、住民に負担がかかることが想定されるが、政府として、普天間飛行場の辺野古移設の計画を白紙にもどす考えはないのか。

右質問する。

内閣衆質一八九第八〇号
平成二十七年二月二十七日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　町村　信孝殿

衆議院議員鈴木貴子君提出辺野古移設がもたらす自然破壊問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出辺野古移設がもたらす自然破壊問題に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

政府として、個々の報道について答弁することは差し控えたいが、普天間飛行場代替施設建設事業（以下「本件事業」という。）については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び沖縄県環境影響評価条例（平成十二年沖縄県条例第七十七号）に基づき実施した環境影響評価手続において、サンゴ類の重要性に鑑み、サンゴ類に対する影響についても特に配慮した上で、環境への影響を適切に予測・評価したところである。また、本件事業の実施に当たっては、周辺環境への影響の程度を把握し、その結果に基づいて適切な環境保全措置を講ずることを目的に環境監視調査を実施しているところである。

五について

政府としては、沖縄県宜野湾市の中央部で住宅や学校等に密接して位置している普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならないと考えており、これは政府と沖縄の皆様の共通認識であると考えている。

同飛行場の移設については、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるという考えに変わりはない。

政府としては、同飛行場の一日も早い移設・返還を実現し、沖縄の負担を早期に軽減していくよう努力していく考えである。

平成二十七年二月十八日提出
質問第八一号

放送法に関する質問主意書

提出者　緒方林太郎

放送法に関する質問主意書

放送法第一条第二号には「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。」とあることを踏まえ、以下の通り質問する。

一　この規定の解釈上、放送において、現政権を批判すること、現政権に不都合な放送をすること、現政権の要人に対して厳しい問いを投げかけることは許容されているか。

二　そのような解釈は、日本放送協会にも適用されるか。

右質問する。

内閣衆質一八九第八一号
平成二十七年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝殿

衆議院議員緒方林太郎君提出放送法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出放送法に関する質問に対する答弁書

一及び二について

放送法(昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。)第一条は、法の目的を規定するものであり、その目的を達成するための具体的な規定は、法第二条以下に定められているところである。法第三条は、いわゆる放送番組編集の自由を規定しており、また、法第四条第一項は、「公安及び善良な風俗を害しないこと」、「政治的に公平であること」、「報道は事実をまげないですること」及び「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」をいわゆる放送番組編集の準則として定めている。お尋ねの「現政権を批判すること、現政権に不都合な放送をすること、現政権の要人に対して厳しい問いを投げかけること」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、放送番組は、こうした規定をはじめとする法の規定に従い、日本放送協会を含む放送事業者の自主自律によって編集されるべきものと考える。

平成二十七年二月十八日提出
質問第八一一号

二〇一五年度沖縄振興予算に関する再質問主意書

提出者　鈴木　貴子

二〇一五年度沖縄振興予算に関する再質問主意書

沖縄県宜野湾市にある米海兵隊普天間飛行場を名護市辺野古に移設する政府案に反対し、普天間飛行場の県外移設を訴え、二〇一〇年の知事選挙で当選した沖縄県の仲井眞弘多前知事が、二〇一三年十二月二十七日、一転して辺野古の埋め立てを承認した。一方で、昨年一月十九日、沖縄県名護市長選挙が執行され、反対する現職が二期目再選を果たした。更に同年十一月十六日、辺野古の埋め立ての反対を訴えていた翁長雄志氏が新たに沖縄県知事に選出された。

右と「前回答弁書」(内閣衆質一八九第二四号)を踏まえ、再質問する。

一　「前回答弁書」において、平成二十三年度から平成二十六年度における、いわゆる沖縄振興予算の額について、それぞれ約二千三百一億円、二千九百三十七億円、三千一億円、三千五百一億円であるとされている。その一方で、前年度より予算額が減らされた年度に、十七年度、十八年度、十九年度、二十年度、二十一年度、二十二年度が挙げられている。それぞれの予算額が決められた理由に「いずれも沖縄振興を推進するために必要な額を積み上げた結果」とされているが、右につき年度ごとに具体的に説明されたい。

二　二〇一五年度沖縄振興予算額は、それまでの傾向とは一転し、百六十二億円の減額となる三千三百四十億円となっている。右の理由についても、「沖縄振興を推進するために必要な額を積み上げた結果」となっているが、何が必要で何が不必要であると政府が判断し、どのような項目を積み上げた結果、五年ぶりの減額となったのか、具体的に説明されたい。

三　二〇一五年度沖縄振興予算の額等、詳細について政府が検討をはじめ、具体的な形を決めたのはいつか。

四　三の過程において、政府として翁長知事はじめ沖縄県側の担当者と具体的な協議は積み重ねて来たか。

五　二〇一五年度沖縄振興予算は、仮に普天間飛行場移設に関する政府方針と異なる考えを持った翁長知事が誕生しなくとも、同様に約三千三百四十億円と、前年度比百六十二億円の減額となっていたのか。

右質問する。

内閣衆質一八九第八二号
平成二十七年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝殿

衆議院議員鈴木貴子君提出二〇一五年度沖縄振興予算に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出二〇一五年度沖縄振興予算に関する再質問に対する答弁書

一、二及び五について

お尋ねについては、各年度において、沖縄県の要望も踏まえ、沖縄振興を推進するために必要な項目を判断して、必要な額を積み上げた結果であり、その内容は内閣府のホームページに掲載されているとおりである。

三及び四について

お尋ねの「詳細について政府が検討をはじめ、具体的な形を決めた」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十七年度予

算における沖縄振興予算については、沖縄県の要望も踏まえ、平成二十六年八月に概算要求を行い、平成二十七年一月十四日に政府案を閣議決定したものである。

平成二十七年二月十八日提出
質問第八三号

「重要なベースロード電源」に関する質問主意書

提出者　中根　康浩

「重要なベースロード電源」に関する質問主意書

安倍内閣においては、原子力発電を「重要なベースロード電源」と位置付けている。

以上のことから次の質問をする。

一　「重要なベースロード電源」となる必要条件は何と考えるか。政府の見解を示されたい。

二　一の条件を満たし「重要なベースロード電源」となりうる電源は他にあると考えるか。政府の見解を示されたい。

三　安倍内閣は、原発への依存度を「可能な限り低減する」と表明しているが「重要なベースロード電源」とは、依存度を引き下げることはできるものなのか。

また、「重要なベースロード電源」と位置付けることと「可能な限り低減する」との考えとは矛盾するものと考える。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第八三号
平成二十七年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝殿

衆議院議員中根康浩君提出「重要なベースロード電源」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中根康浩君提出「重要なベースロード電源」に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

「エネルギー基本計画」（平成二十六年四月十一日閣議決定）においては、発電（運転）コストが、低廉で、安定的に発電することができ、昼夜を問わず継続的に稼働できる電源を「ベースロード電源」と位置付けている。その上で、例えば御指摘の原子力について、「燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる低炭素の準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である。」としているが、単に「重要なベースロード電源」との記載はなされていない。

また、同計画における「ベースロード電源」は、電源の特性に着目した表現であることから、依存度とは関係がない。

いずれにせよ、電力供給においては、安定供給、低コスト、環境適合等をバランスよく実現できる供給構造を実現すべく、各エネルギー源の電源としての特性を踏まえて活用することが重要であると考えている。

平成二十七年二月十八日提出
質問第八四号

税理士法第五十条により農協等に許可される臨時の税務書類の作成等に関する質問主意書

提出者　中根　康浩

税理士法第五十条により農協等に許可される臨時の税務書類の作成等に関する質問主意書

税理士法第五十条及び、これに基づく税理士法施行令第十四条により、農協等の職員等が臨時の税務書類の作成等に携わることができるとの許可が与えられることになっている。この制度は、昭和二十六年の税理士が不足していた状況時から存在するものである。

現在では、税理士登録人数も七万人を超えており、昭和二十六年当時とは状況が違い、元々、税理士法に反する疑いのある「臨時制度」は廃止すべきと考える。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第八四号
平成二十七年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝殿

衆議院議員中根康浩君提出税理士法第五十条により農協等に許可される臨時の税務書類の作成等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中根康浩君提出税理士法第五十条により農協等に許可される臨時の税務書類の作成等に関する質問に対する答弁書

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十条第一項においては、租税の申告時期又は災害があった場合その他特別の必要がある場合（以下「申告時期等」という。）において、申告者等の便宜を図るため、税理士又は税理士法人（以下「税理士等」という。）以外の者（同項ただし書に規定される者に限る。以下同じ。）に対し、二月以内の期間を限り、かつ、租税を指定して、無報酬で税務書類の作成等を許可することができる旨規定されている。

当該規定は、申告時期等において、税務事務が一時に集中することにより、人数の限定されている税理士等が一層不足することとなり、申告者等に対する税務書類の作成等に関する業務の提供が不足することを防止する等の観点から、地方公共団体の職員など税理士等以外の者に、非営利的な立場で限定された税理士業務を行うことを認める趣旨で設けられたものと承知している。

税理士等の数が増加した現在においても、申告時期等において、申告者等に対する税務書類の作成等に関する業務の提供が不足する場合があること等から、当該規定に基づく許可を行っているところであり、当該規定は必要なものであると考えている。

平成二十七年二月十九日提出
質問第八五号

安倍内閣の経済・歴史認識に関する質問主意書

提出者　長妻　昭

安倍内閣の経済・歴史認識に関する質問主意書

一　平成二十七年二月四日の衆議院予算委員会で、安倍総理は、「失業率がどんどん悪化していく、という状況を私たちが変えたのは事実であります」との趣旨の答弁をされた。

「私たち」とは安倍内閣のことなのか、お教え願いたい。

民主党政権でも失業率は改善しており、どんどん失業率が悪化していく、というのは、いつの時期のことで、私たちが変えた、というのは、いつのどのような政策について答弁されたのか。あるいは、民主党政権で失業率が悪化したという誤解があったのか。お示し願いたい。

二　安倍内閣は、一連の昭和の戦争について、日本が国策を誤った、と考えているのか否か、お示し願いたい。

三　安倍内閣は、先の大戦について、日本が国策を誤った、と考えているのか否か、お示し願いたい。

四　安倍内閣は、先の対米開戦について、日本が国策を誤った、と考えているのか否か、お示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第八五号
平成二十七年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝　殿

衆議院議員長妻昭君提出安倍内閣の経済・歴史認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員長妻昭君提出安倍内閣の経済・歴史認識に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の安倍内閣総理大臣の答弁は、リーマンショックに端を発した景気の落ち込みを受け、失業率や所得が大きく悪化したが、「アベノミクス」の下でデフレ状況ではなくなる中で、失業率はリーマンショック前の水準以下に改善し、就業者数及び名目総雇用者所得は平成二十五年以降伸び率がプラスに転じている旨を答弁したものである。

二から四までについて

お尋ねについては、平成七年八月十五日の内閣総理大臣談話において示された認識のとおりであり、その考え方については先の答弁書（平成十八年六月十三日内閣衆質一六四第三〇四号）二から四までについてでお答えしたとおりである。

平成二十七年二月十九日提出
質問第八六号

産業廃棄物堆肥化中間処理の適正化に関する質問主意書

提出者　鈴木　克昌

産業廃棄物堆肥化中間処理の適正化に関する質問主意書

環境省は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）が平成二十三年四月一日より施行されたこと等を踏まえ、平成二十五年三月二十九日、環廃産発第一三〇三二九号で各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長宛てに、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長名により「行政処分の指針について（通知）」を地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的な助言として通知した。この通知には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の累次の改正により、大幅な規制強化の措置が講じられ廃棄物の不適正処理を防止するために迅速かつ的確な行政処分を実施することが可能となったと記載されている。

今、愛知県田原市では、リサイクル品と承認された土壌改良材が実は産業廃棄物であったフェロシルト事件と酷似し、さらには農作物への影響が懸念される事案がある。これは愛知県豊橋市所在の産業廃棄物処理業有限会社T社がかかわるもので、同社は、下水汚泥、動植物性残さ、木くずの発酵による堆肥化中間処理を行い、その中間処理物を愛知県田原市の農地へすき込みを行っているが、同社の中間処理物は、環廃産発第一三〇三二九九号の通知に照らして、堆肥という有価物として扱われておらず総合的に判断して無価物である廃棄物に該当すると疑いがあるところである。これにつき以下政府の見解をお示し願いたい。

一　T社の中間処理物が廃棄物に該当することについて、平成二十六年十月八日付け、「下水汚泥、動植物性残さ、木くずによる中間処理の取り扱いについて（照会）」により環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長及び同課員が直接説明を受け写真や証言記録などを確認し、その時に産業廃棄物課長は「この報告書によれば監督官庁の愛知県も廃棄物と判断するであろう。」と感想を述べたとされ、新城の環境を考える市民の会が平成二十六年十月十四日に愛知県環境部資源循環推進課主幹に同照会をしたところ平成二十七年一月十四日になっても調査中として回答がなく調査内容や期限を尋ねるも回答しない不誠実なものであったと説明を受けている。このことについては環廃産発第一三〇三二九号通知が無視されているおそれがあると解するが、政府の見解をお示し頂きたい。

二　T社の肥料は、汚泥発酵肥料「緑みどり」として平成十二年十月に農林水産省登録をしているが、肥料登録申請書にある原料比率は木チップ五%、下水汚泥六十六%、動植物性残さ二十九%であり原材料比率が異なり、熟成期間はT社の社長が新城市議会経済建設部会で証言したのは四十日であり申請よりも百四十日から三百二十五日不足している旨、新城の環境を考える市民の会から説明をうけている。このことによりT社が排出している肥料は登録肥料「緑みどり」ではない疑いがあるが、政府の見解をお示し頂きたい。

三　環廃産発第一三〇三一九九号は、各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長宛ての技術的助言であるが、T社の事案において中日新聞平成二十六年十一月十三日掲載の千葉県庁職員で産廃Gメンであった石渡正佳氏は「千葉県なら百％取り締まりの対象。悪臭がして多くの住民が悩んでいる時点で農地に搬入されたものは肥料でなくごみだ。」と証言している。一方、本事案の監督官庁である愛知県は平成二十六年十月十四日に新城の環境を考える市民の会が提出した「下水汚泥、動植物性残さ、木くずによる中間処理の扱いについて（照会）」に対して平成二十七年一月十四日と三ヵ月経過したが未だ調査中として行政処分の判断を行っていないとの説明を同会より受けている。このことは愛知県に住む国民と千葉県に住む国民の間での法の下での平等を欠くおそれがあると解するが、政府の見解をお示し頂きたい。

四　T社が静岡県湖西市で行った産業廃棄物不法投棄事件において平成十七年五月二十六日静岡県西部保健所長宛に提出した撤去完了報告書に記載のある農地から撤去した十トントラック千二百五十三台分の産業廃棄物が愛知県豊橋市内の農地に埋設を許されている旨を新城の環境を考える市民の会から説明をうけているが、このことは愛知県に住む国民と静岡県に住む国民の間での法の下での平等を欠くおそれがあると解するが政府の見解をお示し頂きたい。

五　平成二十六年九月二十三日に新城の環境を考える市民の会がT社の肥料と称する中間処理物がすき込まれた愛知県田原市和知地内の農地から採取した土壌を豊橋市内の環境計量証明事業所で溶出量試験を行った結果ではヒ素が一リットル中〇．〇五二ミリグラムであった。一リットル中〇．〇一ミリグラム以下であることが求められている土壌環境基準の汚染に係わる五倍超のヒ素が検出され地元有力紙に報道され大きな問題となった。このことを新城の環境を考える市民の会が愛知県環境部資源循環推進課に報告したところ、T社の肥料は農林水産省東海農政局に登録された肥料であるので所管外であるといわれ、東海農政局に調査依頼をしたところT社の堆肥化中間処理施設は豊橋市に立地するので中核市である豊橋市が所管であり土壌汚染の問題は田原市で発生しているので所管は愛知県であり悪臭の問題は田原市の所管であるとして、たらいまわしされたとの説明を同会から受けている。ことは農地という人の口に入るものを育てる土壌で起きており土壌改良材であったフェロシルト事件よりも深刻な問題であるとともに、渥美半島の農業への甚大な風評被害も懸念される。本件に対する自治体の取組が不十分であるとの指摘がある中、今後どのように対応するか政府の見解をお示し頂きたい。

六　環境基準を超えるヒ素検出に当たって新城の環境を考える市民の会が愛知県にその結果を平成二十六年十月十一日に報告し愛知県は土壌の成分試験を行い平成二十六年十月三十日に発表したところでは、六箇所中五箇所はヒ素が検出されず一箇所は基準同値であるので基準以下であるとして事実上の安全宣言をした。新城の環境を考える市民の会では愛知県から土壌採取に立ち合いを求められなかったこと及び愛知県の外郭団体である県環境調査センターが分析したことなどから、透明性に欠けるとして両者立ち合いのもとでの納得いく試験を行うことを申し入れたが叶わず再度独自調査を行うこととし平成二十六年十一月八日に土壌採取した六箇所からは全箇所でヒ素が検出され基準値以下が一リットル中〇．〇〇五ミリグラム、〇．〇〇六ミリグラム、〇．〇〇五ミリグラム、基準値以上が一リットル中〇．〇一九ミリグラム、〇．〇四五ミリグラムであった。ヒ素の由来は専門家によると基準値の五倍にも及ぶことは既存の土壌に含まれていたとは考えにくく、木チップのもとである建築廃材に含まれる防腐剤やシロアリ駆除剤が最も疑われるとされ木チップは建築業者が再生品として限りなく無償に近い有償でT社に売却しているとの疑いもあり、再生品となると廃棄物処理法の取締り対象からはずれるという点に本件の問題の本質がある。排出事業者は廃棄物処理法の定めにより自社の産業廃棄物が敷地外に出て最終処分場に処分されるまでをマニフェスト伝票で管理しなければならないが、一旦再生品と称されるだけで厳密に再生されたか否かの検査もなく再生品と自称するだけでマニフェスト上では最終処分したと同様に扱われるおそれがあることは問題である。T社の場合には登録した肥料と原材料比が異なり熟成期間が三分の一に満たず未完熟であるがゆえに猛烈な悪臭で近隣住民に被害を及ぼしている。廃棄物処理法で規制すべき産業廃棄物が品質管理されずリサイクル品と称して同法の規制を免れ、農地がヒ素の混入した産業廃棄物の最終処分場と化しているおそれがある。こうした事例があることを踏まえ、現行の関連法規に改正を要する点がないのか政府の見解をお示し頂きたい。

七　T社の肥料は愛知県田原市の農業生産法人株式会社M社が耕作放棄農地を借り上げ土壌改良としてT社の堆肥を逆有償で施肥することで耕作放棄地再生交付金を交付されているという情報もある。偽装肥料の無償施肥という産廃不法投棄は全うな農業生産システムを崩壊させる懸念をはらんでいるが、これに対する政府の見解をお示し頂きたい。

八　T社と農業生産法人M社が連携して愛知県田原市の遊休農地を産廃の最終処分場と化していることが五十キロメートル以上離れた愛知県新城市で問題視されるのは、T社が現状で操業している豊橋市東細谷の同種の施設からでる悪臭を新城市の建設予定地住民が体験しその猛烈で耐えきれない悪臭に包まれる生活は絶対に阻止しようということになったことによるものである旨新城の環境を考える市民の会から説明を受けている。新城市の建設予定地では一キロメートル圏内に住居は勿論こども園や小中学校が立地し、子ども達の教育環境の悪化が懸念される。子ども達が良い環境で暮らす権利が侵されるおそれがあることについて、政府の見解をお示し頂きたい。

九　愛知県新城市ではT社が進出し産業廃棄物処理業の許可申請を愛知県に提出しており、新城市民の有権者の七割に及ぶ三万四千人の反対署名を集めるなど反対運動が進んでいる。このような事態に至ったのは愛知県企業庁が造成した新城南部企業団地において、製造業または物流業を誘致すると約束していたにもかかわらず、

当初誘致した鋼管製造業の企業が計画倒産とも疑われる一年足らずで倒産した後に競売によってT社が土地を取得したことによるものと考えられており、このような手法を用いれば企業団地に目的外の産業廃棄物業が立地することができることに住民は大きな不信感を抱いているようである。産業廃棄物処理業は持続可能な社会づくりにとって重要であるがこそ、厳密な法整備とその運用のもと脱法的な廃棄物処分が疑われる事例に対応すべきと思うが政府の見解をお示し頂きたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第八六号
平成二十七年二月二十七日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝殿

衆議院議員鈴木克昌君提出産業廃棄物堆肥化中間処理の適正化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木克昌君提出産業廃棄物堆肥化中間処理の適正化に関する質問に対する答弁書

一から九までについて

お尋ねについては、個別の企業に関することであり、お答えを差し控えたい。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）の適用に関しては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的な助言である「行政処分の指針について（通知）」（平成二十五年三月二十九日付け環廃産発第一三〇三二九九号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）を踏まえ、都道府県知事及び法第二十四条の二に規定する政令で定める市の長において適切に対応すべきものと考えている。

平成二十七年二月十九日提出
質　問　第　八　七　号

内閣府特命担当大臣に関する質問主意書

提出者　緒方林太郎

内閣府特命担当大臣に関する質問主意書

一　現政権の内閣府特命担当大臣の担当について、それぞれ内閣府設置法第四条に規定される所掌事務のいずれに該当するか。

二　内閣府特命担当大臣については、内閣府所掌事務の主任の大臣ではないことから、例えば、実務上閣議請議等を行っておらず、更には関係法令の権限は内閣総理大臣によって行使されるものが多い。現在、行われている内閣府の所掌事務見直しにおいて、内閣府特命担当大臣をそれぞれの担当事務の主任の大臣とするような方向性が適当ではないかと思うが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一八九第八七号
平成二十七年二月二十七日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝殿

衆議院議員緒方林太郎君提出内閣府特命担当大臣に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出内閣府特命担当大臣に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条に規定する事務のうち、麻生太郎内閣府特命担当大臣は金融に関する事務、宮沢洋一内閣府特命担当大臣は原子力損害賠償・廃炉等支援機構等に関する事務、望月義夫内閣府特命担当大臣は原子力防災に関する事務、山谷えり子内閣府特命担当大臣は防災等に関する事務、山口俊一内閣府特命担当大臣は沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、科学技術政策、宇宙政策等に関する事務、甘利明内閣府特命担当大臣は経済財政政策等に関する事務、有村治子内閣府特命担当大臣は規制改革、少子化対策、男女共同参画等に関する事務、石破茂内閣府特命担当大臣は国家戦略特別区域等に関する事務をそれぞれ掌理している。

二について

内閣府は、内閣官房を助けて国政上重要な具体的事項に関する企画立案及び総合調整を行うこと並びに内閣総理大臣が担当することがふさわしい行政事務を処理することを所掌事務とすることから、内閣府設置法第六条第二項の規定により、内閣総理大臣が内閣府に係る事項についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣とされているものである。内閣府特命担当大臣は、内閣総理大臣を助け、命を受けて内閣府の所掌事務を掌理するものであるため、主任の大臣とはされていない。

一、去る三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員大西健介君提出年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出排他的経済水域及び大陸棚に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出海洋調査活動の相互事前通報の枠組みの実施のための口上書に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出院内トリアージの診療報酬算定過誤に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出大臣と所管法人の新聞広告掲載に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出開発協力大綱に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出ふるさと納税に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出人質対応検証委員会に関する質問に対する答弁書

平成二十七年二月二十日提出
質　問　第　八　八　号

年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）に関する質問主意書

提出者　大西　健介

年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）に関する質問主意書

一　昨年十二月十九日、菅官房長官から塩崎厚生労働大臣に対して「ＧＰＩＦ改革について」という文書が手交されたのは事実か。事実である場合、この文書は、「官邸の指示」なのか、この文

書の性質如何。また、その内容を明らかにされたい。

二　内閣官房提出の「内閣提出予定法律案等件名・要旨調」によれば、厚労省は、二月下旬に「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案（仮称）」の提出を予定しており、その中で、年金積立金管理運用独立行政法人における役員数の変更等の措置を講ずることとしている。一方で、「『提出予定』以外の検討中のもの」として「年金積立金管理運用機構法案」を挙げている。同一の組織に関する法案を同じ国会の中で二度に分けて提出することの合理的理由を説明されたい。

三、社会保障審議会年金部会の下に設置されたＧＰＩＦのガバナンス改革を検討する作業班の会合に担当局長である香取年金局長の参加が禁じられているとの報道があるが事実か。また、その理由如何。

四　本年一月五日付で水野弘道氏が就任したＣＩＯ（最高投資責任者）なる役職の組織上の権限とその法的根拠を明らかにされたい。また、水野氏の理事兼ＣＩＯ就任のために、年俸規定を変更したのは事実か。事実である場合、その経緯と理由を明らかにされたい。

五　塩崎厚生労働大臣は、水野氏からの再三の就任挨拶の申し出があったにもかかわらず、二月上旬に至るまで一ケ月以上会わなかったという報道があるが事実か。たとえ多忙であっても短時間の面談は可能と考えるが、面談が遅れた理由如何。

六　これまでに、社会保障審議会年金部会の下に設置された作業班に、塩崎大臣の長男・塩崎彰久氏が出席したことがあるか。また、厚生労働省は、塩崎彰久氏から、ＧＰＩＦのガバナンス改革に関連して資料や情報の提供を求められたことがあるか。そうしたことがある場合には、守秘義務等の問題はないのか。

右質問する。

内閣衆質一八九第八八号
平成二十七年三月三日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝殿

衆議院議員大西健介君提出年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大西健介君提出年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）に関する質問に対する答弁書

一、三、五及び六について

お尋ねのような事実はない。

二について

御指摘の「年金積立金管理運用機構法案」については、現在検討中であることからお尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「ＣＩＯ（最高投資責任者）」は、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「ＧＰＩＦ」という。）の組織規程（平成二十年規程第二号）第二条の二第一項に基づきＧＰＩＦに置くことができるとされているものであり、同条第二項において、命を受けて、ＧＰＩＦにおける年金積立金の運用を統括すると定められている。

また、御指摘の「年俸規定」が何を指すのか必ずしも明らかでないが、ＧＰＩＦにおいては、「日本再興戦略　改訂二〇一四」（平成二十六年六月二十四日閣議決定）において、「報酬の見直し等による高度で専門的な人材の確保等の取組を速やかに進める」とされたことを受け、高度で専門的な人材確保等のために役員の給与を見直すこととし、平成二十六年十二月十六日に役員給与規程（平成十八年規程第七号）の一部改正を行ったところである。

平成二十七年二月二十日提出
質問第八九号

排他的経済水域及び大陸棚に関する質問主意書

提出者　緒方林太郎

排他的経済水域及び大陸棚に関する質問主意書

一　向かい合っている国の間における排他的経済水域の境界画定について、関係国が合意に達することができない時点において、主張できる権原は国連海洋法条約第五十七条によるものであると考えるが、政府の見解如何。

二　向かい合っている国の間における大陸棚の境界画定について、関係国が合意に達することができない時点において、主張できる権原は国連海洋法条約第七十六条の定義に基づくものであると考えるが、政府の見解如何。

三　問一、問二の答弁における政府見解は、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律のいずれの部分に反映されているか。

右質問する。

内閣衆質一八九第八九号
平成二十七年三月三日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝殿

衆議院議員緒方林太郎君提出排他的経済水域及び大陸棚に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出排他的経済水域及び大陸棚に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「主張できる権原は国連海洋法条約第五十七条によるもの」及び「主張できる権原は国連海洋法条約第七十六条の定義に基づくもの」の意味するところが必ずしも明らかではないが、沿岸国は、当該沿岸国及び当該沿岸国の海岸と向かい合っている海岸を有する他国のそれぞれの領海の幅を測定するための基線（以下「領海基線」という。）の間の距離が四百海里未満の場合、当該他国との間における排他的経済水域又は大陸棚の境界画定について当該他国との合意に達するまでの間、御指摘の海洋法に関する国際連合条約（平成八年条約第六号。以下「国連海洋法条約」という。）第五十七条又は第七十六条を含む関連する国際法に基づき、当該沿岸国の領海基線から二百海里までの排他的経済水域及び大陸棚についての権原を有する。我が国は、関連する国際法に基づく当該権原を踏まえ、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条及び第二条において、我が国が国連海洋法条約に定めるとこ

ろにより国連海洋法条約第五部に規定する沿岸国の主権的権利その他の権利を行使する水域である排他的経済水域及び我が国が国連海洋法条約に定めるところにより沿岸国の主権的権利その他の権利を行使する大陸棚をそれぞれ定めている。なお、これらの規定は、我が国及び我が国の海岸と向かい合っている海岸を有する外国のそれぞれの領海基線の間の距離が四百海里未満の場合、当該外国との間における排他的経済水域又は大陸棚の境界画定について我が国が当該外国と合意に達するまでの間、我が国の領海基線から二百海里までの排他的経済水域及び大陸棚について我が国が関連する国際法に基づき有する権原に何ら影響を与えるものではない。

平成二十七年二月二十日提出
質問第九〇号

海洋調査活動の相互事前通報の枠組みの実施のための口上書に関する質問主意書

提出者　緒方林太郎

海洋調査活動の相互事前通報の枠組みの実施のための口上書に関する質問主意書

一　平成十三年二月十三日に、日中両国で交わされた「海洋調査活動の相互事前通報の枠組みの実施のための口上書」は、日中両国にとって平等な扱いとなっていると認識しているか。

二　過去五年、我が国近海における中国による科学的調査活動の内、当該口上書による通報が行われたもの、通報が行われなかったものの実績について、それぞれ答弁ありたい。

三　中国による科学的調査活動の一部は、我が国の安全保障に大きく影響するものがあるとの認識を有しているか。

右質問する。

内閣衆質一八九第九〇号
平成二十七年三月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝殿

衆議院議員緒方林太郎君提出海洋調査活動の相互事前通報の枠組みの実施のための口上書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出海洋調査活動の相互事前通報の枠組みの実施のための口上書に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「平等な扱い」の意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「通報が行われなかったもの」の意味するところが必ずしも明らかではないが、過去五年間に、東シナ海において、日中間の海洋調査活動の相互事前通報の枠組みに基づき、中国から口上書によって行われた通報は、二十二件である。また、同期間中に確認された東シナ海における中国による外形上海洋の科学的調査の活動と見られる活動のうち、同枠組みに基づいて行われるべき事前通報がなかったものは、十件である。

三について

お尋ねの「中国による科学的調査活動の一部」の意味するところが必ずしも明らかではないが、海洋法に関する国際連合条約（平成八年条約第六号）においては、海洋の科学的調査について、専ら平和的目的のために実施することが規定されていること等を踏まえ、我が国として、中国による外形上海洋の科学的調査の活動と見られる活動について、引き続き関心を持って注視していく。

平成二十七年二月二十日提出
質問第九一号

院内トリアージの診療報酬算定過誤に関する質問主意書

提出者　井坂　信彦

院内トリアージの診療報酬算定過誤に関する質問主意書

院内トリアージの診療報酬の不正請求が昨年より問題となっている。各病院において看護師のトリアージの検証、診療報酬報告書の査定が確実に行われていても、診療報酬の算定が可能な範囲の解釈が誤っていれば、誤請求を起こす可能性がある。政府から出されている診療報酬算定の通達の重要性に鑑み、次の事項について質問する。

一　①　平成二十六年七月二十九日毎日新聞、七月三十日の日本経済新聞掲載記事で、診療報酬の不正請求があった病院は原因について、トリアージ料算定に関する厚生労働省の通達を把握していなかった、見落としていたと報道されている。平成二十四年四月に院内トリアージの適用範囲が拡大された後、診療報酬算定の通達がなされたのは、平成二十四年七月三日に厚生労働省保険局医療課から通達された疑義解釈資料のみか。

②　院内トリアージの診療報酬の不正請求が問題となっていることを受け、平成二十四年七月三日以降に院内トリアージ診療報酬算定の留意事項に関する通達は行ったのか。

③　平成二十四年七月三日の通達資料では、診療報酬の算定方法の留意事項について、なぜ「その実施に遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい」ではなく「参考までに送付いたします。」と記したのか。

④　政府通達資料の「参考までに送付いたします。」と「その実施に遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。」の区別は何か。

二　院内トリアージの不正請求が各病院で明らかになって以降、政府として院内トリアージの実態の把握、調査を行っているか。

右質問する。

内閣衆質一八九第九一号
平成二十七年三月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝殿

衆議院議員井坂信彦君提出院内トリアージの診療報酬算定過誤に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井坂信彦君提出院内トリアージの診療報酬算定過誤に関する質問に対する答弁書

一の①及び②について

御指摘の「院内トリアージ」の実施に伴う診療報酬の算定の取扱いについては、「疑義解釈資料の送付について（その七）」（平成二十四年七月三日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「事務連絡」という。）を地方厚生局（地方厚生支局を含む。）及び都道府県（以下「地方厚生局等」という。）宛てに発出したものであり、その後においては通知等の発出は行っていない。

一の③について

お尋ねについては、「院内トリアージ」の実施に伴う診療報酬の算定の取扱いについて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成二十四年三月五日付け保医発〇三〇五第一号厚生労働省保険局医療課長及び歯科医療管理官通知）により、管内の保険医療機関及び審査支払機関に周知徹底を図られたい旨、地方厚生局等に対し、通知したところである。その後、当該取扱いについて保険医療機関等において疑義が生じたことを踏まえ、地方厚生局等における参考資料として事務連絡を発出したものである。

一の④について

お尋ねの「その実施に遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。」は、診療報酬の算定に当たり保険医療機関等が留意すべき取扱いの周知徹底を図る趣旨であることに対し、お尋ねの「参考までに送付いたします。」は、診療報酬の算定に当たり保険医療機関等において生じた疑義に係る取扱いについて、地方厚生局等における参考資料として改めて周知する趣旨である。

二について

御指摘の「院内トリアージの不正請求」及び「院内トリアージの実態の把握、調査」の意味するところが必ずしも明らかではないが、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の規定に基づき、地方厚生局長（地方厚生支局長を含む。）等は、必要があると認めるときは、関係者に対し、御指摘の院内トリアージの実施に伴う診療報酬を含めた診療報酬の算定に係る報告の徴収等を行っているところである。

平成二十七年二月二十日提出
質問第九一号

大臣と所管法人の新聞広告掲載に関する質問主意書

提出者　井坂　信彦

大臣と所管法人の新聞広告掲載に関する質問主意書

平成二十七年二月一日の読売新聞、十二日の毎日新聞、十三日の沖縄タイムス掲載の、公益社団法人日本医師会の広告に塩崎厚生労働大臣と日本医師会会長が並んだ写真が掲載されており、日本医師会と厚生労働省が一体化しているかのような印象を読者に与え得る。事実確認の為、次の項目につき質問する。

一　対談の肩書に「厚生労働大臣」と記されているが、この対談記事は「衆議院議員　塩崎恭久」としての対談ではなく、「厚生労働大臣」としての対談か。

二　国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範の1(6)関係業者との接触等の①において、「関係業者との接触に当たっては、供応接待を受けること、職務に関連して贈物や便宜供与を受けること等であって国民の疑惑を招くような行為をしてはならない。」と規定されている。

①　日本医師会は関係業者に当たるか。

②　各大臣と所管業界団体代表が並んで新聞一面広告に出演するのは、国民の疑惑を招くような行為に当たるか。

③　厚生労働省所管の日本医師会の新聞広告に厚生労働大臣が出演することについて、政府は問題はないとの認識か。

右質問する。

内閣衆質一八九第九二号
平成二十七年三月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝殿

衆議院議員井坂信彦君提出大臣と所管法人の新聞広告掲載に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井坂信彦君提出大臣と所管法人の新聞広告掲載に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、「厚生労働大臣」としての対談である。

二の①について

御指摘の「関係業者」については、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」（平成十三年一月六日閣議決定。以下「大臣等規範」という。）において特段の定義は定められていないが、府省から補助金の交付又は許認可を受けている者等府省の影響力が及ぶ者はこれに該当すると考えており、公益社団法人日本医師会については、厚生労働省から補助金の交付を受けているため関係業者に当たるものと考えている。

二の②について

大臣等規範は、公職にある者としての清廉さを保持し、政治と行政への国民の信頼を確保する観点から、内閣総理大臣その他の国務大臣、副大臣、内閣官房副長官及び大臣政務官（以下「国務大臣等」という。）が自ら律すべき規範として定められたものである。個々の行為が国民の疑惑を招くような行為に当たるかについては、各国務大臣等が具体の事案に即し、この趣旨を踏まえ適切に判断すべきものと考えており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

二の③について

お尋ねについては、個別具体の事案に即して判断すべきものであるが、平成二十七年二月一日付け読売新聞朝刊、同月十二日付け毎日新聞朝刊及び同月十三日付け沖縄タイムスに掲載された新聞広告は、厚生労働大臣と内閣府所管の公益社団法人日本医師会の会長が、今後の医療の在り方等について議論した内容を掲載したものであり、厚生労働大臣が適切に判断したものであることから、政府としては、問題ないものと認識している。

平成二十七年二月二十日提出
質問第九三号

開発協力大綱に関する質問主意書

提出者　井坂　信彦

開発協力大綱に関する質問主意書

二〇一五年二月十日、安倍内閣は政府の途上国援助の基本方針を示した「開発協力大綱」を閣議決定した。従来のＯＤＡ大綱から大きく転換したと報道されているが、本文に「開発協力を通じて我が国の国益の確保に貢献する」旨が記載され、「国益」をはじめて明記するなど確かに大きな転換がなされたことが分かる。開発援助政策の転換に関し次の事項について質問する。

一　大綱の名称について

従来の「ＯＤＡ大綱」から「開発協力大綱」へと名称が変更されたが、ＯＤＡと「開発協力」の違いは具体的にどのように異なるのか。

二　人道支援について

①「開発協力大綱」では、「開発協力」とは、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」を指すものとし、「狭義の『開発』のみならず、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等も含め、『開発』を広くとらえることとする。」と、人道支援も含められている。外務省のホームページでは、緊急・人道支援の基本概念として(1)人道原則、(2)公平原則、(3)中立原則、(4)独立原則の四つの原則が定義されている。開発協力大綱における「人道支援」とは、この四つの原則に沿ったものとなるのか。

②　人道支援を行う場合、大綱に記載されている「国益」と、緊急・人道支援の基本概念は矛盾することにならないかどうか、政府の見解は如何に。

三　他国軍への物資・技術の直接的な提供は、軍事転用のおそれを高めるが、それを防ぐ運用基準はあるのか。非軍事目的であることを担保する具体策はないのか。

右質問する。

内閣衆質一八九第九三号
平成二十七年三月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝殿

衆議院議員井坂信彦君提出開発協力大綱に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井坂信彦君提出開発協力大綱に関する質問に対する答弁書

一について

開発協力大綱（平成二十七年二月十日閣議決定。以下「新大綱」という。）において、従来の政府開発援助大綱（平成十五年八月二十九日閣議決定。以下「旧大綱」という。）から名称を変更しているが、これは、経済協力開発機構の開発援助委員会の定める政府開発援助の対象国に含まれない国であっても、小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対して協力を実施する等協力の範囲を広げること、民間の資金・活動等との連携を強化すること及び開発途上国に対する一方的な援助ではなく対等なパートナーシップによる協力関係の構築を目指すことを端的に示すためである。

二の①について

新大綱の下、我が国は御指摘の四つの基本原則を尊重しつつ、人道支援を行っていく方針である。

二の②について

新大綱においては、開発協力を通じて「我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する」と定めている。我が国が、人道支援の基本原則を尊重しつつ、人道支援を実施することは、国際社会の平和と安定及び繁栄に資するとともに、我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとするものであり、新大綱に記載されている「国益」と矛盾するものではないと考える。

三について

新大綱においても、旧大綱に引き続き、「開発協力の実施に当たっては、軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する」との原則を定めている。具体的な協力の事案は多岐にわたるため、我が国の協力については、相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する場合を含め、その趣旨及び目的、対象となる主体並びに内容及び効果を個別具体的に慎重に検討した上で、相手国の開発の需要及び経済社会状況、我が国との二国間関係等を総合的に判断の上実施することが適当と考えている。

平成二十七年二月二十日提出
質問第九四号

ふるさと納税に関する質問主意書

提出者　井坂　信彦

ふるさと納税に関する質問主意書

ふるさと納税は、居住する都道府県や市区町村以外の自治体に二千円以上寄付すると、二千円を超えた額が所得税と住民税から差し引かれる制度であるが、近年、自治体への寄付のお礼として贈られる高級牛肉やカニなどの特産品によって、認知度も人気も急上昇している。しかしながら本来の「納税」の趣旨からはずれ、返礼品の高額化が問題になっていることに鑑み、次の事項について質問する。

一　「ふるさと納税」の趣旨は都市部と地方の税収格差を縮小させるのが狙いだが、返礼品が高額であれば、寄付金が返礼品の購入費用や事務費だけに使われ、街づくりや福祉の充実に回っていない自治体もあると指摘されている。政府は、この「返礼品競争」に対して、具体的にどのような対策を考えているか。

二　国は返礼品が寄付金額の何パーセントに相当するかを示したり、換金しやすいプリペードカードなどを贈らないよう自治体に要請する方針であると報道されているが、「要請」するだけなのか、何らかのペナルティーを課すのか、事実関係を確認させていただきたい。

三　例えば、政治家への寄付金に対する返礼品は認められていない。寄付金に対して、「返礼品」を贈ることが認められている制度は、いわゆる「ふるさと納税」以外であるのか。

右質問する。

内閣衆質一八九第九四号
平成二十七年三月三日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　町村　信孝殿

衆議院議員井坂信彦君提出ふるさと納税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井坂信彦君提出ふるさと納税に関する質問に対する答弁書

一について

「平成二十七年度税制改正の大綱」（平成二十七年一月十四日閣議決定）に基づき、総務省としては、地方団体（都道府県、市町村又は特別区をいう。以下同じ。）に対し、ふるさと納税制度（個人が地方団体に対し寄附を行った場合に、当該寄附に係る寄附金について個人住民税の寄附金税額控除を適用する制度をいう。以下同じ。）に係る寄附金が経済的利益の無償の供与であること及びふるさと納税制度は当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、返礼品の送付が寄附に対する対価の提供であるとの誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為や、換金性の高いもの、高額なものなどを返礼品として送付する行為を自粛するなど、ふるさと納税制度に係る周知、募集等の事務を適切に行うことを要請することとしている。なお、当該要請は、平成二十七年二月十七日に閣議決定し、今国会に提出した地方税法等の一部を改正する法律案が成立した後に、総務大臣通知により行うことを予定しているが、各地方団体における新年度へ向けた対応等が可能となるよう、事前にその内容を各地方団体に連絡しているところである。

二について

返礼品の送付については、地方六団体から「寄附に対する謝礼としての特典の提供については、節度ある運用がなされることが求められる」との認識が示されているところであり、また、返礼品の送付は各地方団体の判断で行われているものであることから、一義的には、地方団体において、一についてで述べた要請の趣旨を踏まえ、適切な対応が行われることを期待している。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、寄附に対する返礼としての物品等の贈与を一般的に禁止する制度があるとは承知していない。なお、特定の場合における物品等の贈与が、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の二の規定等、個別の法令の規定に違反すると認められることはあるものと承知している。

平成二十七年二月二十日提出
質問第九五号

人質対応検証委員会に関する質問主意書

提出者　井坂　信彦

人質対応検証委員会に関する質問主意書

菅義偉官房長官は二月九日の記者会見で、ＩＳＩＬによる邦人人質事件の危機対応について検証する委員会を十日に立ち上げると発表した。新聞各紙の報道によると、検証委員会のトップには、警察庁出身の杉田和博官房副長官を充て、内閣危機管理監、国家安全保障局長、内閣情報官、外務省など関係省庁の幹部で構成するという。今後、専門家を入れて検証が行われると報道されているが、二度と同様の事件が起きないようにするためにもしっかりとした検証が求められるため、次の事項について質問する。

一　菅義偉官房長官は同記者会見で、安倍晋三首相が今年一月にエジプトで「ＩＳＩＬと闘う周辺各国を支援する」と訴えた演説についても、「当然、総理の中東スピーチも対象にしたい」と述べている。

①　菅義偉官房長官の記者会見について、報道では「杉田和博官房副長官を委員長とし、内閣危機管理監や関係省庁の幹部らで構成する。今後は中東地域の専門家などの有識者からも意見を聞き、最終的に報告書を取りまとめる方針。」などと記述しているが、中東地域の専門家は、参考人として招致するのか、それとも正式な委員として位置づけられるのか。

②　二月二日付け朝日新聞朝刊に、内藤正典同志社大学大学院教授が、『ＩＳＩＬと闘う周辺各国への支援を約束する』という表現は、二人の人質がいることを考えれば相手を挑発する可能性があり、不用意だったかもしれない。」と安倍総理の中東政策スピーチを評価している。このような中東の専門家を検証委員会の委員に入れるべきと指摘する声もあるが、内藤正典同志社大学大学院教授などの専門家を参考人としてではなく、正式な委員として入れるのか。

③　二月三日のＮＨＫ番組「時論公論」の中でＮＨＫ解説委員の出川展恒氏も、同様に不用意であったと解説している。同様の議論は、複数のメディアで報道されており、安倍首相の中東政策スピーチが「不用意であった」と指摘するメディア関係者を参考人としてではなく、検証委員会の正式な委員に入れるのか。

二　検証委員会の議事内容は特定秘密保護法に基づく特定秘密に指定されるのか。指定される場合、公正な検証をどのように担保するのか。

右質問する。

内閣衆質一八九第九五号
平成二十七年三月三日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　町村　信孝殿

衆議院議員井坂信彦君提出人質対応検証委員会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井坂信彦君提出人質対応検証委員会に関する質問に対する答弁書

一について

邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会（以下「検証委員会」という。）における検証については、中東地域や危機管理等についての専門的知見を有する有識者（以下「有識者」という。）にも参加していただき、意見を聴取する方針であるが、具体的な人選及びその検証委員会における位置付けについては、現在、検討を行っているところである。

二について

検証委員会では、特定秘密の保護に関する法

律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密に該当するものも含め、今般のシリアにおける邦人殺害テロ事件における政府の対応全般について、秘密の保全にも十分配慮し、有識者の意見も聴取しながら検証結果を取りまとめることとしている。その検証結果については、インテリジェンスや諸外国との関係などを考慮しつつ、今後のテロ対策に資するよう、適切に公表してまいりたい。

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中島克仁君提出地方創生交付金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出琉球王国の歴史的事実と認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出子どもが発する声等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出「竹島の日」記念式典に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出従業者の賠償責任及び固定残業代制に関する質問に対する答弁書

平成二十七年二月二十四日提出
質問第九六号

地方創生交付金に関する質問主意書

提出者　中島　克仁

地方創生交付金に関する質問主意書

平成二十六年度補正予算に盛り込まれた地方創生交付金に関し、以下質問する。

一　地方創生交付金は平成二十八年三月末までに地方版総合戦略を策定した全ての自治体に交付されるものと理解してよいか。

二　地方版総合戦略の評価により、各地方自治体別に優先順位付けや、あるいは交付金を交付しない自治体もあり得るのか。

三　政府は各年度毎の交付額、交付の細目を計画しているのか。

四　人口増加策を重視しているが、出生率の上昇が見込まれない昨今では、移住者の増加に頼らざるを得ない地方の現状を政府は承知しているか。

五　地方版総合戦略の評価により、交付金の交付を受けた地方自治体は以後五年間の交付金の交付を約束されたものと理解してよいか。

六　総合戦略の検証は毎年行うのか、誰がどのように行うのか。またその結果によっては交付金の交付打ち切りもあり得るのか。

右質問する。

内閣衆質一八九第九六号
平成二十七年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝　殿

衆議院議員中島克仁君提出地方創生交付金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中島克仁君提出地方創生交付金に関する質問に対する答弁書

一及び二について

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）（以下「先行型交付金」という。）のうち人口や財政力指数等を踏まえて都道府県及び市町村（特別区を含む。）（以下「地方公共団体」という。）への交付の限度額（以下「限度額」という。）が決定される分（以下「基礎交付分」という。）については、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）制度要綱」（平成二十七年二月十日付け府地創第二十一号）に基づく実施計画（以下「実施計画」という。）を提出する全ての地方公共団体を交付の対象としており、実施計画においては、まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号。以下「創生法」という。）第九条第一項の規定に基づく都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は創生法第十条第一項の規定に基づく市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を平成二十六年度又は平成二十七年度中に策定予定である旨を確認することとしている。

基礎交付分の交付に当たっては、内閣府において、各地方公共団体から提出を受けた実施計画により、限度額の範囲内で配分を行うものであり、お尋ねのように「地方版総合戦略の評価」により、「各地方自治体別に優先順位付け」を行うことや「交付金を交付しない」ということは考えていない。

なお、先行型交付金のうち基礎交付分以外の分については、その配分方法等に関して政府部内で検討を行っているところである。

三について

お尋ねの「各年度毎の交付額、交付の細目」の意味するところが明らかではないが、先行型交付金は、平成二十六年度補正予算において措置されたものである。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、創生法第八条第一項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成二十六年十二月二十七日閣議決定）においては、その基本目標として、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を掲げ、「若年世代が安心して働ける質の高い職場を生み出し、結婚希望の実現率を八十パーセントに引き上げていくとともに、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確保に取り組むことによって、夫婦が希望する子育て環境を提供し、夫婦の予定する子供数の実現割合を九十五パーセントに引き上げるよう取り組む」としているところである。

五について

三についてで述べたとおり、先行型交付金は、平成二十六年度補正予算において措置されたものである。

六について

地方版総合戦略の検証については、地方版総合戦略を策定した各地方公共団体自身が、ＰＤＣＡサイクルを確立した上で、住民代表や、産業界、大学、金融機関、労働団体等の参画を得ながら、その実施状況の総合的な検証を毎年度行うことが基本となるものと考えている。また、お尋ねの「交付金の交付打ち切り」の意味するところが必ずしも明らかではないが、三について及び五についてで述べたとおり、先行型交付金は、平成二十六年度補正予算において措置されたものである。

平成二十七年二月二十五日提出
質問第九七号

琉球王国の歴史的事実と認識に関する質問主意書

提出者　照屋　寛徳

琉球王国の歴史的事実と認識に関する質問主意書

今、沖縄では各種選挙で示された民意を無視して、ウチナーとウチナーンチュに対する国家権力を総動員した国策の犠牲強要がおこなわれている。辺野古への巨大な新基地建設強行と東村高江における米軍ヘリパッド建設強行が、その象徴的事例である、と考える。

わが国の近現代史の中で、常に沖縄は国策に翻弄され、その犠牲を強いられてきた。

だが、ウチナーとウチナーンチュは、受忍限度をはるかに超えた犠牲と負担の強要を拒否し、自らの尊厳と自己決定権の回復、アイデンティティーの確立を求めて立ち上がった。

日本政府からの「構造的沖縄差別」の強要に抗い、自決と自立を求める動き（闘い）は、もはや強大な国家意思と国家権力をもってしても、押しとどめることは不可能であろう。かつての主権国家、独立国家である琉球王国の末裔たるウチナーンチュの誇りと尊厳が、それを許さない、のだと信ずる。

一八五四年七月十一日、琉球王国とアメリカ合衆国（以下、米国という）との間に琉米修好条約が締結された。同条約締結から百六十年の節目を迎えた二〇一四年五月一日から二〇一五年二月十五日までの間、琉球新報が企画連載「道標（しるべ）求めて」を百回にわたって報じた。同連載は開始にあたって、その企図について次のように記している。

「琉球王国の日本併合後も沖縄では差別や沖縄戦、米国統治、米軍基地被害など住民の命や人権、民意が侵される状況が続いてきた。そしてそのたびに、自治権拡大や自立論、独立論など、沖縄の『主権』を追求する主張が叫ばれてきた。沖縄が目指すべき『主権』やその実現への道筋を考える上で、条約をめぐる歴史から学ぶ教訓は多い。歴史は今の沖縄に何を語り掛けるか。現在の視点から歴史を捉え直し、沖縄が歩むべき将来像を探る」―。

同連載は、明治政府による「琉球処分」（琉球併合）の時期、琉球王国が国際法主体としての主権国家、独立国家であったこと等の歴史的事実について、膨大な資料収集とその分析・解明、国際法学者をはじめとする識者らの見解などを通じ、論を展開している。

琉球新報は、同連載を終えた二〇一五年二月十七日付社説で概略次のように総括している。

「明治政府の『琉球処分』（琉球併合）が国際法違反だったことが確認できた」「沖縄の民意を無視してよいものと扱い、政府が一方的に強制できる対象とみなす現在の沖縄問題の源流、その淵源が琉球併合だ」「歴史的にも国際的にも、沖縄が自己決定権を持つのはもはや明らかである」―と。

私は、一九九五年の参議院議員当選以来、自らの政治信念を「ウチナーの未来はウチナーンチュが決める！」と定め、国会内外で活動してきた。

私の政治信念は、ウチナーンチュの自己決定権回復の主張や「道標（しるべ）」を求める旅とも重なる、と信ずる。

以下、質問する。

一　今から五百八十六年前の一四二九年、尚巴志が琉球を統一し、南西諸島に琉球王国が誕生した。

琉球王国は、中国（明）に朝貢し、王に任命してもらう冊封体制に入ったが、一六〇九年に薩摩藩の侵攻を受け、日本国の幕藩体制に組み込まれた。同時に、中国（明）との朝貢関係も継続した。

一八七九（明治十二）年、明治政府が琉球王国を解体し、沖縄県を設置する「琉球処分」（琉球併合）の断行をもって、琉球王国と中国との臣従関係が終わった。

その過程の中で一八七二（明治五）年九月、明治政府は琉球王国を一先ず琉球藩とし、外務省の管轄下に置いている。

政府は、かかる琉球王国をめぐる一連の出来事を歴史的事実として認識する立場か、見解を示されたい。なお、異なる認識を有しているのであれば、その根拠を示して政府の見解を明らかにされたい。

二　国際法上、主権国家とは、一定の領域における秩序をもたらす、または秩序をもたらすことを期待されている統治機構である、と理解する。

同時に、国際法とは、近代国家の出現とともに、その相互関係を規律するものとして形成された統一的法秩序を指し、国際法主体とは、国際法上の権利義務の当事者になり得る資格を与えられている者である、と理解する。

政府は、一八七九年の「琉球処分」（琉球併合）の時期、琉球王国が国際法主体としての主権国家、独立国家であったとの認識を有する立場か、見解を示されたい。なお、異なる認識を有するのであれば、その根拠を示して政府の見解を明らかにされたい。

三　一八五四年には琉球王国と米国との間に琉米修好条約、一八五五年には琉球王国とフランス帝国（以下、フランスという）との間に琉仏修好条約、一八五九年には琉球王国とオランダ王国との間に琉蘭修好条約（以下、琉米、琉仏、琉蘭三修好条約という）が、それぞれ締結されている。これら琉米、琉仏、琉蘭三修好条約が締結された歴史的事実をもって、琉球王国が当時、国際法主体としての主権国家であったとする何よりの証左だ、と専門家らは主張し、私も同様に考える。

政府は、これら琉米、琉仏、琉蘭三修好条約が締結された歴史的事実をもって、当時の琉球王国が国際法主体としての主権国家であったとの認識か、見解を示されたい。なお、異なる認識を有しているのであれば、その根拠を示して政府の見解を明らかにされたい。

四　条約や協定とは、主権国家、独立国家の間において文書の形式によって締結され、国際法によって規律される国際的な合意である、と理解する。

政府は、主権国家、独立国家以外のいわゆる「付庸国」や「従属国」も条約や協定を締結する主体となり得ると考えるか、その根拠と併せて見解を示されたい。

また、右琉米、琉仏、琉蘭三修好条約は、国際法によって規律される国際的な合意文書としての条約であるとの認識か、政府の見解を示さ

れたい。なお、異なる認識を有するのであれば、その根拠を示して政府の見解を明らかにされたい。

五　一八五四年三月三十一日には、日米和親条約が江戸幕府と米国との間で締結された。また、一八五八年七月二十九日には、日米修好通商条約が江戸幕府と米国との間で締結されている。

政府は、日米和親条約及び日米修好通商条約を締結した当時の江戸幕府は、国際法主体の主権国家であったと認識する立場か、見解を示されたい。なお、異なる認識を有するのであれば、その根拠を示して政府の見解を明らかにされたい。

また、その場合、右二条約が締結された当時の琉球王国は、国際法主体としての主権国家日本の領土に含まれていたのか、それとも日本とは関係ない「他国」、あるいは薩摩藩の「付庸国」であったとの認識か、根拠を示した上で政府の見解を明らかにされたい。

六　琉米、琉仏、琉蘭三修好条約それぞれの原本は、一八七四年五月に明治政府が琉球王国から没収して以降、現在まで政府（具体的には外務省外交史料館）において保管されているが、かかる事実に至った歴史的経緯を説明した上で、政府が保管し続ける正当性の根拠を示されたい。

また、私は、琉米、琉仏、琉蘭三修好条約それぞれの原本を沖縄県公文書館に移管すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

七　琉仏修好条約のフランス側原本が、パリ東部に隣接するヴァンセヌ市の海軍公文書館に保管されていることが、琉球新報の企画連載「道標（しるべ）求めて」の取材過程で判明した。

政府は、琉米、琉仏、琉蘭三修好条約それぞれの原本が相手方締結国に保管されているか否かについて調査したことがあるか、事実関係を明らかにされたい。

調査の事実があるならば、いつ、いかなる方法で調査をしたのか、調査結果の報告書は作成されているのかについても、明らかにされたい。

調査していないのであれば、速やかに調査に着手すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

八　琉米、琉仏、琉蘭三修好条約それぞれの原本に関し、明治政府は一八七二年九月二十八日の太政官布告で「三条約（琉米、琉仏、琉蘭三修好条約）は外務省が管轄する」と表明し、一八七三年三月に琉球王国に対して右三条約それぞれの原本提出を命じた。琉球王国は、一年二カ月の間、原本提出を拒んだものの、一八七四年五月にはやむなく提出するに至っている。

政府は、かかる三条約をめぐる一連の出来事を歴史的事実として認識する立場か、見解を示されたい。なお、異なる歴史認識を持っているのであれば、その根拠を示して政府の見解を明らかにされたい。

また、政府は、明治政府が琉球王国に発した右太政官布告が国際法上、正当かつ有効なものであったとの認識か、その根拠を示して見解を明らかにされたい。

九　従来、政府（外務省）は、琉米、琉仏、琉蘭三修好条約について「当時の経緯が必ずしも明らかでないこともあり、確定的なことを述べるのは困難である」旨の答弁（回答）を繰り返してきた。しかし、右三修好条約の原本を外務省外交史料館が現に保有している以上、今からでもその経緯を調査し、その結果報告書を公表すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

十　一九三四（昭和九）年に、当時の外務省條約局が編集した「舊條約彙纂第三巻（朝鮮・琉球）」（以下、「条約集」という）に琉米修好条約が掲載されている。右「条約集」は、当時国際法によって規律される国際的な合意として現に効力がある条約、あるいは効力があった条約を編集したものか、政府の見解を示されたい。

また、右「条約集」編集の目的や経緯について、政府として調査したことはあるか。調査の事実がある場合は、その過程について、いつ、誰が、どのような方法で調査し、いかなる調査結果を得たのか明らかにされたい。なお、調査していないのであれば、速やかに調査に着手すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第九七号
平成二十七年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝殿

衆議院議員照屋寛徳君提出琉球王国の歴史的事実と認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出琉球王国の歴史的事実と認識に関する質問に対する答弁書

一について

政府の認識は、衆議院議員鈴木宗男君提出琉球王国の地位に関する再質問に対する答弁書（平成十八年十一月十日内閣衆質一六五第一三一号）四についてでお答えしたものと同じである。

二、三及び八について

御指摘の「琉球王国」をめぐる当時の状況が必ずしも明らかではないこともあり、お尋ねについて確定的なことを述べることは困難である。

四について

お尋ねの「主権国家、独立国家以外のいわゆる「付庸国」や「従属国」」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。また、御指摘の各「条約」と称するものについては、いずれも日本国として締結した国際約束ではなく、その当時における法的性格につき政府として確定的なことを述べるのは困難である。

五について

御指摘の「江戸幕府は、国際法主体の主権国家であった」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

六及び九について

御指摘の各「条約」と称するものの原本は、衆議院議員鈴木宗男君提出一八五四年の琉米修好条約に関する質問に対する答弁書（平成十八年十二月八日内閣衆質一六五第一九三号）三について、衆議院議員鈴木宗男君提出一八五五年の琉仏修好条約に関する質問に対する答弁書（平成十八年十二月八日内閣衆質一六五第一九六号）一について及び衆議院議員鈴木宗男君提出一八五九年の琉蘭修好条約に関する質問に対する答弁書（平成十八年十二月十二日内閣衆質一

六五第二〇三号）一についてでお答えしたとおり、外交史料館が昭和四十六年四月に開設された際に、外務省大臣官房文書課から移管された。当該原本は、外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）第四条第二十二号の規定に基づき、今後とも外交史料館において適切に管理する考えである。

七について

御指摘の各「条約」と称するものの原本が御指摘の国に保管されているか否かについて調査したことはなく、現時点ではかかる調査を行う予定はない。

十について

御指摘の「舊條約彙纂第三巻（朝鮮・琉球）」については、外務省においてこれまでに外交史料館に保管されている資料を確認する等の形で調査した範囲では、作成当時の経緯が必ずしも明らかではなく、政府として確定的なことを述べることは困難である。

平成二十七年二月二十五日提出
質問第九八号

子どもが発する声等に関する質問主意書

提出者　中根　康浩

子どもが発する声等に関する質問主意書

幼稚園、保育所、学校等における子どもの声が「騒音」として近隣住民とのトラブルの原因となることがある。

子どもが発する、話し声、歌声、笑い声、泣き声、叫び声、あるいは、遊戯、踊り、運動、音楽活動などによる音や声等は、子どもの成長のため自然、かつ、必要なものであり、国民が受認しなければならないものと考える。また、幼稚園、保育所、学校等の運営者が、子どもが発する声や音を「騒音」として訴訟のリスクにさらされることは、児童保育施設の整備や充実を阻害する要因と考える。

この観点から以降の質問をする。

一　子どもの発する話し声、歌声、笑い声、泣き声、叫び声、あるいは、遊戯、踊り、運動、音楽活動などによる音や声等は、我が国の法体系において「騒音」と位置付けられているか。政府の見解を示されたい。

二　もし、一で示したような子どもが発する声や音等が「騒音」とされている場合が法律上あるとすれば、規制が加えられる対象から「子どもから発せられる声や音」を除くよう法改正をすべきと考える。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第九八号
平成二十七年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝殿

衆議院議員中根康浩君提出子どもが発する声等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中根康浩君提出子どもが発する声等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の子どもが発する声等を騒音として明確に定義している法律は存在しない。

平成二十七年二月二十五日提出
質問第九九号

「竹島の日」記念式典に関する再質問主意書

提出者　鈴木　貴子

「竹島の日」記念式典に関する再質問主意書

本年二月二十二日、竹島返還要求に取り組む島根県が条例で定めた「竹島の日」に、同県などが主催する記念式典が開かれた。条例制定後十回目となる記念式典で、政府派遣の松本洋平内閣府政務官は「国際法上、わが国固有の領土で重要な課題。冷静かつ平和的に解決するため全力で取り組む」と述べたと報道されている。

右と、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第五七号）を踏まえ、質問する。

一　竹島問題に対する安倍内閣総理大臣の見解如何。

二　竹島問題の現状の問題点について説明されたい。

三　政府は、今回の「式典」に松本洋平内閣府政務官を派遣しており、三年連続内閣府政務官を「式典」に派遣したが、その対応で十分であったと考えるか。政府の見解如何。

四　前回質問主意書で、当方が「内閣府に北方対策室があるように、同じく竹島対策室を設けるべきではないか。」また、「北方担当大臣をおいているが、竹島問題を担当する大臣を置くべきではないか。」と政府の見解を問うたところ、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第五七号）で、「お尋ねの対策室及び大臣は置かれていないが、政府としては、引き続き、竹島問題に関する我が国の立場を主張し、同問題の平和的解決を図る上で、有効な方策を不断に検討していくと考えである。」との答弁がなされている。実際に竹島対策室の設置及び竹島担当大臣を置くことが、より竹島問題解決に資するのではないか。政府の見解如何。

五　「前回答弁書」（内閣衆質一八九第五七号）で、有効な方策を不断に検討していく考えであると答えられているが、いつまでに具体的な検討を行うのか。また、国民に対して進捗状況の説明を行う考えはあるか。政府の見解如何。

六　一九六五年日韓国交正常化以後、日韓首脳会談、日韓外相会談で竹島問題を取り上げた事例を全て示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第九九号
平成二十七年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝殿

衆議院議員鈴木貴子君提出「竹島の日」記念式典に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出「竹島の日」記念式典に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

竹島は我が国固有の領土であり、大韓民国による竹島の占拠は不法占拠である。政府としては、今後とも、竹島の領有権の問題の平和的解決を図るため、粘り強い外交努力を行っていく考えである。

三について

これまでも政府は、竹島をめぐる領土問題に

関する我が国の立場を明確にする上で、より有効な方策を不断に検討してきたところであり、お尋ねの本年二月二十二日の出席もその一環としてのものである。

四及び五について

政府としては、引き続き、竹島問題に関する我が国の立場を主張し、御指摘の点を含め、同問題の平和的解決を図る上で、有効な方策を不断に検討していく考えである。

六について

外務省として、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、大韓民国との関係もあり差し控えたいが、例えば、平成二十五年九月二十六日(現地時間)にニューヨークで行われた日韓外相会談において、竹島問題が取り上げられている。

平成二十七年二月二十五日提出
質問第一〇〇号

在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する再質問主意書

提出者　鈴木　貴子

在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する再質問主意書

外務省が一九九二年に購入し、在ウズベキスタン大使館(以下、「大使館」という。)に配置された後に所在がわからなくなった日本画「潮の舞」に関し、これまでの答弁書でその消息を調べるべく調査が行われており、また「大使館」として、「潮の舞」の消息についてウズベキスタン当局にも協力を要請していることが明らかにされている。

右と「前回答弁書」(内閣衆質一八九第五〇号)並びに「政府答弁書一」(内閣衆質一八六第二八号)、「政府答弁書二」(内閣衆質一八六第五三号)を踏まえ、再質問する。

一　「前回答弁書」(内閣衆質一八九第五〇号)を起案した者の官職氏名を答えられたい。

二　「前回答弁書」(内閣衆質一八九第五〇号)で、「平成二十六年六月四日付けのウズベキスタン共和国外務省発大使館宛ての口上書において、一連の捜査、捜索及び取調べの結果、「潮の舞」の所在等は特定できないと判断された旨の通報が同国外務省から大使館になされた旨の報告が、同月六日に大使館から外務本省に対し、公電でなされた。このような状況に鑑み、外務省としては、「潮の舞」の所在に関する調査を終了させるとの判断を行った。」との答弁がなされている。調査終了の最終判断を行った者の官職氏名を明らかにされたい。

三　「潮の舞」の所在が特定できなかった責任は誰の下にあり、そのものを処分する考えはあるのか。

四　「潮の舞」が特定されず、調査を終了したことにより、最終的な税金の損額はいくらになるか。詳細等具体的に示されたい。

五　当方が前回質問主意書で「外務大臣として、国民に対し「説明」と「謝罪」をする考えがあるか」と問うたのに対し、「前回答弁書」では何ら明確に答えられていない。そもそも「潮の舞」は国民の税金で購入したものであり、今回、「潮の舞」の所在が特定されず、結果的に「潮の舞」の所在に関する調査を終了したことに対し、岸田外務大臣として定例記者会見等で、国民に「説明」と「謝罪」をするべきであると考える。岸田外務大臣の見解如何。

六　現時点で、外務省に対し在外公館から国民の税金で購入された備品等が新たに紛失したとの報告はあるか。

右質問する。

内閣衆質一八九第一〇〇号
平成二十七年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝殿

衆議院議員鈴木貴子君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する再質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの答弁書は、外務省大臣官房において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

二について

御指摘の判断は、外務省においてしかるべく決裁を経た上で、同省として行ったものである。

三について

「潮の舞」の所在については、外務省大臣官房及び在ウズベキスタン日本国大使館(以下「大使館」という。)が、大使館関係者からの聞き取り調査等を行い、また、ウズベキスタン当局に対して捜査を依頼したが、「潮の舞」の所在が確認できなくなった経緯等は特定されなかった。

同省として、「潮の舞」の所在が確認できなくなった経緯等が特定されなかったことは遺憾であるが、「潮の舞」の所在について同省が行った調査に問題はなかったと考えており、当該調査に関して特定の職員を処分する必要があるとは考えていない。

四について

お尋ねの「最終的な税金の損額」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「潮の舞」は五十八万円にて、「潮の舞」の額縁は二十五万五千円にて、それぞれ購入されたものである。

五について

「潮の舞」の所在が確認できなくなった経緯等が特定されなかったが、いずれにしても、外務省として、「潮の舞」の所在が確認できなくなったことは遺憾であり、このことを厳粛に受け止めている。同省としては、在外公館における美術品管理を徹底していく考えである。

六について

物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)等に基づき、在外公館において管理されており、紛失した場合に在外公館から外務本省に対して当該紛失が報告されることとなっている物品については、しかるべく当該紛失の報告がなされているところである。

平成二十七年二月二十六日提出
質問第一〇一号

従業者の賠償責任及び固定残業代制に関する質問主意書

提出者　山井　和則

従業者の賠償責任及び固定残業代制に関する質問主意書

引越会社が、従業者に不当な賠償を求める事例や、固定残業代制を悪用する事例が散見されています。

そこで、以下のとおり質問します。

一　引越会社の従業者が、業務上、故意または重過失なく、通常の注意を払って就業している際に、運送している荷を損傷させた場合、当該従業者に荷主に対する損害賠償責任が発生しますか。

二　一について、従業者に損害賠償責任が発生しないのに、雇用者である引越会社が、当該従業者に損害賠償責任を負わせることは合法ですか。

三　一について、従業者に損害賠償責任が発生する場合、その賠償費用を当該従業者の同意なく、その給与から天引きすることは労働基準法違反ではないですか。

四　従業者の同意があれば、従業者が会社に与えた損害についての、会社に対する弁償費用を、給与から天引きしてもよいか。

五　雇用主と従業者の賃金控除協定の締結に当たって、控除の対象に、従業者の会社に対する弁償費用を、あらかじめ加えることはできますか。

六　引越会社の従業者が、業務上、故意または重過失なく、通常の注意を払っているにもかかわらず、業務中に他者に与えた車両事故の損害について、その賠償を従業者に求めることは公序良俗に反するのではないですか。

七　引越会社の従業者が、業務上、故意または重過失なく、通常の注意を払っているにもかかわらず、業務中に他者に与えた車両事故の損害について、その賠償金を従業者の給与から天引きすることは労働基準法違反ではないですか。

八　引越会社、従業者による車両事故の発生を避けるために、労務管理を適切に行う責任は、事業主にありますか。

九　引越会社が、従業者が業務上、故意または重過失なく、通常の注意を払っているにもかかわらず、業務中に起こした車両事故の賠償費用と、当該労働者の社内預金と相殺することは、公序良俗に反しませんか。また、引越会社である雇用者と一体となった社員会からの貸付金を、当該従業者の賠償費用に充当することは、公序良俗に反しませんか。

十　引越会社が、正社員として雇用している社員を、当該社員の休日に、他の派遣会社の派遣社員として、休日に引越会社の業務において労働させることは、労働者派遣法に違反しますか。また、労働基準法に違反しますか。違反する場合は、どのような規定に違反しますか。さらに、このような労働のさせ方は、公序良俗に反しませんか。

十一　運送会社のトラック運転に従事する従業者について、当該従業者が、業務遂行のために、担当している車両から離れることができずに待機している時間について、運送会社が賃金を払わないことは合法ですか。

十二　「固定残業代制」について、政府としてはどのように認識していますか。

十三　「固定残業代制」と称して、運送会社などの雇用者が、その従業者に対して、時間外労働の対価を残業代の性質がない無事故手当、家族手当などの各種手当を残業代と偽って、労働者に支払い、本来支払うべき時間外手当を支払わないことは合法ですか。

十四　政府には、運送会社のトラック運転手などに対して、「固定残業代制」が運送会社である雇用者に悪用される事例があり、そのことが長時間労働を助長し、労働者の労働災害を誘発し、交通事故を招くなどの社会的損害をもたらしているという認識はありますか。

右質問する。

内閣衆質一八九第一〇一号
平成二十七年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝　殿

衆議院議員山井和則君提出従業者の賠償責任及び固定残業代制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出従業者の賠償責任及び固定残業代制に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「通常の注意を払って就業している」の意味するところが必ずしも明らかではないが、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定しており、お尋ねの「従業者」に損害賠償責任が発生するか否かについては、この規定に従って判断されることになる。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、従業者に損害賠償責任が発生していない場合には、従業者は損害を賠償する必要はないものと考えられる。

三及び四について

お尋ねの「賠償費用」及び「弁償費用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般的に、賃金の一部を控除して支払うためには、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十四条第一項ただし書に規定する要件を満たす必要がある。

五、六及び十について

お尋ねについては、個別の事案に応じて判断されるものと考えており、一概にお答えすることは困難である。

七について

お尋ねについては、個別の事案に応じて判断されるものと考えているが、一般的に、賃金の一部を控除するためには、労働基準法第二十四条第一項ただし書に規定する要件を満たす必要がある。

八について
お尋ねの「引越会社、従業者による車両事故の発生を避けるために、労務管理を適切に行う責任」の意味するところが必ずしも明らかではないが、労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第五条の規定に基づき、使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとされている。

九について
お尋ねについては、個別の事案に応じて判断されるものと考えており、一概にお答えすることは困難であるが、前段のお尋ねの「社内預金」については、労働基準法第十八条に規定する要件を満たす必要がある。

十一について
お尋ねについては、個別の事案に応じて判断されるものと考えているが、一般的に、待機の時間であっても、使用者の指揮命令下にある場合には労働時間に該当し、使用者は、労働契約に基づき賃金を支払わなければならない。

十二について
お尋ねの「固定残業代制」が、仮に一定時間分の時間外労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結するものを指すとすれば、実際の時間外労働時間に応じた額以上の割増賃金が支払われている限りにおいて労働基準法に違反するものではないが、労働基準監督機関において監督指導を実施した結果、労働基準関係法令に違反する事実が認められた場合には、事業主に対してその是正を求める等適切に対処しているところである。

十三について
お尋ねの「時間外労働の対価を残業代の性質がない無事故手当、家族手当などの各種手当を残業代と偽って」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般的に、使用者は、労働基準法第三十七条第一項の規定に基づき、時間外労働時間に応じた割増賃金を支払わなければならない。

十四について
お尋ねの「固定残業代制」が運送会社である雇用者に悪用される事例」の意味するところが必ずしも明らかではないが、貨物自動車運転者に係る労働基準関係法令違反の是正を図ることは重要であると考えており、引き続き貨物自動車運送事業者に対し適切な監督指導を実施してまいりたい。

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員緒方林太郎君提出集団的自衛権をめぐる歴史的変遷に関する質問に対する答弁書
衆議院議員奥野総一郎君提出障害基礎年金の障害認定の地域差に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則君提出介護報酬・障害福祉報酬の改定による介護・障害福祉職員の賃金引上げの担保に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則君提出高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）における成果と報酬の関係に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則君提出派遣労働者の待遇に関する質問に対する答弁書

平成二十七年二月二十七日提出
質問第一〇二号

集団的自衛権をめぐる歴史的変遷に関する質問主意書

提出者　緒方林太郎

集団的自衛権をめぐる歴史的変遷に関する質問主意書

一　現政権は、千九百七十二年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」において表明された見解に従っているか。

二　現政権は、千九百八十一年五月二十九日付の衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問に対する答弁書において表明された見解に従っているか。

右質問する。

内閣衆質一八九第一〇二号
平成二十七年三月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝殿

衆議院議員緒方林太郎君提出集団的自衛権をめぐる歴史的変遷に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出集団的自衛権をめぐる歴史的変遷に関する質問に対する答弁書

一及び二について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府は、御指摘の資料及び答弁書において示されている憲法第九条の解釈に関する従来の政府見解の基本的な論理を維持している。

平成二十七年二月二十七日提出
質問第一〇三号

障害基礎年金の障害認定の地域差に関する質問主意書

提出者　奥野総一郎

障害基礎年金の障害認定の地域差に関する質問主意書

日本年金機構は、障害基礎年金の不支給割合について「都道府県の事務センターにより差異があることが明らかになった」とする調査結果を本年一月十四日に発表した。

一　同調査結果では「不支給割合が低い一〇県における精神障害・知的障害の年金支給状況を見ると、診断書の記載項目である「日常生活能力の程度」が(2)相当であることが障害基礎年金を支給する目安（障害基礎年金二級相当）となっている一方、不支給割合が高い一〇県においては、「日常生活能力の程度」が概ね(3)相当が障害基礎年金を支給する目安となっていた」としている。

1　このような地域差の発生した原因は何か。厚労省や日本年金機構はこれまで都道府県の事務センターに、認定基準の運用についてどのような指導をしてきたのか。日付や文書番号、内容について具体的に示されたい。

2　地域によって、認定基準が異なっていたということは、「法の下の平等」に反しないか。政府の認識を示されたい。

3　厚労省と日本年金機構は「不公平が生じないよう、精神障害・知的障害における等級判定のガイドラインとなる客観的な指標や就労状況の評価のあり方について、専門家による会合を開催して検討します」としているが、検討の結果、認定基準が厳しくなり、全体として支給が絞られることになってはならないと考えるが、政府の考え方を伺いたい。

4　本来認定されるべきなのに認定されなかった人に対しては再度認定審査を行い、遡及して保険金を支払うべきと考えるが、政府はどう考えるか。

5　厚生労働省の発表では、二〇一〇年度から二〇一三年度までの間で不支給と判定された人の割合が一・三倍に増えたといい、障害者団体から「国が出し渋っているのではないか」との指摘が出ている（二月二十四日付け東京新聞）。政府の認識を伺いたい。

二　本年二月十九日に開催された「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会（第一回）」は前述の方針に基づいたものと理解しているが、報道によるとこの場に出席した認定医の間でも、判断方法そのものにばらつきがあったとされているが、

1　そうであれば、さらに障害者団体をも含め、幅広く慎重な論議を進めるべきと考えるがいかがか。

2　さらに報道によれば、障害者の「就労」を判定の目安とする認定医もいたとのことだが、そもそも内的障害者の作業所等での「就労」は「自立」を目指すためのもので、「収入」により「自活」をするためのものではなく、それをもって年金支給の可否を判断すべきでないと考えるがいかがか。

三　日本年金機構の調査は、共同通信の調査をもとに東京新聞が平成二十六年八月二十五日等の紙面で報道したことがきっかけで行われたと承知している。ところで、一連の記事は「地域により障害基礎年金の認定に差がある」こともさることながら、むしろ「受給者増加に伴い、機構が支給を抑えようとしているのではないか」との疑念と、「認定にあたる医師の地域間の偏在」を大きな問題点として指摘している。

1　機構の調査では、平成二十二年度から平成二十四年度までの三年間を対象としているが、公表された調査結果は三年間の平均値を地域ごとにまとめたものしかなく、地域差はわかるものの、支給全体の増減はわからないものとなっている。報道によると、例えば千葉県などでは平成二十四年度の不支給割合が平成二十二年度に比べ約二倍に上昇している、とされている。機構の調査は「意図的に支給抑制を隠ぺいしている」との疑念も持たざるを得ないが、政府はどう考えるか。また、年ごとのデータも公表すべきと考えるが、いかがか。

2　日本年金機構に関する障害年金の直近三年間の年ごとの総支給額と、受給者数について示されたい。

3　認定医師の偏在について、具体的にどのような対策を考えているのか示されたい。

四　そもそも障害年金制度については、二〇一四年二月二日付け朝日新聞社説が「精神疾患は二十歳前後に発病しやすい。受診するまで時間がかかり、生活が混乱している間に未納が積み重なって納付要件を満たせない状況に陥りやすい」として、「初診日主義には様々な問題がある」と制度そのものの見直しを提言しているが、初診日時点での保険料が未納であっても、障害が一定期間続いた時や、障害の程度が一定以上になった時を基準にするなどが検討されるべきである。政府の検討状況と、「初診日主義」についての見解を示されたい。

なお、以上の質問に対しては一括して回答するのではなく、項目ごとに明確に回答されたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第一〇三号

平成二十七年三月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝　殿

衆議院議員奥野総一郎君提出障害基礎年金の障害認定の地域差に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員奥野総一郎君提出障害基礎年金の障害認定の地域差に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「指導」については、国民年金及び厚生年金保険に係る障害の程度の認定について、障害の種類ごとに認定の基準及び認定要領等を定めた「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（昭和六十一年三月三十一日付け庁保発第十五号社会保険庁年金保険部長通知別添。以下「認定基準」という。）により行うこととしており、日本年金機構（以下「機構」という。）の本部から各都道府県事務センターに対して「日本年金機構設立に伴う既存通知等の取扱い等について」（平成二十二年一月二十二日付け経企指№二〇一〇―一二・品管指№二〇一〇―五指示・依頼）により周知しているところである。また、認定基準を改正した際には、機構の本部から「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正」（平成二十二年十月十五日付け給付指二〇一〇―一九七指示・依頼）、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正」（平成二十三年七月一日付け給付指二〇一一―一九五指示・依頼）、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正」（平成二十四年五月三十日付け給付指二〇一二―一二六指示・依頼）、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正」（平成二十五年四月二日付け給付指二〇一三―五六指示・依頼）及び「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正」（平成二十六年三月二十四日付け給付指二〇一四―二九指示・依頼）を発出するとともに、障害認定事務担当職員事務打合せ会を平成二十二年五月二十六日、平成二十三年六月一日、平成二十四年六月一日、平成二十五年五月十七日及び平成二十六年四月七日に開催し、改正の内容等を各都道府県事務センターに伝達しているところである。

また、お尋ねの「地域差の発生した原因」の意味するところが必ずしも明らかではないが、個々の認定については、専門的な判断に基づいて障害認定診査医員（以下「認定医」という。）が行っており、その際に用いる目安についての考え方に差異があることが認定の傾向に地域差が

生じた要因の一つではないかと考えているが、精神障害及び知的障害については、診断書に記載された「日常生活能力の程度」のみではなく、具体的な症状、治療の経過、日常生活状況等を総合的に評価して認定しているため、診断書に記載された「日常生活能力の程度」が同じであっても、認定結果に差異が生じることはあり得るものと考えている。

一の2について

認定基準については、地域によってその内容が異なるものではなく、法の下の平等に反しないと考えている。

一の3について

精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会（以下「検討会」という。）において、精神障害及び知的障害の等級判定のガイドラインとなる客観的な指標、就労状況の評価の在り方等について検討中であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

一の4について

認定基準に基づく障害の程度の認定については、診断書の記載項目である「日常生活能力の程度」を目安の一つとしつつ、認定医が具体的な症状、日常生活状況、就労状況等を総合的、専門的に評価して適正に行ってきたところであり、過去に行った障害の程度の認定について、再度認定審査を行うことは考えていない。

一の5について

政府として、個々の報道について答弁することは差し控えたい。

二の1について

検討会においては、障害者団体からのヒアリングも実施しながら、精神障害及び知的障害の等級判定のガイドラインとなる客観的な指標、就労状況の評価の在り方等を適切に検討していくこととしている。

二の2について

御指摘の報道については、承知していない。なお、「内的障害者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、知的障害等の障害の程度を認定するに当たっては、認定基準に定めているとおり、「労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断する」必要があると考えている。

三の1について

機構が行った「障害基礎年金の障害認定の地域差に関する調査」は、一定期間を通じた都道府県ごとの障害基礎年金の不支給割合（障害基礎年金について新規に申請を受けて決定を行った事例のうち、機構の都道府県事務センターにおいて不支給と決定された件数の割合をいう。）を把握するために、平成二十二年度から平成二十四年度までの三年間についての割合を算出したものであり、「機構の調査は「意図的に支給抑制を隠ぺいしている」との疑念も持たざるを得ない」との御指摘は当たらないものと考えている。

また、お尋ねの「年ごとのデータ」については、平成二十七年二月十九日に開催した第一回検討会において、平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度のデータを公表したところである。

三の2について

厚生年金保険・国民年金事業年報に基づき、障害年金の総額（決定された年金額をいう。）を①厚生年金保険及び②国民年金について直近三年間の年度ごとにお示しすると、次のとおりである。

平成二十三年度　①三千二億円　②一兆五千四百四十九億円

平成二十四年度　①二千九百九十六億円　②一兆五千六百三十億円

平成二十五年度　①二千九百七十六億円　②一兆五千六百八十六億円

また、同様にお尋ねの受給者数を直近三年間の年度ごとにお示しすると、次のとおりである。

平成二十三年度　①三十八万四千人　②百七十四万四千人

平成二十四年度　①三十九万人　②百七十七万三千人

平成二十五年度　①三十九万七千人　②百八十万人

三の3について

お尋ねについては、認定医の確保に当たって、機構において、各都道府県医師会や独立行政法人地域医療機能推進機構に対する協力の依頼等を行ってきたところであるが、今後の対応については、現在検討中である。

四について

お尋ねの「初診日」については、障害年金制度において受給権を発生させるためには、社会保険方式であることから、保険事故の発生時点において支給要件を満たしていることが必要であるところ、保険事故の発生時点を、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日である初診日としているものである。

また、御指摘の「初診日時点での保険料が未納であっても、障害が一定期間続いた時や、障害の程度が一定以上になった時」において支給要件を満たしていた場合に受給権が発生することとすると、障害の原因となった傷病の発生後に保険料を納付して受給権を発生させることが可能となってしまい、あらかじめ保険事故に備えて保険料を納付していた者との間の公平を阻害し、制度の存立基盤を危うくするおそれがあるため、適当ではないものと認識している。

平成二十七年三月二日提出
質問第一〇四号

介護報酬・障害福祉報酬の改定による介護・障害福祉職員の賃金引上げの担保に関する再質問主意書

提出者　山井　和則

介護報酬・障害福祉報酬の改定による介護・障害福祉職員の賃金引上げの担保に関する再質問主意書

平成二十七年二月十三日付で「介護報酬・障害福祉報酬の改定による介護・障害福祉職員の賃金引上げの担保に関する質問に対する答弁書」（以下、「本件答弁書」という。）を受領したところです

が、衆議院予算委員会での安倍総理の答弁との矛盾と見受けられる個所、回答が不十分な個所等があります。

そこで、以下のとおり質問します。

一　安倍総理は、本年一月二十九日の衆議院予算委員会で、介護職員や障害福祉職員の月給について、「間違いなくそれは一万二千円上がっていく」と答弁されました。しかし、本件答弁書では、「個々の介護職員等に対する具体的な処遇改善の方法については事業者が判断するものであるため、全ての介護職員等の賃金が一律に月額一万二千円引き上がり、その年収が十四万四千円引き上がる仕組みではない。」とされており、「間違いなくそれは一万二千円上がっていく」と解釈することはできません。安倍総理の衆議院予算委員会での答弁は間違いですか。

二　本件答弁書では、「処遇改善加算については、（中略）定期昇給等を含めた賃金改善に充てる（中略）ことができるものとする予定である。」とされています。安倍総理は、衆議院予算委員会の答弁で、「他の報酬とは別枠で、一人当たり月額一万二千円相当の賃金を引き上げるための措置も講じている」としていますが、定期昇給は、施設側の努力により、処遇改善加算による「一人当たり月額一万二千円相当の賃金を引き上げるための措置」がなくても、職員の賃金を上げる仕組みです。安倍総理の衆議院予算委員会での答弁は間違いですか。

三　本件答弁書では、「処遇改善加算については、（中略）当該賃金の引上げに伴う社会保険料の事業主負担等の増加にも充てることができるものとする予定である。」とされています。本件答弁書中の「処遇改善加算によって事業者が得た額を原資」が、「社会保険料の事業主負担等の増加」に充てられれば、その分、職員の賃金に充てられる分が少なくなり、「一人当たり月額一万二千円相当の賃金を引き上げる」ことは不可能です。安倍総理の衆議院予算委員会での答弁は間違いですか。

四　処遇改善加算による「一人当たり月額一万二千円相当の賃金を引き上げる」ことは、いつまでに実現しますか。

五　処遇改善加算を適用したにもかかわらず、月給が一人当たり一万二千円相当上がらなかった場合、介護事業者は、処遇改善加算を返還することになりますか。

六　処遇改善加算の適用による、一人当たり月額一万二千円相当の賃金の引上げは、給与の手取り額を基準に行われますか、それとも額面の支給額を基準に行われますか。

七　処遇改善加算の適用により、一人当たり月額一万二千円相当の賃金の引上げについて、実際に賃金が上がったかどうかを、今後いつの時点に、どのような方法で検証しますか。

八　処遇改善加算を適用したにもかかわらず、基本給やボーナスつまり賞与を下げることは許されますか。

九　処遇改善加算を適用して、月給一万二千円を上げた代わりに、ボーナスつまり賞与を下げてもよいのですか。また、既に家族手当等の諸手当が支給されている場合に、処遇改善加算の適用に合わせて、これらの諸手当を廃止してもよいのですか。

十　処遇改善加算を適用する場合、一人当たり月額一万二千円相当の賃金を引き上げるということは、ボーナスつまり賞与などの一時金も含めて、年収が十四万四千円上がるということですか。

十一　処遇改善加算を適用して得られた資金をすべて賃上げに回す一方で、介護報酬が今回引き下げられたことに伴い、基本給を引き下げることは許されますか。

十二　今年四月以降、介護事業者はいかなる理由があっても基本給を下げることは許されませんか。もし許される場合があるならば、どのような場合ですか。

十三　一人ひとりの介護職員の賃金を決める最終決定権は、国にあるのですか、それとも介護事業者にあるのですか。

十四　処遇改善加算を適用する場合、一人ひとりの介護職員の賃金の最終決定権は、国にあるのですか、介護事業者にあるのですか。

十五　十三および十四について、一人ひとりの介護職員の賃金の最終決定権が国にはなく、介護事業者にあるのであれば、介護職員の賃金を月一万二千円上げるか否かの最終決定権は、介護事業者にあるということですか。介護事業者は、経営が苦しければ、介護職員の月給を一万二千円上げなくてもよいということですか。

十六　処遇改善加算を適用する場合、月給は四月分から上がるのか、五月分から上がるのですか。

十七　介護事業者は、処遇改善加算の適用による収入の一部を、賃上げでなく、労働安全衛生対策の充実や業務省力化対策などの労働環境改善のための費用に使ってもよいのですか。それとも処遇改善加算による収入は、百パーセント、すべて賃上げに使わねばならないのですか。

十八　今回の介護報酬改定により、要支援一及び二のホームヘルプやデイサービスの報酬が大幅にカットされました。これにより、要支援一及び二の高齢者へのサービス提供が、介護事業者にとっては赤字になりかねなくなったため、サービスが提供されなくなり、要支援一及び二の高齢者が希望しても、必要なサービスをうけられなくなるのではないですか。

十九　今回の介護報酬改定により、介護予防通所リハビリテーションについては、要支援一を対象とする報酬が二四三三単位／月から一八一二単位／月に、要支援二を対象とする報酬が四八七〇単位／月から三七一五単位／月に、それぞれ削減されていますが、サービス提供の持続可能性が損なわれており、文字通り要支援切りで、要支援の方が必要なサービスを利用できなくなるのではないですか。

二十　今回の介護報酬改定により、介護予防通所リハビリテーションを必要とする人でも当該サービスを受けられなくなり、要支援一、要支援二の方の重度化、状態の悪化が進行する可能性はないですか。

二十一　今回の介護報酬改定により、介護予防通所リハビリテーションについて、要支援一を対象とする報酬を二四三三単位／月から一八一二単位／月に、要支援二を対象とする報酬を四八七〇単位／月から三七一五単位／月に、それぞれ削減した背景及び根拠を示して下さい。

二十二　今回の介護報酬改定により、短期集中リハビリテーションは三カ月までとされ、その後生活行為向上リハビリテーションに移行するものの、六カ月が上限となります。このような上限期間を超えた高齢者は、何処でどのようなサービスを利用するのですか。適切なサービスが引き続き利用できなければ、症状が悪化するのではないですか。

二十三　要支援一あるいは要支援二の方を対象とするホームヘルプやデイサービスの介護報酬を引き下げたことにより、要支援の方に対するサービス提供の持続可能性が損なわれ、当該サービスを必要とする方が、サービスを受けられなくなる恐れはありませんか。

二十四　今回の介護報酬の大幅引下げにより、四月から、介護現場の混乱や、サービス縮小による介護難民の増加の危険性があります。ついては、四月以降の実態に問題が大きいことが明らかになれば、次回の補正予算や平成二十八年度予算において、介護報酬の引上げ改定を行うべきではないですか。

右質問する。

内閣衆質一八九第一〇四号
平成二十七年三月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝殿

衆議院議員山井和則君提出介護報酬・障害福祉報酬の改定による介護・障害福祉職員の賃金引上げの担保に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出介護報酬・障害福祉報酬の改定による介護・障害福祉職員の賃金引上げの担保に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の答弁は、先の答弁書（平成二十七年二月十三日内閣衆質一八九第四七号。以下「前々回答弁書」という。）一から四まで、七、八、十、十一、十四及び十五についてお答えしたとおり、平成二十七年度予算においては、介護職員の処遇改善加算について、介護職員の賃金を一人当たり月額一万二千円相当引き上げるために必要な額を計上しており、事業者が処遇改善加算を算定すれば、それを原資とした処遇改善が行われる旨を答弁したものである。一方、前々回答弁書は、定期昇給は介護職員及び障害福祉職員（以下「介護職員等」という。）の賃金改善に含まれること及び賃金引上げに伴う社会保険料の事業主の負担等の増加は処遇改善に要する費用として考慮することが適当であることから、現行の取扱いと同様、処遇改善加算をこれらに要する費用に充てることができるものとする予定である旨を答弁したものであることから、「答弁は間違い」との御指摘は当たらない。

四、七及び十六について

お尋ねの介護職員等の賃金が引き上がる時点については、先の答弁書（平成二十七年二月十七日内閣衆質一八九第五二号。以下「前回答弁書」という。）一から三まで及び十四についてでお答えしたとおり、一概にお答えすることは困難である。また、処遇改善の状況の確認については、今後検討してまいりたい。

五、八、九、十一、十二及び十七について

平成二十七年度に拡充する介護職員等の処遇改善加算（以下「新加算」という。）の運用の詳細については、現在検討中であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

六について

新加算については、事業者の判断により、介護職員等の賃金（退職手当を除く。以下同じ。）の引上げに充てていただくこととしているが、手当、賞与に加えて定期昇給等を含めた賃金改善に充てることや、当該賃金の引上げに伴う社会保険料の事業主負担等の増加にも充てることができるものとする予定であり、お尋ねについてお答えすることは困難である。

十について

前々回答弁書一から四まで、七、八、十、十一、十四及び十五についてでお答えしたとおり、全ての介護職員等の年収が一律に十四万四千円引き上がる仕組みではない。

十三から十五までについて

介護職員等の賃金については、前回答弁書四から六までについてでお答えしたとおり、サービスごとの加算率に基づき、処遇改善加算によって事業者が得た額を原資として事業者が介護職員等に対して処遇改善を行うものであり、個々の介護職員等に対する具体的な処遇改善方法については事業者が判断するものであるため、国が賃金を決めるということではない。また、お尋ねの経営の悪化等の場合の取扱いについては、新加算の運用の詳細について、現在検討中であり、お答えすることは困難である。

十八から二十一まで及び二十三について

今回の介護報酬改定における介護予防訪問介護、介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションに係る報酬の見直しについては、事業者の経営の状況等を勘案するとともに、特に介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションについては、通所介護及び通所リハビリテーションの基本報酬と整合を図る観点から実施したものであり、これによって利用者が必要なサービスを受けられなくなることがないよう、努めてまいりたい。

二十二について

御指摘の「今回の介護報酬改定により、短期集中リハビリテーションは三カ月までとされ、その後生活行為向上リハビリテーションに移行するものの、六カ月が上限となります。」とは、今回の介護報酬改定において、通所リハビリテーションにおける生活行為の内容の充実に関するリハビリテーションについては、六か月を上限に加算することとされたことを指すと思われるところ、当該期間経過後は、加算の算定はできなくなるが、引き続き、通所リハビリテーション等の必要なサービスを利用することができるため、「適切なサービスが引き続き利用できなければ、症状が悪化するのでは」との御指摘は当たらないと考えている。

二十四について

今回の介護報酬改定は、事業者の経営の状況等を踏まえつつ、中重度の要介護者や認知症高齢者への支援、介護人材の確保等の課題にも対応するものであり、この改定が円滑に施行され

るよう、地方自治体、事業者等に周知することとしており、現時点において平成二十八年度予算等において介護報酬の改定を行うことは考えていない。

平成二十七年三月二日提出
質問第一〇五号

高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）における成果と報酬の関係に関する質問主意書

提出者　山井　和則

高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）における成果と報酬の関係に関する質問主意書

「高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）」は、労働政策審議会建議「今後の労働時間法制等の在り方について」（二〇一五年（平成二十七年）九月十二日）の中で、「設けることが適当」とされたところです。そして、二月十七日には、右建議に関連して、労働基準法等の一部を改正する法律案要綱について、厚生労働大臣から労働政策審議会に諮問されたところです。

そこで、以下のとおり質問します。

一　ちょうど平均年収の三倍を相当程度上回る水準の年収の労働者が、ある年度から高度プロフェッショナル制度の対象となった場合、当該年度については、もし期待された成果が出なかった場合でも、ちょうど平均年収の三倍を相当程度上回る水準の年収となる給与は支払われますか。

二　一について、もし期待された成果が出なくても、年収が下がらないのであれば、成果による報酬とは言えないのではないですか。

三　一について、もし年収が平均年収の三倍を相当程度上回る水準を下回るのであれば、年収要件に反することになりませんか。

四　現在、労働政策審議会で検討されている労働基準法等の一部を改正する法律案要綱では、高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）の対象が、平均給与額の三倍を相当程度上回ると規定されているが、現時点において、平均給与額および平均給与額の三倍はそれぞれいくらですか。また、平均給与額を相当程度上回る額はいくら以上ですか。

五　四について、平均給与額の三倍より相当程度上回るという意味について、平均給与額の三倍より十万円上回るのは、相当程度上回ると認められますか。また、平均給与額の三倍よりいくら年収が高ければ、相当程度上回ると認められますか。

六　高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）の制度化にあたり、対象となる年収が、当初、「千七十五万円以上」と省令で定められた場合、それを「一千万円以上」に引き下げるには、法改正が必要ですか。それとも、省令の改正だけで可能ですか。また、対象を「年収九百九十万円以上」に引き下げるには、法改正が必要ですか、それとも、省令の改正だけで可能ですか。

七　裁量労働制について、一部の営業職も対象になるとされていますが、営業職の労働者は全体で何万人で、そのうち、今回の改正により対象となる可能性がある営業職の労働者は、営業職全体の約何割で、何万人と想定していますか。

八　七について、もし答えられないのであれば、今回の裁量労働制の対象の拡大について、法案の段階では、何万人の営業職が、裁量労働制になる可能性があるのかわからないということですか。

九　七について、もし答えられないのであれば、法案段階では、全ての営業職が裁量労働制の対象になる可能性を否定できないと解してもよいですか。

十　政府では、固定残業代制とはどのような仕組みであると認識していますか。その固定残業代制においては、あらかじめ労働者に固定残業代に対応する残業時間を明示する必要がありますか。

十一　固定残業代制について、雇用者が、あらかじめ労働者に固定残業代に対応する残業時間を明示しない場合について、罰則の適用はありますか。また、その明示された残業時間を上回る残業を命じた場合に、それに対応する残業代を払わなければ、どのような罰則が適用されますか。

右質問する。

内閣衆質一八九第一〇五号
平成二十七年三月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝　殿

衆議院議員山井和則君提出高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）における成果と報酬の関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）における成果と報酬の関係に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び六について

労働基準法等の一部を改正する法律案の内容については、現在検討中であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

本年三月に労働政策審議会で取りまとめられた「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」（以下「法案要綱」という。）では、高度プロフェッショナル制度の対象労働者の年収要件は、「労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金の額に換算した額が（中略）厚生労働省令で定める額以上であること」としており、厚生労働省が作成した毎月勤労統計調査における平成二十六年の毎月「きまって支給する給与」の額は、二十六万千二十九円であることから、年収に換算すると三百十三万二千三百四十八円であり、当該年収額を三倍すると九百三十九万七千四十四円である。また、お尋ねの平均給与額の三倍を相当程度上回る額については、法案要綱において、「三倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額以上である」としており、当該厚生労働省令で定める額は、本年二月に労働政策審議会で取りまとめられた「今後の労働時間法制等の在り方について（報告）」において、「具体的な年収額については、労働基準法第十四条に基づく告示の内容（千七十五万円）を参考

に、法案成立後、改めて審議会で検討の上、省令で規定することが適当」とされているため、現時点ではお答えすることは困難である。

五について

お尋ねについては、労働基準法等の一部を改正する法律案の内容について、現在検討中であることから、お答えすることは困難である。なお、四についてでお答えしたとおり、お尋ねの平均給与額の三倍を相当程度上回る額については、法案要綱において、「三倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額以上である」としており、当該厚生労働省令で定める額は、本年二月に労働政策審議会で取りまとめられた「今後の労働時間法制等の在り方について（報告）」において、「具体的な年収額については、労働基準法第十四条に基づく告示の内容（千七十五万円）を参考に、法案成立後、改めて審議会で検討の上、省令で規定することが適当」とされている。

七から九までについて

労働基準法等の一部を改正する法律案の内容については、現在検討中であることから、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、法案要綱において追加するものとしている「法人である顧客の事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析を行い、かつ、これらの成果を活用した商品の販売又は役務の提供に係る当該顧客との契約の締結の勧誘又は締結を行う業務」であって、裁量労働制の対象となるものは、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行方法や時間配分の決定に関し、大幅に労働者の裁量に委ねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務に該当するもののみであると考えている。

十及び十一について

お尋ねの「固定残業代制」について、労働関係法令上これを定義した規定はないが、一般的に、一定時間分の時間外労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みであると承知している。

また、個別の事案における使用者の義務等については、事案に応じて判断されるものと考えているが、一般的に、当該契約を締結している場合、使用者は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第一項並びに労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五条第一項及び第三項の規定に基づき、労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金の決定、計算及び支払の方法として、定額で支払うこととする割増賃金に係る時間を、書面の交付により明示しなければならず、これに違反した場合は、同法第百二十条の規定により、罰則の適用がある。

さらに、一般的に、使用者は、同法第三十七条第一項の規定に基づき、時間外労働時間及び休日労働時間に応じた割増賃金を支払わなければならず、同項に違反した場合は、同法第百十九条の規定により、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処することとされている。

平成二十七年三月二日提出

質問第一〇六号

派遣労働者の待遇に関する質問主意書

提出者　山井　和則

派遣労働者の待遇に関する質問主意書

労働基準法第二十六条では、「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。」と規定されています。また、派遣労働者であっても、一定の条件を満たせば、有給休暇や育児休暇、産前産後休暇を取得できることはできます。

そこで、以下のとおり質問します。

一　労働者派遣について、労働開始の一時間以上前に派遣元事業主が指定する場所に派遣労働者を集合させ、待機等をさせて時間を拘束したにもかかわらず、その時間に相当する賃金を支払わないことは違法ではないですか。

二　労働者派遣について、派遣元事業主が派遣労働者に対して、前もって就業条件等を明示して派遣先を紹介したにもかかわらず、前日になって派遣元事業主が派遣先の紹介を急遽キャンセルし、新たな派遣先を紹介せず、かつ休業手当を払わないことは違法ではないですか。

三　労働者派遣について、派遣元事業主が派遣労働者に対して、前もって就業条件等を明示して派遣先を紹介したにもかかわらず、前日になって派遣元事業主が派遣先の紹介を急遽キャンセルし、その代わりとして、当該派遣労働者にとって、勤務内容が過酷、あるいは勤務先が遠方、または低賃金などの理由で、到底受け入れられないような条件の派遣先を紹介した場合で、当該派遣労働者がその紹介を受け入れなかった場合、派遣元事業主が当該派遣労働者に休業手当を払わないことは違法ではないですか。

四　派遣労働者が有給休暇を取得できるための条件は何ですか。

五　派遣労働者が有給休暇を取得できることについて、派遣元事業主が派遣労働者に説明する義務はありますか。

六　派遣労働者が有給休暇の取得を希望したにもかかわらず、派遣元事業者や派遣先が取得を認めないことは、どのような法律に違反しますか。

七　固定残業代で、割増賃金や休日手当を支払わねばならない場合は、どのような場合ですか。また、割増賃金や休日手当を支払わない場合は、どの法律に違反し、どのような罰則がありますか。

八　派遣労働者が、登録等している人材派遣会社の問題点を指摘したら、当該人材派遣会社から派遣先を紹介してもらえなくなったということが生じた場合、このような仕打ちは違法となりますか。

九　政府において「正社員」という言葉の定義は何ですか。

十　日本の雇用慣行として、「正社員」という言葉は、一般的にはどのような意味で使われていると認識していますか。

十一　安倍総理が国会答弁で用いる「正社員」という言葉の定義は何ですか。

十二　国民が一般的に認識している「正社員」の働き方と、人材派遣会社が「常用型派遣」として雇用する派遣労働者の働き方が、大きく相違するのであれば、人材派遣会社が「常用型派遣」として、派遣労働者を雇用するケースを「正社員」と称して求人を出しているケースがありますが、「一生、派遣」で働く派遣労働者を「正社員」と呼ぶことは差し支えありませんか。

十三　常用型派遣労働者を「正社員」と呼ぶことに問題はありませんか、それとも問題はありますか。

十四　人材派遣会社が常用型の派遣労働者を雇用する際に、「正社員」として求人を出すことに問題はありませんか、それとも問題はありますか。

十五　人材派遣会社が雇用する常用型派遣労働者は、厚生労働省の統計上、「正社員」か派遣労働者かどちらかに分類されますか。

十六　十五で、正社員と分類されないなら、その理由はなぜですか。

十七　「正社員」は直接雇用を意味しますか。間接雇用でも「正社員」と呼んで差し支えはありませんか。

十八　無期雇用でない労働者を「正社員」と呼んで差し支えはありませんか。

十九　一年契約の有期雇用の労働者を「正社員」と呼んで差し支えはありませんか。また、一年契約の有期雇用の労働者を「正社員」として求人しても問題はありませんか。

二十　ハローワークでは、人材派遣会社の常用型派遣労働者の求人は、派遣労働者と「正社員」のどちらに分類されますか。

二十一　登録型派遣労働者を「正社員」と呼ぶことに問題はありませんか、それとも問題はありますか。もし問題があるなら、何故ですか。

二十二　常用型派遣労働者が、人材派遣会社から解雇された場合、整理解雇の四要件は適用されますか。

二十三　常用型派遣労働者が人材派遣会社から紹介された派遣先を断り、休業した場合、休業手当はでますか。

二十四　常用型派遣労働者が、人材派遣会社から、賃金、勤務地、勤務内容などの条件面で、非常に低い派遣先を紹介され、それを断ったら、休業手当は出ないのですか。

二十五　人材派遣会社に常用型派遣労働者として雇用された場合、給与は、たとえ派遣先での就労が始まっていなくても、人材派遣会社に雇用された日から支払われますか。それとも派遣先での就労が始まらないと、給与は支払われないのですか。もし、就労するまで支払われないのなら、人材派遣会社の正社員と言っても、雇用されたことにならないのではないですか。

二十六　リーマンショックの際に、常用型派遣と登録型派遣は、それぞれ何パーセントが、契約終了や解雇、雇い止めになりましたか。また、それぞれ雇用が継続したのは何パーセントでしたか。リーマンショックの際は、常用型派遣の大部分の労働者が、解雇や雇止めになりました。常用型派遣は、安定した雇用形態とは言えないのではないですか。

右質問する。

内閣衆質一八九第一〇六号

平成二十七年三月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　町村　信孝　殿

衆議院議員山井和則君提出派遣労働者の待遇に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出派遣労働者の待遇に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、個別の事案に応じて判断されるものと考えているが、一般的に、待機の時間であっても、使用者の指揮命令下にある場合には労働時間に該当し、使用者は、労働契約に基づき賃金を支払わなければならない。

二、三、二十三及び二十四について

お尋ねについては、個別の事案に応じて判断されるものと考えているが、使用者の責に帰すべき事由により休業した場合においては、使用者は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十六条の規定に基づき、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならないこととされている。

四について

派遣労働者であるか否かにかかわらず、使用者は、労働基準法第三十九条の規定に基づき、労働者に対して年次有給休暇を与えなければならないこととされている。

五について

お尋ねの「説明する義務」の意味するところが必ずしも明らかではないが、使用者は、労働基準法第十五条第一項及び労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五条第一項の規定に基づき、労働契約の締結に際し、労働者に対して、年次有給休暇を含めた休暇に関する事項について明示しなければならないこととされている。

六について

お尋ねについては、個別の事案に応じて判断されるものと考えているが、一般的に、使用者が労働基準法第三十九条第五項ただし書の規定に基づき、時季変更権を行使した場合等を除いて、年次有給休暇を取得する権利を有する労働者が請求する時季に、使用者が年次有給休暇を与えないことは、同条の規定に違反する。

七について

お尋ねの「固定残業代」が、仮に一定時間分の時間外労働及び休日労働に対して定額で支払われる割増賃金を指すとすれば、実際の時間外労働時間及び休日労働時間に応じた額以上の割増賃金が支払われていなければならないが、これに反する場合は労働基準法第三十七条第一項の規定に違反し、同法第百十九条の規定により、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処することとされている。

八について

御指摘の「登録等している人材派遣会社の問題点を指摘したら」の意味するところが必ずしも明らかではないが、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十九条の三第一項の規定に基づき申告をした派遣労働者に対して、当該申告をしたことを理由として不利

益取扱いをした場合には、同条第二項の規定に違反することとなる。

九から十四まで、十七から十九まで及び二十一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、労働関係法令上「正社員」の定義が存在しないため、一概にお答えすることは困難である。なお、一般論としては、労働契約の期間の定めがある有期雇用派遣労働者の募集に当たり、「正社員」と表示することは適切とはいえないと考えている。

十五及び十六について

お尋ねについては、厚生労働省の統計においては、常用型の派遣労働者の属性を把握する場合は、その目的から、統計上、常用型の派遣労働者の場合には、派遣労働者として計上することとしているため、派遣労働者に分類している。

二十について

お尋ねについては、「常用型派遣労働者」の区分としている。

二十二について

お尋ねの「整理解雇の四要件」とは、整理解雇について、人員削減の必要性、解雇回避努力義務の履行、被解雇者選定の妥当性及び手続の妥当性を満たす場合にこれを有効と判断する裁判例上の基準をいうものと考えられるが、御指摘の「常用型派遣労働者が、人材派遣会社から解雇された場合」において、整理解雇の効力について労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十六条の規定を踏まえて司法判断がされるときには、一般的には、個別の事案に応じてこれらの四つの事情が考慮されるものと考えている。

二十五について

お尋ねについては、個々の事例により異なるものであることから、一概にお答えすることは困難である。

二十六について

お尋ねの割合については把握していない。また、「常用型派遣は、安定した雇用形態とは言えないのではないですか」とのお尋ねについては、前提となる割合を把握していないため、お答えすることは困難である。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第明治三十五年三月三十一日 郵便物認可

官報（号外）

官報 号外 平成二十七年三月十三日

○第百八十九回国会 衆議院会議録 第十号(1)

〔本号(1)参照〕

平成二十七年度一般会計予算

右

国会に提出する。

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成27年度一般会計予算

予算総則

（歳入歳出予算）

第1条 平成27年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ96,341,950,970千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

（継続費）

第2条 「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。

（繰越明許費）

第3条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第4条 「財政法」第15条第1項の規定により平成27年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第5条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

（公債発行の限度額）

第6条 「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成27年度において公債を発行することができる限度額は、6,003,000,000千円とする。

2 「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第2条第1項の規定により平成27年度において公債を発行することができる限度額は、30,860,000,000千円とする。

3 第1項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成26年9月1日から同年11月30日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を第1項の限度額に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

4 第1項及び第2項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を当該各項の限度額（第1項の限度額について第3項後段の規定の適用がある場合においては、当該規定により減算又は加算された後の限度額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（公共事業費の範囲）

第7条 「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院施設費
	参議院	参議院施設費
	国立国会図書館	国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	裁判所施設費
会計検査院	会計検査院	会計検査院施設費
内閣	内閣官房	内閣官房施設費、情報収集衛星施設費
内閣府	内閣本府	内閣本府施設費、地域再生推進費、沖縄政策費（沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金に限る。）、沖縄振興交付金事業推進費（沖縄振興公共投資交付金に限る。）、沖縄教育振興事業費、沖縄開発事業費、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費、沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入

	沖縄総合事務局	沖縄海岸事業調査諸費、沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費、沖縄水産基盤整備事業調査諸費
	警察庁	警察庁施設費、交通警察費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）、船舶建造費、警察活動基盤整備費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省施設費、国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費、情報通信技術高度利活用推進費（地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金に限る。）
	消防庁	消防防災体制等整備費（消防防災施設整備費補助金に限る。）
法務省	法務本省	法務省施設費
外務省	外務本省	外務本省施設費
	在外公館	在外公館施設費
財務省	財務本省	財務本省施設費、公務員宿舎施設費、特定国有財産整備費
	財務局	財務局施設費
	税関	税関施設費、船舶建造費
	国税庁	国税庁施設費
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省施設費、初等中等教育等振興費（認定こども園施設整備交付金に限る。）、独立行政法人教員研修センター施設整備費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費、独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費、私立学校振興費（私立学校施設整備費補助金に限る。）、国立大学法人施設整備費、国立大学法人船舶建造費、国立研究開発法人放射線医学総合研究所施設整備費、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費、国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費、国立研究開発法人理化学研究所施設整備費、スポーツ振興施設費、公立文教施設整備費、独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費
	文部科学本省所轄機関	文部科学本省所轄研究所施設費
	文化庁	文化庁施設費、日本芸術院施設費、独立行政法人国立美術館施設整備費、独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費、文化財保存事業費（史跡等購入費補助金に限る。）、文化財保存施設整備費、独立行政法人国立文化財機構施設整備費
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省施設費、国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費、国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費、医療提供体制基盤整備費（医療施設等施設整備費補助金及び医療提供体制施設整備交付金に限る。）、保健衛生施設整備費、水道施設整備費、生活基盤施設耐震化等対策費、保育対策費（保育所等整備交付金に限る。）、児童福祉施設整備費、社会福祉諸費（施設施工旅費、施設施工庁費及び社会事業学校施設整備費に限る。）、障害保健福祉費（心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金に限る。）、社会福祉施設整備費、介護保険制度運営推進費（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に限る。）、水道施設整備事業調査諸費、水道施設災害復旧事業費
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設費
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所施設費
	国立更生援護機関	国立更生援護機関施設費
	都道府県労働局	都道府県労働局施設費
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省施設費、食の安全・消費者の信頼確保対策費（食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金に限る。）、独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費、国産農畜産物・食農連携強化対策費（国産農畜産物・食農連携強化対策地方公共団体整備費補助金に限る。）、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、独立行政法人家畜改良センター施設整備費、農業・食品産業強化対策費、農業経営対策費（農業経営対策地方公共団体整備費補助金に限る。）、優良農地確保・有効利

	水　産　庁	水産庁施設費、船舶建造費、独立行政法人水産大学校施設整備費、独立行政法人水産大学校船舶建造費、海岸事業費、水産基盤整備費、水産業強化対策費（水産業強化対策整備交付金に限る。）、国立研究開発法人水産総合研究センター施設整備費、海岸事業調査諸費、水産基盤整備事業工事諸費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費
経済産業省	経済産業本省 経済産業局	経済産業本省施設費、工業用水道事業費 経済産業局施設費
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省施設費、住宅対策事業費、住宅対策諸費（住宅建設事業調査費に限る。）、港湾環境整備事業費、道路環境改善事業費、水資源開発事業費、国営公園等事業費、都市水環境整備事業費、下水道事業費、市街地防災事業費、住宅防災事業費、都市公園防災事業費、下水道防災事業費、河川管理施設整備費、河川整備事業費、多目的ダム建設事業費、総合流域防災事業費、砂防事業費、急傾斜地崩壊対策等事業費、災害対策等緊急事業推進費、海岸事業費、鉄道安全対策事業費（鉄道防災事業費補助及び鉄道施設総合安全対策事業費補助に限る。）、道路交通安全対策事業費（道路更新防災対策事業費、道路維持管理費、道路整備営繕宿舎費、交通連携道路事業費、道路交通安全施設等整備事業費、交通事故重点対策道路事業費、道路環境営繕宿舎費、道路更新防災等対策事業費補助及び雪寒地域道路事業費補助に限る。）、総合的物流体系整備推進費（港湾機能高度化施設整備費補助金に限る。）、港湾事業費（港湾改修費、貸付国有港湾施設整備事業費、港湾作業船整備費、特定離島港湾施設整備事業費、特定離島港湾維持管理費、営繕宿舎費、港湾事業調査費、港湾改修費補助及び後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費、地域連携道路事業費（地域連携道路事業費、営繕宿舎費、道路調査費、地域連携道路事業費補助、高速道路連結部整備事業費補助、道路調査費補助及び後進
		用対策費（農地集積・集約化対策整備費補助金に限る。）、農業生産基盤保全管理・整備事業費、農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入、農業競争力強化基盤整備事業費、農山漁村6次産業化対策費（農山漁村6次産業化対策整備費補助金及び農山漁村6次産業化対策整備交付金に限る。）、独立行政法人種苗管理センター施設整備費、都市農村交流等対策費（都市農村交流等対策整備費補助金及び都市農村交流等対策整備交付金に限る。）、農村地域資源等保全推進費（特殊自然災害対策整備費補助金及び農村地域資源等保全整備交付金に限る。）、海岸事業費、農地等保全事業費、農地等保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入、農山漁村活性化対策費（農山漁村活性化対策整備交付金に限る。）、農山漁村地域整備事業費、海岸事業調査諸費、農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所施設費
	農林水産技術会議	農林水産技術会議施設費、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、国立研究開発法人農業環境技術研究所施設整備費
	地　方　農　政　局	地方農政局施設費、海岸事業工事諸費、農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費、農業施設災害復旧事業等工事諸費
	林　野　庁	林野庁施設費、治山事業費、森林整備事業費（森林環境保全整備事業費、森林居住環境整備事業費、森林整備事業調査費、森林環境保全整備事業費補助、水源林造成事業費補助、後進地域特例法適用団体補助率差額及び美しい森林づくり基盤整備交付金に限る。）、森林整備・林業等振興対策費（森林整備・林業等振興整備交付金に限る。）、国立研究開発法人森林総合研究所施設整備費、治山事業工事諸費、森林整備事業工事諸費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費、山林施設災害復旧事業等工事諸費

官　報（号外）

		地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、整備新幹線建設推進高度化等事業費、整備新幹線整備事業費、空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、都市・地域づくり推進費（集落活性化推進事業費補助金に限る。）、都市再生・地域再生整備事業費（都市開発事業調査費、市街地再開発事業費補助、都市再生推進事業費補助及び都市機能立地支援事業費補助に限る。）、鉄道網整備事業費、都市・地域交通整備事業費、道路交通円滑化事業費（道路交通円滑化事業費、営繕宿舎費、道路交通円滑化事業費補助及び後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、独立行政法人航海訓練所施設整備費、独立行政法人海技教育機構施設整備費、社会資本総合整備事業費、官民連携基盤整備推進調査費、離島振興費（小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。）、離島振興事業費、北海道開発事業費、北海道特定特別総合開発事業推進費、国立研究開発法人土木研究所施設整備費、国立研究開発法人建築研究所施設整備費、独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費、国立研究開発法人海上技術安全研究所施設整備費、国立研究開発法人電子航法研究所施設整備費、官庁営繕費、電気事業者等工事費負担金還付金、治水海岸事業調査諸費、水資源開発事業調査諸費、道路整備事業調査諸費、港湾事業調査諸費、都市開発事業調査諸費、都市水環境整備事業調査諸費、住宅建設事業調査諸費、国営公園等事業調査諸費、下水道事業調査諸費、北海道農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費、河川等災害復旧事業費、住宅施設災害復旧事業費、河川等災害関連事業費、北海道農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入、離島農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入		
		国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所施設費、治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費
		国土地理院	国土地理院施設費
		地方整備局	治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費、都市環境整備事業工事諸費、国営公園事業工事諸費、河川等災害復旧事業等工事諸費
		北海道開発局	北海道開発局施設費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費
		気象庁	気象官署施設費
		海上保安庁	海上保安官署施設費、船舶建造費、航路標識整備事業費、航路標識整備事業工事諸費
環境省		環境本省	廃棄物・リサイクル対策推進費（廃棄物処理施設整備交付金に限る。）、廃棄物処理施設整備費、生物多様性保全等推進費（環境保全施設整備費補助金に限る。）、環境保全施設整備費、自然公園等事業費、環境保健対策推進費（水俣病総合対策施設整備費補助金に限る。）、環境調査研修所施設費、国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費、廃棄物処理施設整備事業調査諸費、自然公園等事業工事諸費、廃棄物処理施設災害復旧事業費
		原子力規制委員会	放射能調査研究費（船舶建造費に限る。）

（一時借入金等の最高額）

第８条　「財政法」第７条第３項の規定による財務省証券及び一時借入金の最高額は、20,000,000,000千円とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第９条　「財政法」第15条第２項の規定により平成27年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、100,000,000千円とする。

（復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲）

第10条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第72条第４項の規定による復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲は、次に掲げるとおりとする。

主管	部	款	項
財務省	政府資産整理収入 雑収入	国有財産処分収入 国有財産利用収入 納付金 諸収入	東日本大震災復興国有財産売払収入 東日本大震災復興配当金収入 東日本大震災復興雑納付金 東日本大震災復興財政投融資特別会計受入金
厚生労働省	雑収入	納付金	東日本大震災復興雑納付金
農林水産省	雑収入	諸収入	東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金 東日本大震災復興公共事業費負担金
経済産業省	雑収入	諸収入	東日本大震災復興エネルギー対策特別会計受入金

２　前項に規定するもののほか、「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」第９条第３項の規定による特定原子力損害の賠償請求権その他の国が有する原子力損害に係る請求権若しくは求償権の行使による収入その他原子力事故に起因する収入、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく人件費の削減に準じて行われた独立行政法人等における給与減額支給措置に係る納付金又は平成23年度の一般会計補正予算（第３号）に計上された復興費用に関連して発生する貸付金等回収金収入、雑納付金、弁償及返納金等があった場合においては、当該収入は、前項に規定する復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲に属するものとする。

（損失補償契約等の限度額）

第11条　次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、平成27年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	限度額
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第８条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額　千円　1,773,045,123
「矯正医官修学資金貸与法」第４条の規定による金額の限度	貸与すべき修学資金の総額　23,880
「農業近代化資金融通法」第３条第３項の規定による金額の限度	平成27年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　33,009
「農業改良資金融通法」第９条第３項の規定による金額の限度	平成27年度以降15箇年度間を通ずる利子補給金の総額　339,519
「農業経営基盤強化促進法」第14条の９第３項の規定による金額の限度	平成27年度以降15箇年度間を通ずる利子補給金の総額　926,516
「農業経営基盤強化促進法」附則第10項の規定による金額の限度	平成27年度以降27箇年度間を通ずる利子補給金の総額　3,239,548
「漁業近代化資金融通法」第３条第３項の規定による金額の限度	平成27年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　48,000
「地域再生法」の規定による金額の限度	平成27年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額 地域再生支援利子補給金　322,000 特定地域再生支援利子補給金　14,000
「総合特別区域法」第28条第２項の規定による金額の限度	平成27年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額　560,000
「総合特別区域法」第56条第２項の規定による金額の限度	平成27年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額　308,000
「国家戦略特別区域法」の規定による金額の限度	平成27年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額　1,005,200
「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」第５条の規定による金額の限度	約定評価額総額の合計額　650,000,000
「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法」第７条の規定による金額の限度	特定保険者交付金交付契約に係る担保上限金額の合計額　13,151,501,610

２　「国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律」第２条の規定により平成27年度において国際農業開発基金に拠出することができる金額の限度は、5,903,109千円とする。

３　「緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律」（仮称）の規定により平成27年度において緑の気候基金に拠出することができる金額の限度は、154,028,655千円とする。

（債務保証契約の限度額）

第12条　次の表の左欄に掲げる法人が平成27年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

債務	根拠規定	金額の限度
1　株式会社日本政策金融公庫 次に掲げる社債に係る債務		
(1)　国民一般向け業務に関するもの	「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第１項	(1)に掲げる社債にあっては額面総額75,000,000千円、(2)に掲げる社債にあっては額面総額110,000,000千円及び(3)に掲げる社債にあっては額面総額200,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
(2)　中小企業者向け業務に関するもの	「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第１項	
(3)　危機対応円滑化業務に関するもの	同　項	
2　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門 国際協力機構債券のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が60,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「独立行政法人国際協力機構法」第34条第１項	
3　株式会社国際協力銀行 社債のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる社債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる社債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が500,000,000千円に相当するこれらの社債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる社債のうち外国において発行するもの	「株式会社国際協力銀行法」第35条第１項	
4　預金保険機構 次に掲げる預金保険機構債及び借入金に係る債務		
(1)　「預金保険法」に係る業務((2)に掲げるものを除く。)に関するもの	「預金保険法」第42条の２	(1)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額19,000,000,000千円、(2)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額35,000,000,000千円、(3)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額3,000,000,000千円並びに(4)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額12,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
(2)　危機対応業務に関するもの	「預金保険法」第126条第２項	
(3)　金融再生業務及び廃止前の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの	「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第66条 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」附則第５条第２項	
(4)　金融機能強化業務に関するもの	「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」第45条	

5　銀行等保有株式取得機構 銀行等保有株式取得機構債券及び借入金に係る債務	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」第51条	額面総額及び元本金額の合計額20,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
6　全国健康保険協会 借入金に係る債務	「健康保険法」	元本金額580,000,000千円及びその利息に相当する金額
7　株式会社産業革新機構 社債及び借入金に係る債務	「産業競争力強化法」第106条	額面総額及び元本金額の合計額1,800,000,000千円並びにその利息に相当する金額
8　株式会社地域経済活性化支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社地域経済活性化支援機構法」第44条	額面総額及び元本金額の合計額1,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
9　原子力損害賠償・廃炉等支援機構 原子力損害賠償・廃炉等支援機構債及び借入金に係る債務	「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」第61条	額面総額及び元本金額の合計額4,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
10　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」第40条	額面総額及び元本金額の合計額500,000,000千円並びにその利息に相当する金額
11　株式会社農林漁業成長産業化支援機構 借入金に係る債務	「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」第33条	元本金額35,000,000千円及びその利息に相当する金額
12　株式会社民間資金等活用事業推進機構 社債及び借入金に係る債務	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第61条	額面総額及び元本金額の合計額300,000,000千円並びにその利息に相当する金額
13　株式会社海外需要開拓支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社海外需要開拓支援機構法」第32条	額面総額及び元本金額の合計額31,000,000千円並びにその利息に相当する金額
14　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法」第33条	額面総額及び元本金額の合計額43,400,000千円並びにその利息に相当する金額
15　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 借入金に係る債務	「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」（仮称）	元本金額7,000,000千円及びその利息に相当する金額
16　独立行政法人農業者年金基金 借入金に係る債務	「独立行政法人農業者年金基金法」附則第17条第３項	元本金額86,000,000千円及びその利息に相当する金額
17　独立行政法人農林漁業信用基金 林業等資金寄託業務に関する借入金に係る債務	「独立行政法人農林漁業信用基金法」第18条	元本金額4,047,000千円及びその利息に相当する金額
18　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」	額面総額及び元本金額の合計額36,896,000千円並びにその利息に相当する金額

19　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油天然ガス・金属鉱物資源債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」第15条	額面総額及び元本金額の合計額2,817,700,000千円並びにその利息に相当する金額
20　独立行政法人環境再生保全機構 借入金に係る債務	「独立行政法人環境再生保全機構法」附則第９条	元本金額3,700,000千円及びその利息に相当する金額
21　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 日本高速道路保有・債務返済機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」第23条	額面総額及び元本金額の合計額1,251,000,000千円並びにその利息に相当する金額
22　「保険業法」第265条の９第２項の規定により設立の認可を受けた法人のうち同法第262条第２項第１号に掲げる免許を受けた保険会社をその会員とする法人 借入金に係る債務	「保険業法」第265条の42の２	元本金額460,000,000千円及びその利息に相当する金額
23　新関西国際空港株式会社 社債に係る債務	「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」第19条第１項	額面総額20,000,000千円及びその利息に相当する金額
24　中間貯蔵・環境安全事業株式会社 借入金に係る債務	「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」第17条	元本金額31,000,000千円及びその利息に相当する金額
25　株式会社日本政策投資銀行 イ　社債及び日本政策投資銀行債（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「株式会社日本政策投資銀行法」	額面総額200,000,000千円及びその利息に相当する金額（ロに係る債務からイに係る債務に振り替えたときは、当該振り替えた金額を加算した金額を額面総額とみなす。）
ロ　社債及び日本政策投資銀行債のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	同　法	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が150,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額（ただし、ロに係る債務150,000,000千円については、150,000,000千円の範囲内で減額し、当該減額した金額をイに係る債務に振り替えることができる。）
26　「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第３条第１項の規定により指定された民間都市開発推進機構 民間都市開発推進債券及び借入金に係る債務	「都市再生特別措置法」第125条第２項	額面総額及び元本金額の合計額52,000,000千円並びにその利息に相当する金額

官　報（号　外）

27　「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第４条第１項の規定により指定された法人 社債に係る債務	「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第８条第１項	額面総額33,800,000千円及びその利息に相当する金額
28　社会保険診療報酬支払基金 次に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金に係る債務 (1)　退職者医療関係業務に関するもの (2)　介護保険関係業務に関するもの (3)　高齢者医療制度関係業務((4)に掲げるものを除く。)に関するもの (4)　高齢者医療制度関係業務のうち後期高齢者交付金を交付するものに関するもの (5)　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関するもの	「国民健康保険法」 「介護保険法」 「高齢者の医療の確保に関する法律」 同　法 「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」附則第４条第３項	(1)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額36,000,000千円、(2)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額220,000,000千円、(3)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額300,000,000千円、(4)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額520,000,000千円並びに(5)に掲げる借入金にあっては元本金額139,600,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
29　地方公共団体金融機構 地方公共団体金融機構債券に係る債務	「地方公共団体金融機構法」附則第16条第１項	額面総額720,000,000千円及びその利息に相当する金額

2　政府は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により、前項第１号から第３号までの各号、第19号から第21号までの各号、第23号から第27号までの各号若しくは第29号に掲げる法人の事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合において、当該各号に掲げる法人が法令の規定に従い当該各号に規定する債券、社債又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保証する必要があるときは、当該各号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額を増額することができる。

3　第１項第１号から第５号までの各号、第７号から第10号までの各号、第12号から第14号までの各号、第18号、第19号、第21号、第23号及び第25号から第29号までの各号に規定する債券又は社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券又は社債の額面金額及びその利息に相当する金額（期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む。）をこれらの各号に定める限度額（前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額が増額された場合には、当該増額された後の金額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（予算の移替え等）

第13条　行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「乙号継続費」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分によることができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その主管又は所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第14条　次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	総合特区推進調整費、地域再生推進費、科学技術イノベーション創造推進費、沖縄振興交付金事業推進費、沖縄北部連携促進特別振興事業費、沖縄振興推進調査費、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生諸費、沖縄開発事業費、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費
財務省	財務本省	特定国有財産整備費（「官公庁施設の建設等に関する法律」第10条の規定により国土交通大臣が行うものに限る。）
文部科学省	文部科学本省	科学技術・学術政策推進費、南極地域観測事業費

国土交通省	国土交通本省	水資源開発事業費、災害対策等緊急事業推進費、離島振興事業費、北海道開発事業費、北海道特定特別総合開発事業推進費、北海道農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費
環境省	環境本省 原子力規制委員会	地球環境保全等試験研究費、環境研究総合推進費 放射能調査研究費
防衛省	防衛本省	防衛力基盤整備費

（予算の移用）

第15条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により移用することができる場合は、第１表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合、第２表の各号に掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合及び第３表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　各組織の間の移用

所管	移用することができる組織（括弧書は当該組織の経費を示す。）
１　内閣府	内閣本府（沖縄開発事業費、沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入）と沖縄総合事務局（沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費）
２　農林水産省	農林水産本省（農業生産基盤保全管理・整備事業費、海岸事業費、農地等保全事業費）と地方農政局（海岸事業工事諸費、農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費）
３　国土交通省	イ　国土交通本省（港湾環境整備事業費、道路環境改善事業費、国営公園等事業費、都市水環境整備事業費、河川整備事業費、多目的ダム建設事業費、総合流域防災事業費、砂防事業費、海岸事業費、道路交通安全対策事業費、港湾事業費、エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費、地域連携道路事業費、空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、道路交通円滑化事業費）と国土技術政策総合研究所（治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費）及び地方整備局（治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費、都市環境整備事業工事諸費、国営公園事業工事諸費）
	ロ　国土交通本省（北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、北海道開発事業費、北海道農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入）と北海道開発局（北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費）

第２表　各項の間の移用

所管	組織	移用することができる項
１　内閣府	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費及び沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費の各項の間
２　農林水産省	農林水産本省 地方農政局	農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費 海岸事業工事諸費と農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費
	林野庁	イ　治山事業費と治山事業工事諸費 ロ　森林整備事業費と森林整備事業工事諸費 ハ　山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費及び山林施設災害復旧事業等工事諸費の各項の間
	水産庁	イ　水産基盤整備費と水産基盤整備事業工事諸費 ロ　漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費
３　国土交通省	国土交通本省 国土技術政策総合研究所	河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費 治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費及び港湾空港整備事業工事諸費の各項の間
	地方整備局	治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費、都市環境整備事業工事諸費、国営公園事業工事諸費及び河川等災害復旧事業等工事諸費の各項の間
	北海道開発局	北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費及び北海道災害復旧事業等工事諸費の各項の間

	海上保安庁	航路標識整備事業費と航路標識整備事業工事諸費
4 環境省	環境本省	自然公園等事業費と自然公園等事業工事諸費

第3表　各組織の間又は各項の間の移用

1　予定経費要求書に予定した職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間
2　予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

（俸給予算等の制限）

第16条　俸給予算の執行に当たっては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

（消費税の収入が充てられる経費の範囲）

第17条　消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	参議院	参議院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	国立国会図書館	国立国会図書館（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
裁判所	裁判所	最高裁判所（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
会計検査院	会計検査院	会計検査院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣	内閣官房	内閣官房共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	人事院	人事院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	子ども・子育て本部	子どものための教育・保育給付、子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入（児童手当年金特別会計へ繰入及び地域子ども・子育て支援事業年金特別会計へ繰入に限る。）
	宮内庁	宮内庁（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	公正取引委員会	公正取引委員会（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	金融庁	金融庁共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
法務省	法務本省	法務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
外務省	外務本省	外務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
財務省	財務本省	財務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）、国債費（年金特例公債償還財源等国債整理基金特別会計へ繰入に限る。）、国家公務員共済組合連合会等助成費（基礎年金等国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金及び基礎年金等日本郵政共済組合等負担金に限る。）
	国税庁	国税庁共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）

文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金に限る。）、私立学校振興費（基礎年金等日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。）
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）、感染症対策費（結核医療費補助金、結核医療費負担金、感染症医療費負担金に限る。）、特定疾患等対策費（難病医療費等負担金に限る。）、原爆被爆者等援護対策費（原爆被爆者医療費に限る。）、医療提供体制基盤整備費（医療介護提供体制改革推進交付金に限る。）、医療保険給付諸費（全国健康保険協会保険給付費等補助金、全国健康保険協会後期高齢者医療費支援金補助金、国民健康保険組合療養給付費補助金、国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金、後期高齢者医療給付費等負担金、国民健康保険療養給付費等負担金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金負担金、後期高齢者医療財政調整交付金、国民健康保険財政調整交付金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金に限る。）、麻薬・覚せい剤等対策費（麻薬中毒者措置入院費負担金に限る。）、職務上年金給付費年金特別会計へ繰入、失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入（育児休業給付金労働保険特別会計へ繰入に限る。）、児童虐待等防止対策費（児童保護費負担金及び児童保護医療費負担金に限る。）、母子保健衛生対策費（小児慢性特定疾病医療費等負担金及び小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金に限る。）、生活保護等対策費（医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金に限る。）、障害保健福祉費（心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費、精神障害者医療保護入院費補助金、障害児入所医療費等負担金、
	国立更生援護機関	精神障害者措置入院費負担金、障害者医療費負担金に限る。）、特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入、基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入、企業年金等適正運営費（国民年金基金等給付費負担金に限る。）、高齢者日常生活支援等推進費（地域支援事業交付金に限る。）、介護保険制度運営推進費（全国健康保険協会介護納付金補助金、国民健康保険組合介護納付金補助金、介護給付費等負担金、国民健康保険介護納付金負担金、介護給付費財政調整交付金、国民健康保険介護納付金財政調整交付金、医療介護提供体制改革推進交付金に限る。） 国立児童自立支援施設運営費（児童保護指導等旅費、入所児童見学等旅費、児童自立支援庁費、入所児童食糧費に限る。）
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	林野庁	林野庁共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
環境省	環境本省	環境本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）

甲号　歳入歳出予算

歳　　入

主管	部	款	項	金額(千円)	
国会	雑収入			1,603,124	
		国有財産利用収入		1,571,152	
			国有財産貸付収入	1,568,606	
			国有財産使用収入	2,510	
			利子収入	36	
		諸収入		31,972	
			弁償及返納金	19,691	
			物品売払収入	5,197	
			雑入	7,084	
裁判所	雑収入			38,050,788	
		国有財産利用収入		759,148	
			国有財産貸付収入	752,578	
			国有財産使用収入	6,570	
		納付金		55,600	
			法科大学院設置者納付金	55,600	
		諸収入		37,236,040	
			許可及手数料	2,065,430	
			懲罰及没収金	102,704	
			弁償及返納金	130,962	
			物品売払収入	102,915	
			雑入	34,834,029	
会計検査院	雑収入			5,564	
		国有財産利用収入		1,652	
			国有財産貸付収入	1,602	
			国有財産使用収入	50	
		諸収入		3,912	
			弁償及返納金	2,138	
			物品売払収入	251	
			雑入	1,523	
内閣	雑収入			2,922,594	
		国有財産利用収入		26,453	
			国有財産貸付収入	25,558	

官報（号外）

		諸収入	国有財産使用収入	895
				2,896,141
			許可及手数料	97
			弁償及返納金	2,893,716
			物品売払収入	84
			雑入	2,244
内閣府	官業益金及官業収入			41,374
		官業収入		41,374
			病院収入	41,374
	政府資産整理収入			4,603,983
		国有財産処分収入		684,137
			国有財産売払収入	684,137
		回収金等収入		3,919,846
	雑収入		貸付金等回収金収入	3,919,846
				99,874,297
		国有財産利用収入		797,168
			国有財産貸付収入	775,693
			国有財産使用収入	21,360
			利子収入	115
		納付金		30,881,320
			雑納付金	30,881,320
		諸収入		68,195,809
			特別会計受入金	128,651
			許可及手数料	50
			懲罰及没収金	67,347,717
			弁償及返納金	387,814
			物品売払収入	241,982
			雑入	89,595
			計	104,519,654
総務省	雑収入			75,282,179
		国有財産利用収入		135,025
			国有財産貸付収入	134,990
			利子収入	35
		納付金		492,019
			雑納付金	492,019
		諸収入		74,655,135
			許可及手数料	1,308,155

			弁償及返納金	2,976,672
			物品売払収入	10,696
			電波利用料収入	70,161,585
			雑入	198,027
法務省	雑収入			101,678,441
		国有財産利用収入		630,863
			国有財産貸付収入	629,449
			利子収入	1,414
		諸収入		101,047,578
			許可及手数料	45,362,849
			懲罰及没収金	49,433,577
			弁償及返納金	1,062,336
			物品売払収入	263,495
			矯正官署作業収入	4,379,631
			雑入	545,690
外務省	雑収入			18,503,160
		国有財産利用収入		543,941
			国有財産貸付収入	534,808
			利子収入	9,133
		諸収入		17,959,219
			許可及手数料	5,012,753
			弁償及返納金	12,809,439
			物品売払収入	36,911
			雑入	100,116
財務省	租税及印紙収入			54,525,000,000
		租税		53,498,000,000
			所得税	16,442,000,000
			法人税	10,990,000,000
			相続税	1,761,000,000
			消費税	17,112,000,000
			酒税	1,308,000,000
			たばこ税	906,000,000
			揮発油税	2,466,000,000
			石油ガス税	10,000,000
			航空機燃料税	51,000,000
			石油石炭税	628,000,000
			電源開発促進税	323,000,000

官報(号外)

			自動車重量税	374,000,000
			関税	1,117,000,000
			とん税	10,000,000
		印紙収入		1,027,000,000
			印紙収入	1,027,000,000
	政府資産整理収入			197,051,021
		国有財産処分収入		118,025,049
			国有財産売払収入	86,425,049
			東日本大震災復興国有財産売払収入	31,600,000
		回収金等収入		79,025,972
			特別会計整理収入	77,693,844
			政府出資回収金収入	1,332,128
	雑収入			2,607,807,925
		国有財産利用収入		45,270,644
			国有財産貸付収入	31,801,758
			国有財産使用収入	907
			利子収入	133,918
			配当金収入	12,386,061
			東日本大震災復興配当金収入	948,000
		納付金		839,546,919
			日本銀行納付金	820,500,000
			独立行政法人造幣局納付金	4,130,660
			雑納付金	14,163,329
			東日本大震災復興雑納付金	752,930
		諸収入		1,722,990,362
			特別会計受入金	1,660,775,813
			東日本大震災復興財政投融資特別会計受入金	44,589
			許可及手数料	2,332,319
			受託調査試験及役務収入	11,867,227
			懲罰及没収金	110,336
			弁償及返納金	3,199,436
			物品売払収入	51,246
			文官恩給費特別会計等負担金	1,198,250
			雑入	43,411,146
	公債金			36,863,000,000
		公債金		36,863,000,000

			公債金	6,003,000,000
			特例公債金	30,860,000,000
	前年度剰余金受入			2,187,687
		前年度剰余金受入		2,187,687
			前年度剰余金受入	2,187,687
			計	94,195,046,633
文部科学省	雑収入			27,445,856
		国有財産利用収入		553,383
			国有財産貸付収入	532,494
			国有財産使用収入	20,889
		納付金		8,759,476
			独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金	8,759,476
		諸収入		18,132,997
			許可及手数料	31,206
			弁償及返納金	10,384,154
			物品売払収入	10,113
			雑入	7,707,524
厚生労働省	官業益金及官業収入			798,927
		官業収入		798,927
			病院収入	795,105
			診療所収入	3,822
	政府資産整理収入			3,094,757
		回収金等収入		3,094,757
			貸付金等回収金収入	3,094,757
	雑収入			358,496,933
		国有財産利用収入		475,425
			国有財産貸付収入	475,036
			国有財産使用収入	377
			利子収入	12
		納付金		6,265,691
			雑納付金	6,039,403
			東日本大震災復興雑納付金	226,288
		諸収入		351,755,817
			特別会計受入金	25,145
			授業料及入学検定料	201,185
			許可及手数料	57,515
			受託調査試験及役務収入	171,760

			弁償及返納金	347,218,161
			物品売払収入	2,578,230
			雑入	1,503,821
			計	362,390,617
農林水産省	官業益金及官業収入			26,843,024
		官業収入		26,843,024
			国有林野事業収入	26,843,024
	政府資産整理収入			7,014,371
		国有財産処分収入		541,509
			国有財産売払収入	541,509
		回収金等収入		6,472,862
			貸付金等回収金収入	6,472,862
	雑収入			391,018,731
		国有財産利用収入		1,276,020
			国有財産貸付収入	1,266,901
			国有財産使用収入	1,843
			利子収入	7,276
		納付金		259,014,543
			日本中央競馬会納付金	257,963,000
			雑納付金	1,051,543
		諸収入		130,728,168
			特別会計受入金	11,278,417
			東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金	100,022
			公共事業費負担金	71,719,781
			東日本大震災復興公共事業費負担金	71,698
			許可及手数料	2,404
			受託調査試験及役務収入	2,271,832
			懲罰及没収金	28,600
			弁償及返納金	43,265,002
			物品売払収入	166,810
			雑入	1,823,602
			計	424,876,126
経済産業省	政府資産整理収入			4,295,469
		回収金等収入		4,295,469
			特別会計整理収入	136
			貸付金等回収金収入	4,295,333

	雑収入			144,007,597	
		国有財産利用収入		230,483	
			国有財産貸付収入	230,483	
		納付金		11,211,122	
			特定アルコール譲渡者納付金	9,784,400	
			雑納付金	1,426,722	
		諸収入		132,565,992	
			東日本大震災復興エネルギー対策特別会計受入金	458,583	
			許可及手数料	6,435	
			弁償及返納金	129,401,206	
			物品売払収入	226,663	
			雑入	2,473,105	
			計	148,303,066	
国土交通省	政府資産整理収入			72,044,786	
		国有財産処分収入		644,134	
			国有財産売払収入	644,134	
		回収金等収入		71,400,652	
			特別会計整理収入	30,136,168	
			貸付金等回収金収入	41,264,484	
	雑収入			720,740,528	
		国有財産利用収入		6,264,754	
			国有財産貸付収入	3,946,481	
			国有財産使用収入	2,206,928	
			利子収入	111,345	
		納付金		160,816	
			特定タンカー所有者納付金	160,816	
		諸収入		714,314,958	
			特別会計受入金	3,090	
			公共事業費負担金	500,147,513	
			許可及手数料	6,879,431	
			受託調査試験及役務収入	59,386,828	
			懲罰及没収金	27,840	
			弁償及返納金	108,841,984	
			物品売払収入	2,514,356	
			附帯工事費負担金	21,090,709	
			雑入	15,423,207	
			計	792,785,314	

官報（号外）

環境省	雑収入		3,337,083	
		国有財産利用収入	772,100	
			国有財産貸付収入	574,783
			国有財産使用収入	197,317
		諸収入	2,564,983	
			許可及手数料	1,510
			弁償及返納金	2,548,226
			物品売払収入	1,337
			雑入	13,910
防衛省	官業益金及官業収入		16,252,999	
		官業収入	16,252,999	
			病院収入	16,252,999
	政府資産整理収入		574,879	
		国有財産処分収入	156,883	
			国有財産売払収入	156,883
		回収金等収入	417,996	
			貸付金等回収金収入	346,993
			事故補償費返還金	71,003
	雑収入		28,372,893	
		国有財産利用収入	9,161,345	
			国有財産貸付収入	9,156,265
			国有財産使用収入	3,292
			利子収入	1,788
		納付金	565,597	
			雑納付金	565,597
		諸収入	18,645,951	
			授業料及入学検定料	5,149
			許可及手数料	379
			受託調査試験及役務収入	16,261
			弁償及返納金	12,941,076
			物品売払収入	3,011,674
			雑入	2,671,412
			計	45,200,771
歳入総計				96,341,950,970

歳出

所管	組織	項	金額(千円)
皇室費		内廷費	324,000
		宮廷費	5,562,939
		皇族費	229,970
		計	6,116,909
国会	衆議院	衆議院	65,169,162
		衆議院施設費	9,120,277
		衆議院予備経費	7,000
		計	74,296,439
	参議院	参議院	38,638,839
		参議院施設費	5,436,197
		参議院予備経費	5,000
		計	44,080,036
	国立国会図書館	国立国会図書館	18,487,204
		国立国会図書館施設費	1,547,917
		計	20,035,121
	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	128,132
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	109,529
	国会所管合計		138,649,257
裁判所	裁判所	最高裁判所	75,459,442
		下級裁判所	203,990,921
		検察審査費	325,124
		裁判費	19,274,476
		裁判所施設費	14,039,433
		裁判所予備経費	8,000
		計	313,097,396
会計検査院	会計検査院	会計検査院	17,061,547
		会計検査院施設費	66,752
		計	17,128,299
内閣	内閣官房	内閣官房共通費	34,410,021
		内閣官房施設費	539,313
		情報収集衛星業務費	60,888,738

		情報収集衛星施設費	471,002
		計	96,309,074
	内閣法制局	内閣法制局	1,069,660
	人事院	人事院	11,712,346
	内閣所管合計		109,091,080
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費	26,461,380
		内閣本府施設費	398,608
		公文書等管理政策費	52,470
		独立行政法人国立公文書館運営費	2,249,284
		政府広報費	8,297,612
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費	31,434,189
		経済財政政策費	768,339
		地域活性化政策費	8,477,559
		総合特区推進調整費	5,000,000
		地域再生推進費	43,068,000
		科学技術・イノベーション政策費	388,293
		科学技術イノベーション創造推進費	50,000,000
		宇宙開発利用政策費	15,037,547
		防災政策費	4,428,968
		電源開発促進税財源原子力安全規制対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	13,158,000
		沖縄政策費	21,564,031
		沖縄振興交付金事業推進費	161,759,005
		沖縄北部連携促進特別振興事業費	2,572,000
		沖縄振興推進調査費	61,714
		沖縄教育振興事業費	8,034,480
		沖縄保健衛生諸費	3,639
		沖縄開発事業費	89,581,227
		沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費	2,572,000
		共生社会政策費	2,324,292
		栄典行政費	2,725,895
		男女共同参画社会形成促進費	356,338

		食品安全政策費	330,161
		公益法人制度適正運営推進費	89,198
		経済社会総合研究所	1,993,956
		迎賓施設運営費	866,235
		沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費	54,308
		沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	18,640,465
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	16,609,000
		計	539,358,193
	北方対策本部	北方対策本部	395,994
		独立行政法人北方領土問題対策協会運営費	1,209,506
		計	1,605,500
	子ども・子育て本部	子ども・子育て本部	542,301
		子どものための教育・保育給付	608,985,513
		子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入	1,281,050,520
		計	1,890,578,334
	国際平和協力本部	国際平和協力本部	591,528
	日本学術会議	日本学術会議	1,013,134
	官民人材交流センター	官民人材交流センター	286,091
	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	5,453,139
		沖縄海岸事業調査諸費	3,500
		沖縄治水事業工事諸費	1,796,116
		沖縄道路整備事業工事諸費	1,528,000
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	993,094
		沖縄道路環境整備事業工事諸費	145,000
		沖縄国営公園事業工事諸費	221,317
		沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費	744,110
		沖縄水産基盤整備事業調査諸費	3,863
		計	10,888,139

	宮内庁	宮内庁	10,827,715
	公正取引委員会	公正取引委員会	10,739,308
	警察庁	警察庁共通費	87,972,041
		警察庁施設費	9,481,589
		生活安全警察費	124,391
		刑事警察費	214,883
		組織犯罪対策費	94,389
		交通警察費	17,902,087
		交通反則者納金財源交通安全対策特別交付金等交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	67,347,717
		警備警察費	12,182,880
		皇宮警察本部	7,942,897
		船舶建造費	185,760
		犯罪被害給付費	1,439,148
		情報技術犯罪対策費	229,703
		科学警察研究所	2,092,400
		警察活動基盤整備費	114,340,927
		計	321,550,812
	特定個人情報保護委員会	特定個人情報保護委員会	864,727
	金融庁	金融庁共通費	21,532,249
		金融政策費	2,015,435
		計	23,547,684
	消費者庁	消費者庁共通費	4,802,128
		消費者政策費	4,346,241
		独立行政法人国民生活センター運営費	2,850,843
		計	11,999,212
	内閣府所管合計		2,823,850,377
総務省	総務本省	総務本省共通費	39,877,797
		総務本省施設費	72,176
		行政管理実施費	154,025
		行政評価等実施費	145,420
		地方行政制度整備費	2,927,695
		地域振興費	3,833,554
		地方財政制度整備費	48,533
		地方交付税交付金	15,416,869,152
		地方特例交付金	118,868,000

		地方税制度整備費	29,885
		選挙制度等整備費	185,322
		電子政府・電子自治体推進費	79,328,332
		情報通信技術研究開発推進費	5,309,733
		国立研究開発法人情報通信研究機構運営費	27,387,157
		国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費	49,000
		情報通信技術高度利活用推進費	5,078,145
		情報通信技術利用環境整備費	4,699,353
		電波利用料財源電波監視等実施費	63,999,614
		情報通信国際戦略推進費	2,371,177
		郵政行政推進費	382,581
		一般戦災死没者追悼等事業費	561,899
		恩給費	374,548,080
		統計調査費	86,834,377
		独立行政法人統計センター運営費	8,095,342
		政党助成費	32,037,885
		国有提供施設等所在市町村助成交付金	27,540,000
		施設等所在市町村調整交付金	7,000,000
		計	16,308,234,234
	管区行政評価局	管区行政評価局共通費	7,008,978
		行政評価等実施費	816,229
		計	7,825,207
	総合通信局	総合通信局共通費	8,457,359
		情報通信技術高度利活用等推進費	48,491
		電波利用料財源電波監視等実施費	3,422,491
		計	11,928,341
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	549,896
	消防庁	消防庁共通費	2,190,250
		消防防災体制等整備費	12,029,952
		計	14,220,202
	総務省所管合計		16,342,757,880

官報（号外）

法務省	法務本省	法務本省共通費	126,881,414
		基本法制整備費	124,477
		司法制度改革推進費	16,755,683
		日本司法支援センター運営費	14,769,931
		検察企画調整費	43,602
		矯正企画調整費	161,437
		更生保護企画調整推進費	375,648
		債権管理回収業審査監督費	9,587
		人権擁護推進費	1,522,716
		訟務費	1,826,542
		出入国管理企画調整推進費	1,295,254
		法務省施設費	19,004,800
		法務行政情報化推進費	1,498,856
		計	184,269,947
	法務総合研究所	法務総合研究所共通費	1,717,332
		法務調査研究費	38,478
		国際協力推進費	212,468
		計	1,968,278
	検察庁	検察官署共通費	99,338,029
		検察費	5,010,825
		検察運営費	3,422,284
		計	107,771,138
	矯正官署	矯正官署共通費	162,356,725
		矯正管理業務費	5,177,991
		矯正収容費	47,659,973
		矯正施設民間開放推進費	16,323,803
		計	231,518,492
	更生保護官署	更生保護官署共通費	12,845,835
		更生保護活動費	12,136,179
		計	24,982,014
	法務局	法務局共通費	72,475,538
		登記事務処理費	50,968,271
		国籍等事務処理費	1,955,521
		人権擁護活動費	1,770,968
		計	127,170,298

	地方入国管理官署	地方入国管理官署共通費	26,383,612
		出入国管理業務費	19,241,241
		計	45,624,853
	公安審査委員会	公安審査委員会	65,859
	公安調査庁	公安調査庁共通費	11,946,349
		破壊的団体等調査費	2,169,613
		計	14,115,962
	法務省所管合計		737,486,841
外務省	外務本省	外務本省共通費	52,067,421
		外務本省施設費	377,692
		地域別外交費	3,732,257
		分野別外交費	3,017,884
		広報文化交流及報道対策費	6,228,217
		独立行政法人国際交流基金運営費	13,450,553
		領事政策費	11,188,351
		経済協力費	162,325,762
		独立行政法人国際協力機構運営費	146,412,741
		国際分担金其他諸費	148,787,666
		計	547,588,544
	在外公館	在外公館共通費	125,263,779
		在外公館施設費	4,713,793
		地域別外交費	650,878
		分野別外交費	178,195
		広報文化交流及報道対策費	2,249,375
		領事政策費	3,659,611
		経済協力費	1,135,789
		計	137,851,420
	外務省所管合計		685,439,964
財務省	財務本省	財務本省共通費	146,119,045
		財務本省施設費	224,177
		財政健全化推進費	10,735,867
		税制企画立案費	165,541
		資産債務管理費	2,288,878
		国債費	23,450,701,778
		公務員宿舎施設費	6,464,500

官報（号外）

		特定国有財産整備費	421,047
		特定国有財産整備諸費	370
		貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	14,917,625
		関税制度等企画立案費	1,658,887
		経済協力費	78,309,697
		政策金融費	72,148,244
		国家公務員共済組合連合会等助成費	74,351,954
		復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入	588,230,913
		予備費	350,000,000
		計	24,796,738,523
	財務局	財務局共通費	44,094,839
		財務局施設費	93,049
		財務局業務費	13,807,930
		計	57,995,818
	税関	税関共通費	66,341,905
		税関施設費	229,536
		税関業務費	28,069,733
		船舶建造費	474,910
		計	95,116,084
	国税庁	国税庁共通費	577,794,374
		国税庁施設費	2,470,215
		税務業務費	121,172,114
		国税不服審判所	4,960,106
		独立行政法人酒類総合研究所運営費	953,698
		計	707,350,507
	財務省所管合計		25,657,200,932
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費	110,820,129
		文部科学本省施設費	28,816
		生涯学習振興費	17,819,643
		独立行政法人国立科学博物館運営費	2,765,441
		独立行政法人国立女性教育会館運営費	539,987
		初等中等教育等振興費	534,467,824

独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費	9,029,353
独立行政法人教員研修センター運営費	1,004,659
独立行政法人教員研修センター施設整備費	242,008
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費	1,087,076
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費	52,578
義務教育費国庫負担金	1,528,404,000
高等教育振興費	60,354,070
独立行政法人大学評価・学位授与機構運営費	1,562,994
独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	62,004,004
独立行政法人国立大学財務・経営センター運営費	300,892
独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	1,253,585
育英事業費	89,815,614
私立学校振興費	553,225,358
科学技術・学術政策推進費	32,822,312
研究振興費	279,433,113
国立大学法人施設整備費	54,855,415
国立大学法人船舶建造費	3,136,166
国立大学法人運営費	1,094,545,795
独立行政法人日本学術振興会運営費	27,238,826
研究開発推進費	131,194,684
国立研究開発法人日本医療研究開発機構運営費	4,910,148
国立研究開発法人科学技術振興機構運営費	100,553,048
国立研究開発法人物質・材料研究機構運営費	11,917,948
国立研究開発法人放射線医学総合研究所運営費	9,016,768
国立研究開発法人放射線医学総合研究所施設整備費	162,160

官　報（号外）

		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	108,497,298	
		電源立地対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	453,702	
		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	48,274,087	
		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	3,088,883	
		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費	114,471,942	
		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	911,064	
		南極地域観測事業費	4,645,013	
		国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費	32,604,686	
		国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費	301,000	
		国立研究開発法人理化学研究所運営費	51,481,219	
		国立研究開発法人理化学研究所施設整備費	104,000	
		国立研究開発法人防災科学技術研究所運営費	7,020,474	
		スポーツ振興費	9,519,276	
		スポーツ振興施設費	85,012	
		公立文教施設整備費	64,838,550	
		独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費	13,003,076	
		独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	92,457	
		文化振興費	864,500	
		国際交流・協力推進費	30,855,528	
		独立行政法人日本学生支援機構運営費	12,868,615	
		計	5,228,544,796	
	文部科学本省所轄機関	国立教育政策研究所	3,433,260	
		科学技術・学術政策研究所	796,023	
		日本学士院	600,210	
		文部科学本省所轄研究所施設費	7,655	
		計	4,837,148	

	スポーツ庁	スポーツ庁共通費	562,168
		初等中等教育等振興費	7,095
		スポーツ振興費	32,094
		計	601,357
	文化庁	文化庁共通費	2,643,820
		文化庁施設費	140,000
		文化振興費	18,781,124
		日本芸術院	506,982
		日本芸術院施設費	132,364
		独立行政法人国立美術館運営費	7,470,887
		独立行政法人国立美術館施設整備費	3,504,687
		独立行政法人日本芸術文化振興会運営費	9,781,212
		独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費	776,301
		文化財保存事業費	45,028,789
		文化財保存施設整備費	752,652
		独立行政法人国立文化財機構運営費	8,440,731
		独立行政法人国立文化財機構施設整備費	2,920,551
		国際文化交流推進費	1,993,397
		文化振興基盤整備費	919,418
		計	103,792,915
	文部科学省所管合計		5,337,776,216
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費	95,803,088
		厚生労働本省施設費	310,539
		医療提供体制確保対策費	4,018,470
		医療従事者等確保対策費	1,023,159
		医療従事者資質向上対策費	11,050,800
		医療情報化等推進費	603,522
		医療安全確保推進費	956,697
		独立行政法人国立病院機構運営費	16,550,000
		国立研究開発法人国立がん研究センター運営費	6,136,425

		国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費	3,892,457
		国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費	266,667
		国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費	3,873,635
		国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費	5,732,421
		国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費	71,633
		国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費	3,250,882
		国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費	2,752,049
		国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費	662,200
		感染症対策費	77,613,047
		特定疾患等対策費	117,118,172
		移植医療推進費	2,694,236
		原爆被爆者等援護対策費	139,982,728
		医薬品承認審査等推進費	1,618,260
		医薬品安全対策等推進費	1,907,745
		医薬品適正使用推進費	307,487
		血液製剤対策費	622,163
		医療技術実用化等推進費	692,463
		医療提供体制基盤整備費	77,217,849
		独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	1,268,297
		医療保険給付諸費	9,654,332,161
		健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	11,909,959
		医療費適正化推進費	21,933,886
		地域保健対策費	1,362,988
		保健衛生施設整備費	1,383,000
		健康増進対策費	10,667,705
		健康危機管理推進費	114,261
		食品等安全確保対策費	1,645,229
		水道安全対策費	106,972
		水道施設整備費	14,591,000

		生活基盤施設耐震化等対策費	5,000,000
		麻薬・覚せい剤等対策費	1,382,601
		化学物質安全対策費	314,973
		生活衛生対策費	3,238,393
		労働条件確保・改善対策費	143,136
		中小企業最低賃金引上げ支援対策費	2,409,997
		独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	138,483
		労働者災害補償保険保険給付費労働保険特別会計へ繰入	204,752
		職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	4,233
		独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	422,872
		高齢者等雇用安定・促進費	9,202,102
		失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	145,864,500
		就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入	6,475,682
		職業能力開発強化費	3,369,052
		若年者等職業能力開発支援費	2,841,087
		障害者等職業能力開発支援費	4,050,220
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	854,930
		男女均等雇用対策費	89,453
		保育対策費	84,077,444
		児童虐待等防止対策費	114,633,889
		母子保健衛生対策費	36,444,716
		母子家庭等対策費	183,701,757
		子ども・子育て支援対策費	2,677,171
		児童福祉施設整備費	5,662,000
		生活保護等対策費	2,954,697,772
		社会福祉諸費	35,700,246
		遺族及留守家族等援護費	16,420,802
		戦没者慰霊事業費	2,493,276
		中国残留邦人等支援事業費	1,335,626
		恩給進達等実施費	360,110
		障害保健福祉費	1,534,116,158

官報（号外）

	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	1,813,860	
	特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	3,443,798	
	社会福祉施設整備費	3,197,254	
	独立行政法人福祉医療機構運営費	3,492,192	
	公的年金制度運営諸費	1,498,899	
	基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	11,046,890,033	
	企業年金等健全育成費	29,912	
	企業年金等適正運営費	2,384,386	
	高齢者日常生活支援等推進費	84,391,067	
	介護保険制度運営推進費	2,688,938,887	
	業務取扱費年金特別会計へ繰入	112,796,255	
	国際機関活動推進費	11,868,394	
	国際協力費	426,315	
	厚生労働科学研究等推進費	54,601,599	
	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費	4,050,849	
	社会保障・税番号活用推進費	34,261,926	
	臨時福祉給付金等給付事業助成費	228,009,542	
	水道施設整備事業調査諸費	3,000	
	水道施設災害復旧事業費	350,000	
	計	29,736,819,853	
検疫所	検疫所共通費	7,041,381	
	検疫業務等実施費	661,765	
	輸入食品検査業務実施費	1,594,473	
	計	9,297,619	
国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所共通費	18,238,056	
	国立ハンセン病療養所施設費	3,430,024	
	国立ハンセン病療養所運営費	10,571,954	
	計	32,240,034	
厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所共通費	7,445,942	
	厚生労働本省試験研究所施設費	2,283,741	

		血清等製造及検定費	462,554
		厚生労働本省試験研究所試験研究費	2,972,615
		計	13,164,852
	国立更生援護機関	国立更生援護機関共通費	6,134,944
		国立更生援護機関施設費	422,678
		国立児童自立支援施設運営費	150,177
		国立更生援護所運営費	2,337,755
		計	9,045,554
	地方厚生局	地方厚生局共通費	14,434,499
		保険医療機関等指導監督等実施費	1,094,081
		医師等国家試験実施費	432,011
		麻薬・覚せい剤等対策費	514,250
		医療観察等実施費	89,840
		計	16,564,681
	都道府県労働局	都道府県労働局共通費	87,034,250
		都道府県労働局施設費	199,660
		労働条件確保・改善対策費	620,906
		個別労働紛争対策費	71,259
		職業紹介事業等実施費	41,015
		高齢者等雇用安定・促進費	7,880,406
		男女均等雇用対策費	102,080
		計	95,949,576
	中央労働委員会	中央労働委員会共通費	1,187,319
		労使関係等安定形成促進費	357,890
		計	1,545,209
	厚生労働省所管合計		29,914,627,378
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費	93,399,737
		農林水産本省施設費	390,497
		食の安全・消費者の信頼確保対策費	9,777,901
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費	6,750,890
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費	58,118
		国産農畜産物・食農連携強化対策費	71,073,214

官　報（号外）

		牛肉等関税財源国産畜産物・食農連携強化対策費	59,789,702
		独立行政法人農畜産業振興機構運営費	1,759,777
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	1,580,658
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	92,791
		独立行政法人家畜改良センター運営費	7,310,904
		独立行政法人家畜改良センター施設整備費	148,468
		農業・食品産業強化対策費	23,084,773
		食料安全保障確立対策費	12,296,674
		食料安全保障確立対策費食料安定供給特別会計へ繰入	96,400,000
		農業経営対策費	611,207,632
		独立行政法人農業者年金基金運営費	3,441,259
		農業経営安定事業費等食料安定供給特別会計へ繰入	65,005,689
		共済掛金国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	51,653,349
		優良農地確保・有効利用対策費	44,631,017
		農業生産基盤保全管理等推進費	7,970,563
		農業生産基盤保全管理・整備事業費	56,443,328
		農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	9,588,000
		農業競争力強化基盤整備事業費	45,032,875
		環境保全型農業生産対策費	3,020,945
		農山漁村６次産業化対策費	10,290,159
		独立行政法人種苗管理センター運営費	2,811,128
		独立行政法人種苗管理センター施設整備費	197,627
		都市農村交流等対策費	2,985,518
		農村地域資源等保全推進費	78,374,096

		海岸事業費	2,962,799
		農地等保全事業費	42,300,890
		農地等保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入	4,249,000
		農山漁村活性化対策費	15,650,000
		農山漁村地域整備事業費	87,308,000
		農林水産政策研究所	933,230
		農林水産業地球環境対策費	91,505
		農林水産統計調査費	4,224,428
		風水害等対策費	25,000
		受託工事等実施費	2,175,118
		海岸事業調査諸費	3,686
		農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費	1,134,823
		農業施設災害復旧事業費	8,001,124
		農業施設災害関連事業費	158,584
		計	1,545,785,476
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	14,753,243
		農林水産本省検査指導所施設費	282,199
		計	15,035,442
	農林水産技術会議	農林水産技術会議共通費	2,521,911
		農林水産技術会議施設費	106,368
		農林水産業研究開発費	12,614,526
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	37,712,898
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	328,117
		国立研究開発法人農業生物資源研究所運営費	6,664,898
		国立研究開発法人農業環境技術研究所運営費	2,947,729
		国立研究開発法人農業環境技術研究所施設整備費	248,553
		国立研究開発法人国際農林水産業研究センター運営費	3,354,956
		計	66,499,956
	地方農政局	地方農政局	68,375,419
		地方農政局施設費	246,296

		海岸事業工事諸費	321,515
		農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費	18,886,084
		農業施設災害復旧事業等工事諸費	1,844
		計	87,831,158
	北海道農政事務所	北海道農政事務所	4,720,552
	林野庁	林野庁共通費	32,814,860
		林野庁施設費	1,113,927
		森林整備・保全費	7,452,644
		国有林野産物等売払及管理処分業務費	19,671,621
		治山事業費	48,595,812
		森林整備事業費	104,337,534
		借入金利子国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	6,986,556
		国有林野事業収入財源借入金債務処理費国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	9,220,066
		林業振興対策費	6,680,309
		林産物供給等振興対策費	2,344,373
		森林整備・林業等振興対策費	2,700,000
		国立研究開発法人森林総合研究所運営費	9,350,881
		国立研究開発法人森林総合研究所施設整備費	197,340
		治山事業工事諸費	5,724,188
		森林整備事業工事諸費	8,667,466
		山林施設災害復旧事業費	5,104,485
		山林施設災害関連事業費	4,813,866
		山林施設災害復旧事業等工事諸費	55,649
		計	275,831,577
	水産庁	水産庁共通費	7,754,944
		水産庁施設費	24,945
		食料安全保障確立対策費	511,104
		水産資源回復対策費	22,090,497
		船舶建造費	336,782
		漁業経営安定対策費	32,051,892

		保険料国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	16,861,018
		独立行政法人水産大学校運営費	1,821,912
		独立行政法人水産大学校施設整備費	160,000
		独立行政法人水産大学校船舶建造費	1,937,048
		漁村振興対策費	5,596,616
		海岸事業費	698,829
		水産基盤整備費	30,211,762
		水産業強化対策費	3,500,000
		国立研究開発法人水産総合研究センター運営費	14,937,407
		国立研究開発法人水産総合研究センター施設整備費	272,446
		海岸事業調査諸費	5,171
		水産基盤整備事業工事諸費	55,238
		漁港施設災害復旧事業費	1,107,448
		漁港施設災害関連事業費	4,000
		計	139,939,059
農林水産省所管合計			2,135,643,220
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費	45,294,612
		経済産業本省施設費	822,016
		産業・事業新陳代謝促進費	637,507
		独立行政法人経済産業研究所運営費	1,437,175
		技術革新促進・環境整備費	2,208,656
		登録免許税納付確認等事務費特許特別会計へ繰入	17,082
		国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費	61,787,122
		国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	7,791,536
		基準認証政策推進費	2,752,905
		独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費	6,907,649
		経済産業統計調査費	1,728,513
		ものづくり産業振興費	24,823,099

官報（号外）

		サービス産業強化費	918,039
		情報技術利活用促進・セキュリティ対策推進費	7,340,683
		独立行政法人情報処理推進機構運営費	3,611,357
		国際交渉・連携推進費	3,493,224
		独立行政法人日本貿易振興機構運営費	23,782,543
		海外市場開拓支援費	4,855,096
		貿易投資促進費	1,017,996
		再保険費貿易再保険特別会計へ繰入	1,600,000
		貿易管理費	471,966
		地域経済活性化対策費	2,828,036
		工業用水道事業費	2,254,000
		環境政策推進費	789,041
		産業保安費	2,817,067
		消費者行政推進費	531,200
		化学物質管理推進費	720,727
		計	213,238,847
	経済産業局	経済産業局共通費	14,499,831
		経済産業局施設費	153,204
		経済産業統計調査費	110,181
		計	14,763,216
	産業保安監督官署	産業保安監督官署共通費	2,710,854
		産業保安費	64,945
		計	2,775,799
	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁共通費	4,005,235
		鉱物資源安定供給確保費	2,377,100
		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	3,616,959
		石油石炭税財源燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	437,380,000
		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	137,757,369
		電源立地対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	8,612,631
		計	593,749,294

	中小企業庁	中小企業庁共通費	2,296,945
		経営革新・創業促進費	41,891,385
		独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	19,025,106
		中小企業事業環境整備費	29,095,810
		経営安定・取引適正化費	5,185,421
		計	97,494,667
	経済産業省所管合計		922,021,823
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費	131,627,808
		国土交通本省施設費	28,542
		住宅対策事業費	2,000,000
		住宅対策諸費	41,022,561
		住宅市場整備推進費	6,384,320
		総合的バリアフリー推進費	39,533
		海洋環境対策費	194,877
		港湾環境整備事業費	5,123,315
		道路環境等対策費	1,008,967
		道路環境改善事業費	138,731,000
		水資源対策費	176,344
		水資源開発事業費	11,516,581
		緑地環境対策費	157,000
		国営公園等事業費	19,144,943
		水環境対策費	124,533
		都市水環境整備事業費	21,281,432
		下水道事業費	5,050,556
		地球温暖化防止等対策費	16,348,959
		災害情報整備推進費	21,004
		住宅・市街地防災対策費	900,480
		市街地防災事業費	906,000
		住宅防災事業費	110,192,000
		都市公園防災事業費	2,838,000
		下水道防災事業費	200,000
		水害・土砂災害対策費	250,076
		河川管理施設整備費	104,707
		河川整備事業費	418,155,597
		多目的ダム建設事業費	57,615,447
		総合流域防災事業費	6,341,600

官　報（号　外）

		砂防事業費	84,074,914
		急傾斜地崩壊対策等事業費	16,000
		災害対策等緊急事業推進費	16,832,000
		海岸事業費	21,231,592
		公共交通等安全対策費	2,075,084
		独立行政法人航空大学校運営費	2,068,704
		鉄道安全対策事業費	3,099,000
		道路交通安全対策費	389,194
		道路交通安全対策事業費	405,412,000
		総合的物流体系整備推進費	3,159,598
		港湾事業費	172,471,923
		エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費	1,484,848
		景観形成推進費	298,000
		地域連携道路事業費	532,626,000
		整備新幹線建設推進高度化等事業費	2,496,606
		整備新幹線整備事業費	75,450,000
		空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	11,991,963
		北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	1,978,000
		離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	418,000
		航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	29,451,687
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	5,895,000
		航空機燃料税財源離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	1,232,000
		都市・地域づくり推進費	1,703,508
		都市再生・地域再生整備事業費	31,172,899
		鉄道網整備推進費	452,632
		鉄道網整備事業費	19,391,000
		地域公共交通維持・活性化推進費	29,206,708
		都市・地域交通整備事業費	500,000

道路交通円滑化推進費	126,350
道路交通円滑化事業費	238,464,000
社会資本整備・管理効率化推進費	1,378,654
不動産市場整備等推進費	4,817,269
建設市場整備推進費	957,500
国土交通統計調査費	888,565
国土調査費	11,604,112
自動車運送業市場環境整備推進費	82,633
海事産業市場整備等推進費	1,670,196
独立行政法人航海訓練所運営費	5,197,241
独立行政法人航海訓練所施設整備費	30,857
独立行政法人海技教育機構運営費	2,375,376
独立行政法人海技教育機構施設整備費	38,628
国土形成推進費	998,628
社会資本総合整備事業費	1,878,243,000
官民連携基盤整備推進調査費	397,000
地理空間情報整備・活用推進費	1,281,215
離島振興費	4,309,374
離島振興事業費	63,464,129
北海道総合開発推進費	395,043
北海道開発事業費	469,032,332
北海道特定特別総合開発事業推進費	4,443,000
技術研究開発推進費	1,492,696
国立研究開発法人土木研究所運営費	8,499,996
国立研究開発法人土木研究所施設整備費	430,655
国立研究開発法人建築研究所運営費	1,734,360
国立研究開発法人建築研究所施設整備費	81,230
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費	281,515

官　報（号外）

		独立行政法人交通安全環境研究所運営費	724,772
		独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	44,000
		国立研究開発法人海上技術安全研究所運営費	2,728,660
		国立研究開発法人海上技術安全研究所施設整備費	125,773
		国立研究開発法人港湾空港技術研究所運営費	1,226,486
		国立研究開発法人電子航法研究所運営費	1,467,288
		国立研究開発法人電子航法研究所施設整備費	61,481
		情報化推進費	3,126,059
		国際協力費	1,198,586
		官庁施設保全等推進費	128,111
		官庁営繕費	17,726,374
		附帯工事費	20,278,000
		受託工事費	57,527,205
		電気事業者等工事費負担金還付金	190,000
		治水海岸事業調査諸費	149,939
		水資源開発事業調査諸費	1,419
		道路整備事業調査諸費	64,559
		港湾事業調査諸費	94,910
		都市開発事業調査諸費	26,101
		都市水環境整備事業調査諸費	6,658
		住宅建設事業調査諸費	105,439
		国営公園等事業調査諸費	33,344
		下水道事業調査諸費	97,444
		北海道農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費	16,114
		河川等災害復旧事業費	39,470,710
		住宅施設災害復旧事業費	100,000
		河川等災害関連事業費	13,587,806
		自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	314,117
		北海道農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	4,381,307

		離島農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	488,000
		計	5,322,271,258
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所共通費	3,074,036
		国土技術政策総合研究所施設費	67,472
		技術研究開発推進費	520,677
		治水海岸事業工事諸費	641,414
		道路整備事業工事諸費	529,383
		港湾空港整備事業工事諸費	234,553
		計	5,067,535
	国土地理院	国土地理院共通費	5,465,047
		国土地理院施設費	186,680
		災害情報整備推進費	518,639
		地理空間情報整備・活用等推進費	2,485,307
		技術研究開発推進費	96,774
		計	8,752,447
	海難審判所	海難審判所共通費	860,262
		海難審判費	32,329
		計	892,591
	地方整備局	地方整備局共通費	32,794,207
		地方整備推進費	933,268
		治水海岸事業工事諸費	97,634,497
		道路整備事業工事諸費	85,219,058
		港湾空港整備事業工事諸費	19,531,672
		都市環境整備事業工事諸費	11,991,910
		国営公園事業工事諸費	1,778,713
		河川等災害復旧事業等工事諸費	275,914
		計	250,159,239
	北海道開発局	北海道開発局共通費	8,991,161
		北海道開発局施設費	209,799
		北海道開発行政推進費	239,759
		北海道治水海岸事業工事諸費	10,579,000
		北海道道路整備事業工事諸費	19,350,000

		北海道港湾空港整備事業工事諸費	3,600,000
		北海道都市環境整備事業工事諸費	1,640,000
		北海道国営公園事業工事諸費	82,036
		北海道農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費	10,255,211
		北海道災害復旧事業等工事諸費	17,570
		計	54,964,536
	地方運輸局	地方運輸局共通費	20,365,327
		地方運輸行政推進費	1,046,692
		計	21,412,019
	地方航空局	地方航空局共通費	2,022,100
		地方航空行政推進費	41,423
		計	2,063,523
	観光庁	観光庁共通費	1,015,665
		観光振興費	3,180,053
		独立行政法人国際観光振興機構運営費	6,541,582
		計	10,737,300
	気象庁	気象官署共通費	35,642,330
		気象官署施設費	390,162
		観測予報等業務費	20,088,226
		気象研究所	2,571,652
		計	58,692,370
	運輸安全委員会	運輸安全委員会	2,035,441
	海上保安庁	海上保安官署共通費	101,209,257
		海上保安官署施設費	824,998
		船舶交通安全及海上治安対策費	60,281,825
		船舶建造費	21,562,187
		航路標識整備事業費	3,316,278
		航路標識整備事業工事諸費	453,722
		計	187,648,267
	国土交通省所管合計		5,924,696,526
環境省	環境本省	環境本省共通費	13,143,081
		地球温暖化対策推進費	811,695

		石油石炭税財源エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	100,800,000
		地球環境保全等試験研究費	257,974
		地球環境保全費	2,271,977
		大気・水・土壌環境等保全費	5,692,763
		廃棄物・リサイクル対策推進費	5,762,376
		廃棄物処理施設整備費	48,491,166
		生物多様性保全等推進費	4,695,615
		環境保全施設整備費	221,885
		自然公園等事業費	8,272,262
		化学物質対策推進費	1,549,688
		環境保健対策推進費	17,145,506
		自動車重量税財源公害健康被害補償費	8,052,000
		環境・経済・社会の統合的向上費	946,714
		環境政策基盤整備費	6,944,380
		環境調査研修所	1,118,111
		環境調査研修所施設費	141,146
		独立行政法人環境再生保全機構運営費	1,685,902
		国立研究開発法人国立環境研究所運営費	11,098,305
		国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費	329,892
		環境研究総合推進費	5,300,000
		石綿健康被害救済事務費労働保険特別会計へ繰入	84,779
		廃棄物処理施設整備事業調査諸費	4,834
		自然公園等事業工事諸費	515,738
		廃棄物処理施設災害復旧事業費	30,000
		計	245,367,789
	地方環境事務所	地方環境事務所共通費	3,723,237
		地方環境対策費	1,982,084
		計	5,705,321
	原子力規制委員会	原子力規制委員会共通費	3,881,431
		原子力安全確保費	3,897,486

		放射能調査研究費	1,589,858
		電源開発促進税財源電源利用対策及原子力安全規制対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	35,785,000
		計	45,153,775
	環境省所管合計		296,226,885
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	782,887,837
		防衛本省施設費	4,604,315
		自衛官給与費	1,363,072,532
		武器車両等整備費	894,481,873
		艦船整備費	119,722,573
		航空機整備費	503,885,112
		平成23年度潜水艦建造費	14,824,153
		平成24年度甲Ⅲ型警備艦建造費	40,021,046
		平成24年度潜水艦建造費	10,660,609
		平成25年度甲型警備艦建造費	12,430,268
		平成25年度潜水艦建造費	19,205,715
		平成26年度甲型警備艦建造費	3,735,916
		平成26年度潜水艦建造費	5,381,572
		平成27年度甲Ⅳ型警備艦建造費	282,914
		平成27年度潜水艦建造費	125,700
		在日米軍等駐留関連諸費	336,697,117
		独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	4,329,836
		国際平和協力活動等実施費	5,574,541
		防衛力基盤整備費	769,854,771
		計	4,891,778,400
	地方防衛局	地方防衛局	18,569,071
	防衛装備庁	防衛装備庁共通費	8,140,837
		防衛装備庁施設費	11,927
		防衛力基盤整備費	61,639,752
		計	69,792,516
	防衛省所管合計		4,980,139,987
歳出総計			96,341,950,970

乙号　継　　続　　費

（既定分の総額及び年割額は、今次の国会に提出した平成26年度補正予算の改定額を掲げてある。）

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成23年度（千円）	平成24年度（千円）	平成25年度（千円）	平成26年度（千円）	平成27年度（千円）	平成28年度（千円）	事由
防衛省	防衛本省	平成23年度潜水艦建造費								
		既定	57,669,933	83,147	5,211,858	29,448,006	8,103,117	14,823,805	—	
		改定	57,670,281	83,147	5,211,858	29,448,006	8,103,117	14,824,153	—	平成23年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成24年度甲Ⅲ型警備艦建造費								
		既定	117,527,159	—	281,427	22,509,761	22,899,096	39,768,828	32,068,047	
		改定	117,779,399	—	281,427	22,509,761	22,899,096	40,021,046	32,068,069	平成24年度甲Ⅲ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成24年度潜水艦建造費								
		既定	55,989,952	—	67,297	8,248,048	22,275,928	10,660,609	14,738,070	
		改定	55,990,300	—	67,297	8,248,048	22,275,928	10,660,609	14,738,418	平成24年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成25年度（千円）	平成26年度（千円）	平成27年度（千円）	平成28年度（千円）	平成29年度（千円）	平成30年度（千円）	事由
		平成25年度甲型警備艦建造費								
		既定	77,630,274	234,905	7,887,179	12,224,923	38,770,740	18,512,527	—	
		改定	78,012,348	234,905	7,887,179	12,430,268	38,947,442	18,512,554	—	平成25年度甲型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

官報（号外）

		平成25年度潜水艦建造費								
		既定	53,736,421	93,839	8,618,223	19,153,261	12,700,515	13,170,583	—	
		改定	53,789,223	93,839	8,618,223	19,205,715	12,700,515	13,170,931	—	平成25年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成26年度甲型警備艦建造費								
		既定	74,255,431	—	1,128,411	3,640,620	16,297,779	36,233,351	16,955,270	
		改定	74,823,993	—	1,128,411	3,735,916	16,532,586	36,471,357	16,955,723	平成26年度甲型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額 (千円)	年割額						事由
				平成26年度 (千円)	平成27年度 (千円)	平成28年度 (千円)	平成29年度 (千円)	平成30年度 (千円)	平成31年度 (千円)	
		平成26年度潜水艦建造費								
		既定	51,996,801	101,492	5,325,462	20,421,455	13,126,638	13,021,754	—	
		改定	52,107,688	101,492	5,381,572	20,475,713	13,126,638	13,022,273	—	平成26年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成27年度甲Ⅳ型警備艦建造費	90,022,113	—	282,914	5,971,230	19,625,755	40,552,199	23,590,015	甲Ⅳ型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため
		平成27年度潜水艦建造費	65,880,598	—	125,700	6,526,803	22,504,923	20,632,856	16,090,316	潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

丙号　繰越明許費

所管	組織	事項
皇室	皇室費	（項）宮廷費のうち 施設整備費
国会	衆議院	（項）衆議院施設費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費
	参議院	（項）参議院施設費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費
	国立国会図書館	（項）国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	（項）裁判所施設費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費
会計検査院	会計検査院	（項）会計検査院のうち 会計検査情報処理業務庁費（決算確認システム開発経費に限る。） 会計検査院施設費
内閣	内閣官房	（項）内閣官房共通費のうち 社会保障・税番号制度システム開発等委託費 内閣官房施設費 情報収集衛星業務費のうち 情報収集衛星システム開発等委託費 情報収集衛星施設費
	人事院	（項）人事院のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）
内閣府	内閣本府	（項）内閣本府共通費のうち 移転費 内閣本府施設費 遺棄化学兵器廃棄処理事業費のうち 遺棄化学兵器廃棄処理業務庁費（資機材調達庁費に限る。） 遺棄化学兵器廃棄処理事業等委託費 地域活性化政策費のうち 地域再生戦略交付金 総合特区推進調整費 地域再生推進費 科学技術イノベーション創造推進費 宇宙開発利用政策費のうち 実用準天頂衛星システム開発等委託費 防災政策費のうち 災害関係調査費（総合防災情報システム開発経費に限る。） 被災者生活再建支援金補助金 沖縄政策費のうち 駐留軍用地跡地利用推進事業費補助金 沖縄科学技術大学院大学学園補助金（研究棟設備整備費、実験基盤整備費、最先端研究・研究支援経費並びに知的・産業クラスター形成推進経費のうち機器購入費及び研究費に限る。） 沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金 不発弾等処理交付金（広域探査発掘加速化事業経費及び住宅等開発磁気探査支援事業経費に限る。）

				工事雑費	
				沖縄国営公園事業工事諸費のうち	
				超過勤務手当	
				日額旅費	
				工事雑費	
				沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費のうち	
				超過勤務手当	
				日額旅費	
				工事雑費	
			警察庁	(項) 警察庁施設費のうち	
				施設施工旅費	
				施設施工庁費	
				警察庁施設費	
				通信施設整備費	
				交通警察費のうち	
				都道府県警察施設整備費補助金	
				船舶建造費	
				警察活動基盤整備費のうち	
				警察通信機器整備費（無線多重等通信機器整備経費、広域犯罪対策通信機器整備経費及び移動無線通信機器整備経費に限る。）	
				都道府県警察施設整備費補助金	
			金融庁	(項) 金融庁共通費のうち	
				情報処理業務庁費（金融庁業務支援統合システム開発経費及び公認会計士試験システム開発経費に限る。）	
				金融政策費のうち	
				諸謝金（金融機能の強化のための特別措置に係る調査経費に限る。）	
			消費者庁	(項) 消費者庁共通費のうち	
				情報処理業務庁費（中央合同庁舎第４号館移転関係経費に限る。）	
		沖縄振興交付金事業推進費			
		沖縄北部連携促進特別振興事業費			
		沖縄教育振興事業費			
		沖縄開発事業費			
		沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費			
		食品安全政策費のうち			
		食品健康影響評価技術研究委託費			
		沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入			
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入			
	国際平和協力本部	(項) 国際平和協力本部のうち			
		国際平和協力業務庁費（人道救援物資調達費に限る。）			
	官民人材交流センター	(項) 官民人材交流センターのうち			
		応募認定退職者等再就職支援委託費			
	沖縄総合事務局	(項) 沖縄治水事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		沖縄道路整備事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		沖縄道路環境整備事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			

			情報通信技術研究開発推進委託費（戦略的情報通信研究開発推進制度事業費に限る。）
			情報通信技術研究開発推進委託費（準天頂衛星時刻管理系設備の運用経費に限る。）
			情報通信技術研究開発推進委託費（ＩＣＴ環境の変化に応じた情報セキュリティ対応方策の推進事業費に限る。）
			情報通信技術高度利活用推進費　のうち
			情報通信技術研究開発調査費（地理空間情報共通基盤構築事業費及び超高精細度映像技術を活用した放送・通信実証事業費に限る。）
			情報通信技術研究開発委託費
			地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金
			情報通信技術利用環境整備費　のうち
			情報通信利用環境整備推進交付金
			電波利用料財源電波監視等実施費　のうち
			施設施工旅費
			施設整備費
			電波利用技術研究開発等委託費（電波資源拡大のための研究開発事業費並びに電波の安全性に関する調査及び評価技術事業費に限る。）
			無線システム普及支援事業費等補助金
			恩給費のうち
			国会議員互助年金
			文官等恩給費
			旧軍人遺族等恩給費
			移転費（中央合同庁舎第４号館移転関係経費に限る。）
			消費者政策費のうち
			地方消費者行政推進交付金
総務省	総務本省	（項）	地方行政制度整備費のうち
			市町村合併体制整備費補助金
			地域振興費のうち
			地域経済循環創造事業交付金
			過疎地域等自立活性化推進交付金
			電子政府・電子自治体推進費　のうち
			情報処理業務庁費（社会保障・税番号制度システム関係経費に限る。）
			情報処理業務庁費（政府情報システム基盤整備経費に限る。）
			社会保障・税番号制度システム整備費補助金
			個人番号カード交付事業費補助金
			個人番号カード交付事務費補助金
			情報通信技術研究開発推進費　のうち
			情報通信技術研究開発推進業務庁費（ＩＣＴ環境の変化に応じた情報セキュリティ対応方策の推進事業費に限る。）
			情報通信技術研究開発調査費（先進的情報通信技術実用化支援事業費に限る。）
			情報通信技術研究開発委託費（先進的情報通信技術実用化支援事業費、ＩＣＴを活用したインフラ維持管理基盤確立事業費及び海洋資源調査次世代衛星通信技術研究開発事業費に限る。）
			先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金

財務省	財務本省	（項）財務本省施設費 財政健全化推進費のうち 歳入歳出関係事務機械化庁費（官庁会計システム機能改善等経費に限る。） 公務員宿舎施設費 特定国有財産整備費 関税制度等企画立案費のうち 貿易調査統計費（通関情報総合判定システム開発経費に限る。） 政府開発援助経済開発等援助費
	在外公館	（項）在外公館施設費
	財務局	（項）財務局施設費 財務局業務費のうち 国有財産管理処分庁費（未利用国有地地下水水質調査経費に限る。） 普通財産維持費（崖地等補修経費に限る。）
	税関	（項）税関施設費 税関業務費のうち 税関業務特別庁費（通関情報総合判定システム開発経費に限る。） 船舶建造費
	国税庁	（項）国税庁施設費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費 税務業務費のうち 税務特別庁費（国税総合管理システム開発経費、国税総合管理システムオープンシステム化開発経費及び社会保障・税番号制度関係システム開発経費に限る。） 成果重視事業国税電子申告・納税システム開発運用費（国税電子申告・納税システム開発経費に限る。）
消防庁	消防庁	（項）消防防災体制等整備費のうち 消防防災等業務庁費（緊急消防援助隊即応体制強化事業費に限る。） 消防防災等業務庁費（エネルギー・産業基盤災害即応部隊強化事業費及び消防防災・危機管理センター機能強化経費に限る。） 消防防災技術研究開発委託費 緊急消防援助隊設備整備費補助金（救助消防ヘリコプター整備費、救助消防ヘリコプター付属設備整備費及び消防救急デジタル無線設備整備費に限る。） 消防防災施設整備費補助金
法務省	法務本省	（項）更生保護企画調整推進費のうち 更生保護事業費補助金（更生保護施設整備事業費に限る。） 法務省施設費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費
外務省	外務本省	（項）外務本省施設費 地域別外交費のうち 遺棄化学兵器調査事業等委託費 広報文化交流及報道対策費のうち 戦略的対外発信謝金（戦略的対外発信拠点施設設計監理費に限る。） 政府開発援助戦略的対外発信事業委託費 戦略的対外発信事業委託費 経済協力費のうち 政府開発援助海外経済協力事業委託費（本邦技術活用等途上国支援推進事業費に限る。）

文部科学省	文部科学本省	（項）文部科学本省施設費	
		初等中等教育等振興費のうち	
		教職員研修費（高等学校等就学支援金事務処理システム開発経費に限る。）	
		学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育施設整備に係る設備整備費に限る。）	
		公立文教施設整備等都道府県事務費交付金（公立文教施設災害復旧事務費交付金に限る。）	
		認定こども園施設整備交付金	
		高等教育振興費のうち	
		政府開発援助国際化拠点整備事業費補助金	
		国際化拠点整備事業費補助金（大学の世界展開力強化事業費及びスーパーグローバル大学等事業費に限る。）	
		研究拠点形成費等補助金（リーディング大学院構築事業費に限る。）	
		国立大学改革強化推進補助金	
		独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	
		私立学校振興費のうち	
		私立学校施設整備費補助金	
		私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金	
		科学技術・学術政策推進費のうち	
		先導的創造科学技術開発費補助金	
		戦略的国際研究交流推進事業費補助金	
		政策立案人材育成等拠点形成事業費補助金	
		科学技術人材育成費補助金（ポストドクター・キャリア開発事業費に限る。）	
		科学技術人材育成費補助金（テニュアトラック普及・定着事業費及び科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業費に限る。）	
		地域産学官連携科学技術振興事業費補助金	
		国際研究拠点形成促進事業費補助金	
		研究振興費のうち	
		科学技術試験研究委託費	
		特定先端大型研究施設運営費等補助金（特定中性子線施設設備整備費及び次世代超高速電子計算機システム研究開発経費に限る。）	
		共同利用・共同研究拠点形成事業費補助金	
		科学研究費補助金	
		研究大学強化促進費補助金	
		高性能汎用計算機高度利用事業費補助金	
		国立大学法人施設整備費	
		国立大学法人船舶建造費	
		研究開発推進費のうち	
		科学技術試験研究委託費	
		地球観測技術等調査研究委託費	
		医療研究開発推進事業費補助金	
		核セキュリティ強化等推進事業費補助金（核不拡散・核セキュリティ強化のための技術開発経費に限る。）	
		国際熱核融合実験炉研究開発費補助金	
		地球観測システム研究開発費補助金	
		環境技術等研究開発推進事業費補助金	
		先進的核融合研究開発費補助金	

官　報（号外）

			独立行政法人国立美術館施設整備費補助金（東京国立近代美術館施設整備費、京都国立近代美術館施設整備費及び国立西洋美術館施設整備費に限る。）
			独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費
			文化財保存事業費のうち
			国有文化財保存整備費
			国宝重要文化財等保存整備費補助金
			史跡等購入費補助金
			文化財保存施設整備費
			独立行政法人国立文化財機構施設整備費
	厚生労働省	厚生労働本省	(項) 厚生労働本省施設費
			国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費
			国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費
			国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費
			感染症対策費のうち
			医薬品買上費
			特定疾患等対策費のうち
			社会保障関係情報化業務庁費（難病患者登録システム開発経費に限る。）
			ハンセン病名誉回復事業等庁費（歴史的建造物補修経費に限る。）
			医療提供体制基盤整備費　のうち
			医療施設等施設整備費補助金
			医療提供体制施設整備交付金
			保健衛生施設整備費
			国際宇宙ステーション開発費補助金
			基幹ロケット高度化推進費補助金
			核変換技術研究開発費補助金
			国立研究開発法人放射線医学総合研究所施設整備費
			国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費　のうち
			国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核融合研究開発施設整備費補助金
			国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助金
			国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費
			国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費
			国立研究開発法人理化学研究所施設整備費
			スポーツ振興施設費
			公立文教施設整備費のうち
			公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
			公立諸学校建物其他災害復旧費負担金
			公立学校施設整備費負担金
			学校施設環境改善交付金
			独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費
	文化庁		(項) 文化庁施設費
			日本芸術院施設費
			独立行政法人国立美術館施設整備費　のうち

			介護保険制度運営推進費のうち
			介護保険事業費補助金（介護報酬改定等に伴うシステム改修費に限る。）
			地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
			厚生労働科学研究等推進費のうち
			厚生労働科学研究費補助金
			医療研究開発推進事業費補助金
			社会保障・税番号活用推進費
			臨時福祉給付金等給付事業助成費のうち
			臨時福祉給付金給付事業費補助金
			臨時福祉給付金給付事務費補助金
			子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金
			子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金
			水道施設災害復旧事業費
		国立ハンセン病療養所	（項）国立ハンセン病療養所施設費
		厚生労働本省試験研究機関	（項）厚生労働本省試験研究所施設費
		国立更生援護機関	（項）国立更生援護機関施設費
			国立更生援護所運営費のうち
			更生援護庁費（塩原視力障害センター庁舎等解体撤去経費に限る。）
		地方厚生局	（項）地方厚生局共通費のうち
			移転費
		都道府県労働局	（項）都道府県労働局共通費のうち
			移転費
			都道府県労働局施設費
			食品等安全確保対策費のうち
			食品等試験検査費（添加物等安全性確認費及び食品添加物指定費に限る。）
			水道施設整備費
			生活基盤施設耐震化等対策費
			化学物質安全対策費のうち
			家庭用品等試験検査費（優先評価化学物質に関する毒性等調査費に限る。）
			保育対策費のうち
			保育所等整備交付金
			児童福祉施設整備費
			社会福祉諸費のうち
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			社会事業学校施設整備費
			遺族及留守家族等援護費のうち
			遺族等年金
			戦没者慰霊事業費のうち
			遺骨収集帰還等旅費（硫黄島遺骨収集帰還事業費に限る。）
			遺骨収集帰還等庁費（硫黄島遺骨収集帰還事業費に限る。）
			戦没者慰霊碑建設費
			中国残留邦人等支援事業費のうち
			引揚者給与費（中国残留邦人等一時金に限る。）
			障害保健福祉費のうち
			心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業費補助金
			心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金
			社会福祉施設整備費

農林水産省	農林水産本省	（項）農林水産本省施設費				
		食の安全・消費者の信頼確保対策費　のうち				
		食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金				
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費				
		国産農畜産物・食農連携強化対策費　のうち				
		国産農畜産物・食農連携強化対策地方公共団体事業費補助金				
		国産農畜産物・食農連携強化対策地方公共団体整備費補助金				
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費				
		独立行政法人家畜改良センター施設整備費				
		農業・食品産業強化対策費				
		農業経営対策費のうち				
		農業経営対策地方公共団体事業費補助金（人・農地問題解決加速化支援事業費及び担い手経営発展支援事業費に限る。）				
		農業経営対策地方公共団体事業費補助金（経営体育成支援事業費に限る。）				
		農業経営対策事業費補助金（農の雇用事業費に限る。）				
		農業経営対策地方公共団体整備費補助金				
		優良農地確保・有効利用対策費　のうち				
		農地集積・集約化対策整備費補助金				
		耕作放棄地再生利用緊急対策交付金				
		農業生産基盤保全管理等推進費　のうち				
		農業生産基盤保全管理等推進環境調査費				
						農業生産基盤保全管理等推進整備費
						農業生産基盤保全管理等推進補償費
						農業生産基盤保全管理・整備事業費
						農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
						農業競争力強化基盤整備事業費
						農山漁村６次産業化対策費　のうち
						農山漁村６次産業化対策事業費補助金（輸出総合サポートプロジェクト事業のうち海外見本市出展経費に限る。）
						農山漁村６次産業化対策事業費補助金（小水力等再生可能エネルギー導入推進事業費に限る。）
						農山漁村６次産業化対策整備費補助金
						農山漁村６次産業化対策整備交付金
						独立行政法人種苗管理センター施設整備費
						都市農村交流等対策費のうち
						都市農村交流等対策事業費補助金
						都市農村交流等対策整備費補助金
						都市農村交流等対策推進交付金（都市農村共生・対流総合対策交付金に限る。）
						都市農村交流等対策整備交付金
						農村地域資源等保全推進費　のうち
						特殊自然災害対策整備費補助金
						農村地域資源等保全推進交付金

				農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費のうち	
				超過勤務手当	
				日額旅費	
				工事雑費	
				農業施設災害復旧事業等工事諸費	
			林野庁	(項) 林野庁施設費	
				森林整備・保全費のうち	
				国有林野森林整備・保全管理費（民国連携木材流通対策事業費に限る。）	
				森林整備・保全地方公共団体事業費補助金（苗木安定供給推進事業費のうちミニチュア採種園等の整備事業費及び種苗生産施設の体制整備事業費に限る。）	
				治山事業費	
				森林整備事業費のうち	
				森林環境保全整備事業費	
				森林居住環境整備事業費	
				森林環境保全整備事業費補助	
				水源林造成事業費補助	
				美しい森林づくり基盤整備交付金	
				林業振興対策費のうち	
				林業振興事業費補助金（林業担い手育成対策強化事業費のうち新規就業者の確保・育成・キャリアアップ対策事業費に限る。）	
				森林整備・林業等振興対策費のうち	
				森林整備・林業等振興整備交付金	
				国立研究開発法人森林総合研究所施設整備費	
				治山事業工事諸費のうち	
				超過勤務手当	
				日額旅費	
				農村地域資源等保全整備交付金	
				海岸事業費	
				農地等保全事業費	
				農地等保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入	
				農山漁村活性化対策費のうち	
				農山漁村活性化対策整備交付金	
				農山漁村地域整備事業費	
				風水害等対策費	
				受託工事等実施費のうち	
				受託工事費	
				農業施設災害復旧事業費	
				農業施設災害関連事業費	
		農林水産本省検査指導機関	(項)	農林水産本省検査指導所施設費	
		農林水産技術会議	(項)	農林水産技術会議施設費	
				農林水産業研究開発費のうち	
				試験研究調査委託費（農林水産業技術開発総合研究等委託費のうち農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業費に限る。）	
				国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	
				国立研究開発法人農業環境技術研究所施設整備費	
		地方農政局	(項)	地方農政局のうち	
				移転費	
				地方農政局施設費	
				海岸事業工事諸費のうち	
				超過勤務手当	
				日額旅費	
				工事雑費	

官　報（号外）

					工事雑費
					森林整備事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					山林施設災害復旧事業費
					山林施設災害関連事業費
					山林施設災害復旧事業等工事諸費
		水産庁	(項)		水産庁施設費
					船舶建造費
					漁業経営安定対策費のうち
					漁業経営安定対策事業費補助金（新規漁業就業者総合支援事業費のうち新規漁業就業者確保事業費に限る。）
					漁業経営安定対策事業費補助金（再編整備等推進支援事業費及び漁業構造改革総合対策事業費のうち漁業構造改革支援事業費に限る。）
					漁業経営安定対策事業費補助金（有害生物漁業被害防止総合対策事業費のうち有害生物漁業被害防止対策事業費に限る。）
					独立行政法人水産大学校施設整備費
					独立行政法人水産大学校船舶建造費
					漁村振興対策費のうち
					水産物加工・流通等対策事業費補助金（国産水産物安定供給セーフティネット事業費のうち需給変動調整事業費に限る。）
					海岸事業費
					水産基盤整備費
					水産業強化対策費のうち
					水産業強化対策整備交付金
		経済産業省	経済産業本省	(項)	経済産業本省施設費
					技術革新促進・環境整備費のうち
					産業技術研究開発委託費（次世代３次元内外計測の評価基盤技術開発経費に限る。）
					基準認証政策推進費のうち
					工業標準化推進事業委託費（戦略的国際標準化加速事業費のうち戦略的国際標準化推進事業費に限る。）
					アジア基準認証推進事業費補助金
					ものづくり産業振興費のうち
					産業技術研究開発委託費（ナノ材料の安全・安心確保のための国際先導的安全性評価技術の開発経費に限る。）
					産業技術研究開発委託費（革新的バイオマテリアル実現のための高機能化ゲノムデザイン技術開発経費、次世代高度運転支援システム研究開発・実証プロジェクト経費、次世代地球観測衛星利用基盤技術の研究開発経費及び宇宙産業技術情報基盤整備研究開発経費に限る。）
					産業技術研究開発委託費（次世代型産業用３次元造形システム技術開発経費に限る。）
					医療研究開発推進事業費補助金
					産業技術実用化開発事業費補助金（先進空力設計等研究開発経費に限る。）
					国立研究開発法人水産総合研究センター施設整備費
					漁港施設災害復旧事業費
					漁港施設災害関連事業費

			中小企業経営支援等対策委託費（中小企業・小規模事業者情報プラットフォーム活用支援事業費に限る。）
			中小企業経営支援等対策費補助金（創業・第二創業促進事業費及び商業・サービス競争力強化連携支援事業費に限る。）
			中小企業経営支援等対策費補助金（グローバル農商工連携推進事業費に限る。）
			中小企業経営支援等対策費補助金（ふるさと名物応援事業費に限る。）
			中小企業経営支援等対策費補助金（革新的ものづくり産業創出連携促進事業費に限る。）
			中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業自立促進事業費及び中心市街地再興戦略事業費に限る。）
			中小企業事業環境整備費　のうち
			中小企業海外展開等支援事業費補助金
			経営安定・取引適正化費　のうち
			下請事業者支援対策費補助金（下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金に限る。）
		国土交通省	国土交通本省	（項）	国土交通本省施設費
					住宅対策事業費
					住宅市場整備推進費のうち
					住宅市場整備推進等事業費補助金（住宅ストック活用・リフォーム推進事業費に限る。）
					海洋環境対策費のうち
					海洋環境対策調査費（海難時の油流出防止のための技術開発経費に限る。）
					産業技術実用化開発事業費補助金（超高分解能合成開口レーダの小型化技術の研究開発経費に限る。）
					中小企業医療研究開発推進事業費補助金
					情報技術利活用促進・セキュリティ対策推進費　のうち
					成果重視事業電子経済産業省構築事業開発委託費
					国際交渉・連携推進費のうち
					新興国市場開拓等事業委託費（インフラシステム海外展開促進調査等事業費に限る。）
					新興国市場開拓等事業費補助金（インフラシステム海外展開促進調査等事業費に限る。）
					海外市場開拓支援費のうち
					政府開発援助海外開発計画調査委託費（海外開発計画調査等委託費に限る。）
					地域経済活性化対策費のうち
					地域新成長産業創出促進事業費補助金（戦略産業支援基盤整備事業費に限る。）
					工業用水道事業費
					産業保安費のうち
					休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金
			経済産業局	（項）	経済産業局施設費
			資源エネルギー庁	（項）	鉱物資源安定供給確保費　のうち
					希少金属資源開発推進基盤整備委託費
			中小企業庁	（項）	経営革新・創業促進費のうち
					中小企業経営支援等対策委託費（革新的ものづくり産業創出連携促進事業費に限る。）

道路交通安全対策事業費
総合的物流体系整備推進費　のうち
老朽化化学兵器廃棄処理業務旅費
老朽化化学兵器廃棄処理業務庁費
総合的物流体系整備推進調査費（旅客船受入の円滑化を図るための先導的事業費に限る。）
国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金
港湾機能高度化施設整備費補助金
港湾事業費のうち
港湾改修費
貸付国有港湾施設整備事業費
港湾作業船整備費
特定離島港湾施設整備事業費
特定離島港湾維持管理費
営繕宿舎費
港湾事業調査費
港湾改修費補助
埠頭整備等資金貸付金
港湾開発資金貸付金
エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費
景観形成推進費のうち
集約促進景観・歴史的風致形成推進事業費補助金
地域連携道路事業費のうち
地域連携道路事業費
営繕宿舎費
道路調査費
地域連携道路事業費補助
高速道路連結部整備事業費補助
道路調査費補助

港湾環境整備事業費
道路環境改善事業費
水資源開発事業費
国営公園等事業費
都市水環境整備事業費
下水道事業費
地球温暖化防止等対策費　のうち
住宅・建築物環境対策事業費補助金
環境対応住宅普及促進対策費補助金
住宅・市街地防災対策費　のうち
都市安全確保促進事業費補助金
災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金（施設整備事業費に限る。）
市街地緑化防災対策推進事業費補助金
市街地防災事業費
住宅防災事業費
都市公園防災事業費
下水道防災事業費
河川整備事業費
多目的ダム建設事業費
総合流域防災事業費
砂防事業費
急傾斜地崩壊対策等事業費
災害対策等緊急事業推進費
海岸事業費
公共交通等安全対策費のうち
鉄道施設安全対策事業費等補助金
鉄道安全対策事業費のうち
鉄道防災事業費補助
鉄道施設総合安全対策事業費補助

鉄道網整備推進費のうち
　新線調査費等補助金（都心直結線調査経費に限る。）
鉄道網整備事業費
地域公共交通維持・活性化推進費　のうち
　地域公共交通確保維持改善事業費補助金（施設及び旅客船の整備費に限る。）
都市・地域交通整備事業費
道路交通円滑化事業費
国土調査費のうち
　測量庁費（都市部官民境界基本調査経費及び山村境界基本調査経費に限る。）
　地籍整備推進調査費補助金
　地籍調査費負担金
海事産業市場整備等推進費　のうち
　技術研究開発調査費（水素社会実現に向けた船舶の安全・環境対策調査経費に限る。）
　海事産業市場整備等推進調査費（新たなエネルギー需要に対応した船舶の安全基準を策定するための調査経費に限る。）
　技術研究開発委託費（海洋エネルギー発電施設の安全・環境対策調査経費に限る。）
　海事産業関連技術研究開発費補助金
独立行政法人航海訓練所施設整備費
独立行政法人海技教育機構施設整備費
国土形成推進費のうち
　地域づくり活動支援体制整備事業費補助金

整備新幹線建設推進高度化等事業費
整備新幹線整備事業費
空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入
北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入
離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入
航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入
航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入
航空機燃料税財源離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入
都市・地域づくり推進費　のうち
　防災集団移転促進事業費補助金
　集落活性化推進事業費補助金
　半島振興広域連携促進事業費補助金
　民間まちづくり活動促進事業費補助金（社会実験・実証事業等実施経費に限る。）
　集約都市形成支援事業費補助金
　国際競争力強化促進事業費補助金
　歴史的風致活用国際観光支援事業費補助金
都市再生・地域再生整備事業費　のうち
　市街地再開発事業費補助
　都市再生推進事業費補助
　都市機能立地支援事業費補助
　都市開発資金貸付金

			附帯工事費のうち
			附帯工事費
			道路附属物等復旧費
			受託工事費のうち
			受託工事費
			河川等災害復旧事業費
			住宅施設災害復旧事業費
			河川等災害関連事業費
			北海道農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
			離島農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
		国土技術政策総合研究所	（項）国土技術政策総合研究所施設費
			治水海岸事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			工事雑費
			道路整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			工事雑費
			港湾空港整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			工事雑費
		国土地理院	（項）国土地理院施設費
			地理空間情報整備・活用等推進費のうち
			測量庁費（空中写真撮影・正射画像作成経費に限る。）
		地方整備局	（項）治水海岸事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			社会資本総合整備事業費
			地理空間情報整備・活用推進費のうち
			地理空間情報整備・活用推進調査費（空中写真撮影・正射画像作成経費に限る。）
			離島振興費のうち
			離島活性化交付金
			奄美群島振興交付金
			小笠原諸島振興開発事業費補助
			離島振興事業費
			北海道総合開発推進費のうち
			北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金（施設整備事業費に限る。）
			北海道開発事業費
			北海道特定特別総合開発事業推進費
			技術研究開発推進費のうち
			技術研究開発費補助金
			鉄道技術開発費補助金
			国立研究開発法人土木研究所施設整備費
			国立研究開発法人建築研究所施設整備費
			国立研究開発法人海上技術安全研究所施設整備費
			国立研究開発法人電子航法研究所施設整備費
			情報化推進費のうち
			情報処理業務庁費（建設事業予算執行管理システム開発経費に限る。）
			官庁営繕費のうち
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			施設整備費

		日額旅費
		工事雑費
		北海道国営公園事業工事諸費のうち
		超過勤務手当
		日額旅費
		工事雑費
		北海道農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費のうち
		超過勤務手当
		日額旅費
		工事雑費
		北海道災害復旧事業等工事諸費
	観光庁	(項) 観光振興費のうち
		観光圏整備事業費補助金（施設整備費に限る。）
	気象庁	(項) 気象官署施設費
		観測予報等業務費のうち
		静止気象衛星製作費
	海上保安庁	(項) 海上保安官署施設費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		施設整備費
		船舶交通安全及海上治安対策費のうち
		移転費（中央合同庁舎第4号館移転関係経費に限る。）
		航空機購入費
		船舶建造費
		航路標識整備事業費
		航路標識整備事業工事諸費のうち
		超過勤務手当
		工事施行旅費
		工事雑費
		道路整備事業工事諸費のうち
		超過勤務手当
		日額旅費
		工事雑費
		港湾空港整備事業工事諸費のうち
		超過勤務手当
		日額旅費
		工事雑費
		都市環境整備事業工事諸費のうち
		超過勤務手当
		日額旅費
		工事雑費
		国営公園事業工事諸費のうち
		超過勤務手当
		日額旅費
		工事雑費
		河川等災害復旧事業等工事諸費
	北海道開発局	(項) 北海道開発局施設費
		北海道治水海岸事業工事諸費のうち
		超過勤務手当
		日額旅費
		工事雑費
		北海道道路整備事業工事諸費のうち
		超過勤務手当
		日額旅費
		工事雑費
		北海道港湾空港整備事業工事諸費のうち
		超過勤務手当
		日額旅費
		工事雑費
		北海道都市環境整備事業工事諸費のうち
		超過勤務手当

			老朽化化学兵器廃棄処理業務庁費
			環境保全調査費（有機ヒ素化合物緊急対策事業経費に限る。）
			環境保健対策推進費のうち
			水俣病総合対策施設整備費補助金
			環境政策基盤整備費のうち
			公害調査費（いぶき観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備費に限る。）
			公害調査等委託費（子どもの健康と環境に関する全国調査経費に限る。）
			環境調査研修所施設費
			国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費
			環境研究総合推進費
			自然公園等事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			工事施行旅費
			工事雑費
			廃棄物処理施設災害復旧事業費
		地方環境事務所	（項）地方環境事務所共通費のうち
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			施設整備費
		原子力規制委員会	（項）放射能調査研究費のうち
			放射能測定費（原子力艦放射能測定調査設備整備経費に限る。）
			放射能測定調査委託費
	防衛省	防衛本省	（項）防衛本省施設費
			武器車両等整備費のうち
			武器購入費
			通信機器購入費
			車両購入費
			（項）環境本省共通費のうち
			移転費
			地球温暖化対策推進費のうち
			地球温暖化対策推進事業費補助金
			地球環境保全等試験研究費
			大気・水・土壌環境等保全費のうち
			不発弾廃棄処理業務庁費
			地域環境保全対策費補助金
			土壌汚染対策事業補助金（土壌汚染対策事業費補助金に限る。）
			廃棄物・リサイクル対策推進費のうち
			産業廃棄物適正処理推進費補助金（ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策環境整備事業費に限る。）
			産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金に限る。）
			災害等廃棄物処理事業費補助金
			廃棄物処理施設整備交付金
			廃棄物処理施設整備費のうち
			廃棄物処理施設整備事業調査費
			廃棄物処理施設整備費補助
			循環型社会形成推進交付金
			生物多様性保全等推進費のうち
			環境保全施設整備費補助金
			鳥獣捕獲等事業交付金
			環境保全施設整備費
			自然公園等事業費
			化学物質対策推進費のうち
			老朽化化学兵器廃棄処理業務旅費
	環境本省		
環境省			

		弾薬購入費			施設施工旅費
		諸器材購入費			施設施工庁費
		艦船整備費のうち			施設整備費
		艦船建造旅費			公務員宿舎施設費
		艦船建造庁費			不動産購入費（自衛隊施設整備経費に限る。）
		艦船修理費			防衛施設安定運用業務庁費
		艦艇建造費			油購入費
		航空機整備費			研究用機械器具費
		在日米軍等駐留関連諸費のうち			提供施設等借料
		特別給付金			試作品費
		職員旅費（提供施設整備業務旅費に限る。）			施設区域等関連事務地方公共団体委託費
		職員旅費（防衛施設周辺対策業務旅費及び防衛施設補償等業務旅費に限る。）			住宅防音工事助成申請等事務委託費
		在日米軍等駐留関連庁費（提供施設整備業務庁費に限る。）			防衛技術研究開発委託費
		在日米軍等駐留関連庁費（防衛施設周辺対策業務庁費及び防衛施設補償等業務庁費に限る。）			提供施設等整備費
		提供施設等借料			不動産購入費（基地対策経費に限る。）
		住宅防音工事助成申請等事務委託費			障害防止対策事業費補助金
		提供施設等整備費			教育施設等騒音防止対策事業費補助金
		提供施設移設整備費			施設周辺整備助成補助金
		不動産購入費			道路改修等事業費補助金
		教育施設等騒音防止対策事業費補助金			施設周辺整備統合事業費補助金
		施設周辺整備助成補助金			特定防衛施設周辺整備調整交付金
		特定防衛施設周辺整備調整交付金			施設運営等関連見舞金
		在沖縄米海兵隊グアム移転事業費支出金			移転等補償金
		施設運営等関連見舞金			施設運営等関連補償費
		施設運営等関連補償費	地方防衛局	（項）地方防衛局のうち	
		防衛力基盤整備費のうち			移転費（熊本防衛支局宮崎防衛事務所の移転関係経費に限る。）
		職員旅費（防衛施設周辺対策業務旅費及び防衛施設補償等業務旅費に限る。）	防衛装備庁	（項）防衛装備庁施設費	
					防衛力基盤整備費のうち
					研究用機械器具費
					試作品費

官報（号外）

丁号　国庫債務負担行為

所管	組織	事項	限度額(千円)	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
皇室費		皇室施設整備	1,066,842	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	皇室施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
国会	衆議院	事務機器等借入れ	278,476	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		衆議院職員採用試験問題作成等業務	18,047	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	衆議院における職員採用試験の問題作成等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	648,600	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		議員歳費・議員秘書給与システム開発	57,413	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	議員歳費・議員秘書給与システムの開発には、多くの日数を要するものがあるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用衆議院施設整備等事業(平成14年度)に係る限度額の増額	271,334	平成27年度	平成27年度以降17箇年度以内	平成14年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用衆議院施設整備等事業」に基づいて実行した赤坂議員宿舎の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用衆議院施設整備等事業(平成17年度)に係る限度額の増額	79,415	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	平成17年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用衆議院施設整備等事業」に基づいて実行した議員会館の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		衆議院施設整備	338,638	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	議事堂分館の施設の整備には、多くの日数を要するため
	参議院	電子計算機等借入れ	966,850	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用参議院施設整備等事業に係る限度額の増額	23,325	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	平成17年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用参議院施設整備等事業」に基づいて実行した議員会館の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		参議院施設整備	181,440	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	参議院第二別館の施設の整備には、多くの日数を要するため
	国立国会図書館	国立国会図書館統合システム運用	1,613,520	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	国立国会図書館統合システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	990,000	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		国立国会図書館施設整備	582,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	国立国会図書館本館の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
裁判所	裁判所	法令等検索システム利用	322,830	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	法令等検索システムの利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		図書情報システム利用等	3,597	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	図書情報システムの利用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用裁判所施設整備等事業（平成16年度）に係る限度額の増額	998	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	平成16年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用裁判所施設整備等事業」に基づいて実行した東京簡易裁判所墨田分室庁舎の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用裁判所施設整備等事業（平成18年度）に係る限度額の増額	10,862	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	平成18年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用裁判所施設整備等事業」に基づいて実行した東京地方・家庭裁判所立川支部立川簡易裁判所合同庁舎の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		裁判所施設整備	2,731,126	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	神戸地方・家庭裁判所明石支部明石簡易裁判所合同庁舎ほか4件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
会計検査院	会計検査院	事務機器借入れ等	33,920	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	39,228	平成27年度	平成27年度以降7箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		車両借入れ	14,387	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		決算確認システム開発	183,301	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	決算確認システムの開発には、多くの日数を要するものがあるため
		会計検査院ネットワークシステム更新	145,800	平成27年度	平成28年度及び平成29年度	会計検査院ネットワークシステムの更新には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	226,432	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
内閣	内閣官房	事務機器借入れ	2,178	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	3,260,375	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

官報（号外）

		社会保障・税番号制度システム開発等	39,370,000	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	社会保障・税番号制度の導入による情報連携等のためのシステム開発等には、多くの日数を要するため
		情報収集衛星システム用電子計算機等借入れ	1,850,867	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	情報収集衛星システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報収集衛星システム運用	211,855	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	情報収集衛星システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報収集衛星システム開発等	42,776,117	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	情報収集衛星のシステム開発等には、多くの日数を要するものがあるため
	人事院	人事・給与関係業務情報システム改修等	1,864,324	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等には、多くの日数を要するものがあるため
		電子計算機借入れ等	5,028	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		国家公務員採用試験電子計算機処理業務	56,287	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	国家公務員採用試験の電子計算機処理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
内閣府	内閣本府	庁舎管理運営業務	132,810	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	63,519	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子計算機借入れ等	144,815	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		仕様の変更等に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	367,336	平成27年度	平成27年度以降9箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		内閣本府施設整備	178,720	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	内閣本府庁舎及び迎賓館本館の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		政府広報放送番組制作・放送業務	112,497	平成27年度	平成28年度	政府広報放送番組制作・放送業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		遺棄化学兵器廃棄処理設備整備	20,718,161	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	遺棄化学兵器廃棄処理設備の整備には、多くの日数を要するため
		遺棄化学兵器発掘回収事業	6,939,174	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	遺棄化学兵器発掘回収事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		景気ウォッチャー調査事業	110,545	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	景気ウォッチャー調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		実用準天頂衛星システム開発等	5,440,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	実用準天頂衛星のシステム開発等には、多くの日数を要するため
		総合防災情報システム開発等	573,213	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	総合防災情報システムの開発等には、多くの日数を要するため
		沖縄公立学校施設整備費負担	2,992,209	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄堰堤維持	226,370	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	羽地大川羽地ダムのダム管理用制御装置の製作及び福地川福地ダムほか5ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス沖縄堰堤公物管理補助業務	489,154	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う堰堤公物管理補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		沖縄道路更新防災対策事業	400,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	一般国道329号東港橋の道路更新防災対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄地域連携道路事業	520,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	一般国道58号読谷高架橋の地域連携推進工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス沖縄道路整備事業発注者支援業務	1,146,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		沖縄道路交通円滑化事業	9,740,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	一般国道58号恩納南高架橋（その6）ほか2箇所の交通円滑化工事及び一般国道506号の交通円滑化事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄道路維持	1,250,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	一般国道58号ほか5箇所の維持には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス沖縄道路公物管理補助業務	220,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		沖縄道路修繕事業	778,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	一般国道58号修繕ほか5箇所の修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス沖縄港湾整備事業発注者支援業務	605,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		沖縄交通事故重点対策道路事業	200,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	一般国道329号の交通事故重点対策事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス沖縄国営公園事業発注者支援業務	150,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	競争を導入した公共サービスとして行う国営公園事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		沖縄かんがい排水事業	1,366,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	宮古伊良部地区仲原地下ダム（新垣北部）建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		叙勲者名簿等作成業務	3,931	平成27年度	平成28年度	叙勲者名簿等作成業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	子ども・子育て本部	事務機器借入れ	468	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	官民人材交流センター	事務機器借入れ	156	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		再就職支援業務	134,784	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	再就職支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	沖縄総合事務局	事務機器借入れ等	295,641	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎機械警備	28,814	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	宮内庁	事務機器借入れ等	100,632	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		情報通信設備利用	51,904	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	情報通信設備の利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	公正取引委員会	競争導入公共サービス公正取引委員会ＬＡＮシステム運用支援業務	94,025	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う公正取引委員会ＬＡＮシステムの運用支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	123,035	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	警察庁	事務機器借入れ	76,236	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	1,728,000	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		警察庁施設整備	5,420,561	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	近畿管区警察学校ほか5件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用警察庁施設整備等事業（平成16年度）に係る限度額の増額	1,232	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	平成16年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用警察庁施設整備等事業」に基づいて実行した富山県警察学校の施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため

		物価の変動に伴う民間資金等活用警察庁施設整備等事業（平成21年度）に係る限度額の増額	8,207	平成27年度	平成34年度以降3箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用警察庁施設整備等事業」に基づいて実行した大阪府警察学校の施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		研究・鑑定資機材借入れ	37,338	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	研究・鑑定資機材の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		警察通信機器借入れ	4,112,409	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	警察通信機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		警察通信機器購入	3,833,057	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	警察通信機器の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため
		電子計算機借入れ等	903,952	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	金融庁	電子計算機借入れ等	569,117	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		公認会計士試験システム開発等	349,221	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	公認会計士試験システムの開発等には、多くの日数を要するため
		仕様の変更等に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	121,618	平成27年度	平成27年度以降7箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		有価証券報告書等電子開示システム開発	59,269	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	有価証券報告書等電子開示システムの開発には、多くの日数を要するため
	消費者庁	事務機器借入れ	9,720	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	20,599	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費者庁移転事務室改修	284,171	平成27年度	平成28年度	消費者庁の移転に伴う事務室の改修には、多くの日数を要するため
総務省	総務本省	車両借入れ	55,087	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	130,074	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	43,680	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		情報公開・個人情報保護総合案内所用電子計算機等借入れ	704	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	情報公開・個人情報保護総合案内所用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		行政不服審査裁決・答申データベース用電子計算機等借入れ	7,002	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	行政不服審査裁決・答申データベース用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		地方公共団体共同データベース運用	390,000	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	地方公共団体共同データベースの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		総務省情報ネットワーク用電子計算機等借入れ	879,205	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	総務省情報ネットワーク用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	9,247,093	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		政府共通ネットワークシステム運用	359,312	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	政府共通ネットワークシステムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		ブリッジ認証局用電子計算機等借入れ	158,493	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	ブリッジ認証局用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府認証基盤ブリッジ認証局システム整備	267,995	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	政府認証基盤ブリッジ認証局システムの整備には、多くの日数を要するため
		政府認証基盤政府共用認証局システム整備	111,477	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	政府認証基盤政府共用認証局システムの整備には、多くの日数を要するため
		情報システム統一研修用電子計算機等借入れ	8,476	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	情報システム統一研修用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		個人番号カード交付事業費補助	54,038,562	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	個人番号カード交付事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		調達総合情報システム用電子計算機等借入れ	30,940	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	調達総合情報システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービスインターネット違法・有害情報対応相談業務等	135,057	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行うインターネット上の違法・有害情報対応相談業務等の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電波監視用車両借入れ	98,588	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電波監視用の車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		総合無線局監理システム運用	104,964	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	総合無線局監理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		電波監視用機器借入れ等	1,657,678	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電波監視用の機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電波監視施設整備	110,411	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	電波監視施設の整備には、多くの日数を要するため
		地上デジタル放送推進総合対策事業費補助	1,790,033	平成27年度	平成28年度以降3箇年度以内	地上デジタル放送推進総合対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		外国人恩給	年額　814	平成27年度	平成27年度以降	退職した2名の外国人恩給受給者に対し「恩給法等の一部を改正する法律」（昭和49年法律第93号）に準じて平成27年5月以降の年金につき年額814千円以内を増額して支給する契約を結ぶ必要があるため
		恩給事務総合システム用電子計算機等借入れ	35,206	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	恩給事務総合システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		統計地理情報システム用地図データ借入れ	324,000	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	統計地理情報システム用の地図データの借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		経済センサス活動調査事業	3,994,019	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	経済センサス活動調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		小売物価統計調査システム開発等	369,233	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	小売物価統計調査システムの開発等には、多くの日数を要するため
	管区行政評価局	車両借入れ	34,985	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報公開・個人情報保護総合案内所用電子計算機等借入れ	11,408	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	情報公開・個人情報保護総合案内所用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	総合通信局	車両借入れ	4,670	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
法務省	法務本省	電話交換設備借入れ	123,157	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電話交換設備の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		準備書面作成支援システム用機器借入れ	27,625	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	準備書面作成支援システム用の機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		テレビ会議用機器借入れ	62,590	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	テレビ会議用の機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		法務省情報ネットワークシステム運用	9,130	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	法務省情報ネットワークシステムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		法務省施設整備	7,337,689	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	宇都宮法務総合庁舎ほか3件の建設には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号外）

		電子計算機借入れ	70,813	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		司法試験総合管理システム運用等	190,092	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	司法試験総合管理システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		法務省ネットワークシステム再構築調査研究支援業務	158,501	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	法務省ネットワークシステムの再構築調査研究支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		刑事情報連携データベース用機器借入れ等	1,152,635	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	刑事情報連携データベース用の機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	法務総合研究所	入退室管理システム等更新	89,370	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	入退室管理システム等の更新には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電話交換設備借入れ	8,041	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電話交換設備の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	1,316,892	平成27年度	平成29年度以降10箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
	検　察　庁	庁舎機械警備	10,167	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎管理運営業務	10,593	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電話交換設備借入れ	129,897	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電話交換設備の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成16年度）に係る限度額の増額	1,682	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	平成16年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成20年度）に係る限度額の増額	1,680	平成27年度	平成27年度以降7箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		法務省情報ネットワークシステム運用	13,889	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	法務省情報ネットワークシステムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		検察総合情報管理システム改修	101,463	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	検察総合情報管理システムの改修には、多くの日数を要するため
		検察総合情報管理システム運用管理業務	813,369	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	検察総合情報管理システムの運用管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

	矯正官署	保安用機器借入れ	1,639,634	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	保安用機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		矯正総合情報通信ネットワークシステム用機器借入れ	35,929	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	矯正総合情報通信ネットワークシステム用の機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		矯正総合情報通信ネットワークシステム改修	188,693	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	矯正総合情報通信ネットワークシステムの改修には、多くの日数を要するため
		矯正総合情報通信ネットワークシステム運用管理支援業務	244,125	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	矯正総合情報通信ネットワークシステムの運用管理支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用矯正施設維持管理運営	28,679,495	平成27年度	平成29年度以降10箇年度以内	民間資金等を活用した国際法務総合センターの維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
	更生保護官署	庁舎機械警備	2,691	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎管理運営業務	11,658	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電話交換設備借入れ	7,046	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電話交換設備の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	371	平成27年度	平成27年度以降7箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		車両借入れ	27,195	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		法務省情報ネットワークシステム運用	6,764	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	法務省情報ネットワークシステムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事件管理システム等改修	151,806	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	事件管理システム等の改修には、多くの日数を要するため
	法務局	庁舎機械警備	886	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎管理運営業務	159,612	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子計算機借入れ等	697,053	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成16年度）に係る限度額の増額	380	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	平成16年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため

		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成20年度）に係る限度額の増額	931	平成27年度	平成27年度以降7箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成20年度登記特別会計）に係る限度額の増額	3,325	平成27年度	平成27年度以降7箇年度以内	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」（登記特別会計）に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設整備等事業に係る限度額の増額	984	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	平成16年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設整備等事業」に基づいて実行した苫小牧法務総合庁舎の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		登記情報システム用電子計算機借入れ等	26,787,382	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	登記情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		登記所備付地図作成業務	3,000,821	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	登記所備付地図作成業務の実施には、多くの日数を要するため
		車両借入れ	109,290	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		戸籍副本管理システム機器借入れ等	592,553	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	戸籍副本管理システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方入国管理官署	物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	105	平成27年度	平成27年度以降7箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		法務省情報ネットワークシステム運用	1,036	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	法務省情報ネットワークシステムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		在留カード購入	410,465	平成27年度	平成28年度	在留カードの購入には、その完了までに多くの日数を要するため
		出入国管理システム用電子計算機等借入れ	1,875,540	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	出入国管理システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		出入国管理システム用電子計算機運用支援業務	1,996,560	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	出入国管理システム用の電子計算機の運用支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		出入国管理システム整備	871,086	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	出入国管理システムの整備には、多くの日数を要するため

		競争導入公共サービス施設管理運営業務	17,442	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	公安審査委員会	電話交換設備借入れ	608	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電話交換設備の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	公安調査庁	庁舎機械警備	756	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎管理運営業務	28,176	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電話交換設備借入れ	24,807	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電話交換設備の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		法務省情報ネットワークシステム運用	14	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	法務省情報ネットワークシステムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	528,464	平成27年度	平成29年度以降10箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
外務省	外務本省	事務機器借入れ等	14,122,172	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎機械警備	11,750	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	201,567	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		外務本省施設整備	484,488	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	外務本省施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		日米行政官交流事業	1,438	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	日米行政官交流事業には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	5,835	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人材育成留学援助	353,483	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	中華人民共和国における人材育成留学資金に充てるための国の援助については、その留学に多くの日数を要するので、あらかじめその留学費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		外交政策啓発宣伝事業	8,218	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	外交政策啓発宣伝事業には、多くの日数を要するものがあるため
		平和構築・開発人材育成事業	391,998	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	平和構築・開発人材育成事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		文化人等招へい	30,207	平成27年度	平成28年度	文化人等招へいについては、その事業を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		戦略的対外発信拠点事業	12,877,916	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	戦略的対外発信拠点事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		領事業務情報システム設置	125,330	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	領事業務情報システムの設置には、多くの日数を要するため
		看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業	272,036	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		経済開発等援助	62,548,000	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	独立行政法人国際協力機構が行う経済開発等援助には、その援助を円滑に実施するため、あらかじめその援助に充てるための資金を交付する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	在外公館	在外公館事務所及び館長公邸借入れ	年額 2,834,253	平成27年度	平成27年度以降所要の年限	在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又は建物の借入れには、その契約期間を1箇年以上とすることを要するものがあるため
		物価の変動等に伴う民間資金等活用在外公館施設整備等事業に係る限度額の増額	166,150	平成27年度	平成27年度以降10箇年度以内	平成16年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用在外公館施設整備等事業」に基づいて実行した在外公館施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動等に伴いその限度額を増額する必要があるため
財務省	財務本省	事務機器借入れ等	21,691,334	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事務所等借入れ	515,737	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務所等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		公務員宿舎建設等	92,572	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	公務員宿舎の建設等には、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	317,259	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	財務局	事務機器借入れ等	66,523	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎機械警備	7,660	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	679	平成27年度	平成27年度以降7箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		未利用国有地地下水水質調査	19,794	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	未利用国有地の地下水水質調査には、多くの日数を要するものがあるため

		宿舎維持管理	2,920,006	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	宿舎の維持管理を円滑に実施するためには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	税関	競争導入公共サービス施設管理運営業務	167,853	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	53,090	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	210	平成27年度	平成27年度以降8箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		監視取締用機器借入れ等	6,980,871	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	監視取締用の機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事務機器借入れ等	17,454,751	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		仕様の変更に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	14,256	平成27年度	平成27年度以降6箇年度以内	平成19年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		税関監視艇建造	471,917	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	税関監視艇の建造には、多くの日数を要するものがあるため
	国税庁	事務所借入れ等	643,818	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	事務所の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	4,160,635	平成27年度	平成27年度以降10箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	6,044	平成27年度	平成27年度以降8箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		国税庁施設整備	1,999,216	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	国税庁施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		事務機器借入れ等	30,733,579	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	1,026,750	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		庁舎機械警備	312,587	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		法人番号通知等業務	129,210	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	法人番号通知等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		国税電子申告・納税システム開発等	21,536,033	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	国税電子申告・納税システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
文部科学省	文部科学本省	物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	49,440	平成27年度	平成27年度以降7箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		高等学校等就学支援金事務処理システム開発	999,517	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	高等学校等就学支援金事務処理システムの開発には、多くの日数を要するため
		義務教育教科書購入	32,564,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	平成28年度の義務教育諸学校の児童生徒が使用する平成28年度前期用の教科書の購入には、その完了までに多くの日数を要するため
		全国学力・学習状況調査事業	6,116,925	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	全国学力・学習状況調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		科学研究費補助	7,987,390	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国立大学法人施設整備費補助	33,736,355	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	国立大学法人が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国際熱核融合実験炉研究開発費補助	5,592,840	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う国際熱核融合実験炉研究開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		仕様の変更に伴う国際熱核融合実験炉研究開発費補助（平成23年度）に係る限度額の増額	432,973	平成27年度	平成29年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「国際熱核融合実験炉研究開発費補助」に基づいて実行した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う国際熱核融合実験炉研究開発事業に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		仕様の変更に伴う国際熱核融合実験炉研究開発費補助（平成24年度）に係る限度額の増額	358,378	平成27年度	平成30年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「国際熱核融合実験炉研究開発費補助」に基づいて実行した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う国際熱核融合実験炉研究開発事業に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため

		国際熱核融合実験炉研究開発費補助に係る契約の一部変更	—	平成27年度	平成29年度まで2箇年度、平成30年度まで2箇年度及び平成31年度まで2箇年度延長	平成23年度、平成24年度及び平成25年度の各年度の一般会計国庫債務負担行為（事項）「国際熱核融合実験炉研究開発費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成27年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を、平成23年度に係るものについては平成29年度まで2箇年度、平成24年度に係るものについては平成30年度まで2箇年度、平成25年度に係るものについては平成31年度まで2箇年度それぞれ延長する必要があるため
		地球観測システム研究開発費補助	768,571	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う地球観測システム研究開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		地球観測システム研究開発費補助に係る契約の一部変更	—	平成27年度	平成28年度まで1箇年度延長	平成26年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「地球観測システム研究開発費補助に係る契約の一部変更」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成27年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成28年度まで1箇年度延長する必要があるため
		先進的核融合研究開発費補助	237,168	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う先進的核融合研究開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国際宇宙ステーション開発費補助	20,710,686	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う国際宇宙ステーション開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国際宇宙ステーション開発費補助に係る契約の一部変更	—	平成27年度	平成28年度まで1箇年度及び平成29年度まで1箇年度延長	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「国際宇宙ステーション開発費補助に係る契約の一部変更」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部並びに平成25年度及び平成26年度の各年度の一般会計国庫債務負担行為（事項）「国際宇宙ステーション開発費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成27年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を、平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「国際宇宙ステーション開発費補助に係る契約の一部変更」に基づいて実行した国庫の負担となる契約のうち平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「国際宇宙ステーション開発費補助」に係るものについては平成28年度まで1箇年度、平成25年度及び平成26年度の各年度の一般会計国庫債務負担行為（事項）「国際宇宙ステーション開発費補助」に係るものについては平成29年度まで1箇年度それぞれ延長する必要があるため
		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助	1,200,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

官報（号外）

		南極地域観測用航空機整備	2,148,220	平成27年度	平成28年度及び平成29年度	南極地域観測用航空機の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		公立学校施設整備費負担	30,219,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	文部科学本省所轄機関	電子計算機等借入れ	536,266	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営等に係る限度額の増額	4,508	平成27年度	平成27年度以降7箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営等」に基づいて実行した官庁施設の維持管理、運営等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	文化庁	物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	7,658	平成27年度	平成27年度以降7箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
厚生労働省	厚生労働本省	事務機器借入れ等	1,360,620	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		人口動態自動符号化システム改修	216,994	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	人口動態自動符号化システムの改修には、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス社会福祉施設等調査事業	913,371	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う社会福祉施設等調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費補助	2,343,167	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	国立研究開発法人国立循環器病研究センターが行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費補助	179,083	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	国立研究開発法人国立国際医療研究センターが行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費補助	614,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		輸入動物届出業務処理システム保守等	78,928	平成27年度	平成28年度以降4箇年度以内	輸入動物届出業務処理システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		副作用等情報管理システム専用通信回線利用等	19,023	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	副作用等情報管理システムの専用通信回線の利用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		急性期包括評価等データベース開発等	530,487	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	急性期包括評価等データベースの開発等には、多くの日数を要するため
		保険医療機関等管理システム改修等	116,878	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	保険医療機関等管理システムの改修等には、多くの日数を要するため
		統計分析ＬＡＮシステム開発等	503,211	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	統計分析ＬＡＮシステムの開発等には、多くの日数を要するため
		急性期包括評価等調査事業	1,490,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	急性期包括評価等調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス薬物乱用防止啓発訪問事業	314,525	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う薬物乱用防止啓発訪問事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス養育費・面会交流相談支援センター事業	169,245	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う養育費・面会交流相談支援センター事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		生活困窮者自立支援統計システム開発	70,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	生活困窮者自立支援統計システムの開発には、多くの日数を要するため
		介護サービス情報公表システム整備等事業	545,898	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	介護サービス情報公表システム整備等事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス要介護認定適正化事業	304,998	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う要介護認定適正化事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		開発途上国在職職業訓練指導員能力向上事業	39,460	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	開発途上国における在職職業訓練指導員の能力向上事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保障・税番号制度システム開発等	4,024,792	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	社会保障・税番号制度の導入による情報連携のためのシステム開発等には、多くの日数を要するため
	検疫所	競争導入公共サービス施設管理運営業務	11,070	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	947,663	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	国立ハンセン病療養所	事務機器借入れ等	243,227	平成27年度	平成28年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国立ハンセン病療養所施設整備	2,409,807	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	国立療養所長島愛生園の施設の整備には、多くの日数を要するため
		国立ハンセン病療養所船舶運航業務	653,665	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	国立ハンセン病療養所の船舶運航業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

	厚生労働本省試験研究機関	事務機器借入れ等	175,896	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	469,554	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国立更生援護機関	事務機器借入れ等	105,139	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		国立更生援護機関施設整備	768,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	国立障害者リハビリテーションセンターの改修工事には、多くの日数を要するため
	地方厚生局	事務機器借入れ等	985,863	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	3,822	平成27年度	平成27年度以降7箇年度以内	平成26年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		保険医療機関等管理システム運用等	22,034	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	保険医療機関等管理システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	中央労働委員会	事務機器借入れ	2,193	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
農林水産省	農林水産本省	電子計算機等借入れ	4,007,435	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	42,987	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス農林水産省行政情報システム運用管理業務	873,275	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う農林水産省行政情報システムの運用管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		農林水産省行政情報システム専用通信回線利用	1,929,529	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	農林水産省行政情報システムの専用通信回線の利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		牛個体識別台帳電算システム改修	44,064	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	牛個体識別台帳電算システムの改修には、多くの日数を要するため
		口蹄疫予防液備蓄	39,760	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	口蹄疫予防液の備蓄には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		食品表示調査管理システム保守等	10,979	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	食品表示調査管理システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		国際園芸博覧会政府出展事業	284,968	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	平成28年に開催される国際園芸博覧会における政府出展事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		指定野菜価格差補給交付金等交付資金補助	61,511,508	平成27年度	平成28年度	独立行政法人農畜産業振興機構が平成27年度において実施する指定野菜価格安定対策事業等については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ価格差補給交付金等交付資金の不足に対し補助する旨の決定を行うことを要するため
		海水淡水化施設整備	11,933,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	海水淡水化施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		かんがい排水事業	17,589,000	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	赤川二期地区赤川頭首工取水・制水ゲート設備建設工事ほか15件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		農用地再編整備事業	349,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	南周防地区宮ヶ原ため池整備建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		農林水産物・食品等輸出証明書発給システム保守等	151,195	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	農林水産物・食品等輸出証明書発給システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		輸出総合サポートプロジェクト事業費補助	196,950	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	独立行政法人日本貿易振興機構が行う輸出総合サポートプロジェクト事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		地すべり対策事業	434,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	庄内あさひ地区動態観測（その5）業務の実施及び高瀬地区Ｄ4ブロック抑止杭建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		総合農地防災事業	5,872,000	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	新濃尾（二期）地区宮田導水路水管理システム建設工事ほか2件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		生鮮食料品流通情報システム運用	187,630	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	生鮮食料品流通情報システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		農林業センサス調査票保管等業務	16,868	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	農林業センサス調査票保管等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		土地改良事業関連受託工事	1,003,000	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	北陸電力株式会社からの委託に係る手取川流域かんがい排水事業白山頭首工（二期）建設工事及び兵庫県からの委託に係る東播用水二期かんがい排水事業山田幹線水路（緑が丘サイホン）建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
	農林水産本省検査指導機関	電子計算機等借入れ	62,434	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	41,375	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

官　報（号外）

		競争導入公共サービス施設管理運営業務	26,553	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	農林水産技術会議	電子計算機等借入れ	182,931	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方農政局	電子計算機等借入れ	930,025	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎等機械警備	143,298	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	庁舎等の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	496	平成27年度	平成27年度以降7箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	北海道農政事務所	事務機器等借入れ	28,732	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎機械警備	630	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	林野庁	電子計算機等借入れ	771,712	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎機械警備	67,540	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	7,865	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		林野庁施設整備	103,605	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	岩手南部森林管理署遠野支署庁舎の耐震改修工事には、多くの日数を要するため
		治山事業	800,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	南小川地区の地すべり防止工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス国有林間伐等事業	2,313,274	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う国有林の間伐等事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	水産庁	電子計算機等借入れ	39,863	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		車両借入れ	2,465	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		独立行政法人水産大学校船舶建造費補助	5,799,195	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	独立行政法人水産大学校が行う練習船代船建造事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

		競争導入公共サービス水産物流通情報発信事業	189,210	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う水産物流通情報発信事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
経済産業省	経済産業本省	事務機器借入れ	807	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	14,868	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		経済産業本省施設整備	1,133,656	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	経済産業本省施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス経済産業省企業活動基本調査事業	386,589	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う経済産業省企業活動基本調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ	734,669	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		工業標準策定システム利用	327,660	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	工業標準策定システムの利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		紛争関連テレビ会議システム借入れ等	10,576	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	紛争関連テレビ会議システムの借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業	272,036	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		商品先物市場監視強化システム用電子計算機借入れ等	26,745	平成27年度	平成28年度以降3箇年度以内	商品先物市場監視強化システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	経済産業局	事務機器借入れ	5,455	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	7,989	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	資源エネルギー庁	事務機器借入れ	156	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		車両借入れ	15,978	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		鉱業権出願処理システム開発等	160,169	平成27年度	平成28年度	鉱業権出願処理システムの開発等には、多くの日数を要するため
		電子計算機借入れ	7,510	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

	中小企業庁	事務機器借入れ	118	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官公需情報ポータルサイト利用	144,380	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	官公需情報ポータルサイトの利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
国土交通省	国土交通本省	電話交換業務	94,065	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電話交換業務を円滑に実施するためには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		港湾廃棄物処理施設整備事業費補助	2,366,100	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	廃棄物処理施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沿道環境改善事業	1,200,000	平成27年度	平成28年度以降4箇年度以内	一般国道愛知23号の沿道環境改善事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス道路整備事業等発注者支援業務	28,855,760	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業等発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		無電柱化推進事業	8,222,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	一般国道静岡1号電線共同溝ほか22箇所の無電柱化推進工事には、多くの日数を要するものがあるため
		国営公園整備	6,814,900	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園及び淀川河川公園の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス国営公園事業発注者支援業務	729,300	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	競争を導入した公共サービスとして行う国営公園事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス国営公園維持管理業務	25,321,690	平成27年度	平成28年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う国営東京臨海広域防災公園ほか10箇所の維持管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス治水事業等発注者支援業務	15,031,511	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業等発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		河川都市基盤整備事業	113,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	阿武隈川の改修工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修事業	34,495,500	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	鳴瀬川ほか35河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに由良川の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		河川維持修繕	8,412,100	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	阿武隈川ほか50河川の維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス河川等公物管理補助業務	12,250,114	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う河川等公物管理補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		航空機購入	3,000,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	公共施設等維持管理用ヘリコプターの購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		堰堤維持	3,877,300	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	北上川鳴子ダムほか7ダムのダム管理用制御装置の製作及び北上川湯田ダムほか22ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川総合開発事業	7,206,000	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	鳴瀬川鳴瀬川総合開発事業ほか6ダムの建設工事及びこれらに附帯する工事並びに九頭竜川足羽川ダムの建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		河川激甚災害対策特別緊急事業	2,997,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	白川及び筑後川の激甚災害対策特別緊急工事並びにこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川工作物関連応急対策事業	1,930,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	吉野川ほか3河川の河川工作物関連応急対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		堰堤改良事業	1,750,000	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	利根川五十里ダムの改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
		多目的ダム建設事業				
		利根川八ッ場ダム建設工事	790,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	利根川八ッ場ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		渡川中筋川総合開発建設工事	44,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	渡川中筋川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		大分川大分川ダム建設工事	800,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	大分川大分川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		淀川天ケ瀬ダム再開発建設工事	4,640,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	淀川天ケ瀬ダム再開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		岩木川津軽ダム建設工事	2,960,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	岩木川津軽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		庄川利賀ダム建設工事	34,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	庄川利賀ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		雄物川成瀬ダム建設工事	4,449,600	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	雄物川成瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		豊川設楽ダム建設工事	90,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	豊川設楽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		子吉川鳥海ダム建設工事	91,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	子吉川鳥海ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス治水事業用地補償総合技術業務	44,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業用地補償総合技術業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

官　報（号　外）

		総合流域防災対策事業	3,665,966	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	河川情報提供システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		砂防事業	12,096,280	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	最上川水系ほか20水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		地すべり対策事業	1,598,730	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	寺沢川由比地区ほか2地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		特定緊急砂防事業	3,794,000	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	紀伊山地及び奈半利川水系の特定緊急砂防工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス海岸事業発注者支援業務	545,065	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	競争を導入した公共サービスとして行う海岸事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		海岸維持管理	12,880,000	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	沖ノ鳥島海岸の維持管理には、多くの日数を要するものがあるため
		事務機器借入れ等	1,297,486	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		仕様の変更に伴う事務機器借入れ等に係る限度額の増額	12,663	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		道路更新防災対策事業	12,475,000	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	一般国道広島2号広島栄橋（その4）ほか6箇所の道路更新防災対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス道路整備事業用地補償総合技術業務	326,800	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業用地補償総合技術業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		道路維持	27,550,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	高速自動車国道新潟日本海沿岸東北自動車道ほか3箇所及び一般国道神奈川1号ほか178箇所の維持には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		道路除雪	4,040,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	高速自動車国道新潟日本海沿岸東北自動車道ほか3箇所及び一般国道滋賀1号ほか77箇所の除雪には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス道路公物管理補助業務	6,131,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		道路修繕事業	45,093,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	高速自動車国道新潟日本海沿岸東北自動車道修繕ほか9箇所及び一般国道東京1号修繕ほか210箇所の修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため

		雪寒地域道路交通確保事業	90,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	一般国道滋賀161号高島凍雪害防止の雪寒工事には、多くの日数を要するものがあるため
		交通連携道路事業	3,935,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	一般国道東京246号渋谷歩道橋ほか2箇所の交通連携推進工事には、多くの日数を要するものがあるため
		道路交通安全施設等整備事業	3,028,000	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	一般国道広島2号瀬戸自転車歩行者道（その3）ほか7箇所の交通安全施設等整備工事及び一般国道福井27号の交通安全施設等整備事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		交通事故重点対策道路事業	2,720,000	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	一般国道滋賀1号大路三丁目交差点改良（その2）ほか6箇所の交通事故重点対策工事及び一般国道奈良24号の交通事故重点対策事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		道路更新防災等対策事業費補助	605,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	道路更新防災等対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		港湾改修事業	19,810,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	川崎港ほか8港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス港湾整備事業等発注者支援業務	2,362,638	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業等発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		特定離島港湾施設整備事業	13,500,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	沖ノ鳥島及び南鳥島の特定離島港湾施設の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		港湾改修事業費補助	12,360,000	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		地域連携道路事業	389,153,000	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	高速自動車国道山梨中部横断自動車道富沢南部橋ほか30箇所及び一般国道三重1号伊勢大橋（その2）ほか83箇所の地域連携推進工事並びに高速自動車国道茨城東関東自動車道水戸線及び徳島四国横断自動車道阿南四万十線並びに一般国道岡山2号ほか13箇所の地域連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		地域連携道路事業費補助	26,565,000	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		道路交通円滑化事業	121,554,000	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	一般国道静岡1.号新大井川橋ほか37箇所の交通円滑化工事及び一般国道広島2号ほか19箇所の交通円滑化事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		道路交通円滑化事業費補助	2,959,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	交通円滑化事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		施設管理業務	377,816	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	施設の管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス離島港湾整備事業発注者支援業務	81,800	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		離島かんがい排水事業	2,900,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	沖永良部地区地下ダム止水壁（3工区）建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス北海道海岸事業発注者支援業務	10,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	競争を導入した公共サービスとして行う海岸事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		北海道河川改修事業	9,838,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	石狩川及び十勝川の改修工事並びにこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス北海道治水事業発注者支援業務	764,900	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		北海道河川維持修繕	638,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	石狩川ほか12河川の維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス北海道河川等公物管理補助業務	1,494,800	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う河川等公物管理補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		北海道堰堤維持	531,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	石狩川漁川ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		石狩川幾春別川総合開発建設工事	2,414,700	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	石狩川幾春別川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道道路更新防災対策事業	4,290,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	一般国道40号天塩大橋（その2）ほか2箇所の道路更新防災対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス北海道道路整備事業発注者支援業務	2,865,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		北海道地域連携道路事業	14,060,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	一般国道228号新亀川大橋ほか8箇所の地域連携推進工事及び一般国道278号の地域連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道道路交通円滑化事業	2,500,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	一般国道275号新石狩大橋の交通円滑化工事及び一般国道230号の交通円滑化事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス北海道道路整備事業用地補償総合技術業務	15,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業用地補償総合技術業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		北海道道路維持	1,558,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	一般国道5号ほか20箇所の維持には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		北海道道路除雪	1,381,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	一般国道5号ほか20箇所の除雪には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		北海道道路修繕事業	287,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	一般国道5号修繕ほか18箇所の修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス北海道国営公園維持管理業務	2,831,081	平成27年度	平成28年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う滝野すずらん丘陵公園の維持管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道かんがい排水事業	2,362,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	道央用水（三期）地区千歳川第1揚水機場ポンプ製作据付建設工事ほか4件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		建設事業予算執行管理システム開発	1,679,456	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	建設事業予算執行管理システムの開発には、多くの日数を要するため
		工事等電子契約システム開発	115,049	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	工事等電子契約システムの開発には、多くの日数を要するため
		官庁営繕	23,110,598	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	官庁施設の営繕工事等には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修附帯工事	2,304,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	道路管理者等の負担に係る鳴瀬川ほか5河川の改修附帯工事には、多くの日数を要するものがあるため
		道路改築附帯工事	9,980,143	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	公益事業者の負担に係る一般国道東京20号共同溝ほか26箇所の共同溝附帯工事等及び河川管理者等の負担に係る一般国道兵庫2号若宮橋（その2）ほか6箇所の橋梁架設附帯工事等には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修受託工事	3,656,000	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	石巻市等からの委託に係る北上川二子地区排水樋管ほか5箇所の樋管等の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川総合開発事業受託工事	1,870,000	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	群馬県等からの委託に係る利根川八ッ場ダムほか4ダムの発電所建設工事等には、多くの日数を要するものがあるため
		砂防事業受託工事	749,380	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	高山市からの委託に係る市道村上田頃家線の道路の改良工事及び伊那市からの委託に係る新鷹岩トンネルの建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		道路改築受託工事	1,983,614	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	東日本高速道路株式会社等からの委託に係る高速自動車国道東京関越自動車道新潟線中央北ランプトンネルほか6箇所の道路改築工事及び一般国道北海道278号の道路改築事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため

官報（号外）

		道路維持受託事業	428,400	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	東日本高速道路株式会社等からの委託に係る一般国道埼玉298号ほか5箇所の維持には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		港湾整備関係受託工事	44,040,000	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	茨城県からの委託に係る茨城港の廃棄物処理施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
	国土技術政策総合研究所	事務機器借入れ等	122,080	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		工事等電子契約システム開発	4,834	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	工事等電子契約システムの開発には、多くの日数を要するため
	国土地理院	競争導入公共サービス施設管理運営業務	427,847	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	14,654	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事務機器借入れ等	45,648	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		工事等電子契約システム開発	3,429	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	工事等電子契約システムの開発には、多くの日数を要するため
	地方整備局	庁舎機械警備	492,934	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事務機器借入れ等	10,295,254	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		工事等電子契約システム開発	342,891	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	工事等電子契約システムの開発には、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス道路公物管理補助業務	2,420,100	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	北海道開発局	事務機器借入れ等	1,373,700	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		工事等電子契約システム開発	67,744	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	工事等電子契約システムの開発には、多くの日数を要するため
		庁舎機械警備	29,085	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方運輸局	事務機器借入れ等	80,504	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	気象庁	事務機器借入れ等	567,180	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	運輸安全委員会	事務機器借入れ	24,570	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

	海上保安庁	教育訓練用器材借入れ等	38,493	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	教育訓練用器材の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事務機器借入れ等	467,552	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		航空機用監視装置用部品購入	73,288	平成27年度	平成28年度	航空機用監視装置用部品の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		分析機器借入れ等	64,245	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	分析機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	18,840	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		弾薬購入	170,339	平成27年度	平成28年度	弾薬のうち40ミリ砲弾、35ミリ砲弾及び30ミリ砲弾の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		通信設備整備	1,062,887	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	コスパス・サーサット計画による通信設備の整備には、多くの日数を要するため
		航路標識整備事業	567,214	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	観音埼船舶通航信号所の移転に伴い必要となる施設の改良工事には、多くの日数を要するため
環境省	環境本省	電子計算機借入れ等	356,305	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		不発弾陸上処理	1,141,857	平成27年度	平成29年度及び平成30年度	「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第10条の規定により船舶からの排出が禁止された不発弾の陸上処理には、多くの日数を要するものがあるため
		大気汚染物質広域監視システム用電子計算機借入れ等	40,888	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	大気汚染物質広域監視システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		花粉観測システム用電子計算機借入れ等	28,458	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	花粉観測システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス漂着ごみ対策総合検討事業	110,955	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う漂着ごみ対策総合検討事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		産業廃棄物行政情報システム借入れ等	116,506	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	産業廃棄物行政情報システムの借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		放射能濃度確認済廃棄物管理システム借入れ等	21,939	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	放射能濃度確認済廃棄物管理システムの借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		生物多様性情報システム借入れ等	270,240	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	生物多様性情報システムの借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地球環境パートナーシッププラザ情報整備システム更新	23,068	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	地球環境パートナーシッププラザ情報整備システムの更新には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		車両借入れ	15,978	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス環境保全普及推進事業	39,011	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	競争を導入した公共サービスとして行う環境保全普及推進事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	2,334	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	111,601	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器等借入れ	1,080	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方環境事務所	事務機器等借入れ	5,605	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	原子力規制委員会	放射能調査研究機器整備	11,290	平成27年度	平成28年度	放射能調査研究機器の整備には、多くの日数を要するため
防衛省	防衛本省	防衛省職員採用試験問題作成等業務	3,288	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	防衛省における職員採用試験の問題作成等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	5,247,039	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		防衛本省施設整備	2,838,125	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	防衛本省施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		武器購入	202,669,777	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	武器のうち水陸両用車、地対空誘導弾、イージス・システム等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		通信機器購入	106,390,202	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	通信機器のうち航空警戒管制用通信機器等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		車両購入	7,141,572	平成27年度	平成28年度及び平成29年度	車両のうち大型トラック等の購入には、その生産に多くの日数を要するため
		弾薬購入	125,596,846	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	弾薬のうち対戦車誘導訓練弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		諸器材購入	60,230,635	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	諸器材のうち早期警戒管制機Ｅ―767用整備器材等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		武器車両等整備	316,336,728	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	武器、車両等の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		艦船建造	564,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	えい船2隻の建造には、多くの日数を要するため

		艦船整備	63,055,235	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	艦船の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため	
		民間資金等活用船舶維持管理運営	24,979,519	平成27年度	平成28年度以降10箇年度以内	民間資金等を活用した船舶の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため	
		航空機購入	318,689,221	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	戦闘機F―35A等15機、滞空型無人機（グローバルホーク）システム等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため	
		航空機購入に係る契約の一部変更	―	平成27年度	平成28年度まで1箇年度及び平成30年度まで2箇年度延長	平成23年度及び平成24年度の各年度の一般会計国庫債務負担行為（事項）「航空機購入」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成27年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を、平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「航空機購入」に係るものについては平成28年度まで1箇年度、平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「航空機購入」に係るものについては平成30年度まで2箇年度それぞれ延長する必要があるため	
		特定防衛調達航空機購入	343,166,377	平成27年度	平成27年度以降7箇年度以内	特定防衛調達により行う固定翼哨戒機P―1　20機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため	
		航空機整備	300,357,654	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	航空機の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため	
		提供施設等整備	118,939,814	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	岩国飛行場ほか25箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため	
		提供施設移設整備	170,361,609	平成27年度	平成28年度以降3箇年度以内	普天間飛行場ほか8箇所の施設の移設工事には、多くの日数を要するものがあるため	
		在日米軍再編関連施設周辺整備助成補助	885,039	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	在日米軍再編関連施設周辺整備助成事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため	
		国際平和協力活動等通信機器整備	60,180	平成27年度	平成28年度	国際平和協力活動等のための通信機器の整備には、その部品の生産に多くの日数を要するため	
		国際平和協力活動等航空機整備	55,277	平成27年度	平成28年度	国際平和協力活動等のための航空機の整備には、その部品の生産に多くの日数を要するものがあるため	
		競争導入公共サービス防衛大学校給食業務	174,492	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う防衛大学校の給食業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため	
		自衛隊施設整備	107,249,167	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	吉井弾薬庫ほか123箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため	
		自衛隊指揮通信情報システム効率化支援業務	205,161	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	自衛隊指揮通信情報システムの効率化支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため	
		民間海上輸送力活用事業推進支援業務	199,790	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	民間海上輸送力活用事業推進支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため	

		研究開発	107,904,416	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	研究開発のうち戦闘機用統合火器管制装置等の試作に必要な資材等の生産又は研究には、多くの日数を要するものがあるため
		教育訓練用器材購入	30,042,690	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	教育訓練用器材のうち固定翼哨戒機Ｐ―１用搭乗員訓練装置等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		教育訓練用器材借入れ等	5,602,049	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	教育訓練用器材のうち富士訓練評価システム用処理装置等の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		教育訓練用器材整備	6,332,276	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	教育訓練用器材のうち哨戒ヘリコプターＳＨ―60Ｋ用実習装置等の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス住宅防音事業関連事務手続補助業務	531,720	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う住宅防音事業関連事務手続補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		公務員宿舎建設等	6,320,624	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	公務員宿舎の建設等には、多くの日数を要するものがあるため
		障害防止対策施設整備	567,706	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	矢臼別演習場ほか２箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		自衛隊施設用地取得等	3,654,165	平成27年度	平成28年度	陸上自衛隊及び航空自衛隊の施設の整備に必要な用地の取得には、あらかじめその用地を取得等する旨の契約を結ぶ必要があるため
		障害防止対策事業費補助	5,386,240	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	障害防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		教育施設等騒音防止対策事業費補助	5,101,266	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	教育施設等騒音防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		施設周辺整備助成補助	13,387,010	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	施設周辺整備助成事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		道路改修等事業費補助	2,606,467	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	道路改修等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	地方防衛局	事務機器借入れ等	231,916	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	防衛装備庁	事務機器借入れ等	28,940	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		研究開発	4,327,347	平成27年度	平成28年度及び平成29年度	研究開発のうち将来ミサイル警戒装置等の試作に必要な資材等の生産又は研究には、多くの日数を要するものがあるため

平成二十七年度一般会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、経済再生と財政健全化の両立を実現すべく、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策の重点化を図るため編成されたものである。

歳出のうち、基礎的財政収支対象経費の規模は、前年度当初予算に対して〇・四パーセント増の七十二兆八千九百十二億円であり、また、歳入のうち、公債金は、前年度当初予算を四兆三千八百七十億円下回る三十六兆八千六百三十億円で、公債依存度は三十八・三パーセントとなっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1	租税及印紙収入	五四、五二五、〇〇〇百万円
	成長志向に重点を置いた法人税改革として、課税ベースを拡大して税率を引き下げることで、企業が収益力を高め、賃上げに積極的に取り組むよう促し、消費税については、税率十パーセントへの引上げ時期を平成二十九年四月とすること等とし、さらに、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度の延長・拡充や地方拠点強化税制の創設など、所要の措置を講ずることとしている。	
2	官業益金及官業収入	四三、九三六百万円
3	政府資産整理収入	二八八、六七九百万円
4	雑収入	四、六一九、一四八百万円
5	公債金	三六、八六三、〇〇〇百万円
(1)	公債金	六、〇〇三、〇〇〇百万円
(2)	特例公債金	三〇、八六〇、〇〇〇百万円
6	前年度剰余金受入	二、一八八百万円
	計	九六、三四一、九五一百万円

歳出

1	社会保障関係費	三一、五二九、六六二百万円
(1)	年金医療介護保険給付費	二三、一一〇、六六三百万円
(2)	生活保護費	二、九〇四、一五二百万円
(3)	社会福祉費	四、八五九、一四二百万円
(4)	保健衛生対策費	四八七、六四五百万円
(5)	雇用労災対策費	一六八、〇六一百万円

高齢化等に伴って必要となる年金・医療等の経費について、重点化を図りつつ所要額を確保し、その際、消費税増収分等を活用した社会保障の充実・安定化を図ることとしている。具体的には、子ども・子育て支援新制度の施行に向けて平成二十七年度に予定していた「量的拡充」及び「質の改善」の全てのメニューの実施、介護職員に対する月額一・二万円の処遇改善、国民皆保険のセーフティネットである国民健康保険の財政基盤強化などに取り組むこととしている。あわせて、恒久化された基礎年金国庫負担割合の二分の一への引上げに必要な財源を確保するとともに、消費税率引上げに伴って生じる社会保障四経費の増加（公経済負担）について、物価・賃金スライドによる年金額の改定への対応等を適切に行うこととしている。これらの結果、前年度当初予算額に対して一兆三十億円増となっている。

2	文教及び科学振興費	五、三六一、三二〇百万円
(1)	義務教育費国庫負担金	一、五二八、四〇四百万円
(2)	科学技術振興費	一、二八五、七二七百万円
(3)	文教施設費	七二、八七三百万円
(4)	教育振興助成費	二、三七一、六三一百万円
(5)	育英事業費	一〇二、六八四百万円

基礎学力の向上等を目指して、教育環境を整備し、学校・家庭・地域の連携を支援するとともに、高等教育の振興を図ることとし、科学技術においては、イノベーションシステム改革と科学技術基盤の充実・強化等に取り組むこととしている。

3	国債費	二三、四五〇、七〇二百万円
4	恩給関係費	三九三、二一一百万円
(1)	文官等恩給費	一二、四七六百万円
(2)	旧軍人遺族等恩給費	三六一、〇二〇百万円
(3)	恩給支給事務費	一、九一六百万円
(4)	遺族及び留守家族等援護費	一七、七九九百万円
5	地方交付税交付金	一五、四一六、八六九百万円

所得税及び法人税、酒税並びに消費税の収入見込額の一定割合に相当する額十三兆五千五百億円から、平成十九年度及び二十年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和二十五年法律第二百十一号）に基づき平成二十七年度分の交付税の総額から減額することとされている額二千四百八十六億円を控除し、特例加算額等二兆千百五十五億円を加えた額を計上している。

6　地方特例交付金　一一八、八六八百万円

「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成十一年法律第十七号）に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補塡する地方特例交付金として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付するために必要な経費であり、所要額を計上している。

7　防衛関係費　四、九八〇、一四〇百万円

平成二十五年十二月十七日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「平成二十六年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成二十六年度～平成三十年度）について」等を踏まえ、警戒監視能力の強化、沿岸監視体制の整備、島嶼部攻撃への対応の強化等を図るとともに、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底することとしている。

8　公共事業関係費　五、九七一、〇八二百万円

(1)　治山治水対策事業費　八四四、七七二百万円
(2)　道路整備事業費　一、三二八、〇四八百万円
(3)　港湾空港鉄道等整備事業費　四二〇、八二二百万円
(4)　住宅都市環境整備事業費　五四三、三三九百万円
(5)　公園水道廃棄物処理等施設整備費　一二二、八〇六百万円
(6)　農林水産基盤整備事業費　五七四、三五〇百万円
(7)　社会資本総合整備事業費　一、九九六、五五四百万円
(8)　推進費等　六七、三一二百万円
(9)　災害復旧等事業費　七三、〇七九百万円

東日本大震災からの復興加速を図るため、復興のための施策を着実に推進するほか、国民の命と暮らしを守る防災・減災対策やインフラの老朽化等の課題に対応するため、引き続き投資の重点化・効率化を図りつつ、真に必要な社会資本整備等に取り組むこととしている。

9　経済協力費　五〇六、四一五百万円

ＯＤＡ事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。

10　中小企業対策費　一八五、六一八百万円

中小企業・小規模事業者の革新及び地域の中小企業・小規模事業者の活性化並びに資金繰り対策等について資金の重点的な配分を図ることとする一方、事業の執行状況等を踏まえた既存事業の見直し等により支出の抑制を図ることとしている。

11　エネルギー対策費　八九八、五一一百万円

「エネルギー基本計画」（平成二十六年四月十一日閣議決定）の実現に向けて、省エネルギーの徹底的な推進や再生可能エネルギーの最大導入への取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

12　食料安定供給関係費　一、〇四一、六八四百万円

「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成二十五年十二月十日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に沿って、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積・集約化などの構造改革を進めるとともに、輸出促進、六次産業化の推進等、農林水産業の競争力強化策への重点化を図ることとしている。

13　その他の事項経費　六、一三七、八七〇百万円

14　予備費　三五〇、〇〇〇百万円

計　九六、三四一、九五一百万円

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、維新の党及び日本共産党から、それぞれ、「平成二十七年度一般会計予算、平成二十七年度特別会計予算及び平成二十七年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

平成二十七年三月十三日

予算委員長　大島　理森

衆議院議長　町村　信孝殿

平成二十七年度特別会計予算

右

国会に提出する。

平成二十七年二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

平成27年度特別会計予算
予算総則

（歳入歳出予算）

第1条　次に掲げる各特別会計の平成27年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
財務省所管	地震再保険
	国債整理基金
	外国為替資金
財務省及び国土交通省所管	財政投融資
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管	エネルギー対策
厚生労働省所管	労働保険
内閣府及び厚生労働省所管	年金
農林水産省所管	食料安定供給
	国有林野事業債務管理
経済産業省所管	貿易再保険
	特許
国土交通省所管	自動車安全
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管	東日本大震災復興

（繰越明許費）

第2条　各特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第3条　各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成27年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第4条　「特別会計に関する法律」第5条第2項の規定による各特別会計の「歳入歳出予定計算書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

（国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額）

第5条　国債整理基金特別会計において、「財政法」第5条ただし書の規定により政府が平成27年度において発行する公債を日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えのために必要な金額とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第6条　自動車安全特別会計空港整備勘定において、「財政法」第15条第2項の規定により平成27年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、2,000,000千円とする。

（借入金等の限度額）

第7条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第13条第2項の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額
交付税及び譲与税配付金		32,817,295,408千円
財政投融資	特定国有財産整備勘定	19,741,000
食料安定供給	国営土地改良事業勘定	3,200,000
国有林野事業債務管理		306,400,000

2　エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における「特別会計に関する法律」第13条第2項及び第94条第2項の規定による借入金及び証券の限度額は、1,594,200,000千円とする。

3　エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定における「特別会計に関する法律」第13条第2項及び第94条第4項の規定による借入金及び証券の限度額は、8,612,900,000千円とする。

4　食料安定供給特別会計食糧管理勘定における「特別会計に関する法律」第136条第1項の規定による証券の限度額は、397,230,000千円とする。

（一時借入金等の限度額）

第8条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第15条第2項及び第83条第2項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額
交付税及び譲与税配付金		32,817,295,408千円
国債整理基金		10,000,000,000
外国為替資金		195,000,000,000
エネルギー対策	エネルギー需給勘定	1,586,400,000
	原子力損害賠償支援勘定	3,530,600,000
年金	健康勘定	1,491,138,172
食料安定供給	食糧管理勘定	397,230,000

国有林野事業債務管理		99,200,000
貿易再保険		3,700,000
自動車安全	空港整備勘定	10,000,000
東日本大震災復興		3,000,000,000

2　財政投融資特別会計財政融資資金勘定における「財政融資資金法」第９条第２項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額は、15,000,000,000千円とする。

（翌年度における国債の整理又は償還のための起債限度額）

第９条　国債整理基金特別会計において、「特別会計に関する法律」第47条第１項の規定により平成27年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を起債する場合のその限度額は、32,000,000,000千円とする。

2　前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（財政投融資特別会計財政融資資金勘定における公債発行の限度額）

第10条　財政投融資特別会計財政融資資金勘定において、「特別会計に関する法律」第62条第２項の規定により平成27年度において公債を発行することができる限度額は、14,000,000,000千円とする。ただし、第18条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額したときは、その増額した金額の範囲内において、公債発行の限度額を増額することができる。

2　前項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成26年９月１日から同年11月30日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を前項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合には、当該増額された後の限度額）に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

3　第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合及び前項後段の規定により減算又は加算された場合には、当該増額及び減算又は加算された後の限度額）に加算した金額を第１項の限度額とする。

（エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の電源開発促進税収入の各対策への帰属）

第11条　「特別会計に関する法律」第91条第１項の規定により、電源立地対策に充てるため平成27年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、電源開発促進税収入の375分の161を基礎として算出した同法に規定する同勘定への繰入相当額のうち、同年度の電源立地対策に要する費用と電源立地対策に係る平成26年度の決算上の剰余金見込額（平成25年度の決算上の剰余金から平成26年度への繰越金及び平成26年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額並びに平成26年度の剰余金の見込額の合算額をいう。）、周辺地域整備資金からの受入額及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

2　「特別会計に関する法律」第91条第１項の規定により、電源利用対策に充てるため平成27年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、電源開発促進税収入の375分の146を基礎として算出した同法に規定する同勘定への繰入相当額のうち、同年度の電源利用対策に要する費用と電源利用対策に係る平成26年度の決算上の剰余金見込額（平成25年度の決算上の剰余金から平成26年度への繰越金及び平成26年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額並びに平成26年度の剰余金の見込額の合算額をいう。）及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

3　「特別会計に関する法律」第91条第１項の規定により、原子力安全規制対策に充てるため平成27年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、電源開発促進税収入の375分の68を基礎として算出した同法に規定する同勘定への繰入相当額のうち、同年度の原子力安全規制対策に要する費用と原子力安全規制対策に係る平成26年度の決算上の剰余金見込額（平成25年度の決算上の剰余金から平成26年度への繰越金及び平成26年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額並びに平成26年度の剰余金の見込額の合算額をいう。）及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

（決算上の剰余金の一般会計の歳入への繰入れ）

第12条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第８条第２項の規定により平成27年度において当該各特別会計から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	繰入	額
外国為替資金		1,428,081,081千円
財政投融資	投資勘定	44,589
食料安定供給	業務勘定	5
エネルギー対策	エネルギー需給勘定	458,583

2　「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第34条第２項の規定により平成27年度において食料安定供給特別会計漁船再保険勘定から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、34,370千円とする。

（東日本大震災復興特別会計における公債発行の限度額）

第13条　東日本大震災復興特別会計において、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第４項の規定により平成27年度において公債を発行することができる限度額は、2,862,500,000千円とする。

２　前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲）

第14条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第72条第４項の規定による復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲は、次に掲げるとおりとする。

特別会計	款	項
国債整理基金	資産処分収入	東日本大震災復興株式売払収入（日本郵政株式の売払収入に限る。）
	配当金収入	東日本大震災復興配当金収入
	運用収入	東日本大震災復興運用収入
	雑収入	東日本大震災復興雑収入
東日本大震災復興	他会計より受入	特別会計より受入（食料安定供給特別会計より受入に限る。）
	公共事業費負担金収入	公共事業費負担金収入
	災害等廃棄物処理事業費負担金収入	災害等廃棄物処理事業費負担金収入
	附帯工事費負担金収入	附帯工事費負担金収入
	雑収入	貸付金等回収金収入
		雑収入

２　前項に規定するもののほか、東日本大震災復興特別会計においては、「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」第９条第３項の規定による特定原子力損害の賠償請求権その他の国が有する原子力損害に係る請求権若しくは求償権の行使による収入その他原子力事故に起因する収入又は復興費用に関連して発生する貸付金等回収金収入、雑納付金、弁償及返納金等があった場合においては、当該収入は、前項に規定する復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲に属するものとする。

（復興費用の範囲）

第15条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第５項の規定による復興費用の範囲は、「甲号歳入歳出予算」における東日本大震災復興特別会計の歳出（復興債費（復興債償還費用に限る。）を除く。）に掲げるとおりとする。

（利子補給契約の限度額）

第16条　次の表の左欄に掲げる特別会計の中欄に掲げる利子補給契約の金額の限度は、平成27年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	区分	限度額
東日本大震災復興	「農業経営基盤強化促進法」附則第14項の規定により読み替えられた同法第14条の９第３項の規定による金額の限度	平成27年度以降18箇年度間を通ずる利子補給金の総額　19,099千円
	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第117条第２項の規定により読み替えられた「農業経営基盤強化促進法」附則第10項の規定による金額の限度	平成27年度以降30箇年度間を通ずる利子補給金の総額　238,575
	「東日本大震災復興特別区域法」第44条第２項の規定による金額の限度	平成27年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額　8,874,000

（再保険契約の限度額）

第17条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による再保険契約の金額の限度は、平成27年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額	
地震再保険	「地震保険に関する法律」第３条第３項	１回の地震等により支払うべき再保険金の総額	6,738,600,000千円
貿易再保険	「貿易保険法」	独立行政法人日本貿易保険を相手方とする次の各保険ごとの再保険金額の総額	
		普通貿易保険	42,500,000,000
		出資外国法人等貿易保険	850,000,000
		貿易代金貸付保険	2,000,000,000
		為替変動保険	60,000,000
		輸出手形保険	1,770,000,000
		輸出保証保険	170,000,000
		前払輸入保険	100,000,000
		海外投資保険	2,250,000,000
		海外事業資金貸付保険	7,620,000,000
		独立行政法人日本貿易保険が負う再保険責任についての再保険の再保険金額の総額	1,260,000,000

（財政融資資金の長期運用予定額）

第18条　平成27年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第２条第１項に規定する財政融資資金の長期運用予定額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	長期運用予定額
（国）	
1　エネルギー対策特別会計	7,800,000千円
2　食料安定供給特別会計	3,200,000
（政府関係機関）	
3　沖縄振興開発金融公庫	68,000,000
4　株式会社日本政策金融公庫	4,552,000,000
5　株式会社国際協力銀行	250,000,000
6　独立行政法人国際協力機構	376,600,000
（独立行政法人等）	
7　日本私立学校振興・共済事業団	36,700,000
8　国立研究開発法人森林総合研究所	6,300,000
9　独立行政法人福祉医療機構	460,800,000
10　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	54,900,000
11　独立行政法人水資源機構	9,100,000
12　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	900,000
13　独立行政法人日本学生支援機構	779,700,000
14　独立行政法人国立大学財務・経営センター	57,000,000
15　独立行政法人国立病院機構	34,500,000
16　独立行政法人都市再生機構	471,400,000
17　独立行政法人地域医療機能推進機構	4,800,000
18　独立行政法人住宅金融支援機構	210,000,000
19　国立研究開発法人国立がん研究センター	1,500,000
20　国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3,300,000
21　国立研究開発法人国立成育医療研究センター	1,500,000
22　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2,000,000
23　株式会社日本政策投資銀行	300,000,000
（地方公共団体）	
24　地方公共団体	3,269,000,000

2　前項第６号に規定する独立行政法人国際協力機構への長期運用予定額は、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第１項第２号に規定する業務並びに同項第８号及び第９号並びに同条第３項に規定する業務のうち有償資金協力業務に充てられるものを予定している。

3　予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第１項第３号から第24号までの各号に掲げる区分ごとの長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定額を増額することができる。ただし、当該各号の増額の合計額が当該各号に定める金額の合計額の100分の25に相当する金額を超えてはならない。

（歳入歳出予算の弾力条項等）

第19条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第７条第１項の規定により、当該特別会計の目的に照らして中欄に掲げる事由により経費を増額する必要がある場合であって、右欄に掲げる事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

特別会計	経費増額事由	収入増加事由
1　交付税及び譲与税配付金	地方譲与税譲与金に必要な経費の不足	地方揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税、特別とん税及び地方法人特別税の収入の増加
2　地震再保険	再保険金に必要な経費の不足	再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加
3　国債整理基金	債務償還費、利子等に必要な経費の不足	国債の償還金、利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てるための他会計からの受入金の増加
	前年度発行の償還期間１年以下の公債の償還に必要な経費の不足	借換国債の発行による公債金収入の増加
	予見し難い市場環境の変化への対応等に伴う公債の買入消却に必要な経費の不足	14,000,000,000千円を限度とする借換国債の発行による公債金収入の増加
	株式売払いに必要な経費の不足	株式売払いによる収入の増加

4　財政投融資	財政融資資金勘定における預託金利子に必要な経費の不足	特別会計の積立金等の受入資金の増加等に伴う収入の増加
	財政融資資金勘定における第18条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合の財政融資資金への繰入れに必要な経費の不足	第10条第１項ただし書の規定を適用した場合の公債金収入の増加
	財政融資資金勘定における第18条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合、外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が第10条第２項前段の規定により算出した金額を下回る場合及び第10条第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回る場合の公債の利子及び発行に必要な経費の不足	第10条第１項ただし書、第２項後段及び第３項の規定を適用した場合の公債金収入の増加に伴う運用利殖金収入等の増加
	特定国有財産整備勘定における借入金の繰上償還のための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費の不足	国有財産処分収入の増加
5　労働保険	労災勘定における保険給付又は雇用勘定における失業等給付に必要な経費の不足	徴収勘定より受入の額のうち純保険料に相当する金額の増加
	雇用勘定における予見し難い経済事情の変動による雇用安定事業に直接必要な経費の不足	雇用安定資金からの歳入組入れによる収入の増加
	徴収勘定における石綿健康被害救済事業交付金に必要な経費の不足	一般拠出金収入の増加
	徴収勘定における他勘定への繰入れに必要な経費の不足	保険料収入の増加
6　年金	国民年金勘定における特別障害給付金給付又は福祉年金給付に必要な経費の不足	一般会計からの受入金の増加
	国民年金勘定における国民年金給付又は厚生年金勘定における保険給付に必要な経費の不足	保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加
	健康勘定における保険料等交付金に必要な経費の不足	保険料収入の増加
7　食料安定供給	食糧管理勘定における1,952千トンを限度とする「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第43条及び「飼料需給安定法」第４条の規定による食糧買入費に必要な経費の不足	当該買入費に充てるための「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第43条及び「飼料需給安定法」第５条の規定による食糧売払代の収入の増加
	農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定における再保険金又は保険金に必要な経費の不足	再保険料収入又は保険料収入の増加
	国営土地改良事業勘定における事業のため直接必要な経費の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）の増加
8　国有林野事業債務管理	借入金の利子に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費の不足	借入金の利子に充てるための一般会計からの受入金の増加
9　特許	工業所有権に関する事務量の増加のため直接必要な経費の不足	特許料等収入の増加
10　自動車安全	保障勘定における保障金に必要な経費の不足	賦課金収入の増加
	自動車検査登録勘定における検査、登録又は指定の件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費の不足	検査登録手数料収入の増加

	空港整備勘定における事業のため直接必要な経費（その他の収入を充てる場合には、災害復旧に必要な経費に限る。）の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）又は借入金を除くその他の収入の増加
	空港整備勘定における「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第２条第１項第１号に該当する事業に要する資金として貸し付けた無利子の貸付金の繰上償還に伴う償還金に相当する金額の一般会計への繰入れに必要な経費の不足	当該貸付金の繰上償還による償還金収入の増加

２　第２条の規定によるもののほか、前項第７号及び第10号による経費の増額を行った場合であって、かつ、一般会計からの受入金が災害対策等緊急事業推進費及び北海道特定特別総合開発事業推進費からの受入金である場合には、当該増額に係る経費については、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるため、「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費とする。

（東日本大震災復興特別会計における予算の移替え等）

第20条　東日本大震災復興特別会計において、行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における所管及び組織の区分によることができない場合においては、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

２　東日本大震災復興特別会計において、行政組織に関する法令の改廃等に伴い、その予算の所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第21条　東日本大震災復興特別会計において、次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	沖縄教育振興事業費
復興庁	復興庁	東日本大震災復興支援対策費、東日本大震災復興推進費、原子力災害復興再生支援事業費、東日本大震災復興推進調整費、内閣共通費、総務省共通費、法務省共通費、文部科学省共通費、厚生労働省共通費、農林水産省共通費、環境省共通費、地域活性化等復興政策費、治安復興政策費、治安復興事業費、金融機能安定・円滑化復興政策費、消費生活復興政策費、生活基盤行政復興政策費、生活基盤行政復興事業費、法務行政復興政策費、法務行政復興事業費、東日本大震災復興日本司法支援センター運営費、財務行政復興事業費、教育・科学技術等復興政策費、教育・科学技術等復興事業費、東日本大震災復興独立行政法人国立高等専門学校機構運営費、東日本大震災復興国立大学法人施設整備費、東日本大震災復興国立大学法人運営費、東日本大震災復興国立研究開発法人科学技術振興機構運営費、東日本大震災復興国立研究開発法人放射線医学総合研究所運営費、東日本大震災復興国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費、社会保障等復興政策費、社会保障等復興事業費、農林水産業復興政策費、農林水産業復興事業費、東日本大震災復興国立研究開発法人水産総合研究センター運営費、経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費、経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費、東日本大震災復興国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費、東日本大震災復興独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費、住宅・地域公共交通等復興政策費、住宅・地域公共交通等復興事業費、環境保全復興政策費、環境保全復興事業費、東日本大震災復興国立研究開発法人国立環境研究所運営費、防衛復興政策費、東日本大震災復興事業費、東日本大震災復興附帯工事費、東日本大震災復興治水事業工事諸費、東日本大震災復興道路整備事業工事諸費、東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費、東日本大震災復興自

		然公園等事業工事諸費、東日本大震災災害復旧等事業費、東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工事諸費、東日本大震災復興山林施設災害復旧事業工事諸費、東日本大震災復興河川等災害復旧事業工事諸費
国土交通省	国土交通本省	離島振興事業費

（予算の移用）

第22条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により移用することができる場合は、第１表から第４表までに掲げる各特別会計の各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　特別会計の各項の間の移用

特別会計	移用することができる項
外国為替資金	各項

第２表　特別会計の一部の勘定の項の間の移用

特別会計	勘定	移用することができる項
財政投融資	財政融資資金	各項
エネルギー対策	エネルギー需給	燃料安定供給対策費、エネルギー需給構造高度化対策費、事務取扱費、諸支出金、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	電源開発促進	電源立地対策費、電源利用対策費、原子力安全規制対策費、事務取扱費、諸支出金の各項
労働保険	労災	労働安全衛生対策費、保険給付費、職務上年金給付費年金特別会計へ繰入、職務上年金給付費等交付金、社会復帰促進等事業費、仕事生活調和推進費、中小企業退職金共済等事業費、個別労働紛争対策費、業務取扱費、施設整備費、保険料返還金等徴収勘定へ繰入の各項
	雇用	中小企業退職金共済等事業費、労使関係安定形成促進費、個別労働紛争対策費、職業紹介事業等実施費、地域雇用機会創出等対策費、高齢者等雇用安定・促進費、失業等給付費、就職支援法事業費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者職業能力開発支援費、技能継承・振興推進費、男女均等雇用対策費、業務取扱費、施設整備費、保険料返還金等徴収勘定へ繰入の各項
	徴収	業務取扱費、保険給付費等財源労災勘定へ繰入、失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入、諸支出金の各項
年金	基礎年金、国民年金、厚生年金、健康、子ども・子育て支援	各項
	業務	業務取扱費、社会保険オンラインシステム費、日本年金機構運営費の各項
食料安定供給	食糧管理	食糧買入費と食糧管理費
	国営土地改良事業	土地改良事業費及び離島土地改良事業費の各項と土地改良事業工事諸費
自動車安全	保障	保障費、再保険及保険費の各項と業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入
	自動車検査登録	業務取扱費と施設整備費
	自動車事故対策	自動車事故対策費と業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入
	空港整備	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費及び航空路整備事業費の各項と空港等整備事業工事諸費
		空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費及び沖縄空港整備事業費の各項と航空路整備事業費

第３表　特別会計の一部の項の間の移用

特別会計	移用することができる項
特許	事務取扱費と施設整備費

第４表　東日本大震災復興特別会計における一部の項の間の移用

特別会計	所管	組織	移用することができる項
東日本大震災復興	復興庁	復興庁	イ　東日本大震災復興事業費と東日本大震災復興治水事業工事諸費、東日本大震災復興道路整備事業工事諸費及び東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費の各項
			ロ　東日本大震災復興治水事業工事諸費、東日本大震災復興道路整備事業工事諸費、東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費及び東日本大震災復興河川等災害復旧事業工事諸費の各項

（俸給予算等の制限）

第23条　俸給予算の執行に当たっては、歳入歳出予定計算書に掲げる各特別会計の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

甲号　歳入歳出予算

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額(千円)	項	金額(千円)
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金	他会計より受入		16,492,902,925	地方交付税交付金	16,422,295,073
			一般会計より受入	15,603,084,869	地方特例交付金	118,868,000
			財政投融資特別会計より受入	300,000,000	交通安全対策特別交付金	67,240,580
			東日本大震災復興特別会計より受入	589,818,056	地方譲与税譲与金	2,685,403,400
		租税		3,136,800,000	事務取扱費	251,919
			地方法人税	477,000,000	諸支出金	525,104
			地方揮発油税	263,800,000	国債整理基金特別会計へ繰入	33,278,695,408
			石油ガス税	10,000,000	予備費	2,600,000
			自動車重量税	256,700,000		
			航空機燃料税	14,600,000		
			特別とん税	12,500,000		
			地方法人特別税	2,102,200,000		
		借入金		32,817,295,408		
			借入金	32,817,295,408		
		雑収入		6,938		
			雑収入	6,938		

官報（号外）

		前年度剰余金受入		1,269,955,864		
			前年度剰余金受入	1,269,955,864		
		合計		53,716,961,135	合計	52,575,879,484
財務省	地震再保険	再保険料収入		115,332,139	再保険費	139,123,061
			再保険料収入	115,332,139	事務取扱費	67,712
		雑収入		23,859,134	予備費	500
			雑収入	23,859,134		
		合計		139,191,273	合計	139,191,273
	国債整理基金	他会計より受入		88,661,166,646	国債整理支出	204,215,202,677
			他会計より受入	88,030,988,851	復興債整理支出	2,630,273,088
			東日本大震災復興他会計より受入	630,177,795		
		租税		140,100,000		
			たばこ特別税	140,100,000		
		公債金		116,298,588,778		
			公債金	115,776,818,462		
			復興借換公債金	521,770,316		
		資産処分収入		1,442,848,595		
			東日本大震災復興株式売払収入	1,442,848,595		
		配当金収入		29,579,550		
			東日本大震災復興配当金収入	29,579,550		
		運用収入		137,887,868		
			運用収入	132,143,856		
			東日本大震災復興運用収入	5,744,012		
		雑収入		135,304,328		
			雑収入	135,151,508		
			東日本大震災復興雑収入	152,820		
		合計		206,845,475,765	合計	206,845,475,765
	外国為替資金	外国為替等売買差益		150,000,000	事務取扱費	1,258,659
			外国為替等売買差益	150,000,000	諸支出金	67,374,879
		運用収入		2,471,286,909	融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	1,167
			運用収入	2,471,286,909	国債整理基金特別会計へ繰入	1,240,364,199

官報（号外）

		雑収入	1,050,110	予備費	300,000,000	
			雑収入 1,050,110			
		合計	2,622,337,019	合計	1,608,998,904	
財務省及び国土交通省	財政投融資					
	財政融資資金勘定	資金運用収入	2,034,828,896	財政融資資金へ繰入	14,000,000,000	
			運用利殖金収入 2,034,828,896	事務取扱費	5,757,330	
		公債金	14,000,000,000	諸支出金	544,496,422	
			公債金 14,000,000,000	公債等事務取扱費一般会計へ繰入	67,668	
		財政融資資金より受入	16,467,115,844	国債整理基金特別会計へ繰入	17,781,058,538	
			財政融資資金より受入 16,467,115,844	東日本大震災復興国債整理基金特別会計へ繰入	550,000,000	
		積立金より受入	550,000,000	予備費	60,000	
			積立金より受入 550,000,000			
		雑収入	33,086,399			
			雑収入 33,086,399			
		合計	33,085,031,139	合計	32,881,439,958	
	投資勘定	運用収入	443,109,529	産業投資支出	275,700,000	
			償還金収入 15,132,896	事務取扱費	107,898	
			利子収入 110,202	一般会計へ繰入	230,009,350	
			納付金 309,428,933	地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	300,000,000	
			配当金収入 118,437,498	国債整理基金特別会計へ繰入	116	
		雑収入	271,216	予備費	100,000	
			雑収入 271,216			
		前年度剰余金受入	362,536,619			
			前年度剰余金受入 362,536,619			
		合計	805,917,364	合計	805,917,364	
	特定国有財産整備勘定	国有財産処分収入	28,953,380	特定国有財産整備費	47,640,313	
			国有財産売払収入 28,953,380	事務取扱費	1,032,921	
		借入金	19,741,000	国債整理基金特別会計へ繰入	171,128	
			借入金 19,741,000	予備費	10,000	

		雑収入		136,560		
			雑収入	136,560		
		前年度剰余金受入		23,422		
			前年度剰余金受入	23,422		
		合計		48,854,362	合計	48,854,362
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	他会計より受入		538,180,000	燃料安定供給対策費	295,686,312
			一般会計より受入	538,180,000	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	48,500,000
		石油証券及借入金収入		1,594,200,000	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	16,096,405
			石油証券及借入金収入	1,594,200,000	エネルギー需給構造高度化対策費	307,080,523
		備蓄石油売払代		40,584,811	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	123,807,785
			備蓄石油売払代	40,584,811	事務取扱費	1,866,699
		雑収入		23,390,234	諸支出金	200
			雑収入	23,390,234	融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	11
		前年度剰余金受入		148,168,612	国債整理基金特別会計へ繰入	1,550,475,722
			前年度剰余金受入	148,168,612	予備費	1,010,000
		合計		2,344,523,657	合計	2,344,523,657
	電源開発促進勘定	他会計より受入		304,264,000	電源立地対策費	175,827,888
			電源立地対策財源一般会計より受入	147,741,000	電源利用対策費	19,513,656
			電源利用対策財源一般会計より受入	108,278,000	原子力安全規制対策費	35,725,992
			原子力安全規制対策財源一般会計より受入	48,245,000	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	91,634,968
		周辺地域整備資金より受入		17,380,706	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	1,584,572
			周辺地域整備資金より受入	17,380,706	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	189,178

官報（号外）

		雑収入		719,254	事務取扱費	24,515,860
			雑収入	719,254	諸支出金	417
		前年度剰余金受入		27,138,571	予備費	510,000
			前年度剰余金受入	27,138,571		
		合計		349,502,531	合計	349,502,531
	原子力損害賠償支援勘定	原子力損害賠償支援資金より受入		20,172,600	事務取扱費	1,043
			原子力損害賠償支援資金より受入	20,172,600	融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	1
		原子力損害賠償支援証券及借入金収入		8,612,900,000	国債整理基金特別会計へ繰入	8,633,191,019
			原子力損害賠償支援証券及借入金収入	8,612,900,000		
		原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入		10		
			原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入	10		
		雑収入		4,141		
			雑収入	4,141		
		前年度剰余金受入		174,037,412		
			前年度剰余金受入	174,037,412		
		合計		8,807,114,163	合計	8,633,192,063
厚生労働省	労働保険労災勘定	保険収入		1,069,461,617	労働安全衛生対策費	18,258,349
			他勘定より受入	871,218,186	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	1,868,788
			一般会計より受入	204,752	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費	89,133
			未経過保険料受入	21,558,073	保険給付費	773,444,486
			支払備金受入	176,480,606	職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	8,834,995
		運用収入		130,657,292	職務上年金給付費等交付金	6,052,831
			運用収入	130,657,292	社会復帰促進等事業費	145,322,700
		雑収入		18,042,677	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費	7,186,446
			雑収入	18,042,677	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	2,669,995
					仕事生活調和推進費	2,118,307

						中小企業退職金共済等事業費	1,892,694
						独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	109,082
						独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	53,766
						個別労働紛争対策費	991,715
						業務取扱費	49,001,170
						施設整備費	1,016,498
						保険料返還金等徴収勘定へ繰入	36,375,031
						予備費	6,700,000
		合計		1,218,161,586		合計	1,061,985,986
	雇用勘定	保険収入		2,449,409,026		中小企業退職金共済等事業費	6,282,442
			他勘定より受入	2,297,068,844		独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	32,863
			一般会計より受入	152,340,182		労使関係安定形成促進費	405,913
		積立金より受入		70,280,900		個別労働紛争対策費	991,698
			積立金より受入	70,280,900		職業紹介事業等実施費	59,662,912
		運用収入		9,377,278		地域雇用機会創出等対策費	142,504,793
			運用収入	9,377,278		高齢者等雇用安定・促進費	160,202,611
		独立行政法人納付金		150,925		失業等給付費	1,715,923,994
			独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構納付金	150,925		就職支援法事業費	26,351,047
		雑収入		22,608,159		職業能力開発強化費	53,542,117
			雑収入	22,608,159		若年者等職業能力開発支援費	2,649,277
		前年度繰越資金受入		669,646		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	67,997,816
			東日本大震災復興前年度国庫負担金受入超過額受入	669,646		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費	2,278,898
						障害者職業能力開発支援費	1,809,982
						技能継承・振興推進費	4,125,528
						男女均等雇用対策費	8,680,876

官報（号外）

						独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	1,891,250
						独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	139,479
						業務取扱費	95,190,304
						施設整備費	2,417,172
						雇用安定資金へ繰入	107,416,223
						保険料返還金等徴収勘定へ繰入	26,329,093
						復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入	669,646
						予備費	65,000,000
		合計		2,552,495,934		合計	2,552,495,934
	徴収勘定	保険収入		3,141,503,225		業務取扱費	31,552,238
			保険料収入	3,141,025,301		保険給付費等財源労災勘定へ繰入	871,218,186
			印紙収入	477,924		失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	2,297,068,844
		他会計より受入		84,779		諸支出金	49,089,884
			一般会計より受入	84,779		予備費	100,000
		一般拠出金収入		3,710,016			
			一般拠出金収入	3,710,016			
		他勘定より受入		62,704,124			
			他勘定より受入	62,704,124			
		雑収入		915,363			
			雑収入	915,363			
		前年度剰余金受入		40,111,645			
			前年度剰余金受入	40,111,645			
		合計		3,249,029,152		合計	3,249,029,152
内閣府及び厚生労働省	年金						
	基礎年金勘定	拠出金等収入		22,506,783,919		基礎年金給付費	21,777,465,337
			拠出金等収入	22,501,253,014		基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金	1,528,909,554
			運用収入	5,530,905		諸支出金	954,463
		積立金より受入		881,359,328		予備費	87,000,000
			積立金より受入	881,359,328			
		雑収入		6,186,107			
			雑収入	6,186,107			
		合計		23,394,329,354		合計	23,394,329,354

	国民年金勘定	保険収入		3,760,927,880	特別障害給付金給付費	3,465,456
			保険料収入	1,326,618,393	福祉年金給付費	270,241
			一般会計より受入	1,814,700,001	国民年金給付費	790,631,371
			基礎年金勘定より受入	619,585,757	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	3,242,905,178
			運用収入	23,729	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	97,900,207
		積立金より受入		324,625,834	諸支出金	53,496,452
			積立金より受入	324,625,834	予備費	3,200,000
		独立行政法人納付金		104,997,686		
			年金積立金管理運用独立行政法人納付金	95,877,691		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	9,119,995		
		雑収入		1,313,578		
			雑収入	1,313,578		
		前年度剰余金受入		3,927		
			前年度剰余金受入	3,927		
		合計		4,191,868,905	合計	4,191,868,905
	厚生年金勘定	保険収入		41,210,749,879	保険給付費	24,552,783,020
			保険料収入	27,433,404,108	実施機関保険給付費等交付金	2,385,389,602
			一般会計より受入	9,235,638,063	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	16,964,151,557
			労働保険特別会計より受入	8,834,995	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	121,846,467
			基礎年金勘定より受入	678,396,287	諸支出金	13,368,207
			存続厚生年金基金等徴収金	4,529,578	予備費	97,000,000
			解散厚生年金基金等徴収金	1,347,738,372		
			拠出金収入	23,288,903		
			実施機関拠出金収入	2,359,289,167		
			存続組合等納付金	119,355,194		
			運用収入	275,212		
		積立金より受入		1,562,035,840		
			積立金より受入	1,562,035,840		

官報（号外）

		独立行政法人納付金		1,349,390,797			
			年金積立金管理運用独立行政法人納付金	1,184,341,551			
			独立行政法人福祉医療機構納付金	165,049,246			
		雑収入		12,362,337			
			雑収入	12,362,337			
		合計		44,134,538,853	合計		44,134,538,853
	健康勘定	保険収入		8,549,519,231	保険料等交付金		8,864,995,939
			保険料収入	8,537,609,111	業務取扱費等業務勘定へ繰入		19,111,172
			一般会計より受入	11,909,959	諸支出金		2,593,941
			日雇拠出金収入	161	国債整理基金特別会計へ繰入		1,491,138,172
		運用収入		10			
			運用収入	10			
		独立行政法人納付金		243,535			
			業務勘定より受入	243,535			
		借入金		1,479,228,213			
			借入金	1,479,228,213			
		雑収入		53,863			
			雑収入	53,863			
		前年度剰余金受入		348,794,372			
			前年度剰余金受入	348,794,372			
		合計		10,377,839,224	合計		10,377,839,224
	子ども・子育て支援勘定	拠出金収入		245,575,677	児童手当等交付金		1,417,663,660
			事業主拠出金収入	245,575,677	地域子ども・子育て支援事業費		108,602,081
		他会計より受入		1,281,050,520	業務取扱費		2,231,523
			一般会計より受入	1,281,050,520	諸支出金		45,000
		積立金より受入		2,551,133	予備費		3,000,000
			積立金より受入	2,551,133			
		雑収入		2,364,934			
			雑収入	2,364,934			
		合計		1,531,542,264	合計		1,531,542,264

	業務勘定	他会計より受入		112,796,255	業務取扱費	43,623,195
			一般会計より受入	112,796,255	社会保険オンラインシステム費	71,669,518
		他勘定より受入		240,507,001	日本年金機構運営費	276,553,964
			他勘定より受入	240,507,001	独立行政法人福祉医療機構納付金等相当財源健康勘定へ繰入	297,358
		特別保健福祉事業資金より受入		13,322	一般会計へ繰入	13,322
			特別保健福祉事業資金より受入	13,322	予備費	12,000
		独立行政法人納付金		209,255		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	209,255		
		雑収入		8,943,712		
			雑収入	8,943,712		
		前年度剰余金受入		29,699,812		
			前年度剰余金受入	29,699,812		
		合計		392,169,357	合計	392,169,357
農林水産省	食料安定供給					
	農業経営安定勘定	他勘定より受入		77,529,667	農業経営安定事業費	287,335,403
			食糧管理勘定より受入	77,529,667	事務取扱費業務勘定へ繰入	68,153
		他会計より受入		65,005,689	予備費	100,000
			一般会計より受入	65,005,689		
		独立行政法人納付金		23,086,275		
			独立行政法人農畜産業振興機構納付金	23,086,275		
		雑収入		20		
			雑収入	20		
		前年度剰余金受入		121,881,905		
			前年度剰余金受入	121,881,905		
		合計		287,503,556	合計	287,503,556
	食糧管理勘定	食糧売払代		461,001,300	食糧買入費	544,196,248
			食糧売払代	461,001,300	食糧管理費	40,506,533
		輸入食糧納付金		369,057	交付金等他勘定へ繰入	89,197,341
			輸入食糧納付金	369,057	融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	1

官報（号外）

		他会計より受入		96,400,000	国債整理基金特別会計へ繰入	212,008,442
			一般会計より受入	96,400,000	予備費	85,000,000
		食糧証券収入		397,230,000		
			食糧証券収入	397,230,000		
		雑収入		15,908,208		
			雑収入	15,908,208		
		合計		970,908,565	合計	970,908,565
	農業共済再保険勘定	農業共済再保険収入		67,929,012	農業共済再保険費及交付金	57,960,413
			再保険料	3,481,781	事務取扱費業務勘定へ繰入	1,055,229
			一般会計より受入	51,653,349	予備費	21,400,000
			前年度繰越資金受入	12,793,882		
		積立金より受入		21,369,394		
			積立金より受入	21,369,394		
		雑収入		30,606		
			雑収入	30,606		
		合計		89,329,012	合計	80,415,642
	漁船再保険勘定	漁船再保険収入		11,596,210	漁船再保険費及交付金	8,486,495
			再保険料	28,332	事務取扱費業務勘定へ繰入	625,904
			一般会計より受入	8,062,814	予備費	100,000
			前年度繰越資金受入	3,505,064		
		積立金より受入		164,188		
			積立金より受入	164,188		
		雑収入		5,662		
			雑収入	5,662		
		合計		11,766,060	合計	9,212,399
	漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入		13,462,105	漁業共済保険費及交付金	8,666,330
			保険料	10	事務取扱費業務勘定へ繰入	129,408
			一般会計より受入	8,798,204	予備費	100,000
			前年度繰越資金受入	4,663,891		
		雑収入		20		
			雑収入	20		
		合計		13,462,125	合計	8,895,738

	業務勘定	他勘定より受入		13,546,368	事務取扱費	14,212,933
			他勘定より受入	13,546,368	予備費	200,000
		雑収入		866,565		
			雑収入	866,565		
		合計		14,412,933	合計	14,412,933
	国営土地改良事業勘定	他会計より受入		21,770,307	土地改良事業費	12,924,059
			一般会計より受入	18,706,307	東日本大震災復興土地改良事業費	3,997,000
			東日本大震災復興特別会計より受入	3,064,000	北海道土地改良事業費	5,210,307
		土地改良事業費負担金等収入		17,730,261	離島土地改良事業費	377,807
			土地改良事業費負担金収入	17,730,261	土地改良事業工事諸費	3,109,696
		借入金		3,200,000	受託工事費及換地清算金	208,890
			借入金	3,200,000	土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	11,278,412
		受託工事費等受入		214,474	東日本大震災復興土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	65,652
			受託工事費等受入	214,474	東日本大震災復興土地改良事業費負担金等収入東日本大震災復興特別会計へ繰入	330,948
		雑収入		226,524	国債整理基金特別会計へ繰入	5,362,168
			雑収入	226,524	予備費	300,000
		前年度剰余金受入		23,373		
			前年度剰余金受入	23,373		
		合計		43,164,939	合計	43,164,939
	国有林野事業債務管理	他会計より受入		16,206,622	国債整理基金特別会計へ繰入	322,606,622
			一般会計より受入	16,206,622		
		借入金		306,400,000		
			借入金	306,400,000		
		合計		322,606,622	合計	322,606,622
経済産業省	貿易再保険	再保険収入		44,536,285	再保険費	210,031,701
			再保険料収入	39,964,397	事務取扱費	573,175
			回収金	4,571,888	国債整理基金特別会計へ繰入	2,433
		他会計より受入		1,600,000	予備費	9,000,000

官報（号外）

		積立金より受入	一般会計より受入	1,600,000			
				160,188,784			
			積立金より受入	160,188,784			
		雑収入		13,282,240			
			雑収入	13,282,240			
		合計		219,607,309	合計		219,607,309
	特許	特許料等収入		113,147,518	独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費		10,594,486
			特許印紙収入	90,862,513	事務取扱費		128,959,132
			特許料等収入	22,285,005	施設整備費		676,942
		他会計より受入		17,082	予備費		200,000
			一般会計より受入	17,082			
		雑収入		1,696,632			
			雑収入	1,696,632			
		前年度剰余金受入		198,380,364			
			前年度剰余金受入	198,380,364			
		合計		313,241,596	合計		140,430,560
国土交通省	自動車安全保障勘定	保障事業収入		2,092,113	保障費		3,529,572
			賦課金収入	2,092,113	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入		922,360
		積立金より受入		1,053,523	再保険及保険費		841,100
			積立金より受入	1,053,523	予備費		200,000
		雑収入		833,950			
			雑収入	833,950			
		前年度剰余金受入		56,153,750			
			前年度剰余金受入	56,153,750			
		合計		60,133,336	合計		5,493,032
	自動車検査登録勘定	検査登録手数料収入		34,175,729	独立行政法人交通安全環境研究所運営費		926,604
			検査登録印紙収入	32,749,651	独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費		886,028
			検査登録手数料収入	1,426,078	自動車検査独立行政法人運営費		1,174,096
		他会計より受入		314,117	自動車検査独立行政法人施設整備費		2,841,436
			一般会計より受入	314,117	業務取扱費		31,767,347
		他勘定より受入		1,273,236	施設整備費		1,197,012
			他勘定より受入	1,273,236	予備費		300,000

		雑収入		217,200		
			雑収入	217,200		
		前年度剰余金受入		16,859,846		
			前年度剰余金受入	16,859,846		
		合計		52,840,128	合計	39,092,523
	自動車事故対策勘定	積立金より受入		8,858,586	自動車事故対策費	5,501,172
			積立金より受入	8,858,586	独立行政法人自動車事故対策機構運営費	6,657,893
		償還金収入		1,256,680	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	542,642
			償還金収入	1,256,680	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	350,876
		雑収入		2,937,317		
			雑収入	2,937,317		
		合計		13,052,583	合計	13,052,583
	空港整備勘定	空港使用料収入		208,082,907	空港等維持運営費	150,614,772
			空港使用料収入	208,082,907	空港整備事業費	69,731,589
		他会計より受入		86,216,115	北海道空港整備事業費	8,560,567
			一般会計より受入	86,216,115	離島空港整備事業費	1,634,223
		地方公共団体工事費負担金収入		6,474,780	沖縄空港整備事業費	37,003,333
			地方公共団体工事費負担金収入	6,474,780	航空路整備事業費	26,943,113
		償還金収入		18,905,492	地域公共交通維持・活性化推進費	5,302,290
			償還金収入	18,905,492	空港等整備事業工事諸費	1,756,563
		配当金収入		4,806,689	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	2,616,534
			配当金収入	4,806,689	復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入	485
		空港等財産処分収入		292,800	国債整理基金特別会計へ繰入	66,177,705
			空港等財産処分収入	292,800	予備費	330,000
		雑収入		23,791,721		
			雑収入	23,791,721		
		前年度剰余金受入		22,100,670		
			前年度剰余金受入	22,100,185		
			東日本大震災復興前年度剰余金受入	485		
		合計		370,671,174	合計	370,671,174

所管	特別会計	歳入 款	歳入 項	歳入 金額(千円)	歳出 所管・組織・項	歳出 金額(千円)
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	租税		343,600,000	国会	143,366
			復興特別所得税	343,600,000	国立国会図書館	143,366
		他会計より受入		589,231,992	国立国会図書館	143,366
			一般会計より受入	588,230,913	内閣府	1,484,998
			特別会計より受入	1,001,079	内閣本府	1,481,357
		公債金		2,862,500,000	沖縄教育振興事業費	1,481,357
			復興公債金	2,862,500,000	沖縄総合事務局	3,641
		公共事業費負担金収入		71,413,959	沖縄道路環境整備事業工事諸費	3,641
			公共事業費負担金収入	71,413,959	復興庁	2,436,416,774
		災害等廃棄物処理事業費負担金収入		145,116	復興庁	2,436,416,774
			災害等廃棄物処理事業費負担金収入	145,116	復興庁共通費	6,469,156
		附帯工事費負担金収入		285,000	東日本大震災復興支援対策費	7,645,818
			附帯工事費負担金収入	285,000	東日本大震災復興推進費	317,257,899
		雑収入		41,528,639	原子力災害復興再生支援事業費	112,354,890
			貸付金等回収金収入	124,685	新しい東北施策推進費	1,387,547
			雑収入	41,403,954	東日本大震災復興推進調整費	3,000,000
					内閣共通費	44,373
					総務省共通費	41,678
					法務省共通費	697,270
					文部科学省共通費	287,273
					厚生労働省共通費	40,651
					農林水産省共通費	195,445
					環境省共通費	6,277,771
					地域活性化等復興政策費	64,110,292

治安復興政策費	804,140
治安復興事業費	1,160,301
金融機能安定・円滑化復興政策費	244,497
消費生活復興政策費	482,309
生活基盤行政復興政策費	2,561,524
生活基盤行政復興事業費	2,896,176
法務行政復興政策費	254,754
法務行政復興事業費	196,544
東日本大震災復興日本司法支援センター運営費	435,786
財務行政復興事業費	10,800,000
教育・科学技術等復興政策費	32,769,191
教育・科学技術等復興事業費	25,741,292
東日本大震災復興独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	16,095
東日本大震災復興国立大学法人施設整備費	176,776
東日本大震災復興国立大学法人運営費	352,444
東日本大震災復興国立研究開発法人科学技術振興機構運営費	486,897
東日本大震災復興国立研究開発法人放射線医学総合研究所運営費	433,208
東日本大震災復興国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	3,784,540
社会保障等復興政策費	59,070,755

社会保障等復興事業費	4,500,079
農林水産業復興政策費	31,501,218
農林水産業復興事業費	7,621,154
東日本大震災復興国立研究開発法人水産総合研究センター運営費	189,822
経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	46,384,649
経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	49,300,000
東日本大震災復興国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費	1,080,000
東日本大震災復興独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	1,418,861
住宅・地域公共交通等復興政策費	3,309,936
住宅・地域公共交通等復興事業費	60,005
環境保全復興政策費	547,017,486
環境保全復興事業費	100,488,636
東日本大震災復興国立研究開発法人国立環境研究所運営費	953,136
防衛復興政策費	31,637,445
東日本大震災復興事業費	437,201,630
東日本大震災復興附帯工事費	267,000
東日本大震災復興治水事業工事諸費	143,700
東日本大震災復興道路整備事業工事諸費	586,250

東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費	140,706
東日本大震災復興自然公園等事業工事諸費	20,769
東日本大震災災害復旧等事業費	505,642,329
東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工事諸費	60,556
東日本大震災復興山林施設災害復旧事業工事諸費	51,413
東日本大震災復興河川等災害復旧事業工事諸費	1,298,702
農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	3,064,000
総　務　省	589,818,056
総　務　本　省	589,818,056
地方交付税交付金	589,818,056
財　務　省	681,801,547
財　務　本　省	681,801,547
復　興　債　費	81,801,547
復興加速化・福島再生予備費	600,000,000
文　部　科　学　省	155,529,363
文　部　科　学　本　省	155,529,363
独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	1,126,820
私　立　学　校　振　興　費	11,335,169
国立大学法人施設整備費	2,642,420
研　究　開　発　推　進　費	12,954
公立文教施設整備費	140,412,000

					農林水産省	827,790
					農林水産本省	475,000
					農山漁村地域整備事業費	475,000
					地方農政局	1,790
					農業生産基盤保全管理・整備事業工事諸費	1,790
					水産庁	351,000
					海岸事業費	20,000
					水産基盤整備費	331,000
					国土交通省	41,444,412
					国土交通本省	41,197,640
					河川整備事業費	18,516,640
					海岸事業費	6,870,000
					港湾事業費	6,167,000
					社会資本総合整備事業費	9,466,000
					離島振興事業費	123,000
					北海道開発事業費	55,000
					地方整備局	246,472
					治水事業工事諸費	221,360
					道路整備事業工事諸費	750
					港湾整備事業工事諸費	195
					道路環境整備事業工事諸費	24,167
					北海道開発局	300
					北海道農業生産基盤保全管理・整備事業工事諸費	300
					防衛省	1,238,400
					防衛本省	1,238,400
					航空機整備費	1,238,400
		合計		3,908,704,706	合計	3,908,704,706

丙号　繰越明許費

所管	特別会計	事項
財務省	地震再保険	（項）事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）
	外国為替資金	（項）事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）
財務省及び国土交通省	財政投融資	
	財政融資資金勘定	（項）事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）
	投資勘定	（項）産業投資支出のうち 貸付金（株式会社農林漁業成長産業化支援機構貸付金に限る。） 出資金（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資金、株式会社海外需要開拓支援機構出資金、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構出資金及び株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（仮称）出資金に限る。） 出資金（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構出資金、預金保険機構出資金、独立行政法人都市再生機構出資金、株式会社日本政策投資銀行出資金及び株式会社民間資金等活用事業推進機構出資金に限る。） 事務取扱費のうち
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策	
	特定国有財産整備勘定	（項）特定国有財産整備費
	エネルギー需給勘定	（項）燃料安定供給対策費のうち 国家備蓄石油増強対策事業費 石油製品需給適正化調査等委託費（石油産業体制等調査研究委託費のうち内外石油安定供給対策調査事業費に限る。） 石油製品需給適正化調査等委託費（石油精製物質適正評価調査委託費及び重質油等高度対応処理技術開発委託費に限る。） 石油天然ガス基礎調査等委託費（国内石油天然ガス基礎調査委託費及びメタンハイドレート開発促進事業委託費に限る。） 石油天然ガス基礎調査等委託費（石油天然ガス資産評価調査等委託費に限る。） 石油資源開発技術等研究調査等委託費（石油資源遠隔探知技術研究開発委託費に限る。） 石油資源開発技術等研究調査等委託費（国内資源開発基礎情報取得等事業委託費に限る。） 国家備蓄石油管理等委託費（施設等整備費に限る。）
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（国際エネルギー使用合理化等対策事業委託費に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（深海底資源基礎調査委託費に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（エネルギー需給緩和型インフラ・システム普及等促進事業委託費に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（エネルギー使用合理化国際標準化推進事業委託費に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（エネルギー使用合理化鉱物資源開発推進基盤整備事業委託費に限る。）

温暖化対策調査等委託費（地球温暖化対策技術普及等推進事業委託費に限る。）

温暖化対策調査等委託費（二酸化炭素回収・貯蔵実証総合推進事業委託費のうち二酸化炭素削減技術実証試験事業費に限る。）

温暖化対策調査等委託費（二酸化炭素回収・貯蔵実証総合推進事業委託費のうち二酸化炭素回収・貯蔵安全性評価技術開発事業費に限る。）

温暖化対策調査等委託費（二酸化炭素回収・貯蔵実証総合推進事業委託費のうち二酸化炭素貯留ポテンシャル調査事業費に限る。）

産油国等連携強化促進事業費補助金（産油国石油精製技術等対策事業費補助金のうち産油・産ガス国開発支援等事業費に限る。）

産油国等連携強化促進事業費補助金（産油国石油精製技術等対策事業費補助金のうち産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業費に限る。）

石油精製合理化対策事業費等補助金（石油精製等高度化技術開発費補助金及び石油供給構造高度化事業費補助金に限る。）

石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金（石油製品販売業構造改善対策事業費補助金のうち石油製品流通網維持強化事業費、石油製品販売業環境保全対策事業費補助金及び石油ガス等利用設備導入促進対策事業費補助金に限る。）

石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金（石油製品販売業構造改善対策事業費補助金のうち離島ガソリン流通コスト支援事業費に限る。）

石油製品貯蔵供給機能強化補助金

石油貯蔵施設立地対策等交付金

エネルギー需給構造高度化対策費　のうち

非化石エネルギー等導入促進対策調査等委託費（太陽光発電無線送受電技術高効率化研究開発委託費に限る。）

非化石エネルギー等導入促進対策調査等委託費（新エネルギー等国際標準化推進事業委託費に限る。）

温暖化対策調査等委託費（二酸化炭素回収・貯蔵実証総合推進事業委託費のうち二酸化炭素回収技術実用化研究事業費に限る。）			二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうちバイオマス由来プラスチック原料製造システム開発事業費に限る。）
温暖化対策調査等委託費（二国間クレジット取得等インフラ整備調査事業委託費のうち二国間オフセット・クレジット管理等事業費に限る。）			二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうちバイオマス燃料利用体制確立エネルギー等活用水素社会推進事業費に限る。）
二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち洋上風力発電実証事業費、二酸化炭素排出削減対策技術開発・実証事業費、低炭素社会イノベーションプログラム事業費及び潮流発電技術実用化推進事業費に限る。）			二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち二国間オフセット・クレジット制度推進事業費に限る。）
二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業費及びエネルギー起源二酸化炭素排出削減技術評価・検証事業費に限る。）			二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち二酸化炭素社会推進事業費に限る。）
二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策影響評価基礎情報整備モデル事業費、先導的低炭素・循環・自然共生地域創出事業費、低炭素・循環・自然共生地域創生実現プラン策定事業費及び地域主導型戦略的適地抽出手法構築事業費に限る。）			二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち次遷的低炭素技術推進基盤整備事業費に限る。）
			二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうちリース活用業務部門省エネ酸化炭素改修加速化モデル事業費に限る。）
			二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうちニ国間オフセット・クレジット管理システム運用等事業費に限る。）

					非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金に限る。）
					非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（中小水力・地熱発電開発費等補助金、バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金、小水力発電導入促進モデル事業費補助金、地熱資源開発調査事業費補助金、風力発電の送電網整備実証事業のための送電網整備実証事業費補助金及び地熱開発理解促進関連事業支援補助金に限る。）
					非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（再生可能エネルギー固定価格買取制度施行事業費補助金に限る。）
					エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援補助金、住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金、省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業費補助金、省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金のうち革新的なエネルギー型海上輸送システムの実証事業費、省エネルギー型建設機械導入補助金、大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金及び中小企業等省エネルギー支援事業費補助金に限る。）
					エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（次世代物流システム構築事業費補助金及び戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金に限る。）
					二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業費のうち廃棄物エネルギー導入・低炭素型静脈物流促進事業費、低炭素先導的低炭素循環・自然共生地域創出事業費、離島低炭素化推進事業費、地熱・地中熱等利用低炭素社会推進事業費、公共施設再生可能エネルギー・先進的設備等導入推進事業費、低炭素価値向上社会システム構築支援事業費及び低炭素型公共交通利用転換事業費に限る。）
					二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業費のうち環境配慮型リース促進事業費に限る。）
					二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業費のうち先進対策実施二酸化炭素排出量大幅削減事業費、廃棄物埋立処分場等太陽光発電導入促進事業費、先進的省エネルギー型自然冷媒機器普及促進事業費、自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業費、炭素社会推進事業費、中小事業所二酸化炭素削減対策実施支援事業費及び再生可能エネルギー等活用水素社会推進事業費に限る。）
					二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業費のうち二国間オフセット・クレジット制度活用設備導入補助事業費に限る。）
					二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業費のうち二酸化炭素排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業費及び途上国型低炭素技術イノベーション創出事業費に限る。）

事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）			
（項）電源立地対策費のうち 電源立地等推進対策補助金（電源地域振興促進事業費補助金のうち特別電源所在県科学技術振興事業費に限る。） 電源立地等推進対策補助金（電源地域振興促進事業費補助金のうち電源地域産業関連施設等整備事業費に限る。） 電源立地等推進対策交付金（放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金、核燃料サイクル関係推進調整等交付金、原子力発電施設等立地地域特別交付金、原子力発電施設立地地域共生交付金、核燃料サイクル交付金、福島特定原子力施設地域振興交付金、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金、広報・調査等交付金及び交付金事務等交付金に限る。） 電源立地地域対策交付金	電源開発促進勘定		
電源利用対策費のうち 放射性廃棄物処分基準調査等委託費（管理型処分技術調査等委託費に限る。） 放射性廃棄物処分基準調査等委託費（地層処分技術調査等委託費に限る。） 放射性廃棄物処分基準調査等委託費（放射性廃棄物共通技術調査等委託費に限る。）			
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業費のうち設備高効率化改修支援モデル事業費に限る。） 非化石エネルギー等技術開発費補助金（石炭利用技術振興費補助金及び先進超々臨界圧火力発電実用化要素技術開発費補助金に限る。） 非化石エネルギー等技術開発費補助金（国際石炭利用技術振興費補助金に限る。） 非化石エネルギー等技術開発費補助金（石油利用低炭素化分析評価事業費補助金に限る。） 非化石エネルギー等技術開発費補助金（石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業費補助金に限る。） 非化石エネルギー等技術開発費補助金（地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金に限る。） エネルギー使用合理化技術開発費補助金（エネルギー使用合理化先進的技術開発費補助金のうち高効率ガスタービン技術実証事業費に限る。） エネルギー使用合理化技術開発費補助金（エネルギー使用合理化先進的技術開発費補助金のうちクリーンディーゼルエンジン技術高度化研究開発事業費に限る。） エネルギー使用合理化技術開発費補助金（省エネルギー型リサイクルプロセス実証支援事業費補助金に限る。） 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金			

原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境放射能総合評価委託費及び火山影響評価知見整備委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（燃料デブリ臨界管理評価手法整備事業委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（発電炉システム安全設計審査規制高度化研究事業委託費、発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業委託費及び原子力施設耐震・耐津波安全設計審査規制研究事業委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（軽水炉事故時熱流動調査事業委託費、発電炉設計審査分野規制研究事業委託費及び原子力防災分野規制調査研究事業委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等交付金（原子力発電施設等緊急時安全対策交付金に限る。）

原子力施設等防災対策等交付金（放射線監視等交付金に限る。）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費

事　務　取　扱　費のうち

情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）

軽水炉等改良技術確証試験等委託費（原子力システム研究開発委託費及び大型混合酸化物燃料加工施設保障措置試験研究委託費に限る。）

軽水炉等改良技術確証試験等委託費（発電用原子炉等利用環境調査委託費に限る。）

軽水炉等改良技術確証試験等委託費（発電用原子炉等安全対策高度化技術基盤整備委託費及び高速炉等技術開発委託費に限る。）

軽水炉等改良技術確証試験等委託費（原子力海外建設人材育成委託費に限る。）

原子力発電関連技術開発費等補助金

ウラン探鉱支援事業費等補助金（海外ウラン探鉱支援事業補助金に限る。）

全炉心混合酸化物燃料原子炉施設技術開発費補助金

原子力安全規制対策費のうち

原子力災害影響調査等委託費（個人被ばく線量把握事業委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（原子力発電施設等安全性実証解析等委託費及び高経年化技術評価高度化事業委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（燃料等安全高度化対策委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（原子力施設の地質構造等調査・研究委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（環境放射能水準調査等委託費のうち環境放射能水準調査費に限る。）

			原子力安全業務庁費（発電炉システム安全設計審査規制高度化研究事業費、発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業費及び原子力施設耐震・耐津波安全設計審査規制研究事業費に限る。）		
厚生労働省	労働保険				
	労災勘定	（項）	労働安全衛生対策費のうち		
			施設施工旅費		
			施設施工庁費		
			施設整備費		
			社会復帰促進等事業費のうち		
			施設施工旅費		
			施設施工庁費		
			施設整備費		
			労災疾病臨床研究事業費補助金		
			独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費		
			業務取扱費のうち		
			情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費、労働基準行政情報システム改修経費及び労災行政情報管理システム改修経費に限る。）		
			施設整備費		
	雇用勘定	（項）	就職支援法事業費のうち		
			情報処理業務庁費（社会保障・税番号制度システム関係経費に限る。）		
			職業能力開発強化費のうち		
			職業能力開発校設備整備費等補助金（公共職業能力開発施設等整備費及び東日本大震災対応認定職業訓練助成事業費に限る。）		
				内閣府及び厚生労働省	年金
					子ども・子育て支援勘定
					業務勘定
					徴収勘定
					独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費
					業務取扱費のうち
					情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費及び社会保障・税番号制度システム関係経費に限る。）
					施設整備費
					（項） 業務取扱費のうち
					情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）
					（項） 地域子ども・子育て支援事業費のうち
					子ども・子育て支援整備交付金
					業務取扱費のうち
					庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）
					（項） 業務取扱費のうち
					庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）
					情報処理業務庁費（年金給付システム改修経費に限る。）
					社会保険オンラインシステム費のうち
					社会保険オンラインシステム業務庁費（年金給付システム改修経費、オープンシステム化経費及び社会保障・税番号管理システム開発経費に限る。）

農林水産省	食料安定供給				成果重視事業特許事務機械化庁費（特許事務総合機械化開発経費及び特許庁システム管理経費に限る。）
	食糧管理勘定	（項）食糧買入費のうち			中小企業知的財産活動支援事業費補助金
		食糧買入費（輸入米買入費、輸入小麦買入費、輸入大麦買入費及び輸入飼料買入費に限る。）			施設整備費
	業務勘定	（項）事務取扱費のうち	国土交通省	自動車安全	
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）		自動車検査登録勘定	（項）独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費
	国営土地改良事業勘定	（項）土地改良事業費			自動車検査独立行政法人施設整備費
		東日本大震災復興土地改良事業費			業務取扱費のうち
		北海道土地改良事業費			情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費及び次期自動車登録検査業務電子情報処理システム開発経費に限る。）
		離島土地改良事業費			施設整備費
		土地改良事業工事諸費のうち		自動車事故対策勘定	（項）独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費
		超過勤務手当		空港整備勘定	（項）空港等維持運営費のうち
		日額旅費			情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）			空港整備事業費
		工事雑費			北海道空港整備事業費
		受託工事費及換地清算金のうち			離島空港整備事業費
		受託工事費			沖縄空港整備事業費
経済産業省	貿易再保険	（項）事務取扱費のうち			航空路整備事業費
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）			空港等整備事業工事諸費のうち
	特許	（項）事務取扱費のうち			超過勤務手当
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）			日額旅費
					情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）
					工事雑費

所管	特別会計	所管・組織・事項
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	内閣府 内閣本府 (項) 沖縄教育振興事業費 復興庁 復興庁 (項) 復興庁共通費のうち 移転費 東日本大震災復興推進費 原子力災害復興再生支援事業費のうち 福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費 福島再生加速化交付金 東日本大震災復興推進調整費 地域活性化等復興政策費のうち 被災者生活再建支援金補助金 治安復興政策費のうち 警察通信機器整備費 警察通信維持費 治安復興事業費 金融機能安定・円滑化復興政策費のうち 諸謝金 消費生活復興政策費 生活基盤行政復興政策費のうち 情報通信技術利活用事業費補助金 情報通信基盤災害復旧事業費補助金 緊急消防援助隊活動費負担金

所管	特別会計	所管・組織・事項
		生活基盤行政復興事業費のうち 消防防災設備災害復旧費補助金 消防防災施設災害復旧費補助金 法務行政復興事業費 教育・科学技術等復興政策費のうち 科学技術試験研究委託費 地域産学官連携科学技術振興事業費補助金 医療研究開発推進事業費補助金 素材技術研究開発拠点形成事業費補助金 海洋生態系研究開発拠点機能形成事業費補助金 環境技術等研究開発推進事業費補助金 国宝重要文化財等保存整備費補助金 公立文教施設整備等都道府県事務費交付金 公立社会教育施設災害復旧都道府県事務費交付金 私立学校施設災害復旧都道府県事務費交付金 教育・科学技術等復興事業費のうち 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金 福島原子力災害避難区域教育復興施設整備費補助金 公立社会教育施設災害復旧費補助金 私立学校建物其他災害復旧費補助金

共同利用小型漁船建造費補助金

水産資源回復対策地方公共団体事業費補助金（放流種苗の棲息環境整備支援事業費に限る。）

養殖施設災害復旧事業費補助金

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

農地・水保全管理支払交付金

農林水産業復興事業費

経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費　のうち

産業技術研究開発委託費

地域経済産業活性化対策費補助金（福島医療・福祉機器等開発・事業化支援事業費に限る。）

電力安定供給対策事業費補助金（福島県再生可能エネルギー次世代技術開発事業費補助金に限る。）

電力安定供給対策事業費補助金（福島県市民交流型再生可能エネルギー導入促進事業費補助金及び再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援補助金に限る。）

天然ガス安定供給対策事業費補助金

経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費　のうち

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金

住宅・地域公共交通等復興政策費　のうち

測　量　庁　費

公立諸学校建物其他災害復旧費負担金

東日本大震災復興国立大学法人施設整備費

社会保障等復興政策費　のうち

生活衛生関係営業対策事業費補助金

社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金

社会保障等復興事業費　のうち

保健衛生施設等災害復旧費補助金

社会福祉施設等災害復旧費補助金

農林水産業復興政策費　のうち

国有林野森林整備・保全管理費

森林整備・保全調査等委託費（森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業費及び森林における除染等実証事業費に限る。）

農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金

農業経営対策事業費補助金

森林整備・保全地方公共団体事業費補助金

水源林復興促進対策費補助金

漁業経営安定対策事業費補助金（漁業経営体質強化機器設備導入支援事業費に限る。）

水産業共同利用施設設備復旧支援整備費補助金

共同利用漁船等復旧支援対策費補助金

地籍調査費負担金
住宅・地域公共交通等復興事業費
環境保全復興政策費　のうち
放射線量低減処理業務庁費
環境保全調査費（放射性物質汚染廃棄物処理事業経費に限る。）
災害等廃棄物処理事業費
放射性物質汚染廃棄物処理事業費
放射性物質除去土壌等管理調査費
放射性物質汚染廃棄物処理業務委託費
放射性物質汚染廃棄物処理業務地方公共団体委託費
放射線量低減処理業務地方公共団体委託費
放射性物質測定調査委託費
災害等廃棄物処理事業費補助金
放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物処理事業費に限る。）
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金
放射性物質汚染廃棄物処理業務補償金
放射線量低減処理業務補償金
環境保全復興事業費　のうち
施設施工旅費
施設施工庁費
施設整備費
放射性物質除去土壌等管理施設施工庁費

放射性物質除去土壌等管理施設整備費
放射性物質除去土壌等管理事業委託費
不動産購入費
放射性物質除去土壌等管理施設不動産購入費
放射性物質除去土壌等管理施設立地補償金
防衛復興政策費のうち
通信機器購入費
諸器材購入費
施設整備費
東日本大震災復興事業費　のうち
治山事業費
国有林野内治山事業費
河川改修費
砂防事業費
治水営繕宿舎費
地域連携道路事業費
道路維持管理費
道路整備営繕宿舎費
港湾改修費
相馬港整備費
国営追悼・祈念施設整備費
国立公園等整備費
国立公園等維持管理費
かんがい排水事業費
農業水利施設放射性物質対策事業費
除塩事業費
農業農村整備営繕宿舎費
森林環境保全整備事業費
特定漁港漁場整備費
農業生産基盤保全管理・整備事業調査費

					東日本大震災災害復旧等事業費
					東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工事諸費
					東日本大震災復興山林施設災害復旧事業工事諸費
					東日本大震災復興河川等災害復旧事業工事諸費
					農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
				文部科学省	
				文部科学本省	
				（項）	独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費
					私立学校振興費
					国立大学法人施設整備費
					公立文教施設整備費
				農林水産省	
				農林水産本省	
				（項）	農山漁村地域整備事業費
				水産庁	
				（項）	海岸事業費
					水産基盤整備費
				国土交通省	
				国土交通本省	
				（項）	河川整備事業費
					海岸事業費
					港湾事業費
					社会資本総合整備事業費
					離島振興事業費
					北海道開発事業費
					治山事業費補助
					地域連携道路事業費補助
					港湾改修費補助
					除塩事業費補助
					農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助
					森林環境保全整備事業費補助
					水源林造成事業費補助
					水産物供給基盤整備事業費補助
					水産資源環境整備事業費補助
					水産基盤整備事業費補助
					農業生産基盤保全管理・整備事業調査費補助
					循環型社会形成推進交付金
					農山漁村地域整備交付金
					社会資本整備総合交付金
					東日本大震災復興附帯工事費
					東日本大震災復興治水事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					東日本大震災復興道路整備事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					東日本大震災復興自然公園等事業工事諸費のうち
					工事施行旅費
					工事雑費

丁号　国庫債務負担行為

所管	特別会計	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
財務省	地震再保険	人事・給与関係業務情報システム改修等	40	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等には、多くの日数を要するものがあるため
		政府情報システム基盤運用	132	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	774	平成27年度	平成28年度及び平成29年度	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	外国為替資金	人事・給与関係業務情報システム改修等	318	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等には、多くの日数を要するものがあるため
		政府情報システム基盤運用	1,114	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	8,692	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
財務省及び国土交通省	財政投融資					
	財政融資資金勘定	人事・給与関係業務情報システム改修等	2,410	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等には、多くの日数を要するものがあるため
		政府情報システム基盤運用	8,247	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	19,576	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	投資勘定	人事・給与関係業務情報システム改修等	59	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等には、多くの日数を要するものがあるため
		政府情報システム基盤運用	205	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	1,158	平成27年度	平成28年度及び平成29年度	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	特定国有財産整備勘定	特定施設整備	12,966,519	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	特定国有財産整備計画による庁舎等の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		民間資金等活用特定施設整備調査	143,416	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	民間資金等を活用した特定国有財産整備計画による庁舎等の整備に係る調査には、多くの日数を要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用特定施設整備等に係る限度額の増額	77	平成27年度	平成27年度以降7箇年度以内	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用特定施設整備等」に基づいて実行した特定国有財産整備計画による甲府住宅の整備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

官　報（号外）

内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	地域エネルギー供給拠点整備事業費補助	1,823,961	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	地域エネルギー供給拠点整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		エネルギー消費統計調査事業	505,667	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	エネルギー消費統計調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		温室効果ガス観測技術衛星等開発	8,360,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	温室効果ガス観測技術衛星等の開発には、多くの日数を要するものがあるため
		エネルギー使用合理化等事業者支援事業費補助	5,000,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	エネルギー使用合理化等事業者支援事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		二国間オフセット・クレジット制度活用設備導入事業費補助	14,400,000	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	二国間オフセット・クレジット制度を活用した設備導入事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	344	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等には、多くの日数を要するものがあるため
		電子計算機借入れ	3,112	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	電源開発促進勘定	競争導入公共サービス放射線利用技術等国際交流業務	533,130	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う放射線利用技術等国際交流業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス放射性廃棄物海外総合情報調査事業	447,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う放射性廃棄物海外総合情報調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	平成27年度	平成28年度まで1箇年度延長	平成26年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成27年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成26年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更」に基づいて実行した国庫の負担となる契約のうち平成25年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助」に係るものについては、平成28年度まで1箇年度延長する必要があるため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	4,807	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	人事：給与関係業務情報システムの改修等には、多くの日数を要するものがあるため

		政府情報システム基盤運用	17,620	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		統合原子力防災ネットワークシステム運用等	643,205	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	統合原子力防災ネットワークシステムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子計算機借入れ等	158,751	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
厚生労働省	労働保険 労災勘定	競争導入公共サービス新規起業事業場就業環境整備事業	161,918	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	競争を導入した公共サービスとして行う新規起業事業場就業環境整備事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		障害者職業能力開発校施設整備	2,325,523	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	東京障害者職業能力開発校の施設の整備には、多くの日数を要するため
		独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助	2,170,807	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	独立行政法人労働者健康福祉機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	20,345	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等には、多くの日数を要するものがあるため
		政府情報システム基盤運用	77,156	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	153	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	10,392	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働基準行政情報システム改修等	3,604,331	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	労働基準行政情報システムの改修等には、多くの日数を要するものがあるため
		労災レセプト管理用機器借入れ等	137,915	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	労災レセプト管理用の機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労災レセプト電算処理システム専用通信回線等利用	171,852	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	労災レセプト電算処理システムの専用通信回線等の利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労災行政情報管理システム用電子計算機借入れ等	7,215,059	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	労災行政情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事務機器借入れ等	4,509,195	平成27年度	平成28年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		施設整備	983,710	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	滋賀労働局及び大津労働基準監督署の建設には、多くの日数を要するため

官報（号外）

	雇用勘定	ハローワークシステム用電子計算機借入れ等	53,841,860	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	ハローワークシステム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		長期失業者等総合支援事業	900,000	平成27年度	平成28年度	長期失業者等総合支援事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		実践型地域雇用創造事業	9,286,200	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	実践型地域雇用創造事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス若年者地域連携事業	829,035	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う若年者地域連携事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス外国人就労・定着支援研修事業	1,234,010	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	競争を導入した公共サービスとして行う外国人就労・定着支援研修事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		求職者支援システム用電子計算機借入れ等	3,001,113	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	求職者支援システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		総合的職業能力開発プログラム推進事業	12,441,240	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	総合的職業能力開発プログラム推進事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		業界検定スタートアップ支援事業	285,544	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	業界検定スタートアップ支援事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		総合的職業能力開発プログラム推進事業費補助	540,441	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	総合的職業能力開発プログラム推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助	2,371,743	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		障害者職業訓練委託事業	38,460	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	障害者職業訓練委託事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	35,255	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等には、多くの日数を要するものがあるため
		政府情報システム基盤運用	133,700	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	259,407	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		ハローワーク・コールセンター運営事業	4,666,378	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	ハローワーク・コールセンター運営事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		施設整備	1,803,700	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	大津公共職業安定所ほか3件の建設には、多くの日数を要するため

	徴収勘定	人事・給与関係業務情報システム改修等	4,449	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等には、多くの日数を要するものがあるため
		政府情報システム基盤運用	16,873	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	4,222,797	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保障・税番号制度関係システム開発	381,918	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	社会保障・税番号制度に関係するシステムの開発には、多くの日数を要するため
		労働保険適用徴収システム運用等	3,181,156	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	労働保険適用徴収システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働保険適用徴収システム用電子計算機等借入れ	9,440,811	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	労働保険適用徴収システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
内閣府及び厚生労働省	年金					
	子ども・子育て支援勘定	人事・給与関係業務情報システム改修等	159	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等には、多くの日数を要するものがあるため
		政府情報システム基盤運用	527	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム改修等	1,821	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等には、多くの日数を要するものがあるため
		政府情報システム基盤運用	6,029	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	20,232	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		厚生労働省統合ネットワークシステム運用等	124,239	平成27年度	平成28年度以降4箇年度以内	厚生労働省統合ネットワークシステムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		年金記録訂正請求事蹟システム運用等	70,560	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	年金記録訂正請求事蹟システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		数理統計システム用電子計算機借入れ	290,555	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	数理統計システム用の電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保険オンラインシステムソフトウェア等利用	20,159,494	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	社会保険オンラインシステムのソフトウェア等の利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保険オンラインシステムオープンシステム化開発等	23,122,366	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	社会保険オンラインシステムの一部をオープンシステム化するための開発等には、多くの日数を要するため

農林水産省	食料安定供給					
	食糧管理勘定	輸入主要食糧買入れ	153,600,000	平成27年度	平成28年度	外国からの主要食糧の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
		輸入飼料買入れ	20,800,000	平成27年度	平成28年度	外国からの飼料の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス米穀販売・管理業務	41,113,213	平成27年度	平成27年度以降6箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う米穀販売・管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム改修等	985	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等には、多くの日数を要するものがあるため
		事務機器借入れ	4,509	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府所有米麦情報管理システム運用支援業務	94,500	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	政府所有米麦情報管理システムの運用支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子計算機借入れ	464	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国営土地改良事業勘定	かんがい排水事業				
		西諸(一期)農業水利事業	650,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	西諸(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		総合農地防災事業				
		吉野川下流域農地防災事業	5,000,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	吉野川下流域農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		離島かんがい排水事業				
		徳之島用水(一期)農業水利事業	360,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	徳之島用水(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	1,829	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等には、多くの日数を要するものがあるため
		電子計算機借入れ	1,200	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎等機械警備	8,978	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	庁舎等の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

経済産業省	貿易再保険	人事・給与関係業務情報システム改修等	179	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等には、多くの日数を要するものがあるため
		政府情報システム基盤運用	524	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ	1,890	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	特許	人事・給与関係業務情報システム改修等	18,915	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等には、多くの日数を要するものがあるため
		政府情報システム基盤運用	63,534	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	9,852	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		公報情報整備事業	1,654,554	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	公報情報整備事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		審査資料インターネット有料情報利用	41,280	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	審査資料インターネット有料情報の利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子計算機等借入れ	22,412,261	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特許庁システム管理	28,523,477	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	特許庁システムの管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス産業財産権研究推進事業	215,626	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う産業財産権研究推進事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		知的財産管理人材育成プログラム開発等	185,609	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	知的財産管理人材育成プログラムの開発等には、多くの日数を要するため
国土交通省	自動車安全自動車検査登録勘定	人事・給与関係業務情報システム改修等	10,467	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等には、多くの日数を要するものがあるため
		政府情報システム基盤運用	29,546	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	127,052	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎機械警備	1,820	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム開発等	979,127	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムの開発等には、多くの日数を要するため
		次期自動車登録検査業務電子情報処理システム開発等	17,059,208	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	次期自動車登録検査業務電子情報処理システムの開発等には、多くの日数を要するため
		自動車登録手続ヘルプデスク運営事業	996,355	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	自動車登録手続のヘルプデスク運営事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		自動車登録検査業務電子情報処理システム用電子計算機借入れ等	4,416,987	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	自動車登録検査業務電子情報処理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		施設整備	802,182	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	東北運輸局福島運輸支局庁舎及び関東運輸局神奈川運輸支局庁舎の建設には、多くの日数を要するものがあるため
	空港整備勘定	人事・給与関係業務情報システム改修等	44,318	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等には、多くの日数を要するものがあるため
		政府情報システム基盤運用	125,099	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		大型化学消防車購入	767,038	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	大型化学消防車の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス空港等維持管理業務	5,807,094	平成27年度	平成27年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う空港等維持管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		空港等維持管理業務	2,206,288	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	空港等維持管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	100,605	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用空港整備等事業に係る限度額の増額	405,367	平成27年度	平成27年度以降20箇年度以内	平成17年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用空港整備等事業」に基づいて実行した東京国際空港の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用航空路整備等事業に係る限度額の増額	20,484	平成27年度	平成27年度以降9箇年度以内	平成18年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用航空路整備等事業」に基づいて実行した那覇航空交通管制部の施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため

		航空保安施設飛行検査用航空機購入	4,511,127	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	航空保安施設飛行検査用航空機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		空港整備	23,233,360	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	東京国際空港ほか10空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		空港整備に係る契約の一部変更	—	平成27年度	平成28年度まで1箇年度延長	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「空港整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成27年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成28年度まで1箇年度延長する必要があるため
		競争導入公共サービス空港整備事業発注者支援業務	516,217	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	競争を導入した公共サービスとして行う空港整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		北海道空港整備	483,840	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	函館空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄空港整備	860,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	那覇空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		航空路整備	15,571,880	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	航空交通管制施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため

所管	特別会計	所管・組織・事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	復興庁				
		復興庁				
		事務機器借入れ	2,055	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		環境行政事務機器等借入れ	68,495	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	環境行政事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		環境行政車両借入れ	501,365	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	環境行政車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		法務行政電子計算機借入れ等	48,375	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	法務行政電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		国立大学法人施設整備費補助	2,002,320	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	国立大学法人が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		放射性物質汚染廃棄物減容化処理	205,103,831	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	放射性物質汚染廃棄物の減容化処理には、多くの日数を要するものがあるため
		放射性物質汚染廃棄物埋立処分	115,969,468	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	放射性物質汚染廃棄物の埋立処分には、多くの日数を要するため
		指定廃棄物最終処分場整備	42,920,280	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	指定廃棄物の最終処分場の整備には、多くの日数を要するため
		放射性物質除去土壌等管理施設整備	381,200,000	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	放射性物質除去土壌等管理施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修事業	2,500,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	北上川の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		地域連携道路事業	76,105,000	平成27年度	平成27年度以降5箇年度以内	一般国道岩手106号新区界トンネルほか12箇所の地域連携推進工事及び一般国道宮城45号の地域連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス道路整備事業発注者支援業務	2,314,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス道路整備事業用地補償総合技術業務	40,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業用地補償総合技術業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		港湾改修事業	1,400,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	小名浜港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		農業用施設災害復旧事業	3,962,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	仙台東地区二郷堀排水機場災害復旧工事及び南相馬地区小沢排水機場災害復旧工事並びにこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		農業用施設等災害関連事業	3,654,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	仙台東地区六郷換地区区画整理第一期建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川等災害復旧事業	3,000,000	平成27年度	平成27年度以降3箇年度以内	北上川の災害復旧事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		道路災害復旧事業	950,000	平成27年度	平成27年度及び平成28年度	一般国道岩手45号気仙大橋の災害復旧工事には、多くの日数を要するものがあるため

平成二十七年度特別会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等十四特別会計（平成二十七年度においては、森林保険特別会計を廃止することとしている。）に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、四百三兆五千五百二十九億四千七百万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、百九十五兆八百十四億九千三百万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

歳　入（百万円）		歳　出（百万円）	
五三、七一六、九六一		五二、五七五、八七九	

歳入では、一般会計から十五兆六千三十億八千五百万円を受け入れ、財政投融資特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」（平成十九年法律第六十四号）に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として三千億円を特例として受け入れ、地方法人税の税収の全額四千七百七十億円を受け入れるほか、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として五千八百九十八億千八百万円を受け入れることとし、これに加えて財政融資資金及び民間から三十二兆八千百七十二億九千五百万円を借り入れることとしている。歳出では、地方交付税交付金として十六兆四千二百二十二億九千五百万円（うち、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について措置する震災復興特別交付税五千八百九十八億千八百万円）、国債整理基金特別会計への繰入として三十三兆二千七百八十六億九千五百万円を計上している。

2　国債整理基金特別会計

歳　入（百万円）		歳　出（百万円）	
二〇六、八四五、四七六		二〇六、八四五、四七六	

一般会計から二十三兆四千四百九十七億三千七百万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から六十四兆五千八百十二億五千二百万円をそれぞれ受け入れるほか、東日本大震災復興他会計より受入として財政投融資特別会計等から六千三百一億七千八百万円、租税千四百一億円、公債金百十五兆七千七百六十八億千八百万円、復興借換公債金五千二百十七億七千万円、東日本大震災復興株式売払収入として東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式の売払収入一兆四千四百二十八億四千九百万円、東日本大震災復興配当金収入として東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の配当金収入二百九十五億八千万円、運用収入千三百二十一億四千四百万円、東日本大震災復興運用収入五十七億四千四百万円、雑収入千三百五十一億五千百万円、東日本大震災復興雑収入一億五千三百万をそれぞれ受け入れることとしている。

3　外国為替資金特別会計

歳　入（百万円）		歳　出（百万円）	
二、六二二、三三七		一、六〇八、九九九	

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をすることのできる限度額を、平成二十六年度の実績見込等を勘案して百九十五兆円としている。また、「特別会計に関する法律」（平成十九年法律第二十三号）第八条第二項の規定により、平成二十六年度において生ずる決算上の剰余のうち一兆四千二百八十億八千百万円を平成二十七年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

4　財政投融資特別会計

歳　入（百万円）		歳　出（百万円）	
(1)　財政融資資金勘定	三三、〇八五、〇三一		三二、八八一、四四〇
(2)　投資勘定	八〇五、九一七		八〇五、九一七
(3)　特定国有財産整備勘定	四八、八五四		四八、八五四

財政融資資金勘定において、その負担において発行する公債の限度額を十四兆円、一時借入金等の限度額を十五兆円としている。

投資勘定において、資源・エネルギーの安価かつ安定的な確保等を図ることとし、二千七百五十七億円（平成二十六年度当初予算額三千百七十二億円）の産業投資支出を行うこととしている。

5　エネルギー対策特別会計

歳　入（百万円）		歳　出（百万円）	
(1)　エネルギー需給勘定	二、三四四、五二四		二、三四四、五二四
(2)　電源開発促進勘定	三四九、五〇三		三四九、五〇三
(3)　原子力損害賠償支援勘定	八、八〇七、一一四		八、六三三、一九二

原子力損害賠償支援勘定において、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成二十三年法律第九十四号）の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

6　年金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 基礎年金勘定	二三、三九四、三二九	二三、三九四、三二九
(2) 国民年金勘定	四、一九一、八六九	四、一九一、八六九
(3) 厚生年金勘定	四四、一三四、五三九	四四、一三四、五三九
(4) 健康勘定	一〇、三七七、八三九	一〇、三七七、八三九
(5) 子ども・子育て支援勘定	一、五三一、五四二	一、五三一、五四二
(6) 業務勘定	三九二、一六九	三九二、一六九

国民年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、一兆八千百四十七億円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、九兆二千三百五十六億三千八百万円を一般会計から受け入れることとしている。なお、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成二十四年法律第六十三号)に基づき、平成二十七年度(十月)より、歳出では、実施機関(共済組合等)の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

健康勘定において、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、百十九億千万円を受け入れることとしている。

子ども・子育て支援勘定において、歳出では、児童手当について、三歳未満の児童一人につき月額一万五千円を、三歳以上小学校修了までの児童(第一子・第二子)一人につき月額一万円を、三歳以上小学校修了までの児童(第三子以降)一人につき月額一万五千円を、小学校修了後中学校修了までの児童一人につき月額一万円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童一人につき月額五千円を支給することとしている。また、子ども・子育て支援新制度における地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図るための地域子ども・子育て支援事業費等を計上し、歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、一兆二千八百十億五千百万円を受け入れることとしている。

7　東日本大震災復興特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
	三、九〇八、七〇五	三、九〇八、七〇五

本会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために平成二十四年度に設けられたものである。歳入では、「特別会計に関する法律」(平成十九年法律第二十三号)第二百二十七条の規定による一般会計からの受入額五千八百八十二億三千百万円、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成二十三年法律第百十七号)第六十九条第四項の規定により発行する公債に係る公債金収入二兆八千六百二十五億円を計上し、歳出では、復興施策に要する所要額を計上している。

以上のほか、地震再保険、労働保険、食料安定供給、国有林野事業債務管理、貿易再保険、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、維新の党及び日本共産党から、それぞれ、「平成二十七年度一般会計予算、平成二十七年度特別会計予算及び平成二十七年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

平成二十七年三月十三日

予算委員長　大島　理森

衆議院議長　町村　信孝殿

平成二十七年度政府関係機関予算

右

国会に提出する。

平成二十七年二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

平成27年度政府関係機関予算
予算総則

（収入支出予算）

第1条　次に掲げる各政府関係機関の平成27年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

沖縄振興開発金融公庫
株式会社日本政策金融公庫
株式会社国際協力銀行
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

2　前項に規定する独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門とは、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第1項第2号に規定する業務並びに同項第8号及び第9号並びに同条第3項に規定する業務のうち有償資金協力に係るものに関する部門をいう。

（借入金等の限度額）

第2条　次の表の左欄に掲げる公庫の「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は債券の限度額、株式会社の「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は社債の限度額並びに株式会社の「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」第17条、「産業競争力強化法」第39条第2項及び同法附則第13条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第4条の規定による廃止前の「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」第24条の3第2項の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫又は株式会社	限度		額
沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金の総額		68,000,000千円
	政府以外の者からの借入金の総額		2,700,000
	沖縄振興開発金融公庫債券の額面総額		10,000,000
	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の額面総額		556,000
株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務	借入金の総額	2,055,000,000
		社債の額面総額	255,000,000
	農林水産業者向け業務	借入金の総額	239,000,000
		社債の額面総額	20,000,000
	中小企業者向け業務	借入金の総額	1,281,000,000
		社債の額面総額	210,000,000
	危機対応円滑化業務	借入金の総額	832,000,000
		社債の額面総額	200,000,000
	特定事業等促進円滑化業務	借入金の総額	150,000,000

2　財務大臣は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に掲げる公庫又は株式会社において事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い同項の借入金、債券及び社債のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。

3　第1項に規定する沖縄振興開発金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券及び社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

（保険契約等の限度額）

第3条　株式会社日本政策金融公庫の次の表の左欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、平成27年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

根拠規定	限度額	
「株式会社日本政策金融公庫法」第31条	受益権及び貸付債権等の譲渡により調達する資金の総額	
	中小企業者向け業務	13,000,000千円
	貸付金の総額	24,000,000
	「株式会社日本政策金融公庫法」別表第2第2号及び第5号に掲げる業務として行う取引において支払うことを約する金銭の額の総額	
	農林水産業者向け業務	1,680,000
	中小企業者向け業務	20,000,000
	保証金額の総額	121,000,000
	保険価額の総額	24,368,000,000
	補塡の額の総額	1,366,500,000
「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第6条	保険価額の総額	86,000,000

（収入支出予算の弾力条項）

第4条　次の表の左欄に掲げる各政府関係機関において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加（第1号にあっては同号に掲げる増額）するときは、財務大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として（第1号にあっては予算額を超えて）それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

政府関係機関	要件	経費
1　沖縄振興開発金融公庫又は株式会社日本政策金融公庫（信用保険等業務を除く。）	第2条第2項及び第3項の規定による借入金の借入れ及び債券又は社債の発行の増額	借入金及び債券又は社債の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費
2　株式会社国際協力銀行又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接必要な経費

2　株式会社日本政策金融公庫信用保険等業務において、次の表の左欄に掲げる保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、それぞれの右欄に掲げる金額を限度として保険金の予算を増額することができる。

保険金	限度額
「中小企業信用保険法」、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」、「株式会社日本政策金融公庫法」及び「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく保険金	信用保険等業務に整理された勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額

（流用の制限）

第5条　株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「株式会社日本政策金融公庫法」第38条第1項、「株式会社国際協力銀行法」第24条第1項又は「独立行政法人国際協力機構法」第26条第1項の規定により財務大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（1）　役職員に対して支給する給与に要する経費

（2）　交際費に要する経費

（俸給予算等の制限）

第6条　第1条に掲げる政府関係機関（独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を除く。）は、それぞれ支出予算の範囲内であっても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準を超えてみだりに増加し又は支給してはならない。

2　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、支出予算の範囲内であっても、役職員の給与をこの予算において予定した給与の基準を超えてみだりに支給してはならない。

（補　則）

第7条　第1条に掲げる政府関係機関が平成27年度において発行する債券若しくは社債又は債務の保証で外貨をもって支払わなければならないものがあるときは、その額面総額又は保証金額の総額は、外貨による額面総額又は保証金額の総額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成26年9月1日から同年11月30日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額とする。

甲号　収入支出予算

政府関係機関	収入			支出	
	款	項	金額（千円）	項	金額（千円）
沖縄振興開発金融公庫	事業益金		16,209,692	事業損金	13,730,032
		事業益金	16,209,692	予備費	150,000
	雑収入		1,094,613		
		一般会計より受入	1,043,894		
		エネルギー対策特別会計より受入	8,975		
		労働保険特別会計より受入	145		
		住宅資金貸付手数料等収入	14,069		

		運用収入	2,670		
		雑収入	24,860		
	合計		17,304,305	合計	13,880,032
株式会社日本政策金融公庫					
国民一般向け業務	事業益金		152,466,778	事業損金	105,286,429
		事業益金	152,466,778	予備費	1,447,000
	雑収入		21,904,021		
		一般会計より受入	20,340,154		
		エネルギー対策特別会計より受入	50		
		労働保険特別会計より受入	1,028		
		運用収入	9,176		
		雑収入	1,553,613		
	合計		174,370,799	合計	106,733,429
農林水産業者向け業務	事業益金		39,270,686	事業損金	52,942,356
		事業益金	39,270,686	予備費	550,000
	雑収入		19,333,870		
		一般会計より受入	17,503,008		
		東日本大震災復興特別会計より受入	42,002		
		運用収入	13,040		
		雑収入	1,775,820		
	合計		58,604,556	合計	53,492,356
中小企業者向け業務	事業益金		109,364,118	事業損金	65,096,215
		事業益金	109,364,118	補償金	441,000
	補償料収入		250,685	予備費	640,000
		補償料収入	250,685		
	雑収入		18,593,272		
		一般会計より受入	14,108,816		
		エネルギー対策特別会計より受入	6,211		
		労働保険特別会計より受入	1,294		
		運用収入	360,745		
		雑収入	4,116,206		
	合計		128,208,075	合計	66,177,215
信用保険等業務	事業益金		440	事業損金	5,294,976
		事業益金	440	保険費	759,097,818
	保険料収入		186,556,672	予備費	260,000

	保険料収入	186,556,672			
	回収金	104,135,043			
	回収金	104,135,043			
	雑収入	2,162,267			
	運用収入	1,872,325			
	雑収入	289,942			
	合計	292,854,422	合計	764,652,794	
危機対応円滑化業務	事業益金	59,987,112	事業損金	61,068,326	
	事業益金	59,987,112	補償金	97,301,459	
	補償料収入	4,921,233	利子補給金	15,643,464	
	補償料収入	4,921,233	予備費	9,000	
	雑収入	1,479,668			
	一般会計より受入	1,228,410			
	運用収入	250,137			
	雑収入	1,121			
	合計	66,388,013	合計	174,022,249	
特定事業等促進円滑化業務	事業益金	2,932,170	事業損金	3,029,931	
	事業益金	2,932,170	予備費	5,000	
	雑収入	102,810			
	一般会計より受入	102,507			
	運用収入	49			
	雑収入	254			
	合計	3,034,980	合計	3,034,931	
株式会社国際協力銀行	事業益金	757,979,819	事業損金	909,665,953	
	事業益金	757,979,819	予備費	229,400	
	雑収入	170,368,621			
	運用収入	4,762,360			
	雑収入	165,606,261			
	合計	928,348,440	合計	909,895,353	
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	事業益金	163,003,160	事業損金	123,956,947	
	事業益金	163,003,160	予備費	140,600	
	雑収入	2,869,400			
	運用収入	9,820			
	雑収入	2,859,580			
	合計	165,872,560	合計	124,097,547	

平成二十七年度政府関係機関予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　沖縄振興開発金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
一七、三〇四	一三、八八〇

「沖縄振興基本方針」における民間主導の自立型経済の発展に向けた政策金融の取組の推進に加え、セーフティネット機能の発揮に引き続き努めるため、県内産業の育成、産業・社会基盤の整備、中小企業や小規模事業者等の経営基盤強化等を支援するための措置を講じることとし、貸付契約額として千四百二十億円を予定しているほか、沖縄におけるリーディング産業の育成支援等のための出資二十億円を予定している。

2　株式会社日本政策金融公庫

	収　入（百万円）	支　出（百万円）
(1)	国民一般向け業務	一七四、三七一	一〇六、七三三
(2)	農林水産業者向け業務	五八、六〇五	五三、四九二
(3)	中小企業者向け業務	一二八、二〇八	六六、一七七
(4)	信用保険等業務	二九二、八五四	七六四、六五三
(5)	危機対応円滑化業務	六六、三八八	一七四、〇二二
(6)	特定事業等促進円滑化業務	三、〇三五	三、〇三五

信用保険等業務において、中小企業信用保険事業で十八兆七千四百四十五億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で六百六十億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは二百四十億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金五百九十億円を予定している。

危機対応円滑化業務において、東日本大震災による被災事業者等の経営安定等を図るとともに原材料・エネルギーコスト高等に伴う経済環境変化への対応に資するため、必要とする資金需要に的確に対応することとし、国が指定した金融機関に対する融資事業の規模として一兆三百二十億円を計上しており、この原資として、財政融資資金の借入れ八千三百二十億円及び社債の発行による収入二千億円を予定している。また、利子補給事業における利子補給金の原資として、一般会計からの補給金三百万円を予定している。さらに、損害担保事業に要する資本に充てるため、一般会計から六千八百万円を出資することとしている。なお、別途、一般会計から株式会社日本政策金融公庫補給金等十二億二千五百万円を交付することとしている。

3　株式会社国際協力銀行

収　入（百万円）	支　出（百万円）
九二八、三四八	九〇九、八九五

資源の安定確保・輸入コスト低減・供給源多角化等の取組並びに我が国企業の海外投資及びインフラ需要の旺盛な地域への海外展開の支援に重点を置き、一兆八千二百億円の事業を行うこととしている。これらの原資として、外国為替資金からの借入金一兆円、財政融資資金からの借入金二千五百億円、社債の発行による収入五千二百億円、貸付回収金等五百億円を予定している。

4　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収　入（百万円）	支　出（百万円）
一六五、八七三	一二四、〇九八

開発途上地域の政府等に対して、九千八百八十五億円の出融資を行うこととし、一般会計からの出資金四百八十三億円、財政融資資金からの借入金三千七百六十六億円、国際協力機構債券の発行による収入千二百億円及び貸付回収金等四千四百三十六億円を予定している。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、維新の党及び日本共産党から、それぞれ、「平成二十七年度一般会計予算、平成二十七年度特別会計予算及び平成二十七年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

平成二十七年三月十三日

予算委員長　大島　理森

衆議院議長　町村　信孝殿

地方税法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十七年二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の四第一項中「掲げる日」を「定める日」に、「還付のため」を「還付のための」に、「充当をするに」を「充当をするのに」に、「ときは、その」を「場合には、当該適することとなつた」に改め、同項第一号及び第二号中「納付し」を「、納付し、」に改め、同項第三号中「申告書又は修正申告書の提出によつて納付すべき額」を「更正又は決定により納付すべき税額」に改め、「行われた更正」の下に「にあつては、更正の請求に基づくもの」を、「限る。」の下に「以下この号及び」を、「同じ。」の下に「又は所得税の申告書（所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書及び同項第三十九号に規定する修正申告書をいう。以下この号及び第五項において同じ。）の提出」を加え、「納付し」を「、納付し、」に改め、「通知」の下に「が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日又は所得税の申告書の提出」を加え、同条第二項第一号及び第二号中「とき。」を「とき」に改め、同項第三号中「仮差押」を「仮差押え」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第三項中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条第四項中「基き」を「基づき」に、「掲げる日」を「定める日」に改め、同条第五項中「所得税の更正」の下に「又は所得税の申告書の提出」を加え、「行なわれた」を「行われた」に、「掲げる」を「定める」に改める。

第十七条の六第二項中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に、「同条第

十二号の七の三」を「同条第十二号の七」に、「同条第十二号の七の四」を「同条第十二号の七の二」に改める。

第二十三条第一項第四号中「第四十二条第二項」を「第四十一条の二十二第二項」に、「、第八項、第九項及び第十四項」を「から第八項まで及び第十三項」に改め、「、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）」を削り、「、第四十二条の十二の四」を「（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の四」に改め、同項第四号の二イ中「又は」を「、又は」に改め、同項第四号の三イ中「第二条第十二号の七の四」を「第二条第十二号の七の二」に、「第六十八条の九、第六十八条の十四及び」を「第六十八条の十四及び」に改め、同号ロ中「第六十八条の九、第六十八条の十四及び」を「第六十八条の十四及び」に改め、同号ロ中「第六十八条の十四及び」を「第六十八条の十四及び」に改め、同号ロ中「第六十八条の九、

第二十三条第一項第四号の五ロ及びハ	政令	当該法人に係る固有法人の政令
第二十三条第一項第四号の五ニ	同項	当該法人に係る固有法人の同項
第二十三条第一項第四号の五ホ	純資産額	当該法人に係る固有法人の純資産額

第二十四条の二第五項の表第五十二条第一項の表の第一号の項を削り、同表第五十二条第一項の表の第二号から第五号までの項中「の第二号から第五号まで」を削り、同表第五十二条第四項の項を次のように改める。

第五十二条第四項から第六項まで	）の資本金等の額	）に係る固有法人の資本金等の額

第三十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

第三十七条の二第二項中「百分の十」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「課税山林所得金額（次号」に、「同条第二項」を「同項」に、「課税退職所得金額（同号」に改める。

第四十五条の三の三第四項中「第二百三条の五第四項」を「第二百三条の五第五項」に改める。

第五十二条第四項を次のように改める。

4　第二項第一号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令で定める日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表の第一号ホ中「資本金等の額が」とあるのは「次項第一号に定める日（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第四項に規定する政令で定める日。以下この表において同じ。）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第二号から第五号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「次項第一号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第五十二条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　第二項第二号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「第五項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

6　第二項第三号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「次項第三号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第五十三条第二項中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七の二」に改め、同条第二十三項中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に改める。

第七十一条の十四第六項中「二週間」を「一月」に改める。

第七十一条の三十一第一項中「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の下に「があるときは、その者」を加える。

第七十一条の三十五第七項及び第七十一条の五十五第七項中「二週間」を「一月」に改める。

第七十二条の五第一項第七号中「高圧ガス保安協会」の下に「、日本電気計器検定所」を削り、「原子力発電環境整備機構」の下に「、広域的運営推進機関」を加える。

第七十二条の十三第九項中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改め、同条第十一項中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に改め、同条第十六項中「第二条第十二号の七の四」を「第二条第十二号の七の二」に改める。

第七十二条の二十一第一項ただし書中「第三項」を「第四項」に改め、同項第一号中「（平成十七年法律第八十六号）」を削り、同項第二号中「てん補」を「塡補」に改め、「平成十七年法律第八十七号。」及び「昭和十三年法律第七十四号。」を削り、同項第三号中「てん補」を「塡補」に改め、同条第七項中「同項」を「同項の表以外の部分」に、「「五千億円」」を「同項の表千億円以下の金額の項中「千億円」とあるのは「千億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、同表千億円を超え五千億円以下の金額の項中「千億円を」とあるのは「千億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額を」と、「五千億円」を超え一兆円以下の金額の項中「五千億円」とあるのは「五千億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「一兆円」とあるのは「一兆円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「ときは」を「場合には」に、「、第一項」を「、第一項及び第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」を「第一項及び第二項」に、「同項」を「第一項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「金額」の下に「と、第二項中「とする」とあるのは「に継続の日から連結事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額とする」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「除く。」の下に「第九項において同じ。」を加え、「第一項」を「第一項及び第二項」に、「同項」を「第一項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「金額」の下に「と、前項中「とする」とあるのは「に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額とする」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項本文の規定にかかわらず、同項本文の規定により計算した金額が、各事業年度終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合には、第七十二条の十二第一号ロに規定する各事業年度の資本金等の額は、各事業年度終了

の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額とする。

9　第七十二条の二十一に次の二項を加える。

連結子法人が事業年度の中途において解散をした場合の当該事業年度における第七項の規定の適用については、同項の表以外の部分中「千億円」とあるのは「千億円に連結事業年度開始の日から解散の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「一兆円」とあるのは「一兆円に連結事業年度開始の日から解散の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、同項の表千億円以下の金額の項中「千億円」とあるのは「千億円に連結事業年度開始の日から解散の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、同表千億円を超え五千億円以下の金額の項中「千億円を」とあるのは「千億円に連結事業年度開始の日から解散の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「五千億円」とあるのは「五千億円に連結事業年度開始の日から解散の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、同表五千億円を超え一兆円以下の金額の項中「五千億円」とあるのは「五千億円に連結事業年度開始の日から解散の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「一兆円」とあるのは「一兆円に連結事業年度開始の日から解散の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

10　清算中の連結子法人が事業年度の中途において継続した場合の当該事業年度における第七項の規定の適用については、同項の表以外の部分中「千億円」とあるのは「千億円に継続の日から連結事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「一兆円」とあるのは「一兆円に継続の日から連結事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、同項の表千億円以下の金額の項中「千億円を」とあるのは「千億円に継続の日から連結事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「五千億円」とあるのは「五千億円に継続の日から連結事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、同表五千億円を超え一兆円以下の金額の項中「五千億円を」とあるのは「五千億円に継続の日から連結事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「一兆円」とあるのは「一兆円に継続の日から連結事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

第七十二条の二十四の七第一項中「除く」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハの表中「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の七・二」を「百分の六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハ中「百分の七・二」を「百分の六」に改める。

第七十二条の四十六第六項中「二週間」を「一月」に改める。

第七十二条の四十九の六に次の一項を加える。

5　納税義務者について税務代理人が数人ある場合において、当該納税義務者がこれらの税務代理人のうちから代表する税務代理人を定めた場合として総務省令で定める場合に該当するときは、これらの税務代理人への第一項の規定による通知は、当該代表する税務代理人に対してすれば足りる。

第七十二条の六十三の二に次の一項を加える。

5　納税義務者について税務代理人が数人ある場合において、当該納税義務者がこれらの税務代理人のうちから代表する税務代理人を定めた場合として総務省令で定める場合に該当するときは、これらの税務代理人への第一項の規定による通知は、当該代表する税務代理人に対してすれば足りる。

第七十二条の七十八第一項中「行つた」を「行つた課税資産の譲渡等（に、「（同法その他」を「のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。第七十二条の八十四第一項第二号及び第二項において同じ。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。以下この節において同じ。）及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他」に、「を除く。以下」を「以外のものをいう。以下」に、「「課税資産の譲渡等」という」を「同じ」に、「すべて」を「全て」に改める。

第七十二条の七十九の見出し中「課税資産の譲渡等」の下に「又は特定課税仕入れ」を加え、同条中「本節」を「この節」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法律上特定課税仕入れを行つたとみられる者が単なる名義人であつて、その特定課税仕入れに係る対価の支払をせず、その者以外の者がその特定課税仕入れに係る対価を支払うべき者である場合には、当該特定課税仕入れは、当該対価を支払うべき者が行つたものとして、この節の規定を適用する。

第七十二条の八十第一項本文中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、同項ただし書中「及び」を「並びに」に改め、「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

第七十二条の八十の二第一項中「及び当該」を「並びに当該」に改め、「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、「以外の資産及び」を「以外の資産、」に、「以下この条において同じ。）ごとに」を「次項において同じ。）ごとに」に改める。

第七十二条の八十四第一項第二号中「支払若しくは」を「支払、」に改め、「課税資産の譲渡等」の下に「若しくは特定資産の譲渡等」を加え、同条第二項中「課税資産の譲渡等」の下に「又は特定資産の譲渡等」を加える。

第七十二条の九十四の見出し及び同条第一項中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、同条第二項中「課税資産の譲渡等」の下に「又は特定課税仕入れ」を加える。

第七十三条の四第一項第四号中「第四号の八」を「第四号の七」に改め、同項第四号の七を削り、同項第四号の八中「社会福祉事業」の下に「（同条第三項第一号の二に掲げる事業を除く。）」を加え、同号を同項第四号の七とし、同項第四号の九を同項第四号の八とし、同号の次に次の二号を加える。

四の九　介護保険法第百十五条の四十七第一項の規定により市町村から同法第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する不動産

四の十　児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が当該事業（利用定員が六人以上であるものに限る。）の用に供する不動産

第七十三条の四第一項第五号中「第四号の八」を「第四号の七」に改め、同項第十九号及び第二十号を次のように改める。

十九及び二十　削除

第七十三条の四第一項第三十号中「第二十六条第一項第七号又は第八号」を「第二十六条第一項第四号又は第五号」に改め、同項第三十二号中「及び」を「又は」に改め、同項第三十七号中「第十一条第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、「第三号まで」の下に「又は第二項第一号」を加え、同項に次の一号を加える。

三十九　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条第一項第三号から第五号まで又は第二項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の十四に次の四項を加える。

11　児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

12　児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

13　児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

14　社会福祉法人その他政令で定める者が直接生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する不動産の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

第七十三条の二十六第一項中「又は第二項第一号」を「若しくは第二項第一号」に改める。

第七十四条の十二第二項中「前項又は」を「前項若しくは」に、「よつて申告書を」を「よつて申告書若しくは修正申告書を」に改める。

第七十四条の二十三第六項、第九十条第六項及び第百三十二条第六項中「二週間」を「一月」に改める。

第百四十四条の三十八の二に次の一項を加える。

5　元売業者等について税務代理人が数人ある場合において、当該元売業者等がこれらの税務代理人のうちから代表する税務代理人を定めた場合として総務省令で定める場合に該当するときは、これらの税務代理人への第一項の規定による通知は、当該代表する税務代理人に対してすれば足りる。

第百四十四条の四十七第六項及び第二百七十八条第六項中「二週間」を「一月」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「第四十二条第二項」を「第四十一条の二十二第二項」に、「、第八項、第九項及び第十四項」を「から第八項まで及び第十三項」に改め、「、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）」を削り、「、第四十二条の十二の四」を「（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の四」に改め、同項第四号の二イ中「又は」を「、又は」に改め、同項第四号の三イ中「第二条第十二号の七の四」を「第二条第十二号の七の二」に、「第六十八条の九、第六十八条の十四及び」を「第六十八条の九、第六十八条の十四及び」に改め、同号ロ中「第六十八条の九、第六十八条の十四及び」を「第六十八条の十四及び」に改め、同項第四号の五を次のように改める。

四の五　資本金等の額　次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ　第三百二十一条の八第一項の規定によつて申告納付する法人（ロ及びホに掲げる法人を除く。）

同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額と、当該算定期間の初日前に終了した各事業年度又は各連結事業年度（イ及びロにおいて「過去事業年度等」という。）の(1)に掲げる金額の合計額から過去事業年度等の(2)及び(3)に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該算定期間中の(1)に掲げる金額を加算し、これから当該算定期間中の(3)に掲げる金額を減算した金額との合計額

(1)　平成二十二年四月一日以後に、会社法第四百四十六条に規定する剰余金（同法第四百四十七条又は第四百四十八条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限る。）を同法第四百五十二条の規定により総務省令で定める損失の填補に充てた金額

(2)　平成十三年四月一日から平成十八年四月三十日までの間に、資本又は出資の減少（金銭その他の資産を交付したものを除く。）による資本の欠損の填補に充てた金額並びに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(2)において「会社法整備法」という。）第六十四条の規定による改正前の商法(2)において「旧商法」という。）第二百八十九条第一項及び第二項（これらの規定を会社法整備法第一条の規定による廃止前の有限会社法(2)において「旧有限会社法」という。）第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する資本準備金による旧商法第二百八十九条第一項及び第二項第二号（これらの規定を旧有限会社法第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する資本の欠損の填補に充てた金額

(3)　平成十八年五月一日以後に、会社法第四百四十六条に規定する剰余金（同法第四百四十七条又は第四百四十八条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したものを除き、総務省令で定めるものに限る。）を同法第四百五十条の規定により資本金とし、又は同法第四百四十八条第一項第二号の規定により利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした金額

ロ　第三百二十一条の八第一項の規定によつて申告納付する法人のうち法人税法第

七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるもの(ホに掲げる法人を除く。)　政令で定める日現在における同法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、過去事業年度等のイ(1)に掲げる金額の合計額から過去事業年度等のイ(2)及びイ(3)に掲げる金額の合計額を控除した金額との合計額

ハ　第三百二十一条の八第二項の規定によつて申告納付する法人又は同条第三項の規定によつて納付する法人(ホに掲げる法人を除く。)　政令で定める日現在における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、第三百二十一条の八第二項に規定する連結事業年度開始の日前に終了した各事業年度又は各連結事業年度(ハにおいて「過去事業年度等」という。)のイ(1)に掲げる金額の合計額から過去事業年度等のイ(2)及びイ(3)に掲げる金額の合計額を控除した金額との合計額

ニ　第三百二十一条の八第四項の規定によつて申告納付する法人(ホに掲げる法人を除く。)　同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における法人税法第二条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該算定期間の初日前に終了した各事業年度又は各連結事業年度(ニにおいて「過去事業年度等」という。)のイ(1)に掲げる金額の合計額から過去事業年度等のイ(2)及びイ(3)に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該算定期間中のイ(1)に掲げる金額を加算し、これから当該算定期間中のイ(3)に掲げる金額を減算した金額との合計額

ホ　保険業法に規定する相互会社　純資産額として政令で定めるところにより算定した金額

第二百九十四条の二第五項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第三百十二条第一項の表の第一号の項の前に次のように加える。

第二百九十二条第一項第四号の五イ	同項	当該法人に係る固有法人(法人課税信託の受託者である法人について、第二百九十四条の二第一項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第一項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。)の第三百二十一条の八第一項	当該法人に係る固有法人の政令
第二百九十二条第一項第四号の五ロ及びハ	政令		
第二百九十二条第一項第四号の五ニ	同項		当該法人に係る固有法人の同項

第二百九十二条第一項第四号の五ホ

純資産額		当該法人に係る固有法人の純資産額
第三百十二条第六項から第八項まで	)の資本金等の額	)に係る固有法人の資本金等の額

第二百九十四条の二第五項の表第三百十二条第一項の表の第一号の項を削り、同表第三百十二条第一項の表の第二号から第九号までの項中「の第二号から第九号まで」を削り、同表第三百十二条第五項の項を次のように改める。

第三百十二条第五項を次のように改める。

5　第一項の場合において、第三項第一号から第三号までに掲げる法人の従業者数の合計数は、それぞれこれらの号に定める日現在における従業者数の合計数による。

第三百十二条第六項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6　第三項第一号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、同号に定める日(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令で定める日)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表の第一号ホ中「資本金等の額が」とあるのは「第三項第一号に定める日(同法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第六項に規定する政令で定める日。以下この表において同じ。)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第二号から第九号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「第三項第一号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

7　第三項第二号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「第七項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

8　第三項第三号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「第三項第三号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第三百十三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

第三百十四条の七第二項中「百分の十」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「課税山林所得金額(次号」に、「同条第二項」を「同項」に、「課税退職所得金額(同号」に改める。

第三百十七条の三の三第四項中「第二百三条

の五第四項」を「第二百三条の五第五項」に改める。

第三百二十一条の七の二第一項中「同法、」を「同法又は」に、「、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢又は退職」を「による老齢」に改める。

第三百二十一条の八第二項中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改め、同条第二十三項中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に改める。

第三百二十八条の十一第六項中「二週間」を「一月」に改める。

第三百四十八条第二項第十号中「第十号の八」を「第十号の七」に改め、同項第十号の七を削り、同項第十号の八中「社会福祉事業」の下に「（同条第三項第一号の二に掲げる事業を除く。）」を加え、同号を同項第十号の七とし、同項第十号の九を同項第十号の八とし、同号の次に次の二号を加える。

十の九　介護保険法第百十五条の四十七第一項の規定により市町村から同法第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産

十の十　児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が当該事業（利用定員が六人以上であるものに限る。）の用に供する固定資産

第三百四十八条第二項第十一号中「第十号の八」を「第十号の七」に改め、同項第二十号及び第二十一号を次のように改める。

二十及び二十一　削除

第三百四十八条第二項第三十号中「第二十六条第一項第四号又は第五号」を「第二十六条第一項第七号又は第八号」に改め、同項第三十六号中「及び」を「又は」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第四十二号を次のように改める。

四十二　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第十五条第一項第一号イ若しくは第三号から第五号まで又は第二項に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項第四十三号中「第十一条第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、「第三号まで」の下に「又は第二項第一号」を加え、同条第五項中「第十二条第一項第三号」を「第十三条第一項第三号」に改める。

第三百四十九条の三第十三項中「のうち」の下に「、北海道新幹線」を加え、同条に次の五項を加える。

30　児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

31　児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

32　児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

33　社会福祉法人その他政令で定める者が直接生活困窮者自立支援法第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

34　国立研究開発法人日本医療研究開発機構が所有し、かつ、直接国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第一号又は第二号に規定する業務の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該償却資産の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該償却資産の価格の三分の二の額とする。

第三百四十九条の三の二第一項中「受けるもの」の下に「及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第十四条第二項の規定により所有者等（同法第三条に規定する所有者等をいう。）に対し勧告がされた同法第二条第二項に規定する特定空家等の敷地の用に供されている土地」を加える。

第三百九十六条の二に次の一項を加える。

5　納税義務者について税務代理人が数人ある場合において、当該納税義務者がこれらの税務代理人のうちから代表する税務代理人を定めた場合として総務省令で定める場合に該当するときは、これらの税務代理人への第一項の規定による通知は、当該代表する税務代理人に対してすれば足りる。

第四百七十五条第二項中「前項又は」を「前項若しくは」に、「よつて申告書を」を「よつて申告書若しくは修正申告書を」に改める。

第四百八十三条第六項、第五百三十六条第六項、第六百九条第六項、第六百八十八条第六項及び第七百一条の十二第六項中「二週間」を「一月」に改める。

第七百一条の三十四第三項第十号の八の次に次の一号を加える。

十の九　児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設

第七百一条の六十一第六項中「二週間」を「一月」に改める。

第七百二条第二項中「又は第二十八項」を「、第二十八項又は第三十項から第三十三項まで」に改める。

第七百六条第二項中「、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職」を「又は厚生年金保険法による老齢」に改める。

第七百二十一条第六項及び第七百三十三条の十八第七項中「二週間」を「一月」に改める。

附則第五条第一項中「又は証券投資信託」を「、金銭の分配（同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。）又は証券投資信託」に改め、同項第一号及び同条第三項中「剰余

金の分配」の下に「、金銭の分配」を加える。

附則第五条の四の二第一項中「平成三十九年度」を「平成四十一年度」に、「平成二十九年」を「平成三十一年」に改め、同条第四項中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改め、同条第六項中「平成三十九年度」を「平成四十一年度」に、「平成二十九年」を「平成三十一年」に改め、同条第九項中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

附則第七条の前に見出しとして「（個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第七条　第三十七条の二第一項第一号に掲げる寄附金（以下この項から第三項まで及び第六項において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する者（地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第百二十条第一項の規定による申告書を提出する義務がないと見込まれる者又は同法第百二十一条（第一項ただし書を除く。）の規定の適用を受けると見込まれる者であつて、地方団体に対する寄附金について第三十七条の二第一項（同号に係る部分に限る。）及び第二項の規定によつて控除すべき金額（以下この項において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受ける目的以外に、地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税の所得割について第四十五条の二の規定による申告書の提出（第四十五条の二第一項の規定により第四十五条の二第一項から第四項までの規定による申告書が提出されたものとみなされる同法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。第六項第二号において同じ。）を要しないと見込まれるものに限る。次項から第四項までにおいて「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、第四十五条の二第三項の規定による申告書の提出（第四十五条の三第一項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる同法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、地方団体に対する寄附金を支出する際、総務省令で定めるところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、第八項の規定による市町村民税に関する申告特例通知書の送付の求めと併せて、当該地方団体の長から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した書面（次項、第五項及び第六項において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2　前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この項から第六項までにおいて「申告特例の求め」という。）は、申告特例対象寄附者が当該申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金を支出する年（第四項から第六項までにおいて「申告特例対象年」という。）に支出する地方団体に対する寄附金について申告特例の求めを行う地方団体の長の数が五以下であると見込まれる場合に限り、行うことができる。

3　申告特例の求めは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書により行わなければならない。

一　当該申告特例の求めを行う者の氏名、住所、性別及び生年月日

二　当該申告特例の求めを行う者が申告特例対象寄附者である旨

三　当該申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金の額

四　前項に規定する要件に該当する旨

五　その他総務省令で定める事項

4　申告特例の求めを行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に前項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、申告特例対象年の翌年の一月十日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、総務省令で定めるところにより、第十一項の規定による市町村民税に関する変更の届出と併せて、当該変更があつた事項その他総務省令で定める事項を届け出なければならない。

5　地方団体の長は、申告特例の求めがあつたときは、申告特例対象年の翌年の一月三十一日までに、第三項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（前項の規定により当該住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十二項の規定による市町村民税に関する申告特例通知書と併せて、申告特例通知書を送付しなければならない。

6　申告特例の求めを行つた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告特例の求めを行つた者が申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金に係る申告特例の求め及び前項の規定による申告特例通知書の送付（第四号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）については、いずれもなかつたものとみなす。この場合において、当該申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

一　当該申告特例対象年の年分の所得税について所得税法第百二十一条の規定の適用を受けないこととなつたとき。

二　当該申告特例対象年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税の所得割について第四十五条の二の規定による申告書の提出をしたとき。

三　当該申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金について、前項の規定により申告特例通知書を送付した地方団体の長の数が五を超えたとき。

四　当該申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金について、前項の規定により申告特例通知書の送付を受けた市町村長が賦課期日現在における住所所在地の市町村長と異なつたとき。

7　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8　第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金（以下この項から第十項まで及び第十三項において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する者（地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第百二十条第一項の規定による申告書を提出する義務がないと見込まれる者又は同法第百二十一条（第一項ただし書を除く。）の規定の適用を受けると見込まれる者であつて、地方団体に対する寄附金について第三百十四条の七第一項（同号に係る部分に限る。）及び第二項の規定によつて控除すべき金額（以下この項において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受ける目的以外に、地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税の所得割について第三百十七条の二第一項から第五項までの規定による申告書の提出（第三百十七条の三第一項の規定により第三百十七条の二第一項から第四項までの規定による申告書が提出されたものとみなされる同法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。第十三項第二号において同じ。）を要しないと見込まれるものに限る。次項から第十一項までにお

いて「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、第三百十七条の二第三項の規定による申告書の提出（第三百十七条の三第一項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる同法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、地方団体に対する寄附金を支出する際、総務省令で定めるところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、当該地方団体の長から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した書面（次項、第十二項及び第十三項において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

9　前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）は、申告特例対象寄附者が当該申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金を支出する年（第十一項から第十三項までにおいて「申告特例対象年」という。）に支出する地方団体に対する寄附金について申告特例の求めを行う地方団体の長の数が五以下であると見込まれる場合に限り、行うことができる。

10　申告特例の求めは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書により行わなければならない。

一　当該申告特例の求めを行う者の氏名、住所、性別及び生年月日

二　当該申告特例の求めを行う者が申告特例対象寄附者である旨

三　当該申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金の額

四　前項に規定する要件に該当する旨

五　その他総務省令で定める事項

11　申告特例の求めを行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に前項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、申告特例対象年の翌年の一月十日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、総務省令で定めるところにより、当該変更があつた事項その他総務省令で定める事項を届け出なければならない。

12　地方団体の長は、申告特例の求めがあつたときは、申告特例対象年の翌年の一月三十一日までに、第十項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（前項の規定により当該住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

13　申告特例の求めを行つた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告特例の求めを行つた者が申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金に係る申告特例の求め及び前項の規定による申告特例通知書の送付（第四号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）については、いずれもなかつたものとみなす。この場合において、当該申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

一　当該申告特例対象年の年分の所得税について所得税法第百二十一条の規定の適用を受けないこととなつたとき。

二　当該申告特例対象年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税の所得割について第三百十七条の二第一項から第五項までの規定による申告書の提出をしたとき。

三　当該申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金について、前項の規定により申告特例通知書を送付した地方団体の長の数が五を超えたとき。

四　当該申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金について、前項の規定により申告特例通知書の送付を受けた市町村長が賦課期日現在における住所所在地の市町村長と異なつたとき。

14　第八項から前項までに定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第七条の次に次の二条を加える。

第七条の二　道府県は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第三十七条の二第一項第一号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第五項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第三十七条の二第一項及び第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2　前項の申告特例控除額は、第三十七条の二第二項に規定する特例控除額に、次の表の上欄に掲げる第三十五条第二項に規定する課税総所得金額から第三十七条第一号イに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

百九十五万円以下の金額	八十五分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	八十分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	七十分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	六十七分の二十三
九百万円を超える金額	五十七分の三十三

3　第一項の規定の適用がある場合における第十七条の五第三項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「五年」とする。

4　市町村は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第十二項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第三百十四条の七第一項及び第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

5　前項の申告特例控除額は、第三百十四条の七第二項に規定する特例控除額に、次の表の上欄に掲げる第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額から第三百十四条の六第一号イに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

百九十五万円以下の金額	八十五分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	八十分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	七十分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	六十七分の二十三
九百万円を超える金額	五十七分の三十三

6　第四項の規定の適用がある場合における第十七条の五第三項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「五年」とする。

第七条の三　平成二十八年度から平成五十年度までの各年度分の個人の道府県民税についての前条第一項及び第二項の規定の適用については、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・八九五分の五・一〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・七九分の十・二一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・五八分の二十・四二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・五一七分の二十三・四八三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・三〇七分の三十三・六九三」とする。

2　平成二十八年度から平成五十年度までの各年度分の個人の市町村民税についての前条第四項及び第五項の規定の適用については、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・八九五分の五・一〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・七九分の十・二一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・五八分の二十・四二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・五一七分の二十三・四八三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・三〇七分の三十三・六九三」とする。

附則第八条第一項中「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第二項に、「同条第七項」を「同法第四十二条の四第三項若しくは第四項」に、「第四十二条の四（第一項から第五項まで、第十一項及び第十八項に限る。）」を「第四十二条の四第一項」に改め、同条第二項及び第四項を削り、同条第三項中「第六十八条の九第六項に」を「第六十八条の九第二項に」に、「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に、「第六十八条の九第六項又は第七項の規定」を「第六十八条の九第二項から第四項までの規定のいずれか」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二の二」とあるのは、「第四十二条の十二の二」とする。

4　中小連結親法人等の各連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の二第二項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「から第六十八条の十五の三まで」とあるのは、「、第六十八条の十五、第六十八条の十五の三」とする。

附則第八条第五項中「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の二第一項」に、「第四十二条の十一（第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。）、第四十二条の十二」を「第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の四」に、「第四十二条の十一（第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。）」を「第四十二条の十二の四」に改め、同条第六項中「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の三まで」を「第六十八条の十五、第六十八条の十五の三」に、「から第六十八条の十五の三」を「第六十八条の十五、第六十八条の十五の三」を「第六十八条の十五の二」に改め、同条第七項及び第八項を削り、同条第九項中「、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十二の二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）」を「及び」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第十項を第八項とし、第十一項から第十三項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第八条の二第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）」を「第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、平成二十三年所得税法等改正法」に、「第四十二条の十第五項又は」を「第四十二条の十第五項、」に、「の規定により法人税額について」を「又は平成二十七年所得税法等改正法附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる平成二十七年所得税法等改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により」に、「規定中「第六十二条の三第一項若しくは第八項」を「規定中」に、「とあるのは、「第六十二条の三第一項若しくは第八項」を「の規定により加算された金額」とあるのは、「」に、「又は所得税法等の一部を改正する法律」を「若しくは所得税法等の一部を改正する法律」に、「とする」を「の規定により加算された金額又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額（同条第六項又は第七項の規定により控除された金額に限る。）」とする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第七十二条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第七十五条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十二第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項の」を「及び次項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第七十二条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第七十五条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六

十八条の九第十一項の」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「第六十八条の十四第五項」を「第六十八条の十四第五項」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第八十四条第四項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九第十一項の規定により加算された金額（同条第六項又は第七項の規定により控除された金額に限る。）のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる平成二十七年所得税法等改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第十六項を除く。）」とあるのは、「第十六項を除く。）並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四（第十一項（第一号のうち同法第六十八条の九第六項に規定する試験研究費に係る部分及び第四号に係る部分に限る。）、第十二項、第十三項、第十六項及び第十八項を除く。）」とする。

2　平成二十七年所得税法等改正法附則第八十四条第四項の規定によりその例によることとされる平成二十七年所得税法等改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九第十一項の規定により加算された金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、第二十三条第一項第四号の三イ及び第二百九十二条第一項第四号の三イ中「の規定により加算された金額」とあるのは「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号。以下この項において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）附則第八十四条第四項の規定によりその例によることとされる平成二十七年所得税法等改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の規定により加算された金額（同条第六項又は第七項の規定により控除された金額を除く。）」と、「同項第二号」とあるのは「法人税法第八十一条の十八第一項第二号」と、第二十三条第一項第四号の三ロ及び第二百九十二条第一項第四号の三ロ中「の規定により加算された金額」とあるのは「並びに平成二十七年所得税法等改正法附則第八十四条第四項の規定によりその例によることとされる平成二十七年所得税法等改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の規定により加算された金額（同条第六項又は第七項の規定により控除された金額を除く。）」と、「同項第二号」とあるのは「法人税法第八十一条の十八第一項第二号」とする。

附則第八条の三中「掲げる日」を「定める日」に改める。

附則第九条の見出し中「課税標準等」を「課税標準」に改め、同条第一項及び第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項の規定は、適用しない。

附則第九条第三項中「第七十二条の二十一第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第四項中「第七十二条の二十一第五項」を「第七十二条の二十一第六項」に、「第七十二条の二十一第七項」を「第七十二条の二十一第七項」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「第七十二条の二十一第六項」を「第七十二条の二十一第七項」に改め、同条第十一項及び第十二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項の規定は、適用しない。

附則第九条に次の六項を加える。

13　第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人を除く。）に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において同じ。）分の事業税に限り、各事業年度の付加価値額から、当該法人の租税特別措置法第四十二条の十二の四第二項第三号に規定する雇用者給与等支給額から同項第四号に規定する基準雇用者給与等支給額を控除した金額（以下この項において「雇用者給与等支給増加額」という。）の当該基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上であるとき（次に掲げる要件を満たす場合に限る。）は、当該雇用者給与等支給増加額に、各事業年度の第七十二条の十四に規定する収益配分額から第七十二条の二十第二項に規定する雇用安定控除額を控除した額を当該収益配分額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を控除する。

一　当該雇用者給与等支給額が租税特別措置法第四十二条の十二の四第二項第六号に規定する比較雇用者給与等支給額以上であること。

二　租税特別措置法第四十二条の十二の四第二項第七号に規定する平均給与等支給額が同項第八号に規定する比較平均給与等支給額を超えること。

14　第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人に限る。）に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の付加価値額から、当該法人の租税特別措置法第六十八条の十五の五第二項第三号に規定する雇用者給与等支給額から同項第四号に規定する基準雇用者給与等支給額を控除した金額（以下この項において「雇用者給与等支給増加額」という。）の当該基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上であるとき（次に掲げる要件を満たす場合に限る。）は、当該雇用者給与等支給増加額に、各事業年度の第七十二条の十四に規定する収益配分額から第七十二条の二十第二項に規定する雇用安定控除額を控除した額を当該収益配分額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を控除する。

一　当該雇用者給与等支給額が租税特別措置法第六十八条の十五の五第二項第六号に規定する比較雇用者給与等支給額以上であること。

二　租税特別措置法第六十八条の十五の五第二項第七号に規定する平均給与等支給額が同項第八号に規定する比較平均給与等支給額を超えること。

15　前二項の増加促進割合とは、次の各号に掲げる適用年度（前二項の規定の適用を受けようとする事業年度をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める割合をいう。

一　平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する適用年度　百分の三

二　平成二十八年四月一日から平成二十九年

三月三十一日までの間に開始する適用年度　百分の四

三　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する適用年度　百分の五

16　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下この項において「労働者派遣法」という。）第二十六条第一項又は船員職業安定法第六十六条第一項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき、労働者派遣（労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。）又は船員派遣（船員職業安定法第六条第十一項に規定する船員派遣をいう。）をした法人に対する第十三項及び第十四項の規定の適用については、これらの規定中「当該雇用者給与等支給増加額」とあるのは、「当該雇用者給与等支給増加額に、第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該報酬給与額及び各事業年度において労働者派遣（第十六項に規定する労働者派遣をいう。以下この項において同じ。）又は船員派遣（第十六項に規定する船員派遣をいう。以下この項において同じ。）の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額（当該事業年度の法人税の所得の計算上益金の額に算入されるもの又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。）に百分の七十五の割合を乗じて得た金額（当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。）又は当該船員派遣に係る派遣船員（船員職業安定法第六条第十二項に規定する派遣船員をいう。）に係る第七十二条の十五第一項に規定する合計額を超える場合は、当該合計額）の合計額で除して計算した割合を乗じて計算した金額」とする。

17　事業税を課されない事業又は第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人に対する第十三項及び第十四項の規定の適用については、これらの規定中「当該雇用者給与等支給増加額」とあるのは、「当該雇用者給与等支給増加額に、当該雇用者給与等支給額のうち第十七項に規定するこれらの事業以外の事業（以下この項において「その他の事業」という。）に係る額（雇用者給与等支給額のうちその他の事業に係る額の計算が困難であるときは、政令で定めるところにより計算した金額をもつて、当該法人の雇用者給与等支給額のうちその他の事業に係る額とみなす。）を当該雇用者給与等支給額で除して計算した割合を乗じて計算した金額」とする。

18　第十三項及び第十四項（これらの規定を前二項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、第七十二条の二十五第八項、第七十二条の二十六第一項ただし書若しくは第七十二条の二十八第一項の規定による申告書、第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定による修正申告書又は第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に、第十三項及び第十四項の規定による控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類が添付されている場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除されるべき金額は、当該書類に記載された雇用者給与等支給増加額を基礎として計算した金額を限度とする。

附則第九条の三の二第一項中「この項において同じ。）」の下に「及び特定課税仕入れ（同条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項において同じ。）」を、「の課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

附則第十条第一項及び第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第一項及び第三項から第五項までの規定中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第七項中「都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行の日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「当該取得が都市再生特別措置法」を「を参酌して十分の一以上十分の三以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額を価格から控除するものとする。ただし、当該取得が同法に、」に」を「を参酌して五分の二以上五分の三以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に」に改め、同条第八項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に改め、「割合」の下に「（当該割合が二分の一を超える場合にあつては、二分の一）」を加え、同条第十三項及び第十四項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の二第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「附則第十一条の四第一項」の下に「若しくは第四項」を加える。

附則第十一条の四第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「、土地の取得」を「、土地」に、「以下第七十三条の二十七まで」を「以下この条及び第七十三条の二十七」に、「という。）の取得」を「という。）」に、「中「第七十三条の二十四第一項第一号又は」を「中「第七十三条の二十四第一項第一号若しくは」に改め、同条第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

4　道府県は、宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下この項及び次項において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から十年以上を経過した住宅（第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で政令で定めるものを行つた後、当該改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で政令で定めるもの（以下この項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

5　第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中「、土地」とあるのは「、附則第十一条の四第四項に規定する宅地建物取引業者による同項に規定する改修工事対象住宅（以下この条及び第七十三条の二十七において「改修工事対象住宅」という。）」と、「土地の取得者」とあるのは「宅地建物取引業者」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」と、「当該土地に」とあるのは「当該改修工事対象住宅に」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号若しくは第二項第一号」とあるのは「附則第十一条の四第四項」と、第七十三条の二十七第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一条の四第四項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

附則第十一条の五第一項及び第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二の二第二項中「第七条の規定による登録」を「第七条第一項に規定する新規登録」に、「第五十九条の規定による検査（」を「第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「附則第十二条の二の五第七項」を「附則第十二条の二の五」に改め、同項第四号中「。次条」の下に「及び附則第十二条の二の五」を加え、同号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号イ(1)中「及び次条」を「、次条及び附則第十二条の二の五」に改め、同号イ(3)中「エネルギー消費効率（以下この条及び次条」を「エネルギー消費効率（以下この項、次条及び附則第十二条の二の五」に、「次項」を「以下この号及び附則第十二条の二の五」に、「平成二十七年度以降」を「平成三十二年度以降」に、「もの（以下この条及び次条」を「もの（次条及び附則第十二条の二の五」に、「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ロ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項、次条及び附則第十二条の二の五において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第二項第五号ロ(3)及びハ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同条第三項を削る。

附則第十二条の二の三第二項中「附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」を「附則第十二条の二の五第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の三第二項第二号イ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同条第三項中「附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」を「附則第十二条の二の五第六項から第十一項まで」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の三第三項第二号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ロ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ハ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ニ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は附則第十二条の二の五第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同

条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一　次に掲げるガソリン自動車

イ　乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二　次に掲げる軽油自動車

イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ホ　乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ヘ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ト　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

チ　次に掲げるガソリン自動車

(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の三に次の一項を加える。

5　ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前三項又は附則第十二条の二の五第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

一　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

二　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

三　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の五第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第四号中「（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　次に掲げるガソリン自動車（平成三十二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法により総務省令で定める方法により算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から第五項までにおいて「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から第五項までにおいて「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の五第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「三十万円」を「三十五万円」に改め、同

項第一号中「（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の五第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「十五万円」を「二十五万円」に改め、同項第一号中「（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の五第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「次に掲げる自動車」の下に「のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの」を加え、「平成二十七年三月三十一日（第一号）」を「平成二十九年三月三十一日（第四号）」に改め、「自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第三号に掲げる」を削り、「平成二十六年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に、「三百五十万円」を「五百二十五万円」に改め、同項第一号中「超える」を「超え十二トン以下のに、「であつて」を「（第十一項において「バス等」という。）であつて」に、「平成二十五年一月二十七日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置に係る」を「車両安定性制御装置に係る」に、「（次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。）で総務省令で定めるものに」を「で総務省令で定めるもの（以下この項及び第十一項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項及び第十一項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」に改め、同項第二号中「八トンを超える」を「三・五トンを超え八トン以下のに改め、「除く」の下に「。以下この項及び第十一項において同じ」を加え、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で総務省令で定めるものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項第三号中「十三トンを超える」を「八トンを超え二十トン以下の」に改め、「（総務省令で定めるけん引自動車に限る。）」を削り、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で総務省令で定めるものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項に次の一号を加える。

四　車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第十二条の二の五第七項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10　前項第四号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

11　次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日（第五号に掲げるトラックにあつては、平成二十八年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一　車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二　車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三　車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

四　車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

五　車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成三十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

附則第十二条の二の五第六項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「附則第十二条の二の五第七項」を「附則第十二条の二の五第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項各号中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一　附則第十二条の二の三第四項第一号に掲げるガソリン自動車

二　ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ロ　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること。

三　附則第十二条の二の三第四項第二号ハ又はニに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

5　次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。

一　附則第十二条の二の三第五項に掲げるガソリン自動車

二　ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ロ　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の七第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（政令で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

附則第十二条の二の七第一項第五号中「陶磁器製造業、」を削り、「製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの」を「当該」に改め、同条に次の二項を加える。

5　第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で政令で定めるものに基づき、平成三十年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合においては、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第百四十四条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

6　前項の規定の適用がある場合における第二項において準用する第百四十四条の二十七第一項の規定の適用については、同項中「並びに前月」とあるのは「、前月」と、「その他」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第十二条の二の七第五項に規定する譲渡に関する事実及びその数量その他」とする。

附則第十四条第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成二十六年度」を「平成三十一年度」に改め、同条第六項中「及び」を「又は」に改め、同条第七項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同条第八項中「雨水貯留浸透施設」の下に「（以下この項から第十項までにおいて「雨水貯留浸透施設」という。）」を加え、「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「当該施設」を「当該雨水貯留浸透施設」に改め、同条中第四十項を第四十二項とし、第三十九項を第四十一項とし、第三十八項を第四十項とし、同条第三十七項中「第十五条第一項第三号イ」を「第十五条第一項第四号イ」に改め、「規定する地下街等」の下に「（同法第十四条第一項の規定により国土

交通大臣又は都道府県知事が指定する同項に規定する洪水浸水想定区域内にあるものに限る。）」を加え、「平成二十六年四月一日」を「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日」に、「同法」を「水防法」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十六項を同条第三十八項とし、同条第三十五項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十四項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条中第三十一項を第三十三項とし、第三十項を第三十二項とし、同条第二十九項中「津波防災地域づくりに関する法律の施行の日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」に、「同法第六十条第一項」を「津波防災地域づくりに関する法律第六十条第一項」に、「の二分の一の」を「に二分の一を参酌して三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、二分の一）を乗じて得た」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「津波防災地域づくりに関する法律の施行の日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」に、「同法第六十条第一項」を「津波防災地域づくりに関する法律第六十条第一項」に、「の二分の一の」を「に二分の一を参酌して三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、二分の一）を乗じて得た」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「津波防災地域づくりに関する法律の施行の日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」に、「同法第六十条第一項」を「津波防災地域づくりに関する法律第六十条第一項」に、「の二分の一の」を「に二分の一を参酌して三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、二分の一）を乗じて得た」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「津波防災地域づくりに関する法律の施行の日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」に、「同法第六十条第一項」を「津波防災地域づくりに関する法律第六十条第一項」に、「の二分の一の」を「に二分の一を参酌して三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、二分の一）を乗じて得た」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「平成二十六年度」を「平成二十八年度」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条中第二十三項を第二十五項とし、第二十項から第二十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十九項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十六項中「都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行の日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「取得した都市再生特別措置法」を「取得した同法」に、「の五分の三（」を「に五分の三を参酌して二分の一以上十分の七以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、五分の三）を乗じて得た額とする。ただし、」に、「の二分の一）の」を「に二分の一を参酌して五分の二以上五分の三以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、二分の一）を乗じて得た」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十四項中「平成二十六年度」を「平成二十八年度」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9　前項の規定は、雨水貯留浸透施設の所有者から、当該雨水貯留浸透施設が設置された日から当該雨水貯留浸透施設に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の一月三十一日までの間に、総務省令で定める書類を添付して、市町村長（当該雨水貯留浸透施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、当該雨水貯留浸透施設の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事。次項において同じ。）に当該雨水貯留浸透施設につき前項の規定の適用があるべき旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。

10　市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告に係る雨水貯留浸透施設につき第八項の規定を適用することができる。

附則第十五条に次の一項を加える。

43　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第三条第一項に規定する首都直下地震緊急対策区域において、港湾法第五十五条の八第一項の規定による国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に改良された同条第二項に規定する特別特定技術基準対象施設で政令で定めるものの用に供する償却資産（当該改良された部分に限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の二第一項中「前条第十四項」を「前条第十六項」に改め、同条第二項中「第十二条第一項第三号」を「第十三条第一項第三号」に、「前条第十四項若しくは第三十三項」を「前条第十六項若しくは第三十五項」に改める。

附則第十五条の八第一項中「平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」に、「三年度分」を「二年度分」に改め、同条第二項中「平成十八年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」

に、「六分の一」を「十二分の一」に改め、同条第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第四項中「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に改め、「三分の二」の下に「を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合」を加え、同条第五項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第十七条の見出し中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第六号イの表(2)中「平成二十四年度で」を「平成二十七年度で」に、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に、「平成二十三年度分」を「平成二十四年度分」に、「平成二十五年度で」を「平成二十六年度で」に、「平成二十五年度又は平成二十六年度で」を「平成二十八年度又は平成二十九年度で」に、「平成二十四年度分」を「当該年度の前年度分」に改め、「地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十五年改正前の地方税法」という。）」及び「とし、当該年度が平成二十六年度である場合であつて、当該土地が平成二十五年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十六年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同号ロの表(2)中「平成二十四年度で」を「平成二十七年度で」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十五年度で」を「平成二十八年度又は平成二十九年度で」に、「平成二十四年度分」を「当該年度の前年度分」に改め、「平成二十五年改正前の地方税法」及び「とし、当該年度が平成二十六年度である場合であつて、当該土地が平成二十五年度分の固定資産税について平成二十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同条第八号イ及びロ中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に、「平成二十五年度又は平成二十六年度」を「平成二十八年度又は平成二十九年度」に改める。

附則第十七条の二の見出しを「（平成二十八年度又は平成二十九年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第一項の表以外の部分中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表の第一号の上欄中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号の中欄中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改め、同号の下欄中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同表の第二号の上欄中「平成二十四年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十四年度の土地」を「平成二十七年度の土地」に、「平成二十五年度に」を「平成二十八年度に」に改め、同号の中欄中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改め、同号の下欄中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同表の第三号の上欄中「平成二十四年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十四年度の土地」を「平成二十七年度の土地」に、「平成二十五年度に」を「平成二十八年度に」に改め、同号の中欄中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改め、同号の下欄中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同表の第四号の上欄中「平成二十四年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十四年度の土地」を「平成二十七年度の土地」に、「平成二十五年度に」を「平成二十八年度に」に改め、同号の中欄中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改め、同号の下欄中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同表の第五号中「平成二十四年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十四年度の土地」を「平成二十七年度の土地」に、「平成二十五年度に」を「平成二十八年度に」に改め、同表の第六号の上欄中「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十六年度の土地」を「平成二十九年度の土地」に改め、同号の中欄中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改め、同号の下欄中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同表の第七号の上欄中「平成二十五年度に」を「平成二十八年度に」に、「平成二十五年度の土地」を「平成二十八年度の土地」に改め、同号の中欄中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改め、同号の下欄中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同表の第八号の上欄中「平成二十五年度に」を「平成二十八年度に」に、「平成二十五年度の土地」を「平成二十八年度の土地」に改め、同号の中欄中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改め、同号の下欄中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同表の第九号の上欄中「平成二十五年度に」を「平成二十八年度に」に、「平成二十五年度の土地」を「平成二十八年度の土地」に改め、同号の中欄中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改め、同号の下欄中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同表の第十号の上欄中「平成二十五年度に」を「平成二十八年度に」に、「平成二十五年度の土地」を「平成二十八年度の土地」に改め、同号の中欄中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改め、同号の下欄中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同表の第十一号の上欄中「平成二十五年度に」を「平成二十八年度に」に、「平成二十五年度の土地」を「平成二十八年度の土地」に改め、同号の中欄中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改め、同号の下欄中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同表の第十二号の上欄中「平成二十五年度に」を「平成二十八年度に」に、「平成二十五年度の土地」を「平成二十八年度の土地」に改め、同号の中欄中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改め、同号の下欄中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同表の第十三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同号の下欄中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同表の第十四号中「平成二十四年度の土地」を「平成二十七年度の土地」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同表の第十五号及び第六号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同表の第五号及び第六号中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同表の第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」に改め、同表の第四号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同表の第五号及び第六号中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同表の第三号中「平成二十七

五条の二第二項並びに第十五条の三」に改め、同条第六項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表第三百四十九条の三第二十項、第二十四項及び第二十八項の項中「及び第二十八項」を「、第二十八項及び第三十三項」に改め、同表第四百三条第一項の項中「第四百三条第一項」の下に「、第四百十九条第一項及び第四百二十二条の二第一項」を加え、同表第四百十九条第一項及び第四百二十二条の二第一項の項を削り、同表附則第十五条第十一項、第十七項、第二十項、第二十一項及び第二十四項、附則第十五条の二第二項並びに附則第十五条の三の項中「附則第十五条第十一項、第十七項、第二十項、第二十一項及び第二十四項、附則第十五条の二第二項並びに附則第十五条の三」を「附則第十五条第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項及び第二十六項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三」に改め、同条第八項から第十項までの規定中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改める。

附則第十八条の前の見出し及び同条第一項から第五項までの規定中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第六項第一号中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同項第二号中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号ロ中「平成二十五年度又は平成二十六年度」を「平成二十八年度又は平成二十九年度」に改め、同項第三号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号ロ及び同項第四号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第一項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第二項第一号中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年度改正前の地方税法」を「平成二十七年度改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十四年度改正前の地方税法」を「平成二十七年度改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改め、同号イ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年改正前の地方税法」を「平成二十九年改正前の地方税法」に改め、同項第四号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第二項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第三項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年度改正前の地方税法」を「平成二十七年度改正前の地方税法」に改め、同項第四号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第四項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第五項中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同項第二号中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号ロ中「平成二十五年度又は平成二十六年度」を「平成二十八年度又は平成二十九年度」に改め、同項第三号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号ロ及び同項第四号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第五項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第六項第一号中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年度改正前の地方税法」を「平成二十七年度改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第七項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第八項中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同項第二号中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号ロ中「平成二十五年度又は平成二十六年度」を「平成二十八年度又は平成二十九年度」に改め、同項第三号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号ロ及び同項第四号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第八項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第九項第一号中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第十項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第十一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第十二項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第十三項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第十四項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第十五項中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同項第二号中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号ロ中「平成二十五年度又は平成二十六年度」を「平成二十八年度又は平成二十九年度」に改め、同項第三号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号ロ及び同項第四号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第十六項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第十七項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第十八項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第十九項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第二十項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第二十一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第二十二項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第二十三項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第二十四項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第二十五項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第二十六項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第二十七項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第二十八項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第二十九項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第三十項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第三十一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第三十二項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第三十三項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第三十四項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第三十五項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第三十六項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第三十七項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第三十八項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第三十九項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第四十項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第四十一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第四十二項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第四十三項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第四十四項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第四十五項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第四十六項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第四十七項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第四十八項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第四十九項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第五十項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第五十一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第五十二項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第五十三項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第五十四項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第五十五項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第五十六項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第五十七項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第五十八項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第五十九項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第六十項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第六十一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第六十二項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第六十三項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第六十四項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第六十五項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第六十六項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第六十七項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第六十八項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第六十九項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第七十項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第七十一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第七十二項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第七十三項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第七十四項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第七十五項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第七十六項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第七十七項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第七十八項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第七十九項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第八十項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第八十一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第八十二項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第八十三項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第八十四項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第八十五項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第八十六項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第八十七項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第八十八項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第八十九項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十八条の三第九十項中「平成二十四年度から平成二十六年度

地」を「平成二十八年度類似適用土地」に改める。

附則第十九条の四第一項、第二項及び第四項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第五項中「平成二十四年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十四年度特定市街化区域農地」を「平成二十七年度特定市街化区域農地」に、「平成二十五年度に」を「平成二十八年度に」に、「平成二十五年度特定市街化区域農地」を「平成二十八年度特定市街化区域農地」に、「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十六年度特定市街化区域農地」を「平成二十九年度特定市街化区域農地」に、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十四年度、」を「平成二十七年度、」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同条第六項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に、「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に、「平成二十四年度で」を「平成二十七年度で」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改める。

附則第二十一条（見出しを含む。）中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改める。

附則第二十一条の二の見出し及び同条第一項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第一号中「平成二十四年度　次に」を「平成二十七年度　次に」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条の三第二項第二号ロの項中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同表附則第十八条の三第二項第三号ロの項中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同表附則第十八条の三第四項第一号ロの項中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条の三第四項第二号ロの項中「平成二十四年度類似特定用途宅地等」を「平成二十七年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改める。

附則第二十二条第一項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第三項の表以外の部分中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同表の第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同表の第四号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同表の第五号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第四項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項の表中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同条第五項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第六項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項の表中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同条第七項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第八項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第九項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第十項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第十一項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改める。

附則第二十四条、附則第二十五条の前の見出し及び同条第一項から第五項までの規定中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改める。

附則第二十五条の三第一項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第二項第一号中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ハ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改め、同号イ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同号ロ中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第三項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第四項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第五項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第六項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第七項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第八項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第九項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第十項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第十一項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改める。

附則第二十六条の三第四項第一号ロの項中「平成二十三年度類似特定用途宅地等」を「平成二十六年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条の三第四項第二号ロの項中「平成二十四年度類似特定用途宅地等」を「平成二十七年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同表附則第十八条の三第四項第三号ロの項中「平成二十五年度類似特定用途宅地等」を「平成二十八年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改める。

附則第二十二条第一項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第三項の表以外の部分中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同表の第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同表の第四号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同表の第五号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第四項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第五項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第六項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第七項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第八項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第九項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第十項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第十一項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改める。

附則第二十五条の三第一項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第二項第一号中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に改め、同号イ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ハ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改め、同号イ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同号ロ中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項の表中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「平成二十四年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十四年度類似用途変更宅地等」を「平成二十七年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十五年度に」を「平成二十八年度に」に、「平成二十五年度類似用途変更宅地等」を「平成二十八年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十四年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十六年度類似用途変更宅地等」を「平成二十九年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」

に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同項第一号中「平成二十四年度類似用途変更宅地等」を「平成二十七年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十三年度に」を「平成二十六年度に」に、「平成二十三年度類似特定用途宅地等」を「平成二十六年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十三年度類似課税標準額」を「平成二十六年度類似課税標準額」に改め、同項第二号中「平成二十五年度類似用途変更宅地等」を「平成二十八年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に、「平成二十五年度に」を「平成二十八年度に」に、「平成二十四年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十四年度類似特定用途宅地等」を「平成二十七年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十四年度類似課税標準額」を「平成二十七年度類似課税標準額」に改め、同項第三号中「平成二十六年度類似用途変更宅地等」を「平成二十九年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十五年度類似特定用途宅地等」を「平成二十八年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十五年度類似課税標準額」を「平成二十八年度類似課税標準額」に改め、同条第四項第一号中「平成二十三年度類似課税標準額」を「平成二十六年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成二十三年度類似特定用途宅地等」を「平成二十六年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号ロ中「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に、「平成二十三年度特定市街化区域農地」を「平成二十六年度特定市街化区域農地」に、「平成二十四年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十三年度に」を「平成二十六年度に」に、「平成二十五年度特定市街化区域農地」を「平成二十八年度特定市街化区域農地」に、「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十六年度特定市街化区域農地」を「平成二十九年度特定市街化区域農地」に改め、同項第二号中「平成二十五年度類似特定用途宅地等」を「平成二十八年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十四年度類似課税標準額」を「平成二十七年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成二十四年度類似特定用途宅地等」を「平成二十七年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同項第三号中「平成二十五年度類似課税標準額」を「平成二十八年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成二十五年度類似特定用途宅地等」を「平成二十八年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を削り、同項第三号中「平成二十五年度類似課税標準額」を「平成二十八年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成二十五年度類似特定用途宅地等」を「平成二十八年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同号ロ中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を削り、同項第四号中「平成二十五年度特定市街化区域農地」を「平成二十八年度特定市街化区域農地」に、「平成二十四年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十五年度に」を「平成二十八年度に」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第五号中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改める。

附則第二十六条の見出し及び同条第一項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改める。

附則第二十七条の二第一項、第二項及び第四項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第五項中「平成二十四年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十四年度特定市街化区域農地」を「平成二十七年度特定市街化区域農地」に、「平成二十五年度に」を「平成二十八年度に」に、「平成二十五年度特定市街化区域農地」を「平成二十八年度特定市街化区域農地」に、「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十六年度特定市街化区域農地」を「平成二十九年度特定市街化区域農地」に、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第六項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に、「平成二十四年度で」を「平成二十七年度で」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改める。

附則第二十七条の四（見出しを含む。）中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改める。

附則第二十七条の四の二の見出し及び同条第一項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第二号中「平成二十五年度　次に」を「平成二十八年度　次に」に改め、同号イ中「平成二十六年改正前の地方税法」を削り、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同号ロ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度　次に」を「平成二十六年度　次に」に改め、同号イ中「平成二十六年改正前の地方税法」を削り、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号ロ中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第二号ロの項中「平成二十四年度類似特定用途宅地等」を「平成二十七年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第三号ロの項中「平成二十五年度類似特定用途宅地等」を「平成二十八年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に改める。

附則第二十七条の五第一項、第三項及び第四項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十四年度から平成二十九年度まで」に改める。

附則第二十八条第一項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第四項中「平成二十五年度分又は平成二十六年度分」を「平成二十八年度分又は平成二十九年度分」に改める。

附則第三十条を附則第二十九条の八とし、同条の次に次の一条を加える。

（軽自動車税の税率の特例）

第三十条　次に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第三項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成二十八年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四百四十四条第一項第二号ロ		三千九百円
第四百四十四条第一項第二号ハ	六千九百円	千円
	一万八百円	千八百円
	三千八百円	二千七百円
	五千円	千円
		千三百円

一　電気軽自動車（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）

二　天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

2　次に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成二十八年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四百四十四条第一項第二号ロ		三千九百円
第四百四十四条第一項第二号ハ	六千九百円	二千円
	一万八百円	三千五百円
	三千八百円	五千四百円
	五千円	千九百円
		二千五百円

一　エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（次号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十二年度以降の各年度以降において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次号及び次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

二　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十五を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

3　次に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成二十八年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四百四十四条第一項第二号ロ		三千九百円
第四百四十四条第一項第二号ハ	六千九百円	三千円
	一万八百円	五千二百円
	三千八百円	八千百円
	五千円	二千九百円
		三千八百円

一　エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

二　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

4　前三項の規定の適用がある場合における第四百四十四条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「前項（附則第三十条第一項から第三項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「同項（附則第三十条第一項から第三項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び前項」とする。

附則第三十一条の三第一項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条を次のように改める。

（狩猟税の課税免除）

第三十二条　道府県は、当該道府県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、第七百条の五十二第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2　道府県は、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、当該道府県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときは、第七百条の五十二第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

附則第三十二条の次に次の一条を加える。

（狩猟税の税率の特例）

第三十二条の二　平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に当該道府県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第七百条の五十二第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

2　前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、当該道府県内の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）の従事者（鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいう。）として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

附則第三十三条の二の次に次の一条を加える。

（未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る道府県民税の課税の特例）

第三十三条の二の二　道府県は、租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座（以下この項及び附則第三十五条の三の三第一項において「未成年者口座」という。）を開設している個人について、同法第三十七条の十四の二第六項に規定する契約不履行等事由（以下この項及び附則第三十五条の三の三第一項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等（同法第九条の九第一項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。）が同法第九条の九第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、道府県民税の配当割を課する。

2　前項の規定の適用がある場合における第二十三条第四項、第二十四条第一項第六号並びに第七十一条の三十一第一項及び第二項の規定の適用については、第二十三条第四項中「並びに」とあるのは「、附則第三十三条の二の二第一項並びに」と、第二十四条第一項第六号並びに第七十一条の三十一第一項及び第二項中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

3　前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の三の二の次に次の一条を加える。

（未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税の課税の特例）

第三十五条の三の三　道府県は、未成年者口座を開設している個人について、契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の十四の二第八項の規定の適用を受けたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第七十一条の四十八第一項に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、道府県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2　前項の規定の適用がある場合における第二十四条第一項第七号並びに第七十一条の五十一第一項及び第二項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支

払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第六項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止(第七十一条の五十一第一項及び第二項において「未成年者口座の廃止」という。)の日」と、第七十一条の五十一第一項中「選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等」と、同条第二項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「未成年者口座の廃止の際」と、「年の翌年の一月十日(政令で定める場合にあつては、政令で定める日)」とあるのは「月の翌月十日」と、「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人が当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」とする。

3　前二項の規定の適用がある場合における第二十三条第四項の規定の適用については、同項中「まで並びに」とあるのは「まで、」と、「第四項まで」とあるのは「第四項まで、附則第三十五条の三第一項並びに同条第二項の規定により読み替えられた次条第一項第七号」とする。

4　前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第四十一条第三項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第二十二項」に改める。

附則第四十五条第三項及び第六項中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

附則第四十六条中「掲げる日」を「定める日」に改める。

附則第五十一条第四項中「附則第五十五条の二第一項第一号」を「附則第五十五条第一項第一号」に改める。

附則第五十一条の二第三項中「附則第五十五条第一項」を「平成二十七年改正前の地方税法附則第五十五条第一項」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第五十五条を削る。

附則第五十五条の二第三項中「又は都市計画税額の」を「(附則第十五条の八第二項又は第二十九条の五第十六項若しくは第十七項の規定の適用を受ける土地にあつてはこれらの規定の適用後の額とし、附則第十五条の六から第十五条の十まで又は次条第十一項若しくは第十四項の規定の適用を受ける家屋にあつてはこれらの規定の適用後の額とする。以下この条において同じ。)又は都市計画税額(附則第二十九条の五第十六項又は第十七項の規定の適用を受ける土地にあつてはこれらの規定の適用後の額とし、次条第十一項又は第十四項の規定の適用を受ける家屋にあつてはこれらの規定の適用後の額とする。以下この条において同じ。)の」に改め、同条を附則第五十五条とする。

附則第五十六条第十二項及び第十五項中「第二十七項」を「第二十九項」に改める。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

第十四条の十八第六項第二号中「第十五条の二第三項」を「第十五条の二の三第三項」に改める。

第十五条第一項中「納税者又は特別徴収義務者が次の各号の一に該当する」を「次の各号のいずれかに該当する事実がある」に、「基き」を「基づき」に、「その地方団体」を「納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体」に、「認める」を「認められる」に改め、同項後段を削り、同項第五号中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「つき、」の下に「当該地方団体に係る」を加え、「後、」を「日以後に」に、「地方団体の徴収金を」を「当該地方団体の徴収金を」に、「認める」を「認められる」に、「その地方団体の徴収金」を「当該地方団体の徴収金」に、「基き」を「基づき」に改め、同項後段を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「前二項の規定により徴収を猶予した場合」を「徴収の猶予をした場合」に、「その猶予」を「当該徴収の猶予」に、「納税者又は特別徴収義務者」を「当該徴収の猶予を受けた者」に、「より、」を「基づき、」に改め、同項ただし書中「すでに」を「既に」に、「前二項の規定により徴収を猶予した期間とあわせて」を「徴収の猶予をした期間と合わせて」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　地方団体の長は、前二項の規定による徴収の猶予(以下この章において「徴収の猶予」という。)をする場合には、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

5　地方団体の長は、前項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。)をする場合には、当該徴収の猶予期間の延長に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

第十五条の二第一項中「前条の規定により徴収を猶予した」を「徴収の猶予をしたときは、当該徴収の猶予をした」に、「その猶予」を「当該徴収の猶予」に改め、同条第二項中「前条の規定により徴収を猶予した」を「徴収の猶予をした」に、「その猶予」を「当該徴収の猶予」に、「つき差し押えた」を「ついて差し押さえた」に改め、同条第三項中「前条の規定により徴収を猶予した」を「徴収の猶予をした」に、「その猶予」を「当該徴収の猶予」に、「つき差し押えた」を「ついて差し押さえた」に、「のうち金銭」を「で金銭以外のものについて滞納処分を執行し、その財産に係る換価代金等(同法第百二十九条第一項に規定する換価代金等をいう。第十九条の四第四号において同じ。)」に改め、同条第四項中「果実又は財産が金銭以外の財産で」を「第三債務者等から給付を受けた財産のうちに金銭が」に、「その財産につき滞納処分をし、その換価代金等(国税徴収法第百二十九条第一項に規定する換価代金等をいう。以下同じ。)を猶予」を「当該金銭を当該徴収の猶予」に改め、同条を第十五条の二の三とする。

第十五条の次に次の二条を加える。

(徴収猶予の申請手続等)

第十五条の二　徴収の猶予(前条第一項の規定によるものに限る。)の申請をしようとする者は、同項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細、当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、当該該当する事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。

2　徴収の猶予(前条第二項の規定によるもの

に限る。）の申請をしようとする者は、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細、当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。

3　徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由、徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。

4　第一項又は前項の規定により添付すべき書類（地方団体の条例で定める書類を除く。）については、これらの規定にかかわらず、前条第一項（第一号、第二号又は第五号（同項第一号又は第二号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による徴収の猶予（以下この項及び第十五条の九第一項において「災害等による徴収の猶予」という。）又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると地方団体の長が認めるときは、添付することを要しない。

5　地方団体の長は、第一項から第三項までの規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請に係る事項について調査を行い、徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長を

し、又は徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長を認めないものとする。

6　地方団体の長は、第一項から第三項までの規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書についてその記載に不備があるとき、又はこれらの申請書に添付すべき書類についてその記載に不備があるとき、若しくはその提出がないときは、当該申請書を提出した者に対して当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出を求めることができる。

7　地方団体の長は、前項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める場合においては、その旨を記載した書面により、これを当該申請書を提出した者に通知するものとする。

8　第六項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、前項の規定による通知を受けた日から当該地方団体の条例で定める期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、当該申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。

9　地方団体の長は、第一項から第三項までの規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書を提出した者について前条第一項、第二項又は第四項の規定に該当すると認められるときであつても、次の各号のいずれかに該当するときは、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認めないことができる。

一　第十五条の三第一項第一号に掲げる場合に該当するとき。

二　当該申請書を提出した者が、次項の規定による質問に対して答弁せず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三　不当な目的で徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき。

四　前三号に掲げるもののほか、これらに類する場合として当該地方団体の条例で定める場合に該当するとき。

10　地方団体の長は、第五項の規定による調査をするため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その徴税吏員に、当該申請書を提出した者に質問させ、又はその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

11　前項の規定により質問又は検査を行う徴税吏員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

12　第十項の規定による地方団体の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（徴収猶予の通知）

第十五条の二の二　地方団体の長は、徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたときは、その旨、猶予をする金額、猶予をする期間その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

2　地方団体の長は、前条第一項から第三項までの規定による申請書の提出があつた場合において、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認めないときは、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

第十五条の三第一項中「第十五条の規定により地方団体の徴収金について」を削り、「者が、」を「者が」に、「一に該当するときは」を「いずれかに該当する場合には」に、「、その徴収の猶予」を「、当該徴収の猶予」に改め、同項第二号を削り、同項第一号中「第十五条第一項後段（同条第二項後段において準用する場合を含む。）」を「第十五条第三項又は第五項」に改め、「とき」の下に「（地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者が当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を当該徴収の猶予を受けた期間内に完納することができないと認められるとき。

第十五条の三第一項第四号を削り、同項第三号中「その猶予」を「当該徴収の猶予」に改め、同号を同項第六号とし、同号の前に次の三号を加える。

三　当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金につき提供された担保について地方団体の長が第十六条第三項の規定により行つた求めに応じないとき。

四　新たに当該徴収の猶予に係る当該地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（新たに当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権（地方自治法第二百四十条第一項に規定する債権をいう。第十五条の六第二項において同じ。）に係る債務の不履行が生じたときを含み、地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

五　偽りその他不正な手段により当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされ、その申請に基づき当該徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたことが判明したとき。

第十五条の三第一項に次の一号を加える。

七　前各号に掲げるもののほか、これらに類する場合として当該地方団体の条例で定める場合に該当するとき。

第十五条の三第二項中「一に」を「いずれかに」に、「、徴収の猶予」を「、当該徴収の猶予」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項」に、「その納税者又は特別徴収義務者」を「当該徴収の猶予の取消しを受けた者」に改める。

第十五条の五の見出し中「換価」を「職権による換価」に改め、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、「（第十五条第一項の規定に該当する場合を除く。）」を削り、「その者が」の下に「当該地方団体に係る」を、「納入すべき地方団体の徴収金」の下に「（徴収の猶予又は第十五条の六第一項の規定による換価の猶予（以下この章において「申請による換価の猶予」という。）を受けているものを除く。）」を加え、同項ただし書中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第十五条第三項から第五項までの規定は、前項の規定による換価の猶予（以下この章において「職権による換価の猶予」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条第三項	金額	金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）
第十五条第四項	ことができる	ものとする
第十五条第五項	当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その	その
	ことができる	ものとする

第十五条の五第三項を削る。

第十五条の五の次に次の二条を加える。

（職権による換価の猶予の手続等）

第十五条の五の二　地方団体の長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類の提出を求めることができる。

2　地方団体の長は、前条第二項において読み替えて準用する第十五条第四項の規定により、職権による換価の猶予をした期間を延長する場合において、必要があると認めるときは、当該職権による換価の猶予を受けた者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類の提出を求めることができる。

3　第十五条の二の二第一項の規定は、職権による換価の猶予について準用する。

（職権による換価の猶予の効果等）

第十五条の五の三　地方団体の長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

2　第十五条の二の三第三項及び第四項並びに第十五条の三第一項（第五号を除く。）及び第三項の規定は、職権による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条の二の三第三項	第一項の規定にかかわらず、その	その
第十五条の二の三第四項	第一項の規定にかかわらず、当該	当該
第十五条の三第一項	次の	第十五条の五第一項の規定に該当しないこととなつた場合又は次の
第十五条の三第一項第二号	第十五条第三項	第十五条の五第二項において読み替えて準用する第十五条第三項

第十五条の六を次のように改める。

（申請による換価の猶予の要件等）

第十五条の六　地方団体の長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が当該地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、当該地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内にされたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

2　前項の規定は、当該申請に係る地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金（次の各号に掲げるものを除く。）の滞納がある場合（当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権に係る債務の不履行がある場合を含む。）その他申請による換価の猶予をすることが適当でない場合として当該地方団体の条例で定める場合には、適用しないことができる。

一　徴収の猶予又は申請による換価の猶予を申請中の地方団体の徴収金

二　徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予を受けている地方団体の徴収金（第十五条の三第一項第四号（前条第二項又は第十五条の六の三第二項において準用する場合を含む。）に該当し、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予が取り消されることとなる場合の当該地方団体の徴収金を除く。）

3　第十五条第三項から第五項までの規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条第三項	金額	金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）
	ことができる	ものとする
第十五条第五項	ことができる	ものとする

第十五条の六の次に次の二条を加える。

（申請による換価の猶予の申請手続等）

第十五条の六の二　申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、当該申請による換価の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細、納付又は納入が困難である金額、当該申請による換価の猶予を受けようとする期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。

2　前条第三項において準用する第十五条第四項の規定により申請による換価の猶予をした期間の延長を申請しようとする者は、申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由、申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。

3　第十五条の二第五項から第九項まで及び第十五条の二の二の規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条の二第五項及び第六項	第一項から第三項まで	第十五条の六の二第一項又は第二項
第十五条の二第九項	第一項から第三項まで	第十五条の六の二第一項又は第二項
	前条第一項、第二項又は第四項	第十五条の六第一項又は同条第三項において準用する前条第四項
第十五条の二第九項第一号	第十五条の三第一項第一号	第十五条の六の三第二項において準用する第十五条の三第一項第一号
第十五条の二第九項第二号	次項の規定による	徴税吏員の
	又は同項の規定による	又は

第十五条の二の二第二項	前条第一項から第三項まで	第十五条の六の二第一項又は第二項

（申請による換価の猶予の効果等）

第十五条の六の三　地方団体の長は、申請による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

2　第十五条の二の三第三項及び第四項並びに第十五条の三第一項及び第三項の規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条の二の三第三項	第一項の規定にかかわらず、その	その
第十五条の二の三第四項	第一項の規定にかかわらず、当該	当該
第十五条の三第一項第二号	第十五条第三項	第十五条の六第三項において読み替えて準用する第十五条第三項

第十五条の七第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「差押」を「差押え」に改め、同条第五項中「その他」を「、その他」に改める。

第十五条の九第一項中「第十五条第一項第一号、第二号若しくは第五号（同項第一号又は第二号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）の規定による徴収の猶予（以下本項において「災害等による徴収の猶予」という。）」を「災害等による徴収の猶予」に、「第十五条第一項第三号、第四号若しくは第五号（同項第三号又は第四号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）若しくは第二項の規定による徴収の猶予（以下本項において「事業の廃止等による徴収の猶予」という。）」を「事業の廃止等による徴収の猶予（徴収の猶予のうち災害等による徴収の猶予以外のものをいう。以下この項において同じ。）」に、「第十五条の五第一項の規定による換価の猶予」を「職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予」に、「若しくは換価の猶予」を「若しくは職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予」に改め、同項ただし書中「、第十五条の六第一項」を「（第十五条の五の三第二項及び第十五条の六の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「第十五条の規定による」を削り、「又は第十五条の五第一項の規定による換価の猶予」を「、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予」に、「一に」を「いずれかに」に、「納付し」を「納付し、」に、「やんだ」を「なくなつた」に改め、同条第三項中「徴収の猶予をした」を「徴収を猶予した」に改める。

第十六条第一項中「第十五条又は第十五条の五の規定により徴収を猶予し、又は差押財産の換価を猶予する」を「徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする」に改め、同項ただし書中「が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある」を「、期間その他の事情を勘案して担保を徴する必要がない場合として当該地方団体

の条例で定める」に改め、同条第二項中「差し押えた」を「差し押さえた」に改め、同条第三項中「第十五条の二第二項若しくは第十五条の五第二項」を「第十五条の二の三第二項、第十五条の五の三第一項若しくは第十五条の六の三第一項」に、「差押」を「差押え」に改める。

第十六条の二第一項中「取立」を「取立て」に、「確実」を「確実」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項第一号中「第十五条の規定による」を削り、「又は第十五条の五の規定による換価の猶予」を「、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予」に改め、同条第三項中「取立」を「取立て」に改める。

第十六条の五第一項中「第十五条又は第十五条の五の規定による」を削り、「又は差押財産の換価の猶予」を「、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予」に、「若しくは第十五条の六第一項の規定により」を「(第十五条の五の三第二項及び第十五条の六の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定によりその猶予を取り消したことによつて、」に改める。

第十八条の二第四項中「又は差押財産の換価の猶予」を「、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予」に改める。

第二十条の五の三中「徴収の猶予」の下に「若しくは申請による換価の猶予」を加える。

第二十三条第一項第四号イ中「、第八項、第九項及び第十四項」を「から第八項まで及び第十三項」に、「、第四十二条の十二の二(第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。)」を「(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)、第四十二条の十二の二に改め、同項第四号の五ロ中「場合を除く。)」の下に「又は第百四十四条の三第一項(同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

十八　恒久的施設　次に掲げるものをいう。

イ　外国法人の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所で政令で定めるもの

ロ　外国法人の国内にある建設作業場(外国法人が国内において建設作業等(建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。)を行う場所をいい、当該外国法人の国内における当該建設作業等を含む。)

ハ　外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で政令で定めるもの

第二十四条第三項中「(法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。以下この節において同じ。)」を削る。

第四十四条の次に次の一条を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における道府県民税の所得割の徴収猶予)

第四十四条の二　第三百二十一条の七の十二の規定により市町村長が市町村民税の所得割の徴収を猶予した場合においては、当該所得割の納税義務者に係る道府県民税の所得割の徴収についても当該市町村民税の所得割に対する当該猶予に係る市町村民税の所得割の割合と同じ割合によつて猶予されたものとする。

第五十二条第四項中「場合を除く。)」の下に「又は第百四十四条の三第一項(同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。)」を加える。

第五十三条第五項中「九年」を「十年」に改め、同条第七項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第九項中「九年」を「十年」に改め、同条第十項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内連結事業年度」を「前十年内連結事業年度」に改め、同条第十二項中「九年」を「十年」に改め、同条第十三項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第十五項中「九年」を「十年」に改め、同条第十六項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内連結事業年度」を「前十年内連結事業年度」に改め、同条第二十四項中「もの又は」を「もの若しくは同条第三項の控除の限度額で政令で定めるもの又は」に改める。

第五十五条の二第一項中「又は第六十七条の十八第十項」を「及び第六十七条の十八第十項」に改め、「準用する場合を含む。」の下に「以下この項及び」を加え、同項ただし書中「当該法人税割額」の下に「又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額若しくは当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が第七十二条の四十一の二第一項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額」を加え、同条第二項ただし書中「五十万円」を「百万円」に改め、「である場合」の下に「、その猶予の期間が三月以内である場合」を加え、同条第三項中「第十五条第四項、第十五条の二」を「第十五条の二の二、第十五条の二の三」に改め、「担保について」の下に「、それぞれ」を加え、同条第四項中「ときは」を「場合には」に改め、同項第四号を削り、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　新たにその猶予に係る法人税割額以外の当該道府県に係る地方団体の徴収金を滞納したとき(道府県知事がやむを得ない理由があると認めるときを除く。)。

第五十五条の二第四項第一号の次に次の一号を加える。

二　第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

第五十五条の四第一項中「含む。」の下に「以下この項及び」を加え、同項ただし書中「当該法人税割額」の下に「又は当該申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額若しくは当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額」を加え、同条第二項ただし書中「五十万円」を「百万円」に改め、「である場合」の下に「、その猶予の期間が三月以内である場合」を加え、同条第三項中「第十五条第四項、第十五条の二」を「第十五条の二の二、第十五条の二の三」に改め、「担保について」の下に「、それぞれ」を加え、同条第四項中「ときは」を「場合には」に改め、同項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同項第四号を削り、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　新たにその猶予に係る法人税割額以外の当該道府県に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（道府県知事がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

第五十五条の四第四項第一号の次に次の一号を加える。

二　第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

第七十二条の十八第一項第一号中「以外の」の下に「次条に規定する」を加える。

第七十二条の二十三第四項中「九年」を「十年」に改める。

第七十二条の二十四の七第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の二・五」に、「百分の六」を「百分の四・八」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の四・八」に改める。

第七十二条の三十八の二第九項中「又は」を「、又は」に改め、同条第十二項中「第十五条第四項、第十五条の二第一項」を「第十五条の二の二、第十五条の二の三第一項」に改め、「担保について」の下に「、それぞれ」を加える。

第七十二条の三十九の二第一項中「条約（以下この節」を「条約（以下この条から第七十二条の三十九の五まで」に、「締約者（以下この節」を「締約者（以下この項及び第七十二条の三十九の四」に、「協議（以下この節」を「協議（以下この条から第七十二条の三十九の五まで」に、「又は第六十七条の十八第十項」を「及び第六十七条の十八第十項」に改め、「準用する場合を含む。」の下に「以下この項及び」を加え、同項ただし書中「又は付加価値割額」を「若しくは付加価値割額又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づいて第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額若しくは当該更正決定に係る法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額」に改め、同条第二項ただし書中「五十万円」を「百万円」に改め、「である場合」の下に「、その猶予の期間が三月以内である場合」を加え、同条第三項中「第十五条第四項、第十五条の二」を「第十五条の二の二、第十五条の二の三」に改め、「担保について」の下に「、それぞれ」を加え、同条第四項中「ときは」を「場合には」に改め、同項第四号を削り、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　新たにその猶予に係る所得割額又は付加価値割額以外の当該道府県に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（道府県知事がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

第七十二条の三十九の二第四項第一号の次に次の一号を加える。

二　第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る所得割額又は付加価値割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

第七十二条の三十九の四第一項中「含む。」の下に「以下この項及び」を加え、同項ただし書中「又は付加価値割額」を「若しくは付加価値割額又は当該申立てに係る租税特別措置法第六十六条の八十八第十八項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額若しくは当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額」に改め、同条第二項ただし書中「五十万円」を「百万円」に改め、「である場合」の下に「、その猶予の期間が三月以内である場合」を加え、同条第三項中「第十五条第四項、第十五条の二」を「第十五条の二の二、第十五条の二の三」に改め、「担保について」の下に「、それぞれ」を加え、同条第四項中「ときは」を「場合には」に改め、同項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同項第四号を削り、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　新たにその猶予に係る所得割額又は付加価値割額以外の当該道府県に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（道府県知事がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

第七十二条の三十九の四第四項第一号の次に次の一号を加える。

二　第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る所得割額又は付加価値割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

第七十二条の五十七の次に次の二条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予）

第七十二条の五十七の二　事業を行う個人が租税条約（所得税法第百六十二条第一項に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）の規定に基づき当該個人に係る租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第四十条の三の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項及び次条において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合（次条において「租税条約に基づく申立てが行われた場合」という。）には、道府県知事は、当該申立てに係る租税特別措置法第四十条の三の三第十二項第一号に掲げる更正決定に係る所得税の額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の計算の基礎となつた所得に基づいて課された事業税額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限（第七十二条の六十六第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づいて事業税を課した日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該事業税額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2　道府県知事は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額

が百万円以下である場合、その猶予の期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3　第十五条の二の二、第十五条の二の三、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。

4　徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、道府県知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一　第一項の申立てを取り下げたとき。

二　第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る事業税額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

三　前項において準用する第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する道府県知事の求めに応じないとき。

四　新たにその猶予に係る事業税額以外の当該道府県に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（道府県知事がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

五　徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

5　徴収の猶予をした場合には、その猶予をした事業税に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、道府県知事は、その免除をしないことができる。

6　徴収の猶予に関する申請の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

（個人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知）

第七十二条の五十七の三　国税庁長官は、租税条約に基づく申立てが行われた場合には、遅滞なく、その旨、当該申立てに係る租税特別措置法第四十条の三の三第十二項第一号に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得その他総務省令で定める事項を当該申立てをした事業税の納税義務者の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する納税義務者にあつては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ。）の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

2　国税庁長官は、租税条約に基づく申立てが行われた場合において、当該申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨その他総務省令で定める事項を当該申立てをした事業税の納税義務者の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

3　国税庁長官は、租税条約に基づく申立てが行われた場合において、当該申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意が行われたときは、遅滞なく、その旨、当該合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得その他総務省令で定める事項を当該申立てをした事業税の納税義務者の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

4　前三項の通知を受けた主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事は、遅滞なく、これらの規定に規定する事項を関係道府県知事に通知しなければならない。

第七十三条の二十五第三項中「第十五条第四項及び第十五条の二第一項」を「第十五条の二の二及び第十五条の二の三第一項」に改める。

第百二十五条第五項中「第十五条第四項及び第十五条の二第一項」を「第十五条の二の二及び第十五条の二の三第一項」に改め、「取消しについて」の下に「、それぞれ」を加える。

第百四十四条の二十九第二項中「第十五条第四項、第十五条の二」を「第十五条の二の二、第十五条の二の三」に改め、「担保について」の下に「、それぞれ」を加える。

第二百九十二条第一項第四号イ中「、第八項、第九項及び第十四項」を「から第八項まで及び第十三項」に、「、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）」を「（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二の二」に改め、同号ロ中「第四十二条第二項」を「第四十一条の二十二第二項」に、「、第八項、第九項及び第十四項」を「から第八項まで及び第十三項」に、「、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）」を「（第一項、第三項から第五項まで及び第七項を除く。）、第四十二条の十二の二」に改め、同項第四号の五ロ中「場合を除く。）」の下に「又は第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

十四　恒久的施設　次に掲げるものをいう。

イ　外国法人の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所で政令で定めるもの

ロ　外国法人の国内にある建設作業場（外国法人が国内において建設作業等（建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。）を行う場所をいい、当該外国法人の国内における当該建設作業等を含む。）

ハ　外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で政令で定めるもの

第二百九十四条第五項中「（法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。以下この節において同じ。）」を削る。

第三百十二条第六項中「場合を除く。）」の下に「又は第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第三百二十一条の七の十一の次に次の二条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における市町村民税の所得割の徴収猶予）

第三百二十一条の七の十二　所得割の納税義務者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する者に限る。次条において同じ。）が租税条約（同法第百六十二条第一項に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）の規定に基づき当該納税義務者に係る租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第四十条の三の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項及び次条において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合（次条において「租税条約に基づく申立てが行われた場合」という。）には、市町村長は、当該申立てに係る租税特別措置法

第四十条の三の三第十二項第一号に掲げる更正決定に係る所得税の額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の計算の基礎となつた所得に基づいて課された所得割額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限（第三百二十九条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づいて所得割を課した日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該所得割額以外の当該市町村の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2　市町村長は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が百万円以下である場合、その猶予の期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3　第十五条の二の二、第十五条の二の三、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。

4　徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一　第一項の申立てを取り下げたとき。

二　第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る所得割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

三　前項において準用する第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する市町村長の求めに応じないとき。

四　新たにその猶予に係る所得割額以外の当該市町村に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（市町村長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

五　徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

5　徴収の猶予をした場合には、その猶予をした所得割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、市町村長は、その免除をしないことができる。

6　徴収の猶予に関する申請の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村民税の所得割の徴収猶予に係る国税庁長官の通知）

第三百二十一条の七の十三　国税庁長官は、租税条約に基づく申立てが行われた場合には、遅滞なく、その旨、当該申立てに係る租税特別措置法第四十条の三の三第十二項第一号に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得その他総務省令で定める事項を当該申立てをした所得割の納税義務者の住所所在地の市町村長に通知しなければならない。

2　国税庁長官は、租税条約に基づく申立てが行われた場合において、当該申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨その他総務省令で定める事項を当該申立てをした所得割の納税義務者の住所所在地の市町村長に通知しなければならない。

3　国税庁長官は、租税条約に基づく申立てが行われた場合において、当該申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意が行われたときは、遅滞なく、その旨、当該合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得その他総務省令で定める事項を当該申立てをした所得割の納税義務者の住所所在地の市町村長に通知しなければならない。

第三百二十一条の八第五項中「九年」を「十年」に改め、同条第七項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第九項中「九年」を「十年」に改め、同条第十項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内連結事業年度」を「前十年内連結事業年度」に改め、同条第十二項中「九年」を「十年」に改め、同条第十三項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第十五項中「九年」を「十年」に改め、同条第十六項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内連結事業年度」を「前十年内連結事業年度」に改め、同条第二十四項中「もの又は」を「もの若しくは同条第三項の控除の限度額で政令で定めるもの又は」に改める。

第三百二十一条の十一の二第一項中「又は第六十七条の十八第十項」を「及び第六十七条の十八第十項」に改め、同条第二項ただし書中「五十万円」を「百万円」に改め、「である場合」の下に「、その猶予の期間が三月以内である場合」を加え、同条第三項中「第十五条第四項、第十五条の二」を「第十五条の二の二、第十五条の二の三」に改め、「担保について」の下に「、それぞれ」を加え、同条第四項中「ときは」を「場合には」に改め、同項第四号を削り、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　新たにその猶予に係る法人税割額以外の当該市町村に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（市町村長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

第三百二十一条の十一の三第二項ただし書中「五十万円」を「百万円」に改め、「である場合」の下に、その猶予の期間が三月以内である場合」を加え、同条第三項中「第十五条第四項、第十五条の二」を「第十五条の二の二、第十五条の二の三」に改め、「担保について」の下に「、それぞれ」を加え、同条第四項中「ときは」を「場合には」に改め、同項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同項第四号を削り、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　新たにその猶予に係る法人税割額以外の当該市町村に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（市町村長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

第三百二十一条の十一の三第四項第一号の次に次の一号を加える。

二　第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

第五百八十六条第二項第二号ニ中「同条第十項」を「同条第九項」に改め、同項第五号の二中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第六百一条第六項中「第十五条第四項、第十五条の二第一項」を「第十五条の二の二、第十五条の二の三第一項」に改め、「担保について」の下に「、それぞれ」を加える。

第七百一条の三十四第三項第九号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

附則第五条の四第一項第二号ハ及び第六項第二号ハ中「（同法第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第十条の二の二」を削り、「第十条の五の五」を「第十条の五の四」に改め、同条第十二項中「又は」を「、又は」に改める。

附則第九条に次の一項を加える。

19　電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者が原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）附則第三条第一項の規定により同項に規定する特定実用発電用原子炉設置者が積み立てる金銭に相当する金額を当該特定実用発電用原子炉設置者に交付する場合における第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定めるものを控除した金額による。

附則第十二条の二を次のように改める。

第十二条の二　削除

附則第十二条の二の二第二項第三号及び第十二条の三第一項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

附則第二十九条の四第二項中「第十五条第四項、第十五条の二」を「第十五条の二の二、第十五条の二の三」に改める。

附則第二十九条の五第十項中「第十五条第四項、第十五条の二第一項」を「第十五条の二の二、第十五条の二の三第一項」に改め、「処分について」の下に「、それぞれ」を加える。

附則第三十条第一項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

附則第三十一条の二を削る。

附則第三十一条の三の四第七項中「第十五条第四項、第十五条の二第一項」を「第十五条の二の二、第十五条の二の三第一項」に改め、「担保について」の下に「、それぞれ」を加える。

附則第三十三条の二の二第一項中「及び附則第三十五条の三の三第一項において「未成年者口座」を「、附則第三十五条の三の三及び附則第三十五条の三の四第一項において「未成年者口座」に、「及び附則第三十五条の三の三第一項において「契約不履行等事由」を「、附則第三十五条の三の三第三項及び第八項並びに附則第三十五条の三の四第一項において「契約不履行等事由」に改める。

附則第三十五条の二第二項及び第六項中「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に改める。

附則第三十五条の二の二第二項中「及び附則第三十五条の三の二」を「、附則第三十五条の三の二及び附則第三十五条の三の三」に、「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に改め、同条第六項中「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に改める。

附則第三十五条の二の三第二項中「及び附則第三十五条の三の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に改める。

附則第三十五条の二の三第一項各号に規定する未成年者口座管理契約（以下この条において「未成年者口座管理契約」という。）に基づき同法第三十七条の十四の二第一項各号に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この条において「未成年者口座内上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2　租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項各号に掲げる事由により、未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この条において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として政令で定める金額（以下この条において「払出し時の金額」という。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第三十七条の十四の二第四項第一号に掲げる移管若しくは返還又は同項第三号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた未成年者口座を開設し、又は開設していた道府県民税の所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第二号に掲げる相続若しくは遺贈又は同項第三号ロに掲げる贈与により払出しがあつた未成年者口座内上場株式等を取得した道府県民税の所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第三十五条の二第一項から第四項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

3　未成年者口座及び租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第五号に規定する課税未成年者口座（第八項において「課税未成年者口座」という。）を開設する道府県民税の所得割の納税義務者の同条第四項第三号に規定する基準年の前年十二月三十一日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、道府県民税に関する規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、同項第一号から第三号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

一　当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした未成

年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該未成年者口座内上場株式等の未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

二　当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項第一号に掲げる移管があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三　契約不履行等事由の基因となつた未成年者口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

四　第二号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた道府県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

五　第三号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた道府県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出しがあつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等（租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第二号ヘ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の未成年者口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

4　前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる未成年者口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第三十三条第三項の規定の例によつて算定した当該未成年者口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、道府県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

5　前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　市町村民税の所得割の納税義務者が、前年中に未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座内上場株式等の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

7　租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項各号に掲げる事由により、未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出しがあつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、払出し時の金額により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものと、同項第一号に掲げる移管若しくは返還又は同項第三号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた未成年者口座を開設し、又は開設していた市町村民税の所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第二号に掲げる相続若しくは遺贈又は同項第三号ロに掲げる贈与により払出しがあつた未成年者口座内上場株式等を取得した市町村民税の所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第三十五条の二第五項から第八項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

8　未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する市町村民税の所得割の納税義務者の租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項第三号に規定する基準年の前年十二月三十一日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、市町村民税に関する規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、同項第一号から第三号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

一　当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該未成年者口座内上場株式等の未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

二　当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項第一号に掲げる移管があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三　契約不履行等事由の基因となつた未成年者口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

四　第二号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた市町村民税の所得割の納税義務者については、同号の移管があ

つた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

五　第三号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた市町村民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の未成年者口座内上場株式等（租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第二号ヘ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の未成年者口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

9　前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる未成年者口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第三十三条第三項の規定の例によつて算定した当該未成年者口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、市町村民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

10　第六項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第四十八条中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に、「控除未済還付法人額」を「控除未済還付法人税額」に改める。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第六条の改正規定中「百分の二十・八」を「百分の十九・五」に改める。

第五条を削る。

附則第一条第二号中「第四条」を「第二条及び第四条」に、「附則第十六条、第二十二条及び第二十三条」を「附則第八条から第十三条まで、第十六条、第二十一条及び第二十二条」に、「平成二十七年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改め、同条第三号及び第四号を削る。

附則第五条第一項第一号ロ中「課税資産の譲渡等（」の下に「平成二十七年十月一日以後に行つた課税資産の譲渡等については、特定資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）に該当するものを除く。以下同じ。）及び特定課税仕入れ（同法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。）のうち、」を加え、「を除く。）」を「以外のもの」に改め、同項第二号イ中「八まで」を「二まで」に改め、同号ロ中「行つた課税仕入れ」の下に「（平成二十七年十月一日以後に行つた課税仕入れについては、特定課税仕入れに該当するものを除く。以下同じ。）、特定課税仕入れ」を加え、「八まで」を「二まで」に改める。

附則第八条中「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に、「附則第一条第三号」を「附則第一条第二号」に改め、「及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加える。

附則第九条中「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に改める。

附則第十条第一項中「二十七年新地方税法」に、「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条第二項中「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同項第一号中「課税仕入れ」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、同項第三号中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、同項第四号中「課税仕入れ」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、同項第五号中「二十七年旧消費税法」に、「又は当該課税資産の譲渡等」を「及び特定課税仕入れ並びにこれら」に改め、「課税仕入れ」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

附則第十一条第一項中「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に、「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、」を「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等、」に、「二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等に係る」に改め、同項第一号ロ中「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」に改め、同号ハ中「行つた課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」に改め、同項第二号イ中「八まで」を「二まで」に改め、同号ロ中「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に、「第十四条第三項の規定若しくは」を「第十四条第三項の規定、」に、「若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例による」を「に基づく政令の規定、消費税法改正法附則第十六条の二の規定若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例による」に、「二十七年旧消費税法」を「二十九年旧消費税法」に、「二十七年新消費税法」を「二十九年新消費税法」に、「八まで」を「二まで」に改め、同号ハ中「行つた課税仕入れ」の下に「若しくは特定課税仕入れ」を加え、「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に、「第十四条第三項の規定若しくは」を「第十四条第三項の規定、」に、「若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例による」を「に基づく政令の規定、消費税法改正法附則第十六条の二の規定若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例による」に、「二十七年旧消費税法」を「二十九年旧消費税法」に、「二十七年新消費税法」を「二十九年新消費税法」に、「二まで」を「二まで」に改め、同号ハ中「行つた課税仕入れ」の下に「若しくは特定課税仕入れ」を加え、「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に、「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」に改め、同条第六項中「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に改める。

附則第十二条中「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に、「二十七年旧地方税法」を「二十九年旧地方税法」に改める。

附則第十三条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に改め、「。以下この条において同じ」を削り、「十七分の十」を「十九分の十」に、「十七分の七」を「十九分の九」に改め、同条第二項を削る。

附則第十四条中「附則第一条第三号」を「附則第一条第二号」に改める。

附則第十六条中「平成二十七年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十六年度分」を「平成二十八年度分」に改める。

附則第十七条を削り、附則第十八条を附則第十七条とする。

附則第十九条第三項を削り、同条を附則第十八条とし、附則第二十条を附則第十九条とし、附則第二十一条を附則第二十条とする。

附則第二十二条のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十四条の改正規定中「百分の二十・八」を「百分の十九・五」に改める。

附則第二十二条を附則第二十一条とする。

附則第二十三条中「平成二十七年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同条を附則第二十二条とする。

附則第二十四条及び第二十五条を削る。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中地方税法第五十二条第四項の改正規定及び同法第三百十二条第五項の改正規定並びに同法附則第十七条の改正規定を削り、同法附則第三十条を同法附則第二十九条の八とし、同条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

附則第三十条第四項中「附則第三十条第一項から第三項まで」を「附則第三十条第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第三項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項第一号中「（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）」を削り、同項第二号中「（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

三輪以上の軽自動車（電気軽自動車（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。第三項第一号において同じ。）、天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。同項第二号において同じ。）、メタノール軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第四百四十四条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四百四十四条第一項第二号ロ	三千九百円	四千六百円
第四百四十四条第一項第二号ハ	六千九百円	八千二百円
	一万八百円	一万二千九百円
	三千八百円	四千五百円
	五千円	六千円

2　前項の規定の適用がある場合における第四百四十四条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「前項（附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「同項（附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び前項」とする。

附則第一条第四号中「第四百四十四条第一項」を「第四百四十四条第一項第二号ロ及びハ」に改め、同条第六号中「第二条」を「第一条中地方税法第四百四十四条第一項第一号、第二号イ及び第三号の改正規定並びに第二条」に改め、「第十一条第三項」の下に「、第十三条第三項」を加える。

附則第十三条第二項中「第四百四十四条第一項」の下に「（第二号ロ及びハに係る部分に限る。）」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　二十八年新法第四百四十四条第一項（第一号、第二号イ及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十八年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十七年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正）

第五条　国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項（見出しを含む。）中「平成二十五年度から平成二十七年度まで」を「平成二十八年度から平成三十年度まで」に改める。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第六条　地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十六年十月一日」を「平成二十七年四月一日」に、「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の二・二」を「百分の一・六」に、「、「百分の五・五」を「、「百分の四・六」に、「百分の三・二」を「百分の二・三」に、「百分の七・二」を「百分の六」に、「百分の四・三」を「百分の三・一」に改める。

第九条第一号及び第十三条第一項第一号中「百分の六十七・四」を「百分の九十三・五」に改める。

第七条　地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の二・五」とあるのは「百分の〇・九」に、「、「百分の四・六」を「、「百分の三・七」に、「百分の二・三」を「百分の一・四」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」に改める。

第九条第一号及び第十三条第一項第一号中

「百分の九十三・五」を「百分の百五十二・六」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第一条第二号の改正規定（「平成二十七年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第四号及び第六号の改正規定、同法附則第十三条第二項の改正規定並びに同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定　公布の日

二　第一条中地方税法附則第三十二条の改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）及び附則第二十一条第二項の規定　平成二十七年五月二十九日

三　第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の改正規定（「第四十二条第二項」を「第四十一条の二十二第二項」に改める部分に限る。）、同法第七十二条の四十九の六に一項を加える改正規定、同法第七十二条の六十三の二に一項を加える改正規定、同法第百四十四条の三十八の二に一項を加える改正規定、同法第二百九十二条第一項第四号の改正規定（「第四十二条第二項」を「第四十一条の二十二第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三百九十六条の二に一項を加える改正規定並びに附則第五条の規定　平成二十七年七月一日

四　第一条中地方税法第七十二条の七十八第一項、第七十二条の七十九、第七十二条の八十第一項、第七十二条の八十の二第一項、第七十二条の八十二条の九十四、第三百二十一条の七の二第一項並びに第七百六条第二項の改正規定並びに同法附則第九条の三の二第一項の改正規定並びに同法附則第十三条第二項の改正規定並びに同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定　公布の日

二　第一条中地方税法附則第三十二条の改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）及び附則第二十一条第二項の規定　平成二十七年五月二十九日

三　第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の改正規定（「第四十二条第二項」を「第四十一条の二十二第二項」に改める部分に限る。）、同法第七十二条の四十九の六に一項を加える改正規定、同法第七十二条の六十三の二に一項を加える改正規定、同法第百四十四条の三十八の二に一項を加える改正規定、同法第二百九十二条第一項第四号の改正規定（「第四十二条第二項」を「第四十一条の二十二第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三百九十六条の二に一項を加える改正規定並びに附則第五条の規定　平成二十七年七月一日

四　第一条中地方税法第七十二条の七十八第一項、第七十二条の七十九、第七十二条の八十第一項、第七十二条の八十の二第一項、第七十二条の八十二条の九十四第一項第二号及び第二項、第五条第一項及び第三項の改正規定、同法附則第三十三条の二の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第三十五条の三の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条第二項及び第四項並びに第十五条第二項の規定　平成二十八年一月一日

六　第二条（次号から第九号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる改正規定を除く。）及び第七条並びに次条並びに附則第七条第三項及び第五項、第九条（第七項及び第九項から第十一項までを除く。）、第十二条、第十六条第四項及び第六項、第二十条、第二十六条並びに第二十九条の規定　平成二十八年四月一日

七　第二条中地方税法附則第五条の四第一項第二号ハ、第六項第二号ハ及び第十二項、第三十三条の二の二第一項、第三十五条の二第二項及び第六項、第三十五条の二の二第二項及び第六項並びに第三十五条の二の三第二項の改正規定並びに同法附則第三十五条の三の三を同法附則第三十五条の三の四とし、同法附則第三十五条の三の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第七条第一項及び第十六条第一項の規定　平成二十九年一月一日

八　第二条中地方税法第五十三条第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項及び第十六項、第七十二条の二十三第四項並びに第三百二十一条の八第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項及び第十六項の改正規定並びに同法附則第四十八条の改正規定（「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改める部分に限る。）並びに附則第七条第四項、第九条第七項及び第十六条第五項の規定　平成二十九年四月一日

九　第二条中地方税法第四十四条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の五十七の次に二条を加える改正規定及び同法第三百二十一条の七の十一の次に二条を加える改正規定並びに附則第七条第二項、第九条第九項及び第十項並びに第十六条第二項及び第三項の規定　平成三十年一月一日

十　第一条中地方税法第三百四十九条の三の二第一項の改正規定及び附則第十七条第三項の規定　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）附則第一項ただし書に規定する日

十一　第一条中地方税法第七十三条の四第一項第三十号及び第三百四十八条第二項第三十号の改正規定並びに同法附則第十五条第三十七項の改正規定並びに附則第十七条第九項の規定　水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）の施行の日

十二　第一条中地方税法第三百四十八条第五項の改正規定及び同法附則第十五条の二第二項の改正規定（「第十二条第一項第三号」を「第十三条第一項第三号」に改める部分に限る。）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）の施行の日

十三　第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の改正規定（「、第四十二条の十二の二」を「（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の四」に改める部分に限る。）及び同法第二百九十二条第一項第四号の改正規定（「、第四十二条の十二の四」を「（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の四」に改める部分に限る。）並びに同法附則第八条第三項を同条第二項とし、同項の次に二項を加える改正規定並びに同条第五項及び第六項の改正規定並びに附則第六条第八項及び第十五条第七項の規定　地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）の施行の日

十四　第二条中地方税法第五百八十六条第二項第五号の二及び第七百一条の三十四第三項第九号の改正規定　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日

十五　第二条中地方税法附則第九条に一項を加える改正規定及び附則第九条第十一項の規定　電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日

十六　第二条中地方税法第五百八十六条第二項第二号ニの改正規定並びに同法附則第十二条の二の二第二項第三号、第十二条の三第一項及び第三十条第一項の改正規定　大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第二条　附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「二十八年新法」という。）第十五条から第十五条の三まで及び第十六条（二十八年新法第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に申請される二十八年新法第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された同号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「二十八年旧法」という。）第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2　二十八年新法第十五条の五から第十五条の五の三まで及び第十六条（二十八年新法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた二十八年旧法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3　二十八年新法第十五条の六から第十五条の六の三まで及び第十六条（二十八年新法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

（還付加算金に関する経過措置）

第三条　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七条の四第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に還付のため支出を決定し、又は充当する過納金に加算すべき金額について適用する。ただし、施行日前に所得税についての更正の請求又は所得税の申告書（同項第三号に規定する所得税の申告書をいう。以下この条において同じ。）の提出が行われた場合において、当該更正の請求に基づく更正又は当該所得税の申告書の提出に基因してされた賦課決定により、納付し、又は納入すべき額が減少した地方税に係る過納金に加算すべき金額については、なお従前の例による。

（不申告加算金に関する経過措置）

第四条　新法第七十一条の十四第六項、第七十一条の三十五第七項、第七十一条の五十五第七項、第七十二条の四十六第六項、第七十四条の二十三第六項、第九十条第六項、第百三十二条第六項、第百四十四条の四十七第六項、第二百七十八条第六項、第三百二十八条の十一第六項、第四百八十三条第六項、第五百三十六条第六項、第六百九条第六項、第六百八十八条第六項、第七百一条の十二第六項、第七百一条の六十一第六項、第七百二十一条第六項及び第七百三十三条の十八第七項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する申告書又は納入申告書の提出期限が到来する地方税に係る不申告加算金について適用し、施行日前にこれらの提出期限が到来した地方税に係る不申告加算金については、なお従前の例による。

（調査の事前通知に関する経過措置）

第五条　新法第七十二条の四十九の六第五項、第七十二条の六十三の二第五項、第百四十四条の三十八の二第五項及び第三百九十六条の二第五項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後にされる新法第七十二条の四十九の六第一項、第七十二条の六十三の二第一項、第百四十四条の三十八の二第一項又は第三百九十六条の二第一項の規定による通知について適用する。

（道府県民税に関する経過措置）

第六条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　新法第三十二条第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3　新法第三十七条の二第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4　新法第七十一条の三十一第一項の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき新法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る道府県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る道府県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

5　新法附則第七条第一項から第七項までの規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新法第三十七条の二第一項第一号に掲げる寄附金について適用する。

6　新法附則第七条の二第一項から第三項まで及び第七条の三第一項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。

7　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

8　新法第二十三条第一項第四号（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号。以下「所得税法等改正法」という。）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十二及び第四十二条の十二の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び第四号の三（所得税法等改正法第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の十五の二及び第六十八条の十五の三の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八条第三項（新法第二十三条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）、第四項（新法第二十三条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）、第五項（新法第二十三条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）及び第六項（新法第二十三条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

9　施行日から附則第一条第十三号に掲げる規定

の施行の日の前日までの間における新法第二十三条第一項第四号の三（新法附則第八条第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同号中「第六十八条の十五の三」とあるのは「第六十八条の十五の二」と、新法附則第八条第六項中「第六十八条の十五の三まで」とあるのは「第六十八条の十五の二まで」と、「第六十八条の十五、第六十八条の十五の三」とあるのは「第六十八条の十五」とする。

10　新法第五十三条第一項の規定によって申告納付する法人で法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの並びに新法第五十三条第二項の規定によって申告納付する法人及び同条第三項の規定によって納付する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の道府県民税についての新法第五十二条第一項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方税法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額が」とし、同条第四項及び第五項の規定は、適用しないものとする。この場合において、旧法第五十二条第四項の規定は、なおその効力を有する。

11　新法第五十三条第五項に規定する法人について、同項に規定する連結適用前欠損金額又は同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額がある場合における当該連結適用前欠損金額又は当該連結適用前災害損失欠損金額に係る同条第六項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該法人の新法第五十三条第五項に規定する最初連結事業年度（以下この項において「最初連結事業年度」という。）の開始の日（二以上の最初連結事業年度の開始の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は当該連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の開始の日。次号において同じ。）が平成二十四年四月一日前である場合には、同条第六項第一号中「同法」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）第二条の規定による改正前の法人税法（次号において「平成二十三年改正前の法人税法」という。）」と、同項第二号中「同法第八十一条の十二第三項」とあるのは「平成二十三年改正前の法人税法第八十一条の十二第三項」とする。

二　当該法人の最初連結事業年度の開始の日が平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間である場合には、新法第五十三条第六項第一号中「同法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）第二条の規定による改正前の法人税法（次号において「平成二十七年改正前の法人税法」という。）」と、同項第二号中「同法第八十一条の十二第三項」とあるのは「平成二十七年改正前の法人税法第八十一条の十二第三項」とする。

第七条　附則第一条第七号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　附則第一条第九号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「三十年新法」という。）第四十四条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に三十年新法第三百二十一条の七の十二第一項の規定により市町村民税の所得割の徴収を猶予した場合について適用する。

3　別段の定めがあるものを除き、二十八年新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

4　附則第一条第八号に掲げる規定による改正後の地方税法（附則第九条第七項及び第十六条第五項において「二十九年新法」という。）第五十三条第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項又は第十六項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始した事業年度において生じた同条第五項若しくは第七項に規定する連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に開始した事業年度において生じた同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額（同条第十項の規定により控除対象個別帰属税額とみなされたものを含む。）、同日以後に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同条第十三項の規定により内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。）又は同日以後に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額（同条第十六項の規定により控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを含む。）について適用し、同日前に開始した事業年度において生じた同号に掲げる規定による改正前の地方税法（附則第九条第七項及び第十六条第五項において「二十九年旧法」という。）第五十三条第五項若しくは第七項に規定する連結適用前欠損金額、同日前に開始した連結事業年度において生じた同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額（同条第十項の規定により控除対象個別帰属税額とみなされたものを含む。）、同日前に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同条第十三項の規定により内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。）又は同日前に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額（同条第十六項の規定により控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを含む。）については、なお従前の例による。

5　二十八年新法第五十五条の二第二項及び第四項並びに第五十五条の四第二項及び第四項の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に申請される二十八年新法第五十五条の二第一項又は第五十五条の四第一項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された二十八年旧法第五十五条の二第一項又は第五十五条の四第一項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第八条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税につい

て適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2　新法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度の新法第七十二条の十二第一号イに規定する付加価値額（当該事業年度が一年に満たない場合にあっては、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。以下この条において同じ。）で除して計算した金額。以下この条において「調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、第六条の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法（第四項及び附則第二十五条において「新暫定措置法」という。）第二条の規定により読み替えられた新法第七十二条の二十四の七第一項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

一　当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号イに規定する付加価値額（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割された後の付加価値額とし、当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。第四項において「課税標準付加価値額」という。）に、平成二十七年三月三十一日現在における旧法第七十二条の二十四の七第一項第一号イに規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二　当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号ロに規定する資本金等の額（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割された後の資本金等の額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた額とする。第四項において「課税標準資本金等の額」という。）に、平成二十七年三月三十一日現在における旧法第七十二条の二十四の七第一項第一号ロに規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三　当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号ハに規定する所得を新法第七十二条の二十四の七第一項第一号ハの表の上欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第七十二条の四十八の規定により区分し、関係道府県に分割された後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十七年三月三十一日現在における当該区分に応ずる第六条の規定による改正前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（第四項第三号において「旧暫定措置法」という。）第二条の規定により読み替えられた旧法第七十二条の二十四の七第一項第一号ハの表の下欄に掲げる標準税率によって定めた率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

3　新法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

4　新法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、新暫定措置法第二条の規定により読み替えられた新法第七十二条の二十四の七第三項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

一　当該事業年度の課税標準資本金等の額に、平成二十七年三月三十一日現在における旧法第七十二条の二十四の七第三項第一号ロに規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二　当該事業年度の課税標準付加価値額に、平成二十七年三月三十一日現在における旧法第七十二条の二十四の七第三項第一号イに規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三　当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号ハに規定する所得を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十七年三月三十一日現在における旧暫定措置法第二条の規定により読み替えられた旧法第七十二条の二十四の七第三項第一号ハに規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

5　新法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二

十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

6　第二項から前項までの規定の適用がある法人に対する新法第七十二条の二十四の十一第五項の規定の適用については、同項中「前条第一項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第八条第二項から第五項までの規定並びに前条第一項」と、「まず同条第一項の規定による控除をし、次に」とあるのは「まず同法附則第八条第二項から第五項までの規定による控除をし、次に前条第一項の規定による控除をした後において、」とする。

第九条　別段の定めがあるものを除き、二十八年新法の規定中法人の事業税に関する部分は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2　二十八年新法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度の二十八年新法第七十二条の十二第一号イに規定する付加価値額（当該事業年度が一年に満たない場合にあっては、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。以下この条において同じ。）で除して計算した金額。以下この条において「調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、第七条の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法（第四項及び附則第二十六条において「二十八年新暫定措置法」という。）第二条の規定により読み替えられた二十八年新法第七十二条の二十四の七第一項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について二十八年新法第七十二条の二十五の規定によって納付すべき事業税額、二十八年新法第七十二条の二十八の規定によって納付すべき事業税額又は二十八年新法第七十二条の二十九の規定によって納付すべき事業税額（以下この条において「事業税額」という。）から控除するものとする。

一　当該事業年度の二十八年新法第七十二条の十二第一号イに規定する付加価値額（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、二十八年新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割された後の付加価値額とし、当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。第四項において「課税標準付加価値額」という。）に、平成二十八年三月三十一日現在における二十八年旧法第七十二条の二十四の七第一項第一号イに規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二　当該事業年度の二十八年新法第七十二条の十二第一号ロに規定する資本金等の額（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、二十八年新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割された後の資本金等の額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三　当該事業年度の二十八年新法第七十二条の十二第一号ハに規定する所得を二十八年新法第七十二条の二十四の七第一項第一号ハの表の上欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、二十八年新法第七十二条の四十八の規定により区分し、関係道府県に分割された後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における当該区分に応ずる第七条の規定による改正前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（第四項第三号において「二十八年旧暫定措置法」という。）第二条の規定により読み替えられた二十八年旧法第七十二条の二十四の七第一項第一号ハの表の下欄に掲げる標準税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

3　二十八年新法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、二十八年新暫定措置法第二条の規定により読み替えられた二十八年新法第七十二条の二十四の七第三項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

一　当該事業年度の課税標準付加価値額に、平成二十八年三月三十一日現在における二十八年旧法第七十二条の二十四の七第三項第一号イに規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二　当該事業年度の課税標準資本金等の額に、平成二十八年三月三十一日現在における二十

八年旧法第七十二条の二十四の七第三項第一号ロに規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三　当該事業年度の二十八年新法第七十二条の十二第一号ハに規定する所得を二十八年新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における二十八年旧暫定措置法第二条の規定により読み替えられた二十八年旧法第七十二条の二十四の七第三項第一号ハに規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

5　二十八年新法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

6　第二項から前項までの規定の適用がある法人に対する二十八年新法第七十二条の二十四の十一第五項の規定の適用については、同項中「前条第一項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第九条第二項から第五項までの規定並びに前条第一項」と、「まず同条第一項の規定による控除をし、次に」とあるのは「まず同法附則第九条第二項から第五項までの規定による控除をし、次に前条第一項の規定による控除をした後において」とする。

7　二十九年新法第七十二条の二十三第四項の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に開始した事業年度（連結事業年度（法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）に該当する期間を除く。）において生じた二十九年新法第七十二条の二十三第四項に規定する欠損金額又は同日以後に開始した事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた同項に規定する個別欠損金額について適用し、同日前に開始した事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において生じた二十九年旧法第七十二条の二十三第四項に規定する欠損金額又は同日前に開始した事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた同項に規定する個別欠損金額については、なお従前の例による。

8　二十八年新法第七十二条の三十九の二第二項及び第四項並びに第七十二条の三十九の四第二項及び第四項の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に申請される二十八年新法第七十二条の三十九の二第一項又は第七十二条の三十九の四第一項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された二十八年旧法第七十二条の三十九の二第一項又は第七十二条の三十九の四第一項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

9　三十年新法第七十二条の五十七の二の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日以後に三十年新法第七十二条の五十七の二第一項の申請が行われる場合について適用する。

10　三十年新法第七十二条の五十七の三の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日以後に三十年新法第七十二条の五十七の二第一項の申立てが行われる場合について適用する。

11　附則第一条第十五号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第九条第十九項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

（地方消費税に関する経過措置）

第十条　新法の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に事業者（地方税法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（所得税法等改正法第四条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「新消費税法」という。）第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第十一条　次項に定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2　新法附則第十一条第七項に規定する道府県の条例が制定施行されるまでの間における同項の規定の適用については、同項中「五分の一を参酌して十分の一以上十分の三以下の範囲内において道府県の条例で定める割合」とあるのは「五分の一」と、「二分の一を参酌して五分の二以上五分の三以下の範囲内において道府県の条例で定める割合」とあるのは「二分の一」とする。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第十二条　別段の定めがあるものを除き、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった二十八年旧法附則第十二条の二に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ三級品」という。）に係る道府県たばこ税については、なお従前の例による。

2　次の各号に掲げる期間内に、二十八年新法第七十四条の二第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る道府県たばこ税の税率は、二十八年新法第七十四条の五の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一　平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで　千本につき四百八十一円

二　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで　千本につき五百五十一円

三　平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで　千本につき六百五十六円

3　平成二十八年四月一日前に二十八年旧法第七十四条の二第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（二十八年旧法第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（二十八年新法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの

者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する道府県において道府県たばこ税を課する。この場合における道府県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該道府県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

4　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を平成二十八年五月二日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一　所持する紙巻たばこ三級品の本数及び当該紙巻たばこ三級品の本数のうち道府県たばこ税の課税標準となるものの本数

二　前号の課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数により算定した前項の規定による道府県たばこ税額

三　その他参考となるべき事項

5　第三項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第二十条第四項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十二条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する道府県知事に提出されたものとみなす。

6　第四項の規定による申告書を提出した者は、平成二十八年九月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる道府県たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した道府県に納付しなければならない。

7　第三項の規定により道府県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、二十八年新法の規定中道府県たばこ税に関する部分（二十八年新法第七十四条の四から第七十四条の六まで、第七十四条の十、第七十四条の十一及び第七十四条の十四の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる二十八年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十四条の十二第二項	第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書	第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告納付する
第七十四条の十二第一項	第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書	第七十四条の十第一項から第三項まで
	地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号。以下この節において「平成二十七年改正法」という。）附則第十二条第四項の規定によつて申告書	平成二十七年改正法附則第十二条第四項から第六項までの規定によつて申告納付する
		平成二十七年改正法附則第十二条第四項

第七十四条の十二の二	第七十四条の十第一項から第三項まで	平成二十七年改正法附則第十二条第四項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成二十八年五月二日
第七十四条の十五第四項	第七十四条の十第一項又は第三項	平成二十七年改正法附則第十二条第四項
	当該各項に規定する申告書の提出期限	平成二十八年五月二日
第七十四条の二十第一項	第七十四条の十第一項から第三項まで若しくは第五項	平成二十七年改正法附則第十二条第四項
	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成二十八年九月三十日前である場合には、同日）
第七十四条の二十一第一項	第七十四条の十第一項又は第三項	平成二十七年改正法附則第十二条第六項
第七十四条の二十一第二項及び第七十四条の二十二第一項各号列記以外の部分	その提出期限	平成二十七年改正法附則第十二条第六項の納期限
	申告書	申告書又は修正申告書
第七十四条の二十二第一項第一号	第七十四条の十第一項又は第三項の	当該
第七十四条の二十二第一項第二号	その提出期限	平成二十七年改正法附則第十二条第六項の納期限
第七十四条の二十二第一項第三号	修正申告書に	平成二十七年改正法附則第十二条第六項の納期限後に提出した修正申告書に
	修正申告書を	当該
第七十四条の二十二第三項	第七十四条の十第一項若しくは第三項の納期限又は第七十四条の十三第一項	平成二十七年改正法附則第十二条第六項

8　卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、第三項の規定により道府県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道府県たばこ税に相当する金額を、二十八年新法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき道府県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道府県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が二十八年新法第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定により道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

9　平成二十九年四月一日前に二十八年新法第七十四条の二第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（二十八年新法第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第八項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する道府県において道府県たばこ税を課する。この場合における道府県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該道府県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

10　第四項から第八項までの規定は、前項の規定により道府県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	前項に	第九項に
	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日
第四項第二号	前項	第九項
第五項	第三項	第九項
	附則第二十条第四項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項
	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第九項において準用する同条第二項
第六項	平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日

第七項の表以外の部分	第三項	第九項
	同項	同項及び第四項
第七項の表第七十四条の十二第一項の項及び第七十四条の十二第二項の項	附則第十二条第四項	附則第十二条第十項において準用する同条第四項
第七項の表第七十四条の十二の二の項及び第七十四条の十五第四項の項	附則第十二条第四項	附則第十二条第十項において準用する同条第四項
	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日
第七項の表第七十四条の二十第一項の項	附則第十二条第四項	附則第十二条第十項において準用する同条第四項
第七項の表第七十四条の二十一第一項の項	平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日
第七項の表第七十四条の二十一第二項及び第七十四条の二十二第一項各号列記以外の部分の項、第七十四条の二十二第一項第一号の項、第七十四条の二十二第一項第二号の項、第七十四条の二十二第一項第三号の項及び第七十四条の二十二第三項の項	附則第十二条第六項	附則第十二条第十項において準用する同条第六項
第八項	、第三項	、第九項

11　平成三十年四月一日前に二十八年新法第七十四条の二第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する道府県において道府県たばこ税を課する。こ

第四項	前項に	第十一項に
平成二十八年五月二日	前項	第十一項
第四項第二号	第三項	第十一項
第五項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十二項において準用する同条第四項
	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第十一項において準用する同条第二項
第六項	平成二十八年九月三十日	平成三十年十月一日
第七項の表以外の部分	第三項	第十一項
	同項	同項及び第四項
第七項の表第七十四条の十二第一項の項及び第七十四条の十二第二項の項	附則第十二条第四項	附則第十二条第十二項において準用する同条第四項
第七項の表第七十四条の十二の二の項及び第七十四条の十五第四項の項	附則第十二条第四項	附則第十二条第十二項において準用する同条第四項
	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
第七項の表第七十四条の二十第一項の項	附則第十二条第四項	附則第十二条第十二項において準用する同条第四項
第七項の表第七十四条の二十一第一項の項	平成二十八年九月三十日	平成三十年十月一日
第七項の表第七十四条の二十一第二項及び第七十四条の二十二第一項各号列記以外の部分の項、第七十四条の二十二第一項第一号の項、第七十四条の二十二第三項の項	附則第十二条第六項	附則第十二条第十二項において準用する同条第六項
第八項	、第三項	、第十一項

の場合における道府県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該道府県たばこ税の税率は、千本につき百五円とする。

12　第四項から第八項までの規定は、前項の規定により道府県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

13　平成三十一年四月一日前に二十八年新法第七十四条の二第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する道府県において道府県たばこ税を課する。この場合における道府県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該道府県たばこ税の税率は、千本につき二百四円とする。

14　第四項から第八項までの規定は、前項の規定により道府県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	前項に	第十三項に
平成二十八年五月二日	前項	第十三項
第四項第二号	第三項	第十三項
第五項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十四項において準用する同条第四項
	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第十三項において準用する同条第二項
第六項	平成二十八年九月三十日	平成三十一年九月三十日
第七項の表以外の部分	第三項	第十三項

第七項の表第七十四条の十二第一項の項及び第七十四条の十二第二項の項	同項	附則第十二条第四項	同項及び第四項
第七項の表第七十四条の十二の二の項及び第七十四条の十五第四項の項	附則第十二条第四項	附則第十二条第十四項において準用する同条第四項	附則第十二条第十四項において準用する同条第四項
第七項の表第七十四条の二十第一項の項	平成二十八年五月二日	平成三十一年四月三十日	附則第十二条第十四項において準用する同条第四項
第七項の表第七十四条の二十一第一項の項	平成二十八年九月三十日	平成三十一年九月三十日	附則第十二条第十四項において準用する同条第六項
第七項の表第七十四条の二十一第二項及び第七十四条の二十二第一項各号列記以外の部分の項、第七十四条の二十二第一項第一号の項、第七十四条の二十二第一項第二号の項、第七十四条の二十二第一項第三号の項及び第七十四条の二十二第三項の項	附則第十二条第六項	附則第十二条第十四項において準用する同条第六項	
第八項	、第三項	、第十三項	

（自動車取得税に関する経過措置）

第十三条　新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第十四条　新法附則第十二条の二の七第一項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2　新法附則第十二条の二の七第五項及び第六項の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

（市町村民税に関する経過措置）

第十五条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二十七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　新法第三百十三条第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3　新法第三百十四条の七第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4　新法附則第七条第八項から第十四項までの規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金について適用する。

5　新法附則第七条の二第四項から第六項まで及び第七条の三第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。

6　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

7　新法第二百九十二条第一項第四号（所得税法等改正法第八条の規定による改正後の租税特別措置法第四十二条の十二及び第四十二条の十二の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び第四号の三（所得税法等改正法第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の十五の二及び第六十八条の十五の三の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八条第三項（新法第二百九十二条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）、第四項（新法第二百九十二条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）、第五項（新法第二百九十二条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）及び第六項（新法第二百九十二条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

8　施行日から附則第一条第十三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法第二百九十二条第一項第四号の三（新法附則第八条第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同号中「第六十八条の十五の三」とあるのは「第六十八条の十五の二」と、新法附則第八条第六項中「第六十八条の十五の三まで」とあるのは「第六十八条の十五の二まで」と、「第六十八条の十五、第六十八条の十五の三」とあるのは「第六十八条の十五」とする。

9　新法第三百二十一条の八第一項の規定によって申告納付する法人で法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの並びに新法第三百二十一条の八第二項の規定によって申告納付する法人及び同条第三項の規定によって納付する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の市町村民税についての新法第三百十二条第一項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第四号の五に規定する資本金等の額が」とし、同条第六項及び第七項の規定は、適用しないものとする。この場合において、旧法第三百十二条第五項の規定は、なおその効力を有する。

10　新法第三百二十一条の八第五項に規定する法

人について、同項に規定する連結適用前欠損金額又は同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額がある場合における当該連結適用前欠損金額又は当該連結適用前災害損失欠損金額に係る同条第六項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該法人の新法第三百二十一条の八第五項に規定する最初連結事業年度（以下この項において「最初連結事業年度」という。）の開始の日（二以上の最初連結事業年度の開始の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は当該連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の開始の日。次号において同じ。）が平成二十四年四月一日前である場合には、同条第六項第一号中「同法」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）第二条の規定による改正前の法人税法（次号において「平成二十三年改正前の法人税法」という。）」と、同項第二号中「同法第八十一条の十二第三項」とあるのは「平成二十三年改正前の法人税法第八十一条の十二第三項」とする。

二　当該法人の最初連結事業年度の開始の日が平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間である場合には、新法第三百二十一条の八第六項第一号中「同法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）第二条の規定による改正前の法人税法（次号において「平成二十七年改正前の法人税法」という。）」と、同項第二号中「同法第八十一条の十二第三項」とあるのは「平成二十七年改正前の法人税法第八十一条の十二第三項」とする。

第十六条　附則第一条第七号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　三十年新法第三百二十一条の七の十二の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日以後に三十年新法第三百二十一条の七の十二第一項の申請が行われる場合について適用する。

3　三十年新法第三百二十一条の七の十三の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日以後に三十年新法第三百二十一条の七の十二第一項の申立てが行われる場合について適用する。

4　別段の定めがあるものを除き、二十八年新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

5　二十九年新法第三百二十一条の八第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項又は第十六項の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に開始した事業年度において生じた二十九年新法第三百二十一条の八第五項若しくは第七項に規定する連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に開始した連結事業年度において生じた同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額（同条第十項の規定により控除対象個別帰属税額とみなされたものを含む。）、同日以後に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同条第十三項の規定により内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。）、同日前に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同条第十三項の規定により内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。）又は同日前に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額（同条第十六項の規定により控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを含む。）について適用し、同日前に開始した事業年度において生じた二十九年旧法第三百二十一条の八第五項若しくは第七項に規定する連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日前に開始した連結事業年度において生じた同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額（同条第十項の規定により控除対象個別帰属税額とみなされたものを含む。）、同日前に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同条第十三項の規定により内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。）又は同日前に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額（同条第十六項の規定により控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを含む。）について適用し

附則第十五条第二十八項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　津波防災地域づくりに関する法律の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に締結された旧法附則第十五条第二十九項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8　平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十二項に規定する機械類に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9　平成二十六年四月一日から附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十七項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10　平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の八第一項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11　平成十八年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の八第二項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12　高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の八第四項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置）

第十八条　市町村は、平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二十五条の三（新法附則第二十七条の四の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないことができる。

2　前項の場合には、新法附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等で平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

3　第一項の場合には、新法附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で平成二十七年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成二十七年度の宅地等」という。）、新法附則第十八条第六項第三号に掲げる宅地等で平成二十八年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成二十八年度の宅地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で平成二十九年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成二十九年度の宅地等」という。）のうち、当該宅地等の類似土地（新法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この項において同じ。）が平成二十七年度の宅地等にあっては平成二十六年度、平成二十八年度の宅地等にあっては平成二十七年度、平成二十九年度の宅地等にあっては平成二十八年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る平成二十七年度の宅地等にあっては平成二十七年度分、平成二十八年度の宅地等にあっては平成二十八年度分、平成二十九年度の宅地等にあっては平成二十九年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

4　第一項の場合には、平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）、同条第一項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）又は同条第一項に規定する非住宅用宅地等である部分（以下この項において「非住宅用宅地等である部分」という。）のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

5　前三項の規定は、平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第六項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第一号から第三号まで」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、第三項中「附則第十八条第六項第二号」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第二号」と、「附則第十八条第六項第三号」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第三号」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、前項中「及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「、第二十五条及び第二十七条の四の二」と読み替えるものとする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第十九条　新法附則第三十条の規定は、平成二十八年度分の軽自動車税について適用する。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第二十条　別段の定めがあるものを除き、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった二十八年旧法附則第三十条の二に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ三級品」という。）に係る市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2　次の各号に掲げる期間内に、二十八年新法第

四百六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市町村たばこ税の税率は、二十八年新法第四百六十八条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一　平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで　千本につき二千九百二十五円

二　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで　千本につき三千三百五十五円

三　平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで　千本につき四千円

3　平成二十八年四月一日前に二十八年旧法第四百六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（二十八年旧法第四百六十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（二十八年新法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

4　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を平成二十八年五月二日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

一　所持する紙巻たばこ三級品の本数及び当該紙巻たばこ三級品の本数のうち市町村たばこ税の課税標準となるものの本数

二　前号の課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数により算定した前項の規定による市町村たばこ税額

三　その他参考となるべき事項

5　第三項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第十二条第四項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十二条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する道府県知事又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

6　第四項の規定による申告書を提出した者は、平成二十八年九月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる市町村たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した市町村に納付しなければならない。

7　第三項の規定により市町村たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、二十八年新法の規定中市町村たばこ税に関する部分（二十八年新法第四百六十七条から第四百七十九条まで、第四百七十三条、第四百七十四条及び第四百七十七条の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる二十八年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四百七十五条第一項	第四百七十三条第一項又は第二項の規定によって申告書	地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号。以下この節において「平成二十七年改正法」という。）附則第二十条第四項の規定によって申告書
	第四百七十三条第一項又は第二項の規定によって申告納付する	平成二十七年改正法附則第二十条第四項から第六項までの規定によって申告納付する
第四百七十五条の二及び第四百七十八条第四項	第四百七十三条第一項又は第二項	平成二十七年改正法附則第二十条第四項
第四百七十五条第二項	第四百七十三条第一項若しくは第二項	平成二十七年改正法附則第二十条第四項
第四百八十条第一項	第四百七十三条第一項、第二項若しくは第四項	平成二十七年改正法附則第二十条第四項
	当該各項に規定する申告書の提出期限	平成二十八年五月二日
第四百八十一条第一項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成二十八年九月三十日前である場合には、同日）
第四百八十一条第二項及び第四百八十二条第一項各号列記以外の部分	第四百七十三条第一項又は第二項	平成二十七年改正法附則第二十条第六項
第四百八十二条第一項第一号	その提出期限	平成二十七年改正法附則第二十条第六項の納期限
	申告書	申告書又は修正申告書
第四百八十二条第一項第二号	第四百七十三条第一項又は第二項の	当該
	その提出期限	平成二十七年改正法附則第二十条第六項の納期限
第四百八十二条第一項第三号	修正申告書に	平成二十七年改正法附則第二十条第六項の納期限後に提出した修正申告書に
	修正申告書を	当該

第四百八十二条第三項	第四百七十三条第一項若しくは第二項の納期限又は第四百七十六条第一項	平成二十七年改正法附則第二十条第六項

8　卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、第三項の規定により市町村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ税に相当する金額を、二十八年新法第四百七十七条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき市町村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市町村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が二十八年新法第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

9　平成二十九年四月一日前に二十八年新法第四百六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（二十八年新法第四百六十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第八項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

10　第四項から第八項までの規定は、前項の規定により市町村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	前項に	第九項に
第四項第二号	前項	第九項
第五項	第三項	第九項
第六項	附則第十二条第四項	附則第十二条第十項において準用する同条第四項
	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第九項において準用する同条第二項
第七項の表以外の部分	平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日
	第三項	第九項
	同項	同項及び第四項
第七項の表第四百七十五条第一項の項及び第四百七十五条第二項の項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項
第七項の表第四百七十五条の二及び第四百七十八条第四項の項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項
	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日
第七項の表第四百八十条第一項の項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項
	平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日
第七項の表第四百八十一条第一項の項	附則第二十条第六項	附則第二十条第十項において準用する同条第六項
第七項の表第四百八十一条第二項及び第四百八十二条第一項各号列記以外の部分の項、第四百八十二条第一項第一号の項、第四百八十二条第一項第二号の項、第四百八十二条第一項第三号の項及び第四百八十二条第三項の項		
第八項	第三項	第九項

11　平成三十年四月一日前に二十八年新法第四百六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれら

の者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、千本につき六百四十五円とする。

12　第四項から第八項までの規定は、前項の規定により市町村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	前項に	第十一項に
第四項第二号	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
第五項	前項	第十一項
第六項	第三項	第十一項
第七項の表以外の部分	附則第十二条第四項	附則第十二条第十二項において準用する同条第四項
第七項の表第四百七十五条第一項の項及び第四百七十五条第二項の項	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第十一項において準用する同条第二項
第七項の表第四百七十五条の二及び第四百七十八条第四項の項	平成二十八年九月三十日	平成三十年十月一日
第七項の表第四百八十条第一項の項	第三項	第十一項
第七項の表第四百八十一条第一項の項及び第四百七十五条第二項の項	同項	同項及び第四項
第七項の表第四百七十五条第一項の項及び第四百七十五条第二項の項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十二項において準用する同条第四項
第七項の表第四百七十五条の二及び第四百七十八条第四項の項	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
第七項の表第四百八十条第一項の項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十二項において準用する同条第四項
第七項の表第四百八十一条第一項の項	平成二十八年九月三十日	平成三十年十月一日
第七項の表第四百八十一条第一項の項及び第四百八十二条第三項の項	附則第二十条第六項	附則第二十条第十二項において準用する同条第六項
第八項	第三項	第十一項

13　平成三十一年四月一日前に二十八年新法第四百六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、千本につき千二百六十二円とする。

14　第四項から第八項までの規定は、前項の規定により市町村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	前項に	第十三項に
第四項第二号	平成二十八年五月二日	平成三十一年四月三十日
第五項	前項	第十三項
	第三項	第十三項
	附則第十二条第四項	附則第十二条第十四項において準用する同条第四項

	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第十三項において準用する同条第二項	
第六項	平成二十八年九月三十日	平成三十一年九月三十日	
第七項の表以外の部分	第三項	第十三項	
	同項	同項及び第四項	
第七項の表第四百七十五条第一項の項及び第四百七十五条第二項の項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十四項において準用する同条第四項	
第七項の表第四百七十五条の二及び第四百七十八条第四項の項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十四項において準用する同条第四項	
第七項の表第四百八十条第一項の項	平成二十八年五月二日	平成三十一年四月三十日	
第七項の表第四百八十一条第一項の項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十四項において準用する同条第四項	
第七項の表第四百八十一条第二項及び第四百八十二条第一項各号列記以外の部分の項、第四百八十二条第一項第一号の項、第四百八十二条第二号の項、第四百八十二条第一項第三号の項及び第四百八十二条第三項の項	附則第二十条第六項	附則第二十条第十四項において準用する同条第六項	
第八項	第三項	第十三項	

15　平成二十九年度の市町村たばこ税に係る二十八年新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百一を乗じて得た割合」とする。

16　平成三十年度の市町村たばこ税に係る二十八年新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百一を乗じて得た割合」とする。

18　平成三十二年度の市町村たばこ税に係る二十八年新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百一を乗じて得た割合」とする。

（狩猟税に関する経過措置）

第二十一条　新法附則第三十二条第一項の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

2　新法附則第三十二条第二項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

3　新法附則第三十二条の二の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

4　施行日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第三十二条及び第三十二条の二の規定の適用については、新法附則第三十二条中「次項に」とあるのは「次条に」と、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護法」と、新法附則第三十二条の二第一項中「鳥獣保護管理法第五十六条」とあるのは「鳥獣保護法第五十六条」と、「鳥獣保護管理法第九条第一項」とあるのは「鳥獣保護法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「鳥獣保護管理法第二条第九項」とあるのは「鳥獣保護法第二条第五項」と、同条第二項中「鳥獣保護管理法第九条第八項」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項」と、「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く」とあるのは「（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいう」と、「、従事者証」とあるのは「、鳥獣保護法第九条第八項に規定する従事者証」と、「同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項（鳥獣被害防止特措法」と、「者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）」とあるのは「者」とする。

（事業所税に関する経過措置）

第二十二条　新法第七百一条の三十四第三項第十号の九の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成二十七年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第二十三条　次項に定めるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十七年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十六項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　第五条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法附則第十四項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金（以下この条において「交付金」という。）について適用し、平成二十七年度

分までの交付金については、なお従前の例による。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　新暫定措置法第九条及び第十三条の規定は、施行日以後に開始する事業年度（地方税法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税については、なお従前の例による。

第二十六条　二十八年新暫定措置法第九条及び第十三条の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十七条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び地方法人特別税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第二十九条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「同法附則第三十条の二」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第二十条第二項」に改める。

（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十条　地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち地方税法附則第八条の二の改正規定中「附則第八条の二第三項」を「附則第八条の二第五項」に改める。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正）

第三十一条　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第一号中「及び附則第三十二条第一号」を削る。

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三十二条　行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条のうち地方税法第十七条の四第一項の改正規定中「第十七条の四第一項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第二号」を「第十七条の四第一項第二号」に改める。

理　由

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から、法人税改革の一環として法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等を行うとともに、地方創生に取り組むための地方団体に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除の拡充、経済再生と財政健全化を両立するための地方消費税率引上げの施行日の変更及び個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税及び軽自動車税の特例措置の見直し等を行うとともに、平成二十七年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整を行うほか、猶予制度の見直し等の納税環境の整備、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から、法人税改革の一環として法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等を行うとともに、地方創生に取り組むための地方団体に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除の拡充、経済再生と財政健全化を両立するための地方消費税率引上げの施行日の変更及び個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税及び軽自動車税の特例措置の見直し等を行うとともに、平成二十七年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整を行うほか、猶予制度の見直し等の納税環境の整備、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　デフレ脱却と経済再生に向け、資本金一億円超の普通法人の事業税について、所得割の税率引下げを行うとともに、付加価値割及び資本割の税率引上げを行うこと。

2　経済再生と財政健全化を両立するため、地方消費税の税率引上げの施行日の変更及び消費税に係る地方交付税の率の変更等を行うこと。

3　個人住民税所得割に係る住宅借入金等特別税額控除について、適用対象となる期間を平成三十一年六月三十日まで一年半延長すること。

4　地方創生に向け、地方団体に対する寄附金に係る個人住民税所得割の寄附金税額控除について、控除限度額の引上げ及び申告手続の簡素化を行うこと。

5　自動車取得税において、環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置について、最新の燃費基準への切替え等により軽減対象を見直した上で、適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。

6　軽自動車税において、環境への負荷の少ない軽自動車を対象とした税率を軽減する特例措置を創設するほか、二輪の軽自動車等に係る税率の引上げ時期の一年延期等を行うこと。

7　固定資産税及び都市計画税において、平成二十七年度の評価替えに当たり、現行の土地に係る負担調整措置等を継続すること。

8　狩猟税において、有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、一定の狩猟者登録に係る税負担軽減措置を平成三十年度まで講ずること。

9　猶予制度及び個人住民税等における還付加算金の起算日の見直し等の納税環境の整備を行うこと。

10　税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。

11　この法律は、一部の規定を除き、平成二十七年四月一日から施行すること。

なお、本案の施行に伴い、平成二十七年度において二百二十二億円の減収、平年度において三百九十一億円の減収が見込まれる。

二　議案の可決理由

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から、法人税改革の一環として法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等を行うとともに、地方創生に取り組むための地方団体に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除の拡充、経済再生と財政健全化を両立するための地方消費税率引上げの施行日の変更及び個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税及び軽自動車税の特例措置の見直し等を行うとともに、平成二十七年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整を行うほか、猶予制度の見直し等の納税環境の整備、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十七年三月十三日

総務委員長　榊屋　敬悟

衆議院議長　町村　信孝殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十七年二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、消費税及びたばこ税」を「及び消費税」に改め、同条第六号中「当り」を「当たり」に改める。

第六条第一項中「酒税」を「法人税」に、「百分の三十二、法人税」を「百分の三十三・一、酒税」に、「百分の三十四」を「百分の五十」に改め、「、たばこ税の収入額の百分の二十五」を削り、同条第二項中「酒税」を「法人税」に、「百分の三十二、法人税」を「百分の三十三・一、酒税」に、「百分の三十四」を「百分の五十」に改め、「、たばこ税の収入見込額の百分の二十五」を削る。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同項第九号中「平成五年度から平成二十五年度まで」を「平成六年度から平成二十六年度まで」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十三号を第十四号とし、第十一号の次に一号を加える。

十一　道府県は、平成二十六年度から平成三十三年度までの各年度において、当該年度の前年度の地方交付税の額に、当該年度の前年度の地方交付税の額に当該年度の前年度の地方交付税の額に係る地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度において起こすことができることとされた地方債の額を加えた

号を同項第十五号とする。

第十四条第三項の表市町村の項第二号2中「当り」を「当たり」に改める。

附則第四条の見出し中「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同条第一項中「平成二十六年度に限り」を「平成二十七年度に限り」に、「第五号まで」を「第四号まで」に、「九千百億円」を「六千七百億円」に、「第六号から第九号まで」を「第五号から第七号まで」に、「五千七百四十九億七千七十七万円」を「五千八百九十八億千八百五万六千円」に改め、同項第二号中「(平成二十六年法律第五号)」を「(平成二十七年法律第　号)」に、「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に、「五千百十二億円」を「三千九百二十六億円」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「前三号」を「前二号」に、「二兆六千四百三十八億三千百七十五万円」を「一兆四千五百二十九億三千百七十五万円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を削り、同条第二項中「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に、「二千三百十七億八千七百四十万円」を「千六百五十八億九千四百九万八千円」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第二項中「平成二十七年度から平成四十一年度まで」を「平成二十八年度から平成四十二年度まで」に、「前項の」を「前項の規定による」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十八年度	三千四百三十六億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十二億円
平成三十四年度	千六百五十五億円
平成三十五年度	千二百十六億円
平成三十六年度	八百三十三億円
平成三十七年度	五百二十四億円
平成三十八年度	二百八十四億円
平成三十九年度	百三十二億円
平成四十年度	三十九億円
平成四十一年度	十二億円
平成四十二年度	五億円

附則第四条の二第三項を削り、同条第四項中「平成二十七年度から」を「平成二十八年度から」に改め、「、平成二十七年度にあつては第二項の規定による額から八百二十七億三千六百五十万円を」を削り、「平成三十八年度までの各年度にあつては同項」を「平成三十八年度までの各年度にあつては前項」に、「平成四十一年度」を「平成四十二年度」に改め、「、平成四十二年度にあつては第一項の額から九百八十三億八千二百五十万円を」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

附則第四条の三の見出し中「平成二十七年度及び」を削り、同条第一項中「平成二十七年度及び」を削り、「当該各年度分」を「同年度分」に、「前条第四項」を「前条第三項」に改め、同条第二項中「当該各年度において」を「平成二十八年度において」に改め、同項第一号中「第五十号(1)」を「第四十九号(1)」に、「当該各年度」を「平成二十八年度」に改める。

附則第五条の二第一項の表道府県の項中「八六〇」を「九五〇」に改め、同表市町村の項中「二、二七〇」を「二、五三〇」に改める。

附則第五条の二の次に次の一条を加える。

(人口減少等特別対策事業費の基準財政需要額への算入)

第五条の三　当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	人口減少等特別対策事業費	人口	一人につき　一、七〇〇円
市町村	人口減少等特別対策事業費	人口	一人につき　三、四〇〇円

2　前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

附則第六条を削る。

附則第六条の二第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項の表道府県の項中「二、三三〇」を「一、五三〇」に改め、同表市町村の項中「一、七〇〇」を「一、四一〇」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第六条の三の見出し中「平成二十六年度から平成二十八年度まで」を「平成二十七年度及び平成二十八年度」に改め、同条第一項中「平成二十六年度から平成二十八年度まで」を「平成二十七年度及び平成二十八年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、「平成二十七年度及び」を削り、同項第一号中「三兆四千百一億千七百二十九万八千円」を「二兆五千九百二十三億千六百九十八万二千円」に改め、同項第二号中「二兆千八百五十億五千九十五万二千円」を「一兆九千三百二十六億五千百二十六万八千円」に改め、同条第二項中第五号を削り、同項第四号中「附則第六条の二」の下に「の規定」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「附則第六条の三」の下に「の規定」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「附則第六条の三」の下に「の規定」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「旧法附則第六条の三」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　平成二十六年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の三を附則第六条の二とする。

附則第七条の四の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同条第一号イ中「平成二十五年地方税法改正法」という。）」の下に「、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）」を加え、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同号ロ中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）」を「震災特例法」に、「及び平成二十六年所得税法等改正法及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同号ハ中「平成二十五年所得税法等改正法」を「震災特例法、平成二十五年所得税法等改正法」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同号ニ中「及び平成二十六年所得税法等改正法」を「、平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十七年所得税法等改正法」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同号ホ中「平成二十五年地方税法改正法及び」を「平成二十五年地方税法改正法、」に改め、「平成二十六年地方税法等改正法」という。）の下に「及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）」を加え、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同号ヘからチまでの規定中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同号リ中「及び平成二十六年所得税法等改正法」を「、平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十七年所得税法等改正法」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第二号イ中「平成二十五年地方税法改正法」の下に「、震災特例法」を加え、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同号ロ中「及び平成二十六年所得税法等改正法」を「、平成二十六年度」に、「平成二十七年度」に改め、同号ハからホまでの規定中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改める。

附則第九条の二中「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同条中「平成二十六年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十六年度震災復興特別交付税額」を「平成二十七年度震災復興特別交付税額」に、「附則第十二条」を「附則第十二条第一項」に、「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に、「平成二十五年度震災復興特別交付税額」を「旧法附則第十一条に規定する平成二十六年度震災復興特別交付税額」に、「から附則第四条第一項第九号に掲げる額を控除した額及び同項」を「及び附則第四条第一項」に、「五千七百四十九億七千七十七万円」を「五千八百九十八億千八百五万六千円」に改める。

附則第十二条の見出しを「（平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十八年度における交付等）」に改め、同条第一項中「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に、「平成二十六年度震災復興特別交付税額」を「平成二十七年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十六年度内」を「平成二十七年度内」に、「平成二十七年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第二項中「平成二十六年度震災復興特別交付税額」を「平成二十七年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十七年度分」を「平成二十八年度分」に、「百分の九十四」を「百分の九十五」に、「百分の六」を「百分の五」に改める。

附則第十三条第一項中「平成二十六年度及び平成二十七年度」を「平成二十七年度及び平成二十八年度」に改め、同条第二項中「、平成二十六年度」を「、平成二十七年度」に、「平成二十六年度震災復興特別交付税額を、平成二十七年度」を「平成二十七年度震災復興特別交付税額を、平成二十八年度」に、「平成二十六年度震災復興特別交付税額の」を「附則第十一条に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額の」に改める。

附則第十四条の見出し中「平成二十六年度及び平成二十七年度」を「平成二十七年度及び平成二十八年度」に改め、同条中「平成二十六年度及び平成二十七年度」を「平成二十七年度及び平成二十八年度」に、「、平成二十六年度」を「、平成二十七年度」に、「平成二十六年度震災復興特別交付税額」を「平成二十七年度震災復興特別交付税額」に、「（平成二十六年法律第五号）」を「（平成二十七年法律第　　号）」に、「平成二十五年度震災復興特別交付税額」を「平成二十六年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十六年度において」を「平成二十七年度において」に、「、平成二十七年度」を「、平成二十八年度」に、「平成二十六年度において」を「平成二十七年度において」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　八、四八二、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき　一五一、〇〇〇

道路の延長	一キロメートルにつき	一、九三一、〇〇〇
2　河川費		
河川の延長	一キロメートルにつき	一六八、〇〇〇
3　港湾費		
港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二七、八〇〇
港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、二一〇
漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一〇、八〇〇
漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、〇〇〇
4　その他の土木費		
人口	一人につき	一、四三〇
三　教育費		
1.　小学校費		
教職員数	一人につき	六、二二三、〇〇〇
2　中学校費		
教職員数	一人につき	六、二六五、〇〇〇
3　高等学校費		
教職員数	一人につき	六、六六五、〇〇〇
生徒数	一人につき	五八、九〇〇
4　特別支援学校費		
教職員数	一人につき	六、一一八、〇〇〇
学級数	一学級につき	二、〇九八、〇〇〇
5　その他の教育費		
人口	一人につき	一、九三〇
高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき	二一四、〇〇〇
私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	二七九、五〇〇
四　厚生労働費		
1　生活保護費		
町村部人口	一人につき	九、二五〇
2　社会福祉費		
人口	一人につき	一三、五〇〇
3　衛生費		
人口	一人につき	一四、九〇〇
4　高齢者保健福祉費		
六十五歳以上人口	一人につき	五三、一〇〇
七十五歳以上人口	一人につき	一〇三、〇〇〇
5　労働費		
人口	一人につき	四八〇
五　産業経済費		
1　農業行政費		
農家数	一戸につき	一一〇、〇〇〇
2　林野行政費		
公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	四、七八〇
公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一五、二〇〇
3　水産行政費		
水産業者数	一人につき	三一一、〇〇〇
4　商工行政費		
人口	一人につき	二、〇八〇
六　総務費		
1　徴税費		
世帯数	一世帯につき	六、〇六〇
2　恩給費		
恩給受給権者数	一人につき	一、一〇三、〇〇〇
3　地域振興費		
人口	一人につき	六二五
七　災害復旧費		
災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八　補正予算債償還費		
昭和五十九年度から平成十九年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九　地方税減収補塡債償還費		
地方税の減収補塡のため平成六年度から平成十一年度まで及び平成十四年度から平成十六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費に充てるため発行を許可された地方債の額	千円につき	五五
十　臨時財政特例債償還費		
臨時財政特例対策のため平成六年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二四
	千円につき	三三

十一　財源対策債償還費	別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二二
	平成六年度から平成二十六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額		
十二　減税補填債償還費	個人の道府県民税等に係る特別減税による平成六年度から平成八年度まで及び平成十八年度から平成十九年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六四
十三　臨時税収補填債償還費	臨時税収補填のため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	一九
十四　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六五
十五　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から平成二十六年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一〇三

市町村			
一　消防費	人口	一人につき	一一、三〇〇円
二　土木費	道路の面積	千平方メートルにつき	七六、六〇〇
1　道路橋りょう費	道路の延長	一キロメートルにつき	一九〇、〇〇〇
	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二六、五〇〇
2　港湾費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、二一〇
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一〇、九〇〇
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	四、三八〇
3　都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	九四二
4　公園費	都市公園の面積	千平方メートルにつき	三六、三〇〇
5　下水道費	人口	一人につき	五三三
6　その他の土木費	人口	一人につき	九四
三　教育費			一、七二〇
1　小学校費	児童数	一人につき	四三、九〇〇
	学級数	一学級につき	八二〇、〇〇〇
	学校数	一校につき	九、二二八、〇〇〇
2　中学校費	生徒数	一人につき	四一、三〇〇
	学級数	一学級につき	一、〇〇八、〇〇〇
	学校数	一校につき	九、一二六、〇〇〇
3　高等学校費	教職員数	一人につき	六、七八〇、〇〇〇
	生徒数	一人につき	七三、一〇〇
4　その他の教育費	人口	一人につき	五、〇六〇
	幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数	一人につき	三六六、〇〇〇
四　厚生費			
1　生活保護費	市部人口	一人につき	九、五二〇
2　社会福祉費	人口	一人につき	二〇、五〇〇
3　保健衛生費	人口	一人につき	七、九〇〇

4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七〇、二〇〇
5　清掃費	七十五歳以上人口	一人につき	九〇、三〇〇
五　産業経済費	人口	一人につき	五、〇七〇
1　農業行政費	農家数	一戸につき	七九、六〇〇
2　林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき	二五〇、〇〇〇
3　商工行政費	人口	一人につき	一、三二〇
六　総務費			
1　徴税費	世帯数	一世帯につき	四、五四〇
2　戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、二一〇
3　地域振興費	世帯数	一世帯につき	二、〇二〇
	人口	一人につき	一、八三〇
	面積	一平方キロメートルにつき	一、〇四三、〇〇〇
七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八　辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九　補正予算債償還費	昭和五十九年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	八〇〇
十　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成六年度から平成二十六年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	二四
十一　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成六年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	三三
十二　財源対策債償還費	平成六年度から平成二十六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において同意又は許可について発行した地方債の額	千円につき	二一
十三　減税補塡債償還費	個人の市町村民税等に係る特別減税による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすこととされた地方債の額	千円につき	三四
十四　臨時税収補塡債償還費	臨時税収補塡のため平成九年度において特別に起こすこととされた地方債の額	千円につき	五三
十五　臨時税収補塡債償還費	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成十六年度までの各年度において国の補正予算	千円につき	五四

十五　臨時財政対策債償還費	千円につき	六五	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十六　東日本大震災全国緊急防災施策等償還費	千円につき	一〇三	平成二十三年度から平成二十六年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

別表第二道府県の項中「一〇、八六〇」を「一一、二二〇」に、「一、二七七、〇〇〇」を「一、二六九、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一九、九八〇」を「二〇、一八〇」に、「七、四八九、〇〇〇」を「二、四六七、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「酒税」を「法人税」に、「百分の三十二、法人税」を「百分の三十三・一、酒税」に、「百分の三十四」を「百分の五十並びに」に改め、「並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五」を削る。

附則第四条第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「三十三兆千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十二兆八千百七十二億九千五百四十万八千円」に、「、平成二十七年度」を「、平成二十八年度」に改め、同項の表中

三千億円	平成二十七年度

を削る。

附則第五条中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改める。

附則第九条中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「から第四号まで」を「及び第三号」に、「八千百億円」を「二千七百億円」に、「同項第八号」を「同項第七号」に改め、「、平成二十七年度にあっては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし」を削り、「平成三十八年度までの各年度にあっては第二十四条」に、「第三号」を「第二号」に、「平成四十一年度まで」を「平成四十二年度まで」に、「加算した額から第四号」を「加算した額から第三号」に改め、「とし、平成四十二年度にあっては同条の規定により算定した額から第四号に掲げる額を減額した額」を削り、同条第一号の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十八年度	三千四百三十六億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十二億円
平成三十四年度	千六百五十五億円
平成三十五年度	千二百十六億円
平成三十六年度	八百三十三億円
平成三十七年度	五百二十四億円
平成三十八年度	二百八十四億円
平成三十九年度	百三十二億円
平成四十年度	三十九億円
平成四十一年度	十二億円
平成四十二年度	五億円

附則第九条第二号を削り、同条第三号中「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第三項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第三項」に改め、同号を同条第三号とする。

附則第十条に次の一項を加える。

3　平成二十七年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

附則第十一条に次の一項を加える。

3　第二十三条の規定によるほか、前条第三項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。

附則第十二条の二の次に次の一条を加える。

（財政投融資特別会計の投資勘定の歳出の特例）

第十二条の三　第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金は、財政投融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「平成二十七年度」を「平成三十二年度」に改める。

第三十三条の五の二第一項中「附則第六条の三第一項」を「附則第六条の二第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十七年度分の地方交付税から適用し、平成二十六年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（平成二十七年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条　平成二十七年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十七年度の予算から適用する。

（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第五条　経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の三の次に次の一条を加える。

（外国為替資金特別会計の歳入及び歳出の特例等）

第十二条の四　外国為替資金に属する実際上交換可能通貨（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号。以下この条において「加盟措置法」という。）第二条第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下この項において同じ。）は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け（同号に規定する貸付予約の履行を含む。）及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。

2　加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、外国為替資金特別会計の歳入又は歳出とする。

3　外国為替資金特別会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

4　加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもって表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、地方交付税の総額の確保に資するため、所得税、法人税、酒税及びたばこ税に係る地方交付税の率の変更等を行い、平成二十七年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営競技納付金制度を延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、地方交付税の総額の確保に資するため、所得税等に係る地方交付税の率の変更等を行うとともに、平成二十七年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正、公営競技納付金制度の延長等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

㈠　地方交付税の総額の改正

所得税の収入額に対する地方交付税の率を引き上げ百分の三十三・一とし、法人税の収入額に対する地方交付税の率を引き下げ百分の三十三・一とし、酒税の収入額に対する地方交付税の率を引き上げ百分の五十とし、たばこ税を地方交付税の対象税目から除くこと。

㈡　地方交付税の総額の特例等

(1)　平成二十七年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、地方交付税法第六条第二項の額に、地方の税収の状況を踏まえて行う加算及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額六千七百億円、平成二十七年度における法定加算額三千九百二十六億円及び臨時財政対策のための特例加算額一兆四千五百二十九億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金償還額三千億円、交付税特別会計借入金利子支払額千六百十四億円等を控除した額十六兆七千五百四十八億円とすること。

(2)　財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の交付税特別会計への繰入れの特例を設けること。

㈢　基準財政需要額の算定方法の改正

地方創生に要する経費の財源を措置するため、「地域の元気創造事業費」に加え、当分の間の措置として「人口減少等特別対策事業費」を設けるほか、平成二十七年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用等を改正すること。

㈣　震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、平成二十七年度分の地方交付税の総額に五千八百九十八億円を加算するほか、平成二十七年度の震災復興特別交付税に関する特例等を設けること。

2　地方財政法の一部改正

公営競技を行う地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を五年間延長すること。

3　施行期日

この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成二十七年度分の地方交付税の総額の特例措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

平成二十七年度特別会計予算の交付税及び譲与税配付金特別会計の歳出において、地方交付税交付金十六兆四千二百二十二億九千五百七万三千円が計上されている。

右報告する。

平成二十七年三月十三日

総務委員長　榊屋　敬悟

衆議院議長　町村　信孝殿

格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案

右の議案を提出する。

平成二十七年三月三日

提出者

古川　元久　大串　博志

玉木雄一郎　山尾志桜里

賛成者

安住　淳外六十六名

格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、社会経済情勢の急激な変化に伴い国民の間に生じている経済的格差その他の格差を是正し、及びその固定化を防止するとともに、雇用及び国内投資を拡大させること等により経済成長を促すことが、我が国の経済社会の持続的な発展のために緊要な課題であることに鑑み、消費課税、個人所得課税、資産課税及び法人課税等に関し講ずべき措置を定めるものとする。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第二条　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号。以下「税制抜本改革法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

附則第十五条中「二十七年新消費税法」を「二十九年新消費税法」に、「及び次条」を「、次条及び第十八条の二」に改める。

附則第十六条第一項中「二十七年新消費税法」を「二十九年新消費税法」に、「二十七年旧消費税法」を「二十九年旧消費税法」に、「平成二十七年十月三十一日」を「平成二十九年四月三十日」に改め、「、「同月三十日」とあるのは「同月三十一日」と」を削り、「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年十月一日」に、「二十七年指定日」を「二十八年指定日」に改め、同条第二項中「二十七年新消費税法」を「二十九年新消費税法」に改める。

附則第十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（消費税率の引上げに当たっての措置等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の二　国は、一部施行日までに、国会議員の定数削減並びに国家公務員の総人件費改革、各府省が所掌する事務及び事業の見直し並びに国の不要な資産の売却等その他の行政改革を図るための必要な措置を講ずるものとする。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第六条の改正規定中「百分の二十・八」を「百分の十九・五」に改める。

第五条を削る。

附則第一条第二号中「第四条」を「第二条及び第四条」に、「附則第十六条」を「附則第八条から第十三条まで、第十六条」に、「平成二十七年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改め、同条第三号及び第四号を削る。

附則第八条中「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に、「附則第一条第三号」を「附則第一条第二号」に改める。

附則第九条中「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に改める。

附則第十条第一項中「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に、「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に、「二十七年旧消費税法」を「二十九年旧消費税法」に改め、同条第二項中「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同項第五号中「二十七年旧消費税法」を「二十九年旧消費税法」に改める。

附則第十一条第一項中「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に、「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、」を「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等、」に、「二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等に係る」に改め、同項第一号ロ及びハ中「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」に改め、同項第二号ロ中「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に、「二十七年旧消費税法」を「二十九年旧消費税法」に改め、同項ハ中「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に、「二十七年新消費税法」を「二十九年新消費税法」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に、「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条第五項中「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に、「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条第六項中「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に改める。

附則第十二条中「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に、「二十七年旧地方税法」を「二十九年旧地方税法」に改める。

附則第十三条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に改め、「。以下この条において同じ」を削り、「十七分の十」を「十九分の十」に、「十七分の七」を「十九分の九」に改め、同条第二項を削る。

附則第十四条中「附則第一条第三号」を「附則第一条第二号」に改める。

附則第十六条中「平成二十七年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十六年度分」を「平成二十八年度分」に改める。

附則第十七条を削り、附則第十八条を附則第十七条とする。

附則第十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（地方消費税率の引上げに当たっての措置等）」を付し、同条を附則第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十九条　国は、一部施行日までに、国会議員の定数削減並びに国家公務員の総人件費改革、各府省が所掌する事務及び事業の見直し並びに国の不要な資産の売却等その他の行政改革を図るための必要な措置を講ずるものとする。

附則第二十二条のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二十四条の改正規定中「百分の二十・八」を「百分の十九・五」に改める。

附則第二十三条中「平成二十七年度分」を「平成二十九年度分」に改める。

附則第二十四条及び第二十五条を削る。

（消費税法の一部改正）

第四条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「経費に」の下に「のみ」を加える。

（地方税法の一部改正）

第五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の百十六中「経費に」の下に「のみ」を加える。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中地方税法第四百四十四条第一項の改正規定を削る。

第二条中地方税法附則第十七条の改正規定及び同法附則第三十条を附則第二十九条の八とし、同条の次に一条を加える改正規定を削る。

附則第一条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号中「、第十一条第三項、第十四条並びに第十五条第一項（二十八年新法附則第三十条第一項に係る部分に限る。）及び第二項（二十八年新法附則第三十条第二項に係る部分に限る。）」を「及び第十一条第三項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十八号中「第十六条第三項」を「第十四条第三項」に改め、同号を同条第十七号とする。

附則第三条第八項中「附則第一条第十号」を「附則第一条第九号」に改める。

附則第四条第一項中「附則第一条第七号」を「附則第一条第六号」に改め、同条第二項中「附則第一条第八号」を「附則第一条第七号」に改め、同条第三項中「二十八年新法」を「附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「二十八年新法」という。）に、「附則第一条第六号」を「同号」に改める。

附則第六条中「附則第一条第六号」を「附則第一条第五号」に改める。

附則第七条第二項中「附則第一条第九号」を「附則第一条第八号」に改め、同条第四項中「附則第一条第十六号」を「附則第一条第十五号」に改める。

附則第十条第八項中「附則第一条第十号」を「附則第一条第九号」に改める。

附則第十一条第三項中「附則第一条第六号」を「附則第一条第五号」に改める。

附則第十二条第二項中「附則第一条第十八号」を「附則第一条第十七号」に改め、同条第七項中「附則第十七条第二項」を「附則第十五条第二項」に改める。

附則第十三条第一項中「別段の定めがあるものを除き、」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第十四条及び第十五条を削る。

附則第十六条第二項中「附則第一条第十六号」を「附則第一条第十五号」に改め、同条第三項中「附則第一条第十八号」を「附則第一条第十七号」に改め、同条を附則第十四条とし、附則第十七条から第二十三条までを二条ずつ繰り上げる。

（個人所得課税及び資産課税に関する措置）

第七条　政府は、国民の勤労及び資産の形成の意欲を著しく阻害することのないよう配慮しつつ、経済的格差の固定化の防止、税負担の公平性等の観点から、個人所得課税及び資産課税の改革について早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（法人の実効税率の引下げ等に関する検討）

第八条　政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十四条の規定による復興特別法人税の指定期間の短縮に係る政策的な効果を検証した上で、雇用及び国内投資の拡大の観点から、法人の実効税率の引下げ、社会保険料に係る事業主の負担の在り方等について検討を行うものとする。

（消費税の逆進性を緩和するための施策に関する措置）

第九条　政府は、消費税（地方消費税を含む。以下この条、次条及び第十一条において同じ。）の逆進性（所得の少ない世帯ほど、家計において消費税として支出する額の所得の額に対する割合が高くなる傾向にあることをいう。）を緩和する観点から、税制抜本改革法第七条第一号イの給付付き税額控除の導入について検討を加えた上で、必要に応じ、併せて同号イの総合合算制度、同号ロの複数税率等の施策の導入について検討を加え、その結果に基づき、税制抜本改革法第三条の規定の施行の日までに、必要な法制上の措置その他の措置を講ずることにより、消費税率（地方消費税率を含む。第十一条において同じ。）の引上げの円滑な実施を確保するものとする。

（医療、介護等に係る消費税の課税の在り方に関する措置）

第十条　政府は、医療、介護等に係る消費税の課税の在り方について、平成二十九年三月三十一日までに検討を加え、その結果に基づき、速やかに必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（車体課税に関する措置）

第十一条　政府は、自動車の取得に関し消費税とともに自動車取得税が課される等自動車の取得等に係る国民の税負担が重く、かつ、その税負担が我が国の基幹的な産業である自動車製造業、自動車販売業等に重大な影響を与えており、自動車が交通手段として国民一般に普及している現状においては、消費税率の引上げがこれらを一層増大させることになること等により国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響が大きいことに鑑み、車体課税（自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の課税をいう。以下この項において同じ。）について、平成二十八年三月三十一日までに、次に掲げる措置を実施するため必要な法制上の措置を講ずるものとする。

一　自動車取得税を廃止すること。

二　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十条の十一から第九十条の十一の三までに規定する自動車重量税率の特例を廃止すること。

三　車体課税（自動車取得税の課税を除く。）の更なる簡素化、負担の軽減及びグリーン化（環境への負荷の軽減に資するための施策をいう。）を図ること。

2　政府は、前項の法制上の措置を講ずるに当たっては、これにより生ずる都道府県及び市町村の減収を埋めるための財源を確保し、都道府県及び市町村の財政状況に影響を及ぼすことのないよう適切な措置を講ずるものとする。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の趣旨を徹底するための措置）

第十二条　政府は、予算の作成に当たっては、税制抜本改革法第二条及び第三条の規定による消費税率の引上げによる歳入の増加分（当該消費税率の引上げによる地方交付税の増加分に相当する分を除く。）を財源として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化のための施策に係る歳出以外の歳出を増加させることのないようにしなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第十二条の規定は、平成二十七年度の予算から適用する。

（関係法律の整備）

3　この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定める。

理　由

社会経済情勢の急激な変化に伴い国民の間に生じている経済的格差その他の格差を是正し、及びその固定化を防止するとともに、雇用及び国内投資を拡大させること等により経済成長を促すことが、我が国の経済社会の持続的な発展のために緊要な課題であることに鑑み、消費課税、個人所得課税、資産課税及び法人課税等に関し講ずべき措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、平成二十七年度約二兆三百七十一億円、平成二十八年度約四兆七百四十三億円である。

格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案（古川元久君外三名提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、社会経済情勢の急激な変化に伴い国民の間に生じている経済的格差その他の格差を是正し、及びその固定化を防止するとともに、雇用及び国内投資を拡大させること等により経済成長を促すことが、我が国の経済社会の持続的な発展のために緊要な課題であることに鑑み、消費課税、個人所得課税、資産課税及び法人課税等に関し講ずべき措置を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1　消費税率の一〇％（地方消費税率を含む。）への引上げを平成二十九年四月一日に延期することとし、同日までに、議員定数削減・行政改革を図るための必要な措置を講ずること。

2　消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の使途に対する国民の疑念を払拭するため、社会保障財源であることをより明確化するとともに、予算の作成に当たっては、消費税率の引上げによる歳入の増加分を財源として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化のための施策に係る歳出以外の歳出を増加させることのないようにすること。

3　国民の勤労及び資産の形成の意欲に配慮しつつ、経済的格差の固定化の防止、税負担の公平性等の観点から、個人所得課税及び資産課税の改革について早急に検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずること。

4　欠損金繰越控除の見直し、外形標準課税の拡大等を財源とするなど成長戦略に反する形での法人実効税率引下げは行うべきではないとの考えの下、復興特別法人税前倒し廃止の効果も踏まえた上で、雇用及び国内投資の拡大の観点から、法人の実効税率の引下げ、社会保険料に係る事業主の負担の在り方等について検討を行うこと。

5　消費税の逆進性を緩和する観点から、給付付き税額控除の導入について検討を加えた上で、必要に応じ、複数税率等の施策の導入について検討を加え、その結果に基づき、平成二十九年四月一日までに、必要な法制上の措置等を講ずること。

6　医療、介護等に係る消費税の課税の在り方について、平成二十九年三月三十一日までに検討を加え、その結果に基づき、速やかに必要な法制上の措置等を講ずること。

7　我が国の基幹産業、地方の生活の足を守る観点等から、平成二十八年三月三十一日までに、自動車取得税の廃止、自動車重量税の特例税率の廃止及び車体課税の更なるグリーン化等を実施するため必要な法制上の措置を講ずることとし、その際には、都道府県及び市町村の財政状況に影響を及ぼすことのないよう適切な措置を講ずること。

8　この法律は、公布の日から施行すること。

二　議案の否決理由

本案は、社会経済情勢の急激な変化に伴い国民の間に生じている経済的格差その他の格差を是正し、及びその固定化を防止するとともに、雇用及び国内投資を拡大させること等により経済成長を促すことが、我が国の経済社会の持続的な発展のために緊要な課題であることに鑑み、消費課税、個人所得課税、資産課税及び法人課税等に関し講ずべき措置を定めるものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行による減収見込額

本案施行による減収見込額は、平成二十七年度約二兆三百七十一億円、平成二十八年度約四兆七百四十三億円である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して麻生財務大臣より「反対である」旨の意見が述べられた。

右報告する。

平成二十七年三月十三日

財務金融委員長　古川　禎久

衆議院議長　町村　信孝殿

所得税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十七年二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十五条」を「第九十五条の二」に、「第五款　還付（第百三十八条―第百四十二条）」を「第五款　納税の猶予（第百三十七条の二・第百三十八条―第百四十二条）　第六款　還付（第百三十八条―第百四十二条の三）」に、「第六章　更正の請求の特例（第百五十二条・第百五十三条）」を「第六章　更正の請求の特例（第百五十一条の二）　第七章　更正及び決定（第百五十四条―第百六十条）　第八章　修正申告の特例（第百五十二条―第百五十三条の五）」に、「第二款　申告、納付及び還付（第百六十六条）」を「第二款　申告、納付及び還付（第百六十六条の二）　第二款の二　修正申告の特例（第百六十六条の二）」に、「第二百三十一条の二」を「第二百三十二条」に改める。

第十条第二項中「を提示しなければ」を「の同項に規定する提示をしなければ」に改め、同条第五項中「を提示して」を「の提示（当該書類の提示に代えて政令で定めるところにより行う第二百二十四条第一項（利子、配当等の受領者の告知）に規定する署名用電子証明書等の送信を含む。）をして」に、「同項」を「前項」に改める。

第二十四条第一項中「限る。）」の下に「、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十七条（金銭の分配）の金銭の分配（出資総額等の減少に伴う金銭の分配として財務省令で定めるもの（次条第一項第三号において「出資等減少分配」という。）を除く。）」を加える。

第二十五条第一項中「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改め、同項第三号中「のうち、」を「のうち」に、「もの」を「もの及び出資等減少分配を」に改める。

第四十五条第一項第二号中「又は第百三十六条」を「、第百三十六条」に、「の規定」を「、第百三十七条の二第十二項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予

に係る利子税）又は第百三十七条の三第十四項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予に係る利子税）の規定」に改め、同項に次の一号を加える。

十二　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の規定による課徴金及び延滞金

第五十七条の四第二項中「第二条第十二号の七」を「第二条第十二号の六の六」に改め、同条第三項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第六十条の次に次の三条を加える。

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）

第六十条の二　国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。以下この条において同じ。）をする居住者が、その国外転出の時において有価証券又は第百七十四条第九号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する匿名組合契約の出資の持分（以下この条から第六十条の四まで（外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得等の特例）において「有価証券等」という。）を有する場合には、その者の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その国外転出の時に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額により、当該有価証券等の譲渡があつたものとみなす。

一　当該国外転出をする日の属する年分の確定申告書の提出の時までに国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をした場合、同項の規定による納税管理人の届出をしないで当該国外転出をした日以後に当該年分の確定申告書を提出する場合又は当該年分の所得税につき決定がされる場合　当該国外転出の時における当該有価証券等の価額に相当する金額

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該国外転出の予定日から起算して三月前の日（同日後に取得をした有価証券等にあつては、当該取得時）における当該有価証券等の価額に相当する金額

2　国外転出をする居住者が、その国外転出の時において決済していない金融商品取引法第百五十六条の二十四第一項（免許及び免許の申請）に規定する信用取引又は発行日取引（有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて財務省令で定める取引をいう。）（以下この条から第六十条の四までにおいて「未決済信用取引等」という。）に係る契約を締結している場合には、その者の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その国外転出の時に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の利益の額又は損失の額が生じたものとみなす。

一　前項第一号に掲げる場合　当該国外転出の時に当該未決済信用取引等を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額

二　前項第二号に掲げる場合　当該国外転出の予定日から起算して三月前の日（同日後に契約の締結をした未決済信用取引等にあつては、当該締結の時）に当該未決済信用取引等を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額

3　国外転出をする居住者が、その国外転出の時において決済していない金融商品取引法第二条第二十項（定義）に規定するデリバティブ取引（以下この条から第六十条の四までにおいて「未決済デリバティブ取引」という。）に係る契約を締結している場合には、その者の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その国外転出の時に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の利益の額又は損失の額が生じたものとみなす。

一　第一項第一号に掲げる場合　当該国外転出の時に当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額

二　第一項第二号に掲げる場合　当該国外転出の予定日から起算して三月前の日（同日後に契約の締結をした未決済デリバティブ取引にあつては、当該締結の時）に当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額

4　国外転出の日の属する年分の所得税につき前三項（第八項（第九項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）又は第十項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた個人（その相続人を含む。）が、当該国外転出の時に有していた有価証券等又は契約を締結していた未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引の譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含む。第八項において同じ。）又は決済をした場合における事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、次に定めるところによる。ただし、第六項本文（第七項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用があつた有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引については、この限りでない。

一　その有価証券等については、第一項各号に定める金額（第八項の規定により第一項の規定の適用を受けた場合には、当該有価証券等の第八項に規定する譲渡に係る譲渡価額又は限定相続等の時における当該有価証券等の価額に相当する金額）をもつて取得したものとみなす。

二　その未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引の決済があつた場合には、当該決済によつて生じた利益の額若しくは損失の額（以下この号において「決済損益額」という。）から当該未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る第二項各号若しくは前項各号に定める利益の額に相当する金額を減算し、又は当該決済損益額に当該未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る第二項各号若しくは前項各号に定める損失の額に相当する金額を加算するものとする。

5　前各項の規定は、国外転出をする時に有している有価証券等並びに契約を締結している未決済信用取引等及び未決済デリバティブ取引の当該国外転出をする時における次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額が一億円未満である居住者又は当該国外転出をする日前十年以内に国内に住所若しくは居所を有していた期間として政令で定める期間の合計が五年以下である居住者については、適用しない。

一　第一項第一号に掲げる場合　同号に定める金額、第二項第一号に定める金額及び第三項第一号に定める金額の合計額

二　第一項第二号に掲げる場合　同号に定める金額、第二項第二号に定める金額及び第三項第二号に定める金額の合計額

6　国外転出の日の属する年分の所得税につき第一項から第三項までの規定の適用を受けるべき個人が、当該国外転出の時に有していた有価証券等又は契約を締結していた未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものについては、第一項から第三項までの居住者の当該年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算

上これらの規定により行われたものとみなされた有価証券等の譲渡、未決済信用取引等の決済及び未決済デリバティブ取引の決済の全てがなかつたものとすることができる。ただし、当該有価証券等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額、当該未決済信用取引等の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は当該未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額（以下この項において「有価証券等に係る譲渡所得等の金額」という。）につきその計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき確定申告書を提出し、又は確定申告書を提出していなかつたことにより、当該個人の当該国外転出の日から五年を経過する日までに決定若しくは更正がされ、又は期限後申告書若しくは修正申告書を提出した場合（同日までに期限後申告書又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が、所得税についての調査があつたことにより当該所得税について決定又は更正があることを予知してなされたものでないときを除く。）における当該隠蔽し、又は仮装した事実に基づく有価証券等に係る譲渡所得等の金額に相当する金額については、この限りでない。

一　当該個人が、当該国外転出の日から五年を経過する日までに帰国（国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有することとなることをいう。次条第六項第一号において同じ。）をした場合　当該帰国の時まで引き続き有している有価証券等又は決済していない未決済デリバティブ取引

二　当該個人が、当該国外転出の日から五年を経過する日までに当該国外転出の時に有していた有価証券等又は締結していた未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約を贈与により居住者に移転した場合　当該贈与による移転があつた有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引

三　当該国外転出の日から五年を経過する日までに当該個人が死亡したことにより、当該国外転出の時に有していた有価証券等又は締結していた未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の相続（限定承認に係るものを除く。以下この号において同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。以下この号において同じ。）による移転があつた場合において、同日までに、当該相続又は遺贈により有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の移転を受けた相続人及び受遺者である個人（当該個人から相続又は遺贈により当該有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の移転を受けた個人を含む。）の全てが居住者となつた場合　当該相続又は遺贈による移転があつた有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引

7　国外転出の日の属する年分の所得税につき第一項から第三項までの規定の適用を受けた個人で第百三十七条の二第二項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定により同条第一項の規定による納税の猶予を受けているものに係る前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

8　国外転出の日の属する年分の所得税につき第一項から第三項までの規定の適用を受けた個人で第百三十七条の二第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。第十項において同じ。）の規定による納税の猶予を受けているもの（その相続人を含む。）が、その納税の猶予に係る期限までに、当該国外転出の時から引き続き有している有価証券等又は決済していない未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の譲渡（その譲渡の時における価額より低い価額によりされる譲渡その他の政令で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）若しくは決済又は限定相続等（贈与、相続（限定承認に係るものに限る。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）による移転をした場合において、当該譲渡に係る譲渡価額若しくは当該限定相続等の時における当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該決済によつて生じた利益の額若しくは損失の額若しくは当該限定相続等の時に当該未決済信用取引等を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額若しくは損失の額に相当する金額（次条第八項において「限定相続等時みなし信用取引等損益額」という。）若しくは当該限定相続等の時に当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額若しくは損失の額に相当する金額（次条第八項において「限定相続等時みなしデリバティブ取引損益額」という。）が次に掲げる場合に該当するときにおける当該個人の当該国外転出の日の属する年分の所得税に係る第一項から第三項までの規定の適用については、第一項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「当該有価証券等の第八項に規定する譲渡に係る譲渡価額又は限定相続等の時における当該有価証券等の価額に相当する金額」と、第二項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の利益の額又は損失の額」とあるのは「第八項に規定する決済によつて生じた利益の額若しくは損失の額又は限定相続等時みなし信用取引等損益額」と、第三項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の利益の額又は損失の額」とあるのは「第八項に規定する決済によつて生じた利益の額若しくは損失の額又は限定相続等時みなしデリバティブ取引損益額」とすることができる。

一　当該有価証券等の譲渡に係る譲渡価額又は限定相続等の時における当該有価証券等の価額に相当する金額が当該国外転出の時における第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める価額に相当する金額（当該国外転出の時後に当該有価証券等を発行した法人の合併、分割その他の政令で定める事由が生じた場合には、当該金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額。第十項第一号において同じ。）を下回るとき。

二　当該未決済信用取引等の決済によつて生じた利益の額に相当する金額又は限定相続等時みなし信用取引等利益額（当該限定相続等の時に当該未決済信用取引等を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額に相当する金額をいう。次条第八項第二号において同じ。）が、国外転出時みなし信用取引等利益額（当該国外転出の時における第二項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める利益の額に相当する金額をいう。第四号並びに第十項第二号及び第四号において同じ。）を下回るとき。

三　信用取引等損失額（当該未決済信用取引等の決済によつて生じた損失の額に相当する金額又は限定相続等時みなし信用取引等損失額（当該限定相続等の時に当該未決済信用取引等を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した損失の

額に相当する金額をいう。次条第八項第三号において同じ。）をいう。次号において同じ。）が、国外転出時みなし信用取引等損失額（当該国外転出の時における第二項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める損失の額に相当する金額をいう。第十項第三号において同じ。）を上回るとき。

四　信用取引等損失額が生じた未決済信用取引等につき、国外転出時みなし信用取引等利益額が生じていたとき。

五　当該未決済デリバティブ取引の決済によつて生じた利益の額に相当する金額又は限定相続等時みなしデリバティブ取引利益額（当該限定相続等の時に当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額に相当する金額をいう。次条第八項第五号において同じ。）が、国外転出時みなしデリバティブ取引利益額（当該国外転出の時における第三項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める利益の額に相当する金額をいう。第七号並びに第十項第五号及び第七号において同じ。）を下回るとき。

六　デリバティブ取引損失額（当該未決済デリバティブ取引の決済によつて生じた損失の額に相当する金額又は限定相続等時みなしデリバティブ取引損失額（当該限定相続等の時に当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した損失の額に相当する金額をいう。次条第八項第六号において同じ。）が、国外転出時みなしデリバティブ取引損失額（当該国外転出の時における第三項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める損失の額に相当する金額をいう。第十項第六号において同じ。）を上回るとき。

七　デリバティブ取引損失額が生じた未決済デリバティブ取引につき、国外転出時みなしデリバティブ取引利益額が生じていたとき。

9　前項の規定は、国外転出の日の属する年分の所得税につき第一項から第三項までの規定の適用を受けるべき個人でその国外転出の時までに国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしているものが、同日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、同日から引き続き有している有価証券等又は決済していない未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転をした場合について準用する。

10　国外転出の日の属する年分の所得税につき第一項から第三項までの規定の適用を受けた個人で第百三十七条の二第一項の規定による納税の猶予を受けているもの（その相続人を含む。）が、同日から五年を経過する日（その者が同条第二項の規定により同条第一項の規定による納税の猶予を受けている場合にあつては、十年を経過する日。以下この項において同じ。）においてその国外転出の時から引き続き有している有価証券等又は決済していない未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引が次に掲げる場合に該当するときにおける当該個人の当該国外転出の日の属する年分の所得税に係る第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「当該国外転出の時」とあり、「当該国外転出の予定日から起算して三月前の日（同日後に取得をした有価証券等にあつては、当該取得時）」とあり、「当該国外転出の予定日から起算して三月前の日（同日後に契約の締結をした未決済信用取引等にあつては、当該締結の時）」とあり、及び「当該国外転出の予定日から起算して三月前の日（同日後に契約の締結をした未決済デリバティブ取引にあつては、当該締結の時）」とあるのは、「当該国外転出の日から五年を経過する日（その者が第百三十七条の二第二項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定により同条第一項の規定による納税の猶予を受けている場合にあつては、十年を経過する日）」とすることができる。

一　当該五年を経過する日における当該有価証券等の価額に相当する金額が当該国外転出の時における第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める価額に相当する金額を下回るとき。

二　当該五年を経過する日に当該未決済信用取引等を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額に相当する金額が、国外転出時みなし信用取引等利益額を下回るとき。

三　当該五年を経過する日に当該未決済信用取引等を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した損失の額に相当する金額（次号において「五年経過日みなし信用取引等損失額」という。）が、国外転出時みなし信用取引等損失額を上回るとき。

四　当該五年経過日みなし信用取引等損失額が生じた未決済信用取引等につき、国外転出時みなし信用取引等利益額が生じていたとき。

五　当該五年を経過する日に当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額に相当する金額が、国外転出時みなしデリバティブ取引利益額を下回るとき。

六　当該五年を経過する日に当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した損失の額に相当する金額（次号において「五年経過日みなしデリバティブ取引損失額」という。）が、国外転出時みなしデリバティブ取引損失額を上回るとき。

七　当該五年経過日みなしデリバティブ取引損失額が生じていたとき。

11　第六項から前項までの規定の適用については、個人が国外転出の時後に次に掲げる事由により取得した有価証券等は、その者が引き続き所有していたものとみなす。

一　第一項の居住者が有する株式を発行した法人の行つた第五十七条の四第一項（株式交換等に係る譲渡所得等の特例）に規定する株式交換又は同条第二項に規定する株式移転

二　第一項の居住者が有する第五十七条の四第三項第一号に規定する取得請求権付株式、同項第二号に規定する取得条項付株式、同項第三号に規定する全部取得条項付種類株式、同項第四号に規定する新株予約権付社債、同項第五号に規定する取得条項付新株予約権又は同項第六号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債のこれらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生、取得決議又は行使

三　前二号に掲げるもののほか、政令で定める事由

12　第六項から前項までに規定するもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）

第六十条の三　居住者の有する有価証券等が、贈与、相続又は遺贈（以下この条において「贈与等」という。）により非居住者に移転した場合には、その居住者の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、別段の定めがあるものを除き、その贈与

等の時に、その時における価額に相当する金額により、当該有価証券等の譲渡があつたものとみなす。

2　居住者が締結している未決済信用取引等に係る契約が、贈与等により非居住者に移転した場合には、その居住者の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その贈与等の時に、当該未決済信用取引等を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額が生じたものとみなす。

3　居住者が締結している未決済デリバティブ取引に係る契約が、贈与等により非居住者に移転した場合には、その居住者の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その贈与等の時に、当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額が生じたものとみなす。

4　贈与の日又は相続の開始の日（以下この条において「贈与等の日」という。）の属する年分の所得税につき前三項（第八項（第十項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）又は第十一項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた居住者から有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の移転を受けた個人（その相続人を含む。）が、当該有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の譲渡（前条第四項に規定する譲渡をいう。第九項において同じ。）又は決済をした場合における事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、次に定めるところによる。ただし、第六項前段（第七項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用があつた有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引については、この限りでない。

一　その有価証券等については、第一項の贈与等があつた時における当該有価証券等の価額に相当する金額（第八項の規定により第一項の規定の適用を受けた場合には当該有価証券等の第八項に規定する譲渡に係る譲渡価額又は限定相続等の時における当該有価証券等の価額に相当する金額とし、第十一項の規定により第一項の規定の適用を受けた場合には第十一項に規定する五年を経過する日における当該有価証券等の価額に相当する金額とする。）をもつて取得したものとみなす。

二　その未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引の決済があつた場合には、当該決済によつて生じた利益の額若しくは損失の額（以下この号において「決済損益額」という。）から当該未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る第二項若しくは前項に規定する利益の額に相当する金額を減算し、又は当該決済損益額に当該未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る第二項若しくは前項に規定する損失の額に相当する金額を加算するものとする。

5　前各項の規定は、贈与等の時に有している有価証券等並びに契約を締結している未決済信用取引等及び未決済デリバティブ取引の当該贈与等の時における有価証券等の価額に相当する金額並びに未決済信用取引等の第二項に規定する利益の額若しくは損失の額に相当する金額及び未決済デリバティブ取引の第三項に規定する利益の額若しくは損失の額に相当する金額の合計額が一億円未満である居住者又は当該贈与等の日前十年以内に国内に住所若しくは居所を有していた期間として政令で定める期間の合計が五年以下である居住者については、適用しない。

6　贈与等の日の属する年分の所得税につき第一項から第三項までの規定の適用を受けるべき居住者から、当該贈与等により非居住者である受贈者、相続人又は受遺者に移転した有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものについては、第一項から第三項までの居住者の当該年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上これらの規定により行われたものとみなされた有価証券等の譲渡、未決済信用取引等の決済及び未決済デリバティブ取引の決済の全てがなかつたものとすることができる。この場合においては、前条第六項ただし書の規定を準用する。

一　当該非居住者である受贈者又は同一の被相続人から相続若しくは遺贈により財産を取得した全ての非居住者（以下この号において「受贈者等」という。）が、当該贈与等の日から五年を経過する日までに帰国をした場合　当該受贈者等が当該帰国の時まで引き続き有している有価証券等又は決済していない未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引

二　当該贈与等に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者が、当該贈与等の日から五年を経過する日までに当該贈与等により移転を受けた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約を贈与により居住者に移転した場合　当該贈与による移転があつた有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引

三　当該贈与等の日から五年を経過する日までに当該贈与等に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者が死亡したことにより、当該贈与等により移転を受けた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の相続（限定承認に係るものを除く。以下この号において同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。以下この号において同じ。）による移転があつた場合において、同日までに、当該相続又は遺贈により有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の移転を受けた相続人及び受遺者である個人（当該個人から相続又は遺贈により当該有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の移転を受けた個人を含む。）の全てが居住者となつた場合　当該相続又は遺贈による移転があつた有価証券等、未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引

7　贈与の日の属する年分の所得税につき第一項から第三項までの規定の適用を受けた個人（次項及び第十一項において「適用被相続人等」という。）でその者の相続人が同条第三項の規定により同条第二項の規定による納税の猶予を受けているものに係る前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

8　適用贈与者で第百三十七条の三第一項（同条第三項の規定により適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による納税の猶予を受けているもの（次項及び第十一項において「猶予適用贈与者」という。）の受贈者又は適用被相続人等の相続人で同条第二項（同条第三項の規定により適用する場合を含む。次項

において同じ。）の規定による納税の猶予を受けているもの（第十一項及び第十二項において「猶予適用相続人」という。）が、その納税の猶予に係る期限までに、その贈与等により非居住者に移転があつた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の譲渡（前条第八項に規定する譲渡をいう。以下この項及び第十項において同じ。）若しくは決済又は前条第八項に規定する限定相続等（以下この項から第十項までにおいて「限定相続等」という。）による移転をした場合において、当該譲渡に係る譲渡価額若しくは当該限定相続等の時における当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該決済によつて生じた利益の額若しくは損失の額若しくは当該限定相続等に係る限定相続等時みなし信用取引等損益額若しくは限定相続等時みなしデリバティブ取引損益額が次に掲げる場合に該当するときにおける当該適用贈与者又は適用被相続人等の当該贈与等の日の属する年分の所得税に係る第一項から第三項までの規定の適用については、第一項中「その時における価額に相当する金額」とあるのは「当該有価証券等の第八項に規定する譲渡に係る譲渡価額又は限定相続等の時における当該有価証券等の価額に相当する金額」と、第二項中「当該未決済信用取引等を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額」とあるのは「第八項に規定する決済によつて生じた利益の額若しくは損失の額又は限定相続等時みなし信用取引等損益額」と、第三項中「当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額」とあるのは「第八項に規定する決済によつて生じた利益の額若しくは損失の額又は限定相続等時みなしデリバティブ取引損益額」とすることができる。

一　当該有価証券等の譲渡に係る譲渡価額又は限定相続等の時における当該有価証券等の価額に相当する金額が当該贈与等の時における当該有価証券等の価額に相当する金額（当該贈与等の時後に前条第八項第一号に規定する事由が生じた場合には、当該金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額。第十一項第一号において同じ。）を下回るとき。

二　当該未決済信用取引等の決済によつて生じた利益の額に相当する金額又は限定相続等時みなし信用取引等利益額（当該贈与等の時における第二項に規定する利益の額に相当する金額をいう。第四号並びに第十一項第二号及び第四号において同じ。）を下回るとき。

三　信用取引等損失額（当該未決済信用取引等の決済によつて生じた損失の額に相当する金額又は限定相続等時みなし信用取引等損失額をいう。次号において同じ。）が、贈与等時みなし信用取引等損失額（当該贈与等の時における第二項に規定する損失の額に相当する金額をいう。第十一項第三号において同じ。）を上回るとき。

四　信用取引等損失額が生じた未決済信用取引等につき、贈与等時みなし信用取引等利益額が生じていたとき。

五　当該未決済デリバティブ取引の決済によつて生じた利益の額に相当する金額又は限定相続等時みなしデリバティブ取引利益額が、贈与等時みなしデリバティブ取引利益額（当該贈与等の時における第三項に規定する利益の額に相当する金額をいう。第七号並びに第十一項第五号及び第七号において同じ。）を下回るとき。

六　デリバティブ取引損失額（当該未決済デリバティブ取引の決済によつて生じた損失の額に相当する金額又は限定相続等時みなしデリバティブ取引損失額をいう。次号において同じ。）が、贈与等時みなしデリバティブ取引損失額（当該贈与等の時における第三項に規定する損失の額に相当する金額をいう。第十一項第六号において同じ。）を上回るとき。

七　デリバティブ取引損失額が生じた未決済デリバティブ取引につき、贈与等時みなしデリバティブ取引利益額が生じていたとき。

9　猶予適用贈与者から贈与により有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の移転を受けた非居住者で当該猶予適用贈与者（その相続人を含む。以下この項において同じ。）からその贈与の日の属する年分の所得税につき第百三十七条の三第一項又は第二項の規定による納税の猶予を受けている旨及び当該納税の猶予に係る期限の通知を受けたもの（その相続人を含む。）が、当該有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約を、同日から当該納税の猶予に係る期限までの間に、譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転をした場合には、その者は、その譲渡若しくは決済又は限定相続等の日（当該限定相続等に係る相続人にあつては、その相続の開始があつたことを知つた日）から二月以内に、当該猶予適用贈与者に、当該有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転をした旨、その譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転をした有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の種類、銘柄及び数その他参考となるべき事項を通知しなければならない。

10　前二項の規定は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期限までに、その贈与等により非居住者に移転があつた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転をした場合について準用する。この場合において、前項中「猶予適用贈与者から」とあるのは「次項第一号に規定する個人から」と、「受けた非居住者で当該猶予適用贈与者（その相続人を含む。以下この項において同じ。）からその贈与の日の属する年分の所得税につき第百三十七条の三第一項又は第二項の規定による納税の猶予を受けている旨及び当該納税の猶予に係る期限の通知を受けたもの」とあるのは「受けた非居住者」と、「同日から当該納税の猶予に係る期限まで」とあるのは「その贈与の日から同号に定める期限まで」と、「当該猶予適用贈与者に」とあるのは「当該個人に」と読み替えるものとする。

一　贈与の日の属する年分の所得税につき第一項から第三項までの規定の適用を受けるべき個人の受贈者　当該個人の同日の属する年分の所得税に係る確定申告期限

二　相続の開始の日の属する年分の所得税につき第一項から第三項までの規定の適用を受けるべき個人（当該譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転の時において、当該個人から相続又は遺贈により有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の移転を受けた非居住者の全てが政令で定めるところにより国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしている場合における当該個人に限る。）の相続人　当該個人の同日の属する年分の所得税に係る確定申告期限

11　猶予適用贈与者の受贈者又は猶予適用相続

人が、その贈与等の日から五年を経過する日（当該猶予適用贈与者又は猶予適用相続人が第百三十七条の三第三項の規定により同条第一項又は第二項の規定による納税の猶予を受けている場合にあつては、十年を経過する日。以下この項において同じ。）においてその贈与等の日から引き続き有している有価証券等又は決済していない未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引が次に掲げる場合に該当するときにおける当該猶予適用贈与者又は猶予適用相続人の適用被相続人等の当該贈与等の日の属する年分の所得税に係る第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「その贈与等の時」とあるのは、「当該贈与等の日から五年を経過する日（当該贈与等に係る第十一項に規定する猶予適用贈与者又は猶予適用相続人が第百三十七条の三第三項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定により同条第一項又は第二項の規定による納税の猶予を受けている場合にあつては、十年を経過する日）」とすることができる。

一　当該五年を経過する日における当該有価証券等の価額に相当する金額が当該贈与等の時における当該有価証券等の価額に相当する金額を下回るとき。

二　当該五年を経過する日に当該未決済信用取引等を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額に相当する金額が、贈与等時みなし信用取引等利益額を下回るとき。

三　当該五年を経過する日に当該未決済信用取引等を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した損失の額に相当する金額（次号において「五年経過日みなし信用取引等損失額」という。）が、贈与等時みなし信用取引等損失額を上回るとき。

四　当該五年経過日みなし信用取引等損失額が生じた未決済信用取引等につき、贈与等時みなし信用取引等利益額が生じていたとき。

五　当該五年を経過する日に当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額に相当する金額が、贈与等時みなしデリバティブ取引利益額を下回るとき。

六　当該五年を経過する日に当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した損失の額に相当する金額（次号において「五年経過日みなしデリバティブ取引損失額」という。）が、贈与等時みなしデリバティブ取引損失額を上回るとき。

七　当該五年経過日みなしデリバティブ取引損失額が生じた未決済デリバティブ取引につき、贈与等時みなしデリバティブ取引利益額が生じていたとき。

12　第六項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する受贈者、相続人、受遺者又は猶予適用相続人がこれらの規定に規定する贈与等の日後に前条第十一項各号に掲げる事由により取得した有価証券等は、当該受贈者、相続人、受遺者又は猶予適用相続人が引き続き所有していたものとみなす。

13　第六項から前項までに規定するもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得等の特例）

第六十条の四　居住者が外国転出時課税の規定の適用を受けた有価証券等の第六十条の二第四項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する譲渡をした場合における事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その外国転出時課税の規定により課される外国所得税（第九十五条第一項（外国税額控除）に規定する外国所得税をいう。次項及び第三項において同じ。）の額の計算において当該有価証券等の譲渡をしたものとみなして当該譲渡に係る所得の金額の計算上収入金額に算入することとされた金額をもつて、当該有価証券等の取得に要した金額とする。

2　居住者が外国転出時課税の規定の適用を受けた未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引の決済をした場合における事業所得の金額又は雑所得の金額の計算については、当該決済によつて生じた利益の額若しくは損失の額（以下この項において「決済損益額」という。）からその外国転出時課税の規定により課される外国所得税の額の計算において当該未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引の決済をしたものとみなして算出された利益の額に相当する金額を減算し、又は当該決済損益額に当該外国所得税の額の計算において当該決済をしたものとみなして算出された損失の額に相当する金額を加算する。

3　前二項に規定する外国転出時課税の規定とは、外国における第六十条の二第一項に規定する国外転出に相当する事由その他政令で定める事由が生じた場合に同項から同条第三項までの規定に相当する当該外国の法令の規定によりその有している有価証券等又は契約を締結している未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引の譲渡又は決済があつたものとみなして外国所得税を課することとされている場合における当該外国の法令の規定をいう。

4　第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十二条第一項中「又は」を「、金銭の分配（同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。）又は」に改め、同項第一号イ中「及び剰余金の分配」を「、剰余金の分配及び金銭の分配」に改める。

第九十五条第四項第七号イ中「、剰余金」を「若しくは剰余金」に、「基金利息」を「同項に規定する金銭の分配若しくは基金利息に相当するもの」に改め、同号ロ中「特定受益証券発行信託」の下に「若しくはこれ」を加える。

第二編第三章第二節中第九十五条の次に次の一条を加える。

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例）

第九十五条の二　国外転出（第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する国外転出をいう。以下この項及び次項において同じ。）の日の属する年分の所得税につき同条第一項から第三項までの規定の適用を受けた個人で第百三十七条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による納税の猶予を受けているもの（その相続人を含む。）が、その納税の猶予に係る期限までに、当該国外転出の時から引き続き有している有価証券等（第六十条の二第一項に規定する有価証券等をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は決済していない未決済信用取引等（第六十条の二第二項に規定する未決済信用取引等をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは未決済デリバティブ取引（第六十条の二第三項に規定する未決済デリバティブ取引をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る契約の譲渡（第六十条の二第四項に規定する譲渡をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは決済又は限定相続等（第六十条の二第八項に規定する限定相続等をいう。以下この項及び次項にお

いて同じ。）による移転をした場合において、当該譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転により生ずる所得に係る外国所得税（前条第一項に規定する外国所得税をいい、個人が住所を有し、一定の期間を超えて居所を有し、又は国籍その他これに類するものを有することにより当該住所、居所又は国籍その他これに類するものを有する国又は地域において課されるものに限る。以下この項において同じ。）を納付することとなるとき（当該外国所得税に関する法令において、当該外国所得税の額の計算に当たつて第六十条の二の規定の適用を受けたことを考慮しないものとされている場合に限る。）は、当該外国所得税の額のうち当該有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転により生ずる所得に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その者が当該国外転出の日の属する年において納付することとなるものとみなして、前条の規定を適用する。

2　前項の規定は、国外転出の日の属する年分の所得税につき第六十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受けるべき個人でその国外転出の時までに国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしているものが、同日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、同日から引き続き有している有価証券等又は決済していない未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転をした場合について準用する。

3　第一項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合における前条第一項に規定する控除限度額の計算の特例その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百二十条第三項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第一項の規定による申告書に、第八十五条第二項又は第三項（扶養親族等の判定の時期等）の規定による判定をする時の現況において非居住者である親族に係る障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除に関する事項の記載をする居住者これらの控除に係る非居住者である親族が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類及び当該非居住者である親族が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類

第百二十二条第一項中「第百二十条第三項第三号に掲げる」を「第百二十条第三項第四号に定める」に改める。

第二編第五章第二節中第五款を第六款とし、第四款の次に次の一款を加える。

第五款　納税の猶予

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）

第百三十七条の二　第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する国外転出（以下この条において「国外転出」という。）をする居住者でその国外転出の時に有している同項に規定する有価証券等又は契約を締結している第六十条の二第二項に規定する未決済信用取引等若しくは同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引（以下この項及び第三項において「対象資産」という。）につきこれらの規定の適用を受けたもの（その相続人を含む。）が当該国外転出の日の属する年分の所得税で第百二十八条（確定申告による納付）又は第百二十九条（死亡の場合の確定申告による納付）の規定により納付すべきものの額のうち、当該対象資産（当該年分の所得税に係る確定申告期限まで引き続き有し、又は決済をしていないものに限る。以下この項、第五項及び第六項において「適用資産」という。）に係る納税猶予分の所得税額（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。）に相当する所得税については、当該居住者が、当該国外転出の時までに国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をし、かつ、当該年分の所得税に係る確定申告期限までに当該納税猶予分の所得税額に相当する担保を供した場合に限り、第百二十八条又は第百二十九条の規定にかかわらず、同日から五年を経過する日（同日前に第六十条の二第六項第一号又は第三号に掲げる場合その他政令で定める場合に該当することとなつた場合には、同日とその該当することとなつた日から四月を経過する日のいずれか早い日）まで、その納税を猶予する。

一　当該国外転出の日の属する年分の第百二十条第一項第三号（確定所得申告）に掲げる金額

二　当該適用資産につき第六十条の二第一項から第三項までの規定の適用がないものとした場合における当該国外転出の日の属する年分の第百二十条第一項第三号に掲げる金額

2　前項の規定の適用を受ける個人が、同項に規定する五年を経過する日までに、同項の規定による納税の猶予に係る期限の延長を受けたい旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長に提出した場合には、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

3　第一項（前項の規定により適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする個人の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、第六十条の二第一項から第三項までの規定により行われたものとみなされた対象資産の譲渡又は決済の明細及び納税猶予分の所得税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

5　第一項の規定の適用を受けている個人が、同項の規定による納税の猶予に係る期限までに、国外転出の時において有していた適用資産の譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含む。次条第六項において同じ。）若しくは決済又は贈与による移転をしたことその他政令で定める事由が生じた場合には、これらの事由が生じた適用資産に係る納税猶予分の所得税額のうちこれらの事由が生じた適用資産に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得税については、第一項の規定にかかわらず、これらの事由が生じた日から四月を経過する日をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

6　第一項の規定の適用を受ける個人は、同項の規定の適用に係る国外転出の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限から納税猶予分の所得税額に相当する所得税の全部につき同項、前項、第八項又は第九項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間の各年の十二月三十一日において有し、又は

契約を締結している適用資産につき、引き続き第一項の規定の適用を受けたい旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項から第十項までにおいて「継続適用届出書」という。）を、同日の属する年の翌年三月十五日（次項から第十項までにおいて「提出期限」という。）までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7　継続適用届出書が提出期限までに提出されなかつた場合においても、前項に規定する税務署長が提出期限までにその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該継続適用届出書の提出があつた場合に限り、当該継続適用届出書が提出期限までに提出されたものとみなす。

8　継続適用届出書が提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合には、当該提出期限における納税猶予分の所得税額（既に第五項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用があつた金額を除く。次項において同じ。）に相当する所得税については、第一項の規定にかかわらず、当該提出期限から当該四月を経過する日（当該提出期限から当該四月を経過する日までの間に当該所得税に係る個人が死亡した場合には、当該個人の相続人が当該個人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

9　税務署長は、次に掲げる場合には、納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項（納税の猶予の取消し）の規定を準用する。

一　第一項の規定の適用を受ける個人が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項（担保の変更等）の規定による命令に応じない場合

二　当該個人から提出された継続適用届出書に記載された事項と相違する事実が判明した場合

三　前二号に掲げる場合のほか、当該個人が国税通則法第百十七条第一項に規定する納税管理人を解任したことその他の政令で定める事由が生じた場合

10　納税猶予分の所得税額に相当する所得税並びに当該所得税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、次項第二号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項（時効の中断及び停止）の規定の適用がある場合を除き、継続適用届出書の提出があつた時に中断し、当該継続適用届出書の提出期限の翌日から新たに進行するものとする。

11　第一項の個人につき同項の規定による納税の猶予がされた場合におけるこの法律並びに国税通則法及び国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一項の規定の適用があつた場合における所得税に係る延滞税については、その所得税の額のうち納税猶予分の所得税額とその他のものとに区分し、更に当該納税猶予分の所得税額を第三号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

二　第一項の規定による納税の猶予を受けた所得税については、国税通則法第六十四条第一項（利子税）及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納（所得税法第百三十七条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定による納税の猶予を含む。）」とする。

三　第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第五項、第八項又は第九項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、所得税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

四　第一項、第五項、第八項又は第九項の規定に該当する所得税については、前款の規定は、適用しない。

12　第一項の規定の適用を受ける個人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する所得税に相当する金額を基礎とし、当該所得税に係る第百二十八条又は第百二十九条の規定による納付の期限の翌日から当該各号に定める納税の猶予に係る期限までの期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号に規定する所得税に併せて納付しなければならない。

一　第一項の規定の適用があつた場合　同項に規定する所得税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

二　第五項の規定の適用があつた場合　同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

三　第八項の規定の適用があつた場合　同項に規定する所得税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

四　第九項の規定の適用があつた場合　同項に規定する所得税に係る同項の規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限

13　第一項の規定の適用に係る納税の猶予に係る期限までに同項の規定の適用を受ける国外転出をした者が死亡した場合には、当該国外転出をした者に係る納税猶予分の所得税額に係る納付の義務は、当該国外転出をした者の相続人が承継する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

14　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）

第百三十七条の三　贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項において同じ。）により非居住者に移転した第六十条の三第一項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）に規定する有価証券等又は同条第二項に規定する未決済信用取引等若しくは同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引に係る契約（以下この条において「対象資産」という。）につきこれらの規定の適用を受けた者（その相続人を含む。）が当該贈与の日の属する年分の所得税で第三款（納付）の規定により納付すべきものの額のうち、当該対象資産（当該年分の所得税に係る確定申告期限まで引き続き有し、又は決済をしていないものに限る。以下この項、第六項及び第七項において「適用贈与資産」という。）に係る贈与納税猶予分の所得税額（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）に相当する所得税については、当該適用を受けた者が、当該年分の所得税に係る確定申告期限までに当該贈与納税猶予分の所得税額に相当する担保を供した場合に限り、同款の規定にかかわらず、当該贈与の日から五年を経過する日（同日前に第六十条の三第六項第一号又は第三号に掲げる場合その他政令で定める場合に該当することとなつた場合には、同日とその該当することとなつた日から四月を経過する日のいずれか早い日）まで、その納税を猶予する。

一　当該贈与の日の属する年分の第百二十条第一項第三号（確定所得申告）に掲げる金額

二　当該適用贈与資産につき第六十条の三第一項から第三項までの規定の適用がないものとした場合における当該贈与の日の属する年分の第百二十条第一項第三号に掲げる金額

2　相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により非居住者に移転した対象資産につき第六十条の三第一項から第三項までの規定の適用を受けた者（第四項において「適用被相続人等」という。）の全ての相続人が当該相続の開始の日の属する年分の所得税で第百二十九条（死亡）の場合の確定申告による納付）の規定により納付すべきものの額のうち、当該対象資産（当該年分の所得税に係る確定申告期限まで引き続き有し、又は決済をしていないものに限る。以下この項、第六項及び第七項において「適用相続等資産」という。）に係る相続等納税猶予分の所得税額（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）に相当する所得税については、当該年分の所得税に係る確定申告期限までに、当該相続人が当該相続等納税猶予分の所得税額に相当する担保を供し、かつ、当該相続又は遺贈により当該対象資産を取得した非居住者の全てが政令で定めるところにより国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をした場合に限り、第百二十九条の規定にかかわらず、当該相続の開始の日から五年を経過する日（同日前に第六十条の三第六項第一号又は第三号に掲げる場合その他政令で定める場合に該当することとなつた場合には、同日とその該当することとなつた日から四月を経過する日のいずれか早い日）まで、その納税を猶予する。

一　当該相続の開始の日の属する年分の第百二十条第一項第三号に掲げる金額

二　当該適用相続等資産につき第六十条の三第一項から第三項までの規定の適用がないものとした場合における当該相続の開始の日の属する年分の第百二十条第一項第三号に掲げる金額

3　前二項の規定の適用を受ける者が、これらの規定に規定する五年を経過する日までに、これらの規定による納税の猶予に係る期限の延長を受けたい旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長に提出した場合には、これらの規定中「五年」とあるのは、「十年」とする。

4　第一項又は第二項（これらの規定を前項の規定により適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする者の提出した確定申告書又は第二項の規定の適用を受けようとする相続人が提出した適用被相続人等の確定申告書に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、第六十条の三第一項から第三項までの規定により行われたものとみなされた対象資産の譲渡又は決済の明細及び贈与納税猶予分の所得税額又は相続等納税猶予分の所得税額（以下この条において「納税猶予分の所得税額」という。）の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

5　税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

6　第一項に規定する贈与を受けた非居住者又は第二項の規定の適用を受けた相続人である非居住者が、これらの規定による納税の猶予に係る期限までに、贈与、相続又は遺贈により移転を受けた適用贈与資産又は適用相続等資産の譲渡若しくは決済又は贈与による移転をしたことその他政令で定める事由が生じた場合には、これらの事由が生じた適用贈与資産又は適用相続等資産に係る納税猶予分の所得税額のうちこれらの事由が生じた適用贈与資産又は適用相続等資産に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得税については、これらの規定にかかわらず、これらの事由が生じた日から四月を経過する日をもつてこれらの規定による納税の猶予に係る期限とする。

7　第一項の規定の適用を受ける者又は第二項の規定の適用を受ける相続人（以下この条において「適用贈与者等」という。）は、これらの規定の適用に係る贈与の日又は相続の開始の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限から納税猶予分の所得税額に相当する所得税の全部につき第一項、第二項、前項、第九項（第十項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第十一項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間の各年の十二月三十一日において有し、又は契約を締結している適用贈与資産又は適用相続等資産につき、引き続き第一項又は第二項の規定の適用を受けたい旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項から第十二項までにおいて「継続適用届出書」という。）を、同日の属する年の翌年三月十五日（次項、第九項及び第十二項において「提出期限」という。）までに、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

8　継続適用届出書が提出期限までに提出されなかつた場合においても、前項に規定する税務署長が提出期限までにその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該継続適用届出書の提出があつた場合に限り、当該継続適用届出書が提出期限までに提出されたものとみなす。

9　継続適用届出書が提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合には、当該提出期限における納税猶予分の所得税額（既に第六項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用があつた金額を除く。）に相当する所得税については、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該提出期限から四月を経過する日（当該提出期限から当該四月を経過する日までの間に当該所得税に係る適用贈与者等が死亡した場合には、当該適用贈与者等の相続人が当該適用贈与者等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日から六月を経過する日）をもつてこれらの規定による納税の猶予に係る期限とする。

10　第一項の規定の適用を受けている者が第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する国外転出をしようとする場合には、当該国外転出の時までに、国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしなければならない。この場合において、前二項の規定は、当該納税管理人の届出が当該国外転出の時までになかつた場合について準用する。

11　税務署長は、次に掲げる場合には、納税猶予分の所得税額（既に第六項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用がある金額を除く。）に相当する所得税に係る第一項又は第二項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項（納税の猶予の取消し）の規定を準用する。

一　適用贈与者等が第一項又は第二項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項（担保の変更等）の規定による命令に応じない場合

二　適用贈与者等から提出された継続適用届出書に記載された事項と相違する事実が判明した場合

三　前二号に掲げる場合のほか、適用贈与者等が国税通則法第百十七条第一項に規定する納税管理人を解任したことその他の政令で定める事由が生じた場合

12　納税猶予分の所得税額に相当する所得税並びに当該所得税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、次項第二号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項（時効の中断及び停止）の規定の適用がある場合を除き、継続適用届出書の提出があつた時に中断し、当該継続適用届出書の提出期限の翌日から新たに進行するものとする。

13　適用贈与者等につき第一項又は第二項の規定による納税の猶予がされた場合におけるこの法律並びに国税通則法及び国税徴収法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一項又は第二項の規定の適用があつた場合における所得税に係る延滞税については、その所得税の額のうち納税猶予分の所得税額とその他のものとに区分し、更に当該納税猶予分の所得税額を第三号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

二　第一項又は第二項の規定による納税の猶予を受けた所得税については、国税通則法第六十四条第一項（利子税）及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納（所得税法第百三十七条の三第一項又は第二項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定による納税の猶予を含む。）」とする。

三　第一項又は第二項の規定による納税の猶予に係る期限（第六項、第九項又は第十一項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、所得税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

四　第一項、第二項、第六項、第九項又は第十一項の規定に該当する所得税については、前款の規定は、適用しない。

14　適用贈与者等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する所得税に相当する金額を基礎とし、当該所得税に係る第三款の規定による納付の期限の翌日から当該各号に定める納税の猶予に係る期限までの期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号に規定する所得税に併せて納付しなければならない。

一　第一項又は第二項の規定の適用があつた場合　これらの規定による納税の猶予に係る期限

二　第六項の規定の適用があつた場合　同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

三　第九項の規定の適用があつた場合　同項に規定する所得税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

四　第十一項の規定の適用があつた場合　同項に規定する所得税に係る同項の規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限

15　第一項又は第二項の規定の適用に係る納税の猶予に係る期限までにその適用贈与者等が死亡した場合には、当該適用贈与者等に係る納税猶予分の所得税額に係る納付の義務は、当該適用贈与者等の相続人が承継する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

16　第四項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二編第七章を同編第八章とする。

第百五十三条中「更正の請求（」の下に「次条から第百五十三条の五まで（国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例等）、」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合においては、更正請求書には、同法第二十三条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

第二編第六章中第百五十三条の次に次の四条を加える。

（国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例）

第百五十三条の二　第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する国外転出をした日の属する年分の所得税につき確定申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人を含む。）は、当該確定申告書又は決定に係る年分の総所得金額のうちに同条第六項本文（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用がある同条第六項に規定する有価証券等に係る譲渡所得等の金額が含まれていることにより、当該確定申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項（修正申告）に規定する課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等。次条第一項及び第百五十三条の四（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の更正の請求の特例）において同じ。）が過大であるときは、第六十条の二第六項各号に掲げる場合に該当することとなつた日から四月以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

2　前項の規定は、第六十条の二第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある個人について準用する。この場合において、前項中「同条第六項本文（同条第七項の規定により適用する場合を含むものとする。）」とあるのは「同条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）」と、「第六十条の二第六項各号に掲げる場合に該当することとなつた日」とあるのは「第六十条の二第八項又は第九項に規定する譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転の日」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、第六十条の二第十項の規定の適用がある個人について準用する。この場合において、第一項中「同条第六項本文（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）」とあるのは「同条第十項」と、「第六十条の二第六項各号に掲げる場合に該当することとなつた日」とあるのは「同日から五年を経過する日（その者が第百三十七条の二第二項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定により同条第一項の規定による納税の猶予を受けている場合にあつては、十年を経過する日）」と読み替えるものとする。

（非居住者である受贈者等が帰国をした場合等の更正の請求の特例）

第百五十三条の三　第六十条の三第一項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）に規定する有価証券等又は同条第二項に規定する未決済信用取引等若し

くは同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引に係る契約を贈与、相続又は遺贈により非居住者に移転をした日の属する年分の所得税につき確定申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人を含む。）は、当該確定申告書又は決定に係る年分の総所得金額のうちに同条第六項前段（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用がある当該有価証券等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額、当該未決済信用取引等の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は当該未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額が含まれていることにより、当該確定申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項（修正申告）に規定する課税標準等又は税額等が過大であるときは、第六十条の三第六項各号に掲げる場合に該当することとなつた日から四月以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

2　前項の規定は、第六十条の三第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある同条第八項に規定する猶予適用相続人並びに同条第十項第一号に規定する個人及び同項第二号に掲げる者について準用する。この場合において、前項中「同条第六項前段（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）」とあるのは「同条第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）」と、「第六十条の三第六項各号に掲げる場合に該当することとなつた日」とあるのは「第六十条の三第八項又は第十項に規定する譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転の日」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、第六十条の三第十一項の規定の適用がある同項に規定する猶予適用贈与者又は猶予適用相続人の適用被相続人等について準用する。この場合において、第一項中「同条第六項前段（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）」とあるのは「同条第六項前段（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）」と、「第六十条の三第六項各号に掲げる場合に該当することとなつた日から五年を経過する日（当該贈与、相続又は遺贈に係る第六十条の三第十一項に規定する猶予適用贈与者又は猶予適用相続人が第百三十七条の三第三項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）の適用がある場合の納税猶予）の規定により同条第一項又は第二項の規定による納税の猶予を受けている場合にあつては、十年を経過する日）」と読み替えるものとする。

（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の更正の請求の特例）

第百五十三条の四　居住者が相続又は遺贈により取得した第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する有価証券等の譲渡をした場合において、当該譲渡の日以後に当該相続又は遺贈に係る被相続人の当該相続の開始の日の属する年分の所得税につき同条第六項本文（同条第七項の規定により適用する場合を含む。次項において同じ。）又は第六十条の三第六項前段（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）（同条第七項の規定により適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用があつたことにより、次の各号に掲げる場合に該当し、かつ、当該居住者の当該譲渡の日の属する年分の確定申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項（修正申告）に規定する課税標準等又は税額等が過大となるときは、当該居住者（その相続人を含む。）は、それぞれ当該各号に定める日から四月以内に、税務署長に対し、当該譲渡の日の属する年分の所得税について更正の請求をすることができる。

一　第六十条の二第四項ただし書の規定の適用により当該有価証券等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費又は取得費として控除すべき金額が増加した場合　当該被相続人の所得税につき前条第一項の規定による更正の請求に基づく更正があつた日

二　第六十条の三第四項ただし書の規定の適用により当該有価証券等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費又は取得費として控除すべき金額が増加した場合　当該被相続人の所得税につき第百五十三条の二第一項（国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例）の規定による更正の請求に基づく更正があつた日

2　居住者が相続又は遺贈によりその契約の移転を受けた第六十条の二第二項に規定する未決済信用取引等又は同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引の決済をした場合において、当該決済の日以後に当該相続又は遺贈に係る被相続人の当該相続の開始の日の属する年分の所得税につき同条第六項本文又は第六十条の三第六項前段の規定の適用があつたことにより、次の各号に掲げる場合に該当し、かつ、当該居住者の当該決済の日の属する年分の確定申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等が過大となるときは、当該居住者（その相続人を含む。）は、それぞれ当該各号に定める日から四月以内に、税務署長に対し、当該決済の日の属する年分の所得税について更正の請求をすることができる。

一　第六十条の二第四項ただし書の規定の適用により当該未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上加算すべき損失の額に相当する金額が減少した場合　当該被相続人の所得税につき第百五十三条の二第一項の規定による更正の請求に基づく更正があつた日

二　第六十条の三第四項ただし書の規定の適用により当該未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上加算すべき損失の額に相当する金額が減少した場合　当該被相続人の所得税につき前条第一項の規定による更正の請求に基づく更正があつた日

（国外転出をした者が外国所得税を納付する場合の更正の請求の特例）

第百五十三条の五　第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する国外転出をした日の属する年分の所得税につき確定申告書を提出した者（その相続人を含む。）は、第九十五条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に係る外国税額控除の特例）（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある同条第一項に規定する外国所得税を納付することとなることにより、当該確定申告書に係る国税通則法第十九条第一項（修正申告）に規定する税額等（当該税額等につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の税額等）が過大であるときは、当該外国所得税を納付することとなる日から四月以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

第二編第六章を同編第七章とし、同編第五章の次に次の一章を加える。

第六章　修正申告の特例

第百五十一条の二　居住者が相続又は遺贈により取得した第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する有価証券等の譲渡をした場合において、当該譲

渡の日以後に当該相続又は遺贈に係る被相続人の当該相続の開始の日の属する年分の所得税につき同条第六項本文（同条第七項の規定により適用する場合を含む。次項において同じ。）又は第六十条の三第六項前段（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）（同条第七項の規定により適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用があつたことにより、次の各号に掲げる場合に該当し、かつ、当該居住者の当該譲渡の日の属する年分の所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号（修正申告）の事由が生じた場合には、当該居住者（その相続人を含む。）は、それぞれ次の各号に定める日から四月以内に、当該譲渡の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

一　第六十条の二第四項ただし書の規定の適用により当該有価証券等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費又は取得費として控除すべき金額が減少した場合　当該被相続人の所得税につき第百五十三条の三第一項（非居住者である受贈者等が帰国をした場合等の更正の請求の特例）の規定による更正の請求に基づく更正があつた日

二　第六十条の三第四項ただし書の規定の適用により当該有価証券等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費又は取得費として控除すべき金額が減少した場合　当該被相続人の所得税につき第百五十三条の二第一項（国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例）の規定による更正の請求に基づく更正があつた日

2　居住者が相続又は遺贈によりその契約の移転を受けた第六十条の二第二項に規定する未決済信用取引等又は同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引の決済をした場合において、当該決済の日以後に当該相続又は遺贈に係る被相続人の当該相続の開始の日の属する年分の所得税につき同条第六項本文又は第六十条の三第六項前段の規定の適用があつたことにより、次の各号に掲げる場合に該当し、かつ、当該居住者の当該決済の日の属する年分の所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合には、当該居住者（その相続人を含む。）は、それぞれ次の各号に定める日から四月以内に、当該決済の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

一　第六十条の二第四項ただし書の規定の適用により当該未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上減算すべき利益の額に相当する金額が減少した場合　当該被相続人の所得税につき第百五十三条の二第一項の規定による更正の請求に基づく更正があつた日

二　第六十条の三第四項ただし書の規定の適用により当該未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上減算すべき利益の額に相当する金額が減少した場合　当該被相続人の所得税につき第百五十三条の三第一項の規定による更正の請求に基づく更正があつた日

3　第一項各号又は前項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき更正を行う。

4　第一項又は第二項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該修正申告書で第一項又は第二項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条（修正申告の効力）の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項（期限内申告）に規定する期限内申告書とみなす。

二　当該修正申告書で第一項又は第二項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章まで（国税の納付義務の確定等）の規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「所得税法第百五十一条の二第一項又は第二項（修正申告の特例）に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）並びに第六十五条第一項及び第三項（過少申告加算税）中「期限内申告書」とあるのは「所得税法第二条第一項第三十七号（定義）に規定する確定申告書」とする。

三　国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条（無申告加算税）の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第百六十一条第五号イ中「分配」の下に「、金銭の分配」を加える。

第百六十五条中「第七十三条」を「第六十条の四（外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得等の特例）、第七十三条」に、「及び第九十五条（外国税額控除）」を「、第九十五条（外国税額控除）及び第九十五条の二（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例）」に改める。

第百六十五条の五の次に次の一条を加える。

（特定の内部取引に係る恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）

第百六十五条の五の二　非居住者の恒久的施設と第百六十一条第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等との間で同項第三号、第五号又は第七号に掲げる国内源泉所得（政令で定めるものを除く。）を生ずべき資産の当該恒久的施設による取得又は譲渡に相当する内部取引（同項第一号に規定する内部取引をいう。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該内部取引は当該資産の当該内部取引の直前の価額として政令で定める金額により行われたものとして、当該非居住者の各年分の恒久的施設帰属所得につき第百六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により前編第一章及び第二章（居住者に係る所得税の課税標準の計算等）の規定に準じて不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する。

2　前項の規定の適用がある場合の非居住者の恒久的施設における資産の取得価額その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百六十五条の六第四項第六号イ中「、剰余金」を「若しくは剰余金」に、「基金利息」を「同項に規定する金銭の分配若しくは基金利息に相当するもの」に改め、同号ロ中「特定受益証券発行信託」の下に「若しくはこれ」を加える。

第百六十六条中「第百二十条第三項第三号」を「第百二十条第三項第四号」に改める。

第三編第二章第二節第二款の次に次の一款を加える。

第二款の二　修正申告の特例

第百六十六条の二　前編第六章（修正申告の特例）の規定は、非居住者の総合課税に係る所得税についての修正申告について準用する。

第百六十七条中「前編第六章」を「前編第七章」に改める。

第百六十八条中「前編第七章」を「前編第八章」に改める。

第百八十五条第一項第一号中「、当該申告書」を「並びに当該申告書」に、「場合には、」を「場合には」に、「。以下この章」を「とし、当該申告書に記載された控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が同条第四項に規定する国外居住親族（第百八十七条（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）及び第百九十条第二号ハ（年末調整）において「国外居住親族」という。）である場合には第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。次条」に改め、同項第二号中「控除対象扶養親族」の下に「（これらの控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が同条第四項の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第百八十七条中「同居特別障害者」の下に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、同条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は同居特別障害者に限る。）」を加える。

第百九十条中「第一号に掲げる」を「同号に掲げる」に改め、同条第二号イ中「以下この条において」を「ロにおいて」に改め、同号ハ中「以外の障害者」の下に「（これらの同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項及び第六項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示がされたこれらの同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者に限る。）」を加え、「（給与所得者の扶養控除等申告書）」及び「主たる給与等に係る」を削り、「及び控除対象扶養親族」の下に「（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には同条第一項第六号に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族とし、当該申告書に記載された控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が国外居住親族である場合には同条第四項及び第六項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加え、「、控除対象扶養親族」を「、その控除対象扶養親族」に改め、同号二中「する配偶者」の下に「（当該配偶者が第百九十五条の二第二項（給与所得者の配偶者特別控除申告書）の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた配偶者に限る。）」を加え、「若しくは」を「又は」に改める。

第百九十四条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　第三号の同居特別障害者若しくはその他の特別障害者若しくは特別障害者以外の障害者又は第四号の控除対象配偶者若しくは第五号の控除対象扶養親族（前号に規定する控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に限る。）が非居住者である親族である場合には、その旨

第百九十四条第三項中「提出し」を「提出し、」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「、第二項又は第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　第一項又は第二項の規定による申告書に第一項第七号に掲げる事項の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者（次項において「国外居住親族」という。）が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

5　前項に規定する居住者は、第百九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、国外居住親族に係る同条第二号ハに掲げる障害者控除の額、配偶者控除の額又は扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、第一項に規定する給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、当該国外居住親族が当該居住者と生計を一にする事実その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6　前項の規定による申告書を提出する居住者は、政令で定めるところにより、同項の国外居住親族が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を提出し、又は提示しなければならない。

第百九十五条第一項中「この条」を「この項」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　前号に規定する控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である親族である場合には、その旨

第百九十五条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項又は第二項の規定による申告書に第一項第四号に掲げる事項の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

第百九十五条の二第一項第三号中「見積額」の下に「並びにその者が非居住者である場合にはその旨」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による申告書に同項第三号に規定する配偶者が非居住者である旨の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者が当該居住者の配偶者に該当する旨を証する書類及び当該記載がされた者が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を提出し、又は提示しなければならない。

第百九十八条第二項中「第二百三条の五第四項」を「第二百三条の五第五項」に改める。

第二百三条の三第一号二中「に控除対象配偶者」の下に「（当該控除対象配偶者が第二百三条の五第三項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）に規定する記載がされた者（ホ及びヘにおいて「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者に限る。）」を加え、同号ホ中「に控除対象扶養親族」の下に「（当該控除対象扶養親族が国外居住親族である場合には、第二百三条の五第三項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象扶養親族に限る。）」を加え、同号ヘ中「うちに障害者」の下に「（当該障害者が国外居住親族である場合には、第二百三条の五第三項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者に限る。）」を、「又はその他の特別障害者又はその他の特別障害者が国外居住親族である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた同居特別障害者又はその他の特別障害者に限る。）」を加える。

第二百三条の五第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　第三号の控除対象配偶者、第四号の控除対象扶養親族又は前号の同居特別障害者若しくはその他の特別障害者若しくは特別障害者以外の障害者が非居住者である親族である場合には、その旨

第二百三条の五第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項の」を「第五項の」に改め、同項を同条第七項とし、同

条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定による申告書に同項第六号に掲げる事項の記載をした居住者（前項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。）は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者（前項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載がされた者を含む。）が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

第二百二十四条の見出し中「配当」を「配当等」に改め、同条第一項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項（署名用電子証明書の発行）に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であって財務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）を送信しなければ」に改め、「当該書類」の下に「又は署名用電子証明書等」を加え、同条第二項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に改め、「当該書類」の下に「又は署名用電子証明書等」を加える。

第二百二十四条の三第一項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に改め、「当該書類」の下に「又は署名用電子証明書等」を加え、同条第三項中「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改める。

第二百二十四条の四、第二百二十四条の五第一項及び第二百二十四条の六中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に改め、「当該書類」の下に「又は署名用電子証明書等」を加える。

第二百二十五条第二項第二号中「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改める。

第二百三十二条から第二百三十六条までを削り、第二百三十一条の三を第二百三十三条とし、同条の次に次のように加える。

第二百三十四条から第二百三十六条まで　削除

第五編第二章中第二百三十一条の二を第二百三十二条とする。

第二百三十八条第三項及び第二百四十一条中「含む。）又は」を「含む。）、第百五十一条の二第一項若しくは第二項（修正申告の特例）（これらの規定を第百六十六条の二（修正申告の特例）において準用する場合を含む。）又は」に改める。

別表第二の備考(一)(2)中「により申告された扶養親族等」の次に「（当該扶養親族等が第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族(ロ)において「国外居住親族」という。）である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(3)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(4)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(5)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(6)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(7)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(8)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(9)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(10)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(11)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(12)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(13)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(14)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(15)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(16)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(17)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(18)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(19)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(20)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(21)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(22)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(23)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(24)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(25)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(26)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(27)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(28)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(29)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(30)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(31)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(32)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(33)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(34)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(35)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(36)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(37)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(38)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(39)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(40)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(41)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(42)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(43)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(44)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(45)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(46)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(47)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(48)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(49)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(50)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(51)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(52)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(53)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(54)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(55)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(56)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(57)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(58)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(59)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(60)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(61)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(62)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(63)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(64)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(65)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(66)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(67)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(68)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(69)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(70)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(71)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(72)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(73)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(74)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(75)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(76)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(77)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(78)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(79)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(80)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(81)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(82)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(83)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(84)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(85)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(86)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(87)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(88)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(89)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(90)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(91)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(92)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(93)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(94)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(95)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(96)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(97)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(98)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(99)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(100)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(101)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(102)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(103)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(104)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(105)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(106)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(107)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(108)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(109)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(110)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考(一)(111)中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を「、同居特別障害者」に改め、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族

二　投資信託及び投資法人に関する法律第百三十七条（金銭の分配）の金銭の分配（出資総額等の減少に伴う金銭の分配として財務省令で定めるもの（第二十四条第一項第三号（配当等の額とみなす金額）において「出資等減少分配」という。）を除く。）の額

第二十三条第二項中「（配当等の額とみなす金額）」及び「（信託の収益の分配にあつては、その計算の基礎となつた期間の末日）」を削り、同条第三項中「株式又は出資で、」を「株式等で」に、「株式又は出資に」を「株式等に」に改め、同条第四項中「ときは、」の下に「当該内国法人が受ける関連法人株式等に係る配当等の額について」を加え、「次に掲げる金額の合計額」を「同項の規定にかかわらず、その保有する関連法人株式等につき当該事業年度において受ける配当等の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該関連法人株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「及び前項」を削り、「株式又は出資」を「株式等」に改め、同条第六項中「関係法人株式等」を「関連法人株式等」に、「の株式又は出資」を「の株式等」に、「百分の二十五以上に相当する」を「三分の一を超える」に改め、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項に規定する非支配目的株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額の百分の五以下に相当する数又は金額の株式等を有する場合として政令で定める場合における当該他の内国法人の株式等（第五項に規定する完全子法人株式等を除く。）をいう。

第二十三条の二第一項中「をいう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「第三項まで」を「この条」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定は、次に掲げる剰余金の配当等の額については、適用しない。

一　内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額で、その剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の法令において当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその剰余金の配当等の額

二　内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額（次条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により、その内国法人が受ける剰余金の配当等の額とみなされる金額に限る。以下この号において同じ。）の元本である株式又は出資で、その剰余金の配当等の額の生ずる基因となる同項第四号に掲げる事由が生ずることが予定されているものの取得（適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。）をした場合におけるその取得をした株式又は出資に係る剰余金の配当等の額（その予定されていた事由に基因するものとして政令で定めるものに限る。）

第二十三条の二第五項中「適用」の下に「その他同項から第四項までの規定の適用」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第三項の規定は、同項の剰余金の配当等の額を受ける日の属する事業年度に係る確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定の適用を受けようとする旨並びに損金算入対応受取配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付があり、かつ、外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された剰余金の配当等の額を明らかにする書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

第二十三条の二第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額で、その剰余金の配当等の額の一部が当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものである場合には、前項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、その受ける剰余金の配当等の額のうちその損金の額に算入された部分の金額として政令で定める金額（次項及び第七項において「損金算入対応受取配当等の額」という。）をもつて、同号に掲げる剰余金の配当等の額とすることができる。

4　内国法人が外国子会社から受けた剰余金の配当等の額につき前項の規定の適用を受けた場合において、当該剰余金の配当等の額を受けた日の属する事業年度後の各事業年度において損金算入対応受取配当等の額が増額されたときは、第二項第一号に掲げる剰余金の配当等の額は、同項（同号に係る部分に限る。）及び前項の規定にかかわらず、その増額された後の損金算入対応受取配当等の額として政令で定める金額とする。

第二十四条第一項中「第二十三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第三号中「うち、」を「うち」に、「ものを」を「もの及び出資等減少分配を」に改める。

第三十九条第二項中「第二十三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「金額又は信託の終了による信託財産に属する資産の給付に係る同項第三号に掲げる金額で、」を「金額で」に改め、「又はその信託の信託法第百七十七条（清算受託者の職務）に規定する清算受託者」を削る。

第三十九条の二中「当該剰余金の配当等の額」の下に「（第二十三条の二第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）」を加える。

第五十二条第一項第一号イ中「普通法人」の下に「（投資法人及び特定目的会社を除く。）」を加え、同条第五項中「第一項の」を「同項の」に改める。

第五十四条第五項中「が新株予約権」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項（定義）に規定する新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「含む。）」を「含む。）」に改める。

第五十五条第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「隠ぺい仮装行為」を「隠蔽仮装行為」に改め、同条第二項中「隠ぺい仮装行為」を「隠蔽仮装行為」に改め、同条第四項に次の一号を加える。

六　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の規定による課徴金及び延滞金

第五十七条第一項中「九年」を「十年」に改め、同項ただし書中「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内事業年度」に改め、同条第三項各号中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第四項第一号中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に、「九年以内」を「十年以内」に改め、同項第二号中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第五項中「場合には」を「場合（同条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）には」に、「これら」を「同条第一項から第三項まで」に改め、「同条第二項（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は」を削り、同条第六項中「九年」を「十年」に改め、同条第七項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第八項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第十一項中「第一項の各事

業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する」を「次の各号に掲げる」に、「当該」を「当該各号に定める」に、「同項ただし書の」を「第一項ただし書の」に、「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同項各号を次のように改める。

一　第一項の各事業年度終了の時において次に掲げる法人（次号及び第三号において「中小法人等」という。）に該当する内国法人　当該各事業年度

イ　普通法人（投資法人、特定目的会社及び第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。第三号及び第五十八条第六項第三号において同じ。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（第六十六条第六項第二号又は第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

ロ　公益法人等又は協同組合等

ハ　人格のない社団等

二　第一項の各事業年度が内国法人について生じた次に掲げる事実の区分に応じそれぞれ次に定める事業年度である場合における当該内国法人（当該各事業年度終了の時において中小法人等に該当するものを除く。）　当該各事業年度（当該事実が生じた日以後に当該内国法人の発行する株式が金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所に上場されたことその他の当該内国法人の事業の再生が図られたと認められる事由として政令で定める事由のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他の当該事由が生じた日として政令で定める日のうち最も早い日以後に終了する事業年度を除く。）

イ　更生手続開始の決定があつたこと　当該更生手続開始の決定の日から当該更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後七年を経過する日までの期間（同日前において当該更生手続開始の決定を取り消す決定の確定その他の政令で定める事実が生じた場合には、当該更生手続開始の決定の日から当該事実が生じた日までの期間）内の日の属する事業年度

ロ　再生手続開始の決定があつたこと　当該再生手続開始の決定の日から当該再生手続開始の決定に係る再生計画認可の決定の日以後七年を経過する日までの期間（同日前において当該再生手続開始の決定を取り消す決定の確定その他の政令で定める事実が生じた場合には、当該再生手続開始の決定の日から当該事実が生じた日までの期間）内の日の属する事業年度

ハ　第五十九条第二項に規定する政令で定める事実（ロに掲げるものを除く。）　当該事実が生じた日から同日の翌日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度

ニ　イからハまでに掲げる事実に準ずるものとして政令で定める事実　当該事実が生じた日から同日の翌日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度

三　第一項の各事業年度が内国法人の設立の日として政令で定める日から同日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度である場合における当該内国法人（普通法人に限り、当該各事業年度終了の時において中小法人等又は第六十六条第六項第二号若しくは第三号に掲げる法人に該当するもの及び株式移転完全親法人を除く。）　当該各事業年度（当該内国法人の発行する株式が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されたことその他の政令で定める事由のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他の当該事由が生じた日として政令で定める日のうち最も早い日以後に終了する事業年度を除く。）

第五十七条第十二項中「前項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同号に規定する事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

13　税務署長は、前項の書類の添付がない確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第十一項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用することができる。

第五十八条第一項中「九年」を「十年」に改め、同項ただし書中「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第三項中「場合には」を「場合（同条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）には」に、「これら」を「同条第一項から第三項まで」に改め、「同条第二項（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は」を削り、同条第六項中「第一項の各事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する」を「次の各号に掲げる」に、「当該」を「当該各号に定める」に、「同項ただし書の」を「第一項ただし書の」に、「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同項各号を次のように改める。

一　第一項の各事業年度終了の時において次に掲げる法人（次号及び第三号において「中小法人等」という。）に該当する内国法人　当該各事業年度

イ　第一項の各事業年度が内国法人について生じた第五十七条第十一項第二号イからニまでに掲げる事実の区分に応じそれぞれ同号イからニまでに定める事業年度である場合における当該内国法人（当該各事業年度終了の時において中小法人等に該当するものを除く。）　当該各事業年度（当該事実が生じた日以後に当該内国法人の発行する株式が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されたことその他の当該内国法人の事業の再生が図られたと認められる事由として政令で定める事由のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他の当該事由が生じた日として政令で定める日のうち最も早い日以後に終了する事業年度を除く。）

ロ　公益法人等又は協同組合等

ハ　人格のない社団等

二　第一項の各事業年度が内国法人について生じた次に掲げる事実の区分に応じそれぞれ次に定める事業年度である場合における当該内国法人（当該各事業年度終了の時において中小法人等に該当するものを除く。）　当該各事業年度（当該事実が生じた日以後に当該内国法人の発行する株式が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されたことその他の当該内国法人の事業の再生が図られたと認められる事由として政令で定める事由のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他の当該事由が生じた日として政令で定める日のうち最も早い日以後に終了する事業年度を除く。）

イ　更生手続開始の決定があつたこと　当該更生手続開始の決定の日から当該更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後七年を経過する日までの期間（同日前において当該更生手続開始の決定を取り消す決定の確定その他の政令で定める事実が生じた場合には、当該更生手続開始の決定の日から当該事実が生じた日までの期間）内の日の属する事業年度

ロ　再生手続開始の決定があつたこと　当該再生手続開始の決定の日から当該再生手続開始の決定に係る再生計画認可の決定の日以後七年を経過する日までの期間（同日前において当該再生手続開始の決定を取り消す決定の確定その他の政令で定める事実が生じた場合には、当該再生手続開始の決定の日から当該事実が生じた日までの期間）内の日の属する事業年度

ハ　第五十九条第二項に規定する政令で定める事実（ロに掲げるものを除く。）　当該事実が生じた日から同日の翌日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度

ニ　イからハまでに掲げる事実に準ずるものとして政令で定める事実　当該事実が生じた日から同日の翌日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度

三　第一項の各事業年度が内国法人の設立の日として政令で定める日から同日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度である場合における当該内国法人（普通法人に限り、当該各事業年度終了の時において中小法人等又は第六十六条第六項第二号若しくは第三号に掲げる法人に該当するもの及び株式移転完全親法人を除く。）　当該各事業年度（当該内国法人の発行する株式が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されたことその他の政令で定める事由のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他の当該事由が生じた日として政令で定める日のうち最も早い日以後に終了する事業年度を除く。）

第五十八条第七項中「前項」を「第六項」に改

め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同号に規定する事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

8　税務署長は、前項の書類の添付がない確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第六項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用することができる。

第五十九条第二項中「（第三号に掲げる場合に該当しない場合で、かつ、当該内国法人が当該適用年度終了の時において第五十七条第十一項各号に掲げる法人に該当しない場合において、同条第一項及び前条第一項、この項並びに第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額が当該合計額を超えるときは、その超える部分の金額の百分の二十に相当する金額を控除した金額）」を削る。

第六十一条の二第一項第一号中「第二十三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加える。

第六十六条第一項中「百分の二十五・五」を「百分の二十三・九」に改め、同条第六項第二号ハ中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　投資法人

五　特定目的会社

第六十七条第一項中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同条第二項中「、会社」の下に「（投資法人を含む。以下この項及び第八項において同じ。）」を加え、同条第三項第五号中「に掲げる金額にあつては、第三十八条第一項（法人税額等の損金不算入）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されない法人税の額及び地方法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）の額」を削り、「第二十六条第二項」を「同条第二項」に改め、同条第四項中「金額」は、」を「金額）は」に、「とする」を「とし、当該特定同族会社による金銭の分配（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十七条（金銭の分配）の金銭の分配をいう。）の額はその支払に係る基準日の属する事業年度に支払われたものとする」に改める。

第六十九条第四項第七号イ中「、剰余金」を「若しくは剰余金」に、「基金利息」を「同項に規定する金銭の分配若しくは基金利息に相当するもの」に改め、同号ロ中「特定受益証券発行信託」の下に「若しくはこれ」を加える。

第八十一条の四第一項中「及び関係法人株式等」を「、関連法人株式等及び非支配目的株式等」に、「、出資又は受益権をいう。次項及び第四項」を「又は出資をいう。以下この条」に、「あつては、」を「あつては」に、「金額）」を「金額とし、非支配目的株式等に係る配当等の額にあつては当該配当等の額の百分の二十に相当する金額とする。）」に改め、同条第二項中「（信託の収益の分配にあつては、その計算の基礎となつた期間の末日）」を削り、同条第三項中「株式又は出資で、」を「株式等で」に、「株式又は出資に」を「株式等に」に改め、同条第四項中「ときは、」の下に「当該連結法人が受ける関連法人株式等に係る配当等の額について」を加え、「次に掲げる金額の合計額」を「同項の規定にかかわらず、その保有する関連法人株式等につき当該連結事業年度において受ける配当等の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該関連法人株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「及び前項」を削り、「株式又は出資」を「株式等」に改め、同条第六項中「関係法人株式等」を「関連法人株式等」に、「の株式又は出資」を「の株式等」に、「百分の二十五以上に相当する」を「三分の一を超える」に改め、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項に規定する非支配目的株式等とは、連結法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額の百分の五以下に相当する数又は金額の株式等を有する場合として政令で定める場合における当該他の内国法人の株式等（第五項に規定する完全子法人株式等を除く。）をいう。

第八十一条の九第一項中「九年」を「十年」に改め、同項第一号ロ中「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同条第二項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第三項第一号イ及びロ並びに第五項各号中「九年」を「十年」に改め、同条第八項中「第一項の各連結事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する」を「次の各号に掲げる」に、「当該」を「当該各号に定める」に、「同項ただし書の」を「第一項ただし書の」に、「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同項各号を次のように改める。

一　第一項の各連結事業年度終了の時において次に掲げる法人（次号及び第三号において「中小法人等」という。）に該当する連結親法人　当該各連結事業年度

イ　普通法人（第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。第三号において同じ。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（第六十六条第六項第二号又は第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

ロ　協同組合等

二　第一項の各連結事業年度が連結親法人について生じた次に掲げる事実の区分に応じそれぞれ次に定める連結事業年度である場合における当該連結親法人（当該各連結事業年度終了の時において中小法人等に該当するものを除く。）　当該各連結事業年度（当該事実が生じた日以後に当該連結親法人の発行する株式が金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所に上場されたことその他の当該連結親法人の事業の再生が図られたと認められる事由として政令で定める事由のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他の当該事由が生じた日として政令で定める日のうち最も早い日以後に終了する連結事業年度を除く。）

イ　更生手続開始の決定があつたこと　当該更生手続開始の決定の日から当該更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後七年を経過する日までの期間（同日前において当該更生手続開始の決定を取り消す決定の確定その他の政令で定める事実が生じた場合には、当該更生手続開始の決定の日から当該事実が生じた日までの期間）内の日の属する連結事業年度

ロ　再生手続開始の決定があつたこと　当該再生手続開始の決定の日から当該再生手続開始の決定に係る再生計画認可の決定の日以後七年を経過する日までの期間（同日前において当該再生手続開始の決定を取り消す決定の確定その他の政令で定める事実が生じた場合には、当該再生手続開始の決定の日から当該事実が生じ

た日までの期間）内の日の属する連結事業年度

八　第五十九条第二項に規定する政令で定める事実（ロに掲げるものを除く。）　当該事実が生じた日から同日の翌日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する連結事業年度

ニ　イからハまでに掲げる事実に準ずるものとして政令で定める事実　当該事実が生じた日から同日の翌日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する連結事業年度

三　第一項の各連結事業年度が連結親法人の設立の日として政令で定める日から同日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する連結事業年度である場合における当該連結親法人（普通法人に限り、当該各連結事業年度終了の時において中小法人等又は第六十六条第六項第二号若しくは第三号に掲げる法人に該当するもの及び株式移転完全親法人を除く。）　当該各連結事業年度（当該連結親法人の発行する株式が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されたことその他の政令で定める事由のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他の当該事由が生じた日として政令で定める日のうち最も早い日以後に終了する連結事業年度を除く。）

第八十一条の九第九項中「前項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同号に規定する事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

10　税務署長は、前項の書類の添付がない連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第八項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用することができる。

第八十一条の十二第一項中「百分の二十五・五」を「百分の二十三・九」に改め、同条第六項中「第六十六条第六項各号」を「第六十六条第六項第一号から第三号まで又は第六号」に改める。

第八十一条の十三第二項第四号中「に掲げる金額にあつては、第八十一条の三第一項（第三十八条第一項（法人税額等の損金不算入）に係る部分に限る。）の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されない法人税の額及び地方法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）の額」を削り、「第二十六条第二項」を「同条第二項」に改める。

第八十一条の二十八第二項中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改める。

第八十四条第一項中「実施する業務」の下に「、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二十一条第二項第二号（設立及び業務）に掲げる業務、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条の二第一項第三号（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務、同法第三十八条の二第二項第四号（地方公務員共済組合連合会）に規定する退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務に係る業務、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第八号（業務）に掲げる業務」を加え、同条第二項中「第八号」の下に「から第十二号まで」を加え、同項に次の四号を加える。

九　国家公務員共済組合法第二十一条第二項第二号に掲げる業務を行う同条第一項に規定する連合会　同号ハに規定する退職等年金給付積立金の額として政令で定めるところにより計算した金額

十　地方公務員等共済組合法第三条の二第一項第三号に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務を行う次に掲げる法人　当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　地方公務員等共済組合法第三条第一項（設立）に規定する組合（同項第一号から第四号までに定めるものに限る。）　同法第二十四条の二（退職等年金給付組合積立金の積立て）に規定する退職等年金給付組合積立金の額として政令で定めるところにより計算した金額

ロ　地方公務員等共済組合法第二十七条第一項（市町村連合会）に規定する市町村連合会　同法第三十八条第一項（準用規定）において準用する同法第二十四条の二に規定する退職等年金給付組合積立金の額として政令で定めるところにより計算した金額

十一　地方公務員等共済組合法第三十八条の二第二項第四号に規定する退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務に係る業務を行う同条第一項に規定する地方公務員共済組合連合会　同法第三十八条の八の二第一項（退職等年金給付調整積立金）に規定する退職等年金給付調整積立金の額として政令で定めるところにより計算した金額

十二　日本私立学校振興・共済事業団法第二十三条第一項第八号に掲げる業務を行う同法第三条（法人格）に規定する事業団　同法第三十三条第一項第四号（区分経理）に掲げる経理に係る勘定に属する積立金の額として政令で定めるところにより計算した金額

第百二十一条第二項中「内国法人」の下に「又は同項の承認を受けていない連結申告法人（第二条第十六号（定義）に規定する連結申告法人をいう。次条第一項において同じ。）」を加え、「ついても」を「ついて」に改める。

第百二十二条第一項中「第二条第十六号（定義）に規定する」を削る。

第百二十三条第二号中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同条第三号中「第百二十七条第二項」を「第百二十七条第四項」に改める。

第百二十七条第一項中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同項第三号中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同項第五号を削り、同条第二項中「前項の」及び「同項の」を「第一項又は第二項の」に、「同項各号」を「第一項各号又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　第百二十一条第一項の承認を受けた内国法人につき、第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認が取り消された場合には、納税地の所轄税務署長は、その取り消された日の前日（当該前日が連結事業年度終了の日である場合には、その取り消された日）の属する事業年度まで遡つて、第百二十一条第一項の承認を取り消すものとする。

3　第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

第百三十二条の二中「第二十三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加える。

第百三十八条第五号イ中「分配」の下に「、金銭の分配」を加え、同条第十号中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改める。

第百四十二条の五第二項中「の計算に関する明細書」を「及びその計算に関する明細を記載した書類」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項の規定により損金

の額に算入される金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

第三編第二章第一節第三款中第百四十二条の九を第百四十二条の十とし、同節第二款中第百四十二条の八の次に次の一条を加える。

（特定の内部取引に係る恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）

第百四十二条の九　外国法人の恒久的施設と第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する本店等との間で同項第三号又は第五号に掲げる国内源泉所得を生ずべき資産の当該恒久的施設による取得又は譲渡に相当する内部取引（同項第一号に規定する内部取引をいう。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該内部取引は当該資産の当該内部取引の直前の帳簿価額に相当するものとして政令で定める金額により行われたものとして、当該外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額を計算する。

2　前項の規定の適用がある場合の外国法人の恒久的施設における資産の取得価額その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百四十三条第一項中「百分の二十五・五」を「百分の二十三・九」に改める。

第百四十四条の二第四項第六号イ中「、剰余金」を「若しくは剰余金」に、「基金利息」を「同項に規定する金銭の分配若しくは基金利息に相当するもの」に改め、同号ロ中「特定受益証券発行信託」の下に「若しくはこれ」を加える。

第百四十四条の三第二項中「その事業年度」の下に「（恒久的施設を有しない外国法人になつた日の翌日の属する事業年度を除く。次条第二項において同じ。）」を加える。

第百四十四条の十三第十項中「第百四十二条の九」を「第百四十二条の十」に改める。

第百四十九条第一項中「当該」を「恒久的施設を有しない外国法人である」に、「その普通法人」を「その外国法人である普通法人」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、恒久的施設を有することとなつた外国法人である普通法人の同条第一号イ及びロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約（第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約をいう。以下この項及び次項において同じ。）の規定その他政令で定める規定（次項において「租税条約等の規定」という。）により法人税を課さないこととされる場合又は恒久的施設を有しない外国法人である普通法人の第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約の規定により法人税を課さないこととされる場合には、当該届出書を提出することを要しない。

第百四十九条第二項中「前項」を「第一項」に、「である普通法人」を「普通法人が恒久的施設」に、「である普通法人」（を「普通法人が（に改め、「。以下この項」の下に「及び次項」を、「同じ。」）の下に「が恒久的施設」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項ただし書の規定により同項に規定する届出書の提出を要しないこととされた恒久的施設を有する外国法人である普通法人が租税条約等の規定により法人税を課さないこととされる国内源泉所得以外の国内源泉所得（第百四十一条第一号イ又はロに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）を有することとなつた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する届出書の提出を要しないこととされた恒久的施設を有しない外国法人である普通法人が租税条約の規定により法人税を課さないこととされる国内源泉所得以外の国内源泉所得（同条第二号に定める国内源泉所得に該当するものに限る。）を有することとなつた場合には、これらの国内源泉所得を有することとなつた日以後二月以内に、同項各号に掲げる事項を記載した届出書にこれらの国内源泉所得を有することとなつた時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第百五十条第三項中「限る」の下に「。以下この項及び次項において同じ」を加え、「（外国法人に係る法人税の課税標準）」を「（課税標準）」に改め、「生ずるもの」の下に「（以下この項及び次項において「特定国内源泉所得」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、外国法人の特定国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約等の規定（第百四十九条第一項ただし書（外国普通法人となつた旨の届出）に規定する租税条約等の規定をいう。次項において同じ。）により法人税を課さないこととされる場合には、当該届出書を提出することを要しない。

第百五十条に次の一項を加える。

4　前項ただし書の規定により同項に規定する届出書の提出を要しないこととされた外国法人が租税条約等の規定により法人税を課さないこととされる特定国内源泉所得以外の特定国内源泉所得を有することとなつた場合には、その有することとなつた日以後二月以内に、第一項各号に掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書にその有することとなつた時における収益事業に係る貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

別表第二国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会の項中「（昭和三十三年法律第百二十八号）」を削り、同表全国市町村職員共済組合連合会の項中「（昭和三十七年法律第百五十二号）」を削り、同表日本私立学校振興・共済事業団の項中「（平成九年法律第四十八号）」を削る。

（相続税法の一部改正）

第三条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三に次の一項を加える。

2　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百三十七条の二（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）又は第百三十七条の三（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定の適用がある場合における前項第二号イの規定の適用については、次に定めるところによる。

一　所得税法第百三十七条の二第二項の規定により同条第一項の納税の猶予に係る期限の延長を受ける個人が死亡した場合には、当該個人の死亡に係る相続税の前項第二号イの規定の適用については、当該個人の死亡に係る相続の開始前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたものとみなす。

二　所得税法第百三十七条の三第一項（同条第三項の規定により適用する場合を含む。以下この号及び次条第二項第二号において同じ。）の規定の適用を受ける者から同法第百三十七条の三第一項の規定の適用に係る贈与により財産を取得した者（以下この号において「受贈者」という。）が死亡した場合には、当該受贈者の死亡に係る相続税の前項第二号イの規定の適用については、当該受贈者は、当該受贈者の死亡に係る相続の開始前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたものとみなす。ただし、当該受贈者が同条第一項の規定の適用に係る贈与前五年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所

を有していたことがない場合には、この限りでない。

三　所得税法第百三十七条の三第二項（同条第三項の規定により適用する場合を含む。以下この号及び次条第二項第三号において同じ。）の規定の適用を受ける相続人（包括受遺者を含む。以下この号及び次条第二項第三号において同じ。）が死亡（以下この号において「二次相続」という。）をした場合には、当該二次相続に係る相続税の前項第二号イの規定の適用については、当該相続人は、当該二次相続の開始前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたものとみなす。ただし、当該相続人が所得税法第百三十七条の三第二項の規定の適用に係る相続の開始前五年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがない場合には、この限りでない。

2　所得税法第百三十七条の二（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）又は第百三十七条の三（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定の適用がある場合における前項第二号イの規定の適用については、次に定めるところによる。

一　所得税法第百三十七条の二第二項の規定により同条第一項の納税の猶予に係る期限の延長を受ける個人が財産の贈与をした場合には、当該贈与に係る贈与税の前項第二号イの規定の適用については、当該個人は、当該贈与前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたものとみなす。

二　所得税法第百三十七条の三第一項の規定の適用を受ける者から同項の規定の適用に係る贈与により財産を取得した者（以下この号において「受贈者」という。）が財産の贈与（以下この号において「二次贈与」という。）をした場合には、当該二次贈与に係る贈与税の前項第二号イの規定の適用については、当該受贈者は、当該二次贈与前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたものとみなす。ただし、当該受贈者が同条第一項の規定の適用に係る贈与前五年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがない場合には、この限りでない。

三　所得税法第百三十七条の三第二項の規定の適用を受ける相続人が財産の贈与をした場合には、当該贈与に係る贈与税の前項第二号イの規定の適用については、当該相続人は、当該贈与前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたものとみなす。ただし、当該相続人が同条第二項の規定の適用に係る相続の開始前五年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがない場合には、この限りでない。

第二条第一項中「第一条の三第一号」を「第一条の三第一項第一号」に改め、同条第二項中「第一条の三第三号」を「第一条の三第一項第三号」に改める。

第二条の二第一項中「第一条の四第一号」を「第一条の四第一項第一号」に改め、同条第二項中「第一条の四第三号」を「第一条の四第一項第三号」に改める。

第十条第一項第五号中「第五十九条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第十一条の二第一項中「第一条の三第一号」を「第一条の三第一項第一号」に改め、同条第二項中「第一条の三第三号」を「第一条の三第一項第三号」に改める。

第十三条第一項中「第一条の三第一号」を「第一条の三第一項第一号」に改め、同条第二項中「第一条の三第三号」を「第一条の三第一項第三号」に改める。

第十四条に次の一項を加える。

3　前項の債務の確定している公租公課の金額には、被相続人が、所得税法第百三十七条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）（同条第二項の規定により適用する場合を含む。第三十二条第一項第九号イにおいて同じ。）の規定の適用を受けていた場合における同法第百三十七条の二第一項に規定する納税猶予分の所得税額並びに同法第百三十七条の三第一項及び第二項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）（これらの規定を同条第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けていた場合における同条第四項に規定する納税猶予分の所得税額を含まない。ただし、同法第百三十七条の二第十三項の規定により当該被相続人の納付の義務を承継した当該被相続人の相続人（包括受遺者を含む。以下この項及び同号において同じ。）が納付することとなつた同条第一項に規定する納税猶予分の所得税額及び当該納税猶予分の所得税額に係る利子税の額（当該納税猶予分の所得税額に係る所得税の同法第百二十八条（確定申告による納付）又は第百二十九条（死亡の場合の確定申告による納付）の規定による納付の期限の翌日から当該被相続人の死亡の日までの間に係るものに限る。）並びに同法第百三十七条の三第十五項の規定により当該被相続人の納付の義務を承継した当該被相続人の相続人が納付することとなつた同条第四項に規定する納税猶予分の所得税額及び当該納税猶予分の所得税額に係る利子税の額（当該納税猶予分の所得税額に係る所得税の同法第二編第五章第二節第三款（納付）の規定による納付の期限の翌日から当該被相続人の死亡の日までの間に係るものに限る。）については、この限りでない。

第十九条の三第一項中「第一条の三第三号」を「第一条の三第一項第三号」に、「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第十九条の四第一項中「第一条の三第二号」を「第一条の三第一項第二号」に、「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第二十一条の二第一項中「第一条の四第一号」を「第一条の四第一項第一号」に改め、同条第二項中「第一条の四第三号」を「第一条の四第一項第三号」に改め、同条第三項中「第一条の四第一号」を「第一条の四第一項第一号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改める。

第二十一条の三第一項第四号中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削る。

第二十一条の四第一項中「第一条の四第二号」を「第一条の四第一項第二号」に改める。

第二十一条の十六第二項中「同条第四号」を「同項第四号」に改める。

第三十二条第一項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　次に掲げる事由が生じたこと。

イ　所得税法第百三十七条の二第十三項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定により同条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する国外転出をした者に係る同項に規定する納税猶予分の所得税額に係る納付の義務を承継したその者の相続人が当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税を納付することとなつたこと。

ロ　所得税法第百三十七条の三第十五項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定により同条第七項に規定する適用贈与者等に係る同条第四項に規定する納税猶予分の所得税額に係る納付の義務を承継した当該適用贈与者等の相続人が当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税を納付することとなつたこと。

ハ　イ及びロに類する事由として政令で定める事由

第五十九条第一項中「（以下この項」の下に「及び次項」を加え、「様式に従つて」を「ところにより」に改め、同条第七項中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に、「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「若しくは第二項」を「から第三項までの規定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項に」を「、第二項又は第三項に」に、「又は第二項の」を「から第三項までの」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　保険会社等でこの法律の施行地に営業所等を有するものは、生命保険契約又は損害保険契約の契約者が死亡したことに伴いこれらの契約の契約者の変更の手続を行つた場合には、当該変更の効力が生じた日の属する年の翌年一月三十一日までに、財務省令で定めるところにより作成した調書を当該調書を作成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、当該変更の手続を行つた生命保険契約又は損害保険契約が、解約返戻金に相当する金額が一定金額以下のものである場合その他の財務省令で定めるものである場合は、この限りでない。

第六十二条第一項中「第一条の三第一号」を「第一条の三第一項第一号」に、「第一条の四第一号」を「第一条の四第一項第一号」に改め、同条第二項中「第一条の三第二号」を「第一条の三第一項第二号」に、「第一条の四第二号」を「第一条の四第一項第二号」に、「第一条の三第一号」を「第一条の三第一項第一号」に、「第一条の四第一号」を「第一条の四第一項第一号」に改める。

（消費税法の一部改正）

第四条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　国外事業者　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号（定義）に規定する非居住者である個人事業者及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第四号（定義）に規定する外国法人をいう。

第二条第一項第八号の次に次の四号を加える。

八の二　特定資産の譲渡等　事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。

八の三　電気通信利用役務の提供　資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号（定義）に規定する著作物をいう。）の提供（当該著作物の利用の許諾に係る取引を含む。）その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。）であつて、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。

八の四　事業者向け電気通信利用役務の提供　国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、当該電気通信利用役務の提供に係る役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

八の五　特定役務の提供　資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の政令で定める役務の提供（電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）をいう。

第二条第一項第十二号中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削り、同項第十三号中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、同条第二項中「おいて、」を「おいて」に、「行為」を「行為（当該行為のうち、電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）」に改め、同条第三項中「おいて、」を「おいて」に、「行為」を「行為（当該行為のうち、他の者から受ける電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）」に改める。

第四条第一項中「資産の譲渡等」の下に「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三項において同じ。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。以下この章において同じ。）」を加え、同条第三項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第三号に掲げる場合において、同号に定める場所がないときは、当該資産の譲渡等は国内以外の地域で行われたものとする。

第四条第三項第一号中「その他の」の下に「資産でその所在していた場所が明らかでないものとして」を加え、同項第二号中「提供である場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、「運輸、通信その他国内及び国内以外の地域にわたつて行われるものである場合その他の」を「国際運輸、国際通信その他の役務の提供で当該役務の提供が行われた場所が明らかでないものとして」に改め、同項に次の一号を加える。

三　電気通信利用役務の提供である場合　当該電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所（現在まで引き続いて一年以上居住する場所をいう。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地

第四条第六項中「前三項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一号を加える。

4　特定仕入れが国内において行われたかどうかの判定は、当該特定仕入れを行つた事業者が、当該特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、前項第二号又は第三号に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

第五条第一項中「課税資産の譲渡等」の下に「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三十条第二項及び第三十二条を除き、以下同じ。）及び特定課税仕入れ（課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。以下同じ。）」を加える。

第八条第六項中「第一項の規定の適用を受けるため、事業者が経営する販売場で、」を「次に掲げる要件の全てを満たす事業者（に、「の適用を受けない場合において」を「により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）の経営する販売場であつて、」に改め、同項に次の各号を加える。

一　現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

二　次項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から三年を

経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

第八条に次の三項を加える。

8　事前承認港湾施設内に臨時販売場（国内及び国内以外の地域にわたつて行われる旅客の輸送の用に供される船舶に乗船する旅客に対し、物品を譲渡するために期間を定めて設置する販売場をいう。）を設置しようとする事業者（第六項に規定する輸出物品販売場を経営する事業者に限る。）が、当該臨時販売場を設置する日の前日までに、当該臨時販売場を設置しようとする期間その他財務省令で定める事項を記載した届出書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該期間に限り、当該臨時販売場を同項の規定による許可を受けた輸出物品販売場とみなして、第一項から第四項までの規定を適用する。

9　前項に規定する事前承認港湾施設とは、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項（定義）に規定する港湾施設（同条第六項の規定により港湾施設とみなされるものを含む。）のうち、前項の規定の適用を受けようとする事業者が、政令で定めるところにより、あらかじめその納税地を所轄する税務署長の承認を受けた場所をいう。

10　第六項に規定する輸出物品販売場の許可に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条第一項及び第四項、第九条の二第一項、第十条第一項及び第二項、第十一条、第十二条第一項から第六項までの規定、第十二条の二第一項及び第二項並びに第十二条の三第一項中「課税資産の譲渡等に」を「課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに」に改める。

第十三条の見出し中「資産の譲渡等」の下に「又は特定仕入れ」を加え、同条に次の一項を加える。

2　法律上特定仕入れを行つたとみられる者が単なる名義人であつて、その特定仕入れに係る対価の支払をせず、その者以外の者がその特定仕入れに係る対価を支払うべき者である場合には、当該特定仕入れは、当該対価を支払うべき者が行つたものとして、この法律の規定を適用する。

第十五条第六項中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、同条第八項中「課税期間」と、」の下に「同項各号中」を加える。

第二十条から第二十五条までの規定中「資産の譲渡等」の下に「及び特定仕入れ」を加える。

第二十八条第一項中「次項」を「第三項」に改め、同項ただし書中「第四条第四項第二号」を「第四条第五項第二号」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「又は」を「、第二項又は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第四条第四項各号」を「第四条第五項各号」に改め、同項第一号中「第四条第四項第一号」を「第四条第五項第一号」に改め、同項第二号中「第四条第四項第二号」を「第四条第五項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特定課税仕入れに係る消費税の課税標準は、特定課税仕入れに係る支払対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。）とする。

第三十条第一項中「行う課税仕入れ」の下に「（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及び第三十二条から第三十六条までにおいて同じ。）若しくは特定課税仕入れ」を加え、「及び」を「、当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る消費税額（当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の六・三を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　国内において特定課税仕入れを行つた場合　当該特定課税仕入れを行つた日

第三十条第二項中「課税仕入れに係る消費税額」の下に「、特定課税仕入れに係る消費税額」を加え、同項第一号中「行つた課税仕入れ及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加え、同号イ及びロ中「要する課税仕入れ」の下に「、特定課税仕入れ」を加え、同条第四項中「課税仕入れ及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加え、同条第六項中「、第一項」の下に「に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額とは、特定課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。）をいい、同項」を、「行つた資産の譲渡等」の下に「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）」を加え、同条第七項中「である場合」の下に「、特定課税仕入れに係るものである場合」を、「ない課税仕入れ」の下に「、特定課税仕入れ」を加え、同条第八項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　課税仕入れ等の税額が特定課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ　特定課税仕入れの相手方の氏名又は名称

ロ　特定課税仕入れを行つた年月日

ハ　特定課税仕入れの内容

ニ　第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額

ホ　特定課税仕入れに係るものである旨

第三十二条第一項中「行つた課税仕入れ」の下に「又は特定課税仕入れ」を、「この項において同じ。）」の下に「若しくは当該特定課税仕入れに係る支払対価の額（同条第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この項において同じ。）」を、「又は当該課税仕入れに係る支払対価の額」の下に「若しくは当該特定課税仕入れに係る支払対価の額」を加え、「全部又は」を「全部若しくは」に改め、同項第一号中「（当該」の下に「課税仕入れに係る」を、「算出した金額」の下に「及び当該特定課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は当該減額を受けた債務の額に百分の六・三を乗じて算出した金額」を加え、同条第三項中「課税仕入れ」の下に「又は特定課税仕入れ」を加え、同条第七項中「課税仕入れ」の下に「若しくは特定課税仕入れ」を加える。

第三十三条第一項中「課税仕入れを」を「課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを」に改め、「当該課税仕入れの日」の下に「若しくは当該特定課税仕入れの日」を加え、同項第一号中「課税仕入れの日」の下に「若しくは特定課税仕入れの日」を加える。

第三十四条第一項中「課税仕入れを」を「課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを」に、「課税仕入れ又は」を「課税仕入れ若しくは特定課税仕入れの日」の下に「若しくは当該特定課税仕入れの日」を加え、同項第一号中「課税仕入れの日」の下に「若しくは特定課税仕入れの日」を加える。

第三十五条中「課税仕入れを」を「課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを」に、「課税仕入れ又は」を「課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は」に改め、「当該課税仕入れの日」の下に「若しくは当該特定課税仕入れの日」を加え、同条第一号中「課税仕入れの日」の下に「若しくは特定課税仕入れの日」を加える。

第三十七条第一項中「当該事業者の当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の六十に相当する金額（卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者にあつては、当該残額に、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに当該事業における課税資産の譲渡等に係る消費税額のうちに課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額）」を「次に掲げる金額の合計額」に、「当該金額」を「当該金額の合計額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該事業者の当該課税期間の課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の六十に相当する金額（卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者にあつては、当該残額に、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに当該事業における課税資産の譲渡等に係る消費税額のうちに課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額）

二　当該事業者の当該課税期間の特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額を控除した残額

第三十八条第一項中「次条」を「第三十九条」に改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）

第三十八条の二　事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行つた特定課税仕入れにつき、値引き又は割戻しを受けたことにより、当該特定課税仕入れに係る支払対価の額（第二十八条第二項に規定する支払対価の額をいう。）の全部若しくは一部の返還又は当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に係る買掛金その他の債務の額の全部若しくは一部の減額（以下この項から第四項までにおいて「特定課税仕入れに係る対価の返還等」という。）を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間における特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額（当該返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額に百分の六・三を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除する。

2　前項の規定は、事業者が当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額の明細を記録した帳簿を保存しない場合には、当該保存のない特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3　相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により行われた特定課税仕入れにつき当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、その相続人が行つた特定課税仕入れにつき当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けたものとみなして、前二項の規定を適用する。

4　前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により行われた特定課税仕入れにつき当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人により行われた特定課税仕入れにつき当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について準用する。

5　前二項に定めるもののほか、第二項に規定する帳簿の記録及び保存に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の見出し中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

第四十三条第一項中「中間申告対象期間に係る」を「中間申告対象期間における課税資産の譲渡等に係る」に改め、」の合計額」の下に「、特定課税仕入れに係る課税標準である金額（当該中間申告対象期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る課税標準である金額をいう。以下この項において同じ。）の合計額」を加え、同項第一号中「当該」の下に「課税資産の譲渡等に係る」を、「合計額」の下に「及び当該特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額並びにそれらの合計額」を加え、同項第三号中「八まで」を「二まで」に改め、同条第二項中「中間申告対象期間」の下に「における課税資産の譲渡等」を、「金額の合計額」の下に「及び特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額」を加える。

第四十五条の見出し中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、同条第一項ただし書中「除く。」が」を「除く。）及び特定課税仕入れが」に改め、同項第一号中「合計額」の下に「及びその課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額並びにそれらの合計額」を加え、同項第三号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額

第四十八条の見出し及び第四十九条の見出し中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

第六十二条を次のように改める。

（特定資産の譲渡等を行う事業者の義務）

第六十二条　国内において特定資産の譲渡等（第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。）を行う事業者は、当該特定資産の譲渡等に際し、あらかじめ、当該特定資産の譲渡等に係る特定課税仕入れを行う事業者が第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある旨を表示しなければならない。

第六十四条第三項及び第五項中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

別表第一第七号ロ中「若しくは同条第三項第四号の二」を「を経営する事業、同条第三項第一号の二に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、同項第四号の二」に改める。

別表第三第一号の表港務局の項中「（昭和二十五年法律第二百十八号）」を削る。

（たばこ税法の一部改正）

第五条　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

（国税通則法の一部改正）

第六条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「期間（」の下に「課税資産の譲渡等（」を、「規定する課税資産の譲渡等」の下に「をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第十五条第二項第七号（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）において同じ。）及び特定課税仕入れ（同法第五条第一項（納税義務者）に規定する特定課税仕入れをいう。同号において同じ。）」を加える。

第十五条第二項第七号中「（消費税法第二条第一項第九号（定義）に規定する課税資産の譲渡等をいう。）」を「若しくは特定課税仕入れ」に、「充てん場」を「充塡場」に改める。

第二十三条第一項中「九年」を「十年」に改め、同条第二項各号中「とき。」を「とき」に改める。

第三十八条第三項第三号中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、同条第四項中「保全差押」を「保全差押え」に改める。

第六十六条第六項中「二週間」を「一月」に改める。

第七十条第二項中「九年」を「十年」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　次の各号に掲げる更正決定等は、第一項又は前項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、同項各号に定める期限又は日から七年を経過する日まで、することができる。

一　偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税（当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。）についての更正決定等

二　偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）についての更正（前二項の規定の適用を受ける法人税に係る純損失等の金額に係るものを除く。）

三　所得税法第六十条の二第一項から第三項まで（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）又は第六十条の三第一項から第三項まで（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用がある場合（第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出及び税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十条（税務代理の権限の明示）（同法第四十八条の十六（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出がある場合その他の政令で定める場合を除く。）の所得税（当該所得税に係る加算税を含む。第七十三条第三項（時効の中断及び停止）において「国外転出等特例の適用がある場合の所得税」という。）についての更正決定等

第七十一条第二項中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に、「同条第十二号の七の三」を「同条第十二号の七」に改める。

第七十三条第三項中「、又は」を「、若しくは」に改め、「受けた国税」の下に「又は国外転出等特例の適用がある場合の所得税」を加え、同項ただし書中「掲げる日」を「定める日」に改め、同条第四項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第七十四条の九第三項第二号中「（昭和二十六年法律第二百三十七号）」を削り、「の規定により」を「において」に改め、同条に次の一項を加える。

6　納税義務者について税務代理人が数人ある場合において、当該納税義務者がこれらの税務代理人のうちから代表する税務代理人を定めた場合として財務省令で定める場合に該当するときは、これらの税務代理人への第一項の規定による通知は、当該代表する税務代理人に対してすれば足りる。

第七十四条の十一第六項中「調査」の下に「（実地の調査に限る。）」を加える。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第七条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改め、同条第三項中「第四十二条第一項各号」を「第四十一条の二十二第一項各号」に、「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改め、同条第四項中「第四十二条第二項第一号」を「第四十一条の二十二第二項第一号」に改める。

第三条の二第十三項及び第四条第一項から第六項までの規定中「第百四十二条の九」を「第百四十二条の十」に改める。

第七条第四項の表法人税法第百四十五条の項中「同条第二項第五号」を「第二項第五号」に改める。

第九条第一項中「第十条の二」の下に「、第十条の八第一項」を加える。

第十条の四の次に次の五条を加える。

（特定取引を行う者の届出書の提出等）

第十条の五　平成二十九年一月一日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う者は、その者（特定取引を行う者が特定法人である場合において、当該特定法人に係る実質的支配者があるときにあつては、当該特定法人及びその実質的支配者とし、特定取引を行う者が特定組合員である場合にあつては、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員が締結している組合契約によつて成立する組合とする。以下第十条の七までにおいて「特定対象者」という。）の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書を、その特定取引を行う際、当該報告金融機関等の営業所等の長に提出しなければならない。

2　報告金融機関等は、平成二十八年十二月三十一日以前に当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者で同日において当該特定取引に係る契約を締結しているものにつき、政令で定めるところにより、平成三十年十二月三十一日（特定取引に係る契約で政令で定めるものにあつては、政令で定める日）までに、当該報告金融機関等の保有する特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域（第六項、次条第一項及び第十条の七第一項において「住所等所在地国」という。）と認められる国又は地域を特定しなければならない。ただし、次項の規定による届出書の提出を受けた場合は、この限りでない。

3　前項の特定取引に係る契約を締結している者は、既にこの項の規定により届出書を提出している場合を除き、第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項及び当該特定取引に関する総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書を、当該特定取引に係る報告金融機関等の営業所等の長に提出することができる。この場合において、当該届出書の

提出をする者は、当該届出書の提出をする報告金融機関等の営業所等の長に特定対象者の居住地国の確認のための書類として総務省令、財務省令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該届出書の提出を受ける報告金融機関等の営業所等の長は、総務省令、財務省令で定めるところにより、当該届出書に記載されている事項を確認しなければならないものとする。

4　第一項又は前項の規定により届出書を提出した者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書（以下第十条の七までにおいて「異動届出書」という。）を、その該当することとなつた日（当該各号に定める事項がその者に係る実質的支配者に係るものである場合にあつては、その該当することとなつたことを知つた日）から三月を経過する日（その者が法人又は特定組合員である場合には、政令で定める日）までに、これらの規定に規定する報告金融機関等の営業所等の長に提出しなければならない。当該異動届出書の提出をした後、再び当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合についても、同様とする。

一　特定対象者の居住地国が第一項若しくは前項の届出書又は異動届出書に当該特定対象者の居住地国として記載した国又は地域と異なることとなつた場合　その異なることとなつた居住地国

二　第七項第八号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しない特定対象者が同号イ又はロに掲げる者のいずれかに該当することとなつた場合　それぞれ同号イ又はロに定める国又は地域

三　第七項第八号イ又はロに掲げる者のいずれかに該当する特定対象者が同号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないこととなつた場合　その該当しないこととなつた旨

5　第一項後段の規定は、前項の規定により異動届出書が提出された場合について準用する。

6　報告金融機関等は、第二項の特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域と異なることを示す総務省令、財務省令で定める情報を取得した場合その他の政令で定める場合には、第三項の規定による届出書の提出を受けた場合を除き、政令で定めるところにより、その取得の日の属する年の十二月三十一日又はその取得の日から三月を経過する日のいずれか遅い日（当該特定対象者との間で行つた特定取引に係る契約が政令で定めるものである場合にあつては、政令で定める日）までに、当該報告金融機関等の保有する当該特定対象者の住所その他の総務省令、財務省令で定める情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。当該特定をした後、再び当該政令で定める場合に該当することとなつた場合についても、同様とする。

7　この条から第十条の七までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　報告金融機関等　銀行その他の政令で定める者をいう。

二　営業所等　国内（この法律の施行地をいう。次条第一項において同じ。）にある営業所又は事務所（報告金融機関等のうち政令で定める者にあつては、政令で定める場所）をいう。

三　特定取引　預金又は貯金の預入れを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引をいう。

四　特定法人　その発行する株式が外国金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。次条第一項において同じ。）において上場されている法人その他の政令で定める法人以外の法人をいう。

五　実質的支配者　法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令、財務省令で定める者をいう。

六　特定組合員　組合契約を締結している組合員（匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。）及び外国におけるこれに類する契約（以下この号及び次号において「匿名組合契約等」という。）にあつては、匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者）であつて、特定取引を当該組合契約によつて成立する組合の業務として行うものをいう。

七　組合契約　民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約（これに類するものとして政令で定める契約を含む。）又は匿名組合契約等をいう。

八　居住地国　次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域をいう。

イ　外国の法令において、当該外国に住所を有し、若しくは一定の期間を超えて居所を有し、若しくは本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより、又は当該外国の国籍を有することその他これに類する基準により、所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている個人（租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者でないものとみなされる居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。ロにおいて同じ。）を除く。）又は法人（組合契約によつて成立する組合を含む。）　当該外国

ロ　居住者又は内国法人　我が国

8　第一項の特定取引を行う者若しくは第三項の特定取引に係る契約を締結している者又はこれらの規定により届出書を提出した者は、これらの規定による届出書又は第四項の規定による異動届出書の提出に代えて、これらの届出書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令、財務省令で定める方法をいう。第十三条第四項第三号において同じ。）により提供することができる。この場合において、これらの者は、これらの届出書を提出したものとみなす。

9　平成二十九年一月一日以後に報告金融機関等に該当することとなつた者についての第二項の規定の適用については、同項中「平成二十八年十二月三十一日」とあるのは「報告金融機関等に該当することとなつた日として政令で定める日（以下この項において「該当日」という。）」と、「同日」とあるのは「該当日」と、「平成三十年十二月三十一日」とあるのは「該当日から二年を経過する日」とする。

10　第八項に定めるもののほか、第一項から第六項まで及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（報告金融機関等による報告事項の提供）

第十条の六　報告金融機関等は、その年の十二

月三十一日において、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者（その発行する株式が外国金融商品取引所において上場されている法人その他の政令で定める者を除く。）が報告対象契約を締結している場合には、その報告対象契約ごとに、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、特定居住地国（前条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書若しくは同条第四項の規定により提出された異動届出書に特定対象者の居住地国として記載された国若しくは地域又は同条第二項若しくは第六項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域として特定された国若しくは地域をいう。次項及び次条第一項において同じ。）及び当該報告対象契約に係る資産の価額、当該資産の運用、保有又は譲渡による収入金額その他の総務省令、財務省令で定める事項（以下この条及び第十条の八において「報告事項」という。）を、その年の翌年四月三十日までに、次に掲げる方法のいずれかにより、当該報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地（当該報告金融機関等が国内に本店又は主たる事務所を有しない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める場所）の所轄税務署長に提供しなければならない。

一　総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として総務省令、財務省令で定める方法

二　当該報告事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令、財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法

2　前項に規定する報告対象契約とは、特定取引に係る契約のうち次に掲げるものをいう。

一　特定居住地国が租税条約等の相手国等のうち総務省令、財務省令で定める国又は地域（以下この項において「報告対象国」という。）である者（特定居住地国が報告対象国である組合契約によつて成立する組合の特定組合員を含む。）が締結しているもの

二　特定居住地国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人で、当該特定法人に係る実質的支配者の特定居住地国が報告対象国である特定法人が締結しているもの

三　前二号に掲げるもののほか、報告金融機関等による報告が必要なものとして政令で定めるもの

3　第一項に規定する報告対象契約が終了した場合の報告事項の提供の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（記録の作成及び保存）

第十条の七　報告金融機関等は、第十条の五第一項若しくは第三項の規定による届出書の提出若しくは同条第四項の規定による異動届出書の提出を受けた場合又は同条第二項若しくは第六項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定を行つた場合には、総務省令、財務省令で定めるところにより、特定対象者の特定居住地国に関する事項その他の総務省令、財務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2　報告金融機関等は、前項の規定により作成した記録を、当該記録に係る特定取引に係る契約が終了した日その他の総務省令、財務省令で定める日の属する年の翌年から五年間、保存しなければならない。

（報告金融機関等の報告事項の提供に係る当該職員の質問検査権）

第十条の八　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、その者の第十条の六第一項に規定する報告対象契約に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

2　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

3　前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（身分証明書の携帯等）

第十条の九　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第十一条の二第一項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

第十三条第四項第一号中「第九条第一項」の下に「若しくは第十条の八第一項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項第二号中「第九条第一項」の下に「又は第十条の八第一項」を加え、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　第十条の五第一項に規定する届出書を同項に規定する特定取引の際に報告金融機関等（同条第七項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下この号において同じ。）の営業所等（同条第七項第二号に規定する営業所等をいう。以下この号において同じ。）の長に提出せず、若しくは同条第一項若しくは第三項に規定する届出書若しくは同条第四項に規定する異動届出書に偽りの記載をして報告金融機関等の営業所等の長に提出した者又は同条第八項の規定による電磁的方法により偽りの事項を提供した者（これらの者のうち同条第七項第八号イに掲げる者（これらの者が同項第六号に規定する特定組合員である場合にあつては、その締結している同項第七号に規定する組合契約によつて成立する組合の同項第八号に規定する居住地国が同号イに定める外国である場合における当該特定組合員）に限る。）

四　第十条の六第一項に規定する報告事項をその提供の期限までに同項の規定による方法により税務署長に提供せず、又は同項の規定による方法により偽りの事項を税務署長に提供した者

（租税特別措置法の一部改正）

第八条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の八」を「第九条の九」に、「第三節の四　国際戦略総合特別区域における指定認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十一条）」を「第三節の四　国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例（第六十一条）」に、「第十四節の二　国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例（第六十八条の六十三の二）」を「第十四節の二　国際戦略総合特別区域における連結法人

である指定特定事業法人の課税の特例（第六十八条の六十三の二）」に改める。

第二条第二項第十号の四中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に改め、同項第十号の五中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改め、同項第十号の六中「第二条第十二号の七の四」を「第二条第十二号の七の二」に改める。

第四条の二第一項及び第四条の三第一項中「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第七項」に、「掲げるもの」を「定めるもの」に改める。

第八条の二第一項第二号中「第八条の四第一項第四号、第八条の五第一項第五号、第九条の三第四号、第九条の三の二第一項第四号」を「第八条の四第一項第五号、第八条の五第一項第六号、第九条の三第五号、第九条の三の二第一項第五号」に改める。

第八条の四第一項第一号中「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　特定受益証券発行信託（その信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第一号に規定する信託契約（次条第一項第五号、第九条の三第四号、第九条の三の二第一項第四号及び第三十七条の十一第二項第三号の二において「信託契約」という。）の締結時において委託者が取得する受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたものに限る。）の収益の分配

第八条の四第四項中「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改める。

第八条の五第一項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第二号中「第六号」を「第七号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　特定受益証券発行信託（その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が前条第一項第四号に規定する公募により行われたものに限る。）の収益の分配

第九条第三項中「剰余金の分配」を「金銭の分配」に改める。

第九条の三第一号中「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　特定受益証券発行信託（その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が第八条の四第一項第四号に規定する公募により行われたものに限る。）の収益の分配

第九条の三の二第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　特定受益証券発行信託（その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が第八条の四第一項第四号に規定する公募により行われたものに限る。）の収益の分配

第九条の四第三項中「及び第五項」を削り、同条第四項中「この条」を「この項」に改め、同条第五項を削る。

第九条の八中「この条」の下に「及び次条」を、「営業所をいう」の下に「。次条において同じ」を加え、「第三十七条の十四第二十五項及び第二十六項」を「第三十七条の十四第二十六項及び第二十七項」に改める。

第二章第一節中第九条の八の次に次の一条を加える。

（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）

第九条の九　金融商品取引業者等の営業所に第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座（以下この条において「未成年者口座」という。）を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる第三十七条の十四の二第一項に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この項において「未成年者口座内上場株式等」という。）の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払を受けるべき当該未成年者口座内上場株式等の配当等のうち前条各号に掲げるもの（当該金融商品取引業者等が同条に規定する国内における支払の取扱者であるものに限る。以下この条並びに第三十七条の十四の二第二十七項及び第二十八項において「未成年者口座内上場株式等の配当等」という。）については、所得税を課さない。

一　第三十七条の十四の二第五項第三号に規定する非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等　当該未成年者口座に当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間

二　第三十七条の十四の二第五項第四号に規定する継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等　当該未成年者口座に当該継続管理勘定を設けた日から当該未成年者口座を開設した者がその年一月一日において二十歳である年の前年十二月三十一日までの間

2　未成年者口座及び第三十七条の十四の二第五項第五号に規定する課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同条第四項第三号に規定する基準年の前年十二月三十一日までに同条第六項に規定する契約不履行等事由（以下この条において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合には、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該未成年者口座内上場株式等の配当等の支払があつたものとみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。

3　前項の規定の適用があつた未成年者口座内上場株式等の配当等についての第八条の五第一項の規定の適用は、同条第四項の規定にかかわらず、前項の契約不履行等事由が生じた時に支払があつたものとみなされた当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の合計額ごとに行うものとする。

第十条第一項中「。次項において「試験研究費の総額に係る税額控除割合」という」を「とする」に改め、「及び第八項第四号」及びただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

第十条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「政令で定める中小企業者に該当する個人」を「中小事業者」に、「前三項」を「前項」に改め、「及び第八項第五号」を削り、「「中小企業者」を「「中小事業者」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該中小事業者税額控除限度額が、当該中小事業者のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

第十条第四項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　青色申告書を提出する個人のその年分（事業を廃止した日の属する年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額（その年において前二項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除する金額の計算の基礎となつた特別試験研究費の額を除く。以下この項において同じ。）がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、次に掲げる金額の合計額（以下この項において「特別研究税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特別研究税額控除限度額が、当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の五に相当する金額を限度とする。

一　その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者（以下この号において「特別試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究に係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の三十に相当する金額

二　その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額のうち前号に規定する政令で定める金額以外の金額の百分の二十に相当する金額

第十条第五項を削り、同条第六項中「の年分において」を「において」に改め、ただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、当該各号に定める金額が、当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

第十条第六項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項第三号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　調整前事業所得税額　事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額をいう。

第十条第八項第四号及び第五号を次のように改める。

四　中小事業者　中小事業者に該当する個人として政令で定めるものをいう。

五　特別試験研究費の額　試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学又は中小企業者（第四十二条の四第六項第四号に規定する中小企業者をいう。以下この号において同じ。）に委託する試験研究、中小企業者からその有する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

第十条第八項第六号中「第六項」を「第四項」に、「第十二項」を「第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を同条第七項とし、同条第十項中「第一項及び第二項、第四項又は第六項」を「第一項から第四項まで」に、「及び特別試験研究費の額」を「又は特別試験研究費の額」に、「並びに」を「及び」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項中「第八項から前項まで」を「前三項」に、「第六項」を「第四項」に、「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「第七項」を「第四項」に改め、同項を同条第十項とする。

第十条の二を削る。

第十条の二の二第一項中「同号イ及びロ」を「同号イからハまで」に、「並びに第二号」を「及び第二号」に改め、同項第一号イ中「又は風力」を削り、「認定発電設備」の下に「（ロにおいて「認定発電設備」という。）」を加え、同号ハ中「及びロ」を「からハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　風力の利用に資する機械その他の減価償却資産（認定発電設備に該当するものに限る。）

第十条の二の二第三項中「第十条第四項」を「前条第六項第四号」に、「中小企業者に該当する個人」を「中小事業者」に改め、「提出するもの」の下に「（以下この項において「中小事業者」という。）」を加え、「当該個人」を「当該中小事業者」に改め、同条第二項中「当該個人」を「当該中小事業者」に改め、同条第三項中「第一項に規定する個人」を「中小事業者」に、「第十条の五の四第一項」を「第十条の五の四第一項」に、「当該個人」を「当該中小事業者」に改め、同条第五項中「第一項に規定する個人」を「中小事業者」に、「当該個人」を「当該中小事業者」に、「同項」を「第一項」に、「事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項及び第七項において「事業所得に係る所得税額」という。）を「調整前事業所得税額（第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項及び第七項において同じ。）に改め、同条第六項中「第一項に規定する個人」を「中小事業者」に、「当該個人」を「当該中小事業者」に、「同項」を「第一項」に、「事業所得に係る所得税額」を「調整前事業所得税額」に改め、同条第七項中「事業所得に係る所得税額」を「調整前事業所得税額」に改め、同条第九項中「これらの規定に規定する個人」を「中小事業者」に改め、同条第十三項中「中小企業者」を「中小事業者」に改める。

第十条の四を次のように改める。

（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の四　青色申告書を提出する個人で地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下この項及び第三項において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）につ

いて同条第三項の認定を受けたものが、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事（第三項において「認定都道府県知事」という。）が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画（第三項において「認定地域再生計画」という。）に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域（当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同法第十七条の二第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（第三項において「拡充型計画」という。）である場合には、同号に規定する地方活力向上地域）内において、当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された同法第五条第四項第四号に規定する特定業務施設に該当する建物及びその附属設備並びに構築物（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「特定建物等」という。）でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して、これを当該個人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定建物等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十五（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の二十五）に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定建物等の償却費として所得税法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項の規定により当該特定建物等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定建物等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　青色申告書を提出する個人で指定期間内に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けたものが、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該認定をした認定都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域（当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同法第十七条の二第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）が拡充型計画である場合には、同法第十七条の二第一項第二号に規定する地方活力向上地域）内において、当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された特定建物等でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して、これを当該個人の営む事業の用に供した場合において、当該特定建物等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定建物等の取得価額に当該認定を受けた日が次の各号に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一　地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間　百分の四（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（次号において「移転型計画」という。）である場合には、百分の七）

二　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間　百分の二（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の四）

4　第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した特定建物等については、適用しない。

5　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定建物等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6　第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる特定建物等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された特定建物等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

7　その年分の所得税について第三項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の四第三項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

8　第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条の五第一項中「（第一号に掲げる要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）が、」を「が、適用年（に、「（平成二十四年以後に事業を開始した個人

のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及びその事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項及び次項において「適用年」という。）を「に限る」に、「第二号に掲げる要件」を「次に掲げる要件の全て」に改め、「（同号イ及びロに掲げる要件にあつては、当該適用年においてこれらの要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。）」を削り、「規定する適用事業」及び「政令で定めるもの」の下に「を行つている場合」を加え、「第四項において「適用事業」という。」及び「を行つている場合」を削り、「の基準雇用者数」の下に「（当該適用年において次項の規定の適用を受ける場合には、その適用に係る同項に規定する地方事業所税額控除限度額の計算の基礎となつた地方事業所基準雇用者数を控除した数）」を加え、ただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の調整前事業所得税額（第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項及び第三項において同じ。）の百分の十（当該個人が中小事業者（第十条第六項第四号に規定する中小事業者をいう。第一号において同じ。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

第十条の五第一項各号を次のように改める。

一　基準雇用者数が五人以上（中小事業者にあつては、二人以上）であることにつき政令で定めるところにより証明がされたこと。

二　基準雇用者割合が百分の十以上であること又は当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がされたこと。

三　給与等支給額が比較給与等支給額以上であること。

第十条の五第五項中「第一項の」を「第一項から第三項までの」に、「第十条の五第一項」を「第十条の五第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「前二項」を「第四項から前項まで」に、「第一項」を「第一項又は第二項」に、「適用事業を同項の規定の適用を受けようとする年の前年」を「これらの規定に規定する事業所得を生ずべき事業を平成二十三年以後に、「当該個人の給与等の支給額のうち前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額」を「比較給与等支給額」に、「その他同項」を「その他第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に、「同項」を「これら」に改め、「基準雇用者数」の下に「、地方事業所基準雇用者数又は地方事業所特別基準雇用者数」を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項第七号中「除く」を「除くものとし、当該適用年の前年において事業を開始した場合における当該適用年にあつては当該金額に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額とする」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加え、「及び第四項」を削り、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号中「次号及び第七号」を「第六号及び第九号」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　地方事業所基準雇用者数　適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた個人が当該計画の認定に係る地域再生法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下この号及び第十号において「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）に従つて当該計画の認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事（同号において「認定都道府県知事」という。）が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画（同号において「認定地域再生計画」という。）に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において整備した同法第五条第四項第四号に規定する特定業務施設（第十号において「特定業務施設」という。）のみを当該個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第十条の五第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　適用年　平成二十四年から平成二十八年までの各年（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（第五号及び第十号において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）について「計画の認定」という。）を受けた個人にあつては、当該計画の認定を受けた日の属する年以後三年内の各年を含む。）をいい、平成二十四年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及びその事業を廃止した日の属する年を除く。

第十条の五第二項に次の一号を加える。

十　地方事業所特別基準雇用者数　適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた個人の当該適用年及び当該適用年前の各年のうち、当該計画の認定を受けた日の属する年以後の各年の当該個人が当該計画の認定に係る認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて当該計画の認定をした認定都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設のみを当該個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数の合計数をいう。

第十条の五第二項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5　前項第九号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6　第一項から第三項までの規定は、これらの規定の適用を受けようとする年及びその前年において、これらの規定に規定する個人に離職者（当該個人の雇用者又は高年齢雇用者であつた者で、当該個人の都合によるものとし

て財務省令で定める理由によつて離職（雇用保険法第四条第二項に規定する離職をいう。）をしたものをいう。）がいないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限り、適用する。

第十条の五第一項の次に次の二項を加える。

2　青色申告書を提出する個人で地域再生法第十七条の二第四項に規定する認定事業者（次項において「認定事業者」という。）であるものが、適用年において、第一号に掲げる要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つている場合（前項に規定する政令で定める事業を行つている場合を除く。）には、当該個人の当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、二十万円（当該個人が第二号に掲げる要件を満たす場合には、五十万円）に当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数）を乗じて計算した金額（以下この項において「地方事業所税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該地方事業所税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の調整前事業所得税額の百分の三十に相当する金額（当該適用年において前項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又は前条第三項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の三十に相当する金額を限度とする。

一　前項第一号及び第三号に掲げる要件

二　基準雇用者割合が百分の十以上であること又は当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がされたこと。

3　青色申告書を提出する個人で認定事業者であるもののうち前項の規定の適用を受ける又は受けたものが、その適用を受ける年以後の各適用年（当該個人の地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について同条第三項の認定を受けた日の属する年以後の各年で基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない年以後の各年を除く。）において、雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つている場合（第一項に規定する政令で定める事業を行つている場合を除く。）には、当該個人の当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、三十万円に当該個人の当該適用年の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額（以下この項において「地方事業所特別税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該地方事業所特別税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の調整前事業所得税額の百分の三十に相当する金額（当該適用年において第一項若しくは前項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又は前条第三項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の三十に相当する金額を限度とする。

第十条の五の二を削る。

第十条の五の三の見出し中「特定中小企業者」を「特定中小事業者」に改め、同条第一項中「もの（以下この項において「認定経営革新等支援機関等」という。）」を、「財務省令で定めるもの」の下に「（以下この項において「経営改善指導助言書類」という。）」を加え、「第十条第四項」を「第十条第六項第四号」に、「中小企業者に該当する個人」を「中小事業者」に改め、「もの（」の下に「認定経営革新等支援機関等を除く。」を加え、「特定中小企業者」を「特定中小事業者」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「当該書類」を「経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類」に、「当該個人」を「当該特定中小事業者」に改め、同条第二項中「特定中小企業者」を「特定中小事業者」に改め、同条第三項中「特定中小企業者」を「特定中小事業者」に、「事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）」を「調整前事業所得税額（第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第四項中「事業所得に係る所得税額」を「調整前事業所得税額」に改め、同条第六項中「特定中小企業者」を「特定中小事業者」に改め、同条第十項中「第十条の五の三第三項」を「第十条の五の二第三項」に、「特定中小企業者」を「特定中小事業者」に改め、同条を第十条の五の二とする。

第十条の五の四第一項中「百分の五（平成二十六年又は平成二十七年の各年にあつては百分の二とし、平成二十八年にあつては百分の三とする。）」を「増加促進割合」に改め、ただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人のその年分の第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額の百分の十（当該個人が中小事業者（同項第四号に規定する中小事業者をいう。次項第五号八及び二において同じ。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

第十条の五の四第二項第四号イ中「次号」を「第六号」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　増加促進割合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合をいう。

イ　適用年が平成二十六年又は平成二十七年である場合　百分の二

ロ　適用年が平成二十八年である場合　百分の三

ハ　適用年が平成二十九年である場合　百分の四（その個人が中小事業者である場合には、百分の三）

ニ　適用年が平成三十年である場合　百分の五（その個人が中小事業者である場合には、百分の三）

第十条の五の四第六項中「第十条の五の四第一項」を「第十条の五の三第一項」に改め、同条を第十条の五の三とする。

第十条の五第一項中「。以下この項において同じ。」を削り、同条第五項中「事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額」を「第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額」に改め、同条第十項中「第十条の五の四第五項」を「第十条の五の四第五項」に改め、同条を第十条の五の四とする。

第十条の六第一項中「事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額」を「第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　第十条第一項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

二　第十条第二項の規定　同項に規定する中小事業者税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第一項第三号中「第十条第六項」を「第十条第四項」に、「同条第七項」を「同条第五項」に、「同条第六項」を「同条第四項」に改め、同号の前に次の一号を加える。

二の二　第十条第三項の規定　同項に規定する特別研究税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第一項第四号中「第十条の二の二第三項」を「第十条の二第三項」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　第十条の四第三項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第一項第六号中「第十条の五第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「同項に」を「それぞれ同条第一項に」に改め、「控除した金額」の下に「、同条第二項に規定する地方事業所税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する地方事業所特別税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を加え、同項第七号を削り、同項第八号中「第十条の五の三第三項」を「第十条の五の二第三項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「第十条の五の四第一項」を「第十条の五の三第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項に次の一号を加える。

十　前各号に掲げるもののほか、所得税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定　当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額

第十条の六第二項中「第十条第三項若しくは第五項（これらの規定を第十条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十条の二の二第四項」を「第十条の二第四項」に、「第十条の五の三第四項の」を「第十条の五の二第四項の規定その他これらに類する所得税の繰越税額控除に関する規定として政令で定める」に改め、同条第三項中「第十条第八項第四号、第十条の二の二第五項」を「第十条の二第五項」に、「若しくは第十条の五の三第五項」を「又は第十条の五の二第五項」に改め、「に該当するもの又は第十条第八項第五号の規定を適用したならば同号に規定する繰越中小企業者税額控除限度超過額」を削り、「に限り」を「その他これに類するものとして政令で定める金額に限り」に改める。

第十一条第一項の表の第一号の上欄中「第十条第四項」を「第十条第六項第四号」に、「中小企業者に該当する個人」を「中小事業者」に改め、同表の第二号の下欄中「当該事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの（を削り、「しないものを除く。）」を「するもの」に改める。

第十一条の三の見出しを「（特定農産加工品生産設備の特別償却）」に改め、同条第一項中「第十条第四項」を「第十条第六項第四号」に、「中小企業者に該当する個人」を「中小事業者」に、「第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「、第一項」を「、前項」に改め、「又は前項の規定の適用を受ける新用途米穀加工品等製造設備の償却費の額を計算する場合」及び「又は第二項本文」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二条第一項の表の第一欄中「次に掲げる」を「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める」に改め、同欄のイ及びロを削り、同条第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「をする場合」の下に「（第十条第六項第四号に規定する中小事業者以外の個人にあつては、同表の第四号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合を除く。）」を加え、「取得等をした当該設備」を「取得等をした設備（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）」に改め、「かかわらず、」の下に「当該産業振興機械等が、同表の第一号から第三号までの下欄に掲げる設備を構成するものである場合には」を加え、「とする」を「とし、同表の第四号の下欄に掲げる設備を構成するものである場合には当該産業振興機械等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百二十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の百三十六）に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする」に改め、同項の表の第一号の上欄中「推進」を「促進」に改め、同号の下欄、同表の第二号の下欄及び同表の第三号の下欄中「当該事業」を「当該地区内において営む当該事業」に改め、同表に次の一号を加える。

四　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区（第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）	上欄に掲げる地区において生産されたものを原料又は材料とする製造業その他の政令で定める事業	当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

第十二条の二の見出しを「（医療用機器の特別償却）」に改め、同条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「次の各号に掲げる減価償却資産」を「医療用の機械及び装置並びに器具及び備品（政令で定める規模のものに限る。）のうち、高度な医療の提供に資するもの若しくは先進的なものとして政令で定めるもの」に、「医療用機器等」を「医療用機器」に、「に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」を「の百分の十二に相当する金額」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「医療用機器等」を「医療用機器」に改める。

第十三条第二項中「又は次条第一項若しくは第二項」を削り、「これら」を「同項」に、「同法第四十九条第一項」を「同条第一項」に改める。

第十三条の二を削る。

第十三条の三の見出し中「建物等」を「次世代育成支援対策資産」に改め、同条第一項中「平成二十四年から平成二十七年までの各年において、」を「平成二十四年一月一日から平成三十年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内に」に改め、「規定する次

世代育成支援対策」の下に「（以下この項において「次世代育成支援対策」という。）」を加え、「平成二十四年一月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間」を「指定期間」に改め、「「基準適合認定」という。）」の下に「を受け、又は平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間（以下この項において「特例指定期間」という。）内に次世代育成支援対策に係る同法第十五条の二に規定する基準に適合するものである旨の認定（当該個人が特例指定期間内において最初に受けるものに限る。以下この項において「特例基準適合認定」という。）」を、「日。以下この項において同じ。）」の下に「又は当該特例基準適合認定を受けた日の属する年以後三年以内の各年（同法第十五条の三第三項の勧告を受けた日の属する年以後の各年及び同法第十五条の五の規定により当該特例基準適合認定を取り消された日の属する年以後の各年を除く。以下この項において「特例認定適用年」という。）の十二月三十一日」を加え、「有する建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品で、当該個人の当該基準適合認定又は当該特例基準適合認定に係る同法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画（以下この項において「一般事業主行動計画」という。）に記載されたもののうち次世代育成支援対策に資するものとして政令で定めるもの」に、「に係る同法第十二条第一項に規定する」を「又は当該特例基準適合認定に係る」に、「当該適用年の十二月三十一日」を「当該基準適合認定又は当該特例基準適合認定を受けた日」に、「取得をしたものでその建設の後事業の用に供されたことのないもの又は当該期間内に新築をし、若しくは増築若しくは改築（以下この項において「増改築」という。）を「取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は製作若しくは建設（建物及び建物附属設備にあつては、増築、改築、修繕又は模様替のための工事による取得又は建設を含む。）に、「除き、増改築をしたものにあつては当該増改築のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。）を「除く。）に、「特定建物等」を「次世代育成支援対策資産」に、「その年分」を「当該適用年又は当該特例認定適用年の年分」に、「百分の三十二に相当する」を「償却費の額に次の各号に掲げる次世代育成支援対策資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　建物及び建物附属設備　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　その年が適用年である場合　百分の二十四（当該一般事業主行動計画が次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届出をされたものである場合には、百分の三十二）

ロ　その年が特例認定適用年である場合　百分の十五

二　車両及び運搬具並びに器具及び備品　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　前号イに掲げる場合　百分の十八（当該一般事業主行動計画が次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届出をされたものである場合には、百分の二十四）

ロ　前号ロに掲げる場合　百分の十二

第十三条の三第二項中「第十三条第二項」を「前条第二項」に、「特定建物等」を「次世代育成支援対策資産」に、「「前項の」を「前項」に、「第十三条の三第一項の」を「次条第一項」に、「と読み替える」を「、同条第一項」とあるのは「同法第四十九条第一項」と読み替える」に改め、同条第三項中「第十三条第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第十三条の二とする。

第十四条の二の見出しを「（特定都市再生建築物等の割増償却）」に改め、同条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「特定再開発建築物等」を「特定都市再生建築物等」に、「百分の百十」を「百分の百五十」に、「次項第二号」を「次項第一号」に改め、「同号イに掲げる地域内において整備されるものである場合には百分の百五十とし、同号に掲げる建築物のうち」を削り、「である場合には百分の百四十とし、同項第三号」を「又は同項第二号」に改め、「百三十」の下に「とし、同項第三号に掲げるものである場合には百分の百十」を加え、同条第二項中「特定再開発建築物等」を「特定都市再生建築物等」に改め、「及び第二号」を削り、「第三号」を「第二号」に、「第四号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）」を「第三号に掲げるもの」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域及び同条第四項に規定する近郊整備区域、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域その他これらに類する区域として政令で定める区域」を「下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域」に改め、「又は地下への浸透」を削り、「貯留し、又は浸透する」を「貯留する」に改め、「もの」の下に「（これと併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）」を加え、同号を同項第三号とし、同条第三項中「特定再開発建築物等」を「特定都市再生建築物等」に、「前項の」を「前項」に、「第十四条の二第一項」に、「「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは「第十四条の二第一項」と、「これら」とあるのは「同項」を「同条第一項」とあるのは「同法第四十九条第一項」に改める。

第十五条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「「前項の」を「「前項」に、「第十五条第一項の」を「第十五条第一項」に、「「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは「第十五条第一項」と、「これら」とあるのは「同項」を「「同条第一項」とあるのは「同法第四十九条第一項」に改める。

第十九条第一号中「第十条の二の二、第十条の三」を「第十条の二から第十条の四まで」に、「第十条の五の三、第十条の五の五」を「第十条の五の四」に改める。

第二十四条の二第一項中「の認定」の下に「又は同法第十四条の四第一項に規定する青年等就農計画に係る同項の認定」を加え、「認定農業者」を「認定農業者等」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「規定する認定計画」の下に「又は同法第十四条の五第二項に規定する認定就農計画」を加え、「「認定計画」を「「認定計画等」に改め、同条第三項第一号中「認定農業者」を「認定農業者等」に改め、同項第二号中「認定計画」を「認定計画等」に改め、同条第七項中「認定計画の認定農業者」を「認定計画等の認定農業者等」に改める。

第二十四条の三第一項中「認定計画」を「認定計画等」に、「機械その他の減価償却資産（」を「機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウエア（建物及びその附属設備にあつては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第四項に規定する農用地利用計画におい

て同法第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地に建設される同号に規定する農業用施設のうち当該個人の農業の用に直接供される建物として財務省令で定める建物及びその附属設備に限る。」に改め、同条第四項中「及び第十三条の二」を削る。

第二十六条第二項第五号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の下に「（平成十七年法律第百二十三号）」を加える。

第二十八条の二の見出し中「中小企業者」を「中小事業者」に改め、同条第一項中「第十条第四項」を「第十条第六項第四号」に、「中小企業者に該当する個人」を「中小事業者」に改め、「提出するもの」の下に「（以下この項において「中小事業者」という。）」を加え、「当該個人」を「当該中小事業者」に改める。

第二十八条の三第一項中「うめる」を「補塡する」に改め、同条第七項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同条第十一項中「及び第十三条の二」を削る。

第二十九条の三第一項中「第十一条第二項」を「第十一条」に改める。

第三十条の二第一項中「平成二十七年」を「平成三十年」に改め、同条第二項第一号中「三千万円」を「二千万円」に改め、同項第二号中「又は」を「、又は」に改める。

第三十一条の二第二項第四号中「都市再開発法」の下に「（昭和四十四年法律第三十八号）」を加え、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　国家戦略特別区域法第十一条第一項に規定する認定区域計画に定められている同法第二条第二項に規定する特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業（これらの事業のうち、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして財務省令で定めるものに限る。）を行う者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等がこれらの事業の用に供されるもの（第二号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第三十一条の二第二項第九号中「前三号」を「第六号から前号まで」に改め、同項第十二号から第十四号までの規定中「第八号」を「第八号の二」に改める。

第三十三条の二第一項第二号中「（昭和四十四年法律第五十八号）」を削り、同条第二項中「見込」を「見込み」に改める。

第三十三条の六第二項中「及び第十三条の二」を削る。

第三十四条の二第二項第三号中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改め、同項第二十二号及び第二十二号の二中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第三十七条第一項中「平成二十六年十二月三十一日」を「同年三月三十一日」に、「次の表の各号」を「同表の各号」に改め、同項の表の第一号の上欄のイ中「首都圏整備法」の下に「（昭和三十一年法律第八十三号）」を加え、同欄のロ中「近畿圏整備法」の下に「（昭和三十八年法律第百二十九号）」を加え、同表の第六号の下欄中「されるもの」の下に「（政令で定めるものを除く。）」を加え、同表の第九号の下欄中「、構築物又は機械及び装置」を「又は構築物」に改め、同条第三項及び第四項中「平成二十六年十二月三十一日」を「同年三月三十一日」に、「第一項の表の各号」を「同表の各号」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「前三項」を「第六項から前項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　第一項（同項の表の第九号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合において、個人が譲渡をした同号の上欄に掲げる資産が地域再生法第五条第四項第四号に規定する集中地域（第二号において「集中地域」という。）以外の地域内にある資産に該当し、かつ、当該個人が取得をした、又は取得をする見込みである同表の第九号の下欄に掲げる資産（以下この項において「第九号買換資産」という。）が次の各号に規定する場合に該当するときにおける第一項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　当該第九号買換資産が地域再生法第十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める地域内にある資産である場合には、第一項中「百分の八十」とあるのは、「百分の七十」とする。

二　当該第九号買換資産が集中地域（前号に規定する地域を除く。）内にある資産である場合には、第一項中「百分の八十」とあるのは、「百分の七十五」とする。

第三十七条の二第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「又は」を「、又は」に改め、「なつたこと」の下に「若しくはその買換資産（同条第一項の表の第九号に係るものに限る。）の同条第九項第一号に規定する地域若しくは同項第二号に規定する地域若しくはこれらの地域以外の地域の区分が、同条第四項の取得をし、事業の用に供する見込みであつた資産のこれらの地域の区分と異なることとなつたこと」を加え、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第三十七条の三第一項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同条第二項中「及び第十三条の二」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合（第三十七条第九項の規定により同条第一項の規定の適用を受けた場合に限る。）において、前項の買換資産が次の各号に規定する場合に該当するときにおける同項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　当該買換資産が第三十七条第九項第一号に規定する資産である場合には、前項各号中「百分の二十」とあるのは、「百分の三十」とする。

二　当該買換資産が第三十七条第九項第二号に規定する資産である場合には、前項各号中「百分の二十」とあるのは、「百分の二十五」とする。

第三十七条の四中「平成二十六年十二月三十一日」を「同年三月三十一日」に、「第三十七条第一項の表の各号」を「同表の各号」に改める。

第三十七条の五第一項の表の第二号の上欄のロ中「中部圏開発整備法」の下に「（昭和四十一年法律第百二号）」を加え、同条第二項中「第三十七条の三第三項の」を「第三十七条の三第三項の」に改め、同項の表第三十七条第四項の項中「平成二十六年十二月三十一日」を「同年三月三十一日」に、「第一項の表の各号」を「同表の各号」に改め、同表第三十七条の二第二項の項中「事業」を「規定する事業」に改め、同表第三十七条の三第二項の項中「第三十七条の三第二項」を「第三十七条の三第三項」に改め、同条第三項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同条第四項中「第三十七条の三第二項」を「第三十七条の三第三項」に改める。

第三十七条の十第三項第三号中「のうち、」を「のうちに、「ものを」を「もの及び所得税法第二十四条第一項に規定する出資等減少分配を」に改め、同条第四項第三号中「（平成十八年法律第百八号）」を削る。

第三十七条の十一第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　特定受益証券発行信託（その信託契約の締結時において委託者が取得する受益

権の募集が第八条の四第一項第四号に規定する公募により行われたものに限る。）の受益権

第三十七条の十一第二項第十三号中「行う者」の下に「（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加える。

第三十七条の十一の三第四項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて財務省令で定めるものをいう。）を送信して」に改め、同条第五項中「された特定口座開設届出書」の下に「（当該特定口座が第三十七条の十四の二第五項第五号に規定する課税未成年者口座である場合に提出がされた特定口座開設届出書及び同号に規定する課税未成年者口座として特定口座を開設するために提出がされた特定口座開設届出書を除く。）」を加える。

第三十七条の十一の四第二項中「差金決済（」の下に「所得税法第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により譲渡があつたものとみなされたものを除く。」を加える。

第三十七条の十二の二第二項第五号中「同条第十二号の七」を「同条第十二号の六の六」に改める。

第三十七条の十三第一項第四号中「（平成十七年法律第二十四号）」を削る。

第三十七条の十四第一項中「及び第五項」の下に「並びに次条」を、「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第四項中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同条第五項第一号中「投資信託委託会社（以下この条」及び「事務所をいう。以下この条」の下に「及び次条」を、「株式等をいう。以下この条」の下に「及び次条（同条第三項及び第五項第六号を除く。）」を加え、同項第二号中「設定しようとする」を削り、「に係る年分」を「を設定しようとする年」に改め、同号イ中「百万円」を「百二十万円」に改め、同号イ(2)中「から」を「又は当該金融商品取引業者等の営業所に開設された次条第五項第一号に規定する未成年者口座に設けられた同項第三号に規定する非課税管理勘定から」に改め、同条第七項中「提示して」を「提示し、又は第三十七条の十一の三第四項に規定する署名用電子証明書等を送信して」に改め、同条第九項中「次に掲げるいずれかの方法」を「特定電子情報処理組織を使用する方法（財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法をいう。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同項各号を削り、同条第十三項中「第九項各号に掲げるいずれかの方法」を「特定電子情報処理組織を使用する方法」に改め、同条第十六項、第十九項及び第二十一項中「第九項第一号に掲げる方法」を「特定電子情報処理組織を使用する方法」に改め、同条第二十三項中「又は第二十一項」を「、第二十一項その他政令で定める規定」に、「これらの規定に規定する」を「特定電子情報処理組織を使用する」に改め、同条第三十一項中「第二十八項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十項中「第二十七項及び第二十八項」を「第二十八項及び第二十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「第二十七項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項から第二十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十三項の次に次の一項を加える。

24　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十九年から平成三十五年までの各年（その年一月一日において当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が二十歳である年に限る。）の一月一日において金融商品取引業者等の営業所に次条第五項第一号に規定する未成年者口座を開設している場合には、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は同日において当該金融商品取引業者等の営業所の長に同日の属する年の属する勘定設定期間の記載がある非課税適用確認書が添付された非課税口座開設届出書の提出をしたものと、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は同日に当該金融商品取引業者等と非課税上場株式等管理契約を締結したものと、当該金融商品取引業者等の営業所の長は同日に第九項に規定する所轄税務署長に同項に規定する申請事項を提供したものと、当該金融商品取引業者等の営業所の長は同日に第十三項に規定する所轄税務署長に同項に規定する事項を提供したものとそれぞれみなして、第九条の八及びこの条の規定を適用する。

第三十七条の十四の三第四項第一号中「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に、「第三十七条の十四の三第四項第一号」を「第三十七条の十四の四第四項第一号」に改め、同項第二号中「に該当する」を「又は第三十七条の十四の二第一項に規定する未成年者口座内上場株式等に該当する」に、「同条」を「これら」に、「同項中」を「第三十七条の十四第一項中」に、「第三十七条の十四の三第三項」を「第三十七条の十四の四第三項」に改め、同条を第三十七条の十四の四とする。

第三十七条の十四の二第六項中「第三十七条の十四の二第一項」を「第三十七条の十四の三第一項」に、「第三十七条の十四の二第六項」を「第三十七条の十四の三第六項」に改め、同条を第三十七条の十四の三とする。

第三十七条の十四の次に次の一条を加える。

（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）

第三十七条の十四の二　金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる未成年者口座内上場株式等（未成年者口座管理契約に基づき当該未成年者口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該未成年者口座に保管の委託がされている株式等であつて前条第一項各号に掲げるものをいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める期間内に、当該未成年者口座内上場株式等の当該未成年者口座管理契約に基づく譲渡をした場合には、当該譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（所得税法第四十一条の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、所得税を課さない。

一　非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等　当該未成年者口座に当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間

二　継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等　当該未成年者口座に当該継続管理勘定を設けた者がその年一月一日において二十歳である年の前年十二月三十一日までの間

2　未成年者口座管理契約に基づく未成年者口座内上場株式等の譲渡による収入金額が当該未成年者口座内上場株式等の所得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3　前二項の場合において、居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座内上場株式等の譲渡をしたときは、政令で定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

4　次に掲げる事由により、未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項及び第六項第四号において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として政令で定める金額（以下この条において「払出し時の金額」という。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものと、第一号に掲げる移管若しくは返還又は第三号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた未成年者口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第二号に掲げる相続若しくは遺贈又は第三号ロに掲げる贈与により払出しがあつた未成年者口座内上場株式等を取得した者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前三項及び第二十七項の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一　未成年者口座管理契約に従つて行う未成年者口座から他の株式等の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託に係る口座（次項において「他の保管口座」という。）への移管又は未成年者口座内上場株式等に係る有価証券の当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者への返還

二　相続又は遺贈

三　次に掲げる事由（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年三月三十一日において十八歳である年（以下この条において「基準年」という。）の一月一日以後に生じたものに限る。）

イ　未成年者口座の廃止

ロ　贈与

ハ　未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡

5　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　未成年者口座　居住者又は恒久的施設を有する非居住者（その年一月一日において二十歳未満である者又はその年中に出生した者に限る。）が、第九条の九及び前各項の規定の適用を受けるため、政令で定めるところにより、その口座を設定しようとする金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地、その口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその口座に保管の委託がされている上場株式等の所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（次号において「配当等」という。）に係る配当所得及び当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について第九条の九及び前各項の規定の適用を受ける旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「未成年者口座開設届出書」という。）に、未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書を添付して、これを当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出（当該未成年者口座開設届出書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該未成年者口座開設届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条において同じ。）をして、当該金融商品取引業者等との間で締結した未成年者口座管理契約に基づき平成二十八年四月一日から平成三十五年十二月三十一日までの間に設定された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座（当該口座において未成年者口座管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限る。）をいう。

二　未成年者口座管理契約　第九条の九及び前各項の規定の適用を受けるために第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。

イ　上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において行うこと。

ロ　当該非課税管理勘定においては当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の次に掲げる上場株式等（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けて取得をしたものその他の政令で定めるものを除く。）のみを受け入れること。

(1)　次に掲げる上場株式等で、当該口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、当該口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいう。第八項第二号において同じ。）の合計額が八十万円を超えないもの

(i)　当該期間内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。）により取得をした上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集に該当するものに限る。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもの

(ii)　当該非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、政令で定めるところにより移管がされる上場株式等

(2)　(1)に掲げるもののほか政令で定める上場株式等

ハ　当該継続管理勘定においては当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。

(1)　当該口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から、政令で定めるところにより移管がされる上場株式等で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が八十万円を超えないもの

(2)　(1)に掲げるもののほか政令で定める上場株式等

ニ　当該非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当該金融商品取引業者等への売委託による方法、当該金融商品取引業者等に対してする方法その他政令で定める方法によりすること。

ホ　次に掲げる上場株式等は、それぞれ次に定める移管をすること。

(1)　当該口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過する日(1)において「五年経過日」という。)において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(ロ(1)(ii)又はハ(1)の移管がされるものを除く。)　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

(i)　当該五年経過日の属する年の翌年三月三十一日において当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が十八歳未満である場合　当該五年経過日の翌日に行う当該口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

(ii)　(i)に掲げる場合以外の場合　当該五年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

(2)　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年一月一日において二十歳である年の前年十二月三十一日において有する継続管理勘定に係る上場株式等　同日の翌日に行う他の保管口座への移管

ヘ　当該非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までは、次に定めるところによること。

(1)　当該上場株式等の当該口座から他の保管口座で当該口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券の当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者への返還(災害、疾病その他の政令で定めるやむを得ない事由(第六号ニにおいて「災害等事由」という。)による移管又は返還で当該口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下この号及び次項において「災害等による返還等」という。)その他政令で定める事由による移管又は返還を除く。)をしないこと。

(2)　当該上場株式等の二に規定する方法以外の方法による譲渡で政令で定めるもの又は贈与をしないこと。

(3)　当該上場株式等の譲渡の対価(その額が第三十七条の十一第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含む。第八項において同じ。)又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産(政令で定めるものを除く。第六号ハにおいて「譲渡対価の金銭等」という。)は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託をすること。

ト　当該口座につきホ若しくはヘに掲げる要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由(第二十項において「未成年者口座等廃止事由」という。)が生じた時に当該口座及び当該口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止すること。

チ　イからトまでに掲げるもののほか政令で定める事項

三　非課税管理勘定　未成年者口座管理契約に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成二十八年から平成三十五年までの各年(当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年一月一日において二十歳未満である年及び出生した日の属する年に限る。)の一月一日(未成年者非課税適用確認書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつてはその提出の日とし、未成年者口座廃止通知書が提出された場合にあつては第二十四項の規定により同項の所轄税務署長から同項第一号に定める事項の提供があつた日(その非課税管理勘定を設定しようとする年の一月一日前に当該事項の提供があつた場合には、同日)とする。)に設けられるものをいう。

四　継続管理勘定　未成年者口座管理契約に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成三十六年から平成四十年までの各年(当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年一月一日において二十歳未満である年に限る。)の一月一日に設けられるものをいう。

五　課税未成年者口座　未成年者口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又は当該金融商品取引業者等と政令で定める関係にある法人の営業所に開設している第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座(次号において「特定口座」という。)又は預金口座、貯金口座若しくは顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座(これらの口座において課税未成年者口座管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限る。)で、当該未成年者口座と同時に設けられるものをいう。

六　課税未成年者口座管理契約　第九条の九及び前各項の規定の適用を受ける第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、特定口座又は預金口座、貯金口座若し

くは顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座を開設する際に未成年者口座を開設する金融商品取引業者等と締結した契約（未成年者口座管理契約と同時に締結されるものに限る。）で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。

イ　上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、第三十七条の十一の三第三項第二号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（課税未成年者口座管理契約に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。）において行うこと。

ロ　当該課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、第三十七条の十一の三第三項第二号の規定にかかわらず、当該金融商品取引業者等への売委託による方法、当該金融商品取引業者等に対してする方法その他政令で定める方法によりすること。

ハ　当該上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該口座に預入れ又は預託をすること。

ニ　当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までは、次に定めるところによること。

(1)　当該上場株式等の当該口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券の当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者への返還（災害等事由による移管又は返還で当該口座及び当該口座と同時に設けられた未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(3)及びホにおいて「災害等事由による返還等」という。）その他政令で定める事由による移管又は返還を除く。）をしないこと。

(2)　当該上場株式等のロに規定する方法以外の方法による譲渡で政令で定めるもの又は贈与をしないこと。

(3)　当該金銭その他の資産の当該口座からの払出し（当該口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除く。）をしないこと。

ホ　当該口座につきハ若しくはニに掲げる要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由（第二十項において「課税未成年者口座等廃止事由」という。）が生じた時に当該口座及び当該口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止すること。

ヘ　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の一月一日において、当該口座が開設されている金融商品取引業者等に重複して開設されている当該口座以外の特定口座があるときは、同日に当該口座（特定口座である当該口座に限る。）を廃止すること。

ト　イからヘまでに掲げるもののほか政令で定める事項

七　未成年者非課税適用確認書　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、第十二項から第十六項までの規定の定めるところにより第十五項に規定する所轄税務署長から交付を受けた書類で、未成年者口座に非課税管理勘定を設けることができる旨、その者の氏名及び生年月日その他の財務省令で定める事項の記載のあるものをいう。

八　未成年者口座廃止通知書　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、第二十項から第二十二項までの規定の定めるところにより第二十項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長から交付を受けた書類で、その者の氏名及び生年月日、未成年者口座を廃止した年月日、当該廃止した日の属する年分の非課税管理勘定への上場株式等の受入れの有無その他の財務省令で定める事項の記載のあるものをいう。

6　未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までに契約不履行等事由（未成年者口座管理契約若しくはこれらの課税未成年者口座管理契約若しくはこれらの履行につき前項第二号ホ若しくはヘ若しくは第六号ハ若しくはニに掲げる要件に該当しない事由が生じたこと又は未成年者口座若しくは課税未成年者口座の廃止（災害等による返還等が生じたことによるものを除く。）をしたことをいう。以下この項及び第八項において同じ。）が生じた場合には、次に定めるところにより、この法律及び所得税法の規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、第一号から第三号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

一　当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については第一項及び第二項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該未成年者口座内上場株式等の未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

二　当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に第四項第一号に掲げる移管があつた未成年者口座内上場株式等については同項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三　契約不履行等事由の基因となつた未成年者口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により未成年者

口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

四　第二号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者については、同号の移管があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

五　第三号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の未成年者口座内上場株式等（前項第二号ヘ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の未成年者口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

7　前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる未成年者口座内上場株式等に係る収入金額が当該未成年者口座内上場株式等の所得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

8　未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までに当該未成年者口座又は課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等は、当該契約不履行等事由が生じたことによる未成年者口座の廃止の際、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一　次に掲げる金額の合計額

イ　当該未成年者口座を設定した日から当該廃止の日までの間に支払われた当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の譲渡の対価の額の合計額（当該譲渡の対価のうち、その金銭その他の資産を当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に預入れ又は預託をしなかつたものの額を除く。）

ロ　当該未成年者口座を設定した日から当該廃止の日までの間に当該未成年者口座から課税未成年者口座に移管がされた上場株式等の当該移管があつた時における払出し時の金額の合計額

ハ　当該未成年者口座を廃止した日において当該未成年者口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている上場株式等の同日における払出し時の金額の合計額

二　当該未成年者口座を設定した日から当該廃止の日までの間において当該未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされた第五項第二号ロ(1)(i)に掲げる上場株式等の取得対価の額及び当該上場株式等の譲渡に要した費用の額の合計額（その譲渡の対価に係る金銭その他の資産を、当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に預入れ又は預託をしなかつた未成年者口座内上場株式等に係る取得対価の額及びその譲渡に要した費用の額その他の政令で定める金額を除く。）

9　前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。

10　その年分の所得税に係る未成年者口座を有していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の譲渡につき第六項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額を有するものは、その年分の所得税については、第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは第三十七条の十二の二第二項若しくは第六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額又は所得税法第百二十一条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額若しくは同法第百二十一条第三項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の計算上当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を除外したところにより、同法第百二十条から第百二十七条まで（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定及び第三十七条の十二の二第九項（第三十七条の十三の二第十項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。

11　前項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者のその年分の所得税について国税通則法第二十五条の規定による決定（当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。）をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項の規定に該当する未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額は、これらの条に規定する課税標準等には含まれないものとする。

12　未成年者非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、その者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）及び個人番号その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を、平成二十八年一月一日から平成三十五年九月三十日までの間に、金融商品取引業者等の営業所の長に提出（当該申請書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該申請書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条において同じ。）をしなければならない。

13　前項の申請書の提出をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、その提出をする際、同項の金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の住民票の写しその他の政令で定める書類を提示し、又は第三十七条の十一の三第四項に規定する署名用電子証明書等を送信して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、当該告知をした事項につき確認を受けなければならない。

14　金融商品取引業者等の営業所の長は、前項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日、住所及び個人番号が記載されている同項の申請書については、これを受理することができない。

15　第十二項の申請書の提出を受けた同項の金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該申請書に記載された事項（以下この項及び次項において「申請事項」という。）を、特定電子情報処理組織を使用する方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長（次項において「所轄税務署長」という。）に提供しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該申請書につき帳簿を備え、当該申請書の提出をした者の各人別に、申請事項を記載し、又は記録しなければならない。

16　前項の申請事項の提供を受けた所轄税務署長は、当該申請事項に係る申請書の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下この項において「申請者」という。）についての当該申請事項の提供を受けた時前における当該所轄税務署長又は他の税務署長に対する前項の規定による申請事項の提供の有無の確認をするものとし、当該確認をした当該所轄税務署長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は書面を、当該申請事項に係る申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長を経由して当該申請者に交付しなければならない。

一　当該申請事項の提供を受けた時前に当該所轄税務署長又は他の税務署長に対して申請事項の提供がない場合　未成年者非課税適用確認書

二　前号に掲げる場合以外の場合　未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨その他財務省令で定める事項を記載した書面

17　第十三項及び第十四項の規定は、未成年者口座開設届出書の提出をする居住者又は恒久的施設を有する非居住者及び当該未成年者口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長について準用する。

18　現に未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長及び当該金融商品取引業者等の営業所の長以外の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、未成年者口座開設届出書の提出及び前条第六項に規定する申請書の同項に規定する提出（当該申請書の提出にあつては、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年一月一日において二十歳である年の前年十二月三十一日までにするものに限る。）をすることはできない。

19　未成年者非課税適用確認書を添付した未成年者口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、その未成年者口座開設届出書の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日及び個人番号その他の財務省令で定める事項を、特定電子情報処理組織を使用する方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

20　未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該未成年者口座につき第九条の九及び第一項から第四項までの規定の適用を受けることをやめようとする場合には、その者は、当該未成年者口座を廃止する旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「未成年者口座廃止届出書」という。）を、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならないものとし、未成年者口座管理契約若しくは課税未成年者口座管理契約又はこれらの履行につき未成年者口座等廃止事由又は課税未成年者口座等廃止事由が生じたことにより未成年者口座が廃止された場合には、これらの事由が生じた時に、当該未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に未成年者口座廃止届出書を提出したものとみなす。

21　未成年者口座廃止届出書の提出があつた場合には、その提出があつた時に当該未成年者口座廃止届出書に係る未成年者口座が廃止されるものとし、当該未成年者口座に受け入れていた上場株式等につき当該提出の時後に支払を受けるべき第九条の九第一項に規定する配当等及び当該提出の時後に行う当該上場株式等の譲渡による所得については、同項及び第一項から第三項までの規定は、適用しない。

22　未成年者口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該未成年者口座廃止届出書を提出した者の氏名及び個人番号、未成年者口座廃止届出書の提出を受けた旨、未成年者口座を廃止した年月日その他の財務省令で定める事項（以下この項及び第二十四項において「廃止届出事項」という。）を特定電子情報処理組織を使用する方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならないものとし、当該廃止届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長は、当該未成年者口座廃止届出書（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年一月一日において十九歳である年の九月三十日までに提出がされたものに限り、当該提出の日の属する年の一月一日において十九歳である居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設している未成年者口座で当該未成年者口座に係る同日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れをしていたものに係る未成年者口座廃止届出書を除く。）を提出した居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し、未成年者口座廃止通知書を交付しなければならない。

23　未成年者口座廃止通知書を添付した未成年者口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び個人番号、当該未成年者口座廃止通知書の提出を受けた旨、当該未成年者口座廃止通知書に記載された未成年者口座が廃止された年月日（次項において「廃止年月日」という。）その他の財務省令で定める事項（以下この項及び次項において「提出事項」という。）を特定電子情報処理組織を使用する方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長（同項において「所轄税務署長」という。）に提供しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該未成年者口座廃止通知書につき帳簿を備え、当該未成年者口座廃止通知書を提出した者の各人別に、提出事項を記載し、又は記録しなければならない。

24　当該提出事項の提供を受けた所轄税務署長は、当該未成年者口座廃止通知書を提出した居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下この項において「提出者」という。）に係る第二十二項の規定による廃止届出事項（当該提出事項に係る廃止年月日と同一のものに限る。）の提供の有無を確認するものとし、当該確認をした所轄税務署長は、次の各号に掲げ

る場合の区分に応じ当該各号に定める事項を、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機と当該金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供しなければならない。

一　当該提出者に係る廃止届出事項の提供がある場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該金融商品取引業者等の営業所における当該提出者の未成年者口座の開設ができる旨その他財務省令で定める事項

二　当該提出者に係る廃止届出事項の提供がない場合又は当該提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限る。）の提供がある場合　当該金融商品取引業者等の営業所における当該提出者の未成年者口座の開設ができない旨及びその理由その他財務省令で定める事項

25　金融商品取引業者等の営業所の長が、政令で定めるところにより第十五項、第十九項、第二十二項、第二十三項その他政令で定める規定に規定する所轄税務署長（以下この項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合には、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、これらの規定にかかわらず、特定電子情報処理組織を使用する方法により、これらの規定により提供すべきこととされている事項（以下この項において「提供事項」という。）を財務省令で定める税務署長に提供することができる。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該提供事項を所轄税務署長に提供したものとみなして、第九条の九及びこの条の規定を適用する。

26　第十七項から前項までに定めるもののほか、第十六項の所轄税務署長が同項の金融商品取引業者等の営業所の長を経由して同項各号に定める書類又は書面の交付をする際に当該所轄税務署長が当該金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報に関する事項、金融商品取引業者等が未成年者口座につき備え付けるべき帳簿に関する事項、未成年者口座開設届出書の提出をした個人がその提出後当該未成年者口座開設届出書に記載した事項を変更した若しくは変更する場合又は出国をする場合における届出に関する事項その他第一項から第十六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

27　金融商品取引業者等は、その年において当該金融商品取引業者等の営業所に開設されていた未成年者口座がある場合には、財務省令で定めるところにより、当該未成年者口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所及び個人番号、その年中に当該未成年者口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の配当等の額その他の財務省令で定める事項を記載した報告書を作成し、その年の翌年一月三十一日までに、当該金融商品取引業者等の当該未成年者口座を開設する営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

28　未成年者口座において処理された上場株式等の譲渡又は未成年者口座内上場株式等の配当等に係る所得税法第二百二十四条、第二百二十四条の三及び第二百二十五条の規定の特例その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

29　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二十七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、その者の未成年者口座及び当該未成年者口座における上場株式等の取扱いに関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

30　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二十七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

31　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二十九項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

32　第二十九項及び第三十項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

33　前項に定めるもののほか、第三十項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十九条第一項中「この項、第六項及び第七項」を「この条」に、「、第四項」を「、第四項第一号」に、「（第四項）」を「（同号）」に改め、同条第二項中「に、同項」を「又は修正申告書（所得税法第百五十一条の二第一項の規定により提出するものに限る。次項において同じ。）に、前項」に改め、同条第三項中「確定申告書」の下に「若しくは修正申告書」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　次の各号に掲げる者が第一項に規定する課税価格の計算の基礎に算入された資産の譲渡について同項の規定を適用することにより、当該譲渡をした者の確定申告書又は決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等につき修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（以下この項及び第九項において「更正」という。）があつた場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等）が過大となる場合には、その者は、それぞれ当該各号に定める日まで、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

一　当該資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告期限の翌日から相続税申告期限までの間に相続税申告書の提出（第六十九条の三第五項第一号（第七十条第九項において準用する場合を含む。）の規定により第二条第三項第一号に規定する期限内申告書とみなされるものの提出を含む。以下この号において「相続税の期限内申告書の提出」という。）をした者（当該確定申告期限までに既に相続税申告書の提出をした者及び当該相続税の期限内申告書の提出後に確定申告書の提出をした者を除く。）　当該相続税の期限内申告書の提出をした日の翌日から二月を経過する日

二　当該資産の譲渡をした日以後に当該相続又は遺贈に係る被相続人（包括遺贈者を含む。）の当該相続の開始の日の属する年分の所得税につき所得税法第六十条の三第六項前段の規定の適用があつたことにより同法第百五十三条の三第一項の規定による更正の請求に基づく更正があつた者　当該更正があつた日の翌日から四月を経過する日

第三十九条第五項中「確定申告書」を「確定申告書又は修正申告書（所得税法第百五十一条の二第一項の規定により提出するものに限る。次項において同じ。）に、前項」に、「更正請求書」を「更正請求書に、同項」に、「、確定申告書若しくは修正申告書」

に、「次項に規定する相続税の期限内申告書の提出をした日の翌日から二月以内」を「次項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日まで」に、「ない確定申告書」を「ない確定申告書若しくは修正申告書」に、「当該二月以内」を「同日まで」に改め、同条第七項中「第五十九条第一項」の下に「又は第六十条の三第一項」を、「受けた資産」の下に「（同条第六項前段の規定の適用を受けたものを除く。）」を加える。

第四十条の三の二第一項中「第四十二条の四第十二項第五号」を「第四十二条の四第六項第四号」に改める。

第四十条の四第三項中「外国法人」を「法人」に、「この項において「統括業務」を「この条において「統括業務」に改め、同条第四項第一号中「配当等の額（」の下に「法人税法第二十三条第一項第二号に掲げる金額を含むものとし、」を加え、「法人税法」を「同法」に改め、同条第七項中「、政令で定めるところにより」を削り、「資料」の下に「（次項において「資料等」という。）」を加え、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　税務署長は、前項の書面の添付がない確定申告書の提出があり、又は同項の資料等の保存がなかつた場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び資料等の提出があつた場合に限り、第三項又は第五項の規定を適用することができる。

9　特定外国子会社等が統括業務を行うものとして政令で定めるものに該当することにより、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象金額につき第三項の規定の適用を受ける場合における第七項の規定の適用については、同項中「書面」とあるのは「書面（統括業務の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類を含む。次項において同じ。）」と、「資料（」とあるのは「資料（統括業務に係る書類として財務省令で定めるものを含む。」とする。

第四十条の七第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第四項第一号中「配当等の額（」の下に「法人税法第二十三条第一項第二号に掲げる金額を含むものとし、」を加え、「法人税法」を「同法」に改め、同条第七項中「資料」の下に「（次項において「資料等」という。）」を加え、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「及び第七項」を「、第七項及び第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　税務署長は、前項の書面の添付がない確定申告書の提出があり、又は同項の資料等の保存がなかつた場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び資料等の提出があつた場合に限り、第三項又は第五項の規定を適用することができる。

第四十一条第一項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年六月三十日」に改め、同条第十項中「平成二十九年十二月三十一日までの間（」を「平成三十一年六月三十日までの間（」に、「平成二十九年十二月三十一日までの間」を「同月三十日までの間」に改め、同条第十一項第一号及び第三号並びに第十二項中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

第四十一条の二第三項第三号中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

第四十一条の三の二第一項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年六月三十日」に改め、同条第四項第一号中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改め、同条第五項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年六月三十日」に改め、同条第十四項第二号中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

第四十一条の八を次のように改める。

（給付金の非課税）

第四十一条の八　市町村又は特別区から給付される給付金で次に掲げるものについては、所得税を課さない。

一　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号ハの規定に基づき、同号に規定する消費税率の引上げ（次号において「消費税率の引上げ」という。）に際しての低所得者に配慮する観点から給付される次に掲げる給付金

イ　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記録されている者（平成二十六年一月一日において住民基本台帳に記録されている者その他これに準ずる者として財務省令で定める者に限る。）のうち、平成二十六年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条（同法第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定によつて課する所得割を除く。以下この号において「市町村民税」という。）が課されていないもの又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の同法の規定による扶養親族とされている者その他の財務省令で定める者を除く。）に対して給付される財務省令で定める給付金

ロ　住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記録されている者（政令で定める日において住民基本台帳に記録されている者その他これに準ずる者として財務省令で定める者に限る。）のうち、平成二十七年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の同法の規定による扶養親族とされている者その他の財務省令で定める者を除く。）に対して給付される財務省令で定める給付金

二　消費税率の引上げに際しての児童の属する世帯への経済的な影響の緩和等の観点から給付される次に掲げる給付金

イ　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は同法附則第二条第一項の給付の支給を受ける者その他の財務省令で定める者（平成二十五年の所得が同法第五条第一項に規定する政令で定める額以上である者その他の財務省令で定める者を除く。）に対して給付される財務省令で定める給付金

ロ　児童手当法による児童手当の支給を受ける者その他の財務省令で定める者に対して給付される財務省令で定める給付金

第四十一条の十三の二第一項中「係るもの」の下に「として政令で定めるもの」を加える。

第四十一条の十五の三第二項第一号中「第二百三条の五第八項」を「第二百三条の五第九項」に改める。

第四十一条の十九第一項に次の一号を加える。

四　国家戦略特別区域法第二十七条の四に規定する株式会社　当該株式会社により発行される株式で国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に発行されるもの

第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年六月三十日」に改める。

第四十二条第二項各号中「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改め、同条を第四十一条の二十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例）

第四十二条　外国金融機関等が、国内金融機関等との間で平成三十年三月三十一日までに行う店頭デリバティブ取引に係る証拠金（店頭デリバティブ取引に付随する契約に基づき、当該店頭デリバティブ取引に係る契約に基づく債務の履行を担保するために相手方に対して預託する金銭をいう。次項及び第十項において同じ。）で財務省令で定める要件を満たすものにつき、当該国内金融機関等から支払を受ける利子（所得税法第百六十一条第六号に掲げる利子をいい、第七条の規定の適用があるものを除く。以下この条において同じ。）については、所得税を課さない。

2　外国金融機関等が平成三十年三月三十一日までに行う店頭デリバティブ取引に基づく相手方の債務を金融商品取引清算機関が負担した場合に当該金融商品取引清算機関に対して預託する証拠金（政令で定めるものを除く。）又は国内金融機関等が同日までに行う店頭デリバティブ取引に基づく相手方の債務を外国金融商品取引清算機関が負担した場合において当該国内金融機関等に当該外国金融商品取引清算機関に対して預託する証拠金（政令で定めるものを除く。）に係る利子については、所得税を課さない。

3　前二項の規定は、国内に恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける利子で、その者の国内において行う事業に帰せられるものについては、適用しない。

4　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　外国金融機関等　外国の法令に準拠して当該国において銀行業、金融商品取引業又は保険業を営む外国法人をいう。

二　国内金融機関等　第八条第一項に規定する金融機関又は金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）で、国内に営業所又は事務所を有するものをいう。

三　店頭デリバティブ取引　金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。

四　金融商品取引清算機関　金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。

五　外国金融商品取引清算機関　金融商品取引法第二条第二十九項に規定する外国金融商品取引清算機関をいう。

5　第一項又は第二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関が、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき利子につきこれらの規定の適用を受けようとする旨、その者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（国内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、財務省令で定める場所。第七項及び第八項において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した申告書（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、最初にその支払を受けるべき日の前日までに、その利子の支払をする者を経由してその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出している場合に限り、適用する。

6　前項の場合において、非課税適用申告書が同項に規定する税務署長に提出されたときは、同項の利子の支払をする者においてその受理がされた時にその提出があつたものとみなす。

7　非課税適用申告書の提出をする外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関は、その提出をする際、その経由する国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の営業所又は事務所の長に当該提出をする者の法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の営業所又は事務所の長は、当該非課税適用申告書に記載されている名称及び本店又は主たる事務所の所在地を当該書類により確認しなければならない。

8　非課税適用申告書を提出した外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関が、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その者は、その該当することとなつた日以後最初に当該非課税適用申告書の提出をする際に経由した国内金融機関等又は金融商品取引清算機関から第一項又は第二項に規定する証拠金の利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該各号に定める申告書を当該国内金融機関等又は金融商品取引清算機関を経由して第五項に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該各号に定める申告書を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日以後に当該国内金融機関等又は金融商品取引清算機関から支払を受けるこれらの証拠金の利子については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一　当該非課税適用申告書に記載した名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項の変更をした場合　その変更をした後の当該非課税適用申告書を提出した者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

二　当該非課税適用申告書を提出した日、前号に定める申告書を提出した日又はこの号に定める申告書を提出した日のいずれか遅い日の翌日から五年を経過した場合　当該非課税適用申告書を提出した者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

9　第六項及び第七項の規定は、前項各号に定める申告書の提出について準用する。この場合において、第六項中「前項」とあるのは「第八項」と、「非課税適用申告書が同項」とあるのは「同項各号に定める申告書が前項」と、第七項中「非課税適用申告書の」とあるのは「次項各号に定める申告書の」と、「当該非課税適用申告書」とあるのは「当該各号に定める申告書」と、「本店又は」とあるのは「本店若しくは」と、「所在地」とあるのは「所在地又は変更後の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。

10　国内金融機関等又は金融商品取引清算機関は、非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関との間

の店頭デリバティブ取引に係る証拠金につき帳簿を備え、当該非課税適用申告書を提出した者の各人別に、政令で定めるところにより、当該店頭デリバティブ取引に係る証拠金に係る契約が締結された日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

11　非課税適用申告書の提出期限その他第一項から第三項まで及び第五項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の二の二第一項中「又は第三十七条の十四第二十五項」を「、第三十七条の十四第二十六項又は第三十七条の十四の二第二十七項」に改め、同条第二項中「若しくは第三十七条の十四第二十五項」を「、第三十七条の十四第二十六項若しくは第三十七条の十四の二第二十七項」に改め、同条第三項中「又は第三十七条の十四第二十五項」を「、第三十七条の十四第二十六項又は第三十七条の十四の二第二十七項」に改め、同条第四項中「又は第三十七条の十四第二十五項」を「、第三十七条の十四第二十六項又は第三十七条の十四の二第二十七項」に、「第三十七条の十四第二十八項から第三十二項まで」を「第三十七条の十四第二十八項から第三十二項まで、第三十七条の十四の二第二十九項から第三十三項まで」に改める。

第四十二条の三第四項第二号中「又は第三十七条の十四第二十五項に規定する報告書」を「、第三十七条の十四第二十六項に規定する報告書又は第三十七条の十四の二第二十七項に規定する報告書」に改め、同項第五号中「若しくは第三十七条の十四第二十七項」を「、第三十七条の十四の二第二十七項」に改め、同項第六号中「又は第三十七条の十四第二十七項」を「、第三十七条の十四の二第二十八項又は第三十七条の十四の二第二十九項」に改め、同項第七号中「又は第三十七条の十四第二十八項又は第三十七条の十四の二第二十九項」を「、第三十七条の十四第二十九項又は第三十七条の十四の二第三十項」に改める。

第四十二条の三の二第一項及び第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第四十二条の四第一項中「法人税の額（この条、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第三項まで、第六項、第七項及び第九項において同じ。）」を「調整前法人税額」に、「次項において「試験研究費の総額に係る税額控除割合」という」を「とする」に改め、「及び第十二項第四号」及びただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

第四十二条の四第二項から第五項までを削り、同条第六項中「第一項から第三項まで」を「前項」に、「法人税の額から」を「調整前法人税額から」に改め、「及び第十二項第七号」及びただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該中小企業者等税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

第四十二条の四第六項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　青色申告書を提出する法人の各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額（当該事業年度において前二項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除する金額の計算の基礎となつた特別試験研究費の額を除く。以下この項において同じ。）がある場合には、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、次に掲げる金額の合計額（以下この項において「特別研究税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特別研究税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の五に相当する金額を限度とする。

一　当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者（以下この号において「特別試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究に係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の三十に相当する金額

二　当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額のうち前号に規定する政令で定める金額以外の金額の百分の二十に相当する金額

第四十二条の四第七項及び第八項を削り、同条第九項中「法人税の額から」を「調整前法人税額から」に改め、ただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、当該各号に定める金額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

第四十二条の四第九項を同条第四項とし、同条第十項を同条第五項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項第三号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　調整前法人税額　次に掲げる規定を適用しないで計算した場合の法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）をいう。

イ　この条、次条第二項及び第三項、第四十二条の六第七項から第九項まで、第四十二条の九第一項及び第二項、第四十二条の十第二項及び第三項、第四十二条の十一第二項及び第三項、第四十二条の十二第二項、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三第二項及び第三項、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項の規定

ロ　イに掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定

ハ　第六十二条第一項、第六十二条の三第一項及び第八項並びに第六十三条第一項の規定

ニ　法人税法第六十七条から第七十条の二まで、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定

第四十二条の四第十二項第四号を削り、同項

第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　特別試験研究費の額　試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学又は中小企業者に委託する試験研究、中小企業者からその有する知的財産権（知的財産基本法第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

第四十二条の四第十二項第七号を削り、同項第八号中「同法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する」に、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「第九項」を「第四項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号中「第九項」を「第四項」に改め、同号を同項第十号とし、同項を同条第六項とし、同条第十三項を同条第七項とし、同条第十四項中「及び第二項、第六項又は第九項」を「から第四項まで」に、「及び特別試験研究費の額」を「又は特別試験研究費の額」に、「並びに」を「及び」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十五項を削り、同条第十六項中「第十二項から前項まで」を「前三項」に、「第九項」を「第四項」に改め、「、第十一項の規定の適用を受ける事業年度以後の第四項（第八項において準用する場合を含む。）の規定により繰越税額控除限度超過額又は繰越税額控除限度超過額とみなされる金額の計算」を削り、「第十一項まで」を「第五項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十七項中「第三項まで、第六項、第七項又は第九項」を「第四項まで」に、「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「第三項まで、第六項、第七項若しくは第九項」を「第四項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第三項まで、第六項、第七項及び第九項」を「第四項まで」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四項まで」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四項まで」とする」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十八項を削る。

第四十二条の四の二を削る。

第四十二条の五第一項中「同号イ及びロ」を「同号イからハまで」に、「並びに第二号」を「及び第二号」に改め、同項第一号イ中「又は風力」を削り、「認定発電設備」の下に「（ロにおいて「認定発電設備」という。）」を加え、同号ハ中「及びロ」を「からハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　風力の利用に資する機械その他の減価償却資産（認定発電設備に該当するものに限る。）

第四十二条の五第二項中「第四十二条の四第六項」を「前条第二項」に、「法人税の額（この項、次項及び第五項、第四十二条の四、次条第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項を「調整前法人税額（同条第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項まで」に、「法人税の額」を「調整前法人税額の」に改め、同条第三項中「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同条第四項中「各事業年度において法人税の額」を「各事業年度において調整前法人税額」に改め、同条第五項中「並びに第四十二条の四第十一項」を「の規定」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「の規定」を加え、同条第六項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「第一項第一号イ」を「第一項第一号ロ」に改め、同条第七項中「第四十二条の十二の二、」及び「、第四十二条の十二の二第三項第二号イ中「第四十二条の五第一項」とあるのは「第四十二条の五第一項若しくは第六項」とを削り、同条第十四項中「同条第三項」を「これら」とあるのは「同項」と、同条第三項」に改め、同条第十五項中「第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十三項まで」を「第八項から第十三項までに定めるもののほか、第一項から第七項まで」に改める。

第四十二条の六第一項及び第四項中「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第二項」に改め、同条第七項中「法人税の額（この項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の四、前条第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第九項まで」を「調整前法人税額（第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第九項まで及び第十一項」に、「法人税の額の」を「調整前法人税額の」に改め、同条第八項及び第九項中「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同条第十一項中「各事業年度において法人税の額」を「各事業年度において調整前法人税額」に改め、同条第十二項中「並びに第四十二条の四第十一項」を「の規定」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「の規定」を加え、同条第二十項中「同条第三項」を「これら」とあるのは「同項」と、同条第三項」に改め、同条第二十一項中「第十二項の規定の適用を受けた場合における第九項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十九項まで」を「第十三項から第十九項までに

定めるもののほか、第一項から第十二項まで」に改める。

第四十二条の九第一項中「当該新設又は」を「当該新設若しくは」に、「法人税の額（この条、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、次条第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項」を「調整前法人税額（第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、前条、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項」を「調整前法人税額（第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項まで」に、「法人税の額の」を「調整前法人税額の」に改め、同条第二項中「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同条第四項中「各事業年度において法人税の額」を「各事業年度において調整前法人税額」に改め、同条第五項中「、第四十二条の四第十一項」を削り、同条第六項中「及び次項」を削り、「第四十二条の四第十二項第三号」を「第四十二条の四第六項第六号」に改め、「及び第四十二条の四の二」を削り、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「同条第三項」を「これら」とあるのは「同項」と、「同条第三項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十二項まで」を「第七項から第十一項までに定めるもののほか、第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とする。

第四十二条の十一第二項中「法人税の額（この項、次項及び第五項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、前条、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項」を「調整前法人税額（第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項まで」に、「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同条第四項中「各事業年度において法人税の額」を「各事業年度において調整前法人税額」に改め、同条第五項中「並びに第四十二条の四第十一項」を「の規定」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「の規定」を加え、同条第六項中「第四十二条の四第六項第二号」を「第四十二条の四第六項第六号」に改め、同条第七項中「、第四十二条の九、次条、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項」を「調整前法人税額（第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項まで」に、「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同条第四項中「各事業年度において法人税の額」を「各事業年度において調整前法人税額」に改め、同条第五項中「並びに第四十二条の四第十一項」を「の規定」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「の規定」を加え、同条第六項中「同条第三項」を「これら」とあるのは「同項」と、「同条第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第八項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「同条第三項」を「これら」とあるのは「同項」と、「同条第三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十五項中「第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十三項まで」を「第七項から第十一項までに定めるもののほか、第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とする。

第四十二条の十二の二を削る。

第四十二条の十二第一項中「（第一号に掲げる要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）が」を「が、適用年度（に、「（設立事業年度等を除く。以下この項、次項及び第五項において「適用年度」という。）を「に限る。）に、「第二号に掲げる要件」を「次に掲げる要件の全て」に改め、「（同号イ及びロに掲げる要件にあつては、当該適用年度においてこれらの要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。）」を削り、「適用事業」及び「政令で定めるもの」の下に「を行つている場合」を加え、「を行つている場合」を削り、「法人税の額（この条、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十、第四十二条の十二第二項、第三項及び第五項、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項」を「調整前法人税額（第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。」に、「この項において同じ。」を「第三項までにおいて同じ。」に改め、「の基準雇用者数」の下に「（当該適用年度において次項の規定の適用を受ける場合には、その適用に係る同項に規定する地方事業所税額控除限度額の計算の基礎となつた地方事業所基準雇用者数を控除した数）」を加え、ただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の十（当該法人が中小企業者等（第四十二条の四第二項に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいう。第一号において同じ。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

第四十二条の十二第一項各号を次のように改める。

一　基準雇用者数が五人以上（中小企業者等にあつては、二人以上）であることにつき政令で定めるところにより証明がされたこと。

二　基準雇用者割合が百分の十以上であるこ

と又は当該適用年度開始の日の前日における雇用者（当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がされたこと。

三　給与等支給額が比較給与等支給額以上であること。

第四十二条の十二第六項中「第一項の」を「第一項から第三項までの」に、「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の二第一項から第三項まで」に、「同項」を「同条第一項から第三項まで」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項又は第三項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項及び第三項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項及び第三項」と、「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項又は第三項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額」と、「同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項又は第三項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項及び第三項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項及び第三項」と、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項又は第三項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額」と、」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「前三項」を「第五項から前項まで」に、「第一項」を「第一項又は第二項」に、「その他同項」を「、第五項第一号に規定する二年を経過する日を含む適用年度が一年に満たない場合における第四項に規定する除して計算した金額の計算その他第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に、「同項」を「これら」に改め、「基準雇用者数」の下に「、地方事業所特別基準雇用者数」を加え、同項を同条第八項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第一項から第三項までの規定は、これらの規定の適用を受けようとする事業年度及び当該事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において、これらの規定に規定する法人に離職者（当該法人の雇用者又は高年齢雇用者であつた者で、当該法人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて離職（雇用保険法第四条第二項に規定する離職をいう。）をしたものをいう。）がいないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限り、適用する。

第四十二条の十二第二項第一号中「設立事業年度等」を「適用年度」に、「設立（」を「平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（第五号及び第十号において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）について同条第三項の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けた法人にあつては、当該各事業年度以外の事業年度のうち当該計画の認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度を含む。）をいい、設立（に、「同法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する」に、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に、「をいう」を「を除く」に改め、同項第四号中「次号及び第八号」を「第六号及び第九号」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、「第五項」を「第九項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　地方事業所基準雇用者数　適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人が当該計画の認定に係る地域再生法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下この号及び第十号において「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）に従つて当該計画の認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事（同号において「認定都道府県知事」という。）が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画（同号において「認定地域再生計画」という。）に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において整備した同法第五条第四項第四号に規定する特定業務施設（第十号において「特定業務施設」という。）のみを当該法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第四十二条の十二第二項に次の一号を加える。

十　地方事業所特別基準雇用者数　適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた法人の当該適用年度及び当該適用年度前の各事業年度のうち、当該計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度（同日以後に終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合におけるそのみなされた事業年度）の当該法人が当該計画の認定に係る認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて当該計画の認定をした認定都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設のみを当該法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数の合計数をいう。

第四十二条の十二第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　青色申告書を提出する法人で地域再生法第十七条の二第四項に規定する認定事業者（次

項において「認定事業者」という。）であるものが、適用年度において、第一号に掲げる要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つている場合（前項に規定する政令で定める事業を行つている場合を除く。）には、当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から、二十万円（当該法人が第二号に掲げる要件を満たす場合には、五十万円）に当該法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年度の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数）を乗じて計算した金額（以下この項において「地方事業所税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該地方事業所税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の三十に相当する金額（当該適用年度において前項の規定により当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額又は前条第二項の規定により当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の三十に相当する金額を限度とする。

一　前項第一号及び第三号に掲げる要件

二　基準雇用者割合が百分の十以上であること又は当該適用年度開始の日の前日における雇用者（当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がされたこと。

3　青色申告書を提出する法人で認定事業者であるもののうち前項の規定の適用を受ける又は受けたもの（連結事業年度において第六十八条の十五の三第二項の規定の適用を受けたものを含む。）が、その適用を受ける事業年度（同条第二項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後に開始する事業年度）以後の各適用年度（当該法人の地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について同条第三項の認定を受けた日以後に終了する事業年度で基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度（同日以後に終了する連結事業年度にあつては、当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合における基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度）以後の事業年度を除く。）において、雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つている場合（第一項に規定する政令で定める事業を行つている場合を除く。）には、当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から、三十万円に当該法人の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額（以下この項において「地方事業所特別税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該地方事業所特別税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の三十に相当する金額（当該適用年度において第一項若しくは前項の規定により当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額又は前条第二項の規定により当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の三十に相当する金額を限度とする。

4　適用年度が一年に満たない前項に規定する法人に対する同項の規定の適用については、同項中「三十万円」とあるのは、「三十万円に当該適用年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」とする。

第四十二条の十二を第四十二条の十二の二とする。

第四十二条の十一の次に次の一条を加える。

（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十二　青色申告書を提出する法人で地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下この項及び次項において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）について同条第三項の認定を受けたものが、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事（次項において「認定都道府県知事」という。）が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画（次項において「認定地域再生計画」という。）に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域（当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同法第十七条の二第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（次項において「拡充型計画」という。）である場合には、同号に規定する地方活力向上地域）内において、当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された同法第五条第四項第四号に規定する特定業務施設に該当する建物及びその附属設備並びに構築物（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「特定建物等」という。）でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して、これを当該法人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。）の当該特定建物等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定建物等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定建物等の取得価額の百分の十五（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の二十五）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　青色申告書を提出する法人で指定期間内に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けたものが、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該認定をした認定都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域（当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同法第十七条の二第四項の規定による変更の認定があつた

ときは、その変更後のもの。以下この項において「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）が拡充型計画である場合には、同法第十七条の二第一項第二号に規定する地方活力向上地域（内において、当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された特定建物等でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して、これを当該法人の営む事業の用に供した場合において、当該特定建物等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項において同じ。）から税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定建物等の取得価額に当該認定を受けた日が次の各号に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一　地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間　百分の四（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（次号において「移転型計画」という。）である場合には、百分の七）

二　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間　百分の二（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の四）

3　第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した特定建物等については、適用しない。

4　第一項の規定は、確定申告書等に特定建物等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

5　第二項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる特定建物等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された特定建物等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

6　第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十二第二項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の十二第二項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二第二項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」とする。

7　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十二の三第一項中「ものを含む」の下に、以下この項において「認定経営革新等支援機関等」という。）を、「財務省令で定めるもの」の下に「（以下この項において「経営改善指導助言書類」という。）」を加え、「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第二項」に改め、「もの（」の下に「認定経営革新等支援機関等を除く。」を加え、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「当該書類」を「経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類」に改め、同条第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の十二第二項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二第二項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二第二項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二第二項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」とする。

第四十二条の十二の三第一項中「ものを含む」の下に、以下この項において「認定経営革新等支援機関等」という。）を、「財務省令で定めるもの」の下に「（以下この項において「経営改善指導助言書類」という。）」を加え、「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第二項」に改め、「もの（」の下に「認定経営革新等支援機関等を除く。」を加え、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「当該書類」を「経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類」に改め、同条第二項中「法人税の額（この項、次項及び第五項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、前条第二項、次条並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項」を「調整前法人税額（第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項まで」に、「法人税の額の」を「調整前法人税額の」に改め、同条第三項中「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同条第四項中「各事業年度において法人税の額」を「各事業年度において調整前法人税額」に改め、同条第五項中「並びに第四十二条の四第十一項」を「の規定」に改め、「第四十二条の十一第五項」の下に「の規定」を加え、同条第十項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項又は第三項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項又は第三項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同

法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項及び第三項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項及び第三項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項及び第三項」とする」に改め、同条第十一項中「同条第三項」を「これら」とあるのは「同項」と、同条第三項」に改め、同条第十二項中「第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十項まで」を「第六項から第十項までに定めるもののほか、第一項から第五項まで」に改める。

第四十二条の十二の四第一項中「（第四十二条の十二」を「（第四十二条の十二の二」に、「百分の五（平成二十七年四月一日前に開始する事業年度にあつては百分の二とし、同日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては百分の三とする。）」を「増加促進割合」に、「法人税の額（この条、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の二第二項、前条第二項、第三項及び第五項並びに次条第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額（第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項において「法人税の額」という。）」を「調整前法人税額（第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。）」に改め、同項第一号中「法人税の額」を「調整前法人税額」に、「百分の二十」を「百分の十」に改め、同項第二号中「法人税の額」を「調整前法人税額」に、「百分の十」を「百分の五」に改め、同項第三号中「法人税の額」を「調整前法人税額」に、「百分の五」を「百分の二」に改める。

第四十二条の十二の四第二項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　増加促進割合　次に掲げる適用年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合をいう。

イ　平成二十七年四月一日前に開始する適用年度　百分の二

ロ　平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する適用年度　百分の三

ハ　平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する適用年度　百分の四（その法人が中小企業者等である場合には、百分の三）

ニ　イからハまでに掲げるもの以外の適用年度　百分の五（その法人が中小企業者等である場合には、百分の三）

第四十二条の十二の五第一項中「。以下この項において同じ」を削り、同条第七項中「法人税の額（この項及び次項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第四十二条の十二の四並びに前条第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額」を「調整前法人税額（第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。）」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　第四十二条の四第一項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

二　第四十二条の四第二項の規定　同項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第一項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号を削り、同項第九号中「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の二第一項から第三項まで」に、「同項に」を「それぞれ同条第一項に」に改め、「控除した金額」の下に「、同条第二項に規定する地方事業所税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する地方事業所特別税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第八号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　第四十二条の十二第二項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第一項第七号を同項第八号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第四十二条の四第九項」を「第四十二条の四第四項」に、「同条第十項」を「同条第五項」に、「同条第九項」を「同条第四項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第四十二条の四第三項の規定　同項に規定する特別研究税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第一項に次の一号を加える。

十五　前各号に掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定　当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額

第四十二条の十三第二項中「第四十二条の四第三項若しくは第七項（これらの規定を第四十二条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第四十二条の十二の三第三項の規定」の下に「その他これらに類する法人税の繰越税額控除に関する規定として政令で定める規定」を加え、「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同条第三項中「第四十二条の四第十二項第四号の規定を適用したならば同号に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもの（同条第四項の規定を適用したならば当該繰越税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。）、同条第十二項第七号の規定を適用したならば同号に規定する繰越中小企業者等税額控除限度超過額に該当するもの（同条第八項において準用する同条第四項の規定を適用したならば当該繰越中小企業者等税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。）又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「該当するものに」を「該当するものその他これに類するものとして政令で定める金額に」に改める。

第四十三条第一項の表の第一号の上欄中「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第二項」に改め、同表の第二号の下欄中「当該事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの（日本船舶に該当しないものを除く。）」を「日本船舶に該当するもの」に改める。

第四十四条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「に含まれる」を「の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る」に改め、「機械及び装置（」の下に「機械及び装置にあつては、」を加え、「場合（」を「とき（」に、「には、」を「は、」に改める。

第四十四条の三第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「共同利用施設（」の下に「政令で定める規模のものに限る。」を加える。

第四十四条の四の見出しを「（特定農産加工品生産設備の特別償却」に改め、同条第一項中「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第二項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十四条の五第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年五月三十一日」に、「百分の十五」を「百分の十」に改める。

第四十五条第一項の表の第一号の第一欄中「次に掲げる」を「過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める」に改め、同欄のイ及びロを削り、同条第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「あつては、」を「あつては」に、「場合」を「場合に限り、第四十二条の四第二項に規定する中小企業者以外の法人にあつては同表の第四号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合を除く。」に、「取得等をした当該設備」を「取得等をした設備（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）」に改め、「特別償却限度額（」の下に「当該産業振興機械等が、同表の第一号から第三号までの下欄に掲げる設備を構成するものである場合には」を、「に相当する金額」の下に「をいい、同表の第四号の下欄に掲げる設備を構成するものである場合には当該普通償却限度額の百分の二十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の三十六）に相当する金額」を加え、同項の表の第一号の上欄中「推進」を「促進」に改め、同号の下欄、同表の第二号の下欄及び同表の第三号の下欄中「当該事業」を「当該地区内において営む当該事業」に改め、同表に次の一号を加える。

四　山村振興法第七条第一項の規定により振興山村として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区（第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）	上欄に掲げる地区において生産されたものを原料又は材料とする製造業その他の政令で定める事業	当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

第四十五条の二の見出しを「（医療用機器の特別償却）」に改め、同条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「次の各号に掲げる減価償却資産」を「医療用の機械及び装置並びに器具及び備品（政令で定める規模のものに限る。）のうち、高度な医療の提供に資するもの若しくは先進的なものとして政令で定めるもの」に、「医療用機器等」を「医療用機器」に、「に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」を「の百分の十二に相当する金額」に改め、同項各号を削る。

第四十六条の二を削る。

第四十六条の三の見出し中「建物等」を「次世代育成支援対策資産」に改め、同条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「開始する各事業年度において、」を削り、「規定する次世代育成支援対策」の下に「（以下この項において「次世代育成支援対策」という。）」を、「「基準適合認定」という。）」の下に「を受け、又は平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間（以下この項において「特例指定期間」という。）内に次世代育成支援対策に係る同法第十五条の二に規定する基準に適合するものである旨の認定（当該法人が特例指定期間内において最初に受けるものに限る。以下この項において「特例基準適合認定」という。）」を、「という。）」を「という。）終了の日」の下に「又は当該特例基準適合認定を受けた日以後三年以内に終了する各事業年度（同法第十五条の三第三項の勧告を受けた日以後に終了する事業年度及び同法第十五条の五の規定により当該特例基準適合認定を取り消された日以後に終了する事業年度を除く。以下この項において「特例認定適用事業年度」という。）終了の日」を加え、「有する建物及びその附属設備」を「有する建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品で、当該法人の当該基準適合認定又は当該特例基準適合認定に係る同法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画（以下この項において「一般事業主行動計画」という。）に記載されたもののうち次世代育成支援対策に資するものとして政令で定めるもの」に、「に係る同法第十二条第一項に規定する」を「又は当該特例基準適合認定に係る」に、「当該適用事業年度終了の日」を「当該基準適合認定又は当該特例基準適合認定を受けた日」に、「取得をしたものでその建設の後事業の用に供されたことのないもの又は当該期間内に新築をし、若しくは増築若しくは改築（以下この項において「増改築」という。）を「取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は製作若しくは建設（建物及び建物附属設備にあつては、増築、改築、修繕又は模様替のための工事による取得又は建設を含む。）に、「除き、増改築をしたものにあつては当該増改築のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設

備の部分に限る」を「除く」に、「特定建物等」を「次世代育成支援対策資産」に、「に係る当該適用事業年度」を「の当該適用事業年度又は当該特例認定適用事業年度」に、「の百分の三十二に相当する」を「に次の各号に掲げる次世代育成支援対策資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　建物及び建物附属設備　次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　適用事業年度　百分の二十四（当該一般事業主行動計画が次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届出をされたものである場合には、百分の二十二）

ロ　特例認定適用事業年度　百分の十五

二　車両及び運搬具並びに器具及び備品　次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　適用事業年度　百分の十八（当該一般事業主行動計画が次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届出をされたものである場合には、百分の二十四）

ロ　特例認定適用事業年度　百分の十二

第四十六条の三を第四十六条の二とする。

第四十七条の二の見出しを「（特定都市再生建築物等の割増償却）」に改め、同条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「特定再開発建築物等」を「特定都市再生建築物等」に改め、「当該普通償却限度額の百分の十（を削り、「第三項第二号」を「第三項第一号」に、「百分の五十とし」を「当該普通償却限度額の百分の五十に相当する金額をいい」に、「である場合には百分の四十とし、同項第三号」を「又は同項第二号」に、「百分の三十とする。）」を「当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいい、同項第三号に掲げるものである場合には当該普通償却限度額の百分の十」に改め、同条第二項中「特定再開発建築物等」を「特定都市再生建築物等」に改め、同条第三項中「特定再開発建築物等」を「特定都市再生建築物等」に改め、「及び第二号」を削り、「第三号」を「第二号」に、「第四号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）」を「第三号に掲げるもの」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域及び同条第四項に規定する近郊整備区域、中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域その他これらに類する区域として政令で定める区域」を「下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域」に改め、「又は地下への浸透」を削り、「貯留し、又は浸透する」を「貯留する」に改め、「もの」の下に「（これと併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）」を加え、同号を同項第三号とする。

第四十八条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第五十二条の二第一項中「第四十二条の十一第一項」の下に「、第四十二条の十二第一項」を加え、「第四十二条の十二の二第一項、」を削る。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の十、第四十二条の十一」を「第四十二条の十から第四十二条の十二まで」に改め、「第四十二条の十二の二、」を削る。

第五十七条の三第一項中「特定実用発電用原子炉設置者等」の下に「（第七項において「特定実用発電用原子炉設置者等」という。）」を、「次項」の下に「及び第七項」を加え、「同法第八条の規定により」を「当該事業年度において同法第八条の規定により当該法人から使用済燃料の承継又は譲渡を受けた者が積み立てたものとみなされた金額に相当する金額を除き、当該事業年度において同条の規定により当該法人が」に、「適格合併に」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資に」に改め、同条第三項中「適格合併」の下に「若しくは適格分割」を、「移転する場合」の下に「又は適格現物出資により原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第二条第六項に規定する特定実用発電用原子炉設置者（第七項及び第十二項において「特定実用発電用原子炉設置者」という。）である被現物出資法人に使用済燃料に係る使用済燃料再処理等積立金を移転する場合」を加え、同条第四項及び第五項中「及び第七項」を「、第九項、第十項及び第十二項」に改め、同条第八項中「前項」を「第七項から前項まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項中「第六十八条の五十三第六項」を「第六十八条の五十三第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の四項を加える。

10　第一項又は第七項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該使用済燃料再処理準備金に係る使用済燃料を移転した場合（同条第九項前段に規定する場合を除く。）には、その適格分割直前における使用済燃料再処理準備金の金額のうちその移転することとなつた使用済燃料に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた使用済燃料再処理準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の使用済燃料再処理準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の使用済燃料再処理準備金の金額）とみなす。

11　第五十五条第十六項の規定は、前項又は第六十八条の五十三第九項の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格分割の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときについて準用する。

12　第一項又は第七項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている法人が適格現物出資により特定実用発電用原子炉設置者である被現物出資法人に当該使用済燃料再処理準備金に係る使用済燃料を移転した場合（同条第十項前段に規定する場合を除く。）には、その適格現物出資直前における使用済燃料再処理準備金の金額のうちその移転することとなつた使用済燃料に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた使用済燃料再処理準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の使用済燃料再処理準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の使用済燃料再処理準備金の金額）とみなす。

13　第五十五条第二十項の規定は、前項又は第六十八条の五十三第十項の被現物出資法人（その適格現物出資後において連結法人に該

当するものを除く。）がその適格現物出資の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときについて準用する。

第五十七条の三第六項の次に次の二項を加える。

7　青色申告書を提出する法人で特定実用発電用原子炉設置者等であるものが、各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は特定実用発電用原子炉設置者である被現物出資法人に使用済燃料を移転する場合において、当該使用済燃料の再処理等に要する費用の支出に備えるため、当該事業年度開始の時から当該適格分割又は適格現物出資の直前の時までの間に原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第三条第一項、第二項及び第七項の規定により同条第二項に規定する資金管理法人に使用済燃料再処理等積立金として積み立てた金額（同法第八条の規定により当該法人が積み立てたものとみなされた金額（適格合併、適格分割又は適格現物出資により移転を受けた金額を除く。）を含む。）のうちその使用済燃料の移転に基因して同法第八条の規定により当該分割承継法人又は被現物出資法人が積み立てたものとみなされる金額以下の金額を当該直前の時に使用済燃料再処理準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8　前項の規定は、同項に規定する法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に同項の使用済燃料再処理準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第五十七条の四第一項中「第十一項」を「第十七項」に改め、同条第五項中「適格合併」の下に「、適格分割又は適格現物出資」を加え、「第二号」を「第二号イ」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　合併、分割又は譲渡により特定原子力発電施設を移転した場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合併により合併法人に特定原子力発電施設を移転した場合　その合併の直前における原子力発電施設解体準備金の金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　特定原子力発電施設を移転した日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

第五十七条の四第六項及び第七項中「及び第十項」を「、第十二項、第十三項及び第十五項」に改め、同条第十一項中「適格合併」の下に「、適格分割又は適格現物出資」を加え、「前項」を「第十項から前項まで」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項中「第六十八条の五十四第八項前段」を「第六十八条の五十四第十項前段」に、「第六十八条の五十四第八項に」を「第六十八条の五十四第十項に」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の四項を加える。

13　第一項又は第十項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設を移転した場合（同条第十一項前段に規定する場合を除く。）には、その適格分割直前における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた原子力発電施設解体準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の原子力発電施設解体準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額）とみなす。

14　第五十五条第十六項及び第十七項前段の規定は、前項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該原子力発電施設を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十六項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十四第十三項」と、同条第十七項前段中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十四第十一項」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の四第一項及び第四項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十四第十一項」と読み替えるものとする。

15　第一項又は第十項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設を移転した場合（同条第十三項前段に規定する場合を除く。）には、その適格現物出資直前における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた原子力発電施設解体準備金の金額は、当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額）とみなす。

16　第五十五条第二十項及び第二十一項前段の規定は、前項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設を移転した場合について準用する。この場合において、同条第二十項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十四第十三項」と、同条第二十一項前段中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十四第十三項」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の四第一項及び第四項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の五十四第十三項」と読み替えるものとする。

第五十七条の四第九項の次に次の二項を加える。

10　青色申告書を提出する法人で電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業を営むものが、各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に特定原子力発電施設を移転する場合において、当該特定原子力発電施設の第二項に規定する解体費用の支出に備えるため、特定原子力発電施設ごとに、当該適格分割又は適格現物出資の直前の時を当該事業年度終了の時とした場合に第一項の規定により計算される同項に規定する積立限度額に相当する金額以下の金額を原子力発電施設解体準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

11　前項の規定は、同項に規定する法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に同項の原子力発電施設解体準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第五十七条の九第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第三章第三節の五を削る。

第六十条の二第一項中「（次条の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、第三章第三節の四中同条を第六十一条とする。

第六十一条の二第一項中「特定農業法人」の下に「である農地法第二条第三項に規定する農業生産法人」を加え、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十一条の三第一項中「機械その他の減価償却資産（」を「機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウエア（建物及びその附属設備にあつては、農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画において同法第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地に建設される同号に規定する農業用施設のうち当該法人の農業の用に直接供される建物として財務省令で定める建物及びその附属設備に限る。）」に改め、同条第四項中「及び第四十六条の二並びにこれら」を「の規定及び同条」に改める。

第六十一条の四第二項中「、法人」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。）」を加える。

第六十二条第一項中「並びに第四十二条の四第十一項」を「の規定」に改め、「第六十八条第一項」の下に「の規定」を加え、同条第六項を次のように改める。

6　第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条第一項」とする。

第六十二条の三第一項中「並びに第四十二条の四第十一項」を「の規定」に改め、「第六十八条第一項」の下に「の規定」を加え、同条第二項第一号ロ中「発行する株式」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。以下この章において同じ。）」を加え、同条第四項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　国家戦略特別区域法第十一条第一項に規定する認定区域計画に定められている同法第二条第二項に規定する特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業（これらの事業のうち、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして財務省令で定めるものに限る。）を行う者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等がこれらの事業の用に供されるもの（第二号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第六十二条の三第四項第九号中「前三号」を「第六号から前号まで」に改め、同項第十二号から第十四号までの規定中「第八号」を「第八号の二」に改め、同条第八項中「並びに第四十二条の四第十一項」を「の規定」に改め、「第六十八条第一項」の下に「の規定」を加え、同条第十一項を次のように改める。

11　第一項又は第八項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項」とする。

第六十三条第一項中「並びに第四十二条の四第十一項」を「の規定」に改め、「第六十八条第一項」の下に「の規定」を加え、同条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十三条第一項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十三条第一項」とする。

第六十四条第六項中「及び第四十六条の二並びにこれら」を「の規定及び同条」に改める。

第六十四条の二第一項中「計算した金額」の下に「以下の金額」を加え、同条第十二項第三号及び第四号中「とき。」を「とき」に改める。

第六十五条第一項中「次項」を「次項第一号及び第十項第一号」に改め、「取得した場合を含む」の下に「。第五項において同じ」を加え、同項第四号中「権利」を「権利。第七項において同じ。）」に、「給付）」を「給付。第七項において同じ。）」に改め、同項第五号中「権利）」を「権利。第八項において同じ。）」に改め、同条第三項中「前二条」の下に「（第六十四条第六項、第七項及び第十一項並びに前条第十四項及び第十六項を除く。）」を加え、「見込」を「見込み」に改め、同条第七項中「、同号に規定する権利」を「、同号の施設建築物の一部を取得する権利」に改め、「地上権の共有持分」の下に「若しくは同号の建築施設の部分の給付を受ける権利」を加え、「次条第一項」を「第十項第一号並びに次条第一項及び第二項」に、「又は当該権利」を「若しくは第一項第四号の建築施設の部分（同号の施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。）につき同法第百十八条の五第一項の規定による譲受け希望の申出の撤回があつたとき（同法第百十八条の十二第一項又は第百十八条の十九第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回したものとみなされる場合を含む。）、又は同号の施設建築物の一部を取得する権利若しくは同号の建築施設の部分の給付を受ける権利」に改め、「若しくは当該建築施設の部分につき同法第百十八条の五第一項の規定による譲受け希望の申出の撤回があつたとき（同法第百十八条の十二第一項又は第百十八条の十九第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回したものとみなされる場合を含む。）」を削り、「又は取得した日若しくは」を「若しくはその」に改め、「みなされる日」の下に「又はその取得した日」を加え、「又は同号に規定する権利」を「若しくはその撤回に係る建築施設の部分の給付を受ける権利又はその取得の基因となつた施設建築物の一部を取得する権利若しくは建築施設の部分の給付を受ける権利」に改め、同条第八項中「、同号に規定する」を「、同号の」に、「次条第一項」を「第十項第一号並びに次条第一項及び第二項」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「基づき同号」を「基づき第一項第五号」に、「同号に規定する権利」を「その取得の基因となつた防災施設建築物の一部を取得する権利」に、「又は第一項」を「又は同項」に改め、同条第十二項中「敷地利用権の価額」の下に「の概算額」を加え、「又は第七項から第九項」を「及び第七項から第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10　内国法人が法人税法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産（以下この項において「譲渡損益調整資産」という。）に係る同条第一項に規定する譲渡利益額（第一号において「譲渡利益額」という。）につき同項の規定の適用を受けた場合（連結事業年度において同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十三第一項の規定の適用を受けた場合を含む。）において、同条第二項に規定する譲受法人の有するその適用に係る譲渡損益調整資産（次項において「適用譲渡損益調整資産」という。）である第一項第三号から第六号まで（同項第三号にあつては新都市基盤整備法による土地整理に係る部分を、同項第四号にあつては都市再開発法による第二種市街地再開発事業に係る部分を、それぞれ除く。）の規定に該当する資産（第七項の施設建築物の一部を取得する権利、第八項の防災施設建築物の一部を取得する権利及び前項の施行再建マンションに関する権利を取得する権利を含む。）の譲渡につき第一項又は第五項の規定の適用を受けたとき（連結事業年度において第六十八条の七十二第一項又は第五項の規定の適用を受けたときを含む。）は、法人税法第六十一条の十三の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　交換取得資産とともに補償金等又は保留地の対価を取得した場合（変換清算金又は防災変換清算金の交付を受けることとなつた場合その他政令で定める場合を含む。）　当該譲渡に基因して法人税法第六十一条の十三第二項の規定により益金の額に算入する金額は、当該譲渡利益額のうち当該補償金等若しくは保留地の対価又は変換清算金若しくは防災変換清算金の額に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該譲渡は、法人税法第六十一条の十三第二項の規定の適用については、同項に規定する政令で定める事由に該当しないものとみなす。

11　前項の規定の適用がある場合には、同項の譲受法人が同項の譲渡に係る換地処分等により取得した資産を適用譲渡損益調整資産とみなして、同項及び法人税法第六十一条の十三の規定を適用する。

第六十五条の二第一項中「（変換清算金及び防災変換清算金を含む。）（以下」を「（当該譲受け希望の申出の撤回があつたことにより支払を受ける対償を含む。以下」に改め、「については、当該資産」を削り、「定める部分」の下に「及び同条第七項から第九項までの規定により換地処分等による譲渡があつたものとみなされる資産」を、「取得した補償金等」の下に「（変換清算金及び防災変換清算金を含む。）」を加え、同条第二項中「該当することとなつた場合（同条第七項の規定により同条第一項第四号に規定する資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合及び同条第八項の規定により同条第一項第五号に規定する資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合を含む。）において、当該法人が、同項第三号から第五号まで」を「該当し、当該法人がこれらの規定」に、「取得し、当該補償金等」を「取得した場合又は同条第七項の規定により同条第一項第四号の資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされて変換清算金の交付を受けることとなつた場合若しくは同条第八項の規定により同条第一項第五号の資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされて防災変換清算金の交付を受けることとなつた場合において、その取得した補償金等（変換清算金及び防災変換清算金を含む。以下この項及び第七項において同じ。）」に改め、「換地処分等により譲渡した資産」の下に「（同条第七項又は第八項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる資産を含む。）」を加え、同条第三項第二号中「とき。」を「とき」に改める。

第六十五条の四第一項第三号中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改め、同項第二十二号及び第二十二号の二中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第六十五条の七第一項中「（次の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成二十六年十二月三十一日までに」を削り、「で同表」を「で次の表」に、「除く。）又は」を「除く。）、又は」に改め、同項の表の第九号の下欄中「、構築物若しくは機械及び装置」を「若しくは構築物」に改め、同条第七項中「及び第四十六条の二並びにこれら」を「の規定及び同条」に改め、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　第一項又は第九項の規定（第一項の表の第九号に係る部分に限る。）を適用する場合において、法人が譲渡をした同号の上欄に掲げる資産が地域再生法第五条第四項第四号に規定する集中地域（第二号において「集中地域」という。）以外の地域内にある資産に該当し、かつ、当該法人が取得をした同表の第九号の下欄に掲げる資産（同欄の車両及び運搬具を除く。）が次の各号に掲げる地域内にある資産に該当するときは、その取得をした資産に係る第一項に規定する圧縮限度額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一　地域再生法第十七条の二第一項第一号に規定する政令で定めるもの　第一項に規定する計算した金額の百分の七十に相当する金額

二　集中地域（前号に掲げる地域を除く。）　第一項に規定する計算した金額の百分の七十五に相当する金額

第六十五条の八第一項中「（前条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで）」を削り、「同表の各号の上欄」を「前条第一項の表の各号の上欄」に、「相当する金額を」を「相当する金額以下の金額を」に改め、同条第七項中「又は」を「、又は」に改め、同条第十二項第三号及び第四号中「とき。」を「とき」に改め、同条第十八項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18　前条第十四項の規定は、第一項、第二項、第七項又は第八項の規定（同条第一項の表の第九号に係る部分に限る。）を適用する場合について準用する。この場合において、第一項又は第二項の規定を適用するときは、同条第十四項中「取得をした」とあるのは「取得をする見込みである」と、「第一項に規定する圧縮限度額」とあるのは「次条第一項又は第二項に規定する百分の八十に相当する金額」と、「同項」とあるのは「これら」と、同項各号中「第一項に」とあるのは「次条第一項又は第二項に」と読み替えるものとする。

第六十五条の九中「（第六十五条の七第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで）」を削り、「同表」を「第六十五条の七第一項の表」に改める。

第六十六条の六第三項中「外国法人」を「法人」に、「この項において「統括業務」を「この条において「統括業務」に改め、同条第四項第一号中「配当等の額（」の下に「法人税法第二十三条第一項第二号に掲げる金額を含むものとし、」を加

え、「法人税法」を「同法」に改め、同条第六項中「次項」の下に「及び第八項」を加え、同条第七項中「、政令で定めるところにより」を削り、「資料」の下に「（次項において「資料等」という。）」を加え、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　税務署長は、前項の書面の添付がない確定申告書の提出があり、又は同項の資料等の保存がなかつた場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び資料等の提出があつた場合に限り、第三項又は第五項の規定を適用することができる。

9　特定外国子会社等が統括業務を行うものとして政令で定めるものに該当することにより、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象金額につき第三項の規定の適用を受ける場合における第七項の規定の適用については、同項中「書面」とあるのは「書面（統括業務の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類を含む。次項において同じ。）」と、「資料（とあるのは「資料（統括業務に係る書類として財務省令で定めるものを含む。」とする。

第六十六条の八第二項中「受けるもの」を「受ける部分の金額」に改め、「以下第三項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該」を削り、「次項及び第三項において「剰余金の配当等の額」という。）」を「剰余金の配当等の額」に改め、同条第三項中「受けるもの」を「受ける部分の金額」に改め、同条第九項中「受けるもの」を「受ける部分の金額」に改め、「以下第三項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該」を削り、「次項及び第三項において「剰余金の配当等の額」という。）」を「剰余金の配当等の額」に改める。

第六十六条の十三第一項第一号中「普通法人」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。）」を加え、「同法」を「法人税法」に改める。

第六十七条の四第一項中「うめる」を「補塡する」に改め、同条第四項中「ものの額」の下に「以下の金額」を加え、同条第十一項第四号及び第五号中「とき。」を「とき」に改め、同条第十二項中「及び第四十六条の二並びにこれら」を「の規定及び同条」に改める。

第六十七条の五第一項及び第六十七条の五の二第一項中「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第二項」に改める。

第六十七条の六の見出し中「益金不算入等」を「益金不算入」に改め、同条第一項中「内国法人が」を「法人が」に、「次項において「特定株式投資信託」という」を「第九条第一項第三号に規定する外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く」に、「に係る法人税法」を「の額がある場合には、法人税法」に、「第三条の二（内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）を「第六十七条の六第一項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）」に、「同法第九条第一項第三号（配当控除の特例）に規定する外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く」を「以下この条において「特定株式投資信託」という」に、「同項第三号中「証券投資信託」とあるのは「証券投資信託（租税特別措置法第三条の二に規定する」を「同条第二項中「株式等をその」とあるのは「株式等（特定株式投資信託の受益権を含む。以下この項において同じ。）をその」と、「基準日以前」とあるのは「基準日（特定株式投資信託の収益の分配にあつては、その計算の基礎となつた期間の末日）以前」と、同条第七項中「をいう」とあるのは「及び」に、「を除く。）」を「の受益権をいう」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の七の見出しを「（保険会社の受取配当等の益金不算入の特例）」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人で保険業法第三条第一項又は第百八十五条第一項に規定する免許を受けて保険業を行うものの各事業年度において、その保有する法人税法第二十三条第七項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する非支配目的株式等につき支払を受ける同法第二十三条第一項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する配当等の額（以下この項において「特例非支配目的株式等に係る配当等の額」という。）がある場合には、その特例非支配目的株式等に係る配当等の額について同法第二十三条第一項の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しない金額は、同項の規定にかかわらず、当該特例非支配目的株式等に係る配当等の額の百分の四十に相当する金額とする。

第六十七条の十四第二項の表第二十三条第一項の項中「資産の流動化に関する法律第二条第三項（定義）に規定する」及び「（以下「特定目的会社」という。）」を削り、同表第五十二条第一項第一号イの項を削り、同表第五十七条第一項ただし書の項中「第五十七条第一項ただし書」の下に「及び第五十八条第一項ただし書」を加え、「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同表第五十七条第十一項第一号の項、第五十八条第一項ただし書の項、第五十八条第六項第一号の項、第

五十九条第二項の項、第六十六条第二項の項及び第六十七条第一項の項を削り、同条第三項を次のように改める。

3　特定目的会社に対する第六十二条の三第三項、第六十六条の八第一項、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項の規定の適用については、第六十二条の三第三項中「該当する」とあるのは「該当するもの及び資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が行う譲渡で第六十七条の十四第一項第二号（ホを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行う」と、第六十六条の八第一項、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項中「内国法人が」とあるのは「内国法人（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。以下この項において同じ。）が」とする。

第六十七条の十四第六項中「利益の配当の額」の下に「について」を加え、「に規定する配当等の額に該当しないものとみなす」を「の規定は、適用しない」に改め、同条第十項中「特定目的会社」の下に「及びその社員」を加える。

第六十七条の十五第一項中「投資法人法第百三十七条第一項の規定による金銭の分配のうち利益の配当から成る部分の金額（法人税法」を「法人税法第二十三条第一項第二号に掲げる金額（同法」に、「利益の配当と」を「同号に掲げる金額と」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「投資法人に対する」を「投資法人法第二条第十二項に規定する投資法人（以下この条において「投資法人」という。）に対する」に改め、同項の表第二条第十号の項及び第五十二条第一項第一号イの項を削り、同表第五十七条第一項の項中「第五十七条第一項ただし書」の下に「及び第五十八条第一項ただし書」を加え、「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同表第五十七条第一項第二号（ホを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行う」と、第六十六条の八第一項、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項の規定の適用については、第六十二条の三第三項中「該当する」とあるのは「該当するもの及び投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人が行う譲渡で第六十七条の十五第一項第二号（ホを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行う」と、第六十六条の八第一項、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項中「内国法人が」とあるのは「内国法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人を除く。以下この項において同じ。）が」とする。

第六十七条の十五第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「配当等の額は」を「配当等の額については」に、「に規定する配当等の額に該当しないものとみなす」を「の規定は、適用しない」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第七項」を「第六項」に、「及び投資法人」を「並びに投資法人及びその社員」に改め、同項を同条第九項とする。

第六十七条の十七第二項中「及び第九項」を「、第九項及び第十一項」に改め、「同条第一項に規定する」を削り、同条第四項中「もの」の下に「として政令で定めるもの」を加える。

第六十八条の三の二第二項の表第五十七条第一項ただし書の項中「第五十七条第一項ただし書」の下に「及び第五十八条第一項ただし書」を加え、「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同表第五十七条第十一項第一号の項、第五十八条第一項ただし書の項、第五十八条第六項第一号の項及び第五十九条第二項の項を削り、同条第十二項中「受託法人」の下に「及び特定目的信託の受益者」を加える。

第六十八条の三の三第二項の表第五十七条第一項ただし書の項中「第五十七条第一項ただし書」の下に「及び第五十八条第一項ただし書」を加え、「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同表第五十七条第十一項第一号の項、第五十八条第一項ただし書の項、第五十八条第六項第一号の項及び第五十九条第二項の項を削り、同条第十二項中「受託法人」の下に「及び特定投資信託の受益者」を加える。

第六十八条の三の四第二項中「第四十二条の四第三項、第七項及び第九項」を「第四十二条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）」に、「第四十二条の十一第三項、第四十二条の十二の二」を「第四十二条の十一第三項、第四十二条の十二の二」に改め、「第四十二条の十二の二」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第四項中「第四十二条の四第三項及び第七項」を「第四十二条の四第一項及び第四項」に改め、「第四十二条の十一第三項」の下に「、第四十二条の十二の三第三項」を加える。

第六十八条の八第一項中「第六十六条第六項各号」を「第六十六条第六項第一号から第三号まで又は第六号」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九第一項中「法人税の額（この条、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この条において「調整前連結税額」という。）」を「調整前連結税額」に、「連結子法人の」を「各連結子法人の」に、「。次項において「試験研究費の総額に係る連結税額控除割合」という」を「とする」に改め、「及び第十二項第四号」及びただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

第六十八条の九第二項から第五項までを削り、同条第六項中「第一項から第三項まで」を「前項」に改め、「及び第十二項第八号」及びただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該中小連結法人税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

第六十八条の九第六項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　連結法人の各連結事業年度（その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額（当該連結事業年度において前二項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除する金額の計算の基礎となつた特別試験研究費の額を除く。以下この項において同じ。）がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、次に掲げる金額の合計額（以下この項において「特別研究税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特別研究税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の五に相当する金額を限度とする。

一　当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及びその各連結子法人の特別試験研究費の額の合計額のうち国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者（以下この号において「特別試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究に係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の三十に相当する金額

二　当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及びその各連結子法人の特別試験研究費の額の合計額のうち前号に規定する政令で定める金額以外の金額の百分の二十に相当する金額

第六十八条の九第七項及び第八項を削り、同条第九項中「連結親法人事業年度」の下に「（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第六項において同じ。）」を加え、ただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、当該各号に定める金額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

第六十八条の九第九項を同条第四項とし、同条第十項を同条第五項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項第三号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　調整前連結税額　次に掲げる規定を適用しないで計算した場合の法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）をいう。

イ　この条、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二第二項、第六十八条の十五の三、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項の規定

ロ　イに掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定

ハ　第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項及び第八項並びに第六十八条の六十九第一項の規定

二　法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定

第六十八条の九第十二項第四号及び第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号中「第四十二条の四第十二項第六号」を「第四十二条の四第六項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　特別試験研究費の額　試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学又は中小企業者に委託する試験研究、中小企業者からその有する知的財産権（知的財産基本法第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

第六十八条の九第十二項第八号及び第九号を削り、同項第十号中「第九項」を「第四項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十一号を同項第八号とし、同項第十二号中「第九項」を「第四項」に改め、同号を同項第九号とし、同項を同条第六項とし、同条第十三項を同条第七項とし、同条第十四項中「及び第二項、第六項又は第九項」を「から第四項まで」に、「及び特別試験研究費の額」を「又は特別試験研究費の額」に、「並びに」を「及び」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十五項を削り、同条第十六項中「第十二項から前項まで」を「前三項」に、「第九項」を「第四項」に改め、「、第十一項の規定の適用を受ける連結事業年度以後の連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額の計算」を削り、「第十一項まで」を「第五項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十七項中「第三項まで、第六項、第七項又は第九項」及び「第三項まで、第六項、第七項若しくは第九項」を「第四項まで」に、「この款並びに」を「この款及びに」に、「第三項まで、第六項、第七項及び第九項」を「第四項まで」に、「までに掲げる金額並びに」を「までに掲げる金額及びに」に、「並びに」を「及びに」に、「及びに」を「並びに」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十八項を削る。

第六十八条の九の二を削る。

第六十八条の十第一項中「同号イ及びロ」を「同号イからハまで」に、「並びに第二号」を「及び第二号」に改め、同項第一号イ中「又は風力」を削り、「認定発電設備」の下に「（ロにおいて「認定発電設備」という。）」を加え、同号ハ中「及びロ」を「からハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　風力の利用に資する機械その他の減価償却資産（認定発電設備に該当するものに限る。）

第六十八条の十第二項中「第六十八条の九第十二項第六号」を「前条第六項第四号」に、「同項第七号」を「同項第五号」に、「法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八条の九、次条第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前連結税額（同条第六項第二号に規定する調整前連結税

額をいう」に、「調整前連結税額」という」を「同じ」に改め、同条第五項中「並びに第六十八条の九第十一項」を「の規定」に改め、「第六十八条の百八第一項」の下に「の規定」を加え、同条第六項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「第一項第一号イ」を「第一項第一号ロ」に改め、同条第七項中「第六十八条の十五の三」及び「、第六十八条の十五の三第三項第一号中「第六十八条の十第一項」とあるのは「第六十八条の十第一項若しくは第六項」と」を削り、同条第十五項中「同条第二項」を「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項」に改める。

第六十八条の十一第一項中「第六十八条の九第十二項第六号」を「第六十八条の九第六項第四号」に、「同項第七号」を「同項第五号」に改め、同条第四項中「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第二項」に改め、同条第七項中「法人税の額（この項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の九、前条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前連結税額（第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう」に、「調整前連結税額」という」を「同じ」に改め、同条第十二項中「並びに第六十八条の九第十一項」を「の規定」に、「同条第八項」を「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項」に改める。

第六十八条の十三第一項中「当該新設又は」を「当該新設若しくは」に、「法人税の額（この条、第六十八条の九、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前連結税額（第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう」に、「「調整前連結税額」という」を「同じ」に改め、同条第四項中「並びに第六十八条の九第十一項」を「の規定」に改め、「第六十八条の百八第一項」の下に「の規定」を加え、同条第九項中「同条第二項」を「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項」に改める。

第六十八条の十四第一項中「場合（」の下に「継続的に実施されることが確保される特定事業として財務省令で定めるものの用に供する建物及びその附属設備以外のものを」を加え、「第十二項」を「第十一項」に改め、同条第二項中「法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、前条、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前連結税額（第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう」に、「「調整前連結税額」という」を「同じ」に改め、同条第五項中「、第六十八条の九第十一項」を削り、同条第六項中「及び次項」を削り、「第六十八条の九第十二項第三号」を「第六十八条の九第六項第六号」に改め、「及び第六十八条の九の二」を削り、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項から第十三項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十四項中「同条第二項」を「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第八項から第十二項まで」を「第七項から第十一項まで」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第六十八条の十五第二項中「法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、前条第二項、第三項及び第五項、次条、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前連結税額（第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう」に、「「調整前連結税額」という」を「同じ」に改め、同条第五項中「並びに第六十八条の十五の三第三項第一号中「第六十八条の十第一項」とあるのは「第六十八条の十第一項若しくは第六項」と」を削り、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項」に改める。

第六十八条の十五の二第一項中「（その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が第一号に掲げる要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）」を削り、「当該連結親法人及びその各連結子法人が」を「その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が」に改め、「適用事業」及び「政令で定めるもの」の下に「を行つている場合」を加え、「を行つている場合」を削り、「法人税の額（この条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、次条第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前連結税額（第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう」に、「「調整前連結税額」という」を「第三項までにおいて同じ」に、「合計を」を「合計（当該適用年度において次項の第六十八条の十五の三を削る。

第六十八条の十五の二第一項中「（その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が第一号に掲げる要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）」が、各連結事業年度」を「が、適用年度」に、「第二号及び次項」を「以下この条」に、「ものに限り、その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。以下この項、次項及び第五項において「適用年度」という」を「各連結事業年度に限る」に、「第二号に掲げる要件」を「次に掲げる要件の全て」に改め、「（同号イ及びロに掲げる要件にあつては、当該適用年度においてこれらの要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。）」を削り、「当該連結親法人及びその各連結子法人が」を「その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が」に改め、「適用事業」及び「政令で定めるもの」の下に「を行つている場合」を加え、「を行つている場合」を削り、「法人税の額（この条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、次条第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前連結税額（第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう」に、「「調整前連結税額」という」を「第三項までにおいて同じ」に、「合計を」を「合計（当該適用年度において次項の

規定の適用を受ける場合には、その適用に係る同項に規定する地方事業所税額控除限度額の計算の基礎となつた当該連結親法人及びその各連結子法人の地方事業所基準雇用者数の合計を控除した数）を」に改め、ただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十（当該連結親法人が中小連結親法人（第六十八条の九第二項に規定する中小連結親法人をいう。第一号において同じ。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

第六十八条の十五の二第一項各号を次のように改める。

一　連結親法人及びその各連結子法人の基準雇用者数の合計が五人以上（当該連結親法人が中小連結親法人である場合には、二人以上）であることにつき政令で定めるところにより証明がされたこと。

二　基準雇用者割合が百分の十以上であること又は連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数の合計が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がされたこと。

三　連結親法人及びその各連結子法人の給与等支給額の合計額が比較給与等支給額の合計額（当該連結親法人及びその各連結子法人の比較給与等支給額を合計した金額をいう。）以上であること。

第六十八条の十五の二第六項中「第一項の規定の」を「第一項から第三項までの規定の」に、「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の三第一項から第三項まで」に、「同項の」を「同条第一項から第三項までの」に、「同項に」を「これらの規定に」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「前三項」を「第五項から前項まで」に、「第一項」を「第一項又は第二項」に、「その他同項」を「、第五項第一号に規定する二年を経過する日を含む適用年度が一年に満たない場合における第四項に規定する除して計算した金額の計算その他第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に、「同項」を「これら」に改め、「基準雇用者数」の下に「、地方事業所基準雇用者数又は地方事業所特別基準雇用者数」を加え、同項を同条第八項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第一項から第三項までの規定は、これらの規定の適用を受けようとする連結事業年度及び当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（同日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において、これらの規定に規定する連結親法人及びその各連結子法人に離職者（当該連結親法人又はその連結子法人の雇用者又は高年齢雇用者であつた者で、当該連結親法人又はその連結子法人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて離職（雇用保険法第四条第二項に規定する離職をいう。）をしたものをいう。）がいないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限り、適用する。

第六十八条の十五の二第二項第七号を同項第九号とし、同項第六号中「第五項」を「第九項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「前号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「第七号」を「第九号」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　地方事業所基準雇用者数　連結親法人又は適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人で、当該適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について計画の認定を受けたものごとに、当該連結親法人又はその連結子法人が当該計画の認定に係る地域再生法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下この号及び第十号において「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）に従つて当該計画の認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事（同号において「認定都道府県知事」という。）が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画（同号において「認定地域再生計画」という。）に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において整備した同法第五条第四項第四号に規定する特定業務施設（第十号において「特定業務施設」という。）のみを当該連結親法人又はその連結子法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第六十八条の十五の二第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　適用年度　連結親法人事業年度が平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（第五号及び第十号において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）について同条第三項の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けた法人に該当する場合には、当該連結親法人及びその各連結子法人の当該各連結事業年度以外の連結事業年度のうち当該連結親法人又はその連結子法人のその計画の認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日までの期間内の日を含む連結事業年度を含む。）をいい、その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。

第六十八条の十五の二第二項に次の一号を加える。

十　地方事業所特別基準雇用者数　連結親法人又は適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人で、当該適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けたものごとに、当該連結親法人又はその連結子法人の適用年度及び当該適用年度前の各連結事業年度のうち、当該計画の認定を受けた日以後に終了する各連結事業年度（同日以後に

終了する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度を連結事業年度に該当する事業年度とみなした場合におけるそのみなされた事業年度）の当該連結親法人又はその連結子法人が当該計画の認定に係る認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて当該計画の認定をした認定都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設のみを当該連結親法人又はその連結子法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数の合計数をいう。

第六十八条の十五の二第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　連結法人が、適用年度において、第一号に掲げる要件を満たす場合で、かつ、その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つている場合（前項に規定する政令で定める事業を行つている場合を除く。）には、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、二十万円（当該連結法人が第二号に掲げる要件を満たす場合には、五十万円）に当該連結親法人及びその各連結子法人（地域再生法第十七条の二第四項に規定する認定事業者（次項において「認定事業者」という。）であるものに限る。）の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数の合計（当該地方事業所基準雇用者数の合計が当該適用年度の基準雇用者数の合計を超える場合には、当該基準雇用者数の合計）を乗じて計算した金額（以下この項において「地方事業所税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該地方事業所税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の三十に相当する金額（当該適用年度において前項の規定により当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額又は前条第二項の規定により当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の三十に相当する金額を限度とする。

一　前項第一号及び第三号に掲げる要件

二　基準雇用者割合が百分の十以上であること又は連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数の合計が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がされたこと。

3　連結法人で前項の規定の適用を受ける又は受けたもの（次の各号に掲げる連結法人を含む。）のその適用を受ける連結事業年度（当該各号に掲げる連結法人にあつては、当該各号に定める連結事業年度）以後の各適用年度（その連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同項第一号に掲げる事業に関するものに限る。以下この項において「移転型計画」という。）について同条第三項の認定を受けた日以後に終了する連結事業年度で当該連結親法人及びその各連結子法人の基準雇用者数の合計又は地方事業所基準雇用者数の合計が零に満たない連結事業年度以後の連結事業年度を除く。）において、当該連結親法人及びその各連結子法人が雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つている場合（第一項に規定する政令で定める事業を行つている場合を除く。）には、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、三十万円に当該連結親法人及びその各連結子法人（認定事業者であるものに限る。）の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数（次の各号に掲げる連結法人の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数を除く。）の合計を乗じて計算した金額に、三十万円に当該各号に掲げる連結法人（認定事業者であるものに限る。）の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数（当該連結法人の移転型計画について地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けた日以後に終了する連結事業年度で当該連結法人の基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度を連結事業年度とみなした場合における当該連結法人の基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度）がある場合には、当該連結法人の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数を除く。）を乗じて計算した金額（当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額のうち当該連結法人に帰せられる金額の百分の三十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該政令で定めるところにより計算した金額）を加算した金額（以下この項において「地方事業所特別税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該地方事業所特別税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の三十に相当する金額（当該適用年度において第一項若しくは前項の規定により当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額又は前条第二項の規定により当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の三十に相当する金額を限度とする。

一　連結事業年度に該当しない事業年度において第四十二条の十二の二第二項の規定の適用を受けた連結法人　その適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後に開始する連結事業年度

二　連結事業年度に該当する事業年度において前項の規定の適用を受けた連結法人（当該事業年度終了の日において当該連結親法人との間に連結完全支配関係がないものに限る。）　その適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後に開始する連結事業年度

4　連結親法人事業年度が一年に満たない前項に規定する連結親法人又はその連結子法人に対する同項の規定の適用については、同項中「三十万円」とあるのは、「三十万円に当該適用年度に係る連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」とする。

第六十八条の十五の二を第六十八条の十五の三とする。

第六十八条の十五の次に次の一条を加える。

（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十五の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上

地域特定業務施設整備計画（以下この項及び次項において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）について同条第三項の認定を受けたものが、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事（次項において「認定都道府県知事」という。）が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画（次項において「認定地域再生計画」という。）に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域（当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同法第十七条の二第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（次項において「拡充型計画」という。）である場合には、同号に規定する地方活力向上地域）内において、当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された同法第五条第四項第四号に規定する特定業務施設に該当する建物及びその附属設備並びに構築物（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「特定建物等」という。）でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項において「供用年度」という。）の当該特定建物等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定建物等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定建物等の取得価額の百分の十五（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の二十五）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、指定期間内に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けたものが、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該認定をした認定都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域（当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同法第十七条の二第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）が拡充型計画である場合には、同法第十七条の二第一項第二号に規定する地方活力向上地域）内において、当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された特定建物等でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合において、当該特定建物等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額（第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この項において同じ。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定建物等の取得価額に当該認定を受けた日が次の各号に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

一　地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間　百分の四（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（次号において「移転型計画」という。）である場合には、百分の七）

二　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間　百分の二（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の四）

3　第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した特定建物等については、適用しない。

4　第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

5　第一項の規定は、連結確定申告書等に特定建物等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6　第二項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる特定建物等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された特定建物等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

7　第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五の二第二項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十五の二第二項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額

の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額及び」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の二第二項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十五の二第二項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十五の二第二項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の二第二項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とする。

8　第三項から第六項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十五の四第一項中「認定経営革新等支援機関」を「認定経営革新等支援機関等（以下この項において「認定経営革新等支援機関等」という。）」に改め、「財務省令で定めるもの」の下に「（以下この項において「経営改善指導助言書類」という。）」を加え、「第六十八条の九第十二項第六号」を「第六十八条の九第六項第四号」に改め、「もの（」の下に「認定経営革新等支援機関等を除く。」を加え、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「当該書類」を「経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類」に改め、同条第二項中「法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第六項、第六十八条の十五の二、前条第二項、次条並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前連結税額（第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう。）」に改め、同条第五項中「並びに第六十八条の九第十一項」を「の規定」に改め、「第六十八条の百八第一項」の下に「の規定」を加え、同条第十二項中「同条第二項」を「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項」に改める。

第六十八条の十五の五第一項中「連結親法人事業年度（以下この項」を「連結親法人事業年度（次項第五号イからハまで」に、「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の三」に、「百分の五（連結親法人事業年度が平成二十七年四月一日前に開始する連結事業年度にあつては百分の二とし、連結親法人事業年度が同日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度にあつては百分の三とする。）」を「増加促進割合」に、「法人税の額（この条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項第六号に規定する調整前連結税額をいう。）」を「同じ」に改め、「調整前連結税額」という。）」を「同じ」に改め、ただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十（当該連結親法人が中小連結親法人（同条第二項に規定する中小連結親法人をいう。次項第五号ハ及びニにおいて同じ。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

第六十八条の十五の五第二項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　増加促進割合　次に掲げる適用年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合をいう。

イ　連結親法人事業年度が平成二十七年四月一日前に開始する適用年度　百分の二

ロ　連結親法人事業年度が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する適用年度　百分の三

ハ　連結親法人事業年度が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する適用年度　百分の四（その連結親法人が中小連結親法人である場合には、百分の三）

ニ　イからハまでに掲げるもの以外の適用年度　百分の五（その連結親法人が中小連結親法人である場合には、百分の三）

第六十八条の十五の六第一項中「。以下この項において同じ」を削り、同条第七項中「法人税の額（この項及び次項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第六項、第六十八条の十五の二、前条第二項、次条並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前連結税額（第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう。）」に、「同じ」を「調整前連結税額」という。）」に改め、「第六十八条の十五の二」及び「、第六十八条の十五の三第三項第一号中「第六十八条の十五の六第一項」とあるのは「第六十八条の十五の六第一項若しくは第二項」と」を削る。

第六十八条の十五の七第一項中「法人税の額（第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第六項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五並びに前条第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用し

ないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前連結税額（第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう」に、「「調整前連結税額」という」を「同じ」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　第六十八条の九第一項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

二　第六十八条の九第二項の規定　同項に規定する中小連結法人税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第六十八条の十五の七第一項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号を削り、同項第九号中「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の三第一項から第三項まで」に、「同項に」を「それぞれ同条第一項に」に改め、「控除した金額」の下に「、同条第二項に規定する地方事業所税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する地方事業所特別税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第八号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　第六十八条の十五の二第二項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額

第六十八条の十五の七第一項第七号を同項第八号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第六十八条の九第九項」を「第六十八条の九第四項」に、「同条第十項」を「同条第五項」に、「同条第九項」を「同条第四項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第六十八条の九第三項の規定　同項に規定する特別研究税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第六十八条の十五の七第一項に次の一号を加える。

十五　前各号に掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定　当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額

第六十八条の十五の七第二項中「第六十八条の九第三項若しくは第七項（これらの規定を第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十五の四第三項の規定」の下に「その他これらに類する法人税の繰越税額控除に関する規定として政令で定める規定」を加え、同条第三項中「第六十八条の九第十二項第四号の規定を適用したならば同号に規定する連結繰越税額控除限度超過額に該当するもの（同条第四項の規定を適用したならば当該連結繰越税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。）、同条第十二項第八号の規定を適用したならば同号に規定する繰越中小連結法人税額控除限度超過額に該当するもの（同条第八項において準用する同条第四項の規定を適用したならば当該繰越中小連結法人税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。）又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「該当するものに」を「該当するものその他これに類するものとして政令で定める金額に」に改める。

第六十八条の十六第一項の表の第一号の上欄中「第六十八条の九第十二項第六号」を「第六十八条の九第六項第四号」に、「同項第七号」を「同項第五号」に改め、同表の第二号の下欄中「当該事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの（日本船舶に該当しないものを除く。）」を「日本船舶に該当するもの」に改める。

第六十八条の十九第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「第四十四条第一項に規定する研究施設（」を「同法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうち第四十四条第一項に規定する政令で定める要件を満たす研究所用の施設の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る研究所用の建物及びその附属設備並びに機械及び装置（機械及び装置にあつては、政令で定める規模のものに限る。）に、「場合（」を「とき（」に、「には、」を「は、」に改める。

第六十八条の二十四第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「共同利用施設（」の下に「政令で定める規模のものに限る。」を加える。

第六十八条の二十五の見出しを「（特定農産加工品生産設備の特別償却）」に改め、同条第一項中「第六十八条の九第十二項第六号」を「第六十八条の九第六項第四号」に、「同項第七号」を「同項第五号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十八条の二十六第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年五月三十一日」に、「百分の十五」を「百分の十」に改める。

第六十八条の二十七第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「あつては、」を「あつては」に、「場合）」を「場合に限り、第六十八条の九第六項第四号に規定する中小連結法人に該当する連結法人以外の連結法人にあつては同表の第四号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合を除く。）」に、「取得等をした当該設備」を「取得等をした設備（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）」に改め、「特別償却限度額（」の下に「当該産業振興機械等が、同表の第一号から第三号までの下欄に掲げる設備を構成するものである場合には」を、「）に相当する金額」の下に「をいい、同表の第四号の下欄に掲げる設備を構成するものである場合には当該普通償却限度額の百分の二十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の三十六）に相当する金額」を加え、同項の表の各号の下欄中「当該事業」を「当該地区内において営む当該事業」に改め、同表に次の一号を加える。

四　第四十五条第二項の表の第四号の上欄に掲げる地区	同号の中欄に掲げる事業	当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

第六十八条の二十九の見出しを「（医療用機器の特別償却）」に改め、同条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「次の各号に掲げる減価償却資産」を「医療用の機械及び装置並びに器具及び備品（政令で定める規模のものに限る。）のうち、高度な医療の提供に資するもの若しくは先進的なものとして政令で定めるもの」に、「医療用機器等」を「医療用機器」に、「に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」を「の百分の十二に相当する金額」に改め、同項各号を削る。

第六十八条の三十二を次のように改める。

第六十八条の三十二　削除

第六十八条の三十三の見出し中「建物等」を

「次世代育成支援対策資産」に改め、同条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「開始する各連結事業年度において、」を削り、「規定する次世代育成支援対策」の下に「（以下この項において「次世代育成支援対策」という。）」を、「「基準適合認定」という。）」の下に「を受け、又は平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間（以下この項において「特例指定期間」という。）内に次世代育成支援対策に係る同法第十五条の二に規定する基準に適合するものである旨の認定（当該連結親法人又はその連結子法人が特例指定期間内において最初に受けるものに限る。以下この項において「特例基準適合認定」という。）を、「という。）終了の日」の下に「又は当該特例基準適合認定を受けた日以後三年以内に終了する各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の同法第十五条の三第三項の勧告を受けた日以後に終了する連結事業年度及び同法第十五条の五の規定により当該特例基準適合認定を取り消された日以後に終了する連結事業年度を除く。以下この項において「特例認定適用連結事業年度」という。）終了の日」を加え、「有する建物及びその附属設備」を「有する建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品で、当該連結親法人又はその連結子法人の当該基準適合認定又は当該特例基準適合認定に係る同法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画（以下この項において「一般事業主行動計画」という。）に記載されたもののうち次世代育成支援対策に資するものとして政令で定めるもの」に、「に係る同法第十二条第一項に規定する」を「又は当該特例基準適合認定に係る」に、「当該適用連結事業年度終了の日」を「当該基準適合認定又は当該特例基準適合認定を受けた日」に、「取得をしたものでその建設の後事業の用に供されたことのないもの又は当該期間内に新築をし、若しくは増築若しくは改築（以下この項において「増改築」という。）をし、若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は製作若しくは建設（建物及び建物附属設備にあつては、増築、改築、修繕又は模様替のための工事による取得又は建設を含む。）に、「除き、増改築をしたものにあつては当該増改築のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。」を「除く。」に、「特定建物等」を「次世代育成支援対策資産」に、「に係る当該適用連結事業年度」を「の当該適用連結事業年度又は当該特例認定適用連結事業年度」に、「の百分の三十二に相当する」を「に次の各号に掲げる次世代育成支援対策資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　建物及び建物附属設備　次に掲げる連結事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　適用連結事業年度　百分の二十四（当該一般事業主行動計画が次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届出をされたものである場合には、百分の三十二）

ロ　特例認定適用連結事業年度　百分の十五

二　車両及び運搬具並びに器具及び備品　次に掲げる連結事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　適用連結事業年度　百分の十八（当該一般事業主行動計画が次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届出をされたものである場合には、百分の二十四）

ロ　特例認定適用連結事業年度　百分の十

二

第六十八条の三十五の見出しを「（特定都市再生建築物等の割増償却）」に改め、同条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「特定再開発建築物等」を「特定都市再生建築物等」に改め、「当該普通償却限度額の百分の十（」を削り、「第三項第二号」を「第三項第一号」に、「百分の五十とし」を「当該普通償却限度額の百分の五十に相当する金額をいい」に、「である場合には百分の四十とし、同項第三号」を「又は同項第二号」に、「百分の三十とする。）」を「当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいい、第四十七条の二第三項第三号に掲げるものである場合には当該普通償却限度額の百分の十」に改め、同条第二項中「特定再開発建築物等」を「特定都市再生建築物等」に改め、同条第三項中「特定再開発建築物等」を「特定都市再生建築物等」に改め、「及び第二号」を削り、「第三号」を「第二号」に、「第四十七条の二第三項第四号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）」を「第四十七条の二第三項第三号に掲げるもの」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第六十八条の三十六第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十五第一項」の下に「、第六十八条の十五の二第一項」を加え、「第六十八条の十五の三第一項、」を削り、「若しくは第六十八条の三十一」を「、第六十八条の三十一若しくは第六十八条の三十三」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十四、第六十八条の十五」を「第六十八条の十四から第六十八条の十五の二まで」に改め、「第六十八条の十五の三」を削り、「又は第六十八条の三十一」を「、第六十八条の三十一又は第六十八条の三十三」に改める。

第六十八条の五十三第一項中「特定実用発電用原子炉設置者等」の下に「（第六項において「特定実用発電用原子炉設置者等」という。）」を、「次項」の下に「及び第六項」を加え、「同法第八条の規定により」を「当該連結事業年度において同法第八条の規定により当該連結親法人又はその連結子法人から使用済燃料の承継又は譲渡を受けた者が積み立てたものとみなされた金額に相当する金額を除き、当該連結事業年度において同条の規定により当該連結親法人又はその連結子法人が」に、「適格合併に」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資に」に改め、同条第三項中「適格合併」の下に「若しくは適格分割」を、「移転する場合」の下に「又は適格現物出資により原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第二条第六項に規定する特定実用発電用原子炉設置者（第六項及び第十項において「特定実用発電用原子炉設置者」という。）である被現物出資法人に使用済燃料に係る使用済燃料再処理等積立金を移転する場合」を加え、同項第二号イ中「第六項」を「第八項」に改め、同条第七項中「第三項まで」の下に「及び第六項」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第六項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9　第一項又は第六項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割により分割承継法人に当該使用済燃料再処理準備金に係る使用済燃料を移転した場合には、その適格分割直前における使用済燃料再処理準備金の金額のうちその移転することとなつた使用済燃料に係るものとして政令で定

めるところにより計算した金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた使用済燃料再処理準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の使用済燃料再処理準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の使用済燃料再処理準備金の金額）とみなす。

10　第一項又は第六項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により特定実用発電用原子炉設置者である被現物出資法人に当該使用済燃料再処理準備金に係る使用済燃料を移転した場合には、その適格現物出資直前における使用済燃料再処理準備金の金額のうちその移転することとなつた使用済燃料に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた使用済燃料再処理準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の使用済燃料再処理準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の使用済燃料再処理準備金の金額）とみなす。

第六十八条の五十三第五項の次に次の二項を加える。

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、特定実用発電用原子炉設置者等であるものが、各連結事業年度において、適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は特定実用発電用原子炉設置者である被現物出資法人に使用済燃料を移転する場合において、当該使用済燃料の再処理等に要する費用の支出に備えるため、当該連結事業年度開始の時から当該適格分割又は適格現物出資の直前の時までの間に原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第三条第一項、第二項及び第七項の規定により同条第二項に規定する資金管理法人に使用済燃料再処理等積立金として積み立てた金額（同法第八条の規定により当該連結親法人又はその連結子法人が積み立てたものとみなされた金額（適格合併、適格分割又は適格現物出資により移転を受けた金額を除く。）を含む。）のうちその使用済燃料の移転に基因して同法第八条の規定により当該分割承継法人又は被現物出資法人が積み立てたものとみなされる金額以下の金額を当該直前の時に使用済燃料再処理準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

7　前項の規定は、同項の連結親法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に同項の使用済燃料再処理準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第六十八条の五十四第一項中「及び次項」を「、次項及び第八項」に、「第九項」を「第十五項」に改め、同条第二項中「第四項に」を「次項を除き、以下この条に」に改め、同条第四項中「適格合併」の下に「、適格分割又は適格現物出資」を加え、「（第二号」を「（第二号イ」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（第十項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。イにおいて同じ。）、分割又は譲渡により特定原子力発電施設を移転した場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合併により合併法人に特定原子力発電施設を移転した場合　その合併の直前における原子力発電施設解体準備金の金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　特定原子力発電施設を移転した日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

第六十八条の五十四第九項中「適格合併」の下に「、適格分割又は適格現物出資」を、「第四項まで」の下に「及び第八項」を加え、「前項」を「第八項から前項まで」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第五十七条の四第十項」を「第五十七条の四第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の四項を加える。

11　第一項又は第八項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割により分割承継法人に当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設を移転した場合には、その適格分割直前における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた原子力発電施設解体準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の原子力発電施設解体準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額）とみなす。

12　第六十八条の四十三第十四項前段の規定は、前項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割により分割承継法人に当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十四項前段中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十七条の四第十三項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十四第一項及び第三項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十七条の四第十三項」と読み替えるものとする。

13　第一項又は第八項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた原子力発電施設解体準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の原子力発電施設解体準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条

第一項の原子力発電施設解体準備金の金額）とみなす。

14　第六十八条の四十三第十七項前段の規定は、前項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十七項前段中「第五十五条第十八項」とあるのは「第五十七条の四第十五項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十四第一項及び第三項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十八項」とあるのは「第五十七条の四第十五項」と読み替えるものとする。

第六十八条の五十四第七項の次に次の二項を加える。

8　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業を営むものが、各連結事業年度において、適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に特定原子力発電施設を移転する場合において、当該特定原子力発電施設に係る解体費用の支出に備えるため、特定原子力発電施設ごとに、当該適格分割又は適格現物出資の直前の時を当該連結事業年度終了の時とした場合に第一項の規定により計算される同項に規定する積立限度額に相当する金額以下の金額を原子力発電施設解体準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

9　前項の規定は、同項の連結親法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に同項の原子力発電施設解体準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第六十八条の五十九第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十三の二第一項中「（当該連結事業年度において次条の規定の適用を受ける連結親法人（当該適用に係る連結法人が連結子法人である場合には、当該適用に係る連結子法人）を除く。）」を削り、「所得の金額と」を「連結所得の金額と」に改め、「の合計額」を削り、同条第五項中「第六十条の二第一項」を「第六十一条第一項」に改める。

第三章第十四節の三を削る。

第六十八条の六十四第一項中「特定農業法人」の下に「である農地法第二条第三項に規定する農業生産法人」を加え、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十五第一項中「機械その他の減価償却資産（を」を「機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウエア（建物及びその附属設備にあつては、農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画において同法第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地に建設される同号に規定する農業用施設のうち当該連結親法人又はその連結子法人の農業の用に直接供される建物として財務省令で定める建物及びその附属設備に限る。」に改め、同条第四項中「及び第六十八条の三十二並びにこれら」を「の規定及び同条」に改める。

第六十八条の六十七第一項中「並びに第六十八条の九第十一項」を「の規定」に改め、「第六十八条の百八第一項」の下に「の規定」を加え、同条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十七第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の六十七第一項」とする。

第六十八条の六十八第一項及び第八項中「並びに第六十八条の九第十一項」を「の規定」に改め、「第六十八条の百八第一項」の下に「の規定」を加え、同条第十一項を次のように改める。

11　第一項又は第八項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の六十八第一項又は第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の六十八第一項又は第八項」とする。

第六十八条の六十九第一項中「並びに第六十八条の九第十一項」を「の規定」に改め、「第六十八条の百八第一項」の下に「の規定」を加え、同条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の六十九第一項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の六十九第一項」とする。

第六十八条の七十第五項中「及び第六十八条の三十二並びにこれら」を「の規定及び同条」に改める。

第六十八条の七十一第一項中「計算した金額」の下に「以下の金額」を加え、同条第十三項第三号及び第四号中「とき。」を「とき」に改める。

第六十八条の七十二第一項中「次項」を「次項第一号及び第十項第一号」に改め、「含む」の下に「。第五項において同じ」を加え、同条第二項第二号中「とき。」を「とき」に改め、同条第三項中「前二条」の下に「（第六十八条の七十第五項、第六項及び第十項並びに前条第十五項及び第十七項を除く。）」を加え、「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第七項中「、同号に規定する権利」を「、同号の施設建築物の一部を取得する権利」に改め、「地上権の共有持分」の下に「（その資産に係る権利変換が都市再開発法第百十条第一項の規定により定められた権利変換計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利）若しくは同号の建築施設の部分の給付（当該給付が同法第百十八条の二十五の二第一項の規定により定められた管理処分計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の給付。以下この項において同じ。）を受ける権利」を加え、「都市再開発法」を「同法」に、「次条第一項」を「第十項第一号並びに次条第一項及び第二項」に、「又は当該権利」を「、若しくは第六十五条第一項第四号の建築施設の部分（同号の施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。）につき同法第百十八条の五第一項の規定による譲受け希望の申出の撤回があつたとき（同法第百十八条の十二第一項又は第百十八条の十九第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回したものとみなされる場合を含む。）、又は同号の施設建築物の一部を取得する権利若しくは同号の建築施設の部分の給付を受ける権利」に改め、「若しくは当該建築施設の

部分につき同法第百十八条の五第一項の規定による譲受け希望の申出の撤回があつたとき（同法第百十八条の十二第一項又は第百十八条の十九第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回したものとみなされる場合を含む。）」を削り、「又は取得した日若しくは」を「若しくはその」に改め、「みなされる日」の下に「又はその取得した日」を加え、「又は同号に規定する権利」を「若しくはその撤回に係る建築施設の部分の給付を受ける権利又はその取得の基因となつた施設建築物の一部を取得する権利若しくは建築施設の部分の給付を受ける権利」に改め、同条第八項中「、同号に規定する」を「、同号の」に、「使用収益権につき」を「使用収益権（その資産に係る権利変換が」に、「第二百四十八条第一項」を「第二百五十五条から第二百五十七条までの規定により定められた権利変換計画において定められたものである場合には、防災施設建築敷地若しくは防災施設建築物に関する権利又は個別利用区内の宅地に関する権利）につき同法第二百四十八条第一項」に、「次条第一項」を「第十項第一号並びに次条第一項及び第二項」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「基づき同号」を「基づき第六十五条第一項第五号」に、「第六十五条第八項」を「同条第八項」に、「同号に規定する権利」を「その取得の基因となつた防災施設建築物の一部を取得する権利」に改め、同条第十二項中「敷地利用権の価額」の下に「の概算額」を加え、「第九項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産（以下この項において「譲渡損益調整資産」という。）に係る同条第一項に規定する譲渡利益額（第一号において「譲渡利益額」という。）につき同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十三第一項の規定の適用を受けた場合（連結事業年度に該当しない事業年度において同項の規定の適用を受けた場合を含む。）において、同条第二項に規定する譲受法人の有するその適用に係る譲渡損益調整資産（次項において「適用譲渡損益調整資産」という。）である第六十五条第一項第三号から第六号まで（同項第三号にあつては新都市基盤整備法による土地整理に係る部分を、同項第四号にあつては都市再開発法による第二種市街地再開発事業に係る部分を、それぞれ除く。）の規定に該当する資産（第七項の施設建築物の一部を取得する権利、第八項の防災施設建築物の一部を取得する権利及び前項の施行再建マンションに関する権利を取得する権利を含む。）の譲渡につき第一項又は第五項の規定の適用を受けたとき（連結事業年度に該当しない事業年度において同条第一項又は第五項の規定の適用を受けたときを含む。）は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第六十一条の十三の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　交換取得資産とともに補償金等又は保留地の対価を取得した場合（変換清算金又は防災変換清算金の交付を受けることとなつた場合その他政令で定める場合を含む。）　当該譲渡に基因して法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第六十一条の十三第二項の規定により益金の額に算入する金額は、当該譲渡利益額のうち当該補償金等若しくは保留地の対価又は変換清算金若しくは防災変換清算金の額に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該譲渡は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第六十一条の十三第二項の規定の適用については、同項に規定する政令で定める事由に該当しないものとみなす。

11　前項の規定の適用がある場合には、同項の譲受法人が同項の譲渡に係る換地処分等により取得した資産を適用譲渡損益調整資産とみなして、同項の規定及び法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第六十一条の十三の規定を適用する。

第六十八条の七十三第一項中「（変換清算金及び防災変換清算金を含む。）（以下」を「（当該譲受け希望の申出の撤回があつたことにより支払を受ける対償を含む。以下」に、「については、」を「のうち」に改め、「定める部分」の下に「及び前条第七項から第九項までの規定により換地処分等による譲渡があつたものとみなされる資産」を、「取得した補償金等」の下に「（変換清算金及び防災変換清算金を含む。）」を加え、同条第二項中「該当することとなつた場合（前条第七項の規定により第六十五条第一項第四号に規定する資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合及び前条第八項の規定により第六十五条第一項第五号に規定する資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合を含む。）において、当該連結親法人又はその連結子法人が、第六十五条第一項第三号から第五号まで」を「該当し、当該連結親法人又はその連結子法人がこれらの規定」に、「取得し、当該補償金等」を「取得した場合又は前条第七項の規定により第六十五条第一項第四号の資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされて変換清算金の交付を受けることとなつた場合若しくは前条第八項の規定により第六十五条第一項第五号の資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされて防災変換清算金の交付を受けることとなつた場合において、その取得した補償金等（変換清算金及び防災変換清算金を含む。以下この項及び第七項において同じ。）」に改め、「換地処分等により譲渡した資産」の下に「（前条第七項又は第八項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる資産を含む。）」を加え、同条第三項第二号中「とき。」を「とき」に改める。

第六十八条の七十八第一項中「（次の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成二十六年十二月三十一日まで）」を削り、「で同表」を「で次の表」に、「除く。）又は」を「除く。）、又は」に改め、同項の表の第九号の下欄中「、構築物若しくは機械及び装置」を「若しくは構築物」に改め、同条第三項中「又は」を「、又は」に改め、同条第七項中「及び第六十八条の三十二並びにこれら」を「の規定及び同条」に改め、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　第一項又は第九項の規定（第一項の表の第九号に係る部分に限る。）を適用する場合において、連結親法人又はその連結子法人が譲渡をした同号の上欄に掲げる資産が地域再生法第五条第四項第四号に規定する集中地域（第二号において「集中地域」という。）以外の地域内にある資産に該当し、かつ、当該連結親法人又はその連結子法人が取得をした同表の第九号の下欄に掲げる資産（同欄の車両及び運搬具を除く。）が次の各号に掲げる地域内にあ

る資産に該当するときは、その取得をした資産に係る第一項に規定する圧縮限度額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一　地域再生法第十七条の二第一項第一号に規定する政令で定めるもの　第一項に規定する計算した金額の百分の七十に相当する金額

二　集中地域（前号に掲げる地域を除く。）　第一項に規定する計算した金額の百分の七十五に相当する金額

第六十八条の七十九第一項中「（前条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成二十六年十二月三十一日まで）」を削り、「同表の各号の上欄」を「前条第一項の表の各号の上欄」に、「相当する金額を」を「相当する金額以下の金額を」に改め、同条第十三項第三号及び第四号中「とき。」を「とき」に改め、同条第十九項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に次の一項を加える。

19　前条第十四項の規定は、第一項、第三項、第八項又は第九項の規定（同条第一項の表の第九号に係る部分に限る。）を適用する場合について準用する。この場合において、第一項又は第三項の規定を適用するときは、同条第十四項中「取得をした」とあるのは「取得をする見込みである」と、「第一項に規定する圧縮限度額」とあるのは「次条第一項又は第三項に規定する百分の八十に相当する金額」と、「同項」とあるのは「これら」と、同項各号中「第一項に」とあるのは「次条第一項又は第三項に」と読み替えるものとする。

第六十八条の八十中「（第六十八条の七十八第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成二十六年十二月三十一日まで）」を削り、「同表」を「第六十八条の七十八第一項の表」に改める。

第六十八条の九十第三項中「外国法人」を「法人」に、「この項において「統括業務」を「この条において「統括業務」に改め、同条第四項第一号中「配当等の額（」の下に「法人税法第二十三条第一項第二号に掲げる金額を含むものとし、」を加え、「法人税法」を「同法」に改め、同条第六項中「次項」の下に「及び第八項」を加え、同条第七項中「、政令で定めるところにより」を削り、「資料」の下に「（次項において「資料等」という。）」を加え、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　税務署長は、前項の書面の添付がない連結確定申告書の提出があり、又は同項の資料等の保存がなかつた場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び資料等の提出があつた場合に限り、第三項又は第五項の規定を適用することができる。

9　特定外国子会社等が統括業務を行うものとして政令で定めるものに該当することにより、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象金額につき第三項の規定の適用を受ける場合における第七項の規定の適用については、同項中「書面」とあるのは「書面（統括業務の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類を含む。次項において同じ。）」と、「資料（」とあるのは「資料（統括業務に係る書類として財務省令で定めるものを含む。」とする。

第六十八条の九十二第二項中「受けるもの」を「受ける部分の金額」に改め、「以下第三項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。」がある場合には、当該」を削り、「次項及び第三項において「剰余金の配当等の額」という。）」を「剰余金の配当等の額」に改め、同条第三項中「受けるもの」を「受ける部分の金額」に改め、同条第七項中「資料」の下に「（次項において「資料等」という。）」を加え、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「及び第七項」を「、第七項及び第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　税務署長は、前項の書面の添付がない連結確定申告書の提出があり、又は同項の資料等の保存がなかつた場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び資料等の提出があつた場合に限り、第三項又は第五項の規定を適用することができる。

第六十八条の九十三の二第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第四項第一号中「配当等の額（」の下に「法人税法第二十三条第一項第二号に掲げる金額を含むものとし、」を加え、「法人税法」を「同法」に改め、同条第六項中「次項」の下に「及び第八項」を加え、同条第七項中「資料」の下に「（次項において「資料等」という。）」を加え、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「及び第七項」を「、第七項及び第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　税務署長は、前項の書面の添付がない連結確定申告書の提出があり、又は同項の資料等の保存がなかつた場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び資料等の提出があつた場合に限り、第三項又は第五項の規定を適用することができる。

第六十八条の九十三の四第二項中「受けるもの」を「受ける部分の金額」に改め、「以下第三項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該」を削り、「次項及び第三項において「剰余金の配当等の額」という。）」を「剰余金の配当等の額」に改め、同条第三項中「受けるもの」を「受ける部分の金額」に改め、同条第四項中「ものの額」の下に「以下の金額」を加え、同条第十二項第四号及び第五号中「とき。」を「とき」に改め、同条第十三項中「及び第六十八条の三十二並びにこれら」を「の規定及び同条」に改め、同条第十九項中「規定の適用を受けようとする」及び「又はその連結子法人」を削る。

第六十八条の百二の二第一項中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第二項」に改める。

第六十八条の百二第一項中「うめる」を「補塡する」に改め、同条第四項中「ものの額」の下に「以下の金額」を加え、同条第十二項第四号及び第五号中「とき。」を「とき」に改め、同条第十三項中「及び第六十八条の三十二並びにこれら」を「の規定及び同条」に改め、同条第十九項中「規定の適用を受けようとする」及び「又はその連結子法人」を削る。

第六十八条の百二の二第一項中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第二項」に改める。

第六十八条の百三の見出し中「益金不算入等」を「益金不算入」に改め、同条中「第三条の二」を「第六十七条の六第一項」に、「に係る法人税法」を「の額がある場合には、法人税法」に、「とあるのは」を「とあるのは」に、「益金不算入等」を「益金不算入」に、「とする」を「と、同条第二項中「株式等をその」とあるのは「株式等（租税特別措置法第六十七条の六第一項に規定する特定株式投資信託（以下この条において「特定株式投資信託」という。）の受益権を含む。以下この項において同じ。）をその」と、「基準日以前」とあるのは「基準日（特定株式投資信託の収益の分配にあつては、その計算の基礎となつた期間の末日）以前」と、同条第七項中「をいう」とあるのは「及び特定株式投資信託の受益権をいう」とす

る」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百四の見出しを「（保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例）」に改め、同条第一項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、保険業法第三条第一項に規定する免許を受けて保険業を行うものの各連結事業年度において、その保有する法人税法第八十一条の四第七項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する非支配目的株式等につき支払を受ける同法第八十一条の四第一項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する配当等の額（以下この項において「特例非支配目的株式等に係る配当等の額」という。）がある場合には、その特例非支配目的株式等に係る配当等の額について同法第八十一条の四第一項の規定により当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入しない金額は、同項の規定にかかわらず、当該特例非支配目的株式等に係る配当等の額の百分の四十に相当する金額とする。

第六十八条の百六第一項中「次項」の下に「及び第三項」を、「利益の配当の額」の下に「について」を加え、「に規定する配当等の額に該当しないものとみなす」を「の規定は、適用しない」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定の適用その他特定目的会社の社員に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百七中「投資法人」の下に「（次項において「投資法人」という。）」を加え、「配当等の額は」を「配当等の額については」に、「に規定する配当等の額に該当しないものとみなす」を「の規定は、適用しない」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定及び投資法人の社員に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百十第一項中「規定する特定目的信託」の下に「（第三項において「特定目的信託」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定の適用その他特定目的信託の受益者の連結事業年度の連結所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百十一に次の一項を加える。

3　前二項の規定の適用その他第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託の受益者の連結事業年度の連結所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十九条の五第一項中「第七十条の二の五第一項」を「第七十条の二の六第一項又は第七十条の三第一項」に、「係る相続税法」を「係る同法」に改める。

第七十条の二第一項中「平成二十四年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで」を「平成二十七年一月一日から平成三十一年六月三十日まで」に改め、「までの金額」の下に「又は特別住宅資金非課税限度額（既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合（平成二十八年九月三十日までに次項第六号に規定する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等に係る契約を締結してこの項の規定の適用を受けた場合を除く。）には、当該算入しなかつた金額を控除した残額）までの金額（平成二十八年十月一日以後に住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等に係る契約を締結してこの項の規定の適用を受ける場合には、これらの金額のうちいずれか多い金額）」を加え、同項第一号中「とき又は」を「とき、又は」に改め、「見込まれるとき」の下に「（これらの住宅用家屋の新築又は取得に係る契約を平成三十一年六月三十日までに締結している場合に限る。）」を加え、同項第二号中「とき又は」を「とき、又は」に改め、「見込まれるとき」の下に「（当該既存住宅用家屋の取得に係る契約を平成三十一年六月三十日までに締結している場合に限る。）」を加え、同項第三号中「とき又は」を「とき、又は」に改め、「見込まれるとき」の下に「（当該住宅用の家屋の増改築等に係る契約を平成三十一年六月三十日までに締結している場合に限る。）」を加え、同条第二項第一号中「第一条の四第一号」を「第一条の四第一項第一号」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　住宅資金非課税限度額　特定受贈者が住宅取得等資金を充てて新築、取得又は増改築等（以下この号及び次号において「新築等」という。）をした住宅用の家屋（同号に規定する住宅用の家屋（平成二十八年九月三十日までに新築等に係る契約を締結したものを除く。）の次に掲げる場合の区分に応じ、当該特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額のうちいずれか多い金額）をいう。

イ　当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋又は高齢者等（第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等をいう。）が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として政令で定めるものである場合　特定受贈者の最初の前項の規定の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　平成二十七年十二月三十一日までに締結した契約　千五百万円

(2)　平成二十八年一月一日から平成二十九年九月三十日までの間に締結した契約　千二百万円

(3)　平成二十九年十月一日から平成三十年九月三十日までの間に締結した契約　千万円

(4)　平成三十年十月一日から平成三十一年六月三十日までの間に締結した契約　八百万円

ロ　当該住宅用の家屋がイに規定する住宅用の家屋以外の住宅用の家屋である場合　特定受贈者の最初の前項の規定の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　平成二十七年十二月三十一日までに締結した契約　千五百万円

(2)　平成二十八年一月一日から平成二十九年九月三十日までの間に締結した契約　千二百万円

(3)　平成二十九年十月一日から平成三十年九月三十日までの間に締結した契約　千万円

(4)　平成三十年十月一日から平成三十一年六月三十日までの間に締結した契約　七百万円

(3)　平成二十九年十月一日から平成三十年九月三十日までの間に締結した契約　五百万円

(4)　平成三十年十月一日から平成三十一年六月三十日までの間に締結した契約　三百万円

第七十条の二第二項に次の一号を加える。

七　特別住宅資金非課税限度額　特定受贈者が住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋（当該住宅用の家屋の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費

税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅用の家屋の新築等に係る消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等につき社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第三条の規定による改正後の消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合に限る。）の次に掲げる場合の区分に応じ、当該特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額のうちいずれか多い金額）をいう。

イ　当該住宅用の家屋が前号イに規定する住宅用の家屋である場合　特定受贈者の最初の前項の規定の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　平成二十八年十月一日から平成二十九年九月三十日までの間に締結した契約　二千五百万円

(2)　平成二十九年十月一日から平成三十年九月三十日までの間に締結した契約　千万円

(3)　平成三十年十月一日から平成三十一年六月三十日までの間に締結した契約　七百万円

第七十条の二第六項第四号中「住宅資金非課税限度額」の下に「若しくは同項第七号に規定する特別住宅資金非課税限度額」を加える。

第七十条の二の二第一項中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「あるもの（」の下に「第七項を除き、」を加え、同条第二項第一号ロ中「のため」を「を受けるため」に改め、同項第二号ロ(1)及びハ(1)中「が定められているものであること」を削り、同項第五号中「以下」を「第七項を除き、以下」に改め、同条第四項中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第七項中「を除く」を「及び次条第二項第一号に規定する結婚・子育て資金の支払に充てた金銭に係る同条第七項に規定する領収書等であつて同項の規定により同条第二項第五号に規定する取扱金融機関の同条第一項に規定する営業所等に提出したものを除き、その支払が少額の支払として財務省令で定める金額以下のものである場合における当該支払の事実を記載した書類として財務省令で定める書類を含む）に、「取扱金融機関の」を「第二項第五号に規定する取扱金融機関の第一項に規定する」に改め、同条第十一項中「おいて当該」を「おいて、当該」に改め、同条第十七項中「電磁的記録を含む。」の下に「次条第十八項及び」を加える。

第七十条の二の五を第七十条の二の六とする。

第七十条の二の四第四項及び第五項中「第七十条の二の四」を「第七十条の二の五」に改め、同条を第七十条の二の五とする。

第七十条の二の三第一項中「第七十条の二の三」を「第七十条の二の四」に改め、同条を第七十条の二の四とする。

第七十条の二の次に次の一条を加える。

（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

第七十条の二の三　平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に、個人（結婚・子育て資金管理契約を締結する日において二十歳以上五十歳未満の者に限る。）が、その直系尊属と信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限るものとし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項及び第十項において「受託者」という。）との間の結婚・子育て資金管理契約に基づき信託の受益権（以下この項及び第四項において「信託受益権」という。）を取得した場合、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を結婚・子育て資金管理契約に基づき銀行等（銀行その他の預金又は貯金の受入れを行う金融機関として政令で定める金融機関をいう。次項及び第四項において同じ。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものでこの法律の施行地にあるもの（第七項を除き、以下この条において「営業所等」という。）において預金若しくは貯金として預入をした場合又は結婚・子育て資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭若しくはこれに類するものとして政令で定めるもの（以下この条において「金銭等」という。）で金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。次項及び第四項において同じ。）の営業所等において有価証券を購入した場合には、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち千万円までの金額（既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合には、当該算入しなかつた金額を控除した残額）に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　結婚・子育て資金　次に掲げる金銭をいう。

イ　前項の規定の適用を受ける個人（以下この条において「受贈者」という。）の結婚に際して支出する費用で政令で定めるものに充てる金銭

ロ　受贈者（当該受贈者の配偶者を含む。）の妊娠、出産又は育児に要する費用で政令で定めるものに充てる金銭

二　結婚・子育て資金管理契約　結婚・子育て資金を管理することを目的とする契約であつて次に掲げるものをいう。

イ　受贈者の直系尊属と受託者との間の信託に関する契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1)　信託の主たる目的は、結婚・子育て資金の管理とされていること。

(2)　受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭等に限られるものであること。

(3)　当該受贈者を信託の利益の全部についての受益者とするものであること。

(4)　その他政令で定める事項

ロ　受贈者と銀行等との間の普通預金その他の財務省令で定める預金又は貯金に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1)　結婚・子育て資金の支払に充てるために預金又は貯金を払い出した場合には、当該受贈者は銀行等に第七項に規定する領収書等を提出すること。

(2)　その他政令で定める事項

八　受贈者と金融商品取引業者との間の有価証券の保管の委託に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1)　結婚・子育て資金の支払に充てるために有価証券の譲渡、償還その他の事由により金銭の交付を受けた場合には、当該受贈者は金融商品取引業者に第七項に規定する領収書等を提出すること。

(2)　その他政令で定める事項

三　結婚・子育て資金非課税申告書　前項の規定の適用を受けようとする旨、受贈者の氏名及び住所又は居所その他財務省令で定める事項を記載した申告書をいう。

四　非課税拠出額　結婚・子育て資金非課税申告書又は第四項に規定する追加結婚・子育て資金非課税申告書に前項の規定の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額をいう。

五　結婚・子育て資金支出額　第八項の規定により取扱金融機関（受贈者の直系尊属と結婚・子育て資金管理契約を締結した受託者又は受贈者と結婚・子育て資金管理契約を締結した銀行等若しくは金融商品取引業者をいう。第七項を除き、以下この条において同じ。）の営業所等において結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいう。

3　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者が結婚・子育て資金非課税申告書を当該結婚・子育て資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由し、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4　受贈者が既に結婚・子育て資金非課税申告書を提出している場合（当該結婚・子育て資金非課税申告書に記載された金額が千万円に満たない場合に限る。）において、当該結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき、当該受贈者が新たにその直系尊属の行為により信託受益権を取得したとき、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をしたとき、又はその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入したときは、当該受贈者は、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について第一項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書（次項及び第六項において「追加結婚・子育て資金非課税申告書」という。）を当該結婚・子育て資金非課税申告書を提出した取扱金融機関の営業所等を経由し、新たに信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、第一項の規定の適用を受けることができる。

5　前二項の場合において、第三項の結婚・子育て資金非課税申告書又は前項の追加結婚・子育て資金非課税申告書がこれらの規定に規定する取扱金融機関の営業所等に受理されたときは、これらの申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

6　結婚・子育て資金非課税申告書は、受贈者が既に結婚・子育て資金非課税申告書を提出している場合（既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約が第十一項第三号に掲げる事由に該当したことにより終了している場合を除く。）には提出することができないものとし、結婚・子育て資金非課税申告書に第一項の規定の適用を受けるものとして記載された金額が千万円を超えるものである場合又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約について既に受理された結婚・子育て資金非課税申告書及び追加結婚・子育て資金非課税申告書に同項の規定の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額が千万円を超えるものである場合には、取扱金融機関の営業所等は、これらの申告書を受理することができない。

7　第一項の規定の適用を受ける受贈者は、政令で定めるところにより選択した次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、結婚・子育て資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類又は記録でその支払の事実を証するもの（相続税法第二十一条の三第一項第二号の規定の適用を受けた贈与により取得した財産が充てられた生活費又は教育費に係るもの及び前条第二項第一号に規定する教育資金の支払に充てた金銭に係る同条第七項に規定する領収書等であつて同項の規定により同条第二項第五号に規定する取扱金融機関の同条第一項に規定する営業所等に提出したもの（同条第七項に規定する財務省令で定める書類に記載された支払に係る領収書その他の書類又は記録でその支払の事実を証するものを含む。）を除く。以下この条において「領収書等」という。）を、第二項第五号に規定する取扱金融機関の第一項に規定する営業所等に提出しなければならない。

一　結婚・子育て資金の支払に充てた金銭に相当する額を払い出す方法により専ら払出しを受ける場合　当該領収書等に記載された支払年月日から一年を経過する日

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年三月十五日

8　取扱金融機関の営業所等は、前項の規定により受贈者から提出を受けた領収書等により払い出した金銭が結婚・子育て資金の支払に充てられたことを確認し、当該領収書等に記載された支払の金額及び年月日について記録をし、かつ、当該領収書等を受領した日から当該受贈者に係る結婚・子育て資金管理契約が終了した日の属する年の翌年三月十五日後六年を経過する日までの間、財務省令で定める方法により当該領収書等及び当該記録（第十項第三号の規定による記録を含む。）を保存しなければならない。

9　第七項第二号に掲げる場合において、その年中に払い出した金銭の合計額がその年中に結婚・子育て資金の支払に充てたものとして提出を受けた領収書等（当該領収書等に記載された支払年月日その他の記録によりその年中に結婚・子育て資金の支払に充てられたことを確認できるものに限る。）により結婚・子育て資金の支払に充てたことを確認した金額の合計額を下回るときは、前項の規定により取扱金融機関の営業所等が記録する金額は、当該払い出した金銭の合計額を限度とする。

10　贈与者（受託者との間の結婚・子育て資金管理契約に基づき受贈者を受益者とする信託をした当該受贈者の直系尊属又は受贈者に対し結婚・子育て資金管理契約に基づき預金若しくは貯金の預入若しくは有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした当該受贈者の直系尊属をいう。）が第一項の規定

の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき信託をした日、同項の規定の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭の書面による贈与をした日又は同項の規定の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に、当該贈与者が死亡した場合には、次に定めるところによる。

一　当該贈与者に係る受贈者は、当該贈与者が死亡した事実を知つた場合には、速やかに、当該贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければならない。

二　当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額（第十六項の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のものとし、第二項第一号イに掲げる結婚・子育て資金については、三百万円を限度とする。第十二項及び第十三項において同じ。）を控除した残額として政令で定める金額（以下この項及び第十二項において「管理残額」という。）を当該贈与者から相続（当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。次号及び第四号並びに同項において同じ。）により取得したものとみなして、相続税法その他相続税に関する法令の規定を適用する。

三　取扱金融機関の営業所等は、前号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額及び当該贈与者が死亡した日を記録しなければならない。

四　第二号の規定により管理残額を相続により取得したものとみなされる場合における相続税法第十八条の規定の適用については、同条第一項中「相続税額」とあるのは、「相続税額（租税特別措置法第七十条の二の三第十項第二号（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）の規定によりみなされる相続又は遺贈を除く。）」とする。

11　結婚・子育て資金管理契約は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日のいずれか早い日に終了するものとする。

一　受贈者が五十歳に達したこと　当該受贈者が五十歳に達した日

二　受贈者が死亡したこと　当該受贈者が死亡した日

三　結婚・子育て資金管理契約に係る信託財産の価額が零となつた場合、結婚・子育て資金管理契約に係る預金若しくは貯金の額が零となつた場合又は結婚・子育て資金管理契約に基づき保管されている有価証券の価額が零となつた場合において受贈者と取扱金融機関との間でこれらの結婚・子育て資金管理契約を終了させる合意があつたこと　当該結婚・子育て資金管理契約が当該合意に基づき終了する日

12　前項第一号又は第三号に掲げる事由に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において、当該結婚・子育て資金管理契約に係る非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額（第十項第二号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額を含む。次項において同じ。）を控除した残額があるときは、当該残額については、当該結婚・子育て資金管理契約に係る受贈者の前項第一号又は第三号に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

13　第十一項第二号に掲げる事由に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、当該結婚・子育て資金管理契約に係る非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、贈与税の課税価格に算入しない。

14　取扱金融機関の営業所等の長は、結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、当該結婚・子育て資金管理契約に係る受贈者の氏名及び住所又は居所その他の財務省令で定める事項を記載した調書（第十八項及び第十九項において「結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」という。）を当該結婚・子育て資金管理契約が終了した日（当該結婚・子育て資金管理契約が第十一項第二号に掲げる事由に該当したことにより終了した場合には、取扱金融機関の営業所等の長が当該事由を知つた日）の属する月の翌々月末日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

15　税務署長は、次に掲げる事実を知つた場合には、取扱金融機関の営業所等の長にその旨その他の財務省令で定める事項を通知するものとする。

一　受贈者が結婚・子育て資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が結婚・子育て資金の支払に充てられていないこと。

二　当該受贈者に係る結婚・子育て資金非課税申告書が二以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること又は当該受贈者に係る非課税拠出額が千万円を超えること。

16　取扱金融機関の営業所等の長は、前項の規定による税務署長からの通知（同項第一号に掲げる事実に係るものに限る。）を受けたときは、当該通知に基づき第八項の記録を訂正しなければならない。

17　第三項から第九項まで、第十一項及び前三項に定めるもののほか、第一項、第十項、第十二項及び第十三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

18　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

19　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該結婚・子育て資金管理契約に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

20　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十八項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

21　第十八項及び第十九項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

22　前項に定めるもののほか、第十九項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の三第一項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成三十一年六月三十日」に、「六

十五歳」を「六十歳」に改め、同項各号中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第二項中「同法」の下に「その他相続税又は贈与税に関する法令」を加え、同条第三項第一号イ中「第一条の四第一号」を「第一条の四第一項第一号」に改め、同号ロ中「推定相続人」の下に「（孫を含む。）」を加え、同条第七項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第七十条の四第三項第一号中「（前条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第三十四項中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第七十条の七第一項中「当該贈与者の」を「当該贈与者（特例受贈非上場株式等の全部又は一部が当該贈与者の第十六項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係るものである場合における当該特例受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、当該贈与者又は当該贈与前に当該特例受贈非上場株式等につき同項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期にこの項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者。次項第六号、第四項第二号及び第十六項において同じ。）の」に改め、同条第二項第五号中「第七十条の二の三及び第七十条の二の四」を「第七十条の二の四及び第七十条の二の五」に改め、同条第三項第一号中「（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第二号中「第七十条の二の五第一項」を「第七十条の二の六第一項」に改め、同条第四項第三号中「場合」の下に「（当該経営承継受贈者がその有する当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなつた場合（第一号に規定する財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合に限る。次項の表の第一号の上欄及び第十六項第三号において同じ。）において、当該経営承継受贈者が当該特例受贈非上場株式等につき第一項の規定の適用に係る贈与（当該贈与と併せて行う当該特例受贈非上場株式等の贈与を含む。同表の第一号において同じ。）をしたときを除く。次号及び第五号において同じ。）」を加え、同項第十三号及び第十四号中「次項」の下に「の表の第二号の上欄」を加え、同条第五項を次のように改める。

5　経営贈与承継期間内に第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は同項の特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日（当該各号の下欄に掲げる日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一　当該経営承継受贈者がその有する当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなつた場合において、当該経営承継受贈者が当該特例受贈非上場株式等の一部につき第一項の規定の適用に係る贈与をしたとき。	猶予中贈与税額のうち、当該贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額	当該贈与をした日
二　当該認定贈与承継会社が適格合併をした場合又は適格交換等をした場合において、当該特例受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者が、当該適格合併をした場合における合併又は当該適格交換等をした場合における株式交換等に際して、吸収合併存続会社等（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。次項の表の第三号の中欄及び第十七項第三号において同じ。）及び他の会社（当該認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合における当該他の会社をいう。）の株式等以外の金銭その他の資産の交付を受けたとき。	猶予中贈与税額のうち、当該金銭その他の資産の額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額	当該合併又は当該株式交換等がその効力を生じた日
三　経営贈与承継期間の末日の翌日（経営贈与承継期間内に当該経営承継受贈者がその有する特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日）以後に、当該経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等につき第一項の規定の適用に係る贈与をした場合　猶予中贈与税額のうち、当該贈与に係る特例受贈非上場株式等で同項の規定の適用に係るものに対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税		

第七十条の七第八項中「次条第十六項」を「第十六項（第三号に係る部分に限る。）若しくは次条第十六項」に改め、同条第十四項第七号中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第十六項中「猶予中贈与税額に相当する贈与税は、」を「次の各号に定める贈与税を」に、「同日以後」を「同日（第三号に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、同号の特例受贈非上場株式等の贈与を受けた者が当該特例受贈非上場株式等について第一項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日）以後」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該贈与者の死亡の時以前に当該経営承継受贈者が死亡した場合　猶予中贈与税額に相当する贈与税

二　当該贈与者が死亡した場合　猶予中贈与税額のうち、当該贈与者が贈与をした特例受贈非上場株式等に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税

第七十条の七第二十八項中「、第三号」を「から第三号まで」に改め、同項の表の第二号中「に規定する政令で定めるところにより計算した金額」を「の表の各号の中欄に掲げる猶予中贈与税額」に、「同項の規定による納税の猶予に係る期限」を「同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日」に改める。

第七十条の七の二第三項第三号中「場合」の下に「当該経営承継相続人等がその有する当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の代表権を有しないこととなつた場合（第一号に規定する財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合に限る。次項の表の第一号の上欄及び第十六項第二号において同じ。）において、当該経営承継相続人等が当該特例非上場株式等につき前条第一項の規定の適用に係る贈与（当該贈与と併せて行う当該特例非上場株式等の贈与を含む。同表の第一号において同じ。）をしたときを除く。」を加え、同項第十三号及び第十四号中「次項」の下に「の表の第二号の上欄」を加え、同条第四項を次のように改める。

一　当該経営承継相続人等がその有する当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の代表権を有しないこととなつた場合において、当該経営承継相続人等が当該特例非上場株式等の一部につき前条第一項の規定の適用に係る贈与をしたとき。	猶予中相続税額のうち、当該贈与をした特例非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額	当該贈与をした日
二　当該認定承継会社が適格合併をした場合又は適格交換等をした場合において、当該特例非上場株式等に係る経営承継相続人等が、当該適格合併をした場合における合併又は当該適格交換等をした場合における株式交換等に際して、吸収合併存続会社等（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。次項の表の第三号の中欄及び第十七項第三号において同じ。）及び他の会社（当該認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合における当該他の会社をいう。）の株式等以外の金銭その他の資産の交付を受けたとき。	猶予中相続税額のうち、当該金銭その他の資産の額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額	当該合併又は当該株式交換等がその効力を生じた日

4　経営承継期間内に第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等又は同項の特例非上場株式等に係る認定承継会社について次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税については、同項の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日（当該各号の下欄に掲げる日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

第七十条の七の二第八項中「規定する経営承継受贈者」の下に「（同条第十六項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした当該経営承継受贈者を除く。）」を加え、同条第十四項第七号中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第十六項中「同日以後」を「同日（第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、同号の特例非上場株式等の贈与を受けた者が当該特例非上場株式等について前条第一項の規定の適用に係る同項に規定する贈与税の申告書を提出した日）以後」に改め、同項第二号中「翌日」の下に「（経営承継期間内に当該経営承継相続人等がその有する特例非上場株式等に係る認定承継会社の代表権を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日）」を加え、「のうち同項」を「で同項」に改め、同条第二十八項中「、第三号」を「から第三号まで」に改め、同項の表の第二号中「に規定する政令で定めるところにより計算した金額」を「の表の各号の中欄に掲げる猶予中相続税額」に、「同項の規定による納税の猶予に係る期限」を「同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日」に改める。

第七十条の七の三第二項中「前項前段」を「第一項前段」に、「同項の」を「同項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項及び第五項において同じ。）の」に改め、「特例」の下に「（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同項に」を「同条第一項に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第七十条の七第一項の規定の適用を受ける同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者の同条第一項の規定の適用に係る贈与が同条第十六項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与である場合における前項の規定の適用については、同項中「係る贈与者」とあるのは「係る前の贈与者（当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の同条第一項の規定の適用に係る贈与前に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき同条第十六項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第一項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者をいう。）と、「当該贈与者」とあるのは「当該前の贈与者」と、「贈与により取得」とあるのは「前の贈与（当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与前に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき第七十条の七第十六項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第一項の規定の適用を受けていた者に対する当該特例受贈非上場株式等の贈与をいう。）により当該贈与者又は当該他の経営承継受贈者が取得」と、「当該贈与の」とあるのは「当該前の贈与の」と、「第七十条の七第二項第五号」とあるのは「同条第二項第五号」とする。

第七十条の七の四第二項第五号中「贈与者」の下に「（経営相続承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が同条第十六項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係るものである場合には、当該贈与者又は当該贈与前に前項の特例受贈非上場株式等につき同条第十六項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第一項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者。以下この条及びこの条において準用する第七十条の七の二において同じ。）」を加え、同条第三項中「経営承継期間」とあるのは

「経営相続承継期間」と、「第一項の」とあるのは「第七十条の七の四第一項の」を「経営承継期間内に第一項」とあるのは「経営相続承継期間内に第七十条の七の四第一項」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」に、「「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、同条第五項」を「同条第五項」に改め、同条第十二項中「経営承継期間内に」とあるのは「並びに」に改め、「準用する」との下に「、「特例非上場株式等」とあるのは「特例非上場株式等」とあるのは「特例非上場株式等」と」を加え、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、同条第十七項」を「（経営承継期間」とあるのは「（当該経営相続承継期間」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、同条第十七項」に改める。

第七十条の七の五第一項中「第七十条の二の三及び第七十条の二の四」を「第七十条の二の四及び第七十条の二の五」に改め、同条第三項第一号中「（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第二号中「第七十条の二の五第一項」を「第七十条の二の六第一項」に改め、同条第十項第六号中「又は」を「、又は」に改める。

第七十条の七の六第一項中「第七十条の二の三及び第七十条の二の四」を「第七十条の二の四及び第七十条の二の五」に改める。

第七十条の十三第四項第一号中「規定する教育資金管理契約の終了に関する調書」の下に「若しくは第七十条の二の三第十四項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」を加え、「当該教育資金管理契約の終了に関する調書」を「これらの調書」に改め、同項第二号中「第七十条の二の二第十七項」の下に「若しくは第七十条の二の三第十八項」を加え、「当該規定」を「これらの規定」に改め、同項第三号中「第七十条の二の二第十七項」の下に「又は第七十条の二の三第十八項」を加える。

第七十二条第一項、第七十二条の二及び第七十三条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第七十五条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第七十七条及び第七十八条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第八十一条を削り、第八十一条の二を第八十一条とする。

第八十二条の見出し中「特定空港運営事業」を「特定空港運営事業等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の三第一項に規定する公社管理道路運営権者が、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第一条第二号に定める日から平成二十九年三月三十一日までの間に同項に規定する認定公社管理道路運営事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第七項に規定する公共施設等運営権の設定を受ける場合には、当該公共施設等運営権の設定の登録に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該設定後一年以内に登録を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の〇・五とする。

第八十三条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「千分の三」を「千分の三・五」に改め、同条第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第八十三条の二第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「倉庫等（倉庫及び倉庫の敷地の用に供する土地をいう。以下この条において同じ。）以外の」を削り、同条第二項及び第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「倉庫等以外の」を削る。

第八十三条の三第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第八十五条第二項中「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に改める。

第八十六条第一項中「をいう」を「をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く」に改める。

第八十六条の四の見出し中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

第八十七条の五第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第八十七条の七第二項中「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に改める。

第八十七条の十第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第八十八条の二第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第八十八条の三第二項中「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に改める。

第九十条の四の三第一項中「第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者」を「第二条第一項第十五号に規定する発電事業者」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第九十条の十一第一項中「第九十条の十二第一項各号、第二項各号及び第三項各号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる検査自動車及びエネルギーの消費に係る環境への負荷の程度が当該検査自動車と同程度であるものとして政令で定める検査自動車をいう。次条第一項並びに第九十条の十一の三第一項及び第二項において同じ。）」に改める。

第九十条の十一の二第一項中「第九十条の十二第一項各号、第二項各号及び第三項各号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる検査自動車」を「免税対象車等」に改める。

第九十条の十一の三第一項及び第二項中「並びに次条第一項各号、第二項各号及び第三項各号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる検査自動車」を「及び免税対象車等」に改める。

第九十条の十二第一項中「平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日まで」を「平成二十七年五月一日から平成二十九年四月三十日まで」に改め、同項第四号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車（専ら人の運送の用に供する自動車で、乗用自動車以外のものをいう。以下この条において同じ。）若しくは貨物自動車」を削り、同号イ(1)中「この号、次項第一号及び第三項第一号」を「この条」に改め、同号イ(3)中「であつて平成二十七年度」を「（ロ(3)において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十二年度」に、「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ロ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車（専ら人の運送の用に供する自動車で、乗用自動車以外のものをいう。以下この条において同じ。）又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第一項第五号イ中「この号、次項第二号イ及びロ並びに第三項第二号イ及びロ」を「この条」に改め、同号ロ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハ(1)中「この号、次項第二号ハ及び二並びに第三項第二号ハ及びニ」を「この条」に改め、同号ハ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同条第二項中「平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日まで」を「平成二十七年五月一日から平成二十九年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車若しくは貨物自動車」を削り、同号イ(3)中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第二項第二号イ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同条第三項中「前二項」の下に「又は第九十条の十四第一項」を加え、「平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日まで」を「平成二十七年五月一日から平成二十九年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車若しくは貨物自動車」を削り、同号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第三項第二号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ロ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ハ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ニ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同条第四項中「（第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」及び「、平成二十六年三月三十一日までに第一項の規定の適用を受けた検査自動車にあつては、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とし、同年四月一日以後に第一項の規定の適用を受けた検査自動車にあつては」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　次に掲げる検査自動車（前三項又は第九十条の十四の規定の適用があるものを除く。）について平成二十七年五月一日から平成二十九年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の七十五を乗じて計算した金額とする。

一　次に掲げる揮発油自動車

イ　乗用自動車又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車若しくは貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

二　次に掲げる軽油自動車

イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ　車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ　車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第六項を削り、同条第七項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第九十条の十三中「平成二十七年四月三十日」を「平成三十年四月三十日」に改める。

第九十条の十四の見出し中「衝突被害軽減制動制御装置」を「車両安定性制御装置等」に改め、同条第一項中「（前二条の規定の適用があるものを除く。）」を削り、「衝突に対する安全性の向上を図るための装置」を「横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に、「平成二十四年五月一日（第一号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十五年四月一日）から平成二十七年四月三十日（同号に掲げる検査自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号に掲げる検査自動車のうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第三号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十六年十月三十一日）まで」を「平成二十七年五月一日から平成三十年四月三十日（第四号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十八年十月三十一日）まで」に改め、「同項」の下に「（第九十条の十二第二項から第四項までの各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）」を加え、「百分の五十」を「百分の二十五」に改め、同項第一号中「超える」を「超え十二トン以下の」に改め、「限る」の下に「。第三項第一号及び第二号において「乗合自動車等」という」を、「道路運送車両法」の下に「第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び同法」を加え、「制動装置に係る」を「衝突被害軽減制動制御装置に係る」に改め、「（次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。）」を削り、「に適合する」を「（以下この条において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合する」に改め、同項第二号中「八トンを超える」を「三・五トンを超え八トン以下の」に改め、「除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で財務省令で定めるものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項第三号中「十三トンを超える」を「八トンを超え二十トン以下の」に改め、「（財務省令で定める牽引自動車に限る。）」を削り、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で財務省令で定めるものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項に次の一号を加える。

四　車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下の貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

第九十条の十四第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項第四号に掲げる検査自動車（第九十条の十二第二項の規定の適用があるものを除く。）のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を装備したものとして財務省令で定めるものについて平成二十八年十一月一日から平成三十年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項（第九十条の十二第二項の規定の適用があるものを除く。）及び第三項各号及び第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

3　次に掲げる検査自動車（第九十条の十二第二項の規定の適用があるものを除く。）のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれか一方の装置を装備したものとして財務省令で定めるものについて平成二十七年五月一日から平成三十年四月三十日（第五号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十八年十月三十一日）までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項（第九十条の十二第三項各号及び第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

一　車両総重量が五トン以下の乗合自動車等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二　車両総重量が五トンを超え十二トン以下の乗合自動車等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれか一方の基準に適合するもの

三　車両総重量が三・五トンを超え八トン以下の貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれか一方の基準に適合するもの

四　車両総重量が八トンを超え二十トン以下の貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれか一方の基準に適合するもの

五　車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下の貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれか一方の基準に適合するもの

第九十三条第一項第一号中「及び第百三十六条第一項各号」を「、第百三十六条第一項各号、第百三十七条の二第十二項及び第百三十七条の三第十四項」に改める。

（税理士法の一部改正）

第九条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十三条の三第四項」を「第十条の三第二項」に改める。

第三十四条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する税理士が数人ある場合において、同項に規定する申告書を提出した者がこれらの税理士のうちから代表する税理士を定めた場合として財務省令で定める場合に該当するときは、これらの税理士への同項の規定による通知は、当該代表する税理士に対してすれば足りる。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「課税資産の譲渡等（この下に「同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項各号に掲げる者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、当該各号に定める用途に供するために国内において行つた特定課税仕入れ（同法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。）については、消費税を免除する。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第十一条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　国外財産に係る調書の提出等（第五条・第六条）」を「第三章　国外財産に係る調書の提出等（第五条・第六条）　第三章の二　財産債務に係る調書の提出等（第六条の二・第六条の三）」に改める。

第一条中「及び国外にある資産」を「並びに財産及び債務」に改める。

第三条第一項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第七条第一項において同じ。）であって財務省令で定めるものをいう。以下この項及び第四条の二第一項において同じ。）を送信しなければ」に改め、「当該書類」の下に「又は署名用電子証明書等」を加える。

第四条の二第一項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に改め、「当該書類」の下に「又は署名用電子証明書等」を加える。

第五条第一項中「その氏名」を「その者の氏名」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六条の見出しを「（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）」に改め、同条第一項中「決定（以下この条」の下に「及び第六条の三」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　財産債務に係る調書の提出等

（財産債務調書の提出）

第六条の二　次の各号に掲げる申告書を提出すべき者は、当該申告書に記載すべきその年分の所得税法第二十二条第二項に規定する総所得金額及び同条第三項に規定する山林所得金額の合計額が二千万円を超え、かつ、その年の十二月三十一日においてその価額の合計額が三億円以上の財産又はその価額の合計額が一億円以上の国外転出特例対象財産（同法第六十条の二第一項に規定する有価証券等並びに同条第二項に規定する未決済信用取引等及び同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいう。）を有する場合には、財務省令で定めるところにより、その者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所又は居所）並びにその者が同日において有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した調書（以下「財産債務

調書」という。）を、その年の翌年の三月十五日までに、その者の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、同日までの間に当該財産債務調書を提出しないで死亡したときは、この限りでない。

一　所得税法第百二十条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書（同法第百二十四条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定に該当して提出すべきものを除く。）

二　所得税法第百二十七条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書

2　第五条第一項の規定の適用がある場合における国外財産に係る財産債務調書に記載すべき事項（当該国外財産の価額を除く。）については、前項の規定にかかわらず、当該財産債務調書への記載を要しないものとする。

3　前項に定めるもののほか、財産の所在及び価額に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）

第六条の三　第六条第一項の規定は、財産（前条第二項の規定により財産債務調書への記載を要しない国外財産を除く。以下この項及び次項において同じ。）若しくは債務に関して生ずる所得で政令で定めるものに対する所得税（次項において「財産債務に係る所得税」という。）又は財産に対する相続税に関し修正申告等があり、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定の適用がある場合において、提出期限（前条第一項の提出期限をいう。次項において同じ。）内に税務署長に提出された財産債務調書に当該修正申告等の基因となる財産又は債務についての前条第一項の規定による記載があるときについて準用する。

2　第六条第二項の規定は、財産債務に係る所得税に関し修正申告等（死亡した者に係るものを除く。）があり、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定の適用がある場合において、前条第一項の規定により税務署長に提出すべき財産債務調書について提出期限内に税務署長に提出がないとき、又は提出期限内に税務署長に提出された財産債務調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる財産若しくは債務についての記載がないとき（財産債務調書に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められるときを含む。）について準用する。

3　第六条第三項から第五項までの規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第七条第一項中「又は国外証券移管等調書を」を「若しくは国外証券移管等調書を」に、「為替取引又は」を「為替取引若しくは」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、同条第二項中「、国外財産調書」の下に「又は財産債務調書」を、「、当該国外財産調書」の下に「若しくは財産債務調書」を、「（当該国外財産調書」の下に「又は財産債務調書」を、「の国外財産」の下に「若しくは財産及び債務」を加え、同条第三項中「又は国外財産調書」を「、国外財産調書又は財産債務調書」に改める。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第十二条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削り、同条第三項中「、第一項」を「、前項」に改め、同項を同条第二項とする。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十三条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第七号中「又は」を「、山林所得の金額又は」に改め、同条第三項第十二号中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に改め、同項第十五号中「第二条第十二号の七の四」を「第二条第十二号の七の二」に改め、同項第十六号を次のように改める。

十六　青色申告書　法人税法第二条第三十七号に規定する青色申告書をいう。

第二条第三項第二十九号を削り、同項第三十号を同項第二十九号とし、同項第三十一号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第三十六号中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項に次の一号を加える。

三十六　連結所得　法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。

第十条の二第一項の表の第一号中「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に改める。

第十条の二の三第一項及び第三項中「第二十六条」を「第三十六条」に改める。

第十条の三第一項中「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十条の三の二第二項中「第十条の五の四」を「第十条の五の三」に改める。

第十条の三の三第一項中「第二十七条」を「第三十七条」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十条の三の三第二項中「第十条の五の四」を「第十条の五の三」に改める。

第十条の四第一項中「前三条の規定の適用がある場合」の下に「（これらの規定の適用を受ける年分の所得税につき所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書を提出する場合に限る。）」を加え、「の額として」を「調整前事業所得税額」に、「の額（」を「調整前事業所得税額（」に、「不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る所得税の額」として」を「同条第三項に規定する事業所得等に係る所得税額」に、「第十条の五の三第四項」を「第十条の五の二第四項」に

改め、「、「又は第十条第八項第五号」とあるのは「若しくは第十条第八項第五号」と」を削る。

第十条の五第一項中「第六十四条又は第六十五条」を「第七十四条又は第七十五条」に改め、同条第三項中「第十条第八項第三号」を「第十条第六項第五号」に改め、「及び同法第十条の二」を削り、同条第六項を削る。

第十一条第一項中「第十条第四項」を「第十条第六項第四号」に、「中小企業者に該当する」を「中小事業者である」に改める。

第十一条の三の二中「第十一条の三の二」を「第十一条の三の三」に改め、同条を第十一条の三の三とする。

第十一条の三の次に次の一条を加える。

（福島再開投資等準備金）

第十一条の三の二　個人で福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものが、同条の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（以下この条において「認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」という。）に係る積立期間（当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を実施するために必要な資金の調達に要する期間として財務省令で定める期間をいう。第四項及び第十一項第二号において同じ。）内の日を含む各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する費用（第一号において「施設新設等費用」という。）の支出に充てるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一　当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された施設新設等費用の支出に充てるために積み立てる資金の総額として財務省令で定める金額（次号イにおいて「投資予定額」という。）の二分の一に相当する金額

二　当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係るイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ　投資予定額

ロ　その年の十二月三十一日における前年から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額に相当する金額

2　前項の福島再開投資等準備金を積み立てている個人のその年の十二月三十一日における前年から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額が当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る同項第二号イに掲げる金額を超える場合には、その超える金額と当該福島再開投資等準備金の金額（その日までに第五項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額又はその年の前年の十二月三十一日までにこの項から第四項までの規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）とのうちいずれか少ない金額に相当する金額は、その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3　第一項の福島再開投資等準備金を積み立てている個人が各年において次の各号に掲げる規定の適用を受ける場合には、その年の十二月三十一日における前年から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額（その年に当該金額を控除した金額）のうち当該各号に定める金額の合計額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一　第十条の二の二第一項の規定　同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定機械装置等（以下この号及び次号において「特定機械装置等」という。）の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額から当該特定機械装置等の同項に規定する普通償却額を控除した金額の合計額

二　第十条の二の二第二項の規定　同項の規定の適用を受ける特定機械装置等の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額から当該特定機械装置等の償却費として所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額の合計額

4　第一項の福島再開投資等準備金を積み立てている個人の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間の末日の翌日以後二年を経過する日の属する年（以下この項において「基準年」という。）の翌年以後の各年の十二月三十一日において、前年から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額がある場合には、当該福島再開投資等準備金の金額については、当該基準年の十二月三十一日における当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額（当該基準年において前二項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額（当該控除した金額がその年の十二月三十一日における前年から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額（その年において前二項の規定により総収入金額に算入されるべきこととなった金額がある場合には、当該金額を控除した金額）を超える場合には、当該福島再開投資等準備金の金額）に相当する金額を、その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

5　第一項の福島再開投資等準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一　福島復興再生特別措置法第二十条第六項の規定により認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を取り消された場合　その取り消された日における当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額

二　事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合　その譲渡し、又は廃止した日における福島再開投資等準備金の金額

三　前三項及び前二号の場合以外の場合において福島再開投資等準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における福島再開投資等準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6　租税特別措置法第二十条第五項の規定は、

第一項の規定を適用する場合について準用する。

7　第一項の福島再開投資等準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第九項までにおいて同じ。）が当該個人の福島復興再生特別措置法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を承継した場合において、当該相続人が同法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものでないときは、その死亡の日における福島再開投資等準備金の金額は、その被相続人（包括遺贈者を含む。）のその死亡の日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

8　前項に規定する場合において、同項に規定する相続人が同項に規定する認定事業者に該当するものであるときは、同項に規定する死亡の日における福島再開投資等準備金の金額は、当該相続人に係る福島再開投資等準備金の金額とみなす。

9　前項に規定する相続人の同項に規定する死亡の日の属する年における第一項から第四項までの規定の適用については、これらの規定に規定する前年から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額は、前項の規定により当該相続人に係るものとみなされた福島再開投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該福島再開投資等準備金の金額については、第四項中「十二を」とあるのは、「その死亡の日からその年の十二月三十一日までの期間の月数を」とする。

10　前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

11　第一項の福島再開投資等準備金を積み立てている個人に係る第十条の二の二の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該個人（福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものを除く。）は、同条に規定する認定事業者に該当するものとみなす。

二　当該個人の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間の末日の翌日以後二年を経過する日が当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在する第十条の二の二第一項又は第三項に規定する避難解除区域等に係るこれらの規定に規定する五年を経過する日（同日までに同条第一項に規定する企業立地促進区域の変更により新たに同項に規定する企業立地促進区域に該当することとなった区域にあっては、政令で定める日。以下この号及び次号において「五年経過日等」という。）後である場合には、当該二年を経過する日をもって当該避難解除区域等に係る五年経過日等とみなす。

三　当該個人が前号の避難解除区域等に係る五年経過日等の翌日以後に当該避難解除区域等において取得又は製作若しくは建設をした機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定める規模のもの以外のものは、第十条の二の二第一項に規定する特定機械装置等に該当しないものとみなす。

12　第六項及び第十項に定めるもののほか、第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十二条第六項の表租税特別措置法第三十七条の二第一項の項及び租税特別措置法第三十七条の二第二項の項を次のように改める。

租税特別措置法第三十七条の二第一項	前条第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第一項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）
	同項の	同条第一項の
租税特別措置法第三十七条の二第二項	前条第四項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）
	又は同項	又は同条第四項

第十二条第八項中「及び第十三条の二」を削る。

第十三条第五項各号中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年六月三十日」に改める。

第十三条の二第一項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年六月三十日」に改め、同条第二項第一号中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

第十七条第二項中「（同項第三号」を削り、「含み、第五十九条第二項第三号」を「含む。）」と、「同項第三号」とあるのは「第五十九条第二項第三号（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「の同条第一項」とあるのは「の第五十九条第一項」に、「含み、次条第二項第三号」を「含む。）」と、「同項第三号」とあるのは「次条第二項第三号（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「の同条第一項」とあるのは「の次条第一項」に改める。

第十七条の二第一項の表の第一号中「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に改め、同条第二項中「法人税の額（この項及び次項、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四、第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定」を「調整前法人税額（この項及び次項の規定並びに税額計算特例規定（租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項及び第四十二条の十二の三第五項の規定その他これらに類する法人税の額への加算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定並びに同法第四十二条の四第六項第二号イから二までに掲げる規定をいう。以下第十七条の三の三までにおいて同じ。）」に、「とし」を「をいい」に、「この項及び次項に」を「第四項までに」に、「法人税の額の」を「調整前法人税額の」に改め、同条第三項中「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同条第四項中「各事業年度において調整前法人税額」を「各事業年度において調整前法人税額」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　第二項又は第三項の規定の適用がある場合

における税額控除特例規定（租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項及び第三項、第四十二条の六第七項から第九項まで、第四十二条の九第一項及び第二項、第四十二条の十第二項及び第三項、第四十二条の十一第二項及び第三項、第四十二条の十二第二項、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三第二項及び第三項、第四十二条の十二の四、第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに第四十二条の十三の規定その他法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。以下第十七条の三の三までにおいて同じ。）の適用については、同法第四十二条の四第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条の二第十三項を削り、同条第十四項を同条第十三項とする。

第十七条の二の二第二項中「法人税の額（この項及び次項、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四、第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定」を「調整前法人税額（この項及び次項の規定並びに税額計算特例規定」に、「とし」を「をいい」に、「この項及び次項に」を「第四項までに」に、「法人税の額の」を「調整前法人税額（この項及び次項に」を「第四項までに」に、「法人税の額の」を「調整前法人税額」に改め、同条第四項中「各事業年度において法人税の額」を「各事業年度において調整前法人税額」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第四十二条の四第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条の二の二第十項を削り、同条第十一項を同条第十項とする。

第十七条の二の三第一項中「第二十六条」を「第三十六条」に改め、同条第二項中「第二十六条」を「第三十六条」に、「法人税の額（この項及び次項、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四、第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定」を「調整前法人税額（この項及び次項の規定並びに税額計算特例規定」に、「とし」を「をいい」に、「この項及び次項に」を「第四項までに」に、「法人税の額の」を「調整前法人税額」に改め、同条第四項中「各事業年度において法人税の額」を「各事業年度において調整前法人税額」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第四十二条の四第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条の二の三第一項中「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に、「法人税の額（この条、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四、第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定」を「調整前法人税額（この条の規定及び税額計算特例規定」に、「とし」を「をいい」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十七条の三第二項第四号中「第四十二条の十二又は」を「第四十二条の十二の二又は」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定（租税特別措置法第四十二条の十二の二及び第四十二条の十二の四の規定を除く。以下この項、次条第五項及び第十七条の三の三第五項において同じ。）の適用については、同法第四十二条の四第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条の三第一項中「法人税の額（この条、租税特別措置法第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十二第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の二第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四、第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定」を「調整前法人税額（この条の規定及び税額計算特例規定」に、「とし」を「をいい」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十七条の三の二第二項第五号中「第四十二

条の十二又は」を「第四十二条の十二の二又は」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第四十二条の四第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の二の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条の三の三第一項中「第二十七条」を「第三十七条」に、「法人税の額（この条、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の六第七項、第三項及び第五項、第四十二条の五第二項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二第二項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定」を「調整前法人税額（この条の規定及び税額計算特例規定」に、「とし、」を「をいい、」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十七条の三の三第二項第五号中「第四十二条の十二又は」を「第四十二条の十二の二又は」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第四十二条の四第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の三の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条の四第一項中「適用がある場合」の下に「（これらの規定の適用がある事業年度について青色申告書を提出する場合に限る。）」を加え、「第三号」を「第四号」に改め、「、「前条第七項及び第八項並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項、第十七条の二の二第二項及び第三項、第十七条の二の三第二項及び第三項並びに第十七条の三から第十七条の三の三まで」と」を削り、「又は第四十二条の十二の三第三項」を「第四十二条の十二の三第三項」に、「若しくは第四十二条の十二の三第三項又は」を「第四十二条の十二の三第三項の規定」に、「若しくは第十七条の二の三第三項」を「又は第十七条の二の三第三項」に改め、「、「又は第四十二条の五第四項」とあるのは「若しくは第四十二条の五第四項」と」を削り、「「該当するものに」を「該当するものその他これ」に、「該当するもの又は」を「該当するもの」に、「若しくは第十七条の二の三第四項」を「又は第十七条の二の三第四項」に、「に該当するものに」を「に該当するものその他これらの金額」に改める。

第十七条の五第一項中「第六十四条又は第六十五条」を「第七十四条又は第七十五条」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第十二項第三号」を「第四十二条の四第六項第六号」に改め、「及び同法第四十二条の四の二」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十八条第一項中「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第二項」に改め、同条第三項を削る。

第十八条の三第一項中「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に、「第十九条第一項」を「第十八条の八第一項及び第十九条第一項」に改める。

第十八条の四第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十八条の八第四項中「及び同条第二項第一号」を「並びに同条第二項第一号及び第十項第一号」に改め、「同条第一項」の下に「、第五項及び第十項」を加え、同条を第十八条の九とする。

第十八条の七の次に次の一条を加える。

（福島再開投資等準備金）

第十八条の八　法人で福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものが、同条の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（以下この条において「認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」という。）に係る積立期間（当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を実施するために必要な資金の調達に要する期間として財務省令で定める期間をいう。第四項及び第十一項第二号において同じ。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）において、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する費用（第一号において「施設新設等費用」という。）の支出に充てるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により福島再開投資等準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により福島再開投資等準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された施設新設等費用の支出に充てるために積み立てる資金の総額として財務省令で定める金額（次号イにおいて「投資予定額」という。）の二分の一に相当する金額

二　当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係るイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ　投資予定額

ロ　当該事業年度終了の日における前事業年度（法人の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下第四項までにおいて「前事業年度等」という。）から繰り越された第一項の福島再開投資等準備金の金額（ロにおいて「連結福島再開投資等準備金の金額」という。）がある場合には、当該連結福島再開投資等準備金の金額を含む。以下この条において同じ。）に相当する金額

2　前項の福島再開投資等準備金（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立て

ている法人の当該事業年度終了の日における前事業年度等から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額が当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る前項第二号イに掲げる金額を超えるときは、その超える金額と当該福島再開投資等準備金の金額（その日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までにこの項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額（同条第二項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）とのうちいずれか少ない金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている法人が各事業年度において次の各号に掲げる規定の適用を受ける場合には、当該各事業年度終了の日における前事業年度等から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額（当該各事業年度において前項の規定により益金の額に算入されるべきこととなった金額がある場合には、当該金額を控除した金額）のうち当該各号に定める金額の合計額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　第十七条の二の二第一項の規定　同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定機械装置等（以下この号及び次号において「特定機械装置等」という。）の償却費として当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額から当該特定機械装置等の同項に規定する普通償却限度額を控除した金額の合計額

二　第十七条の二の二第一項の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定　これらの規定の適用を受ける特定機械装置等の償却費として当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額から当該特定機械装置等のこれらの規定に規定する普通償却限度額として政令で定める金額を控除した金額の合計額

三　第十七条の二の二第一項の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定　これらの規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額の合計額

4　第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている法人の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間の末日の翌日以後二年を経過する日を含む事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度。以下この項において「基準事業年度等」という。）後の各事業年度終了の日において、前事業年度等から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額（当該基準事業年度等において前二項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額）に当該各事業年度の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額から当該各事業年度において前項の規定により益金の額に算入されるべきこととなった金額を控除した金額（当該控除した金額が当該各事業年度終了の日における前事業年度等から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額（当該基準事業年度等において前二項の規定により益金の額に算入されるべきこととなった金額がある場合には、当該金額を控除した金額）を超える場合には、当該福島再開投資等準備金の金額）に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（当該法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　福島復興再生特別措置法第二十条第六項の規定により認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を取り消された場合　その取り消された日における当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額

二　当該法人が被合併法人となる合併が行われた場合　その合併の直前における福島再開投資等準備金の金額

三　当該法人が解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における福島再開投資等準備金の金額

四　前三項及び前三号の場合以外の場合において福島再開投資等準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における福島再開投資等準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6　第四項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　租税特別措置法第五十五条の二第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8　第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合（同条第九項前段に規定する場合を除く。）には、その適格合併直前における福島再開投資等準備金の金額は、当該適格合併に係る合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第一項の福島再開投資等準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の福島再開投資等準備金の金額）とみなす。

9　前項又は第二十六条の八第九項の場合において、これらの規定の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）が福島復興再生特別措置法第二十五条に

規定する認定事業者に該当するものでないときは、その適格合併の日を含む事業年度終了の日における福島再開投資等準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第十一項の規定は、適用しない。

10　第八項又は第二十六条の八第九項に規定する合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格合併の日を含む事業年度に係る第一項から第四項までの規定の適用については、これらの規定に規定する前事業年度等から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額は、第八項又は同条第九項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた福島再開投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が合併後存続する法人であるときは、その有するものとみなされた福島再開投資等準備金の金額については、第四項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「その適格合併の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

11　第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている法人に係る第十七条の二の二の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該法人（福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものを除く。）は、同条に規定する認定事業者に該当するものとみなす。

二　当該法人の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間の末日の翌日以後二年を経過する日が当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在する第十七条の二の二第一項又は第二項に規定する避難解除区域等に係るこれらの規定に規定する五年を経過する日（同日までに同条第一項に規定する企業立地促進区域の変更により新たに同項に規定する企業立地促進区域に該当することとなった区域にあっては、政令で定める日。以下この号及び次号において「五年経過日等」という。）後である場合には、当該二年を経過する日をもって当該避難解除区域等に係る五年経過日等とみなす。

三　当該法人が前号の避難解除区域等に係る五年経過日等の翌日以後に当該避難解除区域等において取得又は製作若しくは建設をした機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定める規模のもの以外のものは、第十七条の二の二第一項に規定する特定機械装置等に該当しないものとみなす。

12　第六項及び第七項に定めるもののほか、第一項から第五項まで及び第八項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条第六項中「及び第四十六条の二並びにこれら」を「の規定及び同条」に改め、同条第十四項中「第六十五条の七第十五項」を「第六十五条の七第十六項」に改める。

第二十条第一項中「相当する金額を」を「相当する金額以下の金額を」に改める。

第二十五条の二第一項の表の第一号中「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に改め、同条第二項中「法人税の額（この項及び次項、次条第二項及び第三項並びに第二十五条の二の三第二項及び第三項、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十一の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の六第七項及び第八項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定」を「調整前連結税額（この項及び次項、次条第二項及び第三項並びに第二十五条の二の三第二項及び第三項の規定並びに税額計算特例規定（租税特別措置法第六十八条の九第六項第二号イからニまでに掲げる規定をいう。以下第二十五条の三の三までにおいて同じ。）」に、「とし、」を「をいい、」に、「「調整前連結税額」という。」を「同じ。」に改め、同条第十二項を削り、同条第十三項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定（租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第七項から第九項まで、第六十八条の十三第一項及び第二項、第六十八条の十四第二項及び第三項、第六十八条の十五第二項及び第三項、第六十八条の十五の二第二項、第六十八条の十五の三、第六十八条の十五の四第二項及び第三項、第六十八条の十五の五、第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに第六十八条の十五の七の規定その他法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。以下第二十五条の三の三までにおいて同じ。）の適用については、同法第六十八条の九第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の二第十四項を削り、同条第十五項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第二十五条の二の二第二項中「法人税の額（この項及び次項、前条第二項及び第三項並びに次条第二項及び第三項、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五、第六十八条の十五の六第七項及び第八項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定」を「調整前連結税額（この項及び次項、前条第二項及び第三項並びに税額計算特例規定」に、「とし、」を「をいい、」に、「「調整前連結税額」という。」を「同じ。」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第六十八条の九第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の二第二項及び第三項の規定」

とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の二の二第十項を削り、同条第十一項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とする。

第二十五条の二の三第一項中「第二十六条」を「第三十六条」に改め、同条第二項中「第二十六条」を「第三十六条」に、「法人税の額（この項及び次項、第二十五条の二第二項及び第三項並びに前条第二項及び第三項、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の六第七項及び第八項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五、第六十八条の十五の六第七項及び第八項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定」を「調整前連結税額（この条の規定及び税額計算特例規定」に、「とし、」を「をいい、」に、「調整前連結税額」という」を「同じ」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第二十五条の三第二項第四号中「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の三」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定（租税特別措置法第六十八条の十五の三及び第六十八条の十五の五の規定を除く。以下この項、次条第五項及び第二十五条の三の三第五項において同じ。）の適用については、同法第六十八条の九第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の三第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の二の三第十項を削り、同条第十一項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とする。

第二十五条の三第一項中「第六十四条」を「第七十四条」に、「法人税の額（この条、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の三第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の六第七項及び第八項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定」を「調整前連結税額（この条の規定及び税額計算特例規定」に、「とし、」を「をいい、」に、「調整前連結税額」という」を「同じ」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第二十五条の三第二項第四号中「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の三」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定（租税特別措置法第六十八条の十五の三及び第六十八条の十五の五の規定を除く。以下この項、次条第五項及び第二十五条の三の三第五項において同じ。）の適用については、同法第六十八条の九第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の三第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第六十八条の九第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の三第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の二の三第十項を削り、同条第十一項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とする。

第二十五条の三第一項中「第六十四条」を「第七十五条」に、「法人税の額（この条、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の六第七項及び第八項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定」を「調整前連結税額（この条の規定及び税額計算特例規定」に、「とし、」を「をいい、」に、「調整前連結税額」という」を「同じ」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第二十五条の三第二項第五号中「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の三」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第六十八条の九第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の二の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の三の二第一項中「法人税の額（この条、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の六第七項及び第八項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定」を「調整前連結税額（この条の規定及び税額計算特例規定」に、「とし、」を「をいい、」に、「調整前連結税額」という」を「同じ」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第二十五条の三の二第二項第五号中「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の三」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第六十八条の九第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の二の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の三の三第一項中「第二十七条」を「第三十七条」に、「法人税の額（この条、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の六第七項及び第八項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定」を「調整前連結税額（この条の規定及び税額計算特例規定」に、「とし、」を「をいい、」に、「調整前連結税額」という」を「同じ」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第二十五条の三の三第二項第五号中「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の三」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第六十八条の九第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の三の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の四第一項中「第三号」を「第四号」に改め、「「前条第七項及び第八項」とあるのは「前条第七項及び第八項並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の

二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに第二十五条の三から第二十五条の三の三まで」を削り、「又は第六十八条の十五の四第三項」を「第六十八条の十五の四第三項」に、「若しくは第二十五条の二の三第三項」を「又は第二十五条の二の三第三項」に、「又は第六十八条の十第四項」とあるのは「若しくは第六十八条の十第四項」と、「該当するものに」を「該当するものその他これ」に、「該当するもの又は」を「該当するもの」に、「若しくは第二十五条の二の三第四項」を「又は第二十五条の二の三第四項」に、「に該当するものに」を「に該当するものその他これらの金額」に改める。

第二十五条の五第一項中「第六十四条又は第六十五条」を「第七十四条又は第七十五条」に改め、同条第二項中「第六十八条の九第十二項第三号」を「第六十八条の九第六項第六号」に改め、「及び同法第六十八条の九の二」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十六条第一項中「第六十八条の九第十二項第六号」を「第六十八条の九第六項第四号」に、「同項第七号」を「同項第五号」に改め、同条第三項を削る。

第二十六条の三第一項中「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に、「第二十七条第一項」を「第二十六条の八第一項及び第二十七条第一項」に改める。

第二十六条の四第四項を削り、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十六条の八第一項中「第十八条の八第一項各号」を「第十八条の九第一項各号」に改め、同条第二項中「第十八条の八第一項第二号」を「第十八条の九第一項第二号」に改め、同条第三項中「第十八条の八第一項第一号」を「第十八条の九第一項第一号」に改め、同条第四項中「第十八条の八第三項第二号」を「第十八条の九第三項第二号」に、「及び第二項第一号」を「、第二項第一号及び第十項第一号」に改め、「同条第一項」の下に「、第五項及び第十項」を加え、同条第五項中「第十八条の八第五項各号」を「第十八条の九第五項各号」に改め、同条を第二十六条の九とする。

第二十六条の七の次に次の一条を加える。

（連結法人の福島再開投資等準備金）

第二十六条の八　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものが、同条の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（以下この条において「認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」という。）に係る積立期間（当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を実施するために必要な資金の調達に要する期間として財務省令で定める期間をいう。第四項及び第十二項第二号において同じ。）内の日を含む各連結事業年度において、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する費用（第一号において「施設新設等費用」という。）の支出に充てるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により福島再開投資等準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により福島再開投資等準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された施設新設等費用の支出に充てるために積み立てる資金の総額として財務省令で定める金額（次号イにおいて「投資予定額」という。）の二分の一に相当する金額

二　当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係るイに掲げる金額から口に掲げる金額を控除した金額

イ　投資予定額

ロ　当該連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下第四項までにおいて「前連結事業年度等」という。）から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額（第十八条の八第一項の福島再開投資等準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る同項の福島再開投資等準備金の金額（ロにおいて「単体福島再開投資等準備金の金額」という。）がある場合には、当該単体福島再開投資等準備金の金額を含む。以下この条において同じ。）に相当する金額

2　前項の福島再開投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度等から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額（当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額が当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る前項第二号イに掲げる金額を超えるときは、その超える金額と当該福島再開投資等準備金の金額（その日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額（同条第二項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）とのうちいずれか少ない金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が各連結事業年度において次の各号に掲げる規定の適用を受ける場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額（当該各連結事業年度において前項の規定により益金の額に算入されるべきこととなった金額がある場合には、当該金額を控除した金額）のうち当該各号に定める金額の合計額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　第二十五条の二の二第一項の規定　同項

の規定の適用を受ける同項に規定する特定機械装置等（以下この号及び次号において「特定機械装置等」という。）の償却費として当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額から当該特定機械装置等の同項に規定する普通償却限度額を控除した金額の合計額

二　第二十五条の二の二第一項の規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定　これらの規定の適用を受ける特定機械装置等の償却費として当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額から当該特定機械装置等のこれらの規定に規定する普通償却限度額として政令で定める金額を控除した金額の合計額

三　第二十五条の二の二第一項の規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定　これらの規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額の合計額

4　第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間の末日の翌日以後二年を経過する日を含む連結事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同日を含む事業年度。以下この項において「基準連結事業年度等」という。）後の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度等から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額がある場合には、当該福島再開投資等準備金の金額については、当該基準連結事業年度等の終了の日における当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額（当該基準連結事業年度等において前二項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額）に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額から当該各連結事業年度において前項の規定により益金の額に算入されるべきこととなった金額を控除した金額（当該控除した金額が当該各連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額（当該各連結事業年度において前二項の規定により益金の額に算入されるべきこととなった金額）を超える場合には、当該福島再開投資等準備金の金額）に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　福島復興再生特別措置法第二十条第六項の規定により認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を取り消された場合　その取り消された日における当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額

二　当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあっては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（第九項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。）が行われた場合　その合併の直前における福島再開投資等準備金の金額

三　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあってはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する福島再開投資等準備金の金額

四　前三項及び前三号の場合以外の場合において福島再開投資等準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における福島再開投資等準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6　第四項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

四　合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度における当該合併に係る被合併法人である連結法人

8　租税特別措置法第六十八条の四十三の二第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

9　第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあっては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）が行われた場合には、その適格合併直前における福島再開投資等準備金の金額は、当該適格合併に係る合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第一項の福島再開投資等準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同条第一項の福島再開投資等準備金の金額）とみなす。

10　前項又は第十八条の八第八項の場合において、これらの規定の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）が福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものでないときは、その適格合併の日を含む連結事業年度終了の日における福島再開投資等準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第十二項の規定は、適用しない。

11　第九項又は第十八条の八第八項に規定する合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格合併の日を含む連結事業年度に係る第一項から第四項までの規定の適用については、これらの規定に規定する前連結事業年度等から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額は、第九項又は同条第八項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた福島再開投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、その有するものとみなされた福島再開投資等準備金の金額については、第四項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「その適格合併の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

12　第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人に係る第二十五条の二の二の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該連結親法人又はその連結子法人（福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものを除く。）は、同条に規定する認定事業者に該当するものとみなす。

二　当該連結親法人又はその連結子法人の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間の末日の翌日以後二年を経過する日が当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在する第二十五条の二の二第一項又は第二項に規定する避難解除区域等に係るこれらの規定に規定する五年を経過する日（同日までに同条第一項に規定する企業立地促進区域の変更により新たに同項に規定する企業立地促進区域に該当することとなった区域にあっては、政令で定める日。以下この号及び次号において「五年経過日等」という。）後である場合には、当該二年を経過する日をもって当該避難解除区域等に係る五年経過日等とみなす。

三　当該連結親法人又はその連結子法人が前号の避難解除区域等に係る五年経過日等の翌日以後に当該避難解除区域等において取得又は製作若しくは建設をした機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定める規模のもの以外のものは、第二十五条の二の二第一項に規定する特定機械装置等に該当しないものとみなす。

13　第六項から第八項までに定めるもののほか、第一項から第五項まで及び第九項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条第六項中「及び第六十八条の三十二並びにこれら」を「の規定及び同条」に改め、同条第十四項中「第六十八条の七十八第十五項」を「第六十八条の七十八第十六項」に改める。

第二十八条第一項中「相当する金額を」を「相当する金額以下の金額を」に改める。

第三十八条の二第一項中「平成二十三年三月十一日から平成二十六年十二月三十一日まで」を「平成二十七年一月一日から平成三十一年六月三十日まで」に改め、「までの金額」の下に「又は特別住宅資金非課税限度額（既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額がある場合（平成二十八年九月三十日までに次項第六号に規定する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等に係る契約を締結してこの項の規定の適用を受けた場合を除く。）には、当該算入しなかった金額を控除した残額）までの金額（平成二十八年十月一日以後に住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等に係る契約を締結してこの項の規定の適用を受ける場合には、これらの金額のうちいずれか多い金額）」を加え、同項第一号中「見込まれるとき」の下に「（これらの住宅用家屋の新築又は取得に係る契約を平成三十一年六月三十日までに締結している場合に限る。）」を加え、同項第二号中「見込まれるとき」の下に「（当該既存住宅用家屋の取得に係る契約を平成三十一年六月三十日までに締結している場合に限る。）」を加え、同項第三号中「見込まれるとき」の下に「（当該住宅用の家屋の増改築等に係る契約を平成三十一年六月三十日までに締結している場合に限る。）」を加え、同条第二項第一号イ中「第一条の四第一号」を「第一条の四第一項第一号」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　住宅資金非課税限度額　被災受贈者が住宅取得等資金を充てて新築、取得又は増改築等（以下この号及び次号において「新築等」という。）をした住宅用の家屋（同号に規定する住宅用の家屋（平成二十八年九月三十日までに新築等に係る契約を締結したものを除く。）を除く。）の次に掲げる場合の区分に応じ、当該被災受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該被災受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額のうちいずれか多い金額）をいう。

イ　当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋又は高齢者等（租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等をいう。）が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として政令で定めるものである場合　千五百万円

ロ　当該住宅用の家屋がイに規定する住宅用の家屋以外の住宅用の家屋である場合　千万円

第三十八条の二第二項に次の一号を加える。

七　特別住宅資金非課税限度額　被災受贈者が住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋（当該住宅用の家屋の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅用の家屋の新築等に係る消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等につき社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第三条の規定による改正後の消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合に限る。）の次に掲げる場合の区分に応じ、当該被災受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該被災受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額のうちいずれか多い金額）をいう。

イ　当該住宅用の家屋が前号イに規定する住宅用の家屋である場合　被災受贈者の最初の前項の規定の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　平成二十八年十月一日から平成二十九年九月三十日までの間に締結した契約　三千万円

(2)　平成二十九年十月一日から平成三十一年六月三十日までの間に締結した契約　千五百万円

ロ　当該住宅用の家屋が前号ロに規定する住宅用の家屋である場合　被災受贈者の最初の前項の規定の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　平成二十八年十月一日から平成二十九年九月三十日までの間に締結した契約　二千五百万円

(2)　平成二十九年十月一日から平成三十一年六月三十日までの間に締結した契約　千万円

第三十八条の二第四項中「ついて、」の下に「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者、」を加え、同条第八項第四号中「住宅資金非課税限度額」の下に「若しくは同項第七号に規定する特別住宅資金非課税限度額」を加える。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十四条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条中第十項を第十五項とし、第七項から第九項までを五項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の五項を加える。

7　所得税法第百三十七条の二第一項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、同項に規定する国外転出の時までに国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をし、かつ、当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに当該復興特別所得税の額に相当する担保を供した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、当該提出期限の翌日から五年を経過する日（同日前に所得税法第百三十七条の二第一項に規定する場合に該当することとなった場合には、同日とその該当することとなった日から四月を経過する日のいずれか早い日）まで、その納税を猶予する。この場合においては、所得税法第百三十七条の二（第一項及び第二項を除く。）の規定を準用する。

8　前項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税につき所得税法第百三十七条の二第二項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

9　所得税法第百三十七条の三第一項に規定する贈与納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに当該復興特別所得税の額に相当する担保を供した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、当該提出期限の翌日から五年を経過する日（同日前に同条第一項に規定する場合に該当することとなった場合には、同日とその該当することとなった日から四月を経過する日のいずれか早い日）まで、その納税を猶予する。この場合においては、同条（第一項から第三項までを除く。）の規定を準用する。

10　所得税法第百三十七条の三第二項に規定する相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに、当該復興特別所得税の額に相当する担保を供し、かつ、同項に定めるところにより国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をした場合に限り、第一項の規定にかかわらず、当該提出期限の翌日から五年を経過する日（同日前に所得税法第百三十七条の三第二項に規定する場合に該当することとなった場合には、同日とその該当することとなった日から四月を経過する日のいずれか早い日）まで、その納税を猶予する。この場合においては、所得税法第百三十七条の三（第一項から第三項までを除く。）の規定を準用する。

11　前二項に規定する贈与納税猶予分の所得税額又は相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税につき所得税法第百三十七条の三第三項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「五年」とあるのは、「十年」とする。

第二十条の次に次の一条を加える。

（修正申告の特例）

第二十条の二　所得税法第百五十一条の二（同法第百六十六条の二において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第百五十一条の二第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなったことにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じたときについて準用する。

第二十一条に次の四項を加える。

3　所得税法第百五十三条の二（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第百五十三条の二第一項に規定する国外転出をした日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額につき同法第六十条の三第六項前段（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）、第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第十一項の規定の適用があることにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等が過大であるときについて準用する。

4　所得税法第百五十三条の三（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第百五十三条の三第一項に規定する贈与、相続又は遺贈による移転をした日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額につき同法第六十条の三第六項前段（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）、第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第十一項の規定の適用があることにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等が過大であるときについて準用する。

5　所得税法第百五十三条の四（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額につき同法第六十条の三第六項前段（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）、第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第十一項の規定の適用があることにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等が過大であるときについて準用する。

含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第百五十三条の四第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなったことにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等が過大であるときについて準用する。

6　所得税法第百五十三条の五の規定は、同条に規定する国外転出をした日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出した者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書に係る第十七条第一項第二号に掲げる復興特別所得税の額の計算において第十四条第一項の規定により控除される金額につき同法第九十五条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第九十五条第一項の規定の適用があることにより、当該復興特別所得税申告書に係る国税通則法第十九条第一項に規定する税額等が過大であるときについて準用する。

第二十八条第一項中「第三十七条の十一の四第一項」の下に「、第三十七条の十四の二第八項」を加え、「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改め、同条第四項中「第四十二条第二項第一号」を「第四十一条の二十二第二項第一号」に改める。

第三十三条第一項の表所得税法の項中「（申告による納付等）」を「及び第七項（申告による納付等）（同条第八項の規定により適用する場合を含む。）並びに第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。）」に改め、同表租税特別措置法の項中「第十八条第六項」の下に「及び第七項（同条第八項の規定により適用する場合を含む。）並びに第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。）」を加え、同表国税通則法の項中

第六十五条第三項第二号	加算した金額	所得税、	
		所得税、	加算した金額（特別措置法第十四条（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額、第一項の修正申告若しくは更正に係る特別措置法第十七条第一項第三号（課税標準及び税額の申告）に規定する源泉徴収特別税額に相当する金額又は同条第四項に規定する予納特別税額があるときは、これらの金額を加算した金額）
第七十条第四項第三号	所得税、復興特別所得税、	所得税、復興特別所得税、
第七十三条第三項	所得税	所得税

を

第六十五条第三項第二号	加算した金額	所得税、	
		所得税、	加算した金額（特別措置法第十四条（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額、第一項の修正申告若しくは更正に係る特別措置法第十七条第一項第三号（課税標準及び税額の申告）に規定する源泉徴収特別税額に相当する金額又は同条第四項に規定する予納特別税額があるときは、これらの金額を加算した金額）
第七十条第四項第三号	所得税、復興特別所得税、	所得税、復興特別所得税、
第七十三条第三項	所得税	所得税

に改め、同表内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の項に次のように加える。

第六条の三第一項	所得税（	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税（
	所得税」	所得税等」
第六条の三第二項	所得税	所得税等

第三十三条第四項第二号中「第十八条第七項から第十項まで」を「第十八条第十二項から第十五項まで」に改める。

第三十四条第三項中「又は第五項」を「若しくは第五項又は第二十条の二において準用する所得税法第百五十一条の二（同法第百六十六条の二において準用する場合を含む。）」に、「同条第一項第二号」を「第十七条第一項第二号」に改める。

第三十七条中「又は第五項」を「若しくは第五項又は第二十条の二において準用する所得税法第百五十一条の二（同法第百六十六条の二において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十条第五号中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に改め、同条第六号中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改める。

第五十二条第二項第二号中「第六十八条の九第十一項」、「及び第四号」及び「（第四号において「旧効力措置法」という。）」を削り、同項第四

号中「第三項まで、第六項、第七項及び第九項（同条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定を同法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「第四項まで」に、「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の二第二項、第六十八条の十五の三第一項から第三項まで」に改め、「第六十八条の十五の三第二項」、「旧効力措置法第六十八条の十第二項及び第三項の規定」を削り、「（租税特別措置法」を「（同法」に改め、「、改正法附則第八十条第一項の規定その他これらに類する規定として政令で定める規定」を削る。

第六十三条第一項の表法人税法の項中

第六十七条第三項第五号	計算した地方法人税の額並びに	計算した地方法人税の額並びに別措置法に規定する課税措置法第五章第三節計算した復興特別法人税の額並びに復興特別法人税の額並びに

を

第六十七条第三項	計算した地方法人税の額並びに	計算した地方法人税の額並びに別措置法に規定する課税措置法第五章第三節計算した復興特別法人税の額並びに復興特別法人税の額並びに
第八十一条の十三第二項	計算した地方法人税の額並びに	計算した地方法人税の額並びに特別措置法第五章第三節り計算した復興特別法人税の額並びに復興特別法人税の額並びに
第八十一条の十三第二項第四号	地方法人税の額並びに	地方法人税の額並びに復興特別法人税の額並びに

を

第八十一条の十三第二項	計算した地方法人税の額並びに	計算した地方法人税の額並びに特別措置法に規定する課税措置法第五章第三節計算した復興特別法人税の額並びに復興特別法人税の額並びに

に、

税の額並びに当該事業年度の特別税標準法人税額につき特別税額の計算）の規定により税の額並びに		
税の額並びに当該事業年度の特別税標準法人税額につき特別節（税額の計算）の規定により人税の額並びに		
びに復興特別法人税の額並びに		

を

第八十一条の十三第二項	計算した地方法人税の額並びに	計算した地方法人税の額並びに特別措置法に規定する課税措置法第五章第三節計算した復興特別法人税の額並びに復興特別法人税の額並びに
税の額並びに当該連結事業年度の課税標準法人税額につき（税額の計算）の規定により税の額並びに		
並びに当該連結事業年度の課税標準法人税額につき（税額の計算）の規定により税の額並びに		
興特別法人税の額並びに		

を

第八十一条の十三第二項	計算した地方法人税の額並びに	計算した地方法人税の額並びに特別措置法に規定する課税措置法第五章第三節計算した復興特別法人税の額並びに復興特別法人税の額並びに

に当該連結事業年度の課税標準法人税額につき（税額の計算）の規定により税の額並びに

に改め、同条第四項中「「前二項」とあるのは「前二項」を「第一項又は前項」と、あるのは「第一項若しくは前項」に、「「第一項又は前項」とあるのは「第一項若しくは前項又は同条第三項」を「同項第二号中「前二項」とあるのは「前二項又は特別措置法第六十三条第三項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十五条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中租税特別措置法第三十七条の十四の改正規定を次のように改める。

第三十七条の十四第七項及び第八項中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第八条第三項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等（第三十一条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。第三十二条において「新公的個人認証法」という。）第三条第一項に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であって財務省令で定めるものをいう。第五項並びに第二十五条第二項及び第五項において同じ。）を送信して」に改め、同条第五項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信して」に改める。

第十二条第二項中「並びに」を「、同法第七十条の二の二第十三項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調書及び同法第七十条の二の三第十四項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書並びに」に改め、「国外送金等調書」の下に「、同法第四条の三第一項に規定する国外証券移管等調書」を加える。

第十四条のうち所得税法第二百二十四条の三第一項の改正規定中「同じ。）」を「同じ」を「この項において同じ。）」を「この項において同じ」に改める。

第十九条のうち、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十七の八の項の改正規定中「七十七の八の項」を「七十七の七の項」に改め、同項を同表の七十七の十四の項とし、同表の七十七の七の項を同表の七十七の十三の項とし、同表の七十七の六の項の次に次のように加える改正規定中「七十七の十四の項」を「七十七の十三の項」に改め、「、同表の七十七の七の項を同表の七十七の十三の項とし」を削る。

第二十五条第二項及び第五項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信して」に改める。

第三十条中「（平成十四年法律第百五十三号）」を削る。

第三十二条第一項中「前条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下この条において「新公的個人認証法」という。）」を「新公的個人認証法」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　所得税法等の一部を改正する法律（平

成二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第九十六条第一項中「特定目的会社（」の下に「以下この項において「特定目的会社」という。）の施行日以後に開始する事業年度（」を加え、「ものにあっては、」を「特定目的会社で平成二十七年三月三十一日までに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第四条第二項に規定する業務開始届出をしなかったもの（以下この項において「届出未済会社」という。）にあっては平成二十七年四月一日以後に終了する事業年度に限り、施行日前に設立された特定目的会社（届出未済会社を除く。）にあっては」に、「に同号八」を「最初に変更等届出（新租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号八」に改め、「（平成十年法律第百五号）」を削り、「するものに限る。）の施行日以後に開始する事業年度」を「いう。以下この項において同じ。）をする日以後に終了する事業年度に限る。）」に改め、「旧租税特別措置法第六十七条の十四第一項に規定する」を削り、「開始した事業年度」の下に「（届出未済会社にあっては施行日以後に開始し、かつ、同月一日前に終了した事業年度を含み、施行日前に設立された特定目的会社（届出未済会社を除く。）にあっては施行日以後最初に変更等届出をする日前に終了した事業年度を含む。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、届出未済会社の最初に変更等届出をする日前に終了する事業年度に係る新租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号ロ(2)の規定の適用については、同号ロ(2)中「保有されることが見込まれている」とあるのは、「引き受けられた」とする。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項から第四項までを削る。

附則第二十二条第二項から第四項までを削る。

附則第五十条第二項中「旧租税特別措置法第十条第四項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第十条第六項第四号」に、「中小企業者」を「中小事業者」に改め、同条第五項及び第六項中「中小企業者」を「中小事業者」に改める。

附則第五十五条の表第五項の項を次のように改める。

第五項	
第六十八条の十第二項 同法第六十六条第一項	旧効力措置法第六十八条の十第二項 法人税法第六十六条第一項
第四十二条の四第十一項（前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、次条第五項、第四十二条の六第五項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成二十七年新租税特別措置法」という。）第四十二条の五第五項、平成二十七年新租税特別措置法第四十二条の六第十二項

附則第六十五条第二項中「新租税特別措置法第四十二条の四第六項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（附則第八十二条第二項において「平成二十七年新租税特別措置法」という。）第四十二条の四第二項」に改める。

附則第七十二条の表第五項の項を次のように改める。

第五項	
第六十八条の九第十一項（前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、次条第五項、第六十八条の十一第五項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成二十七年新租税特別措置法」という。）第六十八条の十一第十二項
第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項	平成二十七年新租税特別措置法第四十二条の九第四項、平成二十七年新租税特別措置法第四十二条の十第五項、平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十一第五項、平成二十七年新租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項、平成二十七年新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び平成二十七年新租税特別措置法第六十八条第一項

附則第八十二条第二項中「新租税特別措置法第六十八条の九第六項」を「平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の九第二項」に改める。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第十八条　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち消費税法第三十条第一項の改正規定中「改め、」を「、百分の六・三」を「百分の七・八」に改め、」に改める。

第三条のうち、消費税法第三十二条第一項第一号及び第三十六条第一項の改正規定中「及び第三十六条第一項」を削り、「改める」を「、「百分の六・三」を「百分の七・八」に改める」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第三十六条第一項中「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に改める。

第三条中消費税法第三十八条第一項の改正規定の次に次のように加える。

第三十八条の二第一項中「百分の六・三」を「百分の七・八」に改める。

附則第一条第二号中「並びに」を「及び」に、「及び第十六条」を「から第十六条の二まで」に、「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

附則第十五条中「（次条」を「（次条及び附則第十六条の二」に、「二十七年新消費税法」を「二十九年新消費税法」に、「この条及び次条」を「附則第十六条の二まで」に改める。

附則第十六条第一項前段中「二十七年新消費税法」を「二十九年新消費税法」に改め、「おいて課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この条及び次条において同じ。）」を、「適用される課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第三条	施行日前	施行日から附則第一条第二号に定める日（以下附則第十四条までにおいて「一部施行日」という。）の前日までの間
	をいう	をいい、平成二十七年十月一日以後に行った課税資産の譲渡等については、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く
	新消費税法	第三条の規定による改正後の消費税法（以下附則第十四条までにおいて「二十九年新消費税法」という。）
附則第五条第一項	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	施行日以後	一部施行日以後
	第二条	第三条
	旧消費税法	二十九年旧消費税法
附則第五条第二項	をいう。	をいう。）（以下この項において「特定継続供給役務」という。
	施行日	一部施行日

	定める課税資産の譲渡等	定める課税資産の譲渡等並びに特定継続供給役務で一部施行日前から継続して提供を受けているものその他の政令で定める特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下附則第十四条までにおいて同じ。）
	平成二十六年四月三十日	平成二十九年四月三十日
	支払を受ける権利	支払を受ける権利又は支払義務
	係る課税資産の譲渡等	係る課税資産の譲渡等又は特定課税仕入れ
	旧消費税法	二十九年旧消費税法
附則第五条第三項	平成八年十月一日	平成二十五年十月一日
	平成二十五年十月一日	平成二十八年十月一日
	指定日	二十八年指定日
	施行日	一部施行日
	旧消費税法	二十九年旧消費税法
附則第五条第四項及び第五項	平成八年十月一日から指定日	平成二十五年十月一日から二十八年指定日
	施行日	一部施行日
	旧消費税法	二十九年旧消費税法
	、指定日	、二十八年指定日
附則第六条第一項	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	施行日以後	一部施行日以後
	旧消費税法	二十九年旧消費税法
附則第七条第一項	指定日	二十八年指定日
	施行日	一部施行日
	旧消費税法	二十九年旧消費税法

附則第八条第一項	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	につき	又は特定課税仕入れにつき
	が施行日以後	又は当該特定課税仕入れに係る費用の額を支出した日が一部施行日以後
	に係る消費税	又は特定課税仕入れに係る消費税
	旧消費税法	二十九年旧消費税法
附則第八条第三項及び第九条	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	施行日以後	一部施行日以後
	新消費税法	二十九年新消費税法
附則第十条第一項、第十一条及び第十二条	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	新消費税法	二十九年新消費税法
	施行日以後	一部施行日以後
附則第十三条第二項	施行日	一部施行日
	規定する税率	規定する税率又は附則第十五条から第十六条の二までの規定により二十九年旧消費税法第二十九条に規定する税率
	課税資産の譲渡等	課税資産の譲渡等又は特定課税仕入れ
	及びその合計額	の合計額
附則第十四条第一項	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	につき	又は特定課税仕入れにつき
	が施行日以後	又は当該特定課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が一部施行日以後
	に係る	又は特定課税仕入れに係る
	旧消費税法	二十九年旧消費税法

附則第十四条第三項	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	施行日以後	一部施行日以後
	新消費税法	二十九年新消費税法
附則第十四条第四項	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
	及び	及び特定課税仕入れ並びに

附則第十六条第二項前段中「に係る」を「又は経過措置規定の適用を受ける特定課税仕入れ（以下この項において「経過措置特定課税仕入れ」という。）に係る」に、「二十七年新消費税法」を「二十九年新消費税法」に改め、「第三十八条第一項」の下に「、第三十八条の二第一項」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、「受けた場合」の下に「又は経過措置特定課税仕入れを行った場合」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第五条第六項	に係る	又は特定課税仕入れに係る
	新消費税法及び	二十九年新消費税法、第三十八条の二第一項及び
	百分の八	百分の十
	百分の五	百分の八
	百八分の六・三	百十分の七・八
	百五分の四」と、	百八分の六・三」と、二十九年新消費税法第三十八条の二第一項中「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、
	百五分の四」とする	百八分の六・三」とする
附則第五条第七項	、又は	、若しくは
	場合における新消費税法	場合又は第二項の規定の適用を受けた特定課税仕入れを行った場合における二十九年新消費税法

これらの規定中「百八分の六・三」とあるのは、「百五分の四	二十九年新消費税法第三十条第一項及び第三十二条第一項第一号中「百十分の七・八」とあるのは「百八分の六・三」と、「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、二十九年新消費税法第三十六条第一項中「百十分の七・八」とあるのは「百八分の六・三」

附則第十六条の次に次の一条を加える。

（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関する経過措置）

第十六条の二　二十九年新消費税法第三十八条の二第一項に規定する事業者が、平成二十七年十月一日から一部施行日の前日までの間に国内において行った特定課税仕入れにつき、一部施行日以後に同項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

附則第十八条第三項を削る。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち所得税法目次の改正規定中「第百六十六条」を「第百六十六条」」に改め、「第百六十六条の二」の下に「」に、「第百六十六条の二」を「第百六十六条の三」を加える。

第一条のうち所得税法第百六十一条の改正規定中「同条第五号から第十一号までを四号ずつ繰り下げ」を「同条第十一号を同条第十五号とし、同条第十号中「第八号ロ」を「第十二号ロ」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第九号を同条第十三号とし、同条第五号から第八号までを四号ずつ繰り下げ」に改める。

第一条のうち所得税法第百六十五条の改正規定中「第七十三条」を「第六十条の四」に改める。

第一条のうち所得税法第百六十六条の改正規定及び同法第三編第二章第二節第二款中同条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第百六十六条中「第百二十条第三項第四号（確定所得申告）」を「第百十二条第二項（予定納税額の減額の承認の申請手続）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、「業務を開始した」とあるのは「業務を国内において開始した」と、第百四十五条第二号（青色申告の承認申請の却下）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。第百四十八条第一項及び第百五十条第一項第三号（青色申告の承認の取消し）において同じ。）」と、」に改める。

第三編第二章第二節第二款の二中第百六十六条の二を第百六十六条の三とする。

第三編第二章第二節第二款中第百六十六条の次に次の一条を加える。

（恒久的施設に係る取引に係る文書化）

第百六十六条の二　恒久的施設を有する非居住者は、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（以下この条において「恒久的施設帰属所得」という。）を有する場合において、当該非居住者が他の者との間で行った取引のうち、当該非居住者のその年の恒久的施設帰属所得につき第百六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により準じて計算する各種所得の金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該非居住者の恒久的施設に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該恒久的施設に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

2　恒久的施設を有する非居住者は、恒久的施設帰属所得を有する場合において、当該非居住者の第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等と恒久的施設との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が同号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

第一条のうち所得税法第二百三十一条の二第一項の改正規定中「第二百三十一条の二第一項」を「第二百三十二条第一項」に改める。

第一条のうち所得税法第二百三十一条の三の改正規定中「第二百三十一条の三」を「第二百三十三条」に改める。

第一条のうち、所得税法第二百三十八条の改正規定中「同条第三項中」の下に「第百六十六条の二」を「第百六十六条の三」に、」を加え、同改正規定の次に次のように加える。

第二百四十一条中「第百六十六条の二」を「第百六十六条の三」に改める。

第一条のうち所得税法別表第一㈠及び㈡を除く。）の改正規定及び同法別表第三㈠を除く。）の改正規定中「当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人以下」を「当該申告書により申告された扶養親族等（当該扶養親族等が第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（(4)において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この㈠において同じ。）の数が７人以下」に改め、「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を削り、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、「申告された扶養親族等（当該扶養親族等が第百九十五条第四項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）の数に応じ、」を「申告された」に改める。

第二条のうち所得税法別表第四の改正規定中「申告された扶養親族等」の次に「（当該扶養親族等が第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控

除等申告書）に規定する国外居住親族(□)において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。(□)において同じ。）」を加え、「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を削り、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加える。

第十条のうち租税特別措置法第十条の五の四第一項の改正規定中「第十条の五の四第一項」を「第十条の五の三第一項」に改める。

第十条のうち租税特別措置法第三十七条の十四の二第一項の改正規定中「第三十七条の十四の二第一項」を「第三十七条の十四の三第一項」に改める。

第十条のうち租税特別措置法第三十七条の十四の三第三項の改正規定中「第三十七条の十四の三第三項」を「第三十七条の十四の四第三項」に改める。

第十条のうち、租税特別措置法第四十二条の改正規定中「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第四十二条第一項中「第百六十一条第六号」を「第百六十一条第一項第十号」に改め、同条第三項中「その者の国内において行う事業に帰せられる」を「法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に改める。

第十条のうち、租税特別措置法第四十二条の四第一項の改正規定中「、「法人税法」を「同法」に、「の規定」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定」に」を削り、同条第十二項第八号の改正規定及び同条第十七項の改正規定を削る。

第十条のうち租税特別措置法第四十二条の五第二項の改正規定、同法第四十二条の六第二項の改正規定、同法第四十二条の十一第二項の改正規定及び同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定中「、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に」を削る。

第十条のうち租税特別措置法第四十二条の十三第一項の改正規定中「改め、「第七十条の二まで」の下に「、第百四十四条及び第百四十四条の二」を加え」を削る。

第十条中租税特別措置法第六十七条の六の改正規定を削る。

第十条中租税特別措置法第六十八条の百十第二項及び第六十八条の百十一第二項を削る改正規定を次のように改める。

第六十八条の百十第一項中「第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十八条の百十一第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十三条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項の改正規定中「、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め」を削る。

第十三条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第二項の改正規定中「、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め」を削り、同条第九項の改正規定中「同条第九項」を「同条第八項」に改める。

第十三条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の三第二項の改正規定中「、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め」を削る。

第十三条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の三の二第一項の改正規定中「、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に」を削り、同条第五項の改正規定中「改め、〕第十七条の三の二」と」の下に「、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加え」を削る。

第十三条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の二第一項の改正規定中「、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に」を削り、同条第五項の改正規定中「改め、〕第十七条の三の二」と」の下に「、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加え」を削る。

第十三条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の三第一項の改正規定中「、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に」を削り、同条第五項の改正規定中「改め、〕第十七条の三の三」と」の下に「、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加え」を削る。

第十三条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の三第二項の改正規定中「、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に」を削り、同条第五項の改正規定中「改め、〕第十七条の三の三」と」の下に「、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加え」を削る。

第二十条の二中「第百六十六条の二」を「第百六十六条の三」に改める。

第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十四条の改正規定の次に次のように加える。

第二十条の二中「第百六十六条の二」を「第百六十六条の三」に改める。

第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条の改正規定の次に次のように加える。

第三十四条第三項及び第三十七条中「第百六十六条の二」を「第百六十六条の三」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第二項の改正規定中「、「第四十二条の五第二項」を「中「並びに同法」とあるのは「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第四十二条の五第二項」に」を削る。

附則第一条第五号ロ中「、同法第四十一条の十三の三第十三項の改正規定及び同法第六十七条の六第一項の改正規定」を「及び同法第四十一条の十三の三第十三項の改正規定」に改め、同条第六号イ中「五条を加える改正規定」の下に「、同節第二款の二中第百六十六条の二を第百六十六条の三とする改正規定」を加え、「第二百三十一条の三」を「第二百三十三条」に改め、「第二百二百三十八条の改正規定」の下に「、同法第二百四十一条の改正規定」を加え、同号ト中「第三十七条の十四の二」を「第三十七条の十四の三」に、「第三十七条の十四の三」を「第三十七条の十四の四」に改め、「第四十一条の二十一の改正規定」の下に「、同法第四十一条の二十二の改正規定」を加え、「及び「法人税法」を「同法」に、「の規定」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定」に改める部分」を削り、「同条第十二項第八号の改正規定、同条第十七項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十二条の五第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第十三項」を「同法第四十二条の五第十三項」に、「同条第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十

四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の九第一項の改正規定（「の規定を」を、「第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第七項」を「同法第四十二条の九第七項」に、「同法第四十二条の十一第二項の改正規定（「の規定を」を、「第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第十項」を「同法第四十二条の十一第十項」に、「同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定（「の規定を」を、「第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第二項第三号」を「同法第四十二条の十二の四第二項第三号」に改め、「、同法第四十二条の十三第一項の改正規定（第七十条の二まで」の下に「、第百四十四条及び第百四十四条の二」を加える部分に限る。）」及び「、同法第六十七条の六第二項の改正規定」を削り、「並びに同法第六十八条の百十第二項及び第六十八条の百十一第二項を削る改正規定」を、「同法第六十八条の百十の改正規定及び同法第六十八条の百十一の改正規定」に改め、同号チ中「同法第十七条の二第二項の改正規定（「の規定を」を、「第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同法第十七条の二の二第二項の改正規定（「の規定を」を、「第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第九項」を「同法第十七条の二の二第八項」に、「同法第十七条の二の三第二項の改正規定（「の規定を」を、「第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第九項」を「同法第十七条の二の三第八項」に改め、「の規定を」を、「第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、」、「、同条第六項の改正規定（」第十七条の三」との下に「、同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加える部分に限る。）」、「、同条第五項の改正規定（」第十七条の三の二」との下に「、同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加える部分に限る。）」及び「、同条第五項の改正規定（」第十七条の三の三」との下に「、同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加える部分に限る。）」を削り、同号リ中「第十四条の改正規定」の下に「、同法第二十条の二の改正規定」を加え、「除く。）及び」を「除く。）、」に改め、「同条第五項とする部分を除く。）」の下に「並びに同法第三十四条第三項及び第三十七条の改正規定」を加え、同号ヌを削り、同条第七号イ中「第二百三十一条の二第一項」を「第二百三十二条第一項」に改め、同号ハ中「第十条の五の四第二項第三号」を「第十条の五の三第二項第三号」に改める。

附則第十九条第四項中「第四十二条第二項」を「第四十一条の二十二第二項」に改める。

附則第二十二条中「第二百三十一条の二第一項」を「第二百三十二条第一項」に改める。

附則第四十五条第二項後段及び第六項後段を削る。

附則第四十六条第三項後段を次のように改める。

この場合において、同項中「第六条第六項後段」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第四十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六条第六項後段」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

附則第五十九条第十二項中「同条第十項」を「並びに同条第十項」に、「とあり、並びに」を「とあるのは「平成二十八年三月三十一日」と、旧租税特別措置法第三十七条の三第二項中「及び第十三条の二の規定」とあるのは「の規定」と、」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

附則第六十二条第一項中「第三十七条の十四の二」を「第三十七条の十四の三」に改め、同条第二項中「第三十七条の十四の二第一項」を「第三十七条の十四の三第一項」に改める。

附則第七十四条の次に次の一条を加える。

（外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例に関する経過措置）

第七十四条の二　新租税特別措置法第四十二条第三項の規定は、同項の恒久的施設を有する外国法人が平成二十八年四月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する利子について適用し、旧租税特別措置法第四十二条第三項の国内に恒久的施設を有する外国法人が同日前に支払を受けた同条第一項に規定する利子については、なお従前の例による。

附則第八十一条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第八十三条第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、「及び第十五項」を削り、「、同条第七項」を「同項」に、「と、同条第十五項」を「とし、施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における同条第十五項の規定の適用については同項」に改める。

附則第九十条第八項中「同条第十二項」を「同条第七項中「及び第四十六条の二並びにこれらとあるのは「の規定及び同条」と、同条第十二項」に改める。

附則第百二十二条第八項中「「法人税法」と」の下に「、同条第七項中「及び第六十八条の三十二並びにこれら」とあるのは「の規定及び同条」と」を加える。

附則第百四十六条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第八条中租税特別措置法第九十条の十一第一項の改正規定、同法第九十条の十一の二第一項の改正規定、同法第九十条の十一の三第一項及び第二項の改正規定、同法第九十条の十二の改正規定並びに同法第九十条の十三の改正規定並びに同法第九十条の十四（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第九十九条の規定　平成二十七年五月一日

二　次に掲げる規定　平成二十七年七月一日

イ　第一条中所得税法の目次の改正規定（「第二百三十一条の二」を「第二百三十二条」に改める部分を除く。）、同法第四十五条第一項第二号の改正規定、同法第六十条の次に三条を加える改正規定、同法第二編第三章第二節中第九十五条の次に一条を加える改正規定、同編第五章第二節中第五款を第六款とし、第四款の次に一款を加える改正規定、同編第七章を同編第八章とする改正規定、同法第百五十三条の改正規定、同編第六章中同条の次に四条を加える改正規定、同章を同編第七章とし、同編第五章の次に一章を加える改正規定、同法第百六十五条の改正規定、同法第三編第二章第二節第二款の次に一款を加える改正規定、同法第百六十七条の改正規定並びに同法第二百三十八条第三項及び第二百四十一条の改正規定並びに附則第七条から第九条までの規定

ロ　第三条の規定（同条中相続税法第十条第一項第五号の改正規定及び同法第五十九条の改正規定を除く。）及び附則第三十四条第一項から第三項までの規定

ハ　第六条中国税通則法第七十条第四項の改正規定、同法第七十三条第三項本文の改正規定及び同法第七十四条の九の改正規定（同条第三項第二号中「の規定により」を「において」に改める部分を除く。）並びに附則第五十三条第四項及び第百十四条（地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第二十六条第二項の改正規定に限る。）の規定

ニ　第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の改正規定

ホ　第八条中租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項の改正規定、同法第三十九条の改正規定、同法第四十二条第二項各号の改正規定、同条を同法第四十一条の二十二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十条の二第二項第一号の改正規定、同法第七十条の三第三項第一号イの改正規定及び同法第九十三条第一項第一号の改正規定

ヘ　第九条中税理士法第三十四条に一項を加える改正規定及び附則第百条の規定

ト　第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第二項第一号イの改正規定

チ　第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十八条の改正規定、同法第二十条の次に一条を加える改正規定、同法第二十一条に四項を加える改正規定、同法第二十八条第一項の改正規定（「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同法第三十三条第一項の表所得税法の項の改正規定、同表租税特別措置法の項の改正規定、同表国税通則法の項の改正規定、同条第四項第二号の改正規定、同法第三十四条第三項の改正規定、同法第三十七条の改正規定及び同法第六十三条第四項の改正規定

リ　附則第三十九条第十三項から第十五項までの規定

三　次に掲げる規定　平成二十七年十月一日

イ　第二条中法人税法第八十四条の改正規定及び同法別表第二の改正規定

ロ　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）並びに附則第三十五条から第三十八条まで、第三十九条第一項から第十二項まで、第四十条から第四十七条まで、第百十二条、第百十三条及び第百十八条の規定

ハ　第六条中国税通則法第二条第九号の改正規定、同法第十五条第二項第七号の改正規定（「充てん場」を「充塡場」に改める部分を除く。）及び同法第三十八条第三項第三号の改正規定

ニ　第八条中租税特別措置法第八十五条第二項の改正規定、同法第八十六条第一項の改正規定、同法第八十六条の四の見出しの改正規定、同法第八十七条の七第二項の改正規定及び同法第八十八条の三第二項の改正規定

ホ　第十条の規定

四　次に掲げる規定　平成二十八年一月一日

イ　第一条中所得税法の目次の改正規定（「第二百三十一条の二」を「第二百三十二条」に改める部分に限る。）、同法第百二十条第三項の改正規定、同法第百二十二条第一項の改正規定、同法第百六十六条の改正規定、同法第百八十五条第一項の改正規定、同法第百八十七条の改正規定、同法第百九十四条の改正規定、同法第百九十五条の改正規定、同法第百九十五条の二の改正規定、同法第百九十八条第二項の改正規定、同法第二百三条の三第一号の改正規定、同法第二百三条の五の改正規定、同法第二百二十四条の見出しの改正規定、同法第二百三十二条から第二百三十六条までを削り、同法第二百三十一条の三を同法第二百三十三条とし、同条の次に次のように加える改正規定、同法第五編第二章中第二百三十一条の二を第二百三十二条とする改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定及び同法別表第四の改正規定並びに附則第十条、第十二条第一項、第十三条第一項及び第二十条の規定

ロ　第二条中法人税法第六十七条第三項第五号の改正規定及び同法第八十一条の十三第二項第四号の改正規定並びに附則第二十八条及び第三十一条の規定

ハ　第八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の八」を「第九条の九」に改める部分に限る。）、同法第四条の二第一項及び第四条の三第一項の改正規定、同法第八条の二第一項第二号の改正規定、同法第八条の四第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第八条の五第一項の改正規定、同法第九条の三の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）、同法第九条の三の二第一項の改正規定、同法第九条の八の改正規定、同法第二章第一節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十条の二を削る改正規定、同法第十条の二の二第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第十三項の改正規定、同条を同法第十条の二とする改正規定、同法第十条の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第十条の五の二を削る改正規定、同法第十条の五の三の見出しの改正規定、同条の改正規定（同条第一項中「ものを含む」の下に「。以下この項において「認定経営革新等支援機関等」という」を、「財務省令で定めるもの」の下に「（以下この項において「経営改善指導助言書類」という。）」を加える部分、「もの（」の下に「認定経営革新等支援機関等を除く。」を加える部分及び「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「当該書類」を「経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類」に改める部分を除く。）、同条を同法第十条の五の二とする改正規定、同法第十条の五の四の改正規定、同条を同法第十条の五の三とする改正規定、同法第十条の五の五の改正規定、同法第十条の五の四とする改正規定、同法第十条の六の改正規定（同条第一項第五号の次に一号を加える部分及び同項第六号に係る部分を除く。）、同法第十一条第一項の表の第一号の改正規定、同法第十一条の三第一項の改正規定（「第三項」を「次項」に改める部分を除く。）、同法第十三条第二項の改正規定、同法第十三条の二を削る改正規定、同法第十三条の三第二項の改正規定（「特定建物等」を「次世代育成支援対策資産」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条を同法第十三条の二とする改正規定、同法第十四条の二第三項の改正規定（「特定再開発建築物等」を「特定都市再生建築物等」に改める部分を除く。）、同法第十五条第二項の改正規定、同法第十九条第一号の改正規定（「第十条の二の二、第十

条の三」を「第十条の二から第十条の四まで」に改める部分を除く。）、同法第二十四条の三第四項の改正規定、同法第二十六条第二項第五号の改正規定、同法第二十八条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十八条の三第十一項の改正規定、同法第三十条の二第二項第一号の改正規定、同法第三十三条の六第二項の改正規定、同法第三十七条の三第二項の改正規定、同法第三十七条の十第四項第三号の改正規定、同法第三十七条の十一第二項の改正規定、同法第三十七条の十一の三第五項の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第七項に係る部分、同条第九項に係る部分、同条第十三項に係る部分、同条第十六項に係る部分、同条第十九項に係る部分、同条第二十一項に係る部分及び同条第二十三項に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十四の三第四項の改正規定、同条を同法第三十七条の十四の四とする改正規定、同法第三十七条の十四の二第六項の改正規定、同条を同法第三十七条の十四の三とする改正規定、同法第三十七条の十四の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十五の三第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定、同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに同法第六十七条の十七第二項の改正規定（「及び第九項」を「、第九項及び第十一項」に改める部分に限る。）並びに附則第五十六条、第五十七条第一項、第五十八条、第六十二条、第六十四条第八項、第六十六条、第六十九条第一項、第七十条、第九十七条第三項、第百十五条（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の改正規定に限る。）、第百二十七条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第三項の改正規定（「第二十六項」に改める部分に限る。）及び第百二十九条の規定

ニ　第十一条の規定（同条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第三条第一項の改正規定、同法第四条の二第一項の改正規定及び同法第七条第一項の改正規定を除く。）並びに附則第百一条第二項、第三項及び第五項の規定

ホ　第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項の改正規定（「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第十条の三の二の改正規定、同法第十条の三の三第一項の改正規定（「第二十七条」を「第三十七条」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第十条の四第一項の改正規定（「前三条の規定の適用がある場合」の下に「（これらの規定の適用を受ける年分の所得税につき所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書を提出する場合に限る。）」を加える部分を除く。）、同法第十条の五第三項の改正規定、同条第六項を削る改正規定、同法第十一条第一項の改正規定及び同法第十二条第八項の改正規定

ヘ　第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十八条第一項の改正規定（「第三十七条の十一の四第一項」の下に「、第三十七条の十四の二第八項」を加える部分に限る。）、同法第三十三条第一項の表内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の項の改正規定及び同法第六十三条第一項の改正規定

ト　第十七条中経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第五十条の改正規定

チ　第十九条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第五十九条第十二項の改正規定

五　次に掲げる規定　平成二十八年四月一日

イ　第一条中所得税法第九十五条第四項第七号の改正規定、同法第百六十五条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第百六十五条の六第四項第六号の改正規定並びに附則第十一条の規定

ロ　第二条中法人税法の目次の改正規定、同法第十条の三第四項の改正規定、同法第二十三条の二の改正規定、同法第三十九条の二の改正規定、同法第六十九条第四項第七号の改正規定、同法第百四十二条の五第二項の改正規定、同法第三編第二章第一節第三款中第百四十二条の九を第百四十二条の十とし、同節第二款中第百四十二条の八の次に一条を加える改正規定、同法第百四十四条の二第四項第六号の改正規定、同法第百四十四条の三第二項の改正規定、同法第百四十四条の十三第十項の改正規定、同法第百四十九条の改正規定及び同法第百五十条の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条、第三十二条及び第三十三条の規定

ハ　第四条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）及び附則第四十八条の規定

ニ　第五条の規定及び附則第四十九条から第五十二条までの規定

ホ　第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第十三項及び第四条第一項から第六項までの改正規定並びに同法第七条第四項の表法人税法第百四十五条の項の改正規定

ヘ　第八条中租税特別措置法第九条の四の改正規定、同法第四十一条の十三の二第一項の改正規定、同法第四十二条の四第十二項第八号の改正規定、同条第十七項の改正規定（「第三項まで、第六項、第七項又は第九項」を「第四項まで」に改める部分及び「第三項まで、第六項、第七項若しくは第九項」を「第四項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第三項まで、第六項、第七項及び第九項」を「第四項まで」に改める部分を除く。）、同法第四十二条の十二第六項の改正規定（「第一項の」を「第一項から第三項までの」に改める部分及び「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の二第一項から第三項まで」に、「同項」を「同条第一項から第三項まで」に改める部分を除く。）、同条第二項第一号の改正規定（「同法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する」に、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に改める部分に限る。）、同項第七号の改正規定（「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の十二の三第十項の改正規定、同法第六十六条の十六条の八の改正規定、同法第六十六条の九の四の改正規定、同法第六十七条の十七第二項の改正規定（「同条第一項に規定する」を削る部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同法第六十八条の三の四第四項の改正規定及び同法第六十八条の九十三の四の改正規定並びに附則第五十五条、第八十三条第三項及び第五項並びに第九十四条第三項

及び第五項の規定

ト　第十二条の規定及び附則第百二条から第百五条までの規定　平成二十九年一月一日

六　次に掲げる規定　平成二十九年一月一日

イ　第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九条第一項の改正規定、同法第十条の四の次に五条を加える改正規定、同法第十一条の二第一項の改正規定及び同法第十三条第四項の改正規定

ロ　第八条中租税特別措置法第十条の五第二項第六号の改正規定（「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加える部分に限る。）

七　次に掲げる規定　平成二十九年四月一日

イ　第二条中法人税法第五十七条第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第六項の改正規定、同条第七項の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第八十一条の九第一項の改正規定（同項第一号ロに係る部分を除く。）並びに同条第二項、第三項及び第五項の改正規定並びに附則第二十七条第一項、第三十条第一項及び第百二十条（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第五十八条第一項の改正規定（「九年」を「十年」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

ロ　第六条中国税通則法第二十三条第一項の改正規定及び同法第七十条第二項の改正規定並びに附則第五十三条第一項及び第三項の規定

八　第三条中相続税法第十条第一項第五号の改正規定及び同法第五十九条の改正規定並びに附則第三十四条第四項及び第百二十七条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三項の改正規定（第五十九条第一項、第三項若しくは第四項」に改める部分に限る。）の規定　平成三十年一月一日

九　次に掲げる規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日

イ　第一条中所得税法第十条の改正規定、同法第二百二十四条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第二百二十四条の三第一項の改正規定並びに同法第二百二十四条の四、第二百二十四条の五第一項及び第二百二十四条の六の改正規定並びに附則第三条及び第十四条から第十九条までの規定

ロ　第八条中租税特別措置法第三十七条の十一の三第四項の改正規定及び同法第三十七条の十四第七項の改正規定並びに附則第六十八条及び第六十九条第二項の規定

ハ　第十一条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第三条第一項の改正規定、同法第四条の二第一項の改正規定及び同法第七条第一項の改正規定並びに附則第百一条第一項、第四項及び第六項の規定

十　次に掲げる規定　不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十八号）の施行の日

イ　第一条中所得税法第四十五条第一項に一号を加える改正規定及び附則第六条の規定

ロ　第二条中法人税法第五十五条第四項の改正規定及び附則第二十六条の規定

十一　次に掲げる規定　地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日

イ　第八条中租税特別措置法第十条の四の改正規定、同法第十条の五の改正規定（同条第二項第六号中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加える部分を除く。）、同法第十条の六第一項第五号の次に一号を加える改正規定、同項第六号の改正規定、同法第十九条第一号の改正規定（「第十条の二の二、第十条の三」を「第十条の二から第十条の四まで」に改める部分に限る。）、同法第三十七条第十項を同条第十一項とする改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同法第三十七条の三の改正規定（同条第二項中「及び第十三条の二」を削る部分を除く。）、同法第三十七条の五の改正規定（同条第一項の表の第二号の上欄のロに係る部分及び同条第二項の表第三十七条第四項の項に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十三第一項第四号の改正規定、同法第四十二条の十二の改正規定（同条第一項に係る部分（「法人税の額（この条、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前法人税額（第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう」に改める部分及びただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える部分に限る。）、同条第六項に係る部分（「第一項の」を「第一項から第三項までの」に改める部分及び「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の二第一項から第三項まで」に、「同項」を「同条第一項から第三項まで」に改める部分を除く。）及び同条第二項に係る部分（同項第一号中「同法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する」に、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に改める部分及び同項第七号中「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加える部分に限る。）を除く。）、同条を同法第四十二条の十二の二とする改正規定、同法第四十二条の十一の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定（「（第四十二条の十二」を「（第四十二条の十二の二」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十三第一項第九号の改正規定、同項第八号を同項第九号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同項第八号を同項第九号とする部分を除く。）、同法第五十二条の二第一項の改正規定（「第四十二条の十一第一項」の下に「、第四十二条の十二第一項」を加える部分に限る。）、同法第五十三条第一項第二号の改正規定（「第四十二条の十、第四十二条の十一」を「第四十二条の十から第四十二条の十二まで」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の七第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に一項を加える改正規定、同法第六十五条の八第十八項の改正規定、同項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に

一項を加える改正規定、同法第六十八条の三の四第二項の改正規定（「第四十二条の十一第三項、第四十二条の十二」を「第四十二条の十一第三項、第四十二条の十二の二」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の二の改正規定（同条第一項に係る部分（「法人税の額（この条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、次条第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前連結税額（第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう」に、「この項において「調整前連結税額」という」を「第三項までにおいて同じ」に改める部分及びただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える部分に限る。）を除く。）、同条を同法第六十八条の十五の三とする改正規定、同法第六十八条の十五の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の十五の五第一項の改正規定（「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の七第一項第九号の改正規定、同項第八号を同項第九号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同項第八号を同項第九号とする部分を除く。）、同法第六十八条の四十第一項の改正規定（「第六十八条の十五第一項」の下に「、第六十八条の十五の二第一項」を加える部分に限る。）、同法第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定（「第六十八条の十四、第六十八条の十五」を「第六十八条の十四から第六十八条の十五の二まで」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の七十八第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八条の七十九第十九項の改正規定及び同項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に一項を加える改正規定並びに附則第六十条、第六十一条、第六十四条第十四項、第六十七条第四項、第七十三条第三項、第七十六条、第七十七条第一項、第八十二条第三項、第八十七条第一項及び第九十三条第三項の規定

ロ　第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三第二項第四号の改正規定、同法第十七条の三の二第二項第五号の改正規定、同法第十七条の三の三第二項第五号の改正規定、同法第十九条第十四項の改正規定、同法第二十五条の三第二項第四号の改正規定、同法第二十五条の三の二第二項第五号の改正規定、同法第二十五条の三の三第二項第五号の改正規定及び同法第二十七条第十四項の改正規定

ハ　第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第五十二条第二項第四号の改正規定（「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の三第一項から第三項まで」に改める部分に限る。）

十二　第八条中租税特別措置法第十四条の二第二項第四号の改正規定（「もの」の下に「（これと併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）」を加える部分を除く。）、同法第三十七条第一項の表の第一号の上欄の改正規定、同法第三十七条の五第一項の表の第二号の上欄のロの改正規定及び同法第四十七条の二第三項第四号の改正規定（「もの」の下に「（これと併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに附則第六十四条第十二項及び第十三項、第七十九条第十三項及び第十四項並びに第九十条第十三項及び第十四項の規定　水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）の施行の日

十三　第八条中租税特別措置法第三十一条の二第二項の改正規定（同項第四号に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十九第一項に一号を加える改正規定、同法第四十二条の十第一項の改正規定（「第十一項」を「第十項」に改める部分を除く。）、同法第六十二条の三第四項の改正規定及び同法第六十八条の十四第一項の改正規定（「第十二項」を「第十一項」に改める部分を除く。）並びに附則第六十七条第一項、第七十五条第一項及び第八十六条の規定　国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

十四　第八条中租税特別措置法第五十七条の三の改正規定及び同法第六十八条の五十三の改正規定並びに附則第八十条第一項及び第九十一条第一項の規定　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第　　号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日

十五　第八条中租税特別措置法第五十七条の四の改正規定、同法第六十八条の五十四の改正規定及び同法第九十条の四の三第一項の改正規定（「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第八十条第二項、第九十一条第二項及び第百二十一条の規定　電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日

十六　第八条中租税特別措置法第八十二条（見出しを含む。）の改正規定　国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十七　第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第二項第七号の改正規定、同法第十条の二第一項の表の第一号の改正規定、同法第十条の二の三の改正規定（「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に改める部分に限る。）、同法第十七条の三第一項の改正規定（「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に改める部分に限る。）、同法第十七条の三の三第一項の改正規定（「第二十七条」を「第三十七条」に改める部分に限る。）、同法第十七条の五第一項の改正規定、同法第十八条の三第一項の改正規定、同法第十八条の八を同法第十八条の九とする改正規定、同法第十八条の七の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の二第一項の表の第一号の改正規定、同法第二十五条の二の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第二十六条」を「第三十六条」に改める部分に限る。）、同法第十七条の三第一項の改正規定（「第二十六条」を「第三十六条」に改める部分に限る。）、同法第二十五条の三第一項の改正規定

（「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に改める部分に限る。）、同法第二十五条の三の三第一項の改正規定（「第二十七条」を「第三十七条」に改める部分に限る。）、同法第二十五条の五第一項の改正規定、同法第二十六条の三第一項の改正規定、同法第二十六条の八の改正規定（同条第四項に係る部分（「第十八条の八第三項第二号」を「第十八条の九第三項第二号」に改める部分を除く。）を除く。）、同条を同法第二十六条の九とする改正規定及び同法第二十六条の七の次に一条を加える改正規定　福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）の施行の日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第十九条までにおいて「新所得税法」という。）の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置）

第三条　新所得税法第十条第二項及び第五項の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に提出する新所得税法第十条第一項に規定する非課税貯蓄申込書、同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書及び同条第四項の申告書について適用し、同日前に提出した第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第二十条までにおいて「旧所得税法」という。）第十条第一項に規定する非課税貯蓄申込書、同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書及び同条第四項の申告書については、なお従前の例による。

（配当所得に関する経過措置）

第四条　新所得税法第二十四条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する配当等について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧所得税法第二十四条第一項に規定する配当等については、なお従前の例による。

（配当等とみなす金額に関する経過措置）

第五条　新所得税法第二十五条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する資本の払戻しにより交付を受ける金銭その他の資産について適用し、施行日前に旧所得税法第二十五条第一項第三号に規定する資本の払戻しにより交付を受けた金銭その他の資産については、なお従前の例による。

（家事関連費等の必要経費不算入等に関する経過措置）

第六条　新所得税法第四十五条第一項（第十二号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十号に定める日以後に行われた行為に係る同項第十二号に掲げるものについて適用する。

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に関する経過措置）

第七条　新所得税法第六十条の二の規定は、居住者が平成二十七年七月一日以後に同条第一項に規定する国外転出をする場合について適用する。

（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例に関する経過措置）

第八条　新所得税法第六十条の三の規定は、平成二十七年七月一日以後の同条第一項に規定する贈与等について適用する。

（外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得等の特例に関する経過措置）

第九条　新所得税法第六十条の四の規定は、平成二十七年七月一日以後に同条第三項の事由が生ずる場合について適用する。

（確定申告書の添付書類に関する経過措置）

第十条　新所得税法第百二十条第三項（新所得税法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項（これらの規定を新所得税法第百六十六条において準用する場合を含む。）並びに第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十八年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、平成二十七年分以前の所得税に係る確定申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

（特定の内部取引に係る恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算に関する経過措置）

第十一条　新所得税法第百六十五条の六の二の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用する。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十二条　新所得税法第四編第二章第一節の規定、新所得税法第百九十条の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、平成二十八年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等（次項において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

2　新所得税法第百九十四条、第百九十五条及び第百九十五条の二の規定は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき給与等について提出する新所得税法第百九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書、新所得税法第百九十五条第五項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書及び新所得税法第百九十五条の二第三項に規定する給与所得者の配偶者特別控除申告書について適用する。

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十三条　新所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十八年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等（次項において「公的年金等」という。）について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

2　新所得税法第二百三条の五の規定は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第九項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

（所得税法の一部改正に伴う調整規定）

第十四条　附則第一条第九号に定める日が平成二十八年一月一日後である場合における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十五条の規定の適用については、同条第三項中「第百九十四条第四項」とあるのは「第百九十四条第七項」と、「第百九十五条第四項」とあるのは「第百九十五条第五項」と、同条第四項中「同条第二項」とあるのは「同条第三項」と、同条第五項中「同条第八項」とあるのは「同条第九項」とする。

（利子、配当等の受領者の告知に関する経過措置）

第十五条　新所得税法第二百二十四条第一項の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に支払の確定する同項に規定する利子等又は配当等について適用し、同日前に支払の確定した旧所得税法第二百二十四条第一項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

2　新所得税法第二百二十四条第二項の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に支払を受けるべき同項に規定する利子、剰余金の配当又は収益の分配について適用し、同日前に支払を受けるべき旧所得税法第二百二十四条第二項に規定する利子、剰余金の配当又は収益の分配については、なお従前の例による。

（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知に関する経過措置）

第十六条　新所得税法第二百二十四条の三第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に行われる新所得税法第二百二十四条の三第一項に規定する株式等の譲渡、同条第三項

に規定する金銭等の交付又は同条第四項に規定する償還金等の交付について適用し、同日前に行われた旧所得税法第二百二十四条の三第一項に規定する株式等の譲渡、同条第三項に規定する金銭等の交付又は同条第四項に規定する償還金等の交付については、なお従前の例による。

（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に関する経過措置）

第十七条　新所得税法第二百二十四条の四の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に行われる新所得税法第二百二十四条の四に規定する信託受益権の譲渡について適用し、同日前に行われた旧所得税法第二百二十四条の四に規定する信託受益権の譲渡については、なお従前の例による。

（先物取引の差金等決済をする者の告知に関する経過措置）

第十八条　新所得税法第二百二十四条の五第一項の規定は、同条第二項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で附則第一条第九号に定める日以後に行われるものについて適用し、旧所得税法第二百二十四条の五第二項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同日前に行われたものについては、なお従前の例による。

（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に関する経過措置）

第十九条　新所得税法第二百二十四条の六の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に行われる新所得税法第二百二十四条の六に規定する金地金等の譲渡について適用し、同日前に行われた旧所得税法第二百二十四条の六に規定する金地金等の譲渡については、なお従前の例による。

（財産債務明細書の提出に関する経過措置）

第二十条　平成二十八年一月一日前に提出すべき旧所得税法第二百三十二条第一項の明細書については、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二十一条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）の規定は、法人（新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（課税所得の範囲の変更等の場合の法人税法の適用に関する経過措置）

第二十二条　新法人税法第十条の三第四項の規定は、恒久的施設を有しない外国法人が平成二十八年四月一日以後に恒久的施設を有することとなる場合について適用する。

（受取配当等の益金不算入に関する経過措置）

第二十三条　新法人税法第二十三条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に受ける投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十七条の金銭の分配（以下この条及び附則第二十五条において「金銭の分配」という。）の額について適用し、法人が施行日前に受けた金銭の分配の額については、なお従前の例による。

（外国子会社から受ける配当等の益金不算入に関する経過措置）

第二十四条　新法人税法第二十三条の二の規定は、内国法人が平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において同条第一項に規定する外国子会社から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額について適用し、内国法人が同日前に開始した事業年度において第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第二十三条の二第一項に規定する外国子会社から受けた同項に規定する剰余金の配当等の額については、なお従前の例による。

2　内国法人の平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における新法人税法第二十三条の二の規定の適用については、同条第二項第一号及び第三項中「外国子会社から受ける剰余金の配当等の額」とあるのは、「外国子会社から受ける剰余金の配当等の額（平成二十八年四月一日において保有する当該外国子会社の株式又は出資（同日において外国子会社に該当する外国法人の株式又は出資に限る。）に係るものを除く。）」とする。

（配当等の額とみなす金額に関する経過措置）

第二十五条　新法人税法第二十四条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同項の法人の金銭の分配により交付を受ける金銭の額について適用し、法人が施行日前に旧法人税法第二十四条第一項の法人の金銭の分配により交付を受けた金銭の額については、なお従前の例による。

（不正行為等に係る費用等の損金不算入に関する経過措置）

第二十六条　新法人税法第五十五条第四項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十号に定める日以後に行われた行為に係る同項第六号に掲げるものについて適用する。

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置）

第二十七条　新法人税法第五十七条（第一項ただし書、第五項及び第十一項から第十四項までを除く。）及び第五十八条（第一項ただし書、第三項及び第六項から第九項までを除く。）の規定は、法人の平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

2　法人の施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得に係る新法人税法第五十七条第一項ただし書及び第十一項並びに第五十八条第一項ただし書及び第六項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五十」とあるのは、「百分の六十五」とする。

（特定同族会社の特別税率に関する経過措置）

第二十八条　旧法人税法第六十七条第一項に規定する特定同族会社が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき利子等（地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）第二条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条第一項第十四号に規定する利子等をいう。附則第三十一条において同じ。）に係る道府県民税（都民税を含む。）に係る旧法人税法第六十七条第三項第五号に規定する還付を受け又は充当される金額については、なお従前の例による。

（連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する経過措置）

第二十九条　新法人税法第八十一条の四の規定は、連結親法人の連結親法人事業年度（新法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）

第三十条　新法人税法第八十一条の九（第一項ただし書及び第八項から第十一項までを除く。）の規定は、連結法人の平成二十九年四月一日以後に開始する連結事業年度において生ずる連結欠損金額について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。

2　連結親法人の施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度の連結所得に係る新法人税法第八十一条の九第一項ただし書及び第八項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五十」とあるのは、「百分の六十五」とする。

（連結特定同族会社の特別税率に関する経過措置）

第三十一条　旧法人税法第八十一条の十三第一項に規定する連結法人が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき利子等に係る道府県民税（都民税を含む。）に係る同条第二項第四号に規定する還付を受け又は充当される金額については、なお従前の例による。

（外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算等に関する経過措置）

第三十二条　新法人税法第百四十二条の五第二項、第百四十二条の九及び第百四十四条の三第二項の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（外国普通法人となった旨の届出等に関する経過措置）

第三十三条　新法人税法第百四十九条の規定は、平成二十八年四月一日以後に同条第一項又は第二項に規定する届出書を提出することとなる場合について適用し、同日前に旧法人税法第百四十九条第一項に規定する届出書を提出することとなった場合については、なお従前の例による。

2　新法人税法第百五十条第三項及び第四項の規定は、平成二十八年四月一日以後に同条第三項又は第四項に規定する届出書を提出することとなる場合について適用し、同日前に旧法人税法第百五十条第三項に規定する届出書を提出することとなった場合については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　第三条の規定による改正後の相続税法（以下この条において「新相続税法」という。）第一条の三第二項の規定は、平成二十七年七月一日以後に同項第一号の個人、同項第二号に規定する受贈者又は同項第三号に規定する相続人から相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用する。

2　新相続税法第一条の四第二項の規定は、平成二十七年七月一日以後に同項第一号の個人、同項第二号に規定する受贈者又は同項第三号の相続人から贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得する財産に係る贈与税について適用する。

3　新相続税法第十四条第三項及び第三十二条第一項の規定は、平成二十七年七月一日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

4　新相続税法第五十九条第二項の規定は、新相続税法第十条第一項第五号に規定する保険会社等の新相続税法第五十九条第一項に規定する営業所等が新相続税法第三条第一項第一号に規定する生命保険契約又は同号に規定する損害保険契約の契約者が死亡したことに伴い契約者の変更の手続を行うことにより、平成三十年一月一日以後に当該変更の効力が生ずる場合について適用する。

（消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第三十五条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定、同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正後の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法適用日」という。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び新消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに新消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、新消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び新消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに新消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第三十六条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正前の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「旧消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び旧消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに旧消費税法適用日以後に保税地域から引き取る課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、旧消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び旧消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに旧消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第三十七条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正後の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び新消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに新消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、新消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び新消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに新消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第三十八条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正前の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「旧消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び旧消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに旧消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取る課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、旧消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び旧消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに旧消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第三十九条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正後の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び新消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに新消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、新消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び新消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに新消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第四十条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正後の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び新消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに新消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、新消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び新消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに新消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第四十一条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正前の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「旧消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び旧消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに旧消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取る課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、旧消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び旧消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに旧消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第四十二条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正後の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び新消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに新消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、新消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び新消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに新消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第四十三条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正前の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「旧消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び旧消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに旧消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取る課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、旧消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び旧消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに旧消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第四十四条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正後の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び新消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに新消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、新消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び新消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに新消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第四十五条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正前の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「旧消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び旧消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに旧消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取る課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、旧消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び旧消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに旧消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第四十六条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正後の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び新消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに新消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、新消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び新消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに新消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第四十七条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正前の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「旧消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び旧消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに旧消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取る課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、旧消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び旧消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに旧消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第四十八条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正後の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び新消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに新消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、新消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び新消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに新消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第四十九条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正前の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「旧消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び旧消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに旧消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取る課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、旧消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び旧消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに旧消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第五十条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正後の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び新消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに新消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、新消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び新消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに新消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第五十一条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正前の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「旧消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び旧消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに旧消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取る課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、旧消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び旧消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに旧消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第五十二条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正後の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び新消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに新消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、新消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び新消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに新消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第五十三条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正前の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「旧消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び旧消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに旧消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取る課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、旧消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び旧消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに旧消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第五十四条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正後の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び新消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに新消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、新消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び新消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに新消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第五十五条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正前の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「旧消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び旧消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに旧消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取る課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、旧消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び旧消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに旧消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第五十六条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正後の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び新消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに新消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、新消費税法適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び新消費税法適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに新消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第五十七条　第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正前の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「旧消費税法」という。）の規定は、平成二十七年七月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて同じ。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び旧消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに旧消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取る課税貨物（同項第

2　新消費税法適用日の翌日以後に開始する課税期間に係る基準期間における課税売上高又は特定期間における課税売上高については、当該基準期間又は当該特定期間の初日が新消費税法適用日前であるときは、新消費税法が、当該基準期間又は当該特定期間の初日から施行されていたものとして、消費税法第九条第二項又は第九条の二第二項の規定により計算する。

3　第一項又は前項の規定の適用を受ける課税期間に係る基準期間において電気通信利用役務の提供（新消費税法第二条第一項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供をいう。次項において同じ。）に該当する資産の譲渡等を行っていた事業者が、前二項の規定により基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、消費税法第九条第二項の規定にかかわらず、新消費税法が、平成二十七年四月一日から施行されていたものとして、同日から同年六月三十日までの期間における課税売上高（当該期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額（新消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額から当該期間中に行った消費税法第九条第二項に規定する売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。次項において同じ。）に四を乗じて計算した金額を基準期間における課税売上高とすることができる。

4　第一項又は第二項の規定の適用を受ける課税期間に係る特定期間において電気通信利用役務の提供に該当する資産の譲渡等を行っていた事業者が、これらの規定により特定期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、消費税法第九条の二第二項の規定にかかわらず、新消費税法が、平成二十七年四月一日から施行されていたものとして、同日から同年六月三十日までの期間における課税売上高に二を乗じて計算した金額を特定期間における課税売上高とすることができる。

5　第一項の規定の適用を受ける事業者が、新消費税法適用日から新消費税法適用日の属する課税期間の末日までの間にあった相続（新消費税法第十条第一項に規定する相続をいう。）により、被相続人の事業を承継した場合における同条第一項の規定の適用については、同項中「又は前条第一項の規定により」とあるのは、「前条第一項の規定により、又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第三十六条第一項の規定により」とする。

6　第一項の規定の適用を受ける事業者が、新消費税法適用日から新消費税法適用日の属する課税期間の末日までの間に行った合併（新消費税法第十一条第一項に規定する合併をいう。）又は吸収分割（新消費税法第十二条第五項に規定する吸収分割をいう。）に係る新消費税法第十一条第一項又は第十二条第五項の規定の適用については、これらの規定中「又は第九条の二第一項の規定により」とあるのは、「第九条の二第一項の規定により、又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第三十六条第一項の規定により」とする。

（相続があった場合の納税義務の免除の特例等に関する経過措置）

第三十七条　新消費税法適用日以後に新消費税法第十条第一項又は第二項に規定する相続があった場合におけるこれらの規定に規定する被相続人の基準期間における課税売上高については、当該基準期間の初日が新消費税法適用日前であるときは、新消費税法が、当該基準期間の初日から施行されていたものとして、これらの規定を適用する。

2　新消費税法適用日以後に新消費税法第十一条第一項若しくは第二項に規定する合併があった場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に対応する期間における課税売上高若しくは第四項に規定する合併があった場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に対応する期間における課税売上高若しくは第五項若しくは第六項に規定する吸収分割があった場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に対応する期間における課税売上高について、新消費税法適用日前であるときは、新消費税法が、当該期間の初日から施行されていたものとして、同項の規定を適用する。

（国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る税額控除に関する経過措置）

第三十八条　事業者が、新消費税法適用日以後に国内において行った課税仕入れのうち国外事業者（新消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者をいう。以下附則第四十条までにおいて同じ。）から受けた電気通信利用役務の提供（同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供をいい、同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）に係るものについては、当分の間、新消費税法第三十条から第三十六条までの規定は、適用しない。ただし、当該国外事業者のうち登録国外事業者（次条第一項の規定により登録を受けた事業者をいう。以下附則第四十条までにおいて同じ。）に該当する者から受けた電気通信利用役務の提供については、この限りでない。

2　前項ただし書の規定の適用を受ける場合における新消費税法第三十条の規定の適用については、同条第八項第一号イ中「氏名又は名称」とあるのは「氏名又は名称及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第三十九条第四項に規定する登録番号」と、同条第九項第一号イ中「氏名又は名称」とあるのは「氏名又は名称及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第三十九条第四項に規定する登録番号」と、同号ニ中「含む。」とあるのは「含む。）及び当該課税資産の譲渡等を行った者が第五条第一項の規定に基づき消費税を納める義務がある旨」とする。

3　第一項ただし書の規定の適用を受ける場合における新消費税法第三十条第七項に規定する請求書等の保存は、財務省令で定めるところにより、前項の規定により読み替えられた同条第九項第一号イからホまでに掲げる事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の保存をもって代えることができる。

4　国内において電気通信利用役務の提供を行った登録国外事業者は、当該電気通信利用役務の提供を受ける他の事業者の求めに応じ、当該電気通信利用役務の提供に係る新消費税法第三十条第七項に規定する請求書等（第二項の規定により読み替えられた同条第九項第一号イからホまでに掲げる事項が記載されているものに限る。次項及び次条第六項第七号において同じ。）を交付するものとする。

5　前項に規定する請求書等を交付した登録国外

事業者は、当該請求書等の記載事項に誤りがあった場合には、当該請求書等を交付した他の事業者に対して修正した請求書等を交付しなければならない。

6　前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国外事業者の登録等）

第三十九条　電気通信利用役務の提供を行い、又は行おうとする国外事業者（新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。第五項において同じ。）は、国税庁長官の登録を受けることができる。

2　前項の登録を受けようとする者は、財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

3　国税庁長官は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合には、遅滞なく、これを審査し、第五項の規定により登録を拒否する場合を除き、第一項の登録をしなければならない。

4　第一項の登録は、国外事業者登録簿に氏名又は名称その他の政令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を登載してするものとする。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該国外事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

5　国税庁長官は、第一項の登録を受けようとする国外事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を拒否することができる。

一　国内において行う電気通信利用役務の提供に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（次項第二号において「消費税に係る事務所等」という。）を国内に有しないこと又は消費税に関する税務代理（税理士法第二条第一項第一号に掲げる税務代理をいう。次項第三号において同じ。）の権限を有する税務代理人（国税通則法第七十四条の九第三項第二号に規定する税務代理人をいう。）がないこと。

二　当該国外事業者（国税通則法第百十七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が、同項の規定による納税管理人を定めていないこと。

三　現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。

四　当該国外事業者が、次項の規定により登録を取り消され（同項第五号から第七号までのいずれかに該当した場合に限る。）、その取消しの日から一年を経過しない者であること。

6　国税庁長官は、登録国外事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

一　当該登録国外事業者が国外事業者に該当しなくなったこと。

二　当該登録に係る消費税に係る事務所等が国内に所在しなくなったこと。

三　当該登録国外事業者の新消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までに、当該申告書に係る消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）に規定する書面をいう。）が提出されていないこと。

四　当該登録国外事業者（国税通則法第百十七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が、同項の規定による納税管理人を定めていないこと。

五　消費税につき国税通則法第十七条第二項に規定する期限内申告書の提出がなかった場合において、当該提出がなかったことについて正当な理由がないと認められること。

六　現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。

七　事実を仮装して記載した請求書等を交付したこと（当該請求書等に記載すべき事項を記録した前条第三項に規定する電磁的記録の提供を含む。）。

7　国税庁長官は、前三項の処分をするときは、その処分に係る国外事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

8　登録国外事業者は、第四項に規定する国外事業者登録簿に登載された事項に変更があったときは、その旨を記載した届出書を、速やかに、当該登録国外事業者の納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

9　国税庁長官は、前項の規定による届出書の提出を受けた場合には、遅滞なく、当該届出に係る事項を国外事業者登録簿に登載して、変更の登録をするものとする。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該変更後の国外事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

10　登録国外事業者が、第一項の登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間（新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる課税期間に限る。）中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

11　登録国外事業者が、第一項の登録の取消しを求める旨の届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出した場合には、その提出があった日の属する課税期間の末日の翌日（その提出が、当該課税期間の末日から起算して三十日前の日から当該課税期間の末日までの間にされた場合には、当該課税期間の翌課税期間の末日の翌日）に、当該登録は、その効力を失う。

12　国税庁長官は、第六項の規定による登録の取消しを行ったとき、又は前項の規定により第一項の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該登録が取り消された又はその効力を失った旨及びその年月日を速やかに公表しなければならない。

13　第一項の登録を受けようとする者は、平成二十七年十月一日前においても、第二項の規定の例により、同項に規定する申請書を提出することができる。

14　国税庁長官は、前項の規定による申請書の提出があった場合には、平成二十七年十月一日前においても、第三項から第五項まで及び第七項の規定の例により、第三項の規定による登録、第四項の規定による公表、第五項の規定による登録の拒否及び第七項の規定による通知（以下この項において「登録等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた登録等は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

15　前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（登録国外事業者が死亡した場合における手続等）

第四十条　登録国外事業者（消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者に限る。次項及び第三項において同じ。）が死亡した場合には、同法第五十七条第一項の規定にかかわらず、同項第四号に定める者は、同号に掲げる場合に該当することとなった旨を記載した届出書を、速やかに、当該登録国外事業者の納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

2　登録国外事業者が死亡した場合における前条

第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。

3　相続により登録国外事業者の事業を承継した相続人（国外事業者に限り、登録国外事業者を除く。）の当該相続のあった日の翌日から、当該相続人が前条第一項の登録を受けた日の前日又は当該相続に係る登録国外事業者が死亡した日の翌日から四月を経過する日のいずれか早い日までの期間（次項及び第五項において「みなし登録期間」という。）については、当該相続人を同条第一項の登録を受けた事業者とみなして、前二条（前条第十項を除く。）の規定を適用する。この場合において、当該みなし登録期間中は、当該登録国外事業者に係る前条第四項の規定による登録番号を当該相続人の登録番号とみなす。

4　前項の規定の適用を受ける相続人（新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者に限る。）がみなし登録期間中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

5　前項の規定の適用を受けた相続人の被相続人に係る前条第一項の登録は、当該相続人のみなし登録期間の末日の翌日以後は、その効力を失う。

6　国税庁長官は、第二項又は前項の規定により前条第一項の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該登録がその効力を失った旨及びその年月日を速やかに公表しなければならない。

7　前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置）

第四十一条　事業者が、新消費税法適用日前に国内において行った課税仕入れにつき、新消費税法適用日以後に新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

（特定課税仕入れに関する経過措置）

第四十二条　国内において特定課税仕入れを行う事業者の新消費税法適用日を含む課税期間以後の各課税期間（新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。）において、当該課税期間における課税売上割合（新消費税法第三十条第二項に規定する課税売上割合をいう。）が百分の九十五以上である場合には、当分の間、当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れはなかったものとして、新消費税法の規定を適用する。

（納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過措置）

第四十三条　旧消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、附則第三十六条第一項の規定により新消費税法第九条第一項本文の規定の適用を受けないこととなった場合において、その受けないこととなった日の前日において消費税を納める義務が免除されていた期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産（消費税法第二条第一項第十五号に規定する棚卸資産をいう。以下この条において同じ。）又は当該期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するもの（これらの棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。）を有しているときは、消費税法第三十六条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「又は第十二条第五項」とあるのは、「、第十二条第五項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第三十六条第一項」と読み替えるものとする。

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置）

第四十四条　新消費税法第三十七条第一項の規定は、新消費税法適用日以後に終了する課税期間から適用し、新消費税法適用日前に終了する課税期間については、なお従前の例による。

2　新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間については、当分の間、当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れはなかったものとして、新消費税法の規定を適用する。

（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置）

第四十五条　新消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、新消費税法適用日前に国内において行った課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。次条及び附則第四十八条第二項において同じ。）につき、新消費税法適用日以後に新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

（貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置）

第四十六条　消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、新消費税法適用日前に国内において行った課税資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき、同項に規定する事実が生じたため、新消費税法適用日以後に当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合には、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、なお従前の例による。

（特定資産の譲渡等を行う事業者の義務に関する経過措置）

第四十七条　新消費税法第六十二条の規定は、事業者が新消費税法適用日以後に国内において行う特定資産の譲渡等（新消費税法第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいい、消費税法第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。）について適用する。

（特定役務の提供に係る消費税の課税等に関する経過措置）

第四十八条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）による改正後の消費税法（次項において「二十八年新消費税法」という。）の規定は、平成二十八年四月一日（以下この条において「二十八年新消費税法適用日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び二十八年新消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れに係る消費税について適用し、新消費税法適用日から二十八年新消費税法適用日の前日までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び新消費税法適用日から二十八年新消費税法適用日の前日までの間に国内において事業者が行った課税仕入れに係る消費税については、なお従前の例による。

2　附則第三十六条第二項の規定は二十八年新消費税法適用日の翌日以後に開始する課税期間に係る基準期間における課税売上高又は特定期間

における課税売上高の計算について、附則第三十七条第一項の規定は二十八年新消費税法適用日以後に新消費税法第十条第一項又は第二項に規定する相続があった場合について、附則第三十七条第二項の規定は二十八年新消費税法適用日以後に新消費税法第十一条第一項から第四項までに規定する合併があった場合又は新消費税法第十二条第一項から第四項までに規定する分割等があった場合若しくは同条第五項若しくは第六項に規定する吸収分割があった場合について、附則第三十七条第三項の規定は新消費税法第十二条の三第一項に規定する新設開始日が二十八年新消費税法適用日以後である場合について、附則第四十一条の規定は二十八年新消費税法適用日前に国内において行った課税仕入れにつき二十八年新消費税法適用日以後に新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第四十五条及び第四十六条の規定は二十八年新消費税法適用日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき二十八年新消費税法適用日以後に新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなった場合について、それぞれ準用する。

この場合において、附則第三十六条第二項中「新消費税法適用日の」とあるのは「平成二十八年四月一日（以下附則第四十六条までにおいて「二十八年新消費税法適用日」という。）の」と、「新消費税法適用日前」とあるのは「二十八年新消費税法適用日前」と、「新消費税法が」とあるのは「第四条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）による改正後の消費税法（次条において「二十八年新消費税法」という。）が」と、附則第三十七条中「新消費税法適用日」とあるのは「二十八年新消費税法適用日」と、「新消費税法が」とあるのは「二十八年新消費税法が」と、附則第四十一条、第四十五条及び第四十六条中「新消費税法適用日」とあるのは「二十八年新消費税法適用日」と読み替えるものとする。

（たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第四十九条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第五条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった同条の規定による改正前のたばこ税法附則第二条に規定する第一種の製造たばこ（以下「紙巻たばこ三級品」という。）に係るたばこ税については、なお従前の例による。

（紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率の特例）

第五十条　次の各号に掲げる期間内に、製造たばこの製造場から移出される紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率は、たばこ税法第十一条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一　平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで　千本につき二千九百五十円

二　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで　千本につき三千三百八十三円

三　平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで　千本につき四千三十二円

（たばこ税に係る未納税移出等に関する経過措置）

第五十一条　平成二十八年四月一日前に製造たばこの製造場から移出された紙巻たばこ三級品で、たばこ税法第十二条第三項（同法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十二条第三項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率は、同法第十一条第一項に規定する税率とする。

（たばこ税に係る手持品課税）

第五十二条　平成二十八年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第百五条において同じ。）以外の場所で紙巻たばこ三級品を販売業者がある場合において、その所持する紙巻たばこ三級品の本数（たばこ税法第十条の規定によりたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で紙巻たばこ三級品を所持する場合には、その合計本数とする。以下この条において同じ。）が五千本以上であるときは、当該紙巻たばこ三級品については、その者が製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき四百三十三円のたばこ税を課する。

2　前項に規定する者は、その所持する紙巻たばこ三級品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第九条第六項に規定する小売販売業者にあっては、同法第二十二条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。）ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成二十八年五月二日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一　その貯蔵場所において所持する紙巻たばこ三級品の数量

二　前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ税額

三　その他参考となるべき事項

3　第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第十二条第四項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同法附則第二十条第四項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらの規定に規定する道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4　第二項の規定による申告書を提出した者は、平成二十八年九月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。

5　前項の規定は、第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

6　次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該紙巻たばこ三級品が第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該紙巻たばこ三級品の戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十六条の規定に準じて、当該紙巻たばこ三級品につき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額（第二号に該当する場合にあっては、同号に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、又は納付されるべきたばこ税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

一　製造たばこ製造者がその製造場から移出した紙巻たばこ三級品で、第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該紙巻たばこ三級品で製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。）

二　前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出された紙巻たばこ三級品で第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該紙巻たばこ三級品をその移入した製造場から更に移出した場合

7　たばこ税法第二十六条（第二号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

8　平成二十九年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で紙巻たばこ三級品を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する紙巻たばこ三級品の本数が五千本以上であるときは、当該紙巻たばこ三級品については、その者が製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき四百三十三円のたばこ税を課する。

9　第二項から第七項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第八項」と、「平成二十八年五月二日」とあるのは「平成二十九年五月一日」と、第三項中「第一項」とあるのは「第八項」と、「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と、「附則第十二条第四項」とあるのは「附則第十二条第十項において準用する同条第四項」と、「附則第二十条第四項」とあるのは「附則第二十九条第四項」と、「平成二十八年九月三十日」とあるのは「平成二十九年十月二日」と、第五項中「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と、「平成二十八年九月三十日」とあるのは「平成二十九年十月二日」と、「第二項の」とあるのは「第九項において準用する前項」と、「第二項の」とあるのは「第九項において準用する第二項の」と、第六項中「第一項」とあるのは「第八項」と、第七項中「第二項」とあるのは「第九項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

10　平成三十年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で紙巻たばこ三級品を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する紙巻たばこ三級品の本数が五千本以上であるときは、当該紙巻たばこ三級品については、その者が製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき六百四十九円のたばこ税を課する。

11　第二項から第七項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第十項」と、「平成二十八年五月二日」とあるのは「平成三十年五月一日」と、第三項中「第一項」とあるのは「第十項」と、「前項」とあるのは「第十一項において準用する前項」と、「附則第十二条第四項」とあるのは「附則第十二条第十二項において準用する同条第四項」と、「附則第二十条第四項」とあるのは「附則第二十条第十二項において準用する同条第四項」と、「第二項」とあるのは「第十一項において準用する第二項」と、「平成二十八年九月三十日」とあるのは「平成三十年十月一日」と、第五項中「前項」とあるのは「第十一項において準用する前項」と、「第二項の」とあるのは「第十一項において準用する第二項の」と、第六項中「第一項」とあるのは「第十項」と、第七項中「第二項」とあるのは「第十一項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

12　平成三十一年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で紙巻たばこ三級品を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する紙巻たばこ三級品の本数が五千本以上であるときは、当該紙巻たばこ三級品については、その者が製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき千二百七十円のたばこ税を課する。

13　第二項から第七項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第十二項」と、「平成二十八年五月二日」とあるのは「平成三十一年四月三十日」と、第三項中「第一項」とあるのは「第十二項」と、「前項」とあるのは「第十三項において準用する前項」と、「附則第十二条第四項」とあるのは「附則第十二条第十四項において準用する同条第四項」と、「附則第二十条第四項」とあるのは「附則第二十条第十四項において準用する同条第四項」と、「平成二十八年九月三十日」とあるのは「平成三十一年九月三十日」と、第五項中「前項」とあるのは「第十三項において準用する前項」と、「第二項の」とあるのは「第十三項において準用する第二項の」と、第六項中「第一項」とあるのは「第十二項」と、「第二項」とあるのは「第十三項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

14　第二項（第九項、第十一項又は前項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことによりたばこ税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

15　前項の犯罪に係る紙巻たばこ三級品に対するたばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

16　第二項（第九項、第十一項又は第十三項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

17　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第十四項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前三項の罰金刑を科する。

18　前項の規定により第十四項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の規定の罪についての時効の期間による。

19　第一項、第八項、第十項又は第十二項の規定により課するたばこ税に関する調査については、これらの規定に規定する者から紙巻たばこ三級品を譲り受けたと認められる者若しくは譲り受ける権利があると認められる者又はこれらの規定に規定する者の紙巻たばこ三級品を保管したと認められる者若しくは保管すると認められる者を国税通則法第七十四条の五第一号イに規定する者とそれぞれみなして、同条（同号イに係る部分に限る。）、同法第七十四条の七、第七十四条の八、第七十四条の十三、第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第一号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を適用する。この場合において、同号イ中「製造たばこ（同法第二条第一項第一号（定義及び製造たばこの区分）に規定する製造たばこをいう。以下この号及び第七十四条の十二第二項（当該職員の団体に対する諮問）において同じ。）」とあるのは、「紙巻たばこ三級品（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第五十二条第一項（たばこ税に係る手持品課税）に規定する紙巻たばこ三級品をいう。）」とする。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第五十三条　第六条の規定による改正後の国税通則法（以下この条において「新国税通則法」という。）第二十三条第一項の規定は、法人の平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において生ずる純損失等の金額（国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額をいう。以下この項及び第三項において同じ。）について適用し、法人の同日前に開始した事業年度又は連結事業年度において生じた純損失等の金額については、なお従前の例による。

2　新国税通則法第六十六条第六項の規定は、施行日以後に同項に規定する法定申告期限が到来する国税について適用し、施行日前に第六条の規定による改正前の国税通則法（第五項において「旧国税通則法」という。）第六十六条第六項に規定する法定申告期限が到来した国税については、なお従前の例による。

3　新国税通則法第七十条第二項の規定は、法人の平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において生ずる純損失等の金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度又は連結事業年度において生じた純損失等の金額については、なお従前の例による。

4　新国税通則法第七十四条の九第六項の規定は、平成二十七年七月一日以後にされる同条第一項の規定による通知について適用する。

5　新国税通則法第七十四条の十一第六項の規定は、施行日以後にされる同項の修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付又は同条第一項に規定する更正決定等（いずれも施行日前から引き続き行われている調査（施行日前に国税通則法第七十四条の九第三項第一号に規定する納税義務者に対して当該調査に係る同条第一項に規定する質問検査等（以下この項において「質問検査等」という。）を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）の後に行う新国税通則法第七十四条の十一第六項の規定による質問検査等について適用し、施行日前にされた旧国税通則法第七十四条の十一第六項の修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付又は同条第一項に規定する更正決定等（いずれも経過措置調査に係るものを含む。）の後に行う同条第六項の規定による質問検査等については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第五十四条　別段の定めがあるものを除き、第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例に関する経過措置）

第五十五条　第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第九条の四第五項に規定する特定目的信託の同項に規定する受託法人が平成二十八年四月一日前に支払を受けるべき同項に規定する特定国内源泉所得については、なお従前の例による。

（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税に関する経過措置）

第五十六条　平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九条の九の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「恒久的施設を」とあるのは、「国内に恒久的施設を」とする。

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五十七条　新租税特別措置法第十条の規定は、平成二十八年分以後の所得税について適用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　施行日から平成二十七年十二月三十一日までの間における旧租税特別措置法第十条の規定の適用については、同条第八項第三号中「第四十二条の四第十二項第五号」とあるのは、「第四十二条の四第六項第四号」とする。

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例に関する経過措置）

第五十八条　旧租税特別措置法第十条の二第一項に規定する個人の平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五十九条　新租税特別措置法第十条の二第六項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の二の二第六項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。

（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十条　附則第一条第十一号に定める日から平成二十七年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第十条の四第三項の規定の適用については、同項中「第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額」とあるのは、「事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額」とする。

（雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十一条　新租税特別措置法第十条の五（第二

項及び第三項に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十一号に定める日の属する年分以後の所得税について適用する。

2　附則第一条第十一号に定める日から平成二十七年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第十条の五の規定の適用については、同条第一項中「第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額」とあるのは「事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額」と、「中小事業者（第十条第六項第四号」とあるのは「中小企業者（第十条第四項」と、「中小事業者を」とあるのは「中小企業者に該当する個人を」と、同項第一号中「中小事業者」とあるのは「中小企業者」とする。

（国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十二条　個人が平成二十七年以前の各年において旧租税特別措置法第十条の五の二第一項に規定する取得等をした同項に規定する生産等資産については、なお従前の例による。

（特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十三条　新租税特別措置法第十条の五の二の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する経営改善設備について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の五の三第一項に規定する経営改善設備については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第六十四条　新租税特別措置法第十一条第一項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び第三項において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十一条の三第二項に規定する新用途米穀加工品等製造設備については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第十二条（第一項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第十二条（第三項の表の第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同項に規定する取得等をする同項に規定する産業振興機械等について適用する。

5　個人が施行日前に旧租税特別措置法第十二条第三項に規定する取得等をした同項に規定する産業振興機械等については、同条（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

6　施行日から平成二十七年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第十二条の規定の適用については、同条第三項中「第十条第六項第四号」とあるのは「第十条第四項」と、「中小事業者」とあるのは「中小企業者に該当する個人」とする。

7　個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十二条の二第一項第二号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

8　個人が平成二十七年以前の各年において旧租税特別措置法第十三条の二第一項に規定する支援事業所取引金額（以下この項において「支援事業所取引金額」という。）がある場合において、その年における支援事業所取引金額の合計額がその年の前年における支援事業所取引金額の合計額を超えるときにおける同項に規定する十二月三十一日において有する同項に規定する三年以内取得資産については、なお従前の例による。

9　新租税特別措置法第十三条の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する基準適合認定又は特例基準適合認定を受ける個人の平成二十七年以後の各年の同項に規定する十二月三十一日において有する同項に規定する次世代育成支援対策資産について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第十三条の三第一項に規定する基準適合認定を受けた個人の平成二十七年以前の各年の同項に規定する十二月三十一日において有する同項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

10　新租税特別措置法第十四条の二（第二項第一号ロに係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定都市再生建築物等について適用する。

11　個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二第二項第一号及び第二号に掲げる建築物（同号に掲げる建築物にあっては、同号ロに掲げる地域内において整備されるものに限る。以下この項において同じ。）については、同条（第二項第一号及び第二号に掲げる建築物に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

12　新租税特別措置法第十四条の二（第二項第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十二号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第十四条の二第一項に規定する特定都市再生建築物等について適用する。

13　個人が附則第一条第十二号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二第二項第四号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される同項に規定する財務省令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）については、同条（同号に掲げる構築物に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成二十七年三月三十一日」とあるのは、「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日の前日」とする。

14　附則第一条第十一号に定める日から平成二十七年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第十九条の規定の適用については、同条第一号中「第十条の二」とあるのは、「第十条の二の二」とする。

（農用地等を取得した場合の課税の特例に関する経過措置）

第六十五条　新租税特別措置法第二十四条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定農業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第二十四条の三第一項に規定する特定農業用機械等については、なお従前の例による。

（山林所得に係る森林計画特別控除に関する経過措置）

第六十六条　新租税特別措置法第三十条の二の規定は、平成二十八年分以後の所得税について適用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第六十七条　新租税特別措置法第三十一条の二（第二項第八号の二に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十三号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十一条の二第一項

に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用する。

2　新租税特別措置法第三十七条から第三十七条の四まで（新租税特別措置法第三十七条第一項の表の第六号の下欄に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合において当該譲渡について適用し、個人が施行日前に旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第六号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が施行日以後に同欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日前に同号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第三十七条から第三十七条の四まで（新租税特別措置法第三十七条第一項の表の第九号の下欄に係る部分に限る。）の規定は、個人が平成二十七年一月一日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用し、個人が同日前に旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が同日以後に同欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日前に同号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第三十七条第九項、第三十七条の二第二項から第四項まで（新租税特別措置法第三十七条第九項に係る部分に限る。）及び第三十七条の三第二項の規定は、個人が附則第一条第十一号に定める日以後に新租税特別措置法第三十七条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用する。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する経過措置）

第六十八条　新租税特別措置法第三十七条の十一の三第四項の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に新租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座開設届出書の同号に規定する提出をする場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座開設届出書の同号に規定する提出をした場合については、なお従前の例による。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第六十九条　新租税特別措置法第三十七条の十四第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十八年一月一日以後に設けられる同号に規定する非課税管理勘定について適用し、同日前に設けられた旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税管理勘定については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十七条の十四第七項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に新租税特別措置法第三十七条の十四第六項の申請書の同項に規定する提出又は同条第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書の同号に規定する提出をする場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第六項の申請書の同項に規定する提出又は同条第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書の同号に規定する提出をした場合については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第三十七条の十四第九項及び第十三項の規定は、施行日以後に提供する同条第九項に規定する申請事項又は同条第十三項に規定する事項について適用し、施行日前に提供した旧租税特別措置法第三十七条の十四第九項に規定する申請事項又は同条第十三項に規定する事項については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第三十七条の十四第二十三項の規定は、施行日以後に同項に規定する所轄税務署長に提供する同項に規定する提供事項について適用し、同日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第二十三項に規定する所轄税務署長に提供した同項に規定する提供事項については、なお従前の例による。

（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第七十条　平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第三十七条の十四の二の規定の適用については、同条中「恒久的施設を」とあるのは、「国内に恒久的施設を」とする。

2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日が平成二十八年一月二日から同年四月一日までの間である場合における新租税特別措置法第三十七条の十四の二の規定の適用については、同条第十二項中「平成二十八年一月一日」とあるのは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」とする。

3　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日が平成二十八年四月一日後である場合における新租税特別措置法第三十七条の十四の二の規定の適用については、同条第五項第一号中「平成二十八年四月一日」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」と、同条第十二項中「平成二十八年一月一日」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」とする。

（居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第七十一条　新租税特別措置法第四十条の四第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十条の四第八項及び第九項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額又は同条第四項に規定する部分適用対象金額につき同条第三項又は第五項の規定を適用する場合について適用する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第七十二条　別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配

関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第七十三条　連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合における当該連結子法人の旧租税特別措置法第四十二条の四第十一項に規定する取消日前五年以内に開始した各連結事業年度のうち連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度に係る同項（附則第百十六条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第六十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する政令で定める金額については、なお従前の例による。

2　施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における第八条の規定（同号イに掲げる規定を除く。）による改正後の租税特別措置法第四十二条の四から第四十二条の六まで、第四十二条の九から第四十二条の十二まで及び第四十二条の十二の三から第四十二条の十三までの規定並びに第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新震災特例法」という。）第十七条の二から第十七条の三の三までの規定の適用については、第八条の規定（同号イに掲げる規定を除く。）による改正後の租税特別措置法第四十二条の四第六項第二号イ中「第四十二条の十二第二項、第四十二条の十二の二」とあるのは「第四十二条の十二」と、同号ニ中「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定」とあるのは「の規定」とする。

3　附則第一条第十一号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の四から第四十二条の六まで及び第四十二条の九から第四十二条の十三まで並びに新震災特例法第十七条の二から第十七条の三の三までの規定の適用については、新租税特別措置法第四十二条の四第六項第二号ニ中「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定」とあるのは、「の規定」とする。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十四条　新租税特別措置法第四十二条の五第六項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第六項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。

（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十五条　新租税特別措置法第四十二条の十の規定は、法人が附則第一条第十三号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする新租税特別措置法第四十二条の十第一項に規定する特定機械装置等について適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の十第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

2　施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十第十一項の規定の適用については、同項中「及び第三編第二章」とあるのは「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」と、「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二第二項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二第二項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号及び第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二第二項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」とする」とあるのは「とする」とする。

（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十七条　新租税特別措置法第四十二条の十二の二（第二項及び第三項に係る部分に限る。）の規定は、法人の附則第一条第十一号に定める日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

2　施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における第八条の規定（同号イに掲げる規定を除く。）による改正後の租税特別措置法第四十二条の十二第一項の規定の適用については、同項中「第一号において」とあるのは、「第二号イにおいて」とする。

（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十八条　新租税特別措置法第四十二条の十二の三の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する経営改善設備について適用し、法人が施行日前に

取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の十二の三第一項に規定する経営改善設備については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第七十九条　新租税特別措置法第四十三条第一項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下第六項までにおいて同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十四条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第四十四条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する共同利用施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の三第一項に規定する共同利用施設については、なお従前の例による。

4　法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十四条の四第二項に規定する新用途米穀加工品等製造設備については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第四十四条の五第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定信頼性向上設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の五第一項に規定する特定信頼性向上設備については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第四十五条（第一項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第四十五条（第二項の表の第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する取得等をする同項に規定する産業振興機械等について適用する。

8　法人が施行日前に旧租税特別措置法第四十五条第二項に規定する取得等をした同項に規定する産業振興機械等については、同条（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「第六十八条の二十七第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）附則第九十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十七第二項」とする。

9　法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の二第一項第二号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

10　新租税特別措置法第四十六条の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する基準適合認定又は特例基準適合認定を受ける法人の施行日以後に開始する事業年度（施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度を含む。）終了の日において有する同項に規定する次世代育成支援対策資産について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十六条の三第一項に規定する基準適合認定を受けた法人の施行日前に開始した事業年度終了の日において有する同項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

11　新租税特別措置法第四十七条の二（第三項第一号ロに係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定都市再生建築物等について適用する。

12　法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第一号及び第二号に掲げる建築物（同号に掲げる建築物にあっては、同号ロに掲げる地域内において整備されるものに限る。以下この項において同じ。）については、同条（第三項第一号及び第二号に掲げる建築物に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十五第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）附則第九十条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

13　新租税特別措置法第四十七条の二（第三項第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第十二号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第四十七条の二第一項に規定する特定都市再生建築物等について適用する。

14　法人が附則第一条第十二号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第四号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される同項に規定する財務省令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）については、同条（同号に掲げる構築物に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成二十七年三月三十一日」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）の施行の日の前日」と、同条第二項中「第六十八条の三十五第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）附則第九十条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

（法人の準備金に関する経過措置）

第八十条　新租税特別措置法第五十七条の三の規定は、附則第一条第十四号に定める日以後に行われる適格分割又は適格現物出資について適用し、同日前に行われた適格分割又は適格現物出資については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第五十七条の四の規定は、附則第一条第十五号に定める日以後に行われる新租税特別措置法第五十七条の四第一項に規定する特定原子力発電施設の移転について適用し、同日前に行われた旧租税特別措置法第五十七条の四第一項に規定する特定原子力発電施設の移転については、なお従前の例による。

（認定農業生産法人等の課税の特例に関する経過措置）

第八十一条　旧租税特別措置法第六十一条の二第一項に規定する特定農業法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人を除く。）が施行日前に交付を受けた旧租税特別措置法第六十一条の二第一項に規定する交付金等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十一条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定農業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十一条の三第一項に規定する特定農業用機械等については、なお従前の例による。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第八十二条　新租税特別措置法第六十五条第十項

及び第十一項の規定は、法人税法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産に係る同項に規定する譲渡利益額につき同項の規定の適用を受けた内国法人（連結事業年度において同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十三第一項の規定の適用を受けた内国法人を含む。）の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

2　新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第九号の下欄に係る部分に限る。）の規定は、法人が平成二十七年一月一日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が同日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は同日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が同日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用する。

（内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第八十三条　新租税特別措置法第六十六条の六第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十六条の六第八項及び第九項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額又は同条第四項に規定する部分適用対象金額につき同条第三項又は第五項の規定を適用する場合について適用する。

3　新租税特別措置法第六十六条の八第二項、第三項、第九項及び第十項の規定は、内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、内国法人の同日前に開始した事業年度において外国法人から受けた旧租税特別措置法第六十六条の八第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十六条の九の二第八項の規定は、同条第一項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額又は同条第四項に規定する部分適用対象金額につき同条第三項又は第五項の規定を適用する場合について適用する。

5　新租税特別措置法第六十六条の九の四第二項、第三項、第八項及び第九項の規定は、内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、内国法人の同日前に開始した事業年度において外国法人から受けた旧租税特別措置法第六十六条の九の二第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する政令で定める金額については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度における旧租税特別措置法第六十八条の九第十二項第四号に規定する連結繰越税額控除限度超過額（同条第四項の規定により同号に規定する連結繰越税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。）及び同条第十二項第八号に規定する繰越中小連結法人税額控除限度超過額（同条第八項において準用する同条第四項の規定により同号に規定する繰越中小連結法人税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。）については、なお従前の例による。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度における旧租税特別措置法第六十八条の九第十二項第三号に規定する特別試験研究費の額については、なお従前の例による。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合における当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の旧租税特別措置法第六十八条の九第十一項に規定する取消日前五年以内に開始した各連結事業年度のうち連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度に係る同項（附則第百十六条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する政令で定める金額については、なお従前の例による。

5　施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における第八条の規定（同号イに掲げる規定を除く。）による改正後の租税特別措置法第六十八条の九第六項第二号イ中「第六十八条の十五の二第二項、第六十八条の十五の三」とあるのは、「第六十八条の十五の二」とする。

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧租税特別措置法第六十八条の九の二第一項に規定する試験研究費の額がある場合における当該連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項又は第七

項の規定により控除を受ける金額については、なお従前の例による。

（連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十五条　新租税特別措置法第六十八条の十第六項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第六項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。

（連結法人が国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十六条　新租税特別措置法第六十八条の十四の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十三号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする新租税特別措置法第六十八条の十四第一項に規定する特定機械装置等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十四第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

（連結法人の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十七条　新租税特別措置法第六十八条の十五の三（第二項及び第三項に係る部分に限る。）の規定は、連結法人の附則第一条第十一号に定める日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

2　施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における第八条の規定（同号イに掲げる規定を除く。）による改正後の租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項の規定の適用については、同項中「第三項まで」とあるのは「この項」と、「第一号において」とあるのは「第二号イにおいて」とする。

（連結法人の国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十八条　連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度において連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項に規定する取得等をした同項に規定する生産等資産については、なお従前の例による。

（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十九条　新租税特別措置法第六十八条の十五の四の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する経営改善設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十五の四第一項に規定する経営改善設備については、なお従前の例による。

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第九十条　新租税特別措置法第六十八条の十六第一項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下第六項までにおいて同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十九第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の十九第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十九第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の二十四第一項の規定は、連結親法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する共同利用施設について適用し、連結親法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十四第一項に規定する共同利用施設については、なお従前の例による。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の二十五第二項に規定する新用途米穀加工品等製造設備については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十八条の二十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定信頼性向上設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する特定信頼性向上設備については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第六十八条の二十七（新租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第六十八条の二十七（第二項の表の第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同項に規定する取得等をする同項に規定する産業振興機械等について適用する。

8　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の二十七第二項に規定する取得等をした同項に規定する産業振興機械等については、同条（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号の上欄及び同条第三項中「第四十五条第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第七十九条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項」とする。

9　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の二十九第一項第二号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

10　新租税特別措置法第六十八条の三十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人によ

る連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日以後に同項に規定する基準適合認定又は特例基準適合認定を受けるものの施行日以後に開始する連結事業年度（施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する連結事業年度を含む。）終了の日において有する同項に規定する次世代育成支援対策資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の三十三第一項に規定する基準適合認定を受けたものの施行日前に開始した連結事業年度終了の日において有する同項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

11　新租税特別措置法第六十八条の三十五（第三項第一号ロに係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をした同条第一項に規定する特定都市再生建築物等について適用する。

12　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十五第三項第一号及び第二号に掲げる建築物（同号に掲げる建築物にあっては、同号ロに掲げる地域内において整備されるものに限る。以下この項において同じ。）については、同条（第三項第一号及び第二号に掲げる建築物に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条の二第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第七十九条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二第一項」とする。

13　新租税特別措置法第六十八条の三十五（新租税特別措置法第四十七条の二第三項第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十二号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第六十八条の三十五第一項に規定する特定都市再生建築物等について適用する。

14　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十二号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第四号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される旧租税特別措置法第六十八条の三十五第三項に規定する財務省令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）については、旧租税特別措置法第六十八条の三十五（同号に掲げる構築物に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成二十七年三月三十一日」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日の前日」と、同条第二項中「第四十七条の二第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第七十九条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力単体措置法」という。）第四十七条の二第一項」と、同条第三項中「第四十七条の二第三項第四号」とあるのは「旧効力単体措置法第四十七条の二第三項第四号」とする。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第九十一条　新租税特別措置法第六十八条の五十三の規定は、附則第一条第十四号に定める日以後に行われる適格分割又は適格現物出資について適用し、同日前に行われた適格分割又は適格現物出資については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の五十四の規定は、附則第一条第十五号に定める日以後に行われる新租税特別措置法第六十八条の五十四第一項に規定する特定原子力発電施設の移転について適用し、同日前に行われた旧租税特別措置法第六十八条の五十四第一項に規定する特定原子力発電施設の移転については、なお従前の例による。

（連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例に関する経過措置）

第九十二条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八条の六十四第一項に規定する特定農業法人（農地法第二条第三項に規定する農業生産法人を除く。）に該当するものが施行日前に交付を受けた旧租税特別措置法第六十八条の六十四第一項に規定する交付金等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の六十五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定農業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の六十五第一項に規定する特定農業用機械等については、なお従前の例による。

（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第九十三条　新租税特別措置法第六十八条の七十二第十項及び第十一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、法人税法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産に係る同項に規定する譲渡利益額につき同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十三第一項の規定の適用を受けたもの（連結事業年度に該当しない事業年度において同項の規定の適用を受けたものを含む。）の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

2　新租税特別措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで（新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第九号の下欄に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十七年一月一日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十八条の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は同日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十八条の七十九第一項又は第三項の特別勘定並びに連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の七十八第十四項（新租税特別措置法第六十八条の七十九第十九項において準用する場合を含む。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十一号に定める日以後に新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該

資産に係る新租税特別措置法第六十八条の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定について適用する。

（連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第九十四条　新租税特別措置法第六十八条の九十第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の九十第八項及び第九項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額又は同条第四項に規定する部分適用対象金額につき同条第三項又は第五項の規定を適用する場合について適用する。

3　新租税特別措置法第六十八条の九十二第二項、第三項、第九項及び第十項の規定は、連結法人の平成二十八年四月一日以後に開始する連結事業年度において外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事業年度において外国法人から受けた旧租税特別措置法第六十八条の九十二第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十八条の九十三の二第八項の規定は、同条第一項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額又は同条第四項に規定する部分適用対象金額につき同条第三項又は第五項の規定を適用する場合について適用する。

5　新租税特別措置法第六十八条の九十三の四第二項、第三項、第八項及び第九項の規定は、連結法人の平成二十八年四月一日以後に開始する連結事業年度において外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事業年度において外国法人から受けた旧租税特別措置法第六十八条の九十三の四第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

（保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例に関する経過措置）

第九十五条　新租税特別措置法第六十八条の百四の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用する。

（損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例に関する経過措置）

第九十六条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度における旧租税特別措置法第六十八条の百四第一項に規定する特別利子については、なお従前の例による。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第九十七条　新租税特別措置法第七十条の二の規定は、同条第二項第一号に規定する特定受贈者が平成二十七年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧租税特別措置法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者が同日前に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

2　次に掲げる者が、平成二十七年一月一日以後に贈与により取得をする新租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金については、同条の規定は、適用しない。

一　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十二年旧法」という。）第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

二　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

三　旧租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

3　新租税特別措置法第七十条の二の二第七項の規定は、平成二十八年一月一日以後に提出する同項に規定する領収書等（少額の支払の事実を記載した書類に限る。）について適用する。

4　施行日から平成二十七年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第七十条の二の二第七項の規定の適用については、同項中「除き、その支払が少額の支払として財務省令で定める金額以下のものである場合における当該支払の事実を記載した書類として財務省令で定める書類を含む」とあるのは、「除く」とする。

5　施行日から平成二十七年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第七十条の二の三第七項の規定の適用については、同項中「提出したもの（同条第七項に規定する財務省令で定める書類に記載された支払に係る領収書その他の書類又は記録でその支払の事実を証するものを含む。）」とあるのは、「提出したもの」とする。

6　新租税特別措置法第七十条の七の規定は、施行日以後に贈与により取得をする同条第二項第二号に規定する非上場株式等に係る贈与税について適用し、施行日前に贈与により取得をした旧租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等に係る贈与税については、なお従前の例による。

7　次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者とみなして、同条第一項、第四項第三号、第五項、第十六項及び第二十八項の規定並びに新租税特別措置法第七十条の七の三の規定を適用する。

一　平成二十二年旧法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

二　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）第十七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十三年旧法」という。）第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

三　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十五年旧法」という。）第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

四　旧租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

8　新租税特別措置法第七十条の七の二の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得をする同条第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の七の二第二項第二号に規定する非上場株

式等に係る相続税については、なお従前の例による。

9　次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等とみなして、同条第三項第三号、第四項、第十六項及び第二十八項の規定を適用する。

一　平成二十二年旧法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

二　平成二十三年旧法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

三　平成二十五年旧法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

四　旧租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

10　新租税特別措置法第七十条の七の四の規定は、施行日以後に新租税特別措置法第七十条の七の三の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同条第一項に規定する特例受贈非上場株式等に係る相続税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十条の七の三の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた同条第一項に規定する特例受贈非上場株式等に係る相続税については、なお従前の例による。

11　次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者とみなして、同項第五号、同条第三項において準用する新租税特別措置法第七十条の七の二第三項第三号及び第四項、新租税特別措置法第七十条の七の四第十二項において準用する新租税特別措置法第七十条の七の二第十六項並びに新租税特別措置法第七十条の七の四第十五項において準用する新租税特別措置法第七十条の七の二第二十八項の規定を適用する。

一　平成二十二年旧法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

二　平成二十三年旧法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

三　平成二十五年旧法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者

四　旧租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第九十八条　株式会社が、施行日前に新設分割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得した場合における当該不動産に関する旧租税特別措置法第八十一条第一項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　株式会社が、施行日前に新設分割又は吸収分割を行った場合における旧租税特別措置法第八十一条第二項各号に掲げる仮登記又は当該仮登記に基づき受ける不動産の所有権、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3　株式会社が、施行日前に新設分割又は吸収分割を行った場合における登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第七条第二項に規定する信託による財産権の移転の登記又は登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第八十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する国土交通大臣の認定を受ける場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第一項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第八十三条の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定目的会社が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の二第一項に規定する特定目的会社が同項に規定する倉庫等以外の不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第八十三条の二第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の二第二項に規定する信託会社等が同項に規定する倉庫等以外の不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第八十三条の二第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の二第三項に規定する投資法人が同項に規定する倉庫等以外の不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（自動車重量税の特例に関する経過措置）

第九十九条　平成二十七年五月一日前に旧租税特別措置法第九十条の十二第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた検査自動車（同条第一項に規定する検査自動車をいう。次項において同じ。）に係る同条第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第九十条の十二第三項第一号イ（同条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる検査自動車（新租税特別措置法第九十条の十二の規定の適用があるものを除く。）について平成二十九年四月三十日までに初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税については、新租税特別措置法第九十条の十一の規定は、適用しない。この場合において、新租税特別措置法第九十条の十四第三項中「検査自動車にあつては、同法」とあるのは、「検査自動車並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第九十九条第二項の規定の適用がある検査自動車にあつては、自動車重量税法」とする。

（税理士法の一部改正に伴う経過措置）

第百条　第九条の規定による改正後の税理士法第三十四条第三項の規定は、平成二十七年七月一日以後にされる同条第一項の規定による通知について適用する。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百一条　第十一条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下この条において「新国外送金等調書法」という。）第三条第一項及び第四条の二第一項の規定は、附則第一条第九号に定める日以後にこれらの規定に規定

する告知書を提出する場合について適用し、同日前に第十一条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第三条第一項又は第四条の二第一項に規定する告知書を提出した場合については、なお従前の例による。

2　新国外送金等調書法第六条の二（同条第一項に規定する個人番号に係る部分を除く。）の規定は、平成二十八年一月一日以後に提出すべき同項に規定する財産債務調書（第四項及び第五項において「財産債務調書」という。）について適用する。

3　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日が平成二十八年一月一日後である場合における同日から当該施行の日の前日までの間の新国外送金等調書法第六条の二の規定の適用については、同条第一項中「、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所又は居所）」とあるのは、「及び住所又は居所」とする。

4　新国外送金等調書法第六条の二（同条第一項に規定する個人番号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第九号に定める日の属する年の翌年の一月一日以後に提出すべき財産債務調書について適用する。

5　新国外送金等調書法第六条の三の規定は、平成二十八年一月一日以後に提出すべき財産債務調書に係る同条第一項に規定する財産債務に係る所得税又は財産に対する相続税に関し新国外送金等調書法第六条第一項に規定する修正申告等があった場合における当該所得税又は相続税について適用する。

6　附則第一条第九号に定める日が平成二十八年一月一日後である場合における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十二条の規定の適用については、同条第二項中「国外財産調書」とあるのは、「国外財産調書並びに同法第六条の二第一項に規定する財産債務調書」とする。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正に伴う一般的経過措置）

第百二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第十二条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税については、なお従前の例による。

（紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率の特例）

第百三条　次の各号に掲げる期間内に、製造たばこの製造場から移出される紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率は、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（次条第四項及び附則第百五条第四項において「特別措置法」という。）第八条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一　平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで　千本につき四百五十六円

二　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで　千本につき五百二十三円

三　平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで　千本につき六百二十四円

（たばこ特別税に係る未納税移出等に関する経過措置）

第百四条　附則第五十一条第一項に規定する場合における同項に規定する紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率は、前条第一号に定める税率とする。

2　附則第五十一条第二項に規定する場合における同項に規定する紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率は、前条第二号に定める税率とする。

3　附則第五十一条第三項に規定する場合における同項に規定する紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率は、前条第三号に定める税率とする。

4　附則第五十一条第四項に規定する場合における同項に規定する紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率は、特別措置法第八条第一項に規定する税率とする。

（たばこ特別税に係る手持品課税）

第百五条　平成二十八年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で紙巻たばこ三級品を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する紙巻たばこ三級品につき附則第五十二条第一項の規定の適用を受けるときは、当該紙巻たばこ三級品については、その者が製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき六十七円のたばこ特別税を課する。

2　前項の規定により課するたばこ特別税は、附則第五十二条第二項の規定によるたばこ税の申告にあわせて申告し、及び同条第四項の規定によるたばこ税の納付にあわせて納付しなければならない。

3　第一項の規定によるたばこ特別税及び附則第五十二条第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべき紙巻たばこ三級品につき、同条第六項の規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は還付が行われるときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算したたばこ特別税額に相当する金額を、当該控除又は還付に係る金額にあわせて控除し、又は還付する。

4　特別措置法第十一条第二項及び第三項、第十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第十四条第一項及び第四項、第十五条、第十六条第一項から第三項まで、第十七条第一項及び第三項並びに第十八条の規定は、第一項の規定により課するたばこ特別税について準用する。この場合において、特別措置法第十一条第二項中「前項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第百五条第三項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「所得税法等改正法附則第百五条第三項」と、特別措置法第十二条第二項中「たばこ特別税及びたばこ税の納付があったとき」とあるのは「所得税法等改正法附則第百五条第二項の規定により同項に規定するたばこ特別税及びたばこ税（以下「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」という。）の納付があったとき」と、「定めるたばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「定める手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、特別措置法第十四条第一項中「たばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、同条第四項中「第一項（第二項及び前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「所得税法等改正法附則第百五条第四項において準用する第一項」と、特別措置法第十五条第一項中「前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「所得税法等改正法附則第百五条第四項において準用する前条第一項」と、「たばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、同条第二項中「前項」とあるのは「所得税法等改正法附則第百五条第四項において準用する前項」と、特別措置法第十六条第一項中「たばこ特別税」とあるのは「所得税法等改正法附則第百五条第二項に規定するたばこ特別税」と、「たばこ税」とあるのは「同項に規定するたばこ税」と、同条第二項中「たばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「手持品課税に係るたばこ特別税及

びたばこ税」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「所得税法等改正法附則第百五条第四項において準用する第一項」と、「前項」とあるのは「同条第四項において準用する前項」と、特別措置法第十七条第一項中「第十一条第一項及びたばこ税法第十六条の規定によるたばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、「又はたばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「又は手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、「これらの規定」とあるのは「同法の規定及びたばこ税法第十六条第七項の規定」と、同条第三項及び特別措置法第十八条中「たばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と読み替えるものとする。

5　平成二十九年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で紙巻たばこ三級品を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する紙巻たばこ三級品につき附則第五十二条第八項の規定の適用を受けるときは、当該紙巻たばこ三級品については、その者が製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき六十七円のたばこ特別税を課する。

6　第二項から第四項までの規定は、前項の規定によりたばこ特別税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第五項」と、「附則第五十二条第二項」とあるのは「附則第五十二条第九項において準用する同条第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第九項において準用する同条第四項」と、第三項中「第一項の規定によるたばこ特別税」とあるのは「附則第五十二条第一項」と、「同条第六項」とあるのは「附則第五十二条第八項」と、「附則第五十二条第一項」とあるのは「附則第五十二条第八項」と、「同条第六項」とあるのは「同条第九項において準用する同条第六項」と、「附則第五十二条第二項」とあるのは「附則第百五条第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第八項において準用する同条第四項」と、「附則第百五条第二項」とあるのは「附則第百五条第八項において準用する同条第二項」と、「附則第百五条第三項」とあるのは「附則第百五条第八項において準用する同条第三項」と、「附則第百五条第二項」とあるのは「附則第百五条第八項において準用する同条第四項」と、「同条第四項に」とあるのは「同条第八項において準用する同条第四項に」と読み替えるものとする。

7　平成三十年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で紙巻たばこ三級品を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する紙巻たばこ三級品につき附則第五十二条第十項の規定の適用を受けるときは、当該紙巻たばこ三級品については、その者が製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき百一円のたばこ特別税を課する。

8　第二項から第四項までの規定は、前項の規定によりたばこ特別税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第七項」と、「附則第五十二条第二項」とあるのは「附則第五十二条第十一項において準用する同条第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第十一項において準用する同条第四項」と、第三項中「第一項の規定によるたばこ特別税」とあるのは「第七項の規定によるたばこ特別税」と、「附則第五十二条第一項」とあるのは「附則第五十二条第十項」と、「同条第六項」とあるのは「同条第十一項において準用する同条第六項」と、「附則第五十二条第二項」とあるのは「附則第百五条第三項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第十一項において準用する同条第四項」と、「附則第百五条第二項」とあるのは「附則第百五条第八項において準用する同条第二項」と、「附則第百五条第三項」とあるのは「附則第百五条第八項において準用する同条第三項」と、「附則第百五条第二項」とあるのは「附則第百五条第八項において準用する同条第四項」と、「同条第四項に」とあるのは「同条第十一項において準用する同条第四項に」と読み替えるものとする。

9　平成三十一年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で紙巻たばこ三級品を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する紙巻たばこ三級品につき附則第五十二条第十二項の規定の適用を受けるときは、当該紙巻たばこ三級品については、その者が製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき百九十六円のたばこ特別税を課する。

10　第二項から第四項までの規定は、前項の規定によりたばこ特別税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第九項」と、「附則第五十二条第十三項」とあるのは「附則第五十二条第十二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第十三項において準用する同条第四項」と、第三項中「第一項の規定によるたばこ特別税」とあるのは「第九項の規定によるたばこ特別税」と、「附則第五十二条第一項」とあるのは「附則第五十二条第十二項」と、「同条第六項」とあるのは「同条第十三項において準用する同条第六項」と、第四項中「第一項の」とあるのは「第九項の」と、「附則第百五条第三項」とあるのは「附則第百五条第十項において準用する同条第二項」と、「附則第百五条第二項」とあるのは「附則第百五条第十項において準用する同条第四項」と、「同条第四項に」とあるのは「同条第十項において準用する同条第四項に」と読み替えるものとする。

11　第二項（第六項、第八項又は前項において準用する場合を含む。）の規定によりたばこ税の申告にあわせて申告しなければならないたばこ特別税の申告を、当該たばこ税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないことによりたばこ特別税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

12　前項の犯罪に係る紙巻たばこ三級品に対するたばこ特別税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ特別税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

13　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第十一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前二項の罰金刑を科する。

14　前項の規定により第十一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の規定の罪についての時効の期間による。

15　第一項、第五項、第七項又は第九項の規定により課するたばこ特別税に関する調査については、これらの規定に規定する者から紙巻たばこ三級品を譲り受けたと認められる者若しくは譲り受ける権利があると認められる者又はこれらの規定に規定する者の紙巻たばこ三級品を保管したと認められる者若しくは保管すると認められる者を国税通則法第七十四条の五第一号イに規定する者とそれぞれみなして、同条（同号イに係る部分に限る。）、同法第七十四条の七、第七十四条の八、第七十四条の十三、第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第

一号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を適用する。この場合において、同号イ中「製造たばこ（同法第二条第一項第一号（定義及び製造たばこの区分）に規定する製造たばこをいう。以下この号及び第七十四条の十二第二項（当該職員の団体に対する諮問）において同じ。）」とあるのは、「紙巻たばこ三級品（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第百五条第一項（たばこ特別税に係る手持品課税）に規定する紙巻たばこ三級品をいう。）」とする。

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第百六条　施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新震災特例法第十七条の二第六項及び第十一項の規定の適用については、同条第六項中「又は第百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、同条第十一項中「及び第三編第二章」とあるのは「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」と、「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」とする」とあるのは「とする」とする。

2　施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における新震災特例法第十七条の二第十二項、第十七条の二の二第九項、第十七条の二の三第九項、第十七条の三第六項、第十七条の三の二第五項及び第十七条の三の三第五項の規定の適用については、新震災特例法第十七条の二第十二項中「第四十二条の十二第二項、第四十二条の十二の二」とあるのは、「第四十二条の十二の二」とする。

（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第百七条　施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における新震災特例法第十七条の三第六項、第十七条の三の二第五項及び第十七条の三の三第五項の規定の適用については、新震災特例法第十七条の三第六項中「第四十二条の十二の二」とあるのは、「第四十二条の十二」とする。

（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第百八条　施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における新震災特例法第二十五条の二第十三項、第二十五条の二の二第九項、第二十五条の二の三第九項、第二十五条の三第六項、第二十五条の三の二第五項及び第二十五条の三の三第五項の規定の適用については、新震災特例法第二十五条の三第六項中「第六十八条の十五の二」とあるのは、「第六十八条の十五の二」とする。

（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第百九条　施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における新震災特例法第二十五条の三第六項、第二十五条の三の二第五項及び第二十五条の三の三第五項の規定の適用については、新震災特例法第二十五条の三第六項中「第六十八条の十五の二」とあるのは、「第六十八条の十五の二」とする。

（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関する経過措置）

第百十条　新震災特例法第三十八条の二の規定は、同条第二項第一号に規定する被災受贈者が平成二十七年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項において「旧震災特例法」という。）第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者が同日前に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

2　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）第九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者又は旧震災特例法第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者が平成二十七年一月一日以後に贈与により取得をする新震災特例法第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金については、同条の規定は、適用しない。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百十一条　法人の施行日前に開始した第十七条の規定による改正前の経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（以下この条において「旧改正法」という。）附則第十四条第二項に規定する各事業年度の所得に対する法人税及び連結親法人の施行日前に開始した旧改正法附則第二十二条第二項に規定する各連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第百十二条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項及び第十六条の二第一項中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第百十三条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二号中「資産の譲渡等」の下に「又は特定仕入れ」を加える。

（地方法人税法の一部改正）

第百十四条　地方法人税法の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に改め、同条第七号中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二

号の七」に改め、同条第八号中「第二条第十二号の七の四」を「第二条第十二号の七の二」に改める。

第十三条第一項中「当該適格合併」を「当該単体間適格合併又は連結内適格合併」に改める。

第十六条第六項第三号中「当該適格合併」を「当該合併」に改める。

第二十六条第二項中「前二項」とあるのは「前二項又は地方法人税法第二十六条第一項（更正等の期間制限の特例等）」と、同項第二号中「前二項」とあるのは「前二項又は地方法人税法第二十六条第一項」に改める。

第二十七条第一項中「第四条の二又は」を削り、「場合には」を「場合又は同法第百二十一条第一項の承認を受けていない法人が同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に該当する場合には、これらの法人は」に改め、同条第二項中「の規定」を「又は同法第百二十七条第二項の規定」に、「その取消しに係る」を「同項の承認の取消しに係る」に改め、「事業年度」の下に「又は同条第二項に規定する事業年度」を加える。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百十五条　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「と、」の下に「同条第三項中「事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という」とあるのは「調整前事業所得税額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ」と、同条第四項中「事業所得に係る所得税額」とあるのは「調整前事業所得税額」と、」を加える。

附則第二十二条第一項の表第二項の項を次のように改める。

第二項	法人税の額（この項、次項及び第五項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項	調整前法人税額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項まで

法人税の額	調整前法人税額の	
附則第二十二条第一項の表第二項の項の次に次のように加える。		
第三項	法人税の額	調整前法人税額
附則第二十二条第一項の表第四項の項に次のように加える。		
	各事業年度において法人税の額	各事業年度において調整前法人税額
附則第二十二条第一項の表第五項の項中「（第四十二条の四の二第七項」の下に「の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項」を加え、「第四十二条の四第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第六十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項」を「第四十二条の五第五項」に改める。		
附則第二十三条第一項の表第二項の項を次のように改める。		
第二項	法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の二並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く	調整前連結税額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう
「調整前連結税額」という	同じ	

附則第三十三条第一項の表第五項の項中「（第六十八条の九の二第七項」の下に「の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十第五項」を加え、「第六十八条の九第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項」を「第六十八条の十第五項」に改める。

附則第六十一条第二項中「新震災特例法第十条の二の二第一項に規定する避難解除区域」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（附則第六十三条第二項及び第六十五条第二項において「平成二十五年新震災特例法」という。）第十条の二の三第一項に規定する避難解除区域等」に、「当該避難解除区域」を「当該避難解除区域等」に改め、「以後五年を経過する日」を削る。

附則第六十三条第二項中「新震災特例法第十七条の二の二第一項に規定する避難解除区域」を「平成二十五年新震災特例法第十七条の二の三第一項に規定する避難解除区域等」に、「当該避難解除区域」を「当該避難解除区域等」に改め、「以後五年を経過する日」を削る。

附則第六十五条第二項中「新震災特例法第二十五条の二の二第一項に規定する避難解除区域」を「平成二十五年新震災特例法第二十五条の二の三第一項に規定する避難解除区域等」に、「当該避難解除区域」を「当該避難解除区域等」に改め、「以後五年を経過する日」を削る。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百十六条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第六十三条を次のように改める。

第六十三条　削除

附則第七十五条を次のように改める。

第七十五条　削除

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第百十七条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項中「掲げる措置」を「定める措置」に改め、同項第三号中「四十三年」を「四十八年」に改める。

第八十二条中「四十五年」を「四十八年」に改める。

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第百十八条　政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「課税資産の譲渡等」の下に「（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）及び同法第五条第一項に規定する特定課税仕入れ」を加える。

（内閣府設置法の一部改正）

第百十九条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成二十九年三月三十一日の項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年九月三十日」に改める。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第百二十条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「九年」を「十年」に、「百分の八十」を「百分の五十」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第百二十一条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第二項中「一般電気事業者又は卸電気事業者（電気事業法第二条第一項第四号に規定する卸電気事業者をいう。）」を「電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者」に改める。

（郵政民営化法の一部改正）

第百二十二条　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百七十九条第十六項中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改める。

（特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の一部改正）

第百二十三条　特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第五号及び第三項第五号並びに第六条第二項第五号及び第三項第五号中「第十一条各項」を「第十一条」に改める。

第十一条第一項を削り、同条第二項中「認定研究開発事業者又は認定統括事業者の」を「認定研究開発事業者（第四条第三項第五号に適合するものとして研究開発事業計画の認定を受けた者が認定研究開発事業計画に従って設立した国内関係会社に限る。以下この条において同じ。）又は認定統括事業者（第六条第三項第五号に適合するものとして統括事業計画の認定を受けた者が認定統括事業計画に従って設立した国内関係会社に限る。以下この条において同じ。）の」に、「この項」を「この条」に改め、「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加え、同項を同条とする。

第十五条第四項中「第十一条第二項」を「第十一条」に改める。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百二十四条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十二条第一項の改正規定を次のように改める。

附則第十二条第一項中「有し、かつ」を「有する者（以下この項において「保険料納付済期間等を有する者」という。）のうち」に、「、次の各号」を「第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に、「同法第二十六条及び第三十七条（第四号に限る。）」を「同条」に、「みなす。」を「みなし、保険料納付済期間等を有する者のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）とを合算した期間が二十五年に満たない者であつて第一号から第十九号までのいずれかに該当するものは、同法第三十七条（第三号及び第四号に限る。）の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす。」に改め、同項第九号中「平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法による老齢厚生年金を受けることができること又は同項若しくは」を削り、「こと若しくは」を「こと又は」に改め、同項第十一号中「平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金を受けることができること（前号に該当する場合を除く。）又は」を削り、「同項」を「平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項」に、「同号」を「前号」に改め、同項第十三号中「の規定の適用を受けることにより厚生年金保険法による老齢厚生年金を受けることができること又は同項若しくは」を「又は」に改め、同項第十五号中「平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金を受けることができること（前号に該当する場合を除く。）又は」を削り、「同項」を「平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項」に、「同号」を「前号」に改め、同項に次の一号を加える。

二十　共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金を受けることができること（その受給権者が大

正十五年四月二日以後に生まれた者である場合に限り、第二号から第七号まで、第十八号及び前号のいずれかに該当する場合を除く。）。

第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十二条の改正規定を削る。

第十条のうち、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十六条の改正規定、同法第八十八条第一項の改正規定、同法附則第十二条の二の二第一項及び第十二条の三第三号の改正規定、同法附則第十三条第一項の表の改正規定、同法附則第十三条の五の改正規定並びに同法附則第十三条の六の改正規定を削り、同法附則第十三条の十第一項の改正規定中「中「二十五年」を「十年」に改め、同項」を削る。

第十条の次に次の一条を加える。

（平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の一部改正）

第十条の二　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項第一号中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に、「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号及び同条第二項第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

第八十八条第一項第一号中「失踪（そう）」を「失踪」に改め、同項第四号中「受給権者」の下に「（組合員期間等が二十五年以上である者に限る。）」を加える。

附則第十二条の二の二第一項及び第十二条の三第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

附則第十三条第一項の表第七十六条第一項第一号の項、第七十六条第二項第三号の項及び附則第十二条の三第三号の項を削る。

附則第十三条の五の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の」を「の組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、」に改め、「ものである」を削り、「第七十六条及び附則第十二条の三」を「第八十八条第一項第四号」に改める。

附則第十三条の六の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条第二号中「が退職共済年金の受給権者でない」を「の組合員期間等が二十五年未満である」に改める。

第十五条のうち、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十八条の改正規定、同法第九十九条第一項の改正規定、同法附則第十九条第三号の改正規定、同法附則第二十八条の四第一項及び第二項の改正規定、同法附則第二十八条の九の改正規定並びに同法附則第二十八条の十の改正規定を削り、同法附則第二十八条の十三第一項の改正規定中「中「二十五年」を「十年」に改め、同項」を削る。

第十五条の次に次の一条を加える。

（平成二十四年一元化法附則第六十条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十五条の二　平成二十四年一元化法附則第六十条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項第一号中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に、「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号及び同条第二項第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

第九十九条第一項第一号中「失踪（そう）」を「失踪」に改め、同項第四号中「受給権者」の下に「（組合員期間等が二十五年以上である者に限る。）」を加える。

附則第十九条第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

附則第二十八条の四第一項中「、第七十八条及び「及び附則第十九条」を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受ける者」を「前項に規定する警察職員」に改める。

附則第二十八条の九の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の」を「の組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、」に改め、「ものである」、「、第七十八条」及び「及び附則第十九条」を削る。

附則第二十八条の十の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条第二号中「が退職共済年金の受給権者でない」を「の組合員期間等が二十五年未満である」に改める。

第十九条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十九条第三号の改正規定を削る。

第二十四条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第八条第三項の改正規定の前に次のように加える。

目次中「第九条の二」を「第九条」に改める。

第二十四条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第十条の改正規定を削り、同法第十八条第一項の改正規定の前に次のように加える。

第九条の二を削る。

第二十四条のうち社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第三十七条第一項第四号の改正規定中「第三十七条第一項第四号」を「第四十条第一項第四号」に改める。

附則第三十五条を次のように改める。

（退職共済年金の職域加算額の支給に関する経過措置）

第三十五条　施行日の前日において現に平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額（退職を給付事由とするものに限る。以下この条において「退職共済年金の職域加算額」という。）の受給権を有しない者であって、改正前支給要件規定（第十条の二の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法及び同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法（平成二十四年一元化法附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）をいう。以下この条において同じ。）による退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するものについては、施行日において改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するに至ったものとみなして、施行日以後、その者に対し、改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額を支給する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第四十条を次のように改める。

（退職共済年金の職域加算額の支給に関する経過措置）

第四十条　施行日の前日において現に平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（退職を給付事由とするものに限る。以下この条において「退職共済年金の職域加算額」という。）の受給権を有しない者であって、改正前支給要件規定（第十五条の二の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法及び同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法（平成二十四年一元化法附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）をいう。以下この条において同じ。）による退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するものについては、施行日において改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するに至ったものとみなして、施行日以後、その者に対し、改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額を支給する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第六十八条及び第六十九条を次のように改める。

（平成二十四年一元化法の一部改正）

第六十八条　平成二十四年一元化法の一部を次のように改正する。

附則第三十五条第一項中「、同法第四十二条第二号中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十五条第一項に規定する特定衛視等（第五十八条第一項第四号において「特定衛視等」という。）」と」を削り、「第四十二条第二号に該当する者」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者に限る。）又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」に、「特定衛視等」と」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十五条第一項に規定する特定衛視等」と」に改め、同条第四項中「同法第四十二条第二号に該当する者」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」に改める。

附則第五十九条第一項中「第四十二条、第五十八条第一項第四号及び同法附則第八条」を「第五十八条第一項第四号」に、「同法第四十二条第二号に該当する者」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」に改め、同条第五項中「同法第四十二条第二号に該当する者」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」に改める。

第六十九条　削除

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百二十五条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十一条第一項の改正規定中「第十一条の四第一項及び第二項」の下に「、第十三条の五第六項」を加え、同法附則第十三条の四第一項の改正規定の次に次のように加える。

附則第十三条の五第一項中「又は第二項」を「、第二項又は第四項」に改め、同条第六項中「の受給権者が被保険者である間」を「は、その受給権者が被保険者等である日が属する月において」に改める。

第一条のうち厚生年金保険法附則第二十九条第八項を同条第九項とする改正規定中「同条第八項」を「同条第八項中「第三十三条」を「第二条の五、第三十三条」に改め、同項」に改める。

附則第十一条第一項中「及び施行日において公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。以下「平成二十四年国民年金等改正法」という。）附則第三十五条（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この条において同じ。）又は第四十条の規定により次に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至った者」を削り、同条第二項中「及び施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条又は第四十条の規定により同項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至った者」を削り、同条第三項中「及び施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条又は第四十条の規定により次に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至った者」を削る。

附則第二十一条中「及び施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は第四十条の規定により同項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至った者」を削る。

附則第三十五条第一項中「ついては」の下に「、同法第四十二条第二号中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十五条第一項に規定する特定衛視等（第五十八条第一項第四号において「特定衛視等」という。）」と」を加え、「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」を「第四十二条第二号に該当する者」に改め、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十五条第一項に規定する特定衛視等（第五十八条第一項に規定する特定衛視等（第五十八条第一項第四号において「特定衛視等」という。）」と」を加え、「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」を「第四十二条第二号に該当する者」に改め、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十五

りその例によることとされる平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条の規定により受給権を有するに至った者に対する改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付」を削る。

附則第八十七条のうち国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）附則第七条の五第四項の改正規定中「あつた期間に係る」を「あつた期間」に、「第四号厚生年金被保険者期間に係る」を「第四号厚生年金被保険者期間」に、「組合員又は加入者であつた期間に基づく」を「厚生年金保険の被保険者であつた期間に基づく」を「組合員若しくは加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

附則第八十八条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十二条第一項の改正規定を次のように改める。

附則第十二条第一項第四号中「含む。）が」を「含み、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に係るものに限る。）が」に改め、同項第八号中「国家公務員共済組合法附則第十三条第二項」を「平成二十四年一元化法附則第三十五条第二項」に、「同法附則第十三条の五」を「同条第四項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第九号中「国家公務員共済組合法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた同法による退職共済年金」を「平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法による老齢厚生年金」に、「同法附則第十三条の五若しくは第十三条の六」を「その者の遺族（厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族をいう。以下この項において同じ。）が平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該者の死亡に係るものに限る。以下この号において同じ。）を受けることができること若しくは同条第四項若しくは第五項」に、「により同法による退職共済年金」を「により同法による遺族厚生年金」に改め、同項第十一号中「国の施行法第八条若しくは第九条（同法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第二十五条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定」に改め、「除く。）」の下に「又はその者の遺族が同項の規定による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けることができること（同号に該当する場合を除く。）」を加え、同項第十二号中「新地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四第一項」を「平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項」に改め、「昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正後の」を削り、「以下「新地方の施行法」という。）」を「第十四号において「地方の施行法」に、「同法附則第二十八条の四第一項第二号イ」を「同項第二号イ」に、「同法附則第二十八条の九に規定する者であつて同条」を「同条第五項に規定する者であつて同項」に改め、同項第十三号中「新地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四第一項又は第二十八条の九若しくは第二十八条の十」を「平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項」に、「同法による退職共済年金」を「厚生年金保険法による老齢厚生年金」に改め、「できること」の下に「又は同項若しくは同条第五項若しくは第六項の規定の適用を受けることによりその者の遺族が厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けることができること」を加え、同項第十四号中「新地方の施行法」及び「同法」を「地方の施行法」に改め、同項第十五号中「新地方の施行法第八条第二項若しくは第三項、第九条第二項若しくは第十条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項若しくは第二項（同法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項若しくは第二項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）又は第六十二条第一項若しくは第二項（同法第六十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより新地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定」に改め、「除く。）」の下に「又はその者の遺族が同項の規定による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けることができること（同号に該当する場合を除く。）」を加え、同項第十六号中「同法」を「昭和六十年地方公務員共済改正法」に改め、「又は同項の規定の適用を受けることにより新地方公務員等共済組合法による退職共済年金を受けることができること」を削り、同項第十七号中「昭和六十年私立学校教職員共済改正法第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第十項（同法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法による退職共済年金」を「その者の遺族が私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が支給する遺族厚生年金（当該者の死亡に係るものであつて政令で定めるものに限る。）」に改める。

附則第八十八条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十二条及び第二十七条の改正規定を次のように改める。

附則第二十二条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、「私立学校教職員共済制度を管掌することとされた」を削る。

附則第二十七条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第八十八条のうち国民年金法等の一部を改正する法律附則第七十四条第二項の改正規定中「同条第三項」を「同条第二項」を「第三項」を「第二項」に改める。

附則第百六条のうち、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律目次の改正規定中「第九条」を「第九条の二」に改め、同法第十条を削る改正規定を次のように改める。

第十条を第九条の二とする。

附則第百六条のうち社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第七章第二節の次に一節を加える改正規定（第三十七条に係る部分に限る。）中「者」であるもの」の下に「の遺族」を加える。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正）

第百二十六条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条のうち住民基本台帳法別表第一中七十七の七の項を七十七の八の項とし、七十七の六の項の次に次のように加える改正規定中「七十七の七の項を七十七の八の項とし、七十七の六の項」を「七十七の十三の項を七十七の十四の項とし、七十七の十二の項」に、「七十七の七　厚生労働省」を「七十七の十三　厚生労働省」に改める。

附則第二十条の次に次の一条を加える。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条の二　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四十六条第三項中「若しくは船員保険法」を「、船員保険法」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第百二十七条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第五十九条第一項から第三項まで」を「第五十九条第一項、第三項若しくは第四項」に、「若しくは第三十七条の十四第九項」を「、第三十七条の十四第九項」に、「第二十五項」を「第二十六項」に、「所得税法」を「第七十条の二の二第十三項若しくは第七十条の二の三第十四項、所得税法」に改める。

（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の一部改正）

第百二十八条　消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

第十二条及び附則第二条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年九月三十日」に改める。

（電気事業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百二十九条　電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五十一条のうち租税特別措置法第十条の二の二第一項及び第四十二条の五第一項の改正規定中「第十条の二の二第一項」を「第十条の二第一項」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第百三十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百三十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から、法人税率の引下げ、欠損金繰越控除制度及び受取配当等益金不算入制度の見直し、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充並びに未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設等を行うとともに、地方創生に取り組むための投資促進税制の創設、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設等、経済再生と財政健全化を両立するための消費税率引上げの施行日の変更及び住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の延長等、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和を図るための国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し、外国子会社配当益金不算入制度の見直し及び非居住者に係る金融口座情報の報告制度の整備等、震災からの復興を支援するための福島再開投資等準備金制度の創設等並びに財産債務明細書の見直しを行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて土地の売買等に係る登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取組、経済再生と財政健全化の両立、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和、震災からの復興支援などの観点から、国税に関し、所要の施策を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1　デフレ脱却と経済再生に向け、法人税について税率の引下げ並びに欠損金繰越控除制度及び受取配当等益金不算入制度の見直し、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の拡充等を行うこと。

2　地方創生に向け、地方創生に資する投資促進税制の創設、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設等を行うこと。

3　経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率引上げの施行日の変更等を行うこと。

4　国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和を図るため、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し、国外転出をする場合の有価証券等に係る譲渡所得等の特例の創設等を行うこと。

5　震災からの復興を支援するため、福島で事業を再開するための投資費用を積み立てやすくするための準備金制度の創設等を行うこと。

6　この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成二十七年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取組、経済再生と財政健全化の両立、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和、震災からの復興支援などの観点から、国税に関し、所要の施策を講ずるもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行による減収見込額

本案施行による減収見込額は、初年度において約千三百四十七億円、平年度において約千百八十八億円である。

右報告する。

平成二十七年三月十三日

財務金融委員長　古川　禎久

衆議院議長　町村　信孝殿

〔別紙〕

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　税制抜本改革法第七条の規定に基づき、消費税率の引上げを踏まえて、低所得者に配慮する観点からの施策について検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

一　税制のあり方については、目下のデフレ脱却・経済再生に向けた対応とともに、今後とも、格差の固定化につながらないよう機会の平等や世代間・世代内の公平の実現、簡素な制度の構築といった考え方の下、不断の見直しを行うこと。

一　高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑化に加え、近年の国税通則法の改正、社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、歳入を確保するため、定員の確保、国税職員の職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十七年二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

（関税法の一部改正）

第一条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第五項中「二週間」を「一月」に改める。

第十四条の二第二項中「又はその」を「若しくはその」に改め、「係る」と」の下に「、又は国外転出等特例の適用がある場合の所得税に係る」とあるのは「に係る」と」を加える。

第六十九条の十一第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項（定義）に規定する指定薬物（同法第七十六条の四（製造等の禁止）に規定する医療等の用途に供するために輸入するものを除く。）

第百五条の二中「第三項及び第五項」を「第三項、第五項及び第六項」に改める。

（関税暫定措置法の一部改正）

第二条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項本文中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項ただし書中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「であつて、」を「であつて」に改め、「に係る輸入数量」の下に「（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）の効力発生の日（以下「協定発効日」という。）から一年を経過した日前の期間に係るものに限る。）及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。）」を加え、同条第八項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「及び」を「並びに」に改め、「オーストラリア産飼料用麦の輸入数量」の下に「（協定発効日から一年を経過した日前の期間に係るものに限る。）及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。）」を加える。

第七条の四第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改める。

第七条の五第一項中「平成二十六年度まで」を「平成二十七年度まで」に改め、同項第一号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「当該年度の第三四半期」を「当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期」に、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）の効力発生の日（以下この号及び第七条の八第一項において「協定発効日」という。）」を「協定発効日」に、「以降」を「以後」に、「同条第一項」を「第七条の八第一項」に、「同年度の第三四半期」を「同年度の当該各月の属する四半期」に、「まで。」を「まで」に改め、同項第二号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「まで。」を「まで」に改め、同条第三項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改める。

第七条の六第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項各号中「まで。」を「まで」に改め、同条第二項及び第七項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改める。

別表第一第〇四〇二・一〇号中「幼児又は」を「幼児、」に改め、「児童福祉施設の児童」の下に「又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項、第一〇項若しくは第一二項に規定する事業による保育を受ける児童」を加え、同表第一七・〇三項を削る。

別表第一の三中「平成二七年三月三一日」を「平成二八年三月三一日」に改め、同表第〇四〇二・一〇号中「幼児又は」を「幼児、」に改め、「児童福祉施設の児童」の下に「又は児童福祉法第六条の三第九項、第一〇項若しくは第一二項に規定する事業による保育を受ける児童」を加える。

別表第一の三の二及び別表第一の六中「平成二七年三月三一日」を「平成二八年三月三一日」に改める。

別表第一の七第一〇二項中「で政令で定める規格のもの」を削り、同表中第一〇三項を削り、第一〇四項を第一〇三項とし、第一〇五項を第一〇四項とする。

別表第一の八中「平成二七年三月三一日」を「平成二八年三月三一日」に改める。

（施行期日）

1　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中関税法第十四条の二第二項の改正規定及び同法第百五条の二の改正規定　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

二　第二条中関税暫定措置法別表第一第〇四〇二・一〇号の改正規定及び同法別表第一の三第〇四〇二・一〇号の改正規定　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の関税法第十二条の三第五項の規定は、この法律の施行の日以後に同項に規定する提出期限が到来する関税について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の関税法第十二条の三第五項に規定する提出期限が到来した関税については、なお従前の例による。

理　由

最近における内外の経済情勢等に対応するため、輸入してはならない貨物への指定薬物の追加及び暫定関税率の適用期限の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、指定薬物を関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加するとともに、関税率等について所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1　医薬品医療機器等法に規定する指定薬物

を、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加すること。

2　平成二十七年三月三十一日に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限の延長を行うこと。

3　無申告加算税の不適用制度に係る期限を国税通則法の改正に合わせて延長すること。

4　この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二十七年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、指定薬物を関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加するとともに、関税率等について所要の改正を行うもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十七年三月十三日

財務金融委員長　古川　禎久

衆議院議長　町村　信孝殿

〔別紙〕

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。また、東日本大震災により多大な被害を受けた地域の状況に十分配慮した税関手続の弾力的な対応に引き続き努めること。

一　最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤・危険ドラッグ・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持ち込みを阻止する水際において国民の安心・安全を確保するため、税関職員の定員の確保、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。特に最近の国際的な情勢を踏まえ、国民の安全・安心の確保を目的とする水際におけるテロ・治安維持対策の遂行に当たっては、事前情報の更なる有効活用を図るとともに、税関における定員の確保及び機器等の整備を含む業務処理体制の実現に努めること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　本号一部、一、五三四円（本体一、四三〇円）